

国立アイヌ民族博物館

アヌココロ アイヌ イコロマケンル

研究紀要 第1号 2022

National Ainu Museum

an=ukokor aynu ikor oma kenru

Journal Vol.1 2022

国立アイヌ民族博物館
National Ainu Museum

『国立アイヌ民族博物館 研究紀要』 エアシリ チカラ
『国立アイヌ民族博物館研究紀要』を創刊しました

イランカラッテ

タンパ『国立アイヌ民族博物館 研究紀要』セコロ アイェブ、カンピソシ エアシリ チカラ ナ（今年、『国立アイヌ民族博物館 研究紀要』を創刊しました）。

本紀要は、博物館の研究学芸職員をはじめ民族共生象徴空間の職員たちの自由な発想に基づく調査研究活動、さらには展示、教育普及、文化継承、人材育成、資料の収集保存管理、ネットワーク構築といった業務も含めて、その成果を広く社会に、あるいは専門の研究者や文化継承者のコミュニティに発信するために毎年刊行される定期刊行物です。

当博物館は開館して3年目を迎えたところです。そこでようやく研究紀要の刊行に漕ぎ着けましたが、まだまだ独り立ちできておりません。研究学芸職員の研究活動でも、その学術的なレベルも含めて、改善の余地は多々あります。読者の皆様の厳しくかつあたたかいご指導の下にその向上を図っていく所存です。今後とも当館の研究をはじめ、もろもろの活動へのご支援をよろしくお願い申し上げます。イヤイライケレ

2022パ9チュブ 30ト

令和4年9月30日

アヌココロ アイヌ イコロマケンル
国立アイヌ民族博物館

サパネクル エトゥナンカラ
館長 佐々木史郎

National Ainu Museum Journal easir ci=kar
The first issue of the National Ainu Museum Journal is here!

Irankarapte

tanpa National Ainu Museum Journal sekor a=ye p, kampsos easir ci=kar na (This year, we have launched the first issue of the National Ainu Museum Journal).

Each year, this Journal will publish articles of independent research activities by our staff in charge of research, curatorial and cultural programs. It also aspires to share the achievements and results of our activities such as the museum's exhibitions, cultural programs in the park, capacity development efforts, educational programs, collection and conservation management and networking.

Our museum has just entered its third year of operation as a core research institution within Upopoy National Ainu Museum and Park. This year, we are happy to announce the launch of this publication, but this is just a beginning of our long journey. There is much room for improvement in our research, and we are determined to grow under the generous guidance of our readers.

We look forward to your continued support.

iyayraykere

2022 *pa 9 cup 30 to*
2022 September 30

an=ukokor aynu ikor oma kenru
National Ainu Museum

sapanekur etunankar
Executive Director Prof. Dr. SASAKI Shiro

「国立アイヌ民族博物館 研究紀要」の編集・査読の基本方針

- ・本紀要は、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館の設立理念に則って、当館を含む民族共生象徴空間ウポポイが行う調査研究の成果として公表するにふさわしいと思われる内容の投稿を掲載します。
- ・本紀要に掲載される論文等について、研究倫理の遵守が徹底されていることを確認し、先住民族であるアイヌの尊厳が尊重されることを最優先事項として編集にあたります。
- ・本紀要は、学術的な研究成果の公表の場であるとともに、国立博物館や国立公園で行われる展示や文化体験プログラムの開発過程で行われた調査・事業の客観的な記録・分析等も公開します。
- ・「国立アイヌ民族博物館印刷物等編集委員会」が編集と査読に関する作業・決定を行います。

National Ainu Museum Journal Editorial and Peer Review Policy

- ・ This journal will publish the results of research conducted by Upopoy National Ainu Museum and Park.
- ・ The Journal will be edited and reviewed in accordance with the museum's founding philosophy of "respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people, promoting correct understanding of Ainu history and culture in Japan and abroad, and contributing to the creation and development of new Ainu culture".
- ・ The Museum will ensure that the articles in this journal adhere to our strict research ethics, according to which the dignity of the Ainu, an indigenous people, is respected. This policy shall be given the highest priority throughout the Journal.
- ・ This journal is a place for the publication of academic research, as well as objective records and analyses of exhibitions and cultural programs at the National Museum and the National Park.
- ・ The Editorial Board of the National Ainu Museum will be in charge of editing and peer review.

目次

CONTENTS

巻頭挨拶	佐々木史郎	3
Message from Executive Director	SASAKI Shiro, Dr.	
「国立アイヌ民族博物館 研究紀要」の編集・査読の基本方針		5
National Ainu Museum Journal Editorial and Peer Review Policy		
〔論文〕 国立アイヌ民族博物館の設立と果たすべき役割	佐々木史郎	9
〔Original Paper〕 The Establishment of the National Ainu Museum: Process and Expected Roles	SASAKI Shiro, Dr.	
〔論文〕 1850年代後半、箱館奉行による種痘での痘苗	永野正宏	40
〔Original Paper〕 The Vaccine used in the Smallpox Vaccination Conducted by the Hakodate Magistrate in the Late 1850s	NAGANO Masahiro, Dr.	
〔研究ノート〕 鶴川地方のアイヌ文化継承者、吉村冬子フチの教え	押野朱美	56
〔Research Notes〕 The Teachings of Our <i>Huci</i> , Fuyuko Yoshimura, an Inheritor of Ainu Culture in Mukawa	秋山里架 OSHINO Akemi AKIYAMA Rika	
〔研究ノート〕 アイヌ民族の伝承を活用した災害教育の実践と課題 白老における津波に関する口承を例に	シン ウォンジ	66
〔Research Notes〕 Practice and Challenges in Disaster Education Using Ainu Traditions: The Case of Ainu Oral Traditions Concerning Tsunami in Shiraoi	八幡巴絵 奥山英登 SHIN Wonji YAHATA Tomoe OKUYAMA Hideto	

- 〔研究ノート〕 国立アイヌ民族博物館の教育普及ツール開発Ⅰ：…………… 笹木一義…………… 80
 着物のぬりえワークシート
 SASAKI Kazuyoshi
- 〔Research Notes〕 Development of the Educational Tools of National
 Ainu Museum Vol. I: A Worksheet of Colouring and Learning
 the Ainu Garments (coat) and Ainu Patterns
- 〔研究ノート〕 「アイヌ民族の〈現在〉／〈日常〉を展示する」…………… 関口由彦…………… 102
 Exhibiting the "Present" / "Everyday Life" of
 SEKIGUCHI Yoshihiko, Dr.
 the Ainu People
- 〔研究ノート〕 「アイヌ古式舞踊」の文化財指定の経緯に関する考察…………… 谷地田未緒…………… 114
 - 知里真志保と本田安次の原稿から -
 YACHITA Mio
- 〔Research Notes〕 A Study on the Designation Process of "Traditional Ainu
 Dance" as Japan's Cultural Property: Examination of the Manuscripts
 of Chiri Mashiho and Honda Yasuji
- 〔研究ノート〕 ハイパースペクトルカメラによる染料分析の測定方法…………… 赤田昌倫…………… 132
 アイヌの繊維資料を前提とした分析方法の検証
 AKADA Masanori, Dr.
- 〔Research Notes〕 Measurement Method of Dye Analysis by
 Hyperspectral Camera
 —Verification of the Analysis Method for Ainu Textile Materials—
- 〔資料紹介〕 「二風谷のフチ萱野れい子とカッケマツたち」補遺…………… 笹村律子…………… 150
 Additional text for "A Nibutani *huci*,
 SASAMURA Ritsuko
 Kayano Reiko and *katkemat*"
- 〔資料紹介〕 北海道アイヌ協会創立当時の請願書等について…………… マーク・ウィンチェスター…………… 175
 Petition from the time of the establishment
 田村将人
 Mark WINCHESTER, Dr.
 of the Ainu Association of Hokkaido
 TAMURA Masato
- 〔資料紹介〕 石田収蔵の野帳等資料の紹介…………… 是澤櫻子…………… 186
 - 20世紀前半の樺太先住民族の暮らしの風景 -
 細椋雄貴
 KORESAWA Sakurako
 Fieldnotes of the 20th Century Anthropologist
 "Ishida Shuzo" - Sketches and Notes About Indigenous Peoples'
 HOSOMOMI Yuki
 Life in Sakhalin in the First Half of the 20th Century -

〔事業報告〕 さわる展示の実施と課題……………	立石信一……………	221
－「ケレヤン、ヌカラヤン、ヌヤン さわる、みる、きく、 国立アイヌ民族博物館」を通じた実証的検討－	今野彩 TATEISHI Shinichi KONNO Aya	
〔Program Report〕 The Implementation and Issues involved in Tactile Exhibitions: The Exhibition “ <i>kere yan nukar yan nu yan</i> (touch, look, listen) to the National Ainu Museum”		
〔事業報告〕 国立アイヌ民族博物館開館時の基本展示室 キャプションについて……………	小林美紀……………	233
〔Program Report〕 Captions in the Permanent Exhibition of the National Ainu Museum at the Time of Opening	KOBAYASHI Miki, Dr.	
国立アイヌ民族博物館 研究紀要 編集・査読の体制……………		236
National Ainu Museum Journal Editorial and Peer Review Regulations		

国立アイヌ民族博物館の設立と果たすべき役割

The Establishment of the National Ainu Museum: Process and Expected Roles

佐々木史郎 (SASAKI Shiro, Dr.)

国立アイヌ民族博物館館長 (Executive Director, National Ainu Museum)

要旨

2020年7月に開館した国立アイヌ民族博物館は、「アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンター」(アイヌ政策推進会議 2016: 3)として整備された「民族共生象徴空間」の中核施設の1つとして設置された博物館である。それは「この博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」(博物館調査検討委員会 2013:1)という理念を掲げ、アイヌ文化に関する展示、教育・普及、調査・研究、人材育成、資料の収集・保存・管理、博物館ネットワークの構築といった業務を行う。本稿ではこのような「国立博物館」が設立された経緯とこれから果たすべき役割について、政府がアイヌ政策推進と民族共生象徴空間整備のために設置した有識者懇談会、委員会、作業部会等の報告書類を主要な資料として、それを文化人類学などによる先住民族研究の成果を利用して分析しつつ論じた。その結果、この国立博物館設立までの間に研究者、博物館、懇談会等の委員等の間でアイヌ文化に対する認識の転換が起きており、それが国立博物館設立の原動力となっていたこと、またこの博物館の理念や運営方針が国際的な博物館の再定義の動きに対応しており、その促進を期待されていることが明らかになった。

キーワード：アイヌ民族、アイヌ文化、先住民族、民族共生象徴空間、博物館

Abstract

The National Ainu Museum was opened in July 2020 as one of core facilities of UPOPOY: National Ainu Museum and Park. UPOPOY was established as “a national center for the revitalization of Ainu culture.” The museum’s mission is to, “respect the dignity of the Ainu as an indigenous people, promote proper recognition and understanding about the Ainu history and culture, and contribute to the creation and further growth of new Ainu culture,” and it engages in exhibitions, education and dissemination, research and investigation, human resource development, reservation and management of museum collections, and the establishment of museum networks. This paper analyzes, from an anthropological point of view, the reports of the advisory panels, committees, and working groups organized by the Japanese government to promote Ainu policy, and it discusses the process of the museum’s establishment and the expected roles the museum is expected to play. As a result, the following points become clear: 1) researchers, museum curators, and other members of the panels, committees, and working groups made a decisive change in their recognition of Ainu culture in the process of their discussion concerning Ainu policy during the second decade of the twenty-first century, and this change prompted the establishment of the national museum specializing in Ainu culture, 2) the mission and management policy of the museum followed the latest international developments in the redefinition of museums, and the museum is expected to promote this redefinition.

Key Words : Ainu, Ainu Culture, Indigenous People, National Ainu Museum and Park, Museum

1. はじめに

国立アイヌ民族博物館は国内で初めてアイヌ民族という先住民族の文化に焦点を当てて展示、教育・普及、調査・研究、資料収集、人材育成などを行うために設立された国立博物館である。その理念には、「この博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」とある。この博物館は、北海道白老郡白老町に開設された民族共生象徴空間（愛称「ウポポイ」）の中核施設の一つとして文化庁が設立し、その運営を公益財団法人アイヌ民族文化財団に委託しているものである。

2020年当初からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、同年4月24日に予定されていた開館が7月12日に延期されたが、それでもなんとか運営が始まり、本稿を執筆した2021年9月までの1年間余で20万人の来館者（博物館を含む民族共生象徴空間全体では25万人以上）を迎えた。当初の目標は民族共生象徴空間全体で100万人とされていたことから、それには遠く及ばなかったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延が続く中、2021年9月末までに4度の「緊急事態宣言」が出され、公園内・博物館内の入場制限や都市間・地域間の移動の制限があり、また海外からの観光客が入れない状況の中でこれだけの来館者があったことは、多くの人が関心を持っていることを意味している。

アイヌ文化の担い手であるアイヌ民族は「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」である（「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」2019年（以下「アイヌ施策推進法」とする）第1条に基づく）。アイヌ民族を先住民族と認めることはすでに2008年の衆参両院での国会決議（後述）で求められていたが、「アイヌ施策推進法」への明記はそれに法的根拠を与えた。

この博物館は先住民族の文化に特化した活動を行う国立の博物館として開館前から海外からも注目を集めていた。例えば、2019年9月に実施された国際博物館会議（International Council of Museums、以下「ICOM」）京都大会でも、我が国の最新の国立博物館の建設というだけでなく、先住民族アイヌの文化に特

化した博物館という意味で注目された。当時の国立アイヌ民族博物館設立準備室（以下「準備室」とする）はICOM下部組織の民族学の博物館・コレクションの国際委員会（ICME）の中でセッションを1つ設けて、新しい博物館の理念と館員たちの意気込みを語った。また、本会議終了後に行われた北海道伊達市でのポストコンファレンスでも取り上げられ、エクスカッションの中に建築中の博物館と民族共生象徴空間の見学が組み込まれた。

アイヌ文化関連の資料を所蔵する海外の博物館からの協力の申し出も相次ぎ、その一環で、ロシア、ドイツ、アメリカ、イギリスの博物館が所蔵する資料を紹介する映像番組（現在博物館のシアターで上映されている「世界が目にしたアイヌの技」）を制作することもできた。

本稿ではこのような国内外からの注目を集めた最新の国立博物館の設立された経緯、掲げる理念と目的、そして将来の方向性について、先住民族文化の振興における博物館の意義と役割とは何かという問題意識を持って論じていきたい。その議論の材料となるのは博物館と民族共生象徴空間の設立を提言し、その理念や目的、機能、設立形態、運営方法などについて議論するために政府が設置した各種懇談会、委員会、作業部会等の報告書類である（文末の文献一覧参照）。それらを細かく分析することで、国がどのような意図、理念を持ってこのような施設を設立しようとしていたのかを明らかにし、それが文化人類学をはじめとするアイヌ文化を研究してきた学術分野の動向とどのように絡むのかについて解明していく。本稿では、先住民族の文化を展示する博物館のあり方、博物館設立の経緯、アイヌ文化の定義と認識の変遷、博物館の理念と目的と運営方法の順に述べ、最後に結論としてアイヌ文化の振興と新たな創造という理念の実現に向けて果たしていくべき博物館の役割について論じていきたい。

2. 先住民族アイヌと博物館

2.1. アイヌ民族が先住民族であること

まず、国立アイヌ民族博物館の設立は、アイヌ民族が先住民族であるということが前提になっている。この博物館ではそのことについて、2008年の国会決議を受けて内閣官房長官が組織して諮問した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（以下「有識者懇

談会) が 2009 年に発表した『報告書』の以下の記述を根拠としている。

アイヌの人々は、独自の文化を持ち、他からの支配・制約などを受けない自律的な集団として我が国の統治が及ぶ前から日本列島北部周辺、とりわけ北海道に居住していた。その後、我が国が近代国家を形成する過程で、アイヌの人々は、その意に関わらず支配を受け、国による土地政策や同化政策などの結果、自然とのつながりが分断されて生活の糧を得る場を狭められ貧窮していくとともに、独自の文化の伝承が困難となり、その伝統と文化に深刻な打撃を受けた。しかし、アイヌの人々は、今日においても、アイヌとしてのアイデンティティや独自の文化を失うことなく、これを復興させる意思を持ち続け、北海道を中心とする地域に居住している。これらのことから、アイヌの人々は日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると考えることができる。(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 23-24、下線筆者)

国際連合や日本政府は今のところ先住民族に関する明確な定義をしていない。2007 年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)においても、先住民族の置かれてきた状況や侵害された権利、そして先住権にどのようなものがあるかは列挙されているが、先住民族とは何かという明確な定義は見られない。また日本政府も、例えば 2008 年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(第一六九回国会、決議第一号)の採決に際して、鈴木宗男議員(当時)が「質問主意書」、「再質問主意書」において提起した先住民族の定義に関する質問に対して、「現在のところ「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(以下「宣言」という。)において「先住民族」の定義についての記述がなく、また、「先住民族」に関する国際的に確立した定義がないこともあり」と述べて明確な回答を避けている(衆議院ホームページ「質問本文情報」平成二十年六月六日提出の質問第四八六号と同年六月十七日提出質問第五四九号と、それに対する「答弁本文情報」平成二十年六月一七日受領答弁第四八六号と六月二十四日受領答弁第五四九号)。

一応、文化人類学者をはじめ民族問題あるいは先住民族問題に取り組む研究者の間に共有されている定義の候補はいくつかある。例えば、国連経済社会理事会

人権委員会の差別防止及びマイノリティの保護に関する小委員会で特別報告官を務めたホゼ・マルティネス・コボが提起した定義(Marthinez Cobo 1983: 48-50)や国際労働機関(ILO)が 1989 年に定めた条約「独立国における原住民及び種族民に関する条約(第 169 号)」(C169-Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169))の第 1 条第 1 項の適用条項などがある(国際労働機関ホームページより)。それらに準拠して民族に絡む紛争の予防に関する報告書をまとめた大仲千華によれば、先住民族の定義として共通する要素として、次の 3 点を挙げている(大仲 2003: 9)。

- ①植民地化、侵略または近代国家の領土画定によって被支配的な地位に位置づけられること。
- ②自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度的の一部または全部を保持していること。
- ③その基準では、自己規定が重要となること。

また、そもそも、「先住民」の定義や認定は個々の先住の民の自己決定権に属す(清水 2008: 321)ものではないかという議論もある。これは、2007 年の国連の宣言の元になった「1993 年草案」¹⁾を詳細に検討した清水昭俊が述べるところであるが、この点は 2007 年の宣言本文でも第 3 条【自己決定権】で、「先住民族は、自己決定の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する」(国際連合ホームページ『先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)』p.6、なお注 12)も参照)という形で引き継がれている。いいかえれば、先住民あるいは先住民族の当事者を脇に置いて、研究や行政、政治などに携わるものだけで「先住民族とは何か?」、「だれが先住民族なのか?」という議論を行うこと自体が先住民族の権利の侵害になりかねないということである。

とはいえ、有識者懇談会でも国連宣言や国会決議を受けて、アイヌ民族が先住民族であるということを前提とした提言を出す必要があったことから、その根拠を示している。その報告書では「先住民族」の定義について、以下のように述べる。

先住民族の定義については国際的に様々な議論があり、定義そのものも先住民族自身が定めるべきであるという議論もあるが、国としての政策展開との関係において必要な限りで定義を試みると、先住

民族とは、一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族である、ということができよう。(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 23)

実は上で引用したアイヌが先住民族であるという説明はこの後に続く一節である。

有識者懇談会も「定義そのものも先住民族自身が定めるべきであるという議論もある」と清水が指摘したことに言及してはいるが、「国としての政策展開との関係において必要な限りで定義を試みる」として次の4つの要件をあげている (a)、b) という符号は筆者が整理の便宜上付したものである)。

- a) 一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から居住していること
- b) 国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族であること
- c) その意に関わらず多数民族の支配を受けていること
- d) それでもなお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住しつづけていること

この定義には大仲が整理した3つの点と重なるところがある。例えば、a) と c) が大仲のいう①に相当し、b) と d) が②に相当する。③は清水のいう「先住民」の定義や認定は個々の先住民の自己決定権に属す」ということである。有識者懇談会の定義ではここに相当する要件はない。しかし、アイヌ民族が先住民族であるかどうかという点についてはその自己決定を前提にしているところから、そこについてはあえて言及していないということになるのだろう。有識者懇談会は、アイヌ民族自身が先住民族と自認し、そのように認識することを国に求め、そして上記の4点を満たしている(先の報告書の引用の下線部分が4つの要件に当たる)と判断して、「アイヌの人々は日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると考えることができる」と結論づけたと解釈することができるだろう。

この博物館も有識者懇談会以上には先住民族の一般的な定義に関する議論には踏み込まない方針をとって

いる²⁾。重要なのは、繰り返しになるが、アイヌ民族が自らを先住民族であると認定し、有識者懇談会がそれを前提にした上でアイヌ民族を「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族である」と規定している点である。「先住民族の権利に関する国際連合宣言」との関係では、有識者懇談会の見解は先住権について何も語っていない、アイヌが本来持つはずの集団的な権限を認めていないという主張がある(榎森 2019: 19; 市川 2019: 42-46)。また、逆にアイヌ民族は先住民族ではない、あるいはそのような民族は存在しないなどと声高に叫ぶ人たちもいる。しかし、この博物館は有識者懇談会の報告書に基づき、アイヌ民族が「先住民族」であるという立場は崩しておらず、その意味で先住民族の文化をその活動の主要な対象とする博物館の1つであるということができる。

2.2. 博物館におけるアイヌ文化の表象・収集・展示

設立当初からアイヌ民族が先住民族であることを前提としてその文化を展示し、調査・研究し、教育し、資料を収集し、その文化を担う人材を育成しようとする博物館は日本ではこの博物館が初めてである。アイヌ文化を独自の民族文化として展示してきた博物館はいくつもあるが、設立当初から「先住民族」の文化であることを前面に出したものはなかった。それは、それらの博物館でアイヌ文化の展示が製作された当時はアイヌ民族が先住民族であることは、政府はおろか日本社会全体でもきちんと受け止められていなかったからである。海外に目を転じると、1980年代にはアイヌ民族が国連を舞台にした先住民族の権利を主張する活動に参加し始めていたことから、20世紀末にはアイヌ文化を先住民族の文化として展示しようとする動きはあった。例えば、スミソニアン協会の国立自然史博物館(アメリカ合衆国ワシントンD.C.)で1999年に行われたAinu: Spirit of Northern Peopleという特別展示はそのような展示の1つである。

アイヌ文化を博物館という装置を使って表象しようとする活動は、ヨーロッパで始まった。収集時期が最も古いと思われるアイヌ文化コレクションはロシアにある。

ロシアはシベリア進出の果てに、ユーラシア大陸の東端にあるチュコトカ半島やカムチャツカ半島にまで到達したが、17世紀末にカムチャツカ半島の南端でアイヌのコミュニティと出会い、18世紀初頭には、

そこから南西に延びる千島列島沿いに勢力拡大を図る。目的はより利益の大きい日本や中国との商取引だったが、その過程で千島列島に既に居住していたアイヌを支配下に入れようとした。その目的は千島列島の海域に多数生息していたラッコの毛皮の上納であり、さらにはラッコ猟で使役するためだった（ズナメンスキー 1979: 162-166）。

アイヌは暴力的に支配を始めようとするロシアに対して武力で抵抗することもあった（ズナメンスキー 1979: 167-169; 北海道廳 1936: 1295-1297）。しかし、次第に商業的な関係に移行し、ウルップ以北のアイヌはロシアの政治的、経済的、宗教的な影響を受け入れた（Stephan 1974: 50）。その過程でロシアの遠征隊はアイヌの衣服、道具類、宗教用具などを手に入れる。当時のロシアの首都サンクトペテルブルクにはすでに「クンストカメラ」と呼ばれるピョートル1世が1714年に設立した博物館があり、千島列島で入手されたアイヌの資料もそこに納められることになった。クンストカメラ、すなわち現在のロシア科学アカデミーピョートル大帝記念人類学民族学博物館の記録によれば、最も古いアイヌ資料は千島列島で採集されたもので、1775年にヤクーツクの商人プロトジヤコフがクンストカメラに納めたものだという（Белков 2015: 131, 155, 158, 159; 佐々木 2020a: 42-45）。その後千島列島ではロシア海軍が活発に活動するようになり、千島のアイヌの資料がもたらされるようになった。

ロシアは1850年代に入ると今度は樺太（サハリン）への進出を始める。その過程でもアイヌと接触するようになり、樺太アイヌの資料が入手されるようになる。最も充実したコレクションは、ポーランドの民族学者プロニスワフ・ピウスツキ（B. P. Pilsudski）とロシアの民族学者ヴィクトル・ヴァシーリエフ（V. N. Vasil'ev）によるもので、前者は1903年から05年にかけて、後者は1912年にそれぞれ樺太と北海道で収集された。現在前者はクンストカメラを中心にロシア国内の他の博物館とドイツやポーランドの博物館に収蔵されている。後者はやはりサンクトペテルブルクにあるロシア民族学博物館に収蔵されている（SPb-アイヌプロジェクト調査団 1998; 荻原真子・古原敏弘・ゴルバチョーヴァ 2007）。

このような経緯からロシアではアイヌ文化は帝国を構成する諸民族の文化の1つという位置づけの下に、収集、展示されてきた。現在のロシア連邦では

アイヌ民族の存在が正式には認められていないために、アイヌ文化は海外の諸民族を紹介するクンストカメラで展示され、ロシア連邦内の諸民族を紹介するロシア民族学博物館では常設展示には展示されていない（短期的な特別展示などで展示されることはある）。

他方、他のヨーロッパ諸国では事情が異なる。そこではより学術的、哲学的な問題の中でアイヌの存在が議論され、関心が高まり、資料が収集され、コレクションが形成された。そのきっかけは16世紀半ばから日本を訪れたキリスト教宣教師たちの報告だったが、18世紀になるとたびたび日本近海に遠征隊が派遣され、アイヌを探し求めた。アイヌがヨーロッパ人と祖先を共有する人々と思われ、当時の人びとには忘れ去られていた理想の姿をそこに求めたからである（クライナー 2004: 96-101）。

ヨーロッパの初期のアイヌコレクションは19世紀初めに長崎に来航したフィリップ・フランツ・フォン・シーボルト（Ph. F. B. von Siebold）がもたらした資料である。彼は最上徳内、間宮林蔵などの江戸幕府が「蝦夷地」（当時は北海道、樺太、千島列島からなる地域をさしていた）に派遣した探検家との交流でアイヌの資料を若干手に入れ、ヨーロッパに持ち帰った。その多くはライデンの国立民族学博物館に収蔵されている（小谷・荻原 2004: 339-340）。彼は幕末の1860年代にも再び日本を訪れ、やはりアイヌ資料を手に入れた。それはミュンヘンの五大陸博物館などに収蔵されている（小谷・荻原 2004: 321）。しかし、彼は北海道には足を踏み入れていない。北海道に実際に赴いてアイヌから直に資料を収集したのは彼の次男のハインリッヒ・フォン・シーボルト（H. von Siebold）だった。彼は1878年に北海道を旅行してアイヌの生活を記録するとともに資料収集も行った。その資料は現在ウィーンの世界文化博物館に収蔵されている（小谷・荻原 2004: 271-272; 山崎 2021: 140-150）。その前後からヨーロッパとアメリカから数多くの研究者や旅行家、ジャーナリスト、商人たちが北海道を訪れ、アイヌの資料を手に入れていった。明治政府が北海道の「開拓」のために雇ったいわゆる「お雇い外国人」もアイヌ資料の収集に一役買っている（クライナー 2004: 101-105）。特にアイヌ資料の収集に熱心だったのはドイツやオーストリアなどのドイツ語圏の国々で、現在ロシア以外のヨーロッパにあるアイヌ資料の半数以上がドイツ語圏に集まっているともいわれる。

また、ヨーロッパで盛んだった万国博覧会でも日本はアイヌ文化の紹介を求められた。アイヌのパビリオンは連日多くの観覧客で賑わったという。そしてその時展示された資料も後に博物館や大学が購入していった。しかし、この時代の資料収集とアイヌ文化の展示はアイヌの立場に立つものではなく(そのような発想はまだなかった)、その高い関心も「アイヌ白人説」(クライナー 2004: 99-101)、つまりアイヌはヨーロッパ人と祖先を共有するという誤った先入観と好奇心から来るものだった。

ヨーロッパ、アメリカからの来訪者による収集から若干遅れて、日本でもアイヌ資料の収集が始まった。最も初期の資料には1873年のウィーン万国博覧会に出品するために収集されたものがあり、現在は東京国立博物館に収蔵されている(東京国立博物館 1992: xiii)。また、明治政府が設立した北海道開拓使も資料収集を行っており、それらは東京国立博物館の他、市立函館博物館や北海道大学植物園の博物館などに収蔵されている(長谷部 2008: 201-202; 加藤 2008: 2-9)。政府主導の資料収集に若干遅れて、大学の研究者たちによる収集も始まり、彼らに続いてやがて古物商たちの活動も始まる。

国内外の博物館や研究機関、あるいは個人がコレクション形成のために活発にアイヌ資料を収集していた19世紀半ばから20世紀初頭までの時代は、ちょうど明治維新以降の日本の近代化政策、開拓政策によってアイヌが生活基盤を失って急速に困窮していく時代でもあった。したがって、この時代の資料収集は、当時のアイヌの生活状況と全く関係がなかったとはいえない。少しでも生活の足しにしようと不要になった生活用具を中心に、家財を売却した人もいただろう。大切な晴れ着や本来財産だったはずの漆器類や宝刀なども手放さざるをえなかった人もいたかもしれない。

ただ、他方で工芸品として価値を上げていくものもあった。精巧な彫刻を施したパスイ、マキリ、イタなどの木彫品や刺繍で飾られた衣装、タマサイのようなビーズ装飾品などである。研究者、工芸家あるいは好事家などのコレクターたちがこのような工芸品化したアイヌ資料を好んで購入した。それらは博物館にも収蔵されるようになり、日本のみならず海外の博物館でもアイヌ資料の重要な部分を構成するようになる。また、そのような工芸を通じて伝統的な技術が現在まで継承されてきたという側面もある。

海外の博物館によるアイヌ資料の収集熱は20世紀

初頭で一旦落ち着き、それ以降は日本国内の博物館や大学が熱心に集めるようになる。しかし、製作者や使用者、製作地や使用地、製作年或使用年、収集年、収集者、収集場所、製作方法や使用方法、素材など資料の基本的な情報をきちんと記録しながら収集するヨーロッパ、アメリカの収集家やそのようなデータを備えた資料を優先的に収蔵する博物館とは異なり、日本の収集家や博物館は古物商から購入することが多かったために、そのような基礎データが欠落した状態で収蔵せざるをえなかった。それが後に日本の博物館が所蔵するアイヌ資料の大きな欠陥となる。

ヨーロッパの博物館は王侯貴族たちが珍しいコレクションを見せ合う「驚異の部屋」(Wunderkammer, Cabinet of Wonders)から始まったことにも現れているように(山中 2019: 138)、アイヌ文化は当初「好奇の目」で見られることを前提に展示された。その理由は上述のように、「アイヌ白人説」すなわちアイヌがヨーロッパ人と祖先を共有するという思い込みにあった。しかし、20世紀に入るとそれが学術的には間違っていたことが明らかにされ、また1950年代以降は文化相対主義的な考え方(後述、4.2.参照)の普及に伴って他民族の文化を好奇の目で見ることに対する批判などもあり、ヨーロッパではアイヌ文化への関心を失い、収集活動も下火になり展示からも消えていった。アイヌ文化がヨーロッパやアメリカで再び脚光を浴びようになるのは、先住民族の権利回復運動が国連を舞台にして活発になっていく1990年代からである。

逆に日本では20世紀に入ってからアイヌ文化への関心がアイヌ側、研究者側双方から高まってくる。アイヌは開拓政策を含む日本の近代化政策によって失われていく民族の誇りと独自の言語や文化を取り戻そうとする動きを起こすようになる。大正年間(1912~26年)に入ると知里幸恵の『アイヌ神謡集』(1922年初版)に代表されるようにアイヌによる文学活動が始まり、また時を同じくして博物館活動も始まった。旭川市の「川村カ子トアイヌ記念館」は1916年創立であり、アイヌ資料を専門的に収集、展示する博物館としては日本で最古である(川村カ子トアイヌ記念館のホームページより)。

アイヌ自身が自分たちの文化を守るとともに、それを次世代に受け継ぎ、また広く紹介する目的で博物館を設立するという活動は、その後数は多くはないが着実に引き継がれていく。例えば、幕別町の「蝦夷文化

考古館」はチロット（白人）のリーダーだった吉田菊太郎が1940年以来収集してきた資料を収蔵、展示する博物館で、建物も彼が寄付を集めて建築したものである（幕別町のホームページより）。平取町二風谷の「萱野茂二風谷アイヌ資料館」は、初のアイヌ民族出身の国会議員（参議院）となった萱野茂がアイヌ資料の散逸を防ぐために収集してきた資料を展示する博物館として、1972年に「二風谷アイヌ文化資料館」という名称で創建したのが始まりである（萱野茂二風谷アイヌ資料館のホームページより）。白老で2018年3月まで民間の財団が運営してきた「アイヌ民族博物館」は1984年の設立だが、古くから観光を利用して自らの文化を紹介しつつその保全に努めてきた白老アイヌが自ら財団を組織して運営してきた博物館だった。

博物館という装置を使って自分たちの文化を保存し、表象し、さらに発展させていくという活動は、アイヌ自身が100年以上にわたって続けてきていたわけである。

一方研究者の側では、19世紀後半にハインリッヒ・フォン・シーボルトやエドワード・S・モース（E. S. Morse）などによって人類学や民族学、考古学が導入されて以来、日本の研究者にとってアイヌ民族、アイヌ文化は日本人の起源、日本列島の人類の起源の問題と結びつけられてきた。例えば日本の人類学の創始者の1人である坪井正五郎たちが提起した「コロボツク論争」などはその典型的な例である。その中で、アイヌ文化の位置づけは日本列島の古層文化とされ、古代、先史時代の文化や社会を類推するための参照先のような扱いを受けた。また、それは文明化する以前の古い文化の残滓という意味づけもされたことから、明治維新後の近代化政策の中で、敗北し、消えてゆく文化、或いは旧来の陋習として克服すべきものとして扱われた（このことについてはシドル（2021: 99-149）に詳しい）。そのことが伝統的な文化や固有の言語が急速に失われていく原因の1つにもなる。

20世紀も後半に入ると、アイヌの生活も表面的には周囲の開拓移民と区別がつかなくなっていた。博物館に収蔵されているような道具を使う人はほぼいなくなり、それを使ったことを記憶する人も少なくなっていた。しかし、それでも多くの博物館は伝統文化を体現しているような古い資料の収集と展示にこだわり、研究者は近代化以前の状況を聞き取り調査から掘り起こすことに終始した³⁾。アイヌ文化に対する研究者の意識は20世紀後半になってもあまり変わっていなかつ

た。さすがに克服すべき文化という考え方はなくなったが、博物館の展示では相変わらず「伝統的」な姿で文化を表象し、近代化によって打撃を受け、消滅の危機に瀕しているからこそ、急いで調査し、資料を収集しなければならないという主張が幅をきかせていた。

博物館が古い資料にこだわったのはそれだけでなく、次第にそれらが希少価値を持ち始め、「歴史的遺産」あるいは「文化財」として認識され始めたからでもある。しかし20世紀の段階では、それがアイヌにとって、その時代をアイヌらしく生きるために必要な遺産や文化財だったということがどこまで理解されていたのかは疑問である。また、後に4.2.でも触れるが、「歴史的遺産」という認識そのものにも重大な問題があった。

研究者たちがアイヌ文化を日本の、あるいは日本列島の古層文化であると考えてきたことと、博物館が近代化される以前の文化を「歴史的遺産」や「文化財」として収集し、展示してきた関係で、アイヌ文化には長らく現代社会を生きる独自の民族の文化としての位置づけが与えられてこなかった。海外の博物館ではアイヌは日本民族とは異なる独自の民族であるという意識が強かったが、日本では地域の古い文化の1つという扱いが多かった。北海道では1971年創立の北海道開拓記念館（現在の北海道博物館の前身）をはじめとして市町村立の博物館でも、地元で収集された資料を中心にしてアイヌ文化が展示された。しかし、どの展示もアイヌ文化を地元の郷土文化の一部、しかも過去の文化として展示することが多かった。

日本で初めてアイヌを国内の独自の民族とみなし、その文化を世界の諸文化の中に位置づけて展示したのが大阪の国立民族学博物館（1974年創立、77年開館）である。この博物館のアイヌ文化展示は1978年に一度完成し、81年に拡張リニューアルされ、2016年に最新のリニューアルが行われた。

この博物館の展示の画期的な点は、中央・北アジア展示と日本展示の間に位置し、さらにそこから中国展示も望めるというアイヌの居住地の地理的な位置関係を再現していることと、この展示の製作に文化伝承者が企画段階から参加していることである。特に展示場の中に再現した伝統的な家屋は二風谷の人たちが建築したもので、毎年二風谷から代表団が来てここでカムイノミ（博物館に所蔵されている資料の安全をカムイに祈願する儀式）を行った。祭主は萱野茂が務めたが、彼は家屋完成以来28年にわたってカムイノミを実施し続けた（【写真1】）。つまり、このアイヌ文化の展



写真1 アイヌの伝統家屋の展示 写真提供：国立民族学博物館



写真2 国立民族学博物館の旧アイヌ文化展示
魚皮衣、鳥皮衣、羆皮衣の3種類の伝統的な衣装とタマサイが出迎えていた
写真提供：国立民族学博物館



写真3 リニューアルされた国立民族学博物館のアイヌ文化展示
3点の現代アート作品が出迎える 写真提供：国立民族学博物館

示は研究者の考えと都合だけではなく、アイヌ自身の考えを導入して制作したものだった。その意味で、今でいう「ソースコミュニティ」(source community)⁴⁾との共同作業で制作した展示だった。この展示製作方式は2016年のリニューアルでもより拡大した形で(北海道各地のアイヌが参画した)継承された。

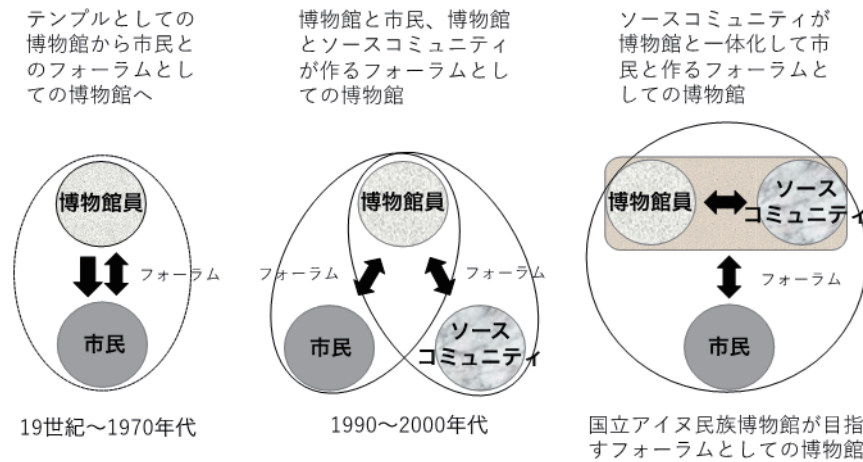
しかし、リニューアル以前の展示は基本的に20世紀初頭以前の状況を想定した「伝統文化」を復元するものであり、そこから現代を生きるアイヌの姿を直接知ることはできなかった。また、アイヌは日本国内の独自の民族であるということは前提としたが、「先住民族」であるという視点はまだなかった(【写真2】)。

そこを指摘するような批判を念頭において行ったのが2016年のリニューアルである。そこでは従来の「伝統的」なアイヌ文化とともに、歴史的な変遷、地域的な多様性、そして現代のアイヌ文化の姿も展示の対象とした。そのために、博物館に収蔵されていた明治時代以来収集されてきた資料とともに、現代の工芸作家たちに新しく作ってもらった作品も展示し、さらに「先住民族」としての地位を獲得するための活動などを紹介するパネルや資料も用意した(【写真3】)。

現代のアイヌ文化の状況を表現しようとする展示は、国立歴史民俗博物館や、開拓記念館から改組、改称された北海道博物館でも見られる。後者は国立民族学博物館よりも一足早い2015年に展示のリニューアルが行われたが、アイヌ文化展示には従来の「伝統文化」展示とともに、アイヌの歴史を北海道史の中に位置づけた展示と、「伝統文化」を担った人々と現代の人々とのつながりを理解してもらうような展示も用意されている。そして、このリニューアルされた展示にもアイヌ民族出身の研究者や博物館員が企画段階から参画している。

国立民族学博物館や国立歴史民俗博物館、北海道博物館の展示に表れているように、アイヌ文化の展示は21世紀に入って大きく変わりつつある。観覧者と同じ時代を生きる人々の文化を積極的に展示しようとすると同時に、従来は展示される対象、あるいは研究される対象でしかなかった人々を、展示や研究の場に企画段階から呼び込んでともに作り上げようとする。かつてニューヨークのブルックリン美術館の館長を務めたダンカン・キャメロン(D. Cameron)が1970年代に提唱した「フォーラムとしての博物館」(Museum as a forum)(Cameron 1972)がアイヌ文化の担い手たちとともに実現しつつあるといえるだろう。

図1 テンプルとしての博物館からフォーラムとしての博物館へ（佐々木（2020）を改編）



博物館のあり方も 21 世紀に入って大きく変わってきている。ICOM で現在議論されている新しい博物館の定義案では、「批判的対話」(critical dialog)、「包括的」(inclusive)、「多様な声」(polyphonic)、「多様な記憶」(diverse memories)、「遺産に対する平等な権利と平等な利用」(equal rights and equal access to heritage)、「開かれた公明正大な存在」(participatory and transparency)、「多様な共同体と手を携えて」(in active partnership with and for diverse communities)、「人間の尊厳」(human dignity)、「社会正義」(social justice)、「世界全体の平等」(global equality)、「世界全体の幸福」(planetary wellbeing) といったことばが並ぶ（松田 2020）⁵⁾。この案は世界中のあらゆる種類の博物館（美術館、科学館等を含む）を対象にしているが、先住民族をはじめとする少数者（マイノリティ）の文化を対象とする、あるいは彼らが運営する博物館の存在も念頭においている。これらのキーワードはまさに新しい国立博物館の理念、哲学、使命の中に含まれるべきもので、2018年に敦賀で行われた ICOM 京都大会のプレシンポジウムと 2019年の ICOM 京都大会でその設立計画が目玉されたのは、この定義案を体現する最新の博物館となるのが期待されていたからである。

2020年に設立された最新の国立博物館に求められるのは、この定義案で示されている新しい博物館のあり方を体現することである。ただし、それは今まで先進的な博物館が試みてきた、文化の担い手たちあるいはソースコミュニティとともに展示や研究を行うところで留まるものではない。さらに一歩進めて、その

担い手たちとそこに出自を持つ研究者が他の民族や地域出身の研究者や学芸員を呼び込んで展示や研究や教育の企画を立て、実現していく博物館である。すなわち、先住民族が主体となり他の人々を巻き込んでフォーラムを主宰し、自分たちの文化を表象していく先住民族博物館である。アイヌ文化の表象も、民族共生象徴空間の理念である「民族共生」もアイヌ自身が主宰者となって進めていく議論の中で醸成されていくことが求められる（佐々木 2020b）（【図 1】）。

3. 国立アイヌ民族博物館設立の経緯

3.1. 国会決議から民族共生象徴空間構想へ

アイヌ文化にかかる展示や調査研究などの活動に特化した新しい国立博物館設立の背景には、上記のような博物館におけるアイヌ文化の表象をめぐる議論の変遷があった。次にその設立までの経緯について述べていこう。

この博物館を含む民族共生象徴空間の設立の法的根拠は 2019年5月に施行された「アイヌ施策推進法」にある。この法律ができるまでには 1970年代以来の北海道ウタリ協会（現在の公益社団法人北海道アイヌ協会の前身）を中心としたアイヌ民族関連新法制定のための運動やそれと連携した国際的な先住民族の権利回復運動、政府や地方公共団体のアイヌ民族関連の施策、さらには非政府組織の活動や研究者の地道な研究などの長い歴史がある。その中には 1990年代に始まる3度にわたる「国連先住民年」の活動と、日本における「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関

する知識の普及及び啓発に関する法律」(1997年、以下「アイヌ文化振興法」という)の施行や公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の設立なども含まれる(この間の経緯については中村(2018)に詳しい)。

しかし、博物館設立の直接の原動力となったのは、2007年9月の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」と翌年08年に行われた衆参両院での「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択である。国連宣言に対して日本はいくつか留保条件をつけながらも賛成票を投じ、その流れが翌年の国会での決議につながっていく。この決議では第1項で「アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること」、第2項では「高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと」を求めている(衆議院ホームページ、参議院ホームページより)。この決議によって政府はその年の内にアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を組織し、翌2009年に内閣官房長官に提出された『報告書』で「民族共生の象徴となる空間」の構想が提唱され、その中に国立博物館の建設が盛り込まれた。

有識者懇談会の報告書は、まずアイヌ民族の歴史的な概観を説明する。すなわち、「1 今に至る歴史的経緯」で北海道の考古学的な研究成果の紹介から始まり、アイヌの祖先と考えられる人々の歴史文献への登場、北海道に進出してきた「和人」勢力との競合、17世紀以後の幕藩体制下のアイヌの政治的・経済的・社会的な変化、明治維新後の近代化する日本社会と国際情勢の中で受けた社会、文化への打撃と、その中で経験した苦難の歴史などを一通り述べる。その上で、「2 アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き」で21世紀初期の段階でのアイヌの社会経済状況と文化伝承状況などを総括し、アイヌをめぐる国内外の動向(国連宣言や国会決議)に触れて、アイヌを先住民族であると認めた上での政策を提言する(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 2-22)。

「3 今後のアイヌ政策のあり方」では、その基本政策のあり方として「(1) 今後のアイヌ政策の基本的考え方 ①先住民族という認識に基づく政策展開」で、アイヌが先住民族であるという認識に基づいた政策の展開の重要性を指摘し、次いで「②国連宣言の意義等」で国連宣言の意義を確認するとともに、日本の最高法規である憲法と政策との整合性を吟味する。そし

て「③政策展開に当たっての基本的な理念」で政策展開の基本的な理念と具体的な政策提言を述べる。ここで注目すべき点は憲法第14条の平等原則との整合性である。報告書では、「事柄の性質に即応した合理的な理由に基づくものであれば、国民の一部について、異なる取扱いをすることも、憲法上許されると一般に解されており、既述のようにアイヌの人々が先住民族であることから特別の政策を導き出すことが「事柄の性質に即応した合理的な理由」に当たることは多言を要しない」(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 26)として、憲法第14条には抵触しないという立場を取る。そしてその政策は、「アイヌの人々が先住民族であり、その文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき」(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 27)、「アイヌのアイデンティティの尊重」、「多様な文化と民族の共生の尊重」、「国が主体となった政策の全国の実施」の3つの基本理念(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 27-30)に基づいて展開されていくべきであると提言している。

このような理念の下で実施されるべき具体的な政策(「(2) 具体的な政策」)には、「①国民理解の促進」、「②広義の文化に係る政策」、「③推進体制の整備」の3点が掲げられている。①では教育(特に学校での教育)と啓発(社会における啓発活動)が指摘され、②では民族共生の象徴となる空間の整備、研究推進、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興、土地・資源の利活用の促進、産業振興があげられ、③では「アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備」と「アイヌの人々の意見等を踏まえつつアイヌ政策を推進し、施策の実施状況等をモニタリングしていく協議の場等」の設置が提言されている(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 30-40)。この中でいわれている「民族共生の象徴となる空間」が、博物館を含む現在の「民族共生象徴空間」の設置に関して言及された部分である。報告書ではこの施設について次のように述べている。少し長いが引用しておこう。

アイヌという民族に関する歴史的背景、自然と共生してきた文化の重要性、国民の理解の促進の必要性等にかんがみれば、アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設を整備することや伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場を確保するとともに、併せて、アイヌの精神文化の尊重とい

う観点から、過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの人骨等について、尊厳ある慰霊が可能となるような慰霊施設の設置等の配慮が求められる。これらの施設を山、海、川などと一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する民族共生の象徴となるような空間を公園等として整備することが望まれる。

これらの施設及び空間は、本報告書のコンセプト全体を体現する扇の要となるものであり、我が国が、将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴としての意味を持つものである。(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 34、下線筆者)

この引用部分の内、「アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設」が博物館に、「伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場」が公園にあたり、「慰霊施設」はそのまま慰霊施設として、民族共生象徴空間の3つの中核施設となっている。すなわち、現在の民族共生象徴空間の基本的な姿はすでにこの報告書で明言されていた。そして、後の『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』（アイヌ政策関係省庁連絡会議、2012年7月31日）やその改訂版（アイヌ総合政策推進会議、2016年7月22日）などに見られた「アイヌ政策の「扇の要」や「先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴」（アイヌ政策関係省庁連絡会議 2012: 2、アイヌ総合政策推進会議 2016: 3）という表現もこの報告書からの引用だった。ここから分かるように、民族共生象徴空間は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の『報告書』に忠実に作られていたわけである。

3.2. 有識者懇談会の報告書から博物館の基本構想、基本計画へ

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書を受けて、政府は「アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため」（「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 1）、2009年12月にアイヌ政策推進会議を発足させ、2010年3月にはその下に民族共生の象徴となる空間と北海道外アイヌの生活実態調査の2つの作業部会

を設置する。そのうち、前者が民族共生象徴空間の具体的な構想の検討と建設予定地の選定を行った。この作業部会は2011年6月に報告書（『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』）を提出し、このような空間を設置するにあたっての基本的な考え方と具体的な機能を整理し、その候補地として北海道白老郡白老町を選定した。

この報告書はこの空間の設置候補地を選定しただけでなく、それまでの報告書にはなかった、アイヌ文化に対する認識を示していた。それは「我が国の貴重な文化」という認識である。その部分を引用すると、同空間は「我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として一中略一重要な意義を有する国家的プロジェクト」（「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 1）であるとある。さらに、「今後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき」（「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2）推進していくことが求められると、復興に対する国の責任を明記し、2009年の有識者懇談会の報告書に見られる表現を復唱している。

アイヌ文化が「我が国の貴重な文化」であり、それが存立の危機にあるのは近代化政策の結果であり、その復興に配慮すべき責任が国にあるというこの認識が、新しい国立博物館建設の直接の理由になると考えられるのだが、それについては後の4.2.で詳述する。

「民族共生の象徴となる空間」作業部会の報告書にはさらに、「アイヌの歴史、文化等を総合的・一体的に紹介し、理解の増進を図るとともに、各地域の博物館等のネットワークの拠点となる文化施設（博物館等）を整備する」（「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 5）ことが盛り込まれていた。またこの作業部会の報告書を受けて、政府は「アイヌ政策関係省庁連絡会議」を組織して、2012年7月に『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』をとりまとめた。そこでも、「アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとして、長い歴史と自然の中で培われてきたアイヌの文化を多角的に伝承・共有できるよう、美しい景観や豊かな自然を背景に、博物館、伝統的家屋群、現代的工房などの施設を備え」（アイヌ政策関係省庁連絡会議 2012: 4）、と博物館の建設を求め、民族共生象徴空間の機能として挙げられていた「展示・調査研究機能」を担うことを期待していた。

そのような博物館の設置を担ったのが文化庁である。文化庁は2012年3月に「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会(以下「博物館調査検討委員会」とする)を組織して、本格的に新しい国立博物館の設立準備を開始した。そこには社団法人北海道アイヌ協会(当時)、一般財団法人アイヌ民族博物館、北海道庁、白老町からの代表者のほか、大学の研究者、国立博物館の研究員、アイヌ民族研究の専門家などの関係者が集まっていた。当時大学共同利用機関の教員だった筆者もこの委員会に招集された。筆者がこの博物館の建設、ひいては民族共生象徴空間の設立にかかわるようになったのはこの時点である。

博物館調査検討委員会は2012年3月から翌2013年8月までの間に9回の会合を持ち、博物館の理念、目的、機能、組織、運営のあり方について議論し、それを『「民族共生の象徴となる空間」における博物館の基本構想』(以下『博物館基本構想』)としてまとめた。この『博物館基本構想』では、まず博物館設立の理念と目的を設定することに主眼が置かれた。その内容は後の5.1.で詳述する。

文化庁は博物館基本構想の取りまとめから間を置かずに博物館の基本計画の作成に取りかかる。2013年11月には博物館調査検討委員会の下に「展示・調査研究」、「施設整備」、「組織運営」の3つの専門部会を組織して、それぞれの専門ごとに計画案を検討した。博物館調査検討委員会は各専門部会の計画案を取りまとめて2015年3月に『「民族共生の象徴となる空間」における博物館基本計画報告書』を文化庁に提出し、文化庁はそれを元にして『国立のアイヌ文化博物館(仮称)基本計画』(2015年7月)(以下『博物館基本計画』)を作成して、公表した。

この『博物館基本計画』の段階で決定されたのは、a) 設置場所を民族共生象徴空間の中核区域内とし、具体的には北海道白老郡白老町若草町(ポロト湖畔周辺地域)とすること、b) 基本的な業務を、「展示」、「教育・普及」、「調査・研究」、「博物館人材育成」、「収集・保存・管理」の5つとすること、c) ネットワーク・広報といった機能を充実させること、d) 施設の延べ床面積8,600㎡とすること、e) 主要施設を「展示室」(総合展示室と特別展示室で構成)、「収蔵庫」、「調査・研究諸室」、「教育・普及諸室」、「管理事務室」、「その他(エントランスホール等)」とすることなどだった(文化庁2015: 2-7)(a) b)などの符号は筆者が整理の便

宜上付したもの)。しかし、正式な名称の決定は先送りされ、運営・組織のあり方も基本的な指針が示された程度で具体的な組織作り、運営方法は示されなかった。また、建物の延べ床面積が8,600㎡ときわめて小さなものとされたことで(これでは都道府県立の博物館よりも小さい)、展示や人材育成、調査研究などの博物館の諸活動に制約が課されることになった。

3.3. 基本計画から展示計画、建物・展示の設計、そして博物館開業へ

『博物館基本計画』をとりまとめた文化庁は、本格的に博物館建設に向けて動き出す。かつての直轄の国立博物館を独立行政法人という形で外に出していた文化庁は、新しい国立博物館設立の準備業務を外部の法人に委託する方針をとった。その委託先が国立博物館等を傘下に収める独立行政法人国立文化財機構と、民族共生象徴空間の運営を委託されることが予想されていた公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構だった。そして、実際に設立準備業務を実行する機関として文化財部伝統文化課(2019年からは企画調整課)の下に、同課所属の調査官をはじめ、文化庁、国立文化財機構、アイヌ文化振興・研究推進機構に所属する職員で構成される博物館設立準備室を設置することにした。事務所は、北海道大学の北キャンパス(札幌市の北18条通りよりも北側の敷地)にある総合研究棟3号館の1室(2017年からは2室を借用)に置かれ、2015年11月に本格的に業務が始まった。当時の正式名称は「国立のアイヌ文化博物館(仮称)設立準備室」である。発足当初の職員は文化庁の調査官1名、白老町職員で文化庁に研修生として出向していた職員が1名、アイヌ文化振興・研究推進機構から応援にきていた職員が1名の計3名だった。120㎡はある部屋の中ほどに机が島のようにまとめて置かれ、その上に電話機だけが並ぶ光景は、実に侘しかった。

準備室の陣容は、その後臨時職員(事務補佐員)が2名採用され、翌年2016年2月に東京国立博物館に採用された研究員が文化庁への出向という形で赴任し、同年4月に筆者が同様に東京国立博物館の職員となって出向という形で赴任して、2016年度には7人体制となった。国立文化財機構は東京国立博物館の研究員として採用した研究者を準備室に出向させるという形で準備業務にかかわったわけだが(他にも大型備品の購入なども受託していた)、やはり同機構の関与がなければ新しい博物館の設立などおぼつかなかったのも

事実である。

準備室の体制整備と平行して、文化庁は展示計画の策定に着手した。博物館調査検討委員会は2015年3月に報告書を取りまとめて解消したが、その後展示に関する検討を具体的に進めるために「国立のアイヌ文化博物館（仮称）展示検討委員会」を組織して展示の設備と内容構成の検討、さらに委員会の下に「展示ワーキング会議」を組織して、主に「基本展示」と呼ばれる常設の展示の具体的な計画を立てた。すでに『博物館基本計画』で、基本展示では「アイヌの歴史・文化の基本的な事象を伝える展示とし、「私たちの」という切り口でアイヌの人々の視点で語る構成とする」（文化庁2015: 3）という方針を打ち出していたので、それを忠実に実行するために、展示の細部を検討する展示ワーキング会議にはアイヌ民族出身の研究者、博物館員、文化伝承者の参加を仰いだ。基本展示の具体的な計画についてはこのアイヌ民族出身の委員が議論を主導することになっていた。

2015年7月に委員会が発足してから、翌16年5月までの間に、委員会を6回、ワーキング会議を8回行い、最終的に『国立アイヌ民族博物館展示計画』（2016年5月、文化庁、以下『博物館展示計画』とする）の形にまとめた。博物館の名称が『博物館基本計画』と異なっているのは、2016年5月のアイヌ政策推進会議において民族共生象徴空間の中核施設の名称が博物館は「国立アイヌ民族博物館」、公園は「国立民族共生公園」と正式に決定されからである（内閣官房アイヌ総合政策室ホームページ「アイヌ政策推進会議（第8回）議事概要」平成28年5月13日）。これ以降博物館の名称は「国立のアイヌ文化博物館（仮称）」を改め、正式に「国立アイヌ民族博物館」となり、あらゆる公式文書にその名称が使われることになった（ちなみに準備室も「国立アイヌ民族博物館設立準備室」が正式名称となった）（【写真4】）。

準備室と文化庁は『博物館展示計画』（文化庁2016）ができたことを受けて、展示の設計、建物の設計、そして博物館組織の充実に取り組むことになる。

展示設計と建物設計はそれぞれ専門の業者に発注することになることから、費用だけでなく設計デザインや受注体制などを重視したプロポーザルによる業者の選定を行った。展示設計は文化庁と博物館準備室で実施したが、建物の建築を国土交通省に委託した関係で、建物設計業者の選定には準備室は直接的にはかかわっていない。その結果、展示設計は株式会社丹青社、建



写真4 北海道大学北キャンパス総合研究棟3号館にあった博物館設立準備室の入り口（2016年5月） 筆者撮影

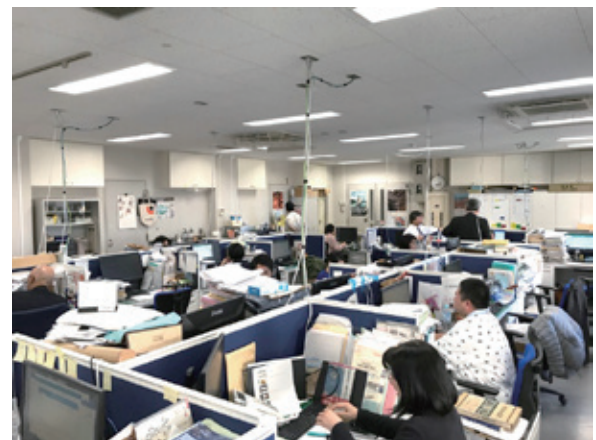
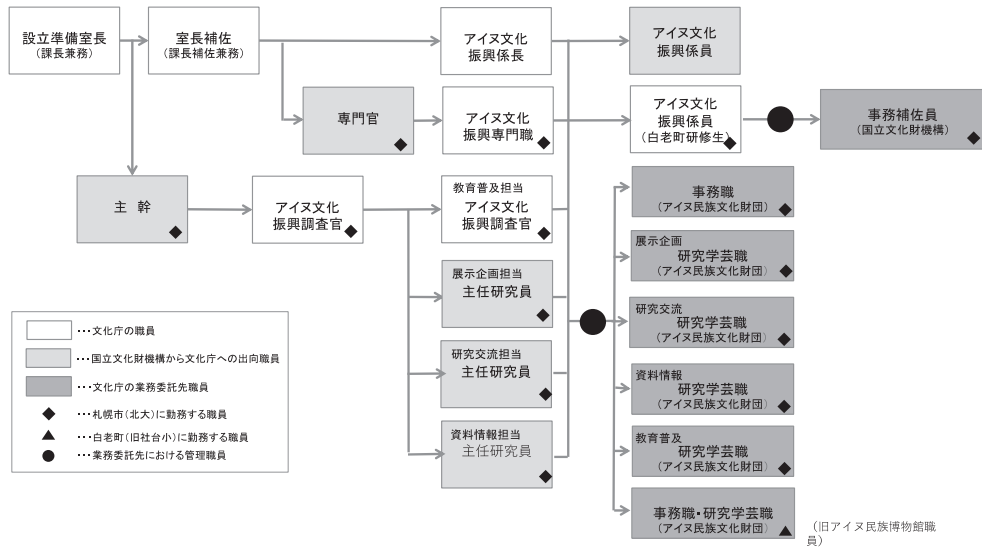


写真5 国立アイヌ民族博物館設立準備室の事務所の内部（2019年10月） 写真提供：国立アイヌ民族博物館

物設計は株式会社久米設計が担当することが決まった。それにより展示と建物の設計書作成が始まり、両者とも2017年3月に基本設計、同年9月に実施設計が完成した。実施設計完成後は、実際に工事を行う業者の選定に入り、こちらもプロポーザルの結果、展示工事は株式会社日展が、建築工事は竹中・田中特定企業体が受注することが決まった。

建物の建設は2018年2月から本格的に始まったが、その前の1月20日に、アイヌ民族博物館が次世代への儀礼の伝承をかねて、家屋を建てる前の予定地で地鎮祭（チセコテノミ）を実施し、その中で場所を清める儀式（フッサカラ）とカムイへの祈りの儀式（カム

図2 国立アイヌ民族博物館設立準備室組織図 2018～2019年度



イノミ)を行った。展示の製作では2018年度に入って準備室と設計を担当した丹青社、そして工事を受注した日展の三者の協議が始まり、ほぼ2年かけて1250㎡の基本展示室と、1000㎡ある特別展示室の展示を作り上げていった。

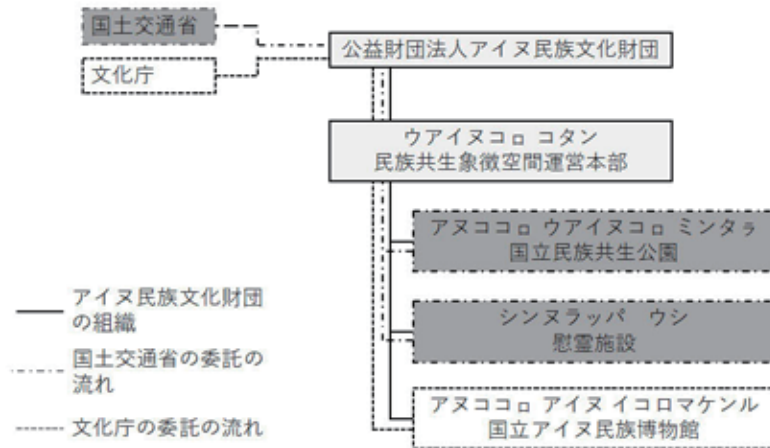
展示と建物の設計を進めている間に、準備室は将来の博物館の組織の完成形を念頭に置いた組織の整備と人員の拡充を進めた。まず、2016年度末に国立文化財機構採用の研究員1名が加わり、2017年度に入ると文化庁から専門官と専門職が派遣されて準備室の事務体制の強化が図られた。さらに文化庁は将来の博物館の運営委託を見越して、アイヌ文化振興・研究推進機構に準備業務に従事する研究職員と事務職員の採用を委託した。財団の研究職員、事務職員の採用は2017年の10月に始まり、その後も断続的に行われた。また、文化庁の調査官と国立文化財機構採用の研究員の増員もあり、札幌の北大北キャンパスの研究棟にあった事務所では最大25人の職員が働いていた(2019年10月の時点(【写真5】)。また、2018年4月にはその前月に閉鎖した旧アイヌ民族博物館の職員12人が加わった(1人は北大の事務所に勤務)。彼らは準備室の仮収蔵庫が設置された白老町の旧社台小学校の校舎で勤務した。2015年秋に3人で始まった準備室は2019年には36人(準備室が白老に移転するときに1人増えたので最大37人)に膨れ上がっていた。

準備室では人員の拡充とともに、博物館の組織の整備にも取り組んだ。後の5.2.でも触れるが、博物館

調査検討委員会は当初、「学芸・研究系部門」、「企画・情報・連携系部門」、「管理・総務系部門」の3部門からなり、展示、教育・普及などの5つの業務を学芸・研究部門に、ネットワーク構築や広報、評価といった業務を企画・情報・連携系部門に割り当てるような組織を提案していた(5.2.の【図4】参照)(博物館調査検討委員会2015:74)。しかし、ネットワークや広報などは民族共生象徴空間全体で取り組むべき業務であり、そのような部分を縮小することで「企画・情報・連携系部門」はなくなり、「学芸・研究系部門」に当たる部署を「研究学芸部」としてその中に「展示企画室」、「研究交流室」、「資料情報室」、「教育普及室」の4室を設け、「管理・総務系部門」に事業課の1課を設けることとした。

準備室では職員の所属が文化庁、国立文化財機構、アイヌ文化振興・研究推進機構の3つの組織に分かれていたため、指揮命令系統が複雑だった。財団が採用した職員が将来の課と室になる部署にそれぞれ所属し、文化庁の調査官の1人と国立文化財機構所属の研究員3人が4つの室の責任者に、専門官が事務の統括となって各業務に当たることになった。準備室の全体の統括は、もう1人の文化庁調査官と国立文化財機構から準備室主幹として出向していた筆者が担った。しかし、現場での指揮命令系統と所属組織ごとの人事的な指揮命令系統が異なるために、時に意思伝達が乱れることがあり、準備室は統括するのが難しい機関だった。(【図2】)

図3 民族共生象徴空間の組織



博物館の建物と展示の設計、準備室の職員の充実が図られている間に、博物館を含む民族共生象徴空間の運営形態がアイヌ政策推進会議の下に設けられていた「政策推進作業部会」で議論されていた。その結果、基本方針として国が1つの財団法人を指定して一括して運営を委託するという形にすること、国立アイヌ民族博物館は文化庁直属の博物館として文化庁がその財団に運営を委託し、公園、慰霊施設をはじめとする他の中核施設の運営は国土交通省が委託するということが決められていった。そのことは2019年5月施行の「アイヌ施策推進法」で正式に規定され、委託する法人には、2018年4月に公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構と一般財団法人アイヌ民族博物館（白老の「アイヌ民族博物館」の運営母体）が合併してできた公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定された（【図3】）。この時点で新しい国立博物館が国立文化財機構に所属する可能性はなくなった。ここに、独立行政法人などに属さず、文化庁直轄ながら運営を財団法人に委託するという新しい形の「国立博物館」が誕生することになった⁶⁾。

民族共生象徴空間の設置予定地にあったアイヌ民族博物館では、合併による独自の財団の解消により、その職員は新しい財団法人の職員となり、博物館準備室と国立民族共生公園に所属することになった。先にも触れように、常勤、非常勤を含めて12人の職員が準備室に配属された。アイヌ民族博物館は2018年3月末に閉館の儀礼を行って、1984年から続いた34年

の歴史（その前身の白老民俗資料館時代から数えると50年以上の歴史）に幕を下ろした。その展示資料や収蔵資料は、準備室が旧社台小学校の校舎の一画に設置した仮収蔵庫で、文化庁が新たに購入した資料とともに管理することになった（それらの資料は新しい国立博物館の展示に活用されている）。旧社台小学校の校舎は、一部は文化庁が借用して仮収蔵庫や準備室の職員の執務室として使われた他、国土交通省も一部を借用して、国立民族共生公園の事務所や舞踊チームや工芸チームのトレーニング場として利用された。

2018年春に工事が始まった博物館の建物は2019年9月末に完成して文化庁に引き渡され、11月には準備室が札幌から白老に移転した。基本展示は2020年2月末に完成、それと平行して制作していた特別展示（開館記念特別展『サスイシッ 私たちが受け継ぐ文化～アイヌ文化を未来へつなぐ』）も3月末までには完成して、4月24日の開業を待たずとなり。文化庁は2020年3月末をもって準備室を解消し、4月1日に同財団に運営を委託した国立アイヌ民族博物館を正式に立ち上げた（筆者を含む国立文化財機構所属の職員もこの時点でアイヌ民族文化財団の職員に移行）。また、実際に開業した後の博物館の機能を強化するために、有期雇用の研究職員や教育職員、事務職員も採用した。しかし、開館は新型コロナウイルス感染症の拡大により4月24日から大幅に遅れ、7月12日となった。

4. 国立博物館設立の背景となる認識の転換

4.1. 振興対象となるアイヌ文化について

アイヌ文化を主要なテーマにする国立博物館の設立の背景には、2009年の有識者懇談会の報告書以来示されてきた国あるいは政府のアイヌ文化に対する認識がある。それは『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』（2011年）や『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』（2012年）、その改訂版（2016年）などにも見られる。

政府が念頭におく振興対象とするアイヌ文化の範囲、そして政府のアイヌ文化に対する認識は有識者懇談会の報告書以降、顕著な変化が見られた。それはまず、1997年施行の「アイヌ文化振興法」と2019年施行の「アイヌ施策推進法」との間のわずかな違いとして見て取ることができる。

「アイヌ文化振興法」では振興すべきアイヌ文化を、「アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産」（同法第二条）と主に固有言語と芸術、芸能に限定した定義をしていた。それに対して「アイヌ施策推進法」では、「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう」（同法第二条第一項）として、「生活様式」をその中に加えた。条文としてはほんの小さな変化に過ぎない。しかし、実はその奥に、ここからは見えない文化に関する定義と認識の大きな変化が起きていた。

法律の条文に表された文化の定義の基礎には、それぞれその前に提言された有識者懇談会の報告がある。アイヌ文化振興法の場合にはその前年に出されたウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の『報告書』（1996年）があり、アイヌ施策振興法の場合には施行の10年前に出されたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の『報告書』（2009年）がある。両者のアイヌ文化の定義とアイヌ文化に対する認識を比較するとその差は意外と大きい。

まず、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書では、アイヌ文化の特色を「自然とのかかわりが深い文化」と規定して、特に近世のアイヌ文化の特色として、「狩猟・採集・漁撈という伝統的生業、川筋等を生活領域とする地縁集団の形成、イオマンテに象徴される儀礼等の特徴、アイヌ紋様に示される独

自の芸術性、ユーカラをはじめとする口承伝承の数々、アイヌ語の存在」（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 3）といった6項目を挙げている。「近世のアイヌ文化」とは恐らく江戸時代のアイヌ文化をさし、明記はしていないが、それが近代以降の同化政策の影響を受ける前の「伝統的」なアイヌ文化を想定していると考えられる。そして、振興の対象となるものとして、第1にアイヌ語、第2に民族のアイデンティティにかかわる文化をあげている。第2の範囲で指摘されているのは、民芸品制作に必要な伝統技能と古式舞踊や音楽、口承文芸である（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 9-10）。また、そのような特色を持つアイヌ文化を総合的に伝承するために「伝統的生活空間の再生」（いわゆる「イオル再生事業」）のための公園整備を行うべきだと主張している（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 10-11）。

このウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書から13年経た2009年に発表されたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書では、振興すべきアイヌ文化の定義を広げようとした。すなわち、アイヌ文化振興法に基づく施策では、「言語、音楽、舞踊、工芸等を主な対象としており、例えば、アイヌの人々の伝統的民族衣装であるアットゥシの製作に必要なオヒョウニレの樹皮等の自然素材の採取が十分にできないなどの事例が生じ」るなど、「文化の継承や発展にとって十分機能していない側面があるのではないか」（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 20-21）との批判が見られた。そのために、2009年の有識者懇談会の報告書では、「近代化政策の結果として打撃を被った先住民族としてのアイヌの人々の文化の復興の対象は、言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態等をも含む民族固有の生活様式の総体と考えるべきである」（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 33）として、それら全体を「広義の文化」と呼んだ。この広義の文化を振興の対象とすれば、アットゥシ製作のためのオヒョウ樹皮の採取といった活動も含まれていくことになる。「アイヌ施策推進法」では「生活様式」の一言を加えるという形でしか表現されていないが、実は「言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態等をも含む民族固有の生活様式の総体」を文化と捉えるという有識者懇談会の新しい定義がその背景にある。

「広義の文化」という考え方は「広義のアイヌ文化復興」という形で『「民族共生の象徴となる空間」作業

部会報告書』(2011年)や『博物館基本構想』(2013年)でも使用される。特に前者では「広義のアイヌ文化復興」の拠点となることが民族共生象徴空間の役割の1つとしてあげられており、その内容は、「土地資源の利活用、産業振興等を含む広義のアイヌ文化復興の観点から、特に、広大な自然空間等のフィールドを必要とする文化実践・伝承活動等を支える機能、伝統的工芸技術やアイヌ語の伝承者等の人材育成に関する機能、伝統を基礎とした新しい文化を創造していくための機能等を担う」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 4)となっている。この考え方が「アイヌ施策振興法」で規定される地域振興や産業振興にもつながる。しかし、「広大な自然空間等のフィールドを必要とする文化実践・伝承活動等を支える機能」というのは、民族共生象徴空間(ウポポイ)の敷地だけでは果たすには不十分かもしれない。伝統的な衣類の素材であるオヒョウやシナノキの繊維を採取するための森の育成や確保などは、資源の持続的利用を考慮すれば、現在の10haの敷地の中だけでは無理である。2016年の『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』(改訂版)にあるように、空間の周囲に設定を予定していた「関連区域」⁷⁾の有効な活用が不可欠である(アイヌ総合政策推進会議 2016: 17-19)。

振興対象とする文化の内容について比較すると、1996年の報告書ではアイヌ語と伝統技能と古式舞踊や音楽、口承文芸があげられていて、どちらかといえば「伝統的」なものに偏っていて本質主義的である。それに対して2009年の報告書以降では、「土地資源の利活用、産業振興等を含む広義のアイヌ文化復興」や「伝統を基礎とした新しい文化を創造していく」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 4)といった表現に見られるように、より現実的、現代的で、生活に密着するような内容も視野に入れている。博物館の基本展示で、いわゆる「伝統的」な文化を体現する古い資料や工芸作品とならんで、現代の活動や暮らしを表す新しく製作した資料や現代の工芸作品、あるいは現代の仕事や職業を紹介するコーナー(「私たちの暮らし」や「私たちのしごと」、あるいは「プラザ展示」の中の工芸展示)を設けたのも、「振興」の対象とするアイヌ文化を広く捉えるこのような考え方の変化を反映している。

有識者懇談会の報告書や法律(アイヌ文化振興法やアイヌ施策推進法)では、アイヌ文化の定義を非常に堅苦しく表現しているが、この博物館で展示している

アイヌ文化はもっと平易に、「アイヌが現代にいたるまでの各時代を通じてアイヌらしく生きるために必要なものであり、またそのように生きた結果である」といいかえることができるかもしれない。

4.2. アイヌ文化に対する認識について

3.2.でも指摘したように、「民族共生の象徴となる空間」作業部会はその『報告書』において、同空間が「我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 1)として重要な意義を有すると述べ、アイヌ文化について「我が国の貴重な文化」という認識を示した。さらに「今後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2)推進していくことが求められると、復興に対する国の責任を明記した。後者のいい方は2009年の有識者懇談会の報告書で既に3回用いられていたが(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 24, 27, 28)、「我が国の貴重な文化」という認識はこの作業部会の報告書が初出である。筆者がこの表現に注目するのは、これが国のアイヌ文化に対する「認識の転換」を意味するからである。その意味について若干考えてみよう。

日本という国家は平安時代後半(11世紀ぐらい)以来、現在の津軽、下北両半島から北海道、樺太、千島を含むいわゆる「蝦夷地」(この場合「蝦夷」はエゾと読む)を一貫して「穢れの地」すなわち「鬼」のようなものたちが棲む文明、文化の届かない地域と認識してきた。例えば蝦夷地の住民を「渡吉」(「日ノ本」)、「唐子」と分類したことで有名な『諏訪大明神絵詞』(国文学研究資料館のシステムで公開されている西尾市立図書館所蔵の岩瀬文庫の「権祝本」を参照した)では、日ノ本と唐子について「形體夜叉ノ如ク変化無窮ナリ人倫禽獸魚肉ヲ食トシテ五穀農耕ヲ知ス九譯ヲ重ストモ語話通シ難シ」といった表現を用いて、彼らが朝廷や鎌倉幕府、室町幕府の統治下にある人々が抱く常識的な人間像といかに異なり、いかにその文化が通用しない人たちであるのかを強調している。ここで用いられていることばはいずれも中国の古典で使用される「外夷」に対する常套的な表現である。

そのような認識を反映して、平安末期から鎌倉、室町時代にかけて、蝦夷地は戦いに敗れた武士の流刑先、

あるいは罪人の流刑地として使われた。それは「穢れた」者を日常世界から切り離すという意味も持っていた。

この認識は中世から近世にかけて知識人たちの間に受け継がれ、当時の知識人たちの「蝦夷」あるいは「蝦夷人」に対する認識の基盤となった。江戸時代に松前家を中心となって編纂した歴史記録（『新羅之記録』、『福山秘府』など）や、知識人たちの著書（新井白石『蝦夷誌』、坂倉源次郎『北海随筆』、林子平『三国通覧図説』など）、幕府の調査官たちの報告（秦樞丸（村上島之丞）『蝦夷島奇観』、間宮林蔵・村上貞助『蝦夷生計図説』など）、さらには18世紀中期以降盛んに製作され、後世「アイヌ絵」と呼ばれるようになる蝦夷の姿を描いた絵画類などはすべてこのような認識を反映している。特に絵画にはそれが端的に表れていて、髪型は断髪、男性は全身毛に覆われ、特に髭が濃く、足下は裸足、爪が伸び、常に腰をかがめた姿勢で、着物を左衽に着るような姿で描かれる。それは現実の姿というよりもいわば蝦夷を表す様式であり、記号の集積体である。しかも、そこに含意されるのは非文化性であり、文化を持つ者（武士または商家の支配人）に対する従属性である。

そのような認識は明治時代以降も引き継がれた。当時新たに西欧から導入された人類学、民族学、考古学などの研究分野が江戸時代の「蝦夷」の子孫であるアイヌの社会や文化に「未開」、「遅れた」などの修飾語を冠し、それに「科学」、「学術」という名の権威を与えた。日本が導入した19世紀後半当時の人類学の主要な潮流は進化主義であり、世界中の民族や文化を、ヨーロッパ文明を頂点とするピラミッド状の階層の中に位置づけるというものだった。アイヌは未開の狩猟採集社会に位置づけられ、日本列島に最初に住み着いた人類かどうかという議論がなされた。しかも、2.2. で指摘したように、その文化と言語は近代国家の中で滅びゆくもの、または近代化政策によって積極的に克服していくべきものとする理解を促し、明治政府が実施した開拓政策や同化政策に正当性を与えた。それはアイヌ自身に強い影響を与え、文化や言語の継承に消極的になったり、あるいは積極的に破棄しようとしたりすることにすらつながった。したがって、アイヌ文化を「存続の危機」にあるような状況に追い込んだ大本はこのような認識や理解であるといっても過言ではない。

それに対して、「民族共生の象徴となる空間」作業

部会の報告書は、アイヌ民族の文化を「我が国の貴重な文化」であり、国家が世代を超えて守り、振興していくべき文化であるとの認識を示し、それが「近代化政策の結果として存続の危機」に陥ったのだから、その「復興に配慮すべき強い責任が国にある」と明言したのである。これは「穢れの地」、あるいは「未開の文化」、「滅びゆくもの」、「克服すべきもの」という認識からの180度の転換である。そして、その危機を近代化政策の結果と捉え、国の責任を明記している点でこの報告書は画期的ではあった。

2010年代に入ってこのような大きな認識転換が政府の文書にも示されるようになった背景には、1970年代から顕著になるアイヌ民族自身の権利回復運動とそれを包含した世界的な先住民族の権利回復の動きがある。その1つの成果が、清水昭俊が詳しく分析した1993年の「先住民作業部会」(Working Group on Indigenous Populations)による「先住民族の権利に関する国際連合宣言の作業部会案」(「1993年草案」)であり、それをさらに14年の歳月をかけて討議して決議としてまとめたものが、2007年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」である。そして同じ1993年は国際先住民年に指定され、1995年から2004年の「世界の先住民の国際10年」、そして2005年から2014年までの「第二次世界の先住民の国際10年」と、1990年代から2000年代にかけて国連を舞台にした先住民族の権利回復運動が活発になる。そこにはいずれもアイヌ民族の代表者が参画していた。このような世界的な先住民族運動興隆の背景にはその歴史と現状について膨大な資料と情報を積み上げてきた文化人類学者たちの研究がある。

文化人類学では進化主義的な潮流は20世紀になる頃には下火になり、文化相対主義のような、民族やその文化には独自の価値観や価値体系があり、そこに上下関係や先進／後進という関係はないとする考え方が普及していく(2.2. 参照)。1950年代以降になると、アジア、アフリカ諸国の独立に伴い、それまで研究対象とされてきた旧植民地出身の研究者、知識人たちが、欧米の文化人類学に対して「植民地主義」や「帝国主義」の荷担者として批判を浴びせるようになり、この学術分野の自己反省が始まる(詳しくは、佐々木(2008)参照)。さらに1980年代には歴史学や哲学などの分野から、フィールドワークを行って民族誌を書くという行為が「書くもの」と「書かれるもの」の間に支配／被支配関係を生じさせており、それ自体が「植民地

主義」的ではないのか、また、そのようにして生成された民族や地域の文化に対するイメージが世界中に拡散されるとともに、「書かれるもの」自身に影響を及ぼしているのではないかと、という批判を受けるようになる。これは「ポストモダニズム批判」、「オリエンタリズム批判」などと呼ばれ、1980年代から90年代にかけて文化人類学の基盤を揺るがす事態となった⁸⁾。

この批判以降、文化人類学では従来調査研究対象としてきた社会や文化を担う人々に調査や研究の主体として（調査研究する側）として参加してもらい、そのような人々にこの分野の目的、方法を学んで、習得してもらおうとともに、自分たちの社会や文化を自分たち自身で見直してもらうことに腐心するようになる。つまり、調査する側、される側という二項対立を解消し、ともに解明したい目的に向かって各自が身につけた方法論で研究するという態度である。それは2.2でも述べた博物館における先住民族文化の表象方法（「フォーラムとしての博物館」）と発想が類似する（佐々木2011）。

しかし20世紀の100年の間、日本国内におけるアイヌ民族やアイヌ文化に対する認識はなかなか改まらなかった。1920年代にはアイヌ研究はすでに「落ち穂拾い」状態といわれ、1990年代になっても、すぐにでも記録しておかないと消えていってしまう文化であるという認識が続いた。さすがに「未開」という修飾語は使われなくなったが、「滅びゆくもの」という認識からは一歩も出ていなかった。20世紀の日本の学術研究ではアイヌ民族、アイヌ文化はあくまでも研究対象であり、客体であり、研究者の視線は常に上から注がれていた。また多くの研究者が近代化政策の影響を受ける以前のいわゆる「伝統的な文化」のみを「正統な文化」、「真正な文化」として、研究対象を狭く限定していた。実はアイヌ民族の間では伝統から時代に適合したものを生み出し、文化を新しく生成していく活動は一貫して続けられていた。先に触れた文学活動や博物館活動もその中に含めることができる。しかし、研究者はそのような活動や、そこから生まれた新しい文化に見向きもせず、自分たちが創り上げた文化像に固執した。それは世間一般のみならず、アイヌ民族自身にも影響し、その後の調査研究によって再生産されるようになる。まさに上記のポストモダニズム批判やオリエンタリズム批判の対象となるような状況だった。

1970年代から先鋭化したアイヌの民族復権運動、そして国際的な先住民族運動への参加という状況の中で、筆者も含む日本の文化人類学者はアイヌの社会、文化に関する研究から距離を置くようになる。それはこのような認識が維持されていたことと関係がある。すなわち、このような認識では現実に進行している出来事に対応できないだけでなく、自分たちを研究対象としてしか見ない研究者に対するアイヌ民族側からの反発が強くなるだけだからである。ポストモダニズム批判を受け、そのような認識から脱却した後の文化人類学が再びアイヌ民族の問題に向き合うようになるのは1990年代の後半以降である。

1997年のアイヌ文化振興法も90年代の世界的な潮流と無関係ではなく、1993年の「国際先住民年」などの国連の動きからの影響を受けていることは明らかである。この法律の制定の元になった1996年のウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書は当時の日本民族学会（現在の日本文化人類学会の前身）から一定の評価を受けた（日本文化人類学会ホームページに見られる当時の山下会長の談話より）。しかし、そのアイヌ文化に対する認識は、2020年代の視点で見直すと、まだ当時の世界的な潮流に追いついていなかったように見える。

この報告書に対する北海道ウタリ協会（現在の公益社団法人北海道アイヌ協会の前の呼称）の評価は、竹内渉が「当協会が求めてきた要望に応えるものではなかったが、新しい立法措置の必要性を求めていることは高く評価できる」ので、この報告書の受け入れを決定した（竹内2020: 133）と記すように、評価できる点とできない点に分かれるというものだった。ことに文化復興は権利回復の一部であったはずなのに、そこだけに焦点を当てた法律（「アイヌ文化振興法」）を生み出す結果になったところに大きな不満があった。

しかしその文化復興の面でも、文化の捉え方には研究者側から見ても問題があった。

すなわち、この報告書ではアイヌ文化とは「歴史的遺産として貴重であるにとどまらず、これを現代に生かし、発展させることは、我が国の文化の多様さ、豊かさの証となるもの」であり、「自然とのかかわりの中で育まれた豊かな知恵は、広く世界の人々が共有すべき財産である」（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会1996: 3）と認識されていた。また、「今日存立の危機にあるアイヌ語やアイヌ伝統文化」（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会1996: 7）とい

う表現に見られるように、言語や文化が危機にあることは認めており、そのような状況になった原因については、江戸時代の場所請負制と近代以降の同化政策に求めている(ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 3-4)。

しかし、「歴史的遺産として貴重である」という認識はアイヌ文化を本質主義的に捉えすぎている。つまり、20世紀までの研究者たちが想定していた「伝統文化」のみが念頭に置かれている。しかも「歴史的遺産」ではアイヌ文化は過去の存在であり、既に減んでしまっていて遺産として残っているにすぎないということにもなりかねない。さらにいえば、この認識では、近代化政策によって歴史の底に沈められた文化遺産を引き揚げて展示物にしようというまさに「サルベージ人類学」の仕事为国が「文化復興」の名の下に行おうとしているように見えてしまう。これでは1990年代当時でもアイヌ民族を含む先住民、先住民族たちが求めていたこととは相容れないだろう。例えば、この報告書とほぼ同時代の1993年に出されていた国連宣言の「1993年草案」では、その第Ⅱ部第7条に「先住民は民族絶滅と文化絶滅を被らされない集合的および個人的権利を持つ」(清水 2008: 326)と記されている⁹⁾。アイヌ文化を「歴史的遺産」とするのは、アイヌ民族に「文化絶滅」を一度受け入れさせることになってしまう。もちろん報告書やアイヌ文化振興法の意図は、アイヌ文化を失われたものとしてサルベージすることではなく、現在でも連綿と続く文化を活性化させようということにある。しかし、この表現ではそのような誤解を招く。

「自然とのかかわりの中で育まれた豊かな知恵は、広く世界の人々が共有すべき財産である」というのも、自らの知識を広く共有すべきかどうかを決めるのは先住民族自身であるという文化に関する自決権の原則に立てば、それを考慮していないという批判を受けかねない。そして、アイヌ文化が存立の危機に立たされるようになった原因に関しても、江戸時代の場所請負制や近代の同化政策に帰しているだけで、だれがそのような政策を推し進めたのかについて書いておらず、その責任の所在を明示していない。

これらの諸点から、この報告書の認識は1990年代当時の世界的な先住民族文化に対する認識に追いついていなかったといえることができるだろう。

それに対して、2011年の「民族共生の象徴となる空間」作業部会の報告では、アイヌ文化を過去のも

の、あるいは遺産とは決めつけていない。「我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機」にあるというというのは、今活動し続けているアイヌ文化が日本という国にとって貴重な文化なのであり、しかしそれにもかかわらず国の近代化政策によって存立の危機に立たされてしまっているという認識なのである。また、「存立の危機」にあるような状況についても、明治以降の日本政府の一貫した方針だった「近代化政策」にその原因を求めており、それだけに政府の責任をより明確に示して、「今後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2)推進していくことが求められると述べる。

この違いには、有識者懇談会や作業部会の委員構成も関係しているだろう。例えば1996年の報告書を出したウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の7人の委員の構成は作家、大学教授、博物館長、道知事などであり、ここにはアイヌの代表者が見られない(ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 別紙2)。それに対して2009年の報告書を出したアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会には、8人の中の1人とはいえ、北海道アイヌ協会を代表する者が加わっている(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 別紙2)。そして、2011年の報告書を出した「民族共生の象徴となる空間」作業部会の構成員では6人中3人が北海道アイヌ協会から選ばれたものだった(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 13)。

委員構成に対する配慮も実はアイヌ文化に対する「認識の転換」の一環である。そのようなことも含め、この転換は上記のような先住民族の権利に関する国際的な潮流と、それと相互に影響を授受してきた文化人類学をはじめとする関係学術分野の先住民族に対する認識や研究の方向性の変化が、ようやく政策決定にかかわるところにも影響を及ぼすようになったことの結果と考えられる。

先にも指摘したように、国がアイヌ文化の継承、発展、創造のために新たな国立博物館を建設することになった直接の理由は、この「認識の転換」にあった。

しかし、当の文化を担ってきた人々、伝承してきた人々にはそれがどのように映っていたのだろうか。認識の転換などと関係なく、国家や政府が文化に対する認識を表明し、それで政策を決定するという事は、文化に関する先住民族の自決権を侵害し、先住民族を

自分たちの文化から疎外していくことに他ならないという意見もあるかもしれない。しかし他方で、国がそのような認識の下に政策を推し進めることによって文化振興が進み、先住民族が自分たちの文化に誇りを持つようになって、逆に文化的自決権を回復していけるのではないかという意見も考えられる。いずれにしても、新しい国立博物館の方向性としては、過去の政策のためにその存立の危機を招いてしまった文化の振興と新たな創造に向けて、国が責任を持って施設、資金、人材面で支援し、それを受けて先住民族が主体的に運営する博物館をめざすのがよいのではないかと筆者は考えている。

5 国立アイヌ民族博物館の理念、目的、組織、運営

5.1. 博物館の理念と目的

このような経緯の元に設立が準備された国立アイヌ民族博物館のあるべき姿とは何か、めざす姿はどのようなものなのだろうか。『博物館基本構想』、『博物館基本計画』、『展示基本計画』などに記された理念と目的からそれを検討していこう。

『博物館基本構想』では、まず博物館の理念として、

この博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する（博物館調査検討委員会 2013: 3）

と述べ、さらに設置の目的として以下の4点を挙げる（博物館調査検討委員会 2013: 3-4）。

- 1 国内外の人々にアイヌの歴史、文化、精神世界等に関する正しい知識を提供し、それらに対する理解を促進させること（「教育・普及」）
- 2 アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ次世代の博物館の専門家（キュレーター等）を育成すること（「人材育成」）
- 3 アイヌの歴史と文化に関する調査と研究を行うこと（「調査・研究」）
- 4 アイヌの歴史、文化等を展示する博物館等をつなぐ情報ネットワーク拠点となること（「博物館ネットワーク拠点」）

これらの理念と目的は、『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』（2012年版）で述べられていた博物館の方向性、すなわち、「アイヌの歴史、文化等に初めて触れる人々を含め、国内外の多様な人々に、先住民族としてのアイヌの歴史や文化を学び理解する機会を提供するため、アイヌの歴史、文化等を総合的、一体的に紹介する」、「象徴空間の展示・調査研究機能を活用して、アイヌ文化に関する十分な知見を有するキュレーターを育成する」、「アイヌの社会や文化の形成・発展過程、内容等を明らかにするため、博物館の収蔵品や象徴空間内外の自然空間を研究フィールドとした実践的な調査研究を行う」、「北海道内をはじめ各地域の博物館等のネットワークの拠点としての機能を果たす」（アイヌ政策関係省庁連絡会議 2012: 4、順序は上記の4つの目的に合わせた）という記述を踏まえている（博物館調査検討委員会 2013: 3）

まず「理念」では、第一に「先住民族としてのアイヌの尊厳を尊重」とある。これには民族の尊厳と個人の尊厳の両者が含まれると考えられる。この「尊厳の尊重」とは民族共生象徴空間の「民族共生」の部分を実現するためにもっとも大切な部分である。それは、2020年7月に民族共生象徴空間が開業するに当たって考案されたアイヌ語の名称がその真意をよく表している。

民族共生象徴空間を表すためによく使われる「ウポポイ」（「大勢で歌うこと」という意味）はその愛称であって、正式のアイヌ語名ではない。2017年に文化庁が当時のアイヌ文化振興・研究推進機構に委託して設置したアイヌ語表示・展示解説検討委員会が、その下に設けたアイヌ語表現・新語検討ワーキング会議の提案に基づいて決定した正式のアイヌ語名は「ウアイヌコロ コタン」というものである。「ウアイヌコロ」とは辞書類によれば「ウ」=互いに、「アイヌコロ」=を尊敬する、という要素で構成されていることばで、「互いを尊敬する」（田村 1996: 802）という意味になる。「コタン」は集落、村という訳語が当てられることが多いが、大きさによらず人が集まって暮らすところをさす。すなわち、ウアイヌコロ コタンとは、直訳すれば「互いを尊敬し合って、集まる場所」という意味である。このアイヌ語は「民族共生」の理想をよく体現している。そして北海道での文脈でウアイヌコロといえば、まずアイヌとその他の人々が尊敬し合うということを意味する。

このアイヌ語名を提案したアイヌ語表現・新語検討ワーキング会議と、それを採択したアイヌ語表示・展示解説検討委員会は、アイヌ語の学習者、教育者、アイヌ語新聞の執筆者、アイヌ語ラジオ放送の主宰者、そしてアイヌ語を専門とする言語学者など、常にアイヌ語に接し、アイヌ語を使う人たちによって構成されている。したがって、このワーキング会議と検討委員会の委員たちは、文法から意味まで十分確認していた上で、このことばに決めたのである。博物館の理念にある「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し」というのは、この「ウアイヌコロ」の理想を追求するといいかえることもできるだろう。

第二に、国内外にアイヌの歴史と文化に対する正しい認識と理解を促進する。これは逆にみれば、『博物館基本構想』が発表された2010年代になっても、アイヌの歴史と文化が海外はおろか日本国内でも必ずしも正確に認識、理解されていなかったことを意味している。例えば、2021年3月に内閣府政府広報で公表された『「アイヌ政策に関する世論調査」の概要』では、『博物館基本構想』が発表された2013年の段階で、アイヌという民族がいるということは95.3%の人が「知っている」と答えている一方で（内閣府政府広報室2021:2）、「アイヌの人々が先住民族であるということ」を知っていたのは68.3%、「アイヌが独自の伝統的文化を形成していること」を知っていたのは65.7%、「アイヌの人々が北海道や首都圏など全国各地でくらしていること」を知っていたのは48.0%、「中世・近世において和人と抗争した、近代の北海道開拓の過程で困窮化したなどの歴史があること」を知っていたのは38.1%だった（内閣府政府広報室202:6）。すなわち、当時の内閣府のアンケートに答えた1745人のうち、95%以上の人がアイヌという人々の存在は知っていたが、その中でもアイヌが先住民族であるということや独自の文化を持つということを知っていたのは3分の2程度であり、さらにその歴史をよく知る人は3分の1程度に留まっていた。このような状況を考えると、博物館がアイヌの歴史と文化に関する「正しい」認識と理解を促進するのは急務だった。このようなアイヌ民族、アイヌ文化に対する認識が民族共生象徴空間や博物館の建設、開業でどのように変化するのかについてはまた後ほど触れる。

そして第三の新しいアイヌ文化の創造及び発展に寄与していくというのは、「文化」というものは、新しい世代が前の世代が伝えてきた伝統を正確に受け継ぐ

と同時に、時代に適合した新しい工夫を重ねていくことによって発展、深化していくものであるという認識が前提となっている。現在目に見える形で表象されているアイヌ文化（主に刺繍や彫刻などの造形芸術と音楽、舞踊などのパフォーマンス芸術、それに儀礼や口承文芸等に現れる世界観など）のあり方に関する議論はつきないが、視点を時間軸に沿わせて動かすと、現在の姿が必ずしも過去の状況を忠実に再現したのではなく、また、過去に幾度も姿を変えていることがわかる。したがって、未来に向かっても「新しい何か」が付け加えられることで「伝統」が着実に受け継がれることがここから予想される。博物館はそのような動きにも貢献することが期待されている。ただし、それを具体的にどのように実現するのかが博物館の中だけでなく、民族共生象徴空間内外での議論が必要となるだろう。

次に「目的」では、最初に理念に合わせて「アイヌの歴史、文化、精神世界等に関する正しい知識を提供し、それらに対する理解を促進」することを第1の目的としている。この目的は展示と教育・普及の事業をしっかりと行うことで果たされる。いいかえれば、展示と教育・普及は博物館の「顔」ともいべき事業と位置づけられたことになる。

第2にあげているのが人材育成である。ここでは博物館の「キュレーター」（日本ではあまりなじみのない職名だが、研究員と学芸員の機能を合わせ持つような職で、欧米の博物館ではキュレーターは非常に高い地位を持っている）を育成するとあるが、それは「アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ」ということで、優秀なアイヌの文化伝承者でかつ博物館の研究員、学芸員になることができるような人材を育成することを目標としている。アイヌ文化を伝承するためのトレーニングや資格（北海道アイヌ協会が認定する優秀工芸師の資格など）と博物館の研究員、学芸員となるためのトレーニングや資格（学校教育法で定められた修士・博士の学位や博物館法で定められた学芸員資格など）との間にまだまだ大きな溝が横たわっていることは事実で、そのために両者を兼ね備えたキュレーターの育成は非常に難しい状況にはある。

しかし、民族共生象徴空間には国立民族共生公園での芸能や木彫、刺繍、自然や暮らし、世界観の紹介といったパフォーマンス活動があり、そこでは文化伝承者が活躍し、そのための人材育成も行っている。博物

館の研究学芸職員が公園側で研修を受けて、アイヌ文化を学ぶことができるとともに、公園側で活躍する人が博物館の研修を受けて研究者や学芸員になるための資質を養うことは可能である。幸い、博物館の運営母体も公園の運営母体も同じアイヌ民族文化財団であり、博物館と公園の間での職員の交流はむしろ望まれるところである。将来、公園側で活動する文化伝承のすぐれた人材を博物館の研究学芸職に充てることや、博物館の職員が公園でパフォーマンスや伝承者の育成に従事することも視野に入れた人材育成活動を実施することが求められている。資格については優秀工芸師にせよ、学芸員資格や学位にせよ、それぞれ独自の制度での厳しい修養が必要なのでハードルが高いのは事実である。しかし、将来的には「アイヌの歴史・文化に関する十分な知識」を持ち、研究者として独り立ちしていると同時に、すぐれた「アイヌ文化の伝承者」でもあるキュレーターが博物館と公園で活躍するようになっていくのが理想的である。

第3に調査と研究を行うことがあげられている。調査・研究は本来博物館がその使命を全うする上で基礎となる業務である。展示、教育・普及、資料の収集・保存・管理、人材育成といった他のあらゆる業務は調査・研究の成果の上に載っているものであり、これが進展しなければ他の業務はコンテンツの更新ができずに止まってしまう。

博物館での調査・研究には、『博物館基本構想』と『博物館基本計画』にもあるとおり、「アイヌの歴史・文化基礎研究」と「博物館機能強化のための研究」の2種類がある。『博物館基本構想』では、前者は「博物館資料に関する調査研究をはじめ、アイヌの歴史と文化に関する学術的な研究で、それは展示やワークショップをはじめとする教育・普及、人材育成等の機能を基礎から支えることになる」ものとされ、後者は「保存科学やアイヌ民族資料修復技術の開発、資料をデータ化するための方法の開発及び博物館での教育方法の開発などの実践的、応用的な研究で、これは博物館そのものを支える重要な研究活動」になるものとされている（博物館調査検討委員会 2013: 4）。両者は車の両輪のようなものだが、前者は博物館の顔ともいべき研究で、アイヌの歴史と文化そのものを研究対象として真正面から取り組み、その成果を展示や教育・普及、そして学術活動（論文、共同研究、シンポジウムなど）を通して社会に公開する。後者は博物館を裏から支えるような研究だが、これも博物館という

巨大な装置を維持し、そこに収蔵された大量の資料や情報を整理して、それらをいつでもだれにでも使えるような状態に保っておくという必要不可欠な研究である。もちろん学術活動や教育・普及、さらには展示を通じた社会への成果公開も期待される。

展示による成果公開についていえば、基本展示や特別展示は基本的に「アイヌの歴史・文化基礎研究」の成果公開の場である。そこでは常に最新の研究の結果が展示物と展示方法を通じて公開されている。「博物館機能強化のための研究」については2020年12月1日から2021年5月23日までの長期間に及んだ第1回テーマ展示『収蔵資料展 イコロ ―資料にみる素材と技―』にその成果の一端を見ることができる。ここでは、X線断層撮影装置やデジタルマイクロスコープを使った資料内部の写真や表面の細部にわたる写真、あるいはX線回折装置や赤外線分析装置を使った資料の成分分析の結果が披露されていた。

目的の第4として、「情報ネットワークの拠点となること」があげられている。ネットワークで結ぶ相手としては「国内外にあるアイヌの歴史や文化に関する資料・情報を収集、展示する博物館・美術館、資料館、大学や研究所など」が想定されていて、そのネットワークを通じて実施される事業には、「ウェブ上での情報交換のみならず、複数の博物館・美術館や資料館などと連携した巡回展示や巡回ワークショップ、あるいは大学その他の研究機関の研究室や研究者と連携した調査研究」が考えられていた（博物館調査検討委員会 2013: 4）。ことに、この博物館では『博物館展示計画』でも示されていたように（文化庁 2016: 2）¹⁰⁾、常時展示更新を行うという方針を持っているために、収蔵資料だけでは足りず、他館から頻繁に展示資料を借用しなければならない。博物館ネットワークの構築はそのための情報交換と共有のために必要不可欠だった。しかしその後、博物館や研究機関との情報共有や研究協力が終始すべきではなく、広くアイヌ文化にかかわる活動をする団体にもネットワークを広げるべきだという意見が聞かれるようになる。2020年度に館長への諮問機関として組織された運営会議でもそのような意見があり、地域のアイヌ文化の保存・振興活動を行う団体（芸能保存会や民芸組合など）にも声をかけて文化伝承者たちとのつながりも重視することになった。ネットワークについては、準備室時代から「ネットワーク準備委員会」（アイヌ文化にかかわる展示、調査研究を行っている北海道の博物館の代表者を中心

に結成)が組織され、4年にわたって検討が行われた。その結果、「アイヌ文化でつながる博物館等ネットワーク」(愛称「ブンカラ」、ブンカラはアイヌ語で葛の意味)という名称で2020年度に参加募集を行い、2021年度から活動を開始している。また、まだ準備室の時代にも開館前の博物館広報としてパネルを主体としたPR展示『ヤヨペヨペ』を北海道内の博物館や公民館などで実施した。2020年度には本州の博物館でも実施している。

これら4つの目的は、博物館が実施すべき事業を通して実現される。その事業がすでに上で触れた「展示」、「教育・普及」、「調査・研究」、「収集・保存・管理」、「人材育成」、そして「ネットワーク構築」である。博物館の運営とは、理念と目的を実現するために、これら6つの事業を実施することになるわけである。

5.2. 博物館の組織運営

博物館の事業に体系的、計画的に取り組み、所期の成果を上げるためには、それ相応の組織と運営方針が必要である。それらについては、2013年の『博物館基本構想』の時から検討はされていた。例えばそこでは以下の諸点をあげている(博物館調査検討委員会2013:13)(a)、(b)などの記号は筆者が整理のために付したもので、以下同じ)。

- a) 象徴空間内の博物館以外の機能と一体性を持った管理運営方法を確保する観点が必要
- b) 国が施策の推進において主体的な役割を担うとともに、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの役割に応じて積極的に連携・協力する
- c) 北海道内のアイヌ文化や資料の展示、調査・研究、教育・普及を行う博物館や研究施設とネットワークを形成し、様々な分野での連携、協力及び交流を図る
- d) アイヌ文化の伝承者が職員や協力者として博物館の活動に積極的に参画できるような体制にする

しかし、これらはすべて抽象的な目標のようなものであって、その詳しい検討は『博物館基本計画』の検討に持ち越された。

2015年3月に博物館調査検討委員会が文化庁に提出した『「民族共生の象徴となる空間」における博物館基本計画報告書』ではもう少し具体化しており、以下のようにまとめられている。

まず、運営の基本方針については(博物館調査検討

委員会2015:71)、

- a) 「象徴空間」全体と一体となった運営を行う
- b) 将来にわたり成長しつづける博物館をめざす
- c) 運営そのものを通して人材、ネットワーク等を育む

といった点をあげており、特にc)については、「運営そのものを通して、アイヌの歴史・文化等に関する十分な知識を持った博物館の専門家(キュレーター等)の育成、「象徴空間」で養成されたアイヌ文化の継承者の受け入れ、国内外に伝わるアイヌの歴史・文化等に関する資料や情報のネットワークの形成等を行う」(下線筆者)という補足説明を入れて、民族共生象徴空間内で育成されたアイヌ文化伝承者を博物館員として積極的に受け入れる方針を打ち出していた。これは5.1.で触れた博物館の設立目的である「人材育成」について、より具体的に述べたもので、その詳細についてはすでに5.1.で述べておいた。

次に、組織体制についてはその考え方として(博物館調査検討委員会2015:71-73)、

- a) アイヌの人々が主体的・積極的に参画できる運営体制の構築を図る
 - b) 先進的な活動を支える柔軟な組織体制の構築を図る
 - c) 博物館の理念の実現に向け、より適切な部門・人材配置を行う
 - d) 柔軟な部門間交流により、博物館の専門家としてのスキルの共有と向上を促進する体制を構築する
 - e) 第三者的な評議機関を設置し、客観的な評価に基づく改善を促進する体制を構築する
- の5点を挙げている。

このうち、a)については上記の運営方針とも連動して、「博物館を支える専門家集団として、展示や調査・研究、教育・普及の業務をはじめ、管理運営面に至るまでの広範な業務にアイヌの人々が主体的に参画できる体制の構築を図る」(博物館調査検討委員会2015:71、下線筆者)、あるいは「「象徴空間」における「文化伝承・人材育成機能」や「体験交流機能」との連携・協力が欠かせないことから、アイヌ文化の伝承者・実践者が職員や協力者として博物館の活動に積極的に参画できる体制の構築を図る」(博物館調査検討委員会2015:72、下線筆者)というように、研究学芸系の業務から管理事務に至るまで博物館の全業務で、アイヌ民族出身の人材や民族共生象徴空間で育成された文化

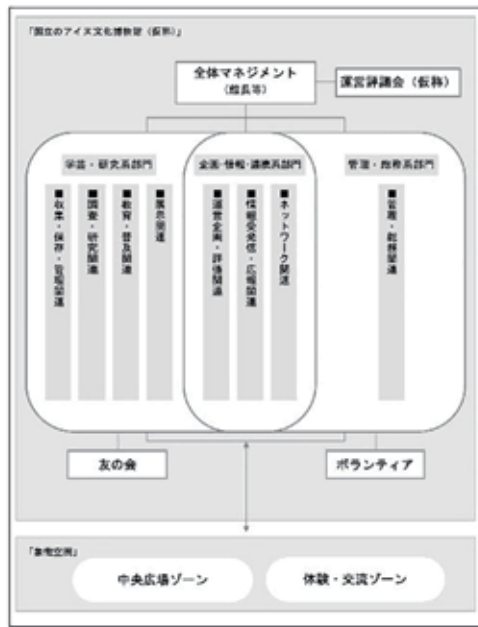


図4 博物館調査検討委員会が提案していた博物館の組織図 (博物館調査検討委員会 2015: 74)

伝承者の登用を推し進めることを提言している。

また、e) については、当初独立行政法人のような組織も視野に入れていたために、評価を受けるための体制も考慮に入れていた。しかし、国直轄の施設で、財団法人が運営を委託されるという方式が決定されたことから、この評価体制は不要とされた。

このような組織に関する基本的な考え方を元にして提案されたのが【図4】にあるような組織だった。(博物館調査検討委員会 2015: 74)

3.3. でも触れたように、博物館調査検討委員会が報告書で提案した組織は「学芸・研究系部門」、「企画・情報・連携系部門」、「管理・総務系部門」の3部門からなり、展示をはじめとする5つの業務が学芸・研究部門に、ネットワーク構築や広報、評価といった業務が企画・情報・連携系部門に、事務や施設管理業務が管理・総務系部門に割り当てられるような体制だった。現在の1課4室体制とはかなり異なり、情報、ネットワーク、評価関係にかなり手厚い組織体制だった。しかし実際には、学芸・研究系部門はほぼそのまま現在の研究学芸部として残されたものの、企画・情報・連携系部門の業務は研究学芸部の4室と事業課に分けられ、また、広報や管理・総務系の業務は民族共生象徴空間運営本部、あるいは運営母体のアイヌ民族文化財団本部の事務と分掌することになり、博物館の担当部分は縮小された。

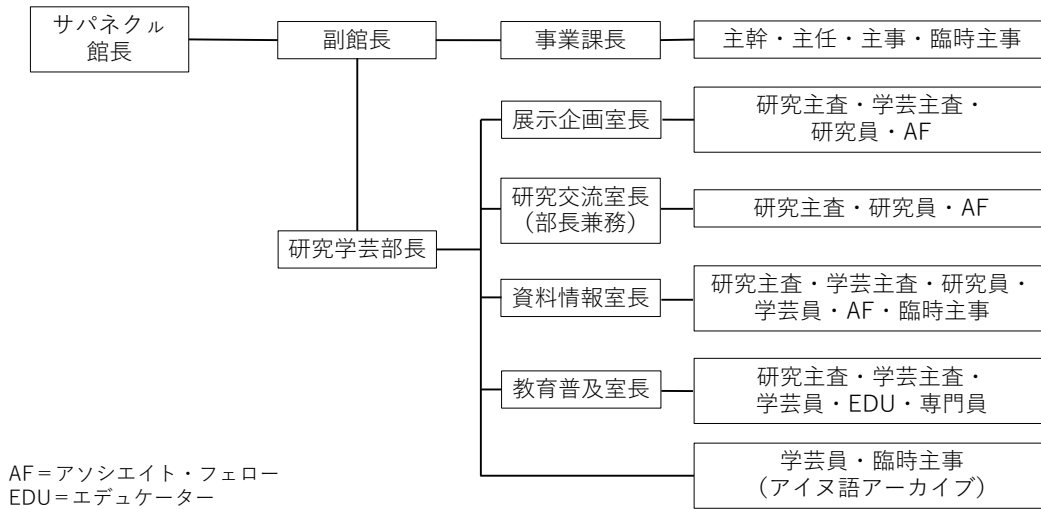
2020年3月末に準備室が解散し、博物館の組織がアイヌ民族文化財団の一部局として始動したとき、文化庁所属の調査官たちはそのまま文化庁職員として留まったが、国立文化財機構所属の職員は財団職員に身分を変えて博物館業務に従事することになった。その結果、研究職、事務職合わせて5人いた国立文化財機構所属の職員は、展示企画室の責任者が展示企画室長に、資料情報室の責任者が資料情報室長に、研究交流室の責任者が研究学芸部長（研究交流室長、教育普及室長も兼務）¹¹⁾に、専門官が副館長に、そして主幹が館長になる形で、それぞれ博物館の幹部職員を構成することになった。専門官が副館長になったことで、事業課長に新しく札幌から招いた財団職員を充てた。(【図5])

この博物館では独自の試みとして研究学芸部所属の研究員、学芸員が定期的に展示場に出て展示の点検をしたり、時には来館者の質問に対応したりすることで、職員にも来館者にも展示の意図をより正しく理解してもらうことを計画していた(博物館の理念である「アイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進する」ため)。しかし、そのためには、20数名の研究員、学芸員だけでは対応しきれない。そのために、有期雇用の研究員(アソシエイトフェロー)と教育普及専門職員(エデュケーター)を採用することに決め、2020年4月に採用した。アソシエイトフェローとエデュケーターの定員は6人ずつである。

2021年9月現在、博物館には管理職、研究学芸職、事務職、専門職、契約職員等合わせて51人の財団所属の職員(無期雇用、有期雇用、臨時雇用含む)が勤務している。その他に文化庁職員が3人(調査官2人を含む)いて、総勢54人で博物館の事業を動かしている。また、館内には運営に当たる職員以外に、来館者対応、ミュージアムショップの運営、警備、清掃、建物の維持・管理、展示の設計・製作などの業務を委託された業者などがおり、そのような人たちも入ると常時80人ほどの人間が博物館を支えている。

『博物館基本計画報告書』で提言されていたアイヌ文化を伝承する人材の登用については、個人情報にかかわること、あるいは個人のアイデンティティにかかわることであるために、具体的な人数などを明言することはできない。しかし、旧アイヌ民族博物館の職員、同博物館で実施されていた伝承者育成事業の修了生、あるいは大学等の人材育成事業の修了生など、こ

図5 国立アイヌ民族博物館組織図 (2021年度)



れまで実施されてきた人材育成活動でアイヌ文化を学び、その知見を深め、同時に博物館員としての資質も身につけてきた人たちが、研究員あるいは学芸員として活躍していることだけは触れておこう。また、国内出身の職員だけでなく、海外出身の職員も活躍している。その意味で、民族共生象徴空間の中核施設の1つであるこの博物館は「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」ことをめざして多様な人々が集まる、まさに「民族共生」の場となっている。

6. おわりに

以上のように、国立アイヌ民族博物館が民族共生象徴空間の中核施設として設立された、その背景と経緯、そして役割を、主に政府が組織した有識者懇談会、委員会、作業部会などの報告書を基礎資料にして、筆者の文化人類学の知見を利用して論じてきた。結論としては、まず有識者懇談会や作業部会のような政府の委嘱を受けた会議の報告書において、アイヌ文化に対する認識が2000年代に入って大きく変化あるいは転換していたことが判明したことをあげることができる。それは、「歴史的遺産」あるいは「自然とのかかわりの中で育まれた」(ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 3) といった表現で表されてきたものが、「我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機」にあり、その「復興に配慮す

べき強い責任が国にある」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2) と明確に述べられるように変化したことに端的に表れている。報告書に見られるこの認識の変化には、アイヌ民族自身が権利回復や文化復興のための運動を地道に続けてきたこと、それが国連を舞台とする世界の先住民族運動と連携することで国連宣言の採択など国際的な潮流を引き起こし、国会決議につながったことなどが関係する。また他方で、国連を舞台に展開されてきた先住諸民族の活動の裏には、1950～60年代には植民地主義の尖兵との批判を受け、80～90年代にはなお残る「植民地主義」的、「オリエンタリズム」的性格を批判されて、そのパラダイムを根本から転換することを迫られた文化人類学など学術諸分野の研究の蓄積も絡んでいる。それはまた政府委員となった研究者にも影響を与えた。

アイヌ文化にかかる活動に特化した国立博物館の設立の背景には、このような先住民族の権利回復、文化復興に係る国内外の情勢下に生じた「アイヌ文化に対する認識の転換」があった。そして博物館の理念も目的も、それを実現するための運営方針や組織も、そのような状況下で検討され、整備されていったわけである。

この「認識の転換」の結果設立されたこの博物館は、その理念にまず「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重」することを、次いで「国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進する」ことを、そして「新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与」することを掲げた。では2020年7月に開業してから本稿を

執筆するまでの1年余の間で博物館の理念はどの程度実現されたのだろうか。

まず、「アイヌの尊厳を尊重」することについてだが、これは実現されているかどうかの判断が難しい項目であり、また判断にはある程度時間の経過が必要であることから、開館後間もないこの時点で評価を下すのはまだ無理である。この新しい博物館ではアイヌ民族の個人として、あるいは民族としての尊厳を最大限尊重することをめざして各種の活動を行い、館職員も常時言動に気を配ってはいる。しかし、気づかないところで、あるいは無意識のうちに、あるいは意図せずに、尊厳を傷つけるような言動をしている可能性もある。2021年3月にさるテレビ番組で起きた差別表現事件では、その検証番組で知識不足、認識不足に加えて、チェック機能の甘さと機能不全に原因があることが明らかにされていた（北海道新聞2021年8月26日夕刊、北海道新聞2021年8月27日朝刊、朝日新聞2021年8月27日朝刊、毎日新聞2021年8月27日朝刊による）。それらは他山の石として肝に銘じておくことはいうまでもない。

国内外にアイヌの歴史と文化の正しい認識と理解を促進するという点については、博物館だけでなく、民族共生象徴空間全体で取り組んでいるところではある。その効果がどの程度あったのかについては、2020年11月から12月にかけて実施された内閣府政府広報室の世論調査（「アイヌ政策に関する世論調査」）の結果がある程度示している（調査結果は2021年3月にウェブに公開されている）。そこには「博物館基本構想」が発表された2013年と公益文化財団アイヌ民族文化財団が結成された2018年の調査の結果も併記されていて、博物館の設立準備期間中に世論がどのように変化したのかを読み取ることができる。

それによれば、アイヌに関する周知度については、アイヌ民族の存在を知っている人は調査に回答した人の中で、2013年には95.3%、2018年には94.2%、そして2020年には93.6%と微減している（内閣府政府広報2021: 2）。しかし、アイヌ民族の存在を知っている人の中でアイヌが先住民族であることを知っている人は、2013年に68.3%、2018年に77.3%だったものが、2020年には91.2%へと増加し、アイヌ民族が独自の伝統文化を形成してきたことを知っている人も、2013年に65.7%、2018年に65.7%で、2021年には83.2%に増加している（内閣府政府広報2021: 4-6）。これは顕著な増加ともいえる状況で、政府の

アイヌ政策と民族共生象徴空間の開業が何がか影響しているのかもしれない。

しかし他方で、明治時代以降暮らしが厳しく、独自の文化も制限されたことを知る人は、2013年に38.1%、2018年に40.0%、2020年でも46.4%と漸増はしているが、半数に達していない。また、現代では他の多くの人と変わらない生活をしていて、北海道以外にも住んでいるということについて知っている人は、2018年に34.3%、2021年に38.8%とあまり増えておらず（内閣府政府広報2021: 4-6）、歴史と現代的な状況についての理解と認識がまだまだ十分に浸透しているとはいえない。博物館の基本展示や特別展示では文化継承者の活動を紹介するだけでなく、現在様々な分野で活躍するアイヌ民族出身者の姿も紹介している（例えば基本展示の「私たちのしごと」のコーナー）が、その意図が十分伝わっていないのかもしれない。民族共生象徴空間への来場者、博物館への来館者は、アイヌ独自の文化（いわゆる伝統文化）を観覧することが主目的であることが多いのかもしれないが、やはりアイヌ民族は現代を生きる人々であり、アイヌ文化は現代の文化であること（決して「歴史的遺産」ではない）も理解してもらうように展示や解説、教育内容などを工夫する必要があるのかもしれない。

ところで、筆者は2.2.の最後で、この新しい国立博物館に求められるのはアイヌ文化の担い手とそこに出自を持つ研究者や学芸員が他の民族や地域出身の研究者や学芸員を巻き込んでフォーラムを主宰し、展示や研究や教育の企画を立て、実現していく博物館である、ということを描いた。4.2.の終わりでは、国が「責任を持って施設、資金、人材面で支援し、それを受けて先住民族が主体的に運営する博物館をめざすのがよいのではないか」とも述べた。これは、文化表象の主体はその文化を担うものにあるという原則に則るもので、2007年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第3条の【自己決定権】の条項や第11条の【文化伝統と慣習の権利】からも読み取ることができる¹²⁾。

しかし、この原則に固執しすぎると、アイヌ文化の担い手出身の研究者、学芸員に過重な負担がかかりかねない。しかも様々な意見が渦巻くフォーラムでの議論の主宰など初体験の職員にはとても荷が重い。したがって、まず手始めにめざしたいのは、文化の担い手、研究者、学芸員、教員などを含むアイヌ文化の継承、

研究、展示、教育等にかかわる人々による所蔵資料の「共同利用」、「共同研究」、「共同展示」である。このような活動は館員が間に入って手続きを踏んで共同で行うことになるが、それは、少人数の担い手たちが館員の仲介で博物館の資料を見ながら勉強会を開くというのでもよい。それも立派なフォーラムである。そのような機会を増やしていくことで、知識や技術が継承され、文化の担い手が増え、そして新たな創造が促進されるのであれば、国の責任、すなわちアイヌ文化の復興のために施設と予算と人材面で支援するということの一端が果たされることにもなる。そのためには手続きを簡素化して、できるだけ使いやすい、あるいは使われやすい博物館にしていくのが望ましいだろう。

また、ICOMで議論されている新しい博物館の定義では博物館は、「包摂的」で「多様な声」を反映する場でなければならず、「開かれた公明正大な存在」で「多様な共同体と手を携えて」様々な活動に従事することが求められている(松田 2020)。5.2. で触れたように、博物館職員にはアイヌ民族出身者だけでなく、様々な出自を持つものが集まっており、海外出身のものもある。また専門も多様で、アイヌの文化や歴史を専門に研究するものだけでなく、文化人類学、歴史学、考古学、言語学、口承文芸学、音楽・芸能研究、美術史学、環境学、翻訳学、博物館教育、保存科学など様々な分野を専攻し、専門にするものがある。この博物館に勤めるまでアイヌ文化に直接触れたことがなかったという人もいる。まさに博物館そのものが民族共生の場であり、包摂性、多様性、透明性を体現する場になっている。

しかし、そのような人たち(そこには筆者も含まれる)には大きな問題が立ちはだかっている。それは、この博物館あるいは民族共生象徴空間でアイヌ文化やアイヌ民族とどのように向き合えばよいのか、どのようなスタンスを取ればよいのかということである。

現在、この問題には定まった解答はまだない。各人が個々の事業(展示、研究、資料整理、教育、人材育成など)を通じて問題に向き合い、取り扱う文化について学び、個別に解決していくしかない。その集積が一定の方向性を示すことになるかと予想される。しかし、その時常に気をつけなければならないのは、博物館の理念の冒頭にある「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重」という姿勢である。これを堅守することがまず博物館の職員に求められるところだろう。

この博物館では多様な出自、多様な専門、多様な関

心を持つ職員が「アイヌ文化」を中核にして集まり、フォーラムを形成している。彼らはアイヌ文化の担い手をはじめ、様々な人を巻き込むと同時に、そのような人たちが作る渦に飛び込んで、大小様々なフォーラムを形成しながら、アイヌ文化の振興と新たな創造に寄与しようとしている。展示、教育・普及、調査・研究、人材育成、資料の収集・保存・管理、そしてネットワーク構築といった「業務」は博物館の理念と目的を達成するための手段であり、道筋である。

これらの業務が理念と目的を達成するのにどのような役に立つのか、どのような過程を経て理念と目的に近づくのか、そしてそこで形成される多様な人々で構成されるフォーラムが理念と目的の達成にどのように貢献するのか、といった問題が次に問われることになると考えられるが、それは別稿で論じることにした。

謝辞

国立民族学博物館の展示場の写真については、同博物館情報管理施設企画課博物館事業係からご提供を受けました。ここに篤く御礼申し上げます。

注

- 1) 「1993年草案」は、国連経済社会理事会の下の人権委員会のさらに下の少数集団小委員会の中の作業部会として設置された先住民作業部会で1993年に作成された先住民族の権利に関する宣言の草案である。これをたたき台にして14年間国連の中で議論した末に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が完成し、2007年に国連総会で採択された。この草案を詳細に分析した清水昭俊はこれについて、「国連の外では、国連が準備中の先住民権利宣言は1993年草案の形(条文と内容)で伝えられ、先住民の権利に関する事実上の国際標準として機能した」(清水 2008: 315)と述べ、また「先住民の権利をその根拠とともに包括的に述べる均整のとれた構成と、よく練られた法言の表現によって、それ自体が説得力に富んでいる」(清水 2008: 315)と高く評価している。しかし、この草案は現在国連の公的文書とはされていない。
- 2) 例えば、博物館ホームページ「よくある質問——アイヌの歴史・文化の基礎知識」の「Q7. アイヌ民族はなぜ先住民族と認められているのですか?」(<https://nam.go.jp/inquiry/#q7>)の回答を参照。
- 3) そのような研究は1980年代以降「サルベージ人類学」と揶揄された。サルベージ人類学の概要については清水(1999: 626)を参照。
- 4) 「ソースコミュニティ」とは、博物館に収蔵、展示されている資料を製作した人々、あるいはその子孫たちをさす(Peers and Brown 2003: 2; 伊藤 2011: 476)。この概念は特に民族学・人類学の博物館のミッションを刷新するのに貢献した。すなわち、博物館はソースコミュニティから資料と情報を一方的に提供してもらい、展示するだけでなく、ソースコミュニティ側に博物館が蓄積した情報や知見を提供し、展示や調査研究を共同で行うことによって、ソースコミュニティの文化復興や文化活動に貢献するという双方向的な役割を担うことを主要なミッションとするようになった。
- 5) 2019年のICOM京都大会で提案されたものの、採決まで至らなかったICOMの新しい博物館の定義案の原文と仮訳は以下の通りである(松

田 2020)。

Museums are democratising, inclusive and polyphonic spaces for critical dialogue about the pasts and the futures. Acknowledging and addressing the conflicts and challenges of the present, they hold artefacts and specimens in trust for society, safeguard diverse memories for future generations and guarantee equal rights and equal access to heritage for all people.

Museums are not for profit. They are participatory and transparent, and work in active partnership with and for diverse communities to collect, preserve, research, interpret, exhibit, and enhance understandings of the world, aiming to contribute to human dignity and social justice, global equality and planetary wellbeing.

博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護するとともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。

博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公正な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。

- 6) 他の省庁が管轄する博物館・資料館にはそのようなものがすでにある。例えば、国立ハンセン病資料館は厚生労働省が設置者で、指定した財団法人に運営を委託している。2021年度には公益財団法人笹川保健財団が運営を受託している(国立ハンセン病資料館ホームページより)。
- 7) 2016年の『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』(改訂版)では、この「関連区域」とは「中核区域の周辺にあって、豊かな自然に極力手を加えずに、文化伝承活動、体験交流活動等の取組を実施することにより、中核区域と一体となって、世代を超えてアイヌ文化を体験できる広域的な「フィールドミュージアム」としての機能を果たす区域とする」(アイヌ総合政策推進会議 2016: 17)と定義されていた。それはポロト森林地区、ポロト周辺河川地区、ポント沼地区、仙台藩陣屋地区、森野地区、ヨコスト湿原・海岸地区、白老港地区の7つの地区から構成されていて、そのうち森野地区は白老のイオル再生事業区域とされて、そこでのアイヌ文化伝承に必要な樹木、雑穀類の栽培や採取が予定されていた。
- 8) 「ポストモダニズム」とはフランスの哲学者J. F. リオタールらが主導した思潮だが、文化人類学に対する批判の場合にはJ. クリフォードたちが展開した、他者の社会や文化を調査してそれを民族誌というかたちで記述するという行為そのものに潜む植民地主義的思考に対する批判だった(クリフォード・マーカス編 1996)。「オリエンタリズム批判」とは、E. サイドの『オリエンタリズム』という著書に触発されたもので、西欧主導で作られた他者イメージが世界に拡散し、そのイメージを作られた人々にも影響を及ぼすことへの批判だった(サイド 1986)。
- 9) 民族絶滅と文化絶滅を被らない権利については、2007年の国連宣言では第7条【生命、身体、自由と安全】第2項で「先住民族は、——中略——ジェノサイド(特定集団を対象とした大量虐殺)行為または他のあらゆる暴力行為にさらされてはならない」、第8条【同化を強制されない権利】第1項で「先住民族及びその個人は、強制的な同化または文化の破壊にさらされない権利を有する」と述べる形で引き継がれている(国際連合ホームページ『先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)』pp.7-8)。
- 10) 『博物館展示計画』には「展示の特色」として、「最新の情報を公開できるよう可変的な展示形態や展示システムとする」、あるいは「国内外の博物館とのネットワークを活用した展示会や巡回展を企画・実施し、象徴空間中核区域全体と有機的なつながりを持った活動を行う」とあって、展示はネットワークの構築を前提に行うことが決められている(文化庁 2016: 2)。
- 11) 2021年4月に、教育普及室長に充てるために新規に研究学芸職員を採用したことから、2021年現在では研究学芸部長は研究交流室長のみを兼務することになっている。

12) 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第3条と第11条には次のように記されている。

第3条【自己決定権】

先住民族は、自己決定の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。(国際連合ホームページ『先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)』p.6)

第11条【文化的伝統と慣習の権利】

1. 先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる自らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。

2. 国家は、その自由で事前の情報に基づく合意なしに、また彼/彼女らの法律、伝統および慣習に違反して奪取されたその文化的、知的、宗教的およびスピリチュアル(霊的、超自然的)な財産に関して、先住民族と連携して策定された効果的な仕組みを通じた、原状回復を含む救済を与える。(国際連合ホームページ『先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)』p.9)

文献

【論文、書籍等(日本語)】(五十音順)

- 市川守弘 2019. 『アイヌの法的地位と国の不正義 遺骨返還問題と〈アメリカインディアン法〉から考える〈アイヌ先住権〉』札幌: 寿郎社.
- 伊藤敦規 2011. 「博物館標本資料の情報と知識の協働管理に向けて: 米国南西部先住民ズニによる国立民族学博物館所蔵 標本資料へのアプローチ」『国立民族学博物館研究報告』35(3): 471-526.
- SPB・アイヌプロジェクト調査団(編) 1998. 『ロシア科学アカデミー人類学民族学博物館所蔵アイヌ資料目録』東京: 草風館.
- 榎森進 2019. 「『アイヌ施策推進法』の概要と同法の制定過程に内在する諸問題」『東北学院大学東北文化研究所紀要』51: 1-35.
- 大仲千夏 2003. 『民族、開発、紛争予防—不平等と差別の是正にむけて—』東京: 国際協力事業団国際協力総合研究所.
- 荻原真子・古原敏弘・V. V. ゴルバチョーヴァ(編) 2007. 『ロシア民族学博物館所蔵アイヌ資料目録』東京: 草風館.
- 加藤克 2008. 「北海道大学植物園所蔵アイヌ民族資料について—歴史的背景を中心に—」佐々木史郎・古原敏弘・小谷凱宣(編)『北海道内の主要アイヌ資料の再検討』pp. 1-57. 大阪: 国立民族学博物館.
- クライナー J. 2004. 「ヨーロッパ思想史とアイヌ観、アイヌ研究、アイヌ・コレクションの形成」小谷凱宣(編)『海外のアイヌ文化財 現状と歴史』(第17回「大学と科学」公開シンポジウム発表収録集)、名古屋: 南山大学人類学研究室.
- クリフォード J.・マーカス G. (編) 春日直樹他(訳) 1996. 『文化を書く』東京: 紀伊國屋書店 (Clifford, J. and Marcus, G. (eds.) 1986 *Writing Culture: The Poetics and Politics of Ethnography*. Berkeley: University of California Press).
- 小谷凱宣・荻原真子(編) 2004. 『海外アイヌ・コレクション総目録』名古屋: 南山大学人類学研究所.
- サイド E. W. 今沢紀子(訳) 1986. 『オリエンタリズム』東京: 平凡社 (Said, E. W. 1978 *Orientalism*. New York: Georges Borchardt).
- 佐々木史郎 2008. 「ソヴィエト民族学の理論と西個人類学との対話」高倉浩樹・佐々木史郎(編)『ポスト社会主義における民族学的知識の位相と効用』(国立民族学博物館調査報告 78) pp.31-63 大阪: 国立民族学博物館.
- 2011 「フォーラム化する文化人類学——大学共同利用機関としての国立民族学博物館が果たすべき役割を考える」『民博通信』134: 2-7.
- 2020a 「千鳥取集の木綿衣から読み取る 17、18 世紀のアイヌ

- 文化史」佐々木史郎(編)『アイヌ・北方諸民族の衣文化と織布文化』pp.32-49 東京・白老:国立文化財機構東京国立博物館・国立アイヌ民族博物館設立準備室
2020b「文化多様性とミュージアム:国立アイヌ民族博物館の試み」『文化資源学』18: 51-60
- シドル R. マーク・ウィンチェスター(訳)2021.『アイヌ通史 「蝦夷」から先住民へ』東京:岩波書店.
- 清水昭俊 1999.「忘却のかなたのマリノフスキー:1930年代における文化接触研究」『国立民族学博物館研究報告』23(3): 543-634.
- 2008「先住民, 植民地支配, 脱植民地化:国際連合先住民権利宣言と国際法」『国立民族学博物館研究報告』32(3): 307-503.
- ズナメンスキー S. 秋月俊幸(訳)1979.『ロシア人の日本発見』札幌:北海道大学図書刊行会(Знаменский, С. В., *В поисках Японии: из истории русских географических открытий и мореходства в Тихом океане*. Благовещенск, 1929.)
- 竹内渉 2020.『戦後アイヌ民族活動史』大阪:解放出版社.
- 田村すず子 1996.『アイヌ語辞典』(沙流方言)東京:草風館.
東京国立博物館 1992.『東京国立博物館図版目録・アイヌ民族資料篇』東京:東京国立博物館.
- 中村陸男 2018.『アイヌ民族法制と憲法』札幌:北海道大学出版会.
- 長谷部一弘 2008.「市立函館博物館所蔵のアイヌ民族資料について」佐々木史郎・古原敏弘・小谷凱宣(編)『北海道内の主要アイヌ資料の再検討』pp. 201-204, 大阪:国立民族学博物館.
北海道廳(編)1936.『休明光記遺稿』『新撰北海道史』第五巻史料一所収、札幌:北海道廳.
- 山崎幸治 2021.「シーボルト父子のアイヌ・コレクションの比較と現代的意義」日高薫/ベッティーナ・ツォルン(責任編集)、国立歴史民俗博物館(編)『異文化を伝えた人々II ハイインリッヒ・フォン・シーボルトの蒐集資料』pp. 137-152, 京都:臨川書店.
- 山中由里子(編)2019.『驚異と怪異:想像界の生きものたち』東京:河出書房新社.
- 【論文・書籍等(欧文)】
- Белков, П. Л. 2015. *Очерки истории ранних океанийских коллекций МАЭ*, Санкт-Петербург: Российская академия наук, Музей антропологии и этнографии им. Петра Великого (Кунсткамера)
- Cameron, D. F. 1972. The Museum: a Temple or the Forum. *Cahiers d'histoire mondiale (Journal of World History)* 14(1), 189-202
- Marthinez Cobo, J. R. 1983. *Study of the Problem of Discrimination against Indigenous Populations: Final Report (last part)*. Commission on Human Rights, Sub-commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities. United Nations economic and social Council
- Peers, L. and Brown, A. K. 2003. Introduction. Peers, L. and Brown, A. K. (eds.) *Museums and source communities: a Routledge reader*, pp. 1-16. London: Routledge.
- Stephan, J. J. 1974. *The Kuril Islands: Russo-Japanese Frontier in the Pacific*, Oxford: Clarendon Press.
- 【新聞】
- 朝日新聞 2021年8月27日朝刊〈道内面〉「アイヌ差別表現日テレが検証 関係者評価と要望」と(芳垣文子、西川洋一)
- 北海道新聞 2021年8月26日夕刊「日テレアイヌ民族差別問題番組VTR事前チェック 検証放送で再発防止策」(能正明)
2021年8月27日朝刊「アイヌ民族差別番組で検証 日テレ謝罪 防止策公表」(能正明)
- 毎日新聞 2021年8月27日朝刊「アイヌ差別の知識なく」日テレ「スッキリ」検証番組放送し謝罪」(松原由佳)
- 【懇談会・委員会・作業部会等の報告書等】(五十音順)
- アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談 2009『報告書』<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryou1.pdf>
- アイヌ政策関係省庁連絡会議 2012『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu_suishin/pdf/kousou20120731.pdf
- アイヌ総合政策推進会議 2016『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』(改訂版)<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/kousou20160726.pdf>
- ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996『報告書』<https://www.mlit.go.jp/common/000015022.pdf>
- 内閣府政府広報室 2021『「アイヌ政策に関する世論調査」の概要』<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r02/r02-ainu.pdf>
- 博物館調査検討委員会(「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会) 2013『「民族共生の象徴となる空間」における博物館の基本構想』https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/minzoku_kyosei_keikaku/hakubutsukan_koso/pdf/koso.pdf
- 2015『「民族共生の象徴となる空間」における博物館基本計画報告書』https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/minzoku_kyosei_keikaku/pdf/plan_hokoku.pdf
- 文化庁 2015『国立のアイヌ文化博物館(仮称)基本計画』https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/minzoku_kyosei_keikaku/pdf/kokuritsu_kihonkeikaku.pdf
- 2016『国立アイヌ民族博物館展示計画』https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/museum_tenjikeikaku/pdf/tenjikeikaku.pdf
- 「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu_suishin/shuchou-kukan/houkokusho.pdf
- 【ホームページ等】
- 菅野茂二風谷アイヌ資料館〈本館の生いたち〉https://fmpipaui.sakura.ne.jp/kayano_muzeum/(2021年9月5日閲覧)
- 川村カトアイヌ記念館 記念館の歴史 <http://k-aynu-mh.jp/cn24/about.html>(2021年9月5日閲覧)
- 国際連合「先住民の権利に関する国際連合宣言(仮訳) 国連総会第61会期 2007年9月13日採択(国連文書 A/RES/61/295 付属文書) http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf(2021年9月5日閲覧) 原文のページ <https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/declaration-on-the-rights-of-indigenous-peoples.html>(2021年9月5日閲覧)
- 国際労働機関「1989年の原住民及び種族民条約」(第169号) https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238067/lang-ja/index.htm(2021年9月7日閲覧)
原文のページ https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C169(2021年9月7日閲覧)
- 国立アイヌ民族博物館「よくある質問—アイヌの歴史・文化の基礎知識」<https://nam.go.jp/inquiry/>(2022年1月29日閲覧)
- 国立国文学資料館『諏訪大明神絵詞』西尾市立図書館(岩瀬文庫)所蔵 http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KT&C_CODE=0214-23209&IMG_SIZE=&PROC_TYPE=null&SHOMEI=【諏訪大明神絵詞】&REQUEST_MARK=null&OWNER=null&BID=null&IMG_NO=29(2021年9月6日閲覧)
- 国立ハンセン病資料館「当館について 組織図」<https://www.nhdm.jp/introduction/organization/>(2021年9月18日閲覧)
- 参議院「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」(平成20年6月6日参議院本会議) <https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/080606-2.html>(2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議案(第

- 一六九回国会、決議第一号) https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g16913001.htm (2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する質問主意書 平成二十年六月六日提出質問第四八六号」(提出者 鈴木宗男) 質問本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.pdf.s.nsf/html/shitsumon/pdfs/a169486.htm (2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する質問に対する答弁書 平成二十年六月十七日受領答弁第四八六号」(内閣総理大臣 福田康夫) 答弁本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b169486.htm (2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する再質問主意書 平成二十年六月十七日提出質問第五四九号」(提出者 鈴木宗男) 質問本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a169549.htm (2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する再質問に対する答弁書 平成二十年六月二十四日受領答弁第五四九号」(内閣総理大臣 福田康夫) 答弁本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b169549.htm (2021年9月5日閲覧)
- 内閣官房アイヌ総合政策室「アイヌ政策推進会議(第8回)議事概要」(平成28年5月13日開催) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai8/gijigaiyou.pdf>(2021年9月7日閲覧)
- 日本文化人類学会1996「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解」(日本民族学会会長山下真司) <http://www.jasca.org/news/past/utari.html> (2021年9月6日閲覧)
- 幕別町 幕別町蝦夷考古文化館 <https://www.town.makubetsu.lg.jp/kyouiku/matikadogallery/ezobunkakokokan/ezobunkakokokan.html> (2021年9月5日閲覧)
- 松田陽2020「ICOM博物館定義の再考」(ICOM日本委員会ホームページ「ジャーナル」September 3 2020) <https://icomjapan.org/journal/2020/09/03/p-1315/> (2021年9月5日閲覧)

1850年代後半、箱館奉行による種痘での痘苗

The Vaccine used in the Smallpox Vaccination Conducted by the Hakodate Magistrate in the Late 1850s

永野正宏 (NAGANO Masahiro, Dr.)

文化庁国立アイヌ民族博物館設立推進調査官 (Senior Specialist, Agency for Cultural Affairs)

要旨

江戸幕府の出先機関である箱館奉行は、1857（安政4）年から1859（安政6）年にかけて、北海道（ただし、本稿において当時の松前藩領を除く）および樺太でアイヌに対して種痘（伝染性疾患の一種である天然痘の予防接種）を行った。

本稿では、この時の種痘における痘苗（種痘の接種材料、弱毒化したウィルス液）に着目し、調達した痘苗の種類、調達方法、調達経費の大きく3点について考察を加えた。

まず、種類は、痘痂（天然痘感染による瘡蓋）と痘漿（天然痘の水泡から出る膿汁）が痘苗として調達されたといえる。

調達方法は、痘痂は瓶に入れられて江戸から箱館まで届けられた。痘漿は、桑田立斎については、江戸から箱館まで植え継ぎ、また、箱館から蝦夷地においても植え継いで実施した。巡回種痘を休んでいる間の痘漿の維持は、箱館市中において定期的に種痘を繰り返して植え継ぎ、維持し続けていたものと考えられる。痘漿提供者の確保は、種痘事業の実施前後を問わず幕府、ひいては箱館奉行が行っていた。

調達経費だが、支出対象は痘漿提供児者、その保護者および付添者と考えられる。支出負担者は、種痘開始前、桑田立斎は自身が負担した。種痘開始後は、史料が残っているモンベツ（現 紋別市ほか）近辺では種痘実施地の箱館奉行所の御用所が痘漿提供者の手当を負担していたといえる。

キーワード：痘苗、種痘、アイヌ、箱館奉行、桑田立斎、深瀬洋春、井上元長

Abstract

From 1857 to 1859 (Ansei 4 to 6), the Hakodate Magistrate, an agency of the Tokugawa shogunate, administered smallpox vaccinations to the Ainu in Hokkaido (the territory of the Matsumae domain will be excluded for this paper) and Karafuto (Sakhalin).

Through historical documents, this paper examines the vaccine (inoculation material for smallpox, attenuated virus solution) used in the smallpox vaccination at the time, and examines three major aspects: the types of smallpox vaccines used, the method, and the cost of the procurement.

First, this paper shows that smallpox crusts (scabs caused by smallpox infection) and smallpox plasma (pus from smallpox blisters) were procured for use in smallpox vaccines. The method of procurement involved smallpox crusts being delivered in bottles from Edo to Hakodate. In the case of doctor Kuwata Ryusai, the smallpox plasma was transported by a chain of vaccine carriers all the way from Edo to Hakodate, and from Hakodate to Ezo. It is thought that the maintenance of smallpox plasma during the absence of traveling smallpox vaccinations was carried out by regularly repeating vaccinations in Hakodate and continuing to maintain the plasma. The Bakufu, and by extension the Hakodate Magistrate, was responsible for securing donors of smallpox plasma both before and after the vaccination program.

Regarding the procurement expenses, the beneficiaries were the smallpox donors, and their guardians and attendants. Before the start of vaccination, Kuwata Ryusai paid the expenses himself. After the

start of smallpox vaccination, in the area of Monbetsu (present-day Monbetsu City and others), historical records show that the Hakodate Magistrate's Office was responsible for the allowances for smallpox donors.

Key Words : Smallpox Vaccine, Smallpox Vaccination, Ainu, Hakodate Magistrate, Kuwata Ryusai, Fukase Yoshun, Inoue Motonaga

1. はじめに

1854（嘉永7）年に日米和親条約が結ばれると、江戸幕府は、開港地となる箱館およびその付近を松前藩から上知するとともに、遠国奉行として箱館奉行を設置し、箱館等の支配を所管させた。翌1855（安政2）年には松前藩領（概ね渡島半島南西部〔松前半島〕）を除く北海道（当時、蝦夷地と呼ばれた地域）【図1】【図2】が箱館奉行の管轄地域となった。この管轄地域において、1857年から1859年にかけて箱館奉行が実施したのが種痘である。この時の種痘について、これまで拙稿（永野 2011）（永野 2017:106-117）（永野 2018:6-20,24-35）で検討したところだが、痘苗に着目した検討は、先行研究も含めて、管見の限り見出せていないことから検討していくものである。

北海道では17世紀以降、天然痘流行に関する文献史料の記述を見出すことができる。高倉新一郎は、1820年代から1850年代にかけてのアイヌ人口減少の直接的原因は流行病の蔓延と指摘しており（高倉 1942:328）、天然痘流行もその一端を担っていると考えられる。その流行に対する救助策として実施されたのが種痘事業であり、本稿で種痘の接種材料である痘苗の運用について考察することで、当該種痘事業の特質解明の一助となるものと考えている。

本稿の構成であるが、第2章では当該種痘事業の概要を整理し、第3章では痘苗の運用について論じていく。

2. 箱館奉行による種痘の概要

本章では、箱館奉行による種痘がどのように行われてきたのか、その概要を整理していく【表1】。

2.1. 種痘について

幕末の箱館奉行による種痘について述べる前に、種痘に関する基本的な事柄について整理しておきたい。

図1 1850年代における北海道西部地図



図2 1850年代における樺太および北海道北東部地図

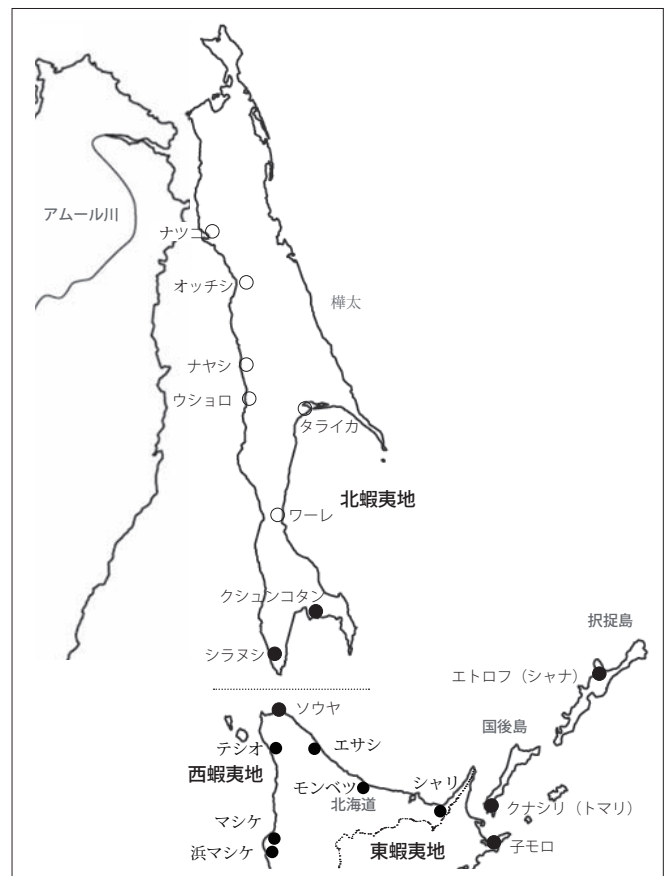


表1 箱館奉行による種痘の経過

西暦	年号	干支	陰暦(月日)	項目	出典
1856	安政3	丙辰	10	①サワラ辺より、箱館も天然痘流行。②石川と共に「蝦夷地」に派遣されていた福山藩士寺地強平が箱館で山本橋次郎に種痘を行う。	①
			11	③寺地と山本は箱館で越年し、翌年「西蝦夷地」、樺太に行く予定だったが、天然痘流行のため江戸に戻る事を決め、書状を送る。村垣が「蝦夷地」巡回のため箱館を出発する。	⑥*
1857	安政4	丁巳	1	19 スツツ滞在中の箱館奉行村垣範正、岡田錠次郎と面会し、アイヌの天然痘流行について、救済方法に係る取調を申し付ける。	⑨
			2	28 老中阿部正弘が種痘医派遣を裁可(安政4年3月26日条)。	⑨
			2	30 幕府の「種痘芝御沙汰」に基づき、箱館奉行から出された「蝦夷人共種痘之儀ニ付願(種痘医派遣願)」に対し、断医師6人を派遣することを阿部正弘が裁可する。	②
			3	8 町年寄役所名で種痘医募集の町触れが掲示される。	⑦
			3	26 村垣の元に、痘種届く。村垣から勝之助を通じ、御雇医師に渡し早々に植えるよう指示がでる。	⑨
			4	12 痘種を御雇医師田沢春堂に渡し、種痘を行わせる。	⑩
			4	23 派遣町医師の手当に関する願に対し阿部正弘が裁可(安政4年5月26日条)。	⑨
			4	27 派遣種痘医(桑田立斎・深瀬洋春)について、老中堀田正睦が裁可(安政4年5月26日条)。	⑨
			5	2 種痘医の手当について、阿部正弘の裁可を仰ぐ(安政4年5月26日条)。	⑨
			5	4 山田九助より、「箱館六ヶ場所」での種痘希望者名簿が提出される。	⑨
			5	5 種痘御用の医師深瀬洋春が箱館に到着し、村垣範正と面会する。	⑨
			5	10 桑田立斎が、アイヌへの種痘の為に「蝦夷地」へ派遣される。阿部正弘の命を、竹内保徳より達せられる。	⑧
			5	18 種痘医(桑田立斎)が弟子を連れて行く旨の報告が竹内保徳を通じて挙げられ、阿部正弘の裁可を仰ぐ(安政4年閏5月17日条)。	⑨
			5	21 桑田立斎が小児を召し連れ、活炭を植え続けるための手配について、(仙台、南部藩等へ)竹内保徳より指示される。 ※参考:『桑田立斎安政四年蝦夷地種痘』	⑦
			5	22 桑田立斎の派遣について、仙台藩に達せられる。	⑪
			5	22 派遣種痘医(桑田立斎)からの痘苗補給方法についての願が竹内下野守を通じてたされ、阿部正弘の裁可を仰ぐ(安政4年閏5月17日条)。	⑨
			5	22 派遣医師の手当について、阿部正弘の裁可が下りる(安政4年閏5月25日条)。	⑨
			閏5	6 西及び北「蝦夷地」詰調役並宛にアイヌへの種痘についての通達出される。	②
			閏5	23 ①深瀬に手当仮払い。 ②深瀬の派遣先を「西蝦夷地」に変更。 桑田立斎がアツケン会所に宿泊。国泰寺住職香山と対話した。	⑩ ⑫ ⑬
			7	10 桑田立斎がクナシリ(トマリカ)で種痘している様子を箱館奉行支配で組頭助方の安間純之進が視察した。	⑪
			9	6 桑田立斎が箱館に戻り、村垣範正と面会する。	⑨
			9	22 桑田の種痘人数、5,150人。(同日の竹内保徳あて書状の内容から)	⑨
			11	4 桑田立斎、江戸到着。	⑧
11	— 種痘医井上元長の人馬賃の取扱方法について、モロラン詰調役石場斎宮からの報告がたされる。御雇医師と同様に無賃の予定であるとの内容。	⑫			
1858	安政5	戊午	1	「北蝦夷地」詰の幕吏より、山丹地において、昨夏天然痘流行した旨、箱館奉行へ報告する(ただし、箱館へ差し立てたのは同年2月25日)。	⑬
			2	8 村垣が、深瀬洋春へ、安間純之進よりソウウヤより「北地、北海岸アバシリ」通る種痘派遣を命じる。	⑫
			2	19 深瀬洋春から箱館奉行支配向あて、種痘のため「北蝦夷地」及び「北海岸」へ回浦するに当たり、「苗継」について協力要請。	③
			3	18 深瀬洋春に回浦に当たり手当等渡す。	⑫
			4	当春以来、「北蝦夷地東西浦奥地」で天然痘流行している旨箱館奉行へ報告する(ただし、箱館へ差し立てたのは同年5月5日)。	⑬
			4	23 西浦(樺太西海岸)ナツコ、オツチシ辺で天然痘が流行し、ホロコタンまで拡大していることから、「北蝦夷地」詰から箱館奉行へ前年に達したのあった種痘医を早く派遣するよう要請する(箱館への差立日は5月3日)。	⑭
			4	23 深瀬洋春、「北蝦夷地」に来着。西浦へ出立する(富内に行き、西浦奥地が終了したらクシュンナイからマヌイに抜け、東浦(樺太東海岸)奥地からクシュンコタン方面へ巡回させる)(箱館への差立日は5月3日)。	⑮
			5	ウシロ村にて種痘希望者が出たので、深瀬洋春により接種をうけた。	⑥
			6	2 井上が、狹狭島フウレヘツに前日到着し、当日村垣と面会する。翌日種痘の様子を村垣が視察した。	⑫
			6	深瀬洋春、モンヘツにて種痘及び病人の治療実施	⑮
			6	深瀬洋春、シヤリ巡回。	④
1859	安政6	己未	1	28 種痘医師大西、井上元長ら、種痘未実施が20人ほどいるが断念し、アツケンに向けて出立する。	⑫
			2	8 井上、大西、アツケン着。	⑫
			3	— 井上の手当について伺いを立てる。予定金額は桑田と別れて以降、月5両。また、「蝦夷地入用金」から支出することについても協議をあげている。	⑪
			7	6 ①勘定奉行評議に基づき老中からの井上の手当額に関する回答を村垣、堀が了承する。手当額は1ヶ年金20両+廻浦中手当 ②勘定奉行の評議内容にある井上の立場は御雇医師ではなく、桑田の附属者。 井上の手当について老中に願出。種痘1人に付き銀3分5厘。(この頃までには井上は江戸に戻っている。)	⑪
			9	—	⑫
1860	安政7	庚申	3	1 竹内が、勘定奉行の評議結果を受けた老中の回答を受理した。手当額は計金150両。今後種痘医師等差遣の際は同の上取り計るよう仰せ渡された。(井上の種痘実施総人数8,289人)	⑬

*: 村垣日記については、特に断りがない限り、当該月日の記事を表す。

【出典】

- ①寺地強平「蝦夷紀行」下(北海道大学附属図書館所蔵、旧記1549)*東大史料編纂所維新史料引継本(複写)。
- ②「御用留 安政四巴年五月ヨリ 箱館奉行所白主御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書26)。
- ③「御用留 安政五午年中到来 従正月至五月到来 モンヘツ御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書33)。
- ④「他場所差立到来留 安政五年 箱館奉行所 モンヘツ御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書37)。
- ⑤「モンヘツ諸御入用御勘定帳 安政五午年 モンヘツ詰細野五左衛門 逸見小十郎」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書40)。
- ⑥「北蝦夷地仕出之部御用留 安政五午年 箱館奉行所白主御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書42)。
- ⑦「施薬其外養生所等御御敷筋之部」(石井良助・服藤弘司『幕末御触書集成』第5巻、岩波書店、1994年)。
- ⑧「立斎年表」(二宮睦雄・秋葉実『桑田立斎「立斎年表」』(『日本医史学雑誌』第45巻第1号、日本医史学会、1999年)所収)。
- ⑨「安政雑記」七(国立公文書館所蔵、内閣文庫、請求記号150-0158)。
- ⑩二宮睦雄、秋葉実『桑田立斎安政四年蝦夷地種痘』(桑田立斎先生顕彰会、1998年)。
- ⑪「橋本九八日記」七(維新史料編纂会編『大日本維新史料稿本』No.201 732巻、国際マイクロ写真工業社、1980年)。
- ⑫「越年種痘医師随代人馬賃の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之十八、東京大学出版会、1985年、106号文書)。
- ⑬「露人の様子尋問の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之十九、東京大学出版会、1985年、104号文書)。
- ⑭「奥地見廻り中見聞の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十、東京大学出版会、1985年、33号文書)。
- ⑮「北蝦夷地詰足軽西浦奥地見廻りの件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十、東京大学出版会、1985年、34号文書)。
- ⑯「北蝦夷地奥地詰足軽褒賞の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十、東京大学出版会、1985年、69号文書)。
- ⑰「医師蝦夷地在動中手当の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十二、東京大学出版会、1985年、346号文書)。
- ⑱「医師井上元長へ種痘手当支給の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十七、東京大学出版会、1985年、175号文書)。
- ⑲「村垣淡路守公務日記之七」「村垣淡路守公務日記之八」「村垣淡路守公務日記之九」「村垣淡路守公務日記之十」「村垣淡路守公務日記之十一」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、東京大学出版会、1986年)。
- ⑳「村垣淡路守公務日記之十二」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之五、東京大学出版会、1985年)。
- ㉑安間純之進「隨筆 安政〔四年〕丁巳正月吉」(星野家所蔵安間純之進文書、北海道立文書館架蔵B0-151)*原本所蔵 山梨県大月市星野家。
- ㉒「子モロ土人種痘之儀二付申上候書付」安政年間の根室アイヌへの種痘(三村節子、中村英子、浦田遊「子モロ土人種痘之儀二付申上候書付」安政年間の根室アイヌへの種痘『久摺』第5集、1996年6月)。
- ㉓「八代香山日記」1(厚岸町史編集委員会編『新厚岸町史』資料編2 日記記下、厚岸町、2009年)。

近世期において日本で種痘は、人痘種痘法と牛痘種痘法が行なわれたが、人痘種痘法が先に伝わってきた。

人痘種痘法は、起源は不明であるが、インド・中国・トルコなどでは、天然痘患者の痘漿や痘痂を健康人に接種し、軽度の天然痘に罹らせて免疫を得ようとする（青木ほか 2018：27）方法、つまり、天然痘（人痘）ウィルスをヒトに感染させて免疫を獲得させる方法であり、インド起源の人痘法は、針尖で前膊・上膊部の皮膚を擦過した浅い傷に、痘漿を吸収させた小塊を貼り、包帯や布で固定し感染させる方法で、トルコに渡り、痘痂を点描するトルコ式人痘針刺接種法が生まれ、18世紀前半にはイギリスやフランスなどヨーロッパに広がった（青木ほか 2018：28）とされる。

日本で実施された最初は、1740年代中頃¹⁾、清朝杭州府種痘科医師李仁山が長崎の医師に伝授した時とされている。中国式人痘法について1742年刊行の『医宗金鑑』から紐解くと、水苗種法（柳木で作った杵で痘痂を粉末にして水に溶かしてこれを未痘児の鼻孔に垂らし入れる法）、早苗種法（痘痂を5～6寸の頸の曲がった銀管で粉末にして、男は左、女は右の鼻孔へ吹き込む方法）、痘衣種法（痘児の衣服を未痘の児に着せて感染させようとする法）、痘漿種法（痘児の痘漿を棉布で拭って、男は左、女は右の鼻孔に入れて塞ぎ感染させる法）の4つの方法が挙げられている。このうち痘衣種法と痘漿種法は真性天然痘に罹る危険性が極めて高いのでほとんど実施されなかった。最も用いられたのは早苗種法であった（青木ほか 2018：27）。

牛痘種痘法であるが、1849（嘉永2）年に佐賀藩医の榎林宗建の尽力によりオランダ商館医モーニケが招来した牛痘苗により日本人小児に接種して成功（活着）した（青木ほか 2018：63,68-69）。この痘苗が日本列島各地へ分配された（香西 2019：372）。

この牛痘種痘法は、牛痘に罹った者が天然痘に罹患しない事実に着目したイギリスのエドワード・ジェンナーが1796年に牛痘ウィルスを接種する免疫法を発見し、1798年に天然痘ワクチンの開発に成功し、論文として公刊したことにより、イギリス、ヨーロッパ、そして各植民地へ普及した方法である（青木ほか 2018：55）（香西 2019：43）。なお、ジェンナーによって、牛痘ウィルスは人間を経由して伝達することができ、なお天然痘に対する免疫を与える力を保っていること（ジャネッタ 2013：32）が実証されている。

牛痘種痘の利点は、天然痘への罹患を避けられるのみならず、種痘後に身体に生じる反応が人痘種痘の場合よりもはるかにおだやかなことであった（香西 2019：43）とされる。人痘種痘法では真性天然痘へと罹患する危険性が皆無ではなかったため（青木ほか 2018：41）、牛痘苗の招来とそれによる牛痘種痘法の普及は天然痘罹患者の減少に貢献したといえる。

さて、モーニケにより長崎で活着した痘苗は、最初は、種痘された者の腕に生じた痘疱から、痘漿、ときに痘痂を採り、これを次の種痘を受ける者の腕に、直ちに接種し、あるいは採取した痘漿を硝子盤の凹部に受けて乾燥したもの、痘痂の場合にはそのまま保管したものを、接種時水に溶いて復元して用いて（添川 1987：57）伝達された。被種痘者の痘漿や痘痂を直ちに接種することを「直接人伝牛痘種痘法」といい、硝子盤で乾燥した痘漿や痘痂を復元して接種することを「間接人伝牛痘種痘法」という。人伝牛痘種痘法により伝えられた痘苗は人化牛痘漿や人伝牛痘苗とも呼ばれた。なお、人伝牛痘苗は、採取苗を介して人の伝染病を伝播したり、また、採苗される児童に苦痛を与え、その児の種痘経過を妨げたりしたのみならず、得られる痘漿の量も微々たるものであった。また、人伝の間に発痘力が衰えることがしばしば見られたという（添川 1987：57）。牛痘種痘の接種方法だが、榎林宗建の「牛痘小考」の叙述を要約すれば、接種後第7、8日、痘液が水のように稀薄であって、稠厚でないものを、ランセットの尖頭に塗り、生後第2カ月以上のものの片腕の5、6カ所に、表皮と次皮の間に1分ばかり刺入する（添川 1987：65）方法が採られていた。

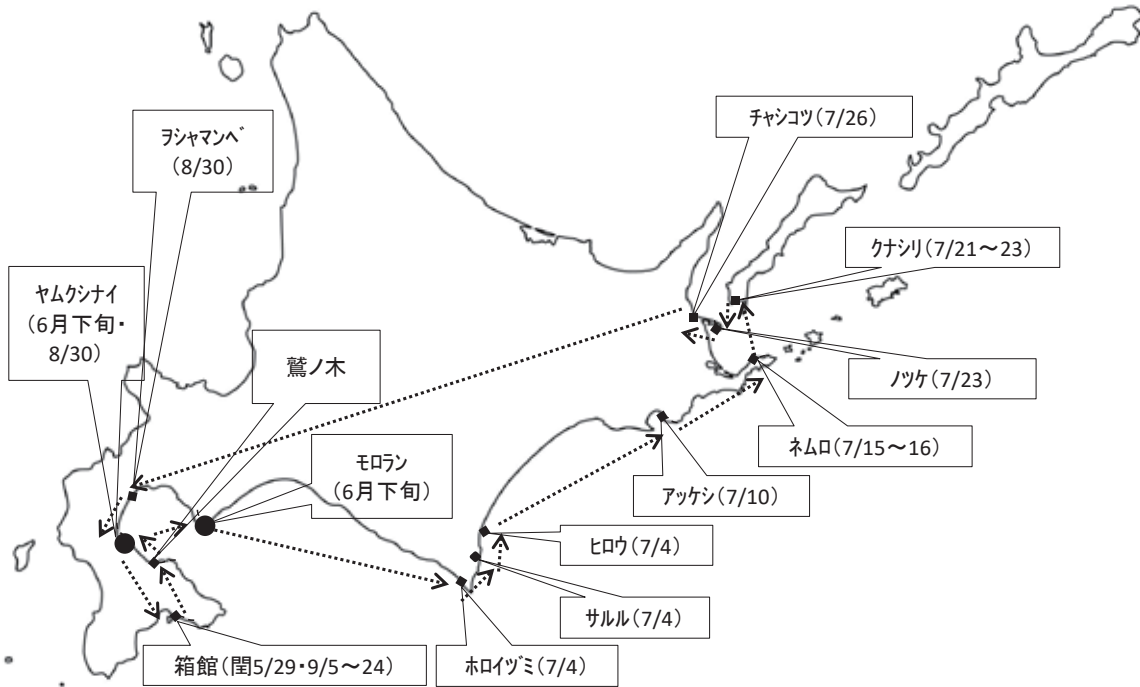
以上が近世期に日本で行われた種痘法の種類と概要である。

2.2. 契機

本節以降では箱館奉行による種痘について述べる。

1856（安政3）年の冬のことと思われるが、スツツ（現 寿都町）で天然痘が流行したため、松浦武四郎の日誌によると、以前は63人だったアイヌ人口が天然痘流行により19人に減少したという（松浦 1982:91-92）。1857年1月19日の箱館奉行村垣範正の日記によると、出張の途中でスツツに滞在していたが、天然痘流行の状況を目の当たりにして、スツツ御用所に駐在していた幕吏である岡田鏡次郎に救助方法の調査を指示したことがわかる（村垣 1857A:366 安政4年1月19日条）。同年閏5月の種痘実施通知には、

図3 種痘医師 桑田立斎 足跡図



※●◆は桑田立斎の足跡が確認できる地域。このうち●は種痘を拒否したアイヌによる山への逃避が確認できる地域。
※→は桑田立斎の行程。 ※地名の横の日付は桑田の滞在日。すべて安政4年(1857)。旧暦。

【出典】

○二宮陸雄・秋葉実「桑田立斎『立斎年表』」(『日本医学史雑誌』第45巻第1号、1999)○『八代香山日鑑記』1(『新厚岸町史』資料編2日鑑記下、厚岸町、2009)○『ノツケ伝蔵日記』(別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館所蔵)○「村垣淡路守公務日記之十一」(『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、東京帝国大学文学部史料編纂掛、1926)○安間純之進「随筆 安政〔四年〕丁巳正月吉」星野家所蔵安間純之進文書、北海道立文書館架蔵B0-151、安政四年七月二十一日条、同月二十二日条、同月二十三日条 *原本所蔵 山梨県大月市星野家

実施の要因としてスツツでの天然痘流行で多数の患者が発生し、箱館奉行が不憫に思ったことを挙げている²⁾。このことから、村垣が1月にスツツで救助方法の調査を指示したことが種痘実施の契機といえるだろう。

2.3. 経過

1857年2月に、箱館奉行からの上申に基づき、種痘医師の人選について江戸町奉行へ指示された³⁾。その結果、桑田立斎、深瀬洋春等が派遣された。箱館奉行は3月には痘痂を箱館に取り寄せ、御雇医師に種痘の実施を命じている(村垣 1857A:426 安政4年3月26日条)。桑田は5月10日に老中阿部正弘から種痘のための派遣を命じられ、同月晦日に江戸を出立し、箱館に赴いた(二宮・秋葉 1999:90)。箱館において桑田は、村垣との面会を経て、北海道太平洋側(当時、東蝦夷地と呼ばれた地域)を巡回種痘することとなった【図3】。桑田が箱館を出立する前日、弟子で種痘医師の井上元長をヤムクシナイ(現 八雲町)まで派遣したところ、鷲ノ木(現 森町)辺りで立ち帰って

きた井上から、アイヌが種痘の噂を聞いて恐怖を抱き山中へ逃げ込んだとの報告を受けた。幕吏の勧めで3日滞留し、その後、種痘を受けるよう説得したが折り合わず、モロラン(現 室蘭市)まで来て、痘苗が絶える恐れから、幕吏や和人の子どもに接種した。山中に逃げているアイヌに対して散財するなどして何とか14人には接種した。桑田の弟子の西村文石と井上は桑田と別れてユウフツ(現 苫小牧市ほか)で種痘を行ったが、その際には、山に逃げたアイヌを盛岡・仙台両藩の藩兵も動員して山から駆り出し、厳しく説得した。一方の桑田は6月30日にモロランを出て、ホロイズミ(現 えりも町)を7月4日出立し、クナシリ(現 国後島)へ向かった(二宮・秋葉 1999:91)。その後、トカチ(現 広尾町ほか)を経て、同月15日に子モロ(現 根室市ほか)に至り、クナシリは同月23日出帆した(二宮・秋葉 1999:92)。チャシコツ(現 標津町)、ベッカイ(現 別海町)を経て、8月晦日にアシヤマンペ(現 長万部町)からヤムクシナイに至り、9月24日に箱館を出帆し、11月4日に江戸へ戻った(二宮・秋葉 1999:92)。

一方の深瀬は1857年にヤムクシナイ、フルウ（現 神恵内村）、イワナイ（現 岩内町ほか）、イシカリ（現 石狩市ほか）、マシケ（現 増毛町）、テシオ（現 天塩町ほか）、ソウヤ（現 稚内市ほか）の各場所で種痘を行ったと考えられる⁴⁾。1858（安政5）年2月に深瀬は樺太（当時「北蝦夷地」と呼ばれた地域）や北海道オホーツク海側（当時「西蝦夷地」と呼ばれた地域の一部、「北海岸」とも呼ばれた）等での種痘を村垣から命じられた（村垣 1857C:78-79 安政5年2月8日条）。5月に深瀬はウシヨロ（現 ロシア連邦サハリン州オルロヴォほか）で種痘を行った⁵⁾。その後、6月に深瀬が、9月に井上がモンベツで種痘を行った⁶⁾。1859（安政6）年1月には井上が子モロ場所で種痘を行った（三村・中村・浦田 1996:34,35,43-44）。以上が、種痘事業の経過である。

2.4. 対象

次いで、この種痘の対象について考えてみたい。

はじめに、箱館奉行の配下で奉行のいる箱館に詰めている幕吏からシャマニ（様似）・スツツ・クシエンコタン（久春古丹、現 ロシア連邦サハリン州コルサコフ）に詰めている幕吏（青山英幸 1994:74 [21], 72 [23]-70 [25], 68 [27]）宛ての種痘実施通知から、種痘の対象について触れていると考える記述を紹介する。「此度御趣意を以、蝦夷人種痘之ため、右巧者之医師蝦夷地東西江壺人宛（中略）右兩人被差旨被仰渡候ニ付、洋春者東地、立齋者西地江出立為致、何れも到着次第、夫々治療取掛可申候間、場所々々番人出稼人者勿論、土人等ニ至迄、御趣意之趣厚く相心得、療治受候様懇ニ御示論可有之」⁷⁾である。下線は筆者が加えたものだが、一重か二重かどちらを重視するかで対象が変わると考えられる。つまり、一重を重視すれば対象は「蝦夷人」と記載されているアイヌを主対象とするものであり、二重を重視すれば「番人出稼人」として各場所に暮らす和人と「土人」と記載されているアイヌの両方ということである。

次に、先行研究での評価を、北海道史や北方史の著述から拾ってみる。

高倉新一郎は、箱館奉行による種痘に関する叙述の中で対象を明確に述べていないが、種痘に関する叙述のまとめの部分で「是等の蝦夷人の内には、折角種えた後でも、河海で洗ひ去つて何にもならなかつたものもあつたが、それから以後蝦夷の間に痘瘡の流行はおおいに減少したと言はれてゐる」

（高倉 1942:364）と書き、かつ、叙述の中で和人の接種について触れていないことからアイヌを主対象と考えていたものと思われる。

これに対して自治体史である『新撰北海道史』では「蝦夷及び和人の別なく種痘を施し」（北海道庁 1937:813）とアイヌと和人の双方を対象と解釈している。後継の『新北海道史』も同様である（北海道 1970:683）。

菊池勇夫は「それは幕府によってアイヌへの種痘（牛痘接種法）が開始されたからである」（菊池 2013:406）とアイヌを主対象と考えているといえる。

海保洋子は「安政4年（1857）、箱館奉行村垣淡路守範正より幕府に対しアイヌへ種痘を施行する上申書が提出される」（海保 2007:30）と述べるほか、種痘の叙述の中で和人の接種について触れていないことからアイヌを主対象と考えていたものと思われる。

さて、当時の人々はどのように認識していたのだろうか。

安政年間にアッケシ（現 厚岸町ほか）に御雇医師として在勤した大内桐齋（余庵）は著作の「東蝦夷夜話」で、アイヌは「裳瘡をおそる、こと内地にて疫癘を恐る、よりもなほ甚しく、親は子を廢て、子は親を顧ずして、深山に逃れ竄る。西洋諸蕃に専行はる、牛痘の術に巧みなるものを撰ませられ、東西の蝦夷地はさらなり、北蝦夷の奥エトロフの離島まで遣はされ、夷人の歿死を救ひたまはる」（大友 1972:425）と述べており、ここからは大内はアイヌを主対象ととらえていたと考えられる。そして、実際に種痘を行った医師桑田立齋は「巳年五月十日、蝦夷人共為種痘彼地へ被差遣」や「箱館着之處、春中同所医師田沢春道（堂）、深瀬養俊（洋春）其外夷人種痘被仰付」と、この種痘はアイヌを主対象として認識し、記しているものと考えられる（二宮・秋葉 1999:90）。

また、いくつか残されている種痘接種者の報告をみると、ニイカッ所（現 新冠町）が作成した報告では「種痘土人男女人別高取調候分」⁸⁾、ヨイチ場所（現 余市町）支配人の報告では「巳年種痘土人人別書上」（余市町総務課余市町史編集室 1985:1640）とアイヌの接種者数と分かる史料は散見できるが、和人参者数と明記されている史料は管見の限り見出すことができない。

以上のことから、筆者としては当該種痘はアイヌを主対象としたものと考えられる。

なお、この後に箱館奉行が行なった種痘では、その

地域から考えるに和人に種痘を行ったものもあると考えている。例えば、1858(安政5)年3月に種痘願出を請けた村垣の命で箱館近在の村々へ医師が派遣されている(村垣 1857C:133 安政5年3月12日条)。箱館近在は和人地に含まれる和人主体の地域なので、和人を対象に種痘を行ったといえるだろう。つまり、1857年の巡回種痘では契機がアイヌの天然痘感染による被害を箱館奉行が不憫と憐れんだためであることから、種痘事業の主対象はアイヌであったが、多くのアイヌに接種し終えた後は、管轄地域の和人も単発で種痘を行ったと考えてよいだろう。

3. 痘苗の運用

本章では、前章で概要を振り返った1850年代後半の北海道等における種痘事業において痘苗がどのように調達・維持など運用されてきたのかを整理・考察して、当該種痘事業の特質理解の一助とする。

3.1. 牛痘苗招来直後における痘苗の調達・維持

本章で1850年代後半に実施された箱館奉行による種痘における痘苗について考察するにあたり、本節では、当時、痘苗がどのように調達されていたのか、他地域の状況をいくつか取り上げることで、このあとの蝦夷地での状況を考察する一助としたい。

さて、痘苗の伝達について、香西豊子は、「牛痘苗の伝苗は、痘痂が急送された長崎・京都間をのぞき、小児から小児へと種え継ぐ「人伝方式」でとりおこなわれた。人伝方式の利点は、第一に牛痘苗が活着しやすいことであった」(香西 2019:380-381)と指摘している。このなかで「長崎・京都間」というのは、1849年9月のことで、その3か月前にオランダ商館医モーニケが招来した牛痘苗が活着し、長崎で種え継がれていた痘苗を京都へ送ったことを指すが(香西 2019:372, 374-375)、要は長距離の移送ならば痘痂すなわち瘡蓋状で送るが、そうではない場合は活着の良さから種え(種え)継ぎともいわれる人伝方式によって、活漿としての痘苗が維持されるということである。急送の様子だが、

「八月二八日ニ相接、昨五日にて七日目にていま膿干ざる痘をばづし、八粒小瓶ニ貯へ、当急便より差上申候。御落手の上、早々御地の小童へ御接痘ニ相成候ハ、無相違伝染仕候儀奉存候」(香西 2019:375)とある。つまり、種痘後7日目の膿が乾いていない瘡

蓋をはずし、小瓶に8つ入れて送ったということである。当時の痘苗搬送過程がよくわかる記述である。

なお、人伝方式の良さについては佐賀藩医の伊東玄朴(香西 2019:374)が1849年暮れに書いた手紙からも窺える。「二度目よりは痘を潰し痘漿にて御種え可被成候、痘痂は感受不定に御座候、痘漿を取るは、種候初日より第八日目に限るなり、西洋流の第七日、日本数にて第八日なり。少しも後れ候ハバ、仮痘を生じ申候、真痘と仮痘との区別第一なり、仮痘は再痘す、慎で之れを見誤ることなかれ、」

(青木ほか 2018:73)と玄朴は延べ、痘痂では感染しない場合もあるため、種痘の2回目からは痘漿による種痘を勧めている。また、痘漿の採取は接種後7日目であり、時機を逃さないことも触れている(青木ほか 2018:73)。

次に周防国の岩国藩(現 山口県岩国市ほか)における痘苗の維持についてみていく。

岩国藩では1849年に藩立の「種痘館」を設置して種痘を行った。そこでは施術当日の他に決まった複数日「種痘館」へ通うこととなっていた。その中で、接種後7日目に「種子返し」と称して、他児に植える痘苗が採取され、その後、最終的に「痂返し」として落痂がすべて「種痘館」へ渡された。これは、知識のない者などが痘痂を使用してむやみに種痘をしないよう藩が管理する目的であったという(香西 2019:390)。

さらに肥前国の大村藩領内(現 長崎県大村市ほか)での痘苗の維持についてもみていきたい。

1850(嘉永3)年3月以降、大村藩医長与俊民の息子、俊達の藩に対する提案により、近隣8か村から持ち回りで未痘児3名とその母3名を長与家敷地内の長屋に集め種痘を行なった。補足すれば、A村の未痘児3名が種痘を受けて6日目に、B村の未痘児3名が長屋へきて種痘を受けるものであった。これにより廃藩まで痘苗が絶えなかったという(香西 2019:393)。

以上みてきた本節の内容をまとめると、痘苗が長崎に招来した直後の1849年、1850年頃では、痘苗には痘痂と痘漿があったが、当時の専門家の認識としては、痘苗としては痘漿が優位であった。事例として挙げた岩国藩、大村藩ではともに痘漿を活用していることが想定されるし、岩国藩では痘痂も管理していたことがわかった。

次節以降では、箱館奉行による種痘事業での痘苗についてみていく。

3.2. 痘苗運用の経過

本節では、箱館奉行による種痘事業において痘苗がどのように運用されたのか整理する。当該事業における痘苗の記述を列挙して個別具体的にみていきたい。

箱館奉行村垣範正によると1857年3月には痘苗が箱館へ届けられ、順次、種痘を実施していたことがわかる。

【史料1】

三月廿六日、快晴

(中略)

○織部江も、内状廻し有之、在住もの等之義夫々申来ル、痘種ヒンニ入セツ来ル、右ハ勝之助へ下ケ、御雇医師へ渡し、早々植させ申候、

(村垣 1857A:424,427-428 安政4年3月26日条)

このように、「痘種」が瓶に入って7つ送られてきたこと、配下の力石勝之助を通じて御雇医師へ渡したことがわかる。この時の「痘種」について、二宮陸雄は、瘡蓋・痘痂であると指摘している(二宮 1998:243)。

この頃の村垣日記には他にも4月12日条に「痘種一瓶、勝之助へ渡し、田沢春堂江為渡候」と、同月17日条では「昨夜到来之痘種一瓶、今朝勝之助より春堂江為渡候事」とある(二宮 1998:242-243)。種痘開始直後は江戸から痘苗として瘡蓋を取り寄せ、御雇医師へ下り渡しして種痘をおこなっていたといえる。

次の引用史料は、同年5月21日に箱館奉行竹内保徳から、蝦夷地へ向かう桑田立斎への協力に関する通達の控え文書と考えられる。

【史料2】

安政四丁巳年五月廿一日

箱館奉行竹内下野守より、白川御部屋江御達、

御鎗奉行

筒井肥前守医師

桑田立斎

右者、蝦夷人種痘之為、彼地江差遣候ニ付、当地より白川迄、種痘ニ小兒召連、同所ニおゐて外小兒江(「植」の欠カ)次仙台迄召連、夫より盛岡、田名部迄、都合四ヶ所ニ而植次、箱館迄活漿ヲ以接続致候積ニ候条、立斎着以前、未痘之小兒五六人并医師壹兩人旅宿ニ呼集、立斎着

を相俟候様、右四ヶ所役人共江可被申渡候、且又、右小兒之内、良痘相発候小兒相撰、壹人召連為植継候答ニ付、其段、役人共より兼々相諭置、差支無之様取斗、尤小兒母并付添相越候もの、往返旅籠錢等者、立斎より手当致候答ニ付、過当之義無之様、役人共方ニ而取調、立斎へ相達候様、是亦可被申渡候、
右者、伊勢守殿江申上之上、申達、⁹⁾

この文書からは、桑田が箱館まで痘苗として「活漿」を持っていくため、道中の陸奥国白河(現 福島県白河市)、仙台(現 宮城県仙台市)、盛岡(現 岩手県盛岡市)、田名部(現 青森県むつ市)で種痘による痘苗植え継ぎを計画しているので、予定地を所管する3藩に対して被種痘児の確保など幕府箱館奉行が協力を通達していたことが窺える。盛岡藩に対しては翌5月22日に江戸城中にて同藩留守居に対して通達されているので(二宮 1998:243-245)、南部藩領以外の植え継ぎ予定地である白河と仙台を支配している白河藩か仙台藩宛の通達文の写しと思われる。

では、桑田の痘苗植え継ぎ計画を見てみよう。

まず、江戸から白河まで種痘を実施した子どもを連れていく。その子の活漿を使って、白河で別の子どもへ植え継ぐ。これを盛岡、田名部で繰り返して箱館まで活漿を持って行くというものである。これを滞りなく実施するために、桑田が種痘実施地点に到着する前に、天然痘未発症の子どもを5、6人、医師を1、2人宿に呼び集めて桑田の到着を待つ。桑田が種痘を行い、善感した子どもを選び、1人の子どもと母親等を次の種痘予定地での植え継ぎのため連れていくというものである。なお、連れていく母子への手当は桑田が支払っていた。

次の史料は、もう一人の箱館奉行で、箱館在勤だった村垣範正の日記である(二宮 1998:251)。

【史料3】

閏五月十七日、雨夕止

(中略)

一、蝦夷地江被差遣候種痘医師、弟子共召連候儀申上候書付、下野守、五月十八日、伊勢守殿江、早川庄次郎を以上ル、

一、蝦夷人種痘之為被差遣候医師、痘苗植継方相願候儀ニ付申上置候書付、同人五月廿二日、御同人江、録助を以上ル、

(村垣 1857B:561,564 安政4年閏5月17日条)

竹内が、白河藩もしくは仙台藩に対して桑田への協力についての通達をした翌月である閏5月17日の日記で、蝦夷地へ派遣される種痘医師からの痘苗植え継ぎ計画に関する文書が老中阿部正弘へ5月22日に上呈された旨の連絡を受けたことが記されている。

【史料2】には5月21日の段階で桑田の痘苗植え継ぎ計画は「伊勢守」である阿部正弘へ報告済みであることが記されているので、【史料3】の医師は桑田ではないかもしれない。

【史料2】は桑田の痘苗植え継ぎ計画であったが、実際はどうだったのか。次の桑田自身による記録から見ていきたい。

【史料4】

(略)

同(巳年・安政四年：筆者)閏五月晦日出立、弟子三人、西村文石、井上元長、秋山玄潭、若者四人、庄右衛門、悦次、由蔵、三次郎、上下八人、外に種痘児一人、同父母、都合十一人、長持駕四人、長持一棹、本馬三疋、人足三人、其外痘児駕、

一、活漿続接、白川駅、仙台城下、盛岡并田名辺(部)、箱館、都合五ヵ所、七八児づつ種江候内、一児直に先宿七八十里召連、児の両親并外付添人共。幸して一児なれ(り)とも、不発仮痘の憂なく、尽く正痘相発し、尤、箱館より夷地に至るには、二児苗児引連。

(中略)

一、箱館着之處、春中同所医師田沢春道(堂)、深瀬養俊(洋春)其外夷人種痘被仰付、種々教諭勉強候得共、頑愚にて更々承伏不申、「假令一命を失候共種痘は迷惑」之趣申出、逆も被行不申趣にて、既に春中鎮台より御取寄に相成候痘苗并深瀬持参にて参り候苗も尽く絶苗致し居候次第に付、

(中略)

一、箱館より夷地へ出立前日、井上元長、庄右衛門付添山クシナイ迄遣し置、夫より一日後れ苗児二人召連、鷲木迄罷越候処、(中略)人心居(折)り合不申、無抛モロラン迄立越、尤、苗児は和人の一児に引接し、又野馬掛りの児に接し、調役石場齋宮殿殊の外心配被致、同心大藤児に

種し置、日々山中に逃去り(候)夷人駆り出し、教諭嚴重なれども、一向利害相弁不申、只々且会所支配人其外共同様頑愚の者にて殆ど困却、無抛方便散在して手掛りを求め、漸々夷人十四人引接す、夫よりユーフツへ西村文石、井上元長罷越、詰合鈴木庄助へ談じ、且同所支配人は大に怜悧の者にて、夷人諭方宜敷、三十人程忽ち接痘相施し申候、尤、苗はモロランより引連申候、(二宮・秋葉 1999:90-91)

この史料だが、2つの「(中略)」を挟んで順に前段・中段・後段と呼ぶことにする。

【史料4】の前段からは、江戸から種痘を受けた子ども1人とその父母が同行したことがわかる。そして、白河、仙台、盛岡、田名部、箱館の5ヵ所でそれぞれ7、8人ずつの子どもへ種痘した。二宮によれば、その中の1人は両親や付添人および恐らくは門人の種痘医もつけて、あらゆる偶発事態に対して万全な備えとして、桑田より先に出発させたとしている(二宮 1998:253)。そして、箱館から蝦夷地に入る際には「苗児」として子どもを2人連れて行ったという。

中段には、箱館奉行が取り寄せた痘苗や種痘医師として幕府から派遣された深瀬洋春が持参した痘苗も絶えてしまったことが記されている。痘苗の形態、瘡蓋なのか活漿なのかまでは読み取れないが、【史料1】と合わせて考えると、奉行が取り寄せた痘苗は瘡蓋・痘痂であったと考えられる。

後段では、モロランまでやってきた桑田が、それまで順調に種痘を実施することができず、痘苗を維持するため、和人の子どもや放牧馬担当者の子どものにも種痘を行ったこと、モロラン詰の箱館奉行支配調役石場齋宮が痘苗が絶えるのを心配して、同心大藤権左衛門の子どもにも接種した(二宮 1998:269)。また、桑田の弟子である西村文石と井上元長がユーフツ場所へ移動したが、その時の痘苗はモロランから連れてきた子どもであったことが記されている。

次の【史料5】は、マシケ場所の御用所に対して、場所請負人の伊達林右衛門が1857年8月に売り上げた品物のリストの一部である。

【史料5】

覚

巳年正月

(中略)

八月			但壹反ニ付壹把貳百文
一 六百文	中半紙貳米	右同断	
一 四百文	焚炭貳俵	一 同 七百三拾文	並白米壹斗
一 三百七拾文	酉の内紙壹状		但壹升ニ付七拾三文
一 三百四拾文	中蠟燭貳拾挺	右同断	
一 四貫八百文	両面染木綿三反	一 同 三百文	地廻煙艸五把
	但種痘之節被下候		但壹把ニ付六拾文
一 七百元	白米壹斗	(中略)	
	但前同断	右之通、於濱マシケ御場所御用所、賣上品代書面	
一 三百文	地廻煙艸五把	之通御座候、以上	
	但前同断		伊達林右衛門 代 文治 ¹¹⁾
〆七貫五百拾文			
(中略)			

右之通、於マシケ御場所御用所、賣上品代、書面
之通御座候、以上

伊達林右衛門
代 文治¹⁰⁾

史料を見ると、「両面染木綿」3反、「白米」1斗、「地廻煙草」5把の但し書きに「種痘之節被下候」と書かれている。つまり、マシケでの種痘の際に木綿、白米、煙草がアイヌへ幕府の御用所から下されたことがわかる。この場合、考えられるのは、種痘を受けたアイヌ、または、痘苗となってマシケへ連れてこられたアイヌであるが、【史料5】の情報ではいずれかは判断できない。

次の【史料6】は、【史料5】と類似しているが、マシケ場所の南に隣接する浜マシケ場所（現 石狩市）での御用所に対する場所請負商人伊達林右衛門の1857年12月の売り上げリストの一部である。

【史料6】

(略) 十二月
一 錢 六百文 中半紙貳米
(中略)
〆 金四両壹分
三貫三百五拾八文
於永四百九拾三文八分
帰俗土人子供江被下置候
一 錢 九貫六百文 染木綿八反
但壹反ニ付壹〆貳百文
(中略)
種痘之節イシカリ土人江被下置候分
一 同 貳貫四百文 中色染貳反

この史料では、「中色染」木綿2反、「白米」1斗、「地廻煙草」5把が「種痘之節イシカリ土人江被下置候分」と書かれている。つまり、浜マシケでの種痘の際に木綿、白米、煙草が浜マシケの南部に隣接するイシカリのアイヌへ幕府の御用所から下されたことがわかる。この場合、どんな理由でアイヌに木綿等が下されたのかについて、別途、他場所での事例と合わせて考察したい。

次の【史料7】は翌1858年に箱館奉行から種痘実施を命じられた深瀬洋春が幕吏に依頼した内容がわかる文書である。

【史料7】

以廻章得御意候、然者、深瀬洋春種痘為療用其御場所〃〃江御差下しニ付、別紙之通、洋春申立候書面写差進候間、右ニ而御承知、都而療用差支無之様、夫〃御申渡置可被成候、右可得御意如斯御座候、以上、

二月廿一日 木川直右衛門 印
神山忠三郎 印
小池銀之助 印
大河内藤右衛門 印
加藤善太郎 印
渡邊敬次郎 印
吉岡新太郎様
吉澤佐十郎様
宇津木頼母様
飯田豊之助様
樋野恵助様
庵原勇三郎様
大河内八太郎様

追而、御披見之上、早々御順達可被成候、奥村季五郎殿も来ル廿八日箱館表、御出立之積りニ候間、御心得迄ニ申進置候、

私儀、北蝦夷地并北海岸廻浦種痘可致趣、被(欠)仰渡候ニ付、兼而於当市中統置候種苗、此度彼地江統送り度奉願候、然上者、当所より山越、岩内、石狩、増気、手汐、宗谷以上六个所ニ而、苗続不仕候得者、彼地ニ而種痘仕兼候、尤右場所苗続土人之儀者、私昨年種痘之節、談合候処も有之、於山越内、土人四人残置候得者、右四人之内貳人者、当所迄呼寄候筈、当所ニ而苗相移、於山越内、他貳人江統、夫より降雨土人貳人江種続仕候、此者、前以岩内迄差出置候積りニ御座候間、此趣岩内御場所江御触渡被下度、石狩者、川上土人未タ種痘不致者有之候得者、呼下置候様仕度、夫より増気土人、此者四人残置候間、案内次第差出置候積り、手汐土人、此も川上土人案内次第相下置候様談合居候、宗谷御場所ハ、昨年種痘之節、不居合者数人有之候筈、此同様呼集度、以上六个所土人共手配い多し置候様被(欠)仰渡被下度偏奉願候、愈来月十八日、此地出立仕候、川上土人呼寄旁々里数御座候間、此段御触渡置被下場所々々手配致し置候様奉願候、若途中苗続土人遅滞仕、絶苗ニ相成候得者、於彼地種痘仕兼候間、何卒右御場所六个所江、此段御触渡被下度奉願候、

二月十九日 深瀬洋春¹²⁾

まず、【史料7】の文書の構成から説明する。この文書は「私儀」から始まる後段とそれ以前の前段と分けることができる。後段は1858年2月19日付で深瀬洋春が書いたもので、前段は2日後の2月21日付で箱館奉行配下の幕吏で箱館に詰めている木川直右衛門ほか6名が同じく配下の幕吏で北海道日本海側などに詰めている吉岡新太郎ほか7名宛てに差し出したものである¹³⁾。後段の文書は前段の文書の添付文書であり、深瀬の依頼を受けて痘苗となるアイヌを遅滞なく確保するよう指示した文書と言える。

次に背景について補足すると、深瀬は2月8日に箱館において箱館奉行支配組頭勤方の安間純之進から、「西地通ソウヤ方北地へ渡り戻り、北海岸アハシリ通、回浦種痘候様」(村垣 1857C:78-79 安政5年2月8日

条)と当時、北蝦夷地と呼ばれた樺太と同じく北海岸と呼ばれた北海道オホーツク海沿岸での種痘を命じられた。深瀬は命を受けて痘苗の植え継ぎ計画を立て、同月19日付で幕吏へ痘苗となるアイヌの確保を依頼し、これを受けた幕吏が、同月21日付で蝦夷地各地に詰めている幕吏に対して指示文書を出したというものである。

では、深瀬による植え継ぎ計画を見ていこう。

深瀬は前年の1857年に北海道日本海沿岸を巡回し種痘を行ったが、この【史料7】は管見の限り唯一の具体的な接種場所を示している文書である。つまり、前年に「山越内」、「降雨」、「石狩」、「増気」、「手汐」、「宗谷」は巡回しているものと考えられる。

まず、ヤムクシナイで種痘未実施のアイヌが4人いるので、このうちの2人を箱館市中へ呼び寄せて種痘を行う。この者を連れてヤムクシナイへ行き、その膿みを使って、そこにいる残り2人のアイヌへ種痘する。さらにこの2人の膿みを使ってフルウのアイヌ2人へ種痘するが、事前にイワナイへ呼び寄せて種痘を実施する。イシカリでは石狩川の上流に住むアイヌで種痘未実施の者がいるので河口に呼び寄せて種痘する。マシケでは4人の種痘未実施者がいるので、この者へ種痘し、テシオでも天塩川の上流に住むアイヌで種痘未実施者がいるので河口に来るよう前年に話し合っているという。ソウヤでは前年の種痘実施時に不在だった者がいるので呼び集めてほしいという内容である。

【史料8】～【史料11】は、箱館奉行配下のエサシ(現 枝幸町)御用所とモンベツ御用所の文書であり、一部、両御用所間のやりとりも含まれている。内容は1858年6月に両御用所を含む北海道オホーツク海沿岸に種痘のため来訪した深瀬洋春が痘苗として連れてきたアイヌに関するものである。以下、関係箇所をみていきたい。

【史料8】

(朱書)

「午ノ十月十八日到来」

以書状致啓上候、然者宗谷よりルッモツへへ与有之候焼印壱本、相廻り、当所合船極印相濟候ニ付、其御地江相廻し候、御請取可被成候、御地合船極印相濟候ハ、先々江御送りシヤリよりソウヤ江早々御返却相成候様、御申送り可被成候、先般、深瀬洋春種痘植附種として、当所百姓徳太郎与申者壱人、其御地迄罷越候ニ付、為

御手当染木綿壹反被下候積り、右者其御地ニ而御渡可相成筈之処、着懸り候義ニ而、御渡無之候ニ付、於エサシニ染木綿壹反、同人江相渡し、当所御入用ニ組込候積り、其段調役衆江も申上置候処、右ニ而宜敷候間、其旨モンベツ江相断置可申旨、御同人より申越候間、此段御達申置候、右可得御意、如此御座候、以上

十月十一日 小谷野邦之助 印
牧野兵五郎 印

細野五左衛門様
逸見小十郎 様

尚以、本文焼印之義者、宗谷より損し到来いたし候間、為念、御断置申候、以上

一 大藤権左衛門、道沢重左衛門、梶谷清七江銘
〃 壱封ツゝ大藤より之書状差送り候間、先〃御
順達可被下候、以上¹⁴⁾

【史料9】

以書状致啓上候、然者先般深瀬洋春廻浦之節、種痘種土人、御地徳太郎江、為御手当、染木綿壹反御渡被成、其御地御入用ニ組込之趣、被申越委細承知致候、

一 ソウヤ表より相廻り候焼印壹挺、落手致候、且損居趣、是又承知致候、右可得御意、如此御座候、以上

午十月廿三日
逸見小十郎 印
細野五左衛門 印
小谷野邦之助様
牧野 兵五郎様¹⁵⁾

【史料10】

ソウヤ惣名主
カケソウ景蔵
惣年寄
ハンクワ半五郎
(中略)
エサシ
徳太郎
トク
(中略)
モンベツ
勝次
カツホツ¹⁶⁾

【史料11】

〔十一月廿二日モンベツ到来〕

以書状啓上仕候、然者十月十四日附、同二日付共、十一月七日到来致、披見候処、先般ユウベツ平土人之義、役土人其外ニ而尋出召連候由、且深瀬洋春種痘為植附種、其御地江召連候百姓江、為御手当染木綿壹反、於エサシ相渡候積り御達置候処、御承知之趣、此段合船焼印御請取之趣共、夫〃御請書差越、落手、承知いたし候、右御報而已如此御座候、以上

十一月十日
小谷野邦之助 印
牧野兵五郎 印

細野五左衛門様
逸見小十郎 様

猶以、梶谷清七江兵五郎より壱封御同便御差送り可被下候、以上¹⁷⁾

【史料8】によると深瀬が種痘を植え附けるための「種」、つまり痘漿提供者としてエサシ在住の百姓徳太郎をモンベツまで連れてきた。徳太郎は、【史料10】で裏付け史料を紹介しているが風俗を和風化したアイヌである。その者へは手当として、染木綿1反をモンベツで支給されるはずであったが、渡されなかったのでエサシで渡し、その費用はエサシ御用所の経費に組み込む予定というものである。

【史料9】は【史料8】の12日後に書かれた返書的な文書といえる。この文書では痘漿を提供したアイヌを「種土人」と表記している。内容はエサシ在住の徳太郎に対して手当として染め木綿1反を渡し、費用をエサシ御用所の経費に組み込んだ旨を承知したというものである。

【史料10】は名簿だが、エサシ在住の徳太郎はアイヌ語名は「トク」であることがわかる。つまり、トクは風俗を和風化したアイヌであること、アイヌに対しては当時の公文書では「土人」と表記するが、和風化したことから「百姓」と呼ばれていたことがわかる。

【史料11】は【史料9】のその後の内容といえるが、エサシ御用所で百姓徳太郎へ手当の染め木綿を渡した旨をモンベツ御用所へ通知したところ、それを承知した旨のモンベツ御用所からの請書がエサシに届いたことの報告という内容である。

次の【史料12】および【史料13】は、安政5年9月にシャリ（現 斜里町）からモンベツへ種痘のために来た種痘医師で桑田立斎の弟子の井上元長が連れてきたアイヌ（痘漿提供者）への手当支給に関する文書である。

【史料12】

安政五年年

モンベツ諸御入用御勘定帳

モンベツ詰

細野五左衛門

逸見小十郎

穴熊胆皮共六疋分御買上代

(中略)

土人共種痘之節、種土人江被下候御手当御入用、是者当六月種痘医師深瀬洋春罷越、致種痘、其砌、病気差合等ニ而植残相成候土人共、当九月同所医師井上元長シャリより罷越、種痘致、其砌、召連候種土人江、染木綿壹反、銭貳百文為御手当差遣、且此者ハ女土人之儀ニ而男土人壹人附添罷越候ニ付、是亦為御手当銭貳百文遣、染木綿壹反ハ代壹百四、合銭壹百八、

(中略)

小以

右者安政五年御入用高、御勘定書面之通御座候、右金於箱館表請負人、柏屋喜兵衛江御渡可被下候、以上、

安政五年十月

モンベツ詰

細野五左衛門 印

逸見小十郎 印¹⁸⁾

【史料13】

(朱書)
「午ノ十一月四日差立」

以書状啓上仕候、然ハ先般井上元長罷越、其砌召連參候種痘種土人江、為御手当、染木綿壹反被下候ニ付、其品其運上家江早々可相廻旨、申付置候、相達候ハ、其者江渡方御取計可被下候、右得貴意度、如斯御座候、以上

午ノ十一月四日

モンベツ詰

細野五左衛門 印

宮崎三左衛門様

猶以、先般本文女土人江銭貳百文、其節同道男土人江銭貳百文、是等為差廻候、右も疾相達候儀と奉存候、此段為念申上候、以上¹⁹⁾

【史料12】はモンベツ御用所における経費の帳簿である。ここでとりあげるのは、モンベツ場所でアイヌへの種痘の際に痘漿を提供したアイヌへの手当の経費であって、その詳細も書かれている。その内容は次のとおりである。安政5年6月に深瀬がモンベツへ来て種痘を行ったが、その際に病気等の理由で接種しなかったアイヌに対して、同年9月にシャリからモンベツに来た井上が種痘を行った。その際にシャリから連れてきた痘漿を提供したアイヌへ、手当として染め木綿1反および銭200文支給した。なお、このアイヌは女性で、男性が付き添ったので、その男性へ銭200文支給したというものである。

【史料13】はモンベツ御用所から、痘苗を担った女性アイヌが暮らすシャリ場所を所管するシャリ御用所への連絡文書である。内容は、女性アイヌへの手当の品である染め木綿をシャリの運上屋へ回送するよう指示したので、届いたら女性アイヌへ渡すよう依頼するということと、女性アイヌおよび付き添いの男性アイヌへそれぞれ渡す各銭200文も回送するので届くだろう、同様に渡してほしいということである。

次の【史料14】は、子モロ場所でアイヌ語通詞を務めた加賀伝蔵の「日記」である。

【史料14】

シャリ土人

クナシリより付添

清酒代として

役土人

一、青銅貳百文ツ、

種三人

アシヌカラ

トロバ

シユメシユシ

サマクシ

右者、種痘医師付添として当所へ罷越候ニ付、御上より被下候、²⁰⁾

この史料からは種痘医師の付き添いに対して、痘漿を提供したアイヌも含め清酒代が幕府（御用所の経費という意味と思われるが）から支給されたことがわかる。

以上みてきたとおり、本節では、箱館奉行による種

痘事業において痘苗がどのように運用されたのか、当該事業における痘苗の記述を列挙して個別具体的にみてきた。ここからいえることは、種痘事業の最初は江戸から瘡蓋状の痘痂を入手し、それを痘苗としていたが、桑田が種痘を開始して以降は、膿みである痘漿を使った植え継ぎが主流となり、そのため、痘漿を提供したアイヌが当該種痘事業の成功に貢献したといえるだろう。

次節では、本節でみた個別事例から、当該種痘事業における痘苗の調達について考察していく。

3.3. 痘苗の調達

本節では、箱館奉行による種痘事業において痘苗がどのように調達されたのかを考察する。考察にあたっては、調達した痘苗の種類、調達方法、調達経費の大きく3点について考察を進めていきたい。

1つ目は、調達した痘苗の種類についてである。

【史料1】で引用したが、箱館奉行村垣範正の日記に、1857年3月26日に「痘種」が瓶に入って届けられ、それを御雇医師へ渡して種痘を実施させたことが書かれている（村垣 1857A:427-428 安政4年3月26日条）。ここでいう「痘種」とは瘡蓋のことである（二宮 1998:243）。

次に【史料2】の箱館奉行竹内保徳からの通達の控え文書にあるが、桑田立斎は「箱館迄活漿ヲ以接続」²¹⁾とある。この「活漿」とは痘漿のことである（二宮 1998:252）。

以上により、この箱館奉行による種痘では、瘡蓋と痘漿が痘苗として調達されたといえる。

2つ目は、調達方法についてである。

瘡蓋については、先述のとおり、村垣の日記に瓶に入れられて江戸から箱館まで届けられたことがわかる。この「痘種ビン」の確保について、二宮陸雄は、「これらの痘種（かさぶた）は在府の箱館奉行竹内下野守が組頭河津三郎太郎に命じて手配したものである」としているが、その根拠については筆者は見出すことができなかった（二宮 1998:243）。ただ江戸から送られて来たと思われることから、在府の竹内が関係していることは想像に難くない。

痘漿についても、竹内の通達文書に、桑田がまず江戸から箱館まで植え継いできたこと、つまり、種痘を行い、その子どもの膿み（膿汁）を使って次の子どもへ種痘を行うことを繰り返して、箱館まで持ってきた

ということである。このことは【史料4】で引用した桑田立斎による「立斎年表」にも書かれているし、その後の蝦夷地での種痘でも痘漿を植え継いで実施していたことがわかる（二宮・秋葉 1999:90-91）。ところで、この種痘事業は1857年から翌々年の1859年にかけて実施された。この中で、少なくとも深瀬洋春は、1858年の種痘を、同年2月8日に組頭勤方の安間純之進から種痘実施指示を伝えられてから実施しており、それまでは期間は不明だが巡回種痘は休んでいたものと考えられる。その間の痘苗、痘漿の維持は、【史料7】を見ると「於当市中続置候種苗」とあることから、箱館市中において定期的に種痘を繰り返して植え継いだことによって、痘漿を維持し続けていたものと考えられる²²⁾。

そして、痘漿提供者の確保についてであるが、種痘事業開始前の状況についてみていく。【史料2】には、桑田が江戸から箱館まで種痘を植え継ぐ計画が窺える。これによると、白河、仙台、盛岡、田名部の4ヶ所の役人に対して、天然痘の発症歴のない、無論、種痘の接種歴もない子ども5、6人を呼び集めるようにと、箱館奉行から白河藩、仙台藩、南部藩へ通達が出された²³⁾。つまり、桑田に対して蝦夷地での種痘を命じた幕府が沿道の3藩に命じる形ではあったが、確保したとってよいのではないかとはいえない。

次に種痘事業開始後の状況を見ていく。【史料4】では、「調役石場齋宮殿殊の外心配被致、同心大藤児に種し置」（二宮・秋葉 1999:91）とあるので、同心大藤権左衛門の子どもを確保したのは、上司であり、痘苗が絶えるのを心配した調役石場齋宮ではないだろうか。【史料7】には種痘医師深瀬洋春による箱館奉行の、多分箱館詰幕吏に対する「苗続土人」（痘漿を提供するアイヌ）の確保依頼文書が含まれている。具体的な内容は前節で紹介しているので省くが、確保するのは箱館奉行配下の幕吏であり、さらに言えば、箱館詰の幕吏から通達を受けた、種痘実施地を所管する御用所の幕吏だったことがこの史料からわかる²⁴⁾。

以上を整理すると、痘漿提供者の確保は、種痘事業の実施前後を問わず幕府、ひいては箱館奉行が行っていたといえる。

3つ目は、調達経費についてである。

瘡蓋については、経費に関する記述を管見の限り見出しはしていない。今後の検討課題といえよう。次に痘漿についてである。これは支出対象と支出負担者につ

いて検討していきたい。

まず、支出対象だが、種痘開始前については【史料2】をみると概要が窺える。「小児母并付添相越候もの」を対象として、「往返旅籠銭等」つまり、往復の宿泊代等が支出内容だったと考えられる²⁵⁾。

【史料8】からは「深瀬洋春種痘植附種として、当所百姓徳太郎」へ「為御手当染木綿壺反被下候積り」、つまり、痘漿を提供した徳太郎へ手当として染木綿1反を支給する予定であることがわかる²⁶⁾。

【史料12】によれば、痘漿提供者の女性に染木綿1反と銭200文を、付添の男性には銭200文が手当として支給されたことがわかる²⁷⁾。【史料14】では、種痘医師に付き添ってクナシリから子モロにきた痘漿提供者3人を含む人々へ清酒代として「青銅」200文ずつ支給された²⁸⁾。以上のことから、支出対象は痘漿提供兎者、その保護者および付添者と考えられる。

次いで、負担者だが、種痘開始前は【史料2】によると、「立齋より手当致候筈」²⁹⁾とあることから、少なくとも桑田が幕府から拝領した薬種料あたりから負担する予定であったことはいえるし、実際にそうしたのではないかと。【史料7】はエサシ御用所からモンベツ御用所宛てに差し出された公文書だが、記述を見ると、痘漿を提供したエサシ場所内に住む徳太郎への手当について「其御地ニ而御渡可相成筈之処」とある³⁰⁾。「御地」は宛先であり種痘実施地であるモンベツを指すものと読み取れるので、手当は支出対象者（痘漿提供者）の痘漿を使った種痘の実施地を所管するモンベツ御用所が渡すはずと解釈できるので、少なくともモンベツ、エサシ近辺では種痘実施地の御用所が負担していたと考えられる。【史料12】からは、1858年9月に種痘医師井上元長がシャリから連れてきた痘漿提供者および付添者への手当をモンベツ御用所の経費の帳簿に計上していることから³¹⁾、シャリ近辺も手当の負担は、モンベツ、エサシ近辺と同様であったと考えられる。なお、【史料6】には、浜マシケ御用所が、種痘の際に隣接するイシカリのアイヌに染木綿、白米、煙草を支給したことがわかる記述が含まれているが³²⁾、モンベツ御用所付近での負担のルールを考えると痘漿提供者への支出負担だった可能性も否めないが断定はできないので、今後の検討課題と言えよう。以上を整理すると、史料が残っているモンベツ近辺では種痘実施地の御用所が痘漿提供者の手当を負担していたといえる。

4. おわりに

以上のとおり、本稿では、1857年から59年にかけて箱館奉行が行った種痘における痘苗の運用について考察してきた。第3章第1節では他地域の痘苗の運用として、1850年前後の長崎、岩国、大村の事例を紹介したが、そこで痘苗として用いられていたのは痘痂や痘漿であり、痘漿も人伝方式で維持されていた。箱館奉行による種痘でも同様の方式で運用されたといっていよう。

本稿で検討している時期以降も北海道内で天然痘が流行し、種痘も行われている。明治維新後は、明治政府の行政機関である箱館府や開拓使が種痘の実施主体となった。その頃における痘苗の運用実態の解明は今後の検討課題としたい。

注

- 1) 実施年は先行研究によって諸説あることや本稿の主題からずれているのであいまいな表現とした。諸説を例示すると、1744（延享元）年とするのが、添川正夫（『日本痘苗史序説』近代出版、1987年、p.8）、1745（延享2）年とするのが、青木歳幸（「人痘法の展開」青木歳幸・大島明秀・W.ミヒエル編『天然痘との闘い 九州の種痘』岩田書院、2018年、p.28）・香西豊子（『種痘という<衛生> 近世日本における予防接種の歴史』東京大学出版会、2019年、p.184）、1746（延享3）年とするのが矢追秀武（『種痘』南條書店、1947年、p.6）・深瀬泰旦（『天然痘根絶史——近代医学勃興期の人びと』思文閣出版、2002年、p.262）である。
- 2) 「蝦夷人種痘のため医師桑田立齋・深瀬洋春派遣の件」【御留留 安政四巳年五月ヨリ】北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書26 件番号33。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00026/bo00026_03_3.pdf(2021年10月6日閲覧)
- 3) 前掲注2) 「蝦夷人種痘のため医師桑田立齋・深瀬洋春派遣の件」
- 4) 「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件」【御留留 安政五午年中到来 従正月至五月到来】北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書33 件番号41。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00033/bo00033_041.pdf(2021年9月10日閲覧)
- 5) 「ウシヨロ村にて越年のスメレンクル人母娘種痘施術方願出の件」【北蝦夷地仕出之御留留 安政五午年】北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書42 件番号30。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00042/bo00042_030.pdf(2021年10月6日閲覧)
- 6) 「安政5年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入用金高勘定書」【雑用金其外御渡金之節書類 巳八月、御渡金請取方留 安政五戊午年分、佐竹右京大夫家来何達 安政三丙辰年三月、佐竹右京大夫家来何達、モンベツ諸御入用御勘定帳 安政五午年、エタンネシラリ江寄鯨一件 巳十一月 御用向割判扣 安政四丁巳年閏五月より、自分出稼土人調書 安政四年丁巳年二月改、モンベツ諸御入用御勘定帳 安政五午年、トコロ平土人シノトカアキノ外式人溺死一件留書 巳三月】北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書40 件番号8。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00040/bo00040_008.pdf(2021年9月14日閲覧)
- 7) 「蝦夷人種痘のため医師桑田立齋・深瀬洋春派遣の件」【御留留 安政四巳年五月ヨリ】北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書

- 26 件番号 33. http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00026/bo00026_033.pdf (2022年1月28日閲覧)
- 8) 「御料安政六未年中諸廉合目録 全」北海道立文書館所蔵、請求記号 旧記 1297
- 9) 「種痘ニ付桑田立斎江御達」『安政雑記』第7冊、国立公文書館所蔵、内閣文庫、請求番号 150-0158-0308. <https://www.digital.archives.go.jp/item/742276> (2021年9月9日閲覧)
- 10) 「御用所御入用品書上 安政四巳年」『箱館附御用留』北海道大学附属図書館所蔵、伊達家文書、請求番号 伊達家A 32
- 11) 前掲注 10) 「御用所御入用品書上 安政四巳年」
- 12) 前掲注 4) 「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件」
- 13) 【史料 7】の差出および宛先に名を連ねている幕吏の勤務地と役職(1858年12月現在)を次に記す。
- <差出>
木川 (箱館・調役下役出役)、神山 (箱館・調役下役出役)、小池 (箱館・調役下役)、大河内藤右衛門 (箱館・調役下役)、加藤 (箱館・調役下役)、渡邊 (箱館・調役下役)
- <宛先>
吉岡 (ヤムクシナイ [山越内]・調役下役)、吉澤 (イワナイ [岩内]・調役下役)、宇津木 (ヲタルナイ [小樽内]・調役下役)、飯田 (イシカリ [石狩]・調役下役)、種野 (マシケ [増毛]・調役下役出役)、庵原 (ソウヤ [宗谷]・調役下役)、大河内八太郎 (箱館・調役下役見習) 関係する役職の職階は、上から調役下役→調役下役出役→調役下役見習の順である。箱館勤務の幕吏からアイヌの確保を依頼する各地に勤務する幕吏宛ての文書であることを裏付けるような勤務地といえる。また、役職はほぼ同格同士のやり取りともいえよう。なお、箱館詰の大河内八太郎が宛先にいるのは気になるが、【史料 7】が差し立てられてから10ヵ月後の所属なので、その間に箱館へ異動になったのかもしれない。
- ※ 出典：青山英幸「箱館奉行文書について——簿冊についての覚書き——」『北海道立文書館』研究紀要』第9号、1994年3月、pp.74(21)-73(22),71(24),69(26)-68(27)
- 14) 「合船極印差回に付、使用後シヤリよりソウヤへ返却方、並に種痘医師召連の痘苗土人手当渡方に付、エサシより申送の件」『他場所差立到来留 安政五午年』北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 37 件番号 49. http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00037/bo00037_049.pdf (2021年9月14日閲覧)
- 15) 「種痘医師深瀬洋春召連の痘苗土人徳太郎手当そのほか承知の旨エサシへ書状」箱館奉行所モンベツ御用所 1857-1858『他場所差立到来留 安政五午年』北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 37 件番号 52. http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00037/bo00037_052.pdf (2021年9月14日閲覧)
- 16) 「掃俗土人改名書」『御用状帳々控帳 安政五年』北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 43 件番号 34. http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00043/bo00043_035.pdf (2021年9月14日閲覧)
- 17) 「ユウヘツ平土人発見並に深瀬洋春召連土人手当渡方そのほかに付請書落手の旨エサシ詰より申越の件」『他場所差立到来留 安政五午年』北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 37 件番号 56. http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00037/bo00037_056.pdf (2021年9月14日閲覧)
- 18) 前掲注 6) 「安政5年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入金高勘定書」
- 19) 「井上元長召連種痘種女土人手当品渡方の件」『他場所差立到来留 安政五午年』北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 37 件番号 53. http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00037/bo00037_053.pdf (2021年9月14日閲覧)
- 20) 「日記ノツケ伝蔵 [1]」別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館所蔵、加賀家文書、整理番号 K4-92
- 21) 前掲注 9) 「種痘ニ付桑田立斎江御達」
- 22) 前掲注 4) 「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件」

- 23) 前掲注 9) 「種痘ニ付桑田立斎江御達」
- 24) 前掲注 4) 「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件」
- 25) 前掲注 9) 「種痘ニ付桑田立斎江御達」
- 26) 前掲注 14) 「合船極印差回に付、使用後シヤリよりソウヤへ返却方、並に種痘医師召連の痘苗土人手当渡方に付、エサシより申送の件」
- 27) 前掲注 6) 「安政5年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入金高勘定書」
- 28) 前掲注 20) 「日記ノツケ伝蔵 [1]」
- 29) 前掲注 9) 「種痘ニ付桑田立斎江御達」
- 30) 前掲注 14) 「合船極印差回に付、使用後シヤリよりソウヤへ返却方、並に種痘医師召連の痘苗土人手当渡方に付、エサシより申送の件」
- 31) 前掲注 6) 「安政5年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入金高勘定書」
- 32) 前掲注 10) 「御用所御入用品書上 安政四巳年」

参考文献

- 青木歳幸・大島明秀・W.ミヒエル編 2018.『天然痘との闘い 九州の種痘』東京：岩田書院。
- 青山英幸 1994.「箱館奉行文書について——簿冊についての覚書き——」『北海道立文書館』研究紀要』第9号：94(1)-24(71).
- アン・ジャネット著、廣川和花・木曾明子訳 2013.『種痘伝来——日本の〈開国〉と知の国際ネットワーク』東京：岩波書店。
- 大友喜作編 1972.『北夷談・北蝦夷図説・東蝦夷夜話』北門叢書第5冊、東京：国書刊行会。
- 海保洋子 2007.「近世イシカリ場所痘瘡流行史ノート——文化14年を中心に——」『札幌の歴史』第53号：22-33.
- 菊池勇夫 2013.『アイヌと松前の政治文化論——境界と民族』東京：校倉書房。初出は「痘瘡流行とアイヌ社会——19世紀前期の人命喪失と蝦夷地開発」『歴史科学』171、2002年。
- 西香豊子 2019.『種痘という〈衛生〉近世日本における予防接種の歴史』東京：東京大学出版会。
- 高倉新一郎 1942.『アイヌ政策史』東京：日本評論社。
- 永野正宏 2011.「1857～1859年における箱館奉行による種痘の再検討」『北方人文研究』4:1-23.
- 2017「近世蝦夷地における痘瘡対策」『日本歴史』824:102-117.
- 2018「幕末の北蝦夷地における痘瘡流行と種痘」『北辰』13:1-35.
- 二宮陸雄 1998.『桑田立斎先生』東京：桑田立斎先生顕彰会。
- 二宮陸雄・秋葉實 1999.「桑田立斎『立斎年表』」『日本医学史雑誌』45(1)：85-98. <http://jsmh.umin.jp/journal/45-1/85-98.pdf> (2021年9月9日閲覧)
- 北海道編 1970.『新北海道史』第2巻通説1、札幌：北海道。
- 北海道庁編 1937.『新撰北海道史』第2巻通説1、札幌：北海道庁。
- 松浦武四郎著・秋葉實翻刻・高倉新一郎校訂 1982.『丁巳東西蝦夷山川地理取調日誌』上、札幌：北海道出版企画センター。
- 三村節子・中村英子・浦田遊 1996.「(古文書紹介)「子モロ土人種痘之儀ニ付申上候書付」安政年間の根室アイヌへの種痘」『久摺』5:17-45.
- 村垣範正 1857A「村垣淡路守公務日記之九」東京大学史料編纂所編 1986 (覆刻再刊)『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、pp.345-534、東京：東京大学出版会。
- 1857B「村垣淡路守公務日記之十」東京大学史料編纂所編 1986 (覆刻再刊)『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、pp.534-754、東京：東京大学出版会。
- 1857C「村垣淡路守公務日記之十二」東京大学史料編纂所編 1986 (覆刻再刊)『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之五、pp.2-205、東京：東京大学出版会。
- 余市町総務課余市町史編集室編 1985.『余市町史』第1巻資料編1、余市：余市町。

鶴川地方のアイヌ文化伝承者、吉村冬子フチの教え

The Teachings of Our *Huci*, Fuyuko Yoshimura, an Inheritor of Ainu Culture in Mukawa

押野朱美 (OSHINO Akemi)

国立アイヌ民族博物館学芸員 (Research and Curatorial Fellow, National Ainu Museum)

秋山里架 (AKIYAMA Rika)

民族共生象徴空間運営本部文化振興部体験教育課主任 (Team Leader for Cultural Programs, Educational Program Division, Culture Promotion Department, UPOPOY)

要旨

吉村冬子フチは、鶴川地方のアイヌ文化伝承者である。幼少期はチセの中で過ごし、父親母親が交わすアイヌ語を聞きながら育った。後世は、言葉や芸能、生活習慣などを伝承する普及活動に務め、冬子フチの姉にあたる新井田セイノフチと共に各地でカムイユカラなどの口演に出向く機会も多くあった。

本研究ノートでは、冬子フチの伝承を家庭内で受け継いでいる孫の押野・秋山（執筆者）が、冬子フチが発信してきたアイヌ文化について冬子フチに関連する資料と照らし合わせながら報告する。加えて、両執筆者が勤務する民族共生象徴空間「ウポポイ」、文化振興部と国立アイヌ民族博物館での教育普及活動、鶴川地方のアイヌ文化を紹介する各自のプログラムでの取り組みを分析することで、「鶴川地方のアイヌ文化伝承者、吉村冬子フチの教え」に迫り、冬子フチに関する資料と位置付ける。

キーワード：鶴川地方アイヌ文化、鶴川地方アイヌ古式舞踊、ウポポイ、教育普及活動、伝承者育成、鶴川地方アイヌ語

Abstract

Yoshimura Fuyuko *huci* (female elder) is an inheritor of Ainu culture and tradition from the Mukawa region. She spent her childhood in a traditional *cise* (house), where she grew up listening to her father and mother speaking the Ainu language. Later in her life, she contributed to spread language, traditional performing arts, and lifestyle.

Fuyuko *huci* often traveled with her elder sister, Araida Seino *huci*, to various locations to give oral performances of *kamuy yukar* and sharing information about other Ainu customs.

In this paper, the authors, who have inherited the traditional cultural knowledge of Fuyuko *huci* as family members (granddaughters), report on the Ainu culture transmitted by Fuyuko *huci*, and compare it with research resources related to her. The authors also introduce two programs that are part of the educational cultural programs at Upopoy: National Ainu Museum & Park, where both of the authors work. In these programs, initiated by the authors and supported by the Cultural Promotion Department and the National Ainu Museum, the authors utilize their living knowledge to introduce the Ainu culture of Mukawa region to visitors. By analyzing their own programs, this paper aims to create a further knowledge resource through which they can understand and inherit the teachings of Fuyuko *huci*.

Key Words : Ainu Culture of Mukawa, Traditional Ainu Dance of Mukawa, Upopoy, Educational Activities, Trainings for Inheritors of Culture, Ainu Language of Mukawa



写真1 冬子フチ（中央）と筆者
（出典：筆者所蔵。平成24年度STV「アイヌ語ラジオ講座」にて）

本研究ノートでは、冬子フチからアイヌ文化を受け継いでいる筆者が、冬子フチが発信してきたアイヌ文化について、家庭内での伝承と上記資料をもとに紹介する。また、筆者は二人とも民族共生象徴空間「ウポポイ」に勤務し、それぞれ国立民族共生公園と国立アイヌ民族博物館で文化の継承と発信に携わっていることから、現在業務として実施している教育普及活動や、鶴川地方のアイヌ文化を紹介する各自のプログラムにも冬子フチの伝承を反映させている。このため、こうした文化紹介プログラムの取り組みについても紹介していく。

本研究ノートは、冬子フチのライフヒストリーと活動記録、そして、それを活用したウポポイでの文化紹介プログラムの取り組みをもとに「鶴川地方のアイヌ文化伝承者、吉村冬子フチの教え」を紹介するとともに、本研究ノート自体を冬子フチの伝承に関する資料と位置付けるものである。

1. はじめに

吉村冬子フチ（おばあさん）¹⁾（1926～）は、鶴川地方のアイヌ文化伝承者である。冬子フチは幼少期を伝統的なチセ（家）の中で過ごし、両親が交わすアイヌ語を聞きながら育った。1974年（昭和49）年から実施された「ウタリの福祉対策」の中で、文化伝承活動や生活と教育の相談ができる拠点が設立され、冬子フチは1980年代ころから言葉や芸能、生活習慣などについての活動に積極的に携わるようになり、以降、アイヌ語教室の講師を務めたり、姉にあたる新井田セイノフチと共に、各地でカムイユカラ（神謡）などの口演に数多く出向くなどの活動を行ってきた。こうした冬子フチの精力的な文化継承の取り組みについては、個人や研究機関によって記録されている。例えば、映像作家の故片山龍峯氏により採録された音声記録資料（以後、「片山資料」）（片山1996-2002²⁾）、それを原資料として制作された千葉大学のデジタルアーカイブ『アイヌ語鶴川方言 日本語-アイヌ語辞典』（中川編2014）、1988（昭和63）年度に北海道教育委員会が実施した聞き取り記録『アイヌ民俗文化財調査報告書』（北海道教育委員会1988）、『平成24年度アイヌ語ラジオ講座テキスト』（押野・押野2012）のコラム記事などである。

1.1. 吉村冬子フチの生い立ち

吉村冬子フチは、1926（大正15）年、鶴川村字チン（現むかわ町汐見2区）に、父、小石川サムクシテ、母チヨの間に生まれた。新井田セイノフチは姉であり、セイノフチと冬子フチは異父姉妹である。冬子フチは現在、老人介護施設にて暮らしている。

むかわ町は北海道胆振支庁管内の東に位置する町で、2006（平成18）年に穂別町と鶴川町が合併し、現在のむかわ町が誕生した。むかわ町を流れる一級河川「鶴川」は、上川支庁の占冠村に立つ狩振岳を源とし、太平洋にそそぐ河川、鶴川水系の本流である。冬子フチが生まれたチンコタン（チン村）は、この鶴川の支流「珍（ちん）」の側にあった村である（国土交通省河川局2007:1,4）。

チンコタンは、冬子フチの母チヨと、祖父、新井田サカンリトクが暮らしてきた土地でもある。姉セイノフチが、祖父サカンリトクからチンコタンについて「新井田家は自分で7代目」（北海道教育委員会

表1 アイヌ民族の社会的出来事と冬子フチを取り巻く出来事 まとめ

時代	社会的出来事・冬子フチに関わる出来事
?	<u>サカンリトク生まれる</u> (「新井田家は自分で7代目」(北海道教育委員会 1988))
1871年(明治4年)	死亡の際の自家を焼く習慣・女性の入れ墨・男性の耳飾り禁止 日本語を学ぶように布達
1876年(明治9年)	猟を行う際のしかけ弓矢毒矢を禁止、北海道内のアイヌの戸籍が完成
1878年(明治11年)	アイヌ民族の呼称を「旧土人」に統一、サケ漁が禁止
1880年(明治13年)	<u>冬子フチの父サムクシテが穂別村で生まれる</u>
1889年(明治22年)	道内のシカ猟を全面禁止 <u>冬子フチの母チヨがチンコタンで生まれる</u>
※1918年から1925年の間?	<u>サムクシテとチヨが結婚</u>
1918年(大正6年)	<u>セイノフチが生まれる</u>
1926年(大正15年、昭和元年)	<u>冬子フチがチンコタンで生まれる</u>
1942年(昭和17年)	<u>チヨ死去(53歳)</u>
1939年(昭和14年)	第2次世界大戦が起きる
1945年(昭和20年)	<u>サムクシテ死去(65歳)</u> 日本敗戦
※1945~1947年頃?	冬子フチ、吉村清(厚真出身)と結婚
1951年(昭和26年)	<u>執筆者の母生まれる</u>
1985年(昭和60年)	<u>執筆者生まれる</u>
1997年(平成9年)	旧土人保護法が廃止、アイヌ文化振興法が公布
2019年(平成31年、令和元年)	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」公布

(出典:『アイヌ文化・ガイド教本』(北海道観光振興機構 2019:128-129) 抜粋、戸籍謄本を元に執筆者
家系を執筆者が追加作成)

1988:75) であると聞いたと述べていることから、チンコタンは先祖代々暮らしてきた土地であることがわかる。なお、冬子フチに係る家系は【表1】を参照されたい。

父サムクシテは、チンコタン出身ではなく、鶴川水系の上にある穂別村和泉(現むかわ町穂別和泉)の出身である。冬子フチは、「イヤポ(父)は、体が弱かっただけからか、物静かで口数は少なかった人だった」という(北海道ウタリ協会[以下、ウタリ協会] 2007:67,69)。また、サムクシテはリウマチを患っていたためにあまり力仕事ができず、シナ皮を細かく裂いたりして、少しだけ体を動かしていたとも話している(ウタリ協会 2007:67)。母チヨについては、「片山資料」によると全盲であり、家事などはすべて手探り

をして生活していたと記されている(前掲 2007:67, 片山 1996-2002)。チヨは外仕事ができなかったが、家の中でイテセ(ゴザ編み)やカエカ(糸より)、刺し子といった手仕事をしていた(ウタリ協会 2007:67, 片山 1996-2002)。冬子フチは「母親は目が不自由だったから、針に糸を通すのが大変で、糸通しをしてほしい度に毎回呼ばれた。でも私も遊びに行きたいもんだから、いっぺんに糸を通して遊びに行っただ」(ウタリ協会 2007:67)とチヨとの思い出について述べている。

姉のセイノフチは1918(大正6)年に生まれ、1992(平成4)年から鶴川アイヌ語教室の講師を務めていた。2001(平成13)年には「アイヌ文化賞」(公益財団法人アイヌ民族文化財団[以下、財団]公

式 WEB サイト b) を受賞、その後もアイヌ語講師を務めるなどして 2011 (平成 23) 年、94 歳で死去している (財団公式 WEB サイト b)。他兄弟についての資料は少なく、筆者も冬子フチからそうした話を聞いたことがない。

幼少期の冬子フチは、セイノフチが早くに嫁いだため、サムクシテとチヨとの暮らしが大半であった (ウタリ協会 2007:67-70)。幼少期の冬子フチが暮らしていたのは茅葺のチセで、夜はラッチャコ (灯火) にイワシの油を入れ、ポロ布を燃ったもので灯りをともしていた (前掲 :67-68)。着るものは膝丈くらいのポロ布を繋ぎ合わせた衣服で、冬子フチの小学生時代、セイノフチが冬子フチのためにモンペをつくってくれたのが印象に残っていると述べている (前掲 :67-68)。

冬子フチと近所の関わりは、イオマンテ (熊の霊送り) や結婚式、家を建てる際の建前の行事である。これらの行事では、冬子フチは直接行事の準備に関わったということではなく、賑やかになった場面に振舞われる団子などを食べるために、行事の中に入っていたと述べている (北海道博物館アイヌ民族文化研究センター [以下、道博] 1996)。普段の日の食べ物は、オハウ (お汁) が中心で、ジャガイモや大根の葉、そこにイワシの油と塩を入れたものが主食であった (ウタリ協会 2007:69)。こうした行事の際や日常の中で、家族や近所の人たちは、大人同士であればアイヌ語で話すことが多かったが、冬子フチの両親は、フチの前では日本語で話していた。そのため冬子フチは自分からアイヌ語を使うことも、覚えようとするつもりもなかった (道博 1996、片山 1996-2002)。

その後大きくなった冬子フチは、小学校に通い始めるが、1・2 年時は通うことができたものの、3・4 年時のころ、学校が移転し遠くなったことから通学しなくなっていった。勉学よりも家事の手伝いがほとんどで、5・6 年時になるころには学校をやめている (ウタリ協会 2007:67-68)。冬子フチの学校生活が短くなってしまった背景には、教員の影響もみられる。通学していた 1・2 年時は、当時の小学校教員に対して良い印象を持っていなかったようで、「アイヌだからなのか、貧しいからなのか、よく廊下に立たされたものだ」と冬子フチは筆者に話したこともある。何も悪いことをしていないという冬子フチに対し、「先生が首根っこ掴んで、ぶん投げられたりして、気を失ったことがある」「先生いなかったらまだ頑張っていたかもしれない」と、教員の印象と学校に対しての想い

について述べている (前掲 :67-68)。3・4 年時は、冬子フチは学校に通わず家事などを手伝うようになる。その時の思い出として冬子フチは、次のようなことを話している。シナ縄を作るため、近所の大人たちと山へ材料を採りに入った際、入った山は私有地で、山主に捕まり、冬子フチが持っていた荷物や鉈を全部取られてしまったことがあった。母チヨからは「お前に情けない思いさせて悪かった」と泣かれることがあった (前掲 :68、片山 1996-2002)。

このような日々を過ごし、冬子フチが 17 歳のときに母チヨが亡くなり、続けて 20 歳で父サムクシテを亡くしている。その後セイノフチのすすめで結婚したが、生活は苦しく、冬子フチが白米を食べることができたのは、冬子フチが 22、3 歳ぐらいからだと話している (前掲 :68-70、片山 1996-2002)。

1.2. 冬子フチの主な文化普及活動の場

1974 (昭和 49) 年、むかわアイヌ協会 (以下、協会) が設立された (鶴川町 1991:705)。冬子フチは協会設立当初から会員になり (ウタリ協会 2007:70)、「ウタリの福祉対策」として 1981 (昭和 56) 年に設立された「汐見生活館」 (鶴川町 1991:706-707) 等でアイヌ文化の伝承と保存等に関連する活動を積極的に行ってきた。また 1980 (昭和 55) 年には鶴川無形文化伝承保存会 (以下、保存会) が発足 (鶴川町 1991:1085) したことで、「地域住民の各種会合や研修等」の目的で設立された「汐見生活館」などでアイヌ文化の芸能などの練習に力を入れてきた (鶴川町 1991:706-707)。押野が共同執筆した拙稿 (谷地田・押野 2020) で「アイヌ古式舞踊の重要無形民俗文化財指定を記念し、翌 1985 年 2 月に札幌市教育文化ホールにて公演会が開催されたことが、アイヌ民族文化祭が開始されるきっかけとなっている」 (谷地田・押野 2020:145) と指摘しているが、毎年道内で開催されるアイヌ民族文化祭にむけて、冬子フチとともに芸能の練習を行った記憶は筆者にも残っている。

その他、アイヌ民族文化財団が主催するアイヌ語教育事業「鶴川アイヌ語教室」やアイヌ文化普及事業「アイヌ文化フェスティバル」など、様々な事業³⁾でも冬子フチのアイヌ文化普及活動は拡大していったのである。冬子フチが関わった事業については【表 2】を参照されたい。

冬子フチにとってウタリ協会や保存会での活動は、冬子フチの幼少期の記憶を蘇らせるもので、冬子フチ

表2 冬子フチの活動 まとめ

時代	できごと
1974年(昭和49年)	アイヌ協会鶴川支部設立
1984年(昭和59年)	アイヌ文化伝承保存会設立
1988年(昭和63年)	第1回アイヌ民族文化祭(アイヌ協会)
1992年(平成4年)	鶴川アイヌ語教室開始(アイヌ協会)
1994年(平成6年)	鶴川アイヌ文化伝承保存会 無形民俗文化財指定 アイヌ語テキスト「アコロ イタク」の編集に協力(アイヌ協会) 鶴川アイヌ語教室助手(アイヌ協会)
1995年(平成7年)	鶴川アイヌ語教室助手(アイヌ協会)
1996年(平成8年)	鶴川アイヌ語教室講師(アイヌ協会) 片山龍峯氏採録開始
1997年(平成9年)	鶴川アイヌ語教室助手(アイヌ協会)、財団の事業
1998年(平成10年)	第1回アイヌ語弁論大会イタカンロー最優秀賞受賞(財団)、財団の事業
1999年(平成11年)	アイヌ文化フェスティバル(財団) 鶴川アイヌ語教室講師(アイヌ協会)、財団の事業
2000年(平成12年)	第13回アイヌ民族文化祭(アイヌ協会) 鶴川アイヌ語教室講師(アイヌ協会)、財団の事業
2001年(平成13年)	鶴川アイヌ語教室講師(アイヌ協会)、財団の事業
2002年(平成14年)	鶴川アイヌ語教室講師(アイヌ協会)、財団の事業 片山龍峯氏採録終了
2003年(平成15年)	鶴川アイヌ語教室講師(アイヌ協会)、財団の事業
2004年(平成16年)	アイヌ文化フェスティバル(財団)、鶴川アイヌ語教室講師(アイヌ協会) 財団の事業、アイヌ文化奨励賞受賞(財団)
2005年(平成17年)	財団の事業
2006年(平成18年)	財団の事業
2007年(平成19年)	アイヌ文化フェスティバル(財団)、財団の事業
2008年(平成20年)	アイヌ文化伝承再生事業(財団)
2009年(平成21年)	アイヌ文化フェスティバル(財団)、財団の事業
2010年(平成22年)	財団の事業
2011年(平成23年)	財団の事業
2012年(平成24年)	アイヌ語ラジオ講座文化指導(財団)他、財団の事業
2013年(平成25年)	財団の事業

(出典:財団提供データ(アイヌ文化フェスティバルに関して)、財団事業(財団公式WEBサイト a-e)を元に執筆者作成)

は「こんな時代になってアイヌ語が話せるなんて思っ
ていなかったから、話したことも習ったこともない。
どこかに残っていました」(ウタリ協会 2007:70)と
話している。

2. 吉村冬子フチに関する記録資料と文化継承 の取り組み

吉村冬子フチが継承してきたアイヌ文化の記録は、
研究者や親族などによって、活字や音声データなどに
残されている。これまで既に引用で上げてきたものも
含め、こうした第三者による記録は、家庭の中で受け
継がれてきた伝承を確認することのできる媒体である。
またこうした記録や研究を通じ、冬子フチと直接接点
のない方々へも冬子フチの伝承を伝えることができる。
本項では、改めてどのような記録や研究が残されてい
るのかを確認する。そのうえで、研究者と親族である
筆者がそれぞれどのように冬子フチと関わってきたの
かを紹介する。

2.1. 吉村冬子フチに関連する資料の紹介

まず、現在最も活用されている資料として、アイヌ
語に関する書籍を多数刊行してきた映像作家の故片山
龍峯氏が、1996(平成8)年から6年にかけて冬子
フチと姉・新井田セイノフチを中心に、約150時間
にわたりアイヌ語の記録を行ったものがある。本研
究ノートで「片山資料」と呼んでいるこの音声記録
は、千葉大学文学部教授の中川裕氏によって全てがデ
ジタル化され、そこから抽出されたアイヌ語鵡川方言
音声資料の単語と例文が、千葉大学人文公共学府地域
研究センターホームページにおいて、デジタルアーカ
イブ『アイヌ語鵡川方言 日本語-アイヌ語辞典』と
して利用することができるようになっている(中川編
2014)。同辞典で視聴できるのは単語と例文のみであ
り、冬子フチやセイノフチが語る幼少期の出来事など
をはじめとするアイヌ文化についての語りは視聴でき
ないが、その元になっている片山氏の記録資料は、冬
子フチが継承してきたアイヌ文化、及び鵡川地方に伝
承されるアイヌ文化の情報を含んだ重要な資料である。

上記のほか、直接冬子フチの語った言葉が文字とし
て記録されている資料に『アイヌ民俗文化財調査報
告書』がある(北海道教育委員会1988)。この報告書
は、北海道教育委員会が1981(昭和56)年から刊行
しており、アイヌ文化の保存、伝承のために各地の

アイヌ文化伝承者に聞き取りした内容を掲載している。
1988(昭和63)年度に刊行された報告書は、胆振地
方の鵡川流域と有珠について調査した内容になってい
て、冬子フチとセイノフチ、他数名が調査対象者とな
り、狩猟採集、儀礼、芸能などの伝承について記録さ
れている。

その他に、公の場で冬子フチが語った記録が、『世
代間交流報告書』(ウタリ協会2007)である。社団法
人北海道ウタリ協会(現公益社団法人北海道アイヌ協
会)(以下、ウタリ協会)が「エカシ・フチの経験や
知恵の継承を促進する」ことを目的として実施してい
る「アイヌ世代間交流推進事業」において、2006(平
成18)年に恵庭会場で冬子フチの講演が行われてい
る。『世代間交流報告書』は、その講演の内容がまと
められている資料である。

映像資料として貴重なものとしては、『鵡川に伝わ
るアイヌ文化:吉村冬子さん【映像資料】』(北海道博
物館アイヌ民族文化研究センター1996)がある。こ
れは、北海道博物館同センターの甲地氏が、1996(平
成7)年に冬子フチに聞き取りを行った記録であり、
冬子フチの幼少期からの暮らしの様子について映像で
記録されている。

最後に、冬子フチによる伝承を本人以外が執筆した
ものとして、STVラジオで放送された「平成24年
度 アイヌ語ラジオ講座」のコラム記事を挙げたい。
これは、筆者が講師を務めた旧財団法人アイヌ文化振
興・研究推進機構のアイヌ語普及事業として実施され
たラジオ語学講座の教材である。この事業の目的は
「多くの人にアイヌ語に触れ学習する機会を提供す
るとともに、アイヌ語やアイヌ文化への理解を促進」す
るものである(財団公式WEBサイトa)。『平成24
年度アイヌ語ラジオ講座テキスト』では、冬子フチか
ら教わったアイヌ文化の一端を、筆者がコラムにして
掲載している(押野・押野2012)。

2.2. 片山龍峯氏と冬子フチ

1996(平成8)年から2002(平成14)年に向け
て、片山氏は主に冬子フチ宅で、冬子フチ、セイノ
フチ、鍋沢エカシ(おじいさん)⁴⁾を対象にアイヌ
語の音声を採録している。片山氏が鵡川を訪れた
きっかけは、1994(平成6)年に北海道ウタリ協会
が刊行したアイヌ語テキスト『アコロ イタク AKOR
ITAK[アイヌ語テキスト1]』のビデオ版を収録した
ことである。この収録時にアイヌ語話者を北海道中探

し歩いていた片山氏は、鶴川に住んでいる冬子フチとセイノフチに出会った(片山 2001)。

以下の引用文は、財団の事業普及啓発セミナーにて、片山氏が「言い伝えとアイヌの世界観」(片山 2001:34)で報告した内容の抜粋であり、この内容については「片山資料」(片山 1996-2002)でも、片山氏と冬子フチのやり取りが記録されている。また、この普及啓発セミナーは「学校教育・社会教育関係者や一般の方でアイヌの文化や伝統等について基礎的な知識を持っている方々を対象に、アイヌの伝統等やアイヌ文化等(高度な内容)をテーマとしたセミナーを開催することにより、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図ろうとするもの」(財団公式WEBサイト e)である。片山氏の報告から冬子フチのアイヌ文化普及活動に対する意気込みを読み取ることができる。以下、引用文である。

最近、私は北海道の鶴川というところによくいきます。そして、そこに住んでいるアイヌのフチの一人、吉村冬子さんという方に、自分の母親、おばあさんから受け継いでいるようなウパシクマはないだろうかとということを訊ねたんですね。そうしたら、分からないというのです。ところが、そのうち突然、このアイヌ文化振興財団の主催のアイヌ語弁論大会「イタカン ロー」というのがあるんですが、そこでウパシクマをやってみると言い出したんですね。アイヌ語でウパシクマを語るというので、私はびっくりしたんです。吉村さんが発表したテーマは犬でした。犬を飼っていて、山菜取りなどには必ず山につれて行ったわけですが、その犬の思い出、それから、犬の扱いとか、犬というのは本当に重要だということをウパシクマとして発表したと言うんです。

それで、なぜ発表する気になったのか彼女に聞いてみました。吉村さんは「子供たちに伝えたかったの」と答えました。するとそばで聞いていた鍋沢さんというエカシは、「なにかうパシクマはないかと、あんたが何度も聞いたもんだから」と言いました。つまり私が吉村さんに、何かうパシクマはないか何回も聞いたので、それ



写真2 冬子フチが筆者にアイヌ文化を教えている様子
(提供:筆者 冬子フチ宅にて)

が刺激になったというのが鍋沢さんの考えでした。吉村さんは「そうそう、それもある」と答えて、「自分の子供にも、他の若い人たちにも聞いてほしいから」といいました。また「やっぱりウパシクマというのは、自分の体験したことを本当に人が伝えてやることだ。真の心から残してやりたい言葉が、ウパシクマだと思う」とも答えました。私がいろいろと吉村さんに、自分の中にウパシクマとして伝えたいものがあるかどうかということを何回も聞いているうちに、ふっと犬のウパシクマを子供に残したいなという気が起こって、アイヌ語弁論大会に犬のウパシクマとして発表したのですね。

この経験から、こちらからも刺激を与えるということは重要だなと思いました。ただアイヌのお年寄りから汲み取るだけではなくて、こちらも向こうに何かぶつけていくと、向こうはそれで何か開かれてくることもあるんだなと、強く感じたわけです。小さな経験ですが、アイヌ語によるウパシクマも、何かの機会に現代でも蘇ることが可能ではないか、と考えたわけです。

(片山 2001:34、片山 1996-2002)

冬子フチの幼少期、父サムクシと母チヨは「お前の時代にはアイヌ語は必要ない」(押野・押野 2012:21)と冬子フチに言いつけている。そのため冬子フチは「自分からアイヌ語を使うことも、覚えようとしなかった」(道博 1996)が、「子供たちに伝えたかったの」(片山 2001:34、片山 1996-2002)

またアイヌ語を口にするようになった。こういった、アイヌ文化に対する冬子フチの想いと、熱心にアイヌ語を研究する片山氏に対しての想いが重なり、冬子フチは「第1回アイヌ語弁論大会イタカンロー」へ出場することを決心したのである。大会では「クヤイ オモッテ イタク（私が体験した話）」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 1998:23-26）と「クコロ ウパシクマ（若い人に伝える話）」（前掲:23-26）を語り、最優秀賞を受賞している（財団公式WEBサイト c）。

片山氏との体験などについて冬子フチは「子どものときに聞いていて忘れてしまったことをみんな掘り出されたような感じで、アイヌ語はなんとか若い人たちに伝えられるという気持ちにいます。本当に感謝しています」（ウタリ協会 2007:70）と述べている。

2.3. 冬子フチと筆者

筆者の父が1990（平成2）年に死去すると、筆者は冬子フチと過ごす時間が多くなっていった。冬子フチと過ごす時間の中で記憶していることは、田んぼのあぜ道でイオンルイカ（子守唄）などの歌を練習し、「アイヌ語の発音が違えば、意味がかわるんだからきちんとはあちゃんのいうこと真似しなさい」、「節（こぶし）が入らないとなんぼ一生懸命歌ったって何もうまくないんだ」と教わったことである。他にも、冬子フチ宅で近所の人たちが集まると、冬子フチはイモシト（ジャガイモの団子）を作って食べさせてくれたことも記憶している。片山氏と冬子フチたちが昔話をしているときには、筆者も加わり、アイヌ語の発音を真似してみたり、練習したイオンルイカなどを片山氏に披露したこともある（片山 1996-2002）。中でも筆者が冬子フチと過ごす時間で深く印象に残っていることは、筆者の小学校時代のことである。同級生から「あ、犬だ（アイヌだ）」と指さして馬鹿にされ、冬子フチや筆者の母に泣きついた時、冬子フチは「言い返してこい！ 言い返してくるまで家になんて入れない！」と、筆者を家から追い出したものである。

冬子フチが放った言葉は、現在の筆者に大きな影響を与えている。冬子フチは、人が人らしく生きること、多文化共生、多民族共生の考え方を理解していたからこそ、厳しくも優しく育ててくれたのではないかと筆者は考えている。

3. 筆者の「ウポポイ」での活動

これまで見てきたように、冬子フチはアイヌ語、アイヌ文化に関する豊かな経験を伝えてきた重要な伝承者である。その冬子フチから、直接アイヌ文化を受け継いだ筆者が、どのようにその知識を活かしているかを最後にまとめたい。

2020（令和2）年7月、新たに「アイヌ文化の復興と発展、また、先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴」として、「ウポポイ」（民族共生象徴空間）がオープンした（民族共生象徴空間ウポポイ公式WEBサイト）。「ウポポイ」の主要施設として、先住民族アイヌの歴史と文化を展示・調査・研究することなどを役割とする「国立アイヌ民族博物館」、舞踊の上演やキッズ向けのプログラム等を体験できる施設が設けられている「国立民族共生公園」及び「慰霊施設」がある。これらの施設のうち、押野は「国立アイヌ民族博物館」、秋山は「国立民族共生公園」に勤めている。

以下、筆者たちが実践している、鶴川地方のアイヌ文化及び冬子フチが伝えるアイヌ文化に関連するプログラムや、教育普及活動の事例を紹介する。

3.1. 国立アイヌ民族博物館での教育プログラム

押野は、国立アイヌ民族博物館の学芸員として、主に教育普及プログラムの開発・実施等を担当している。またアイヌ文化の芸能を専門として研究を行っている。

博物館の一般来館者に対する教育普及活動の一環として、2021年度までに芸能に関するプログラム「みんなのうたおどり♪」と「子守唄から知る、生活の中



写真3 「みんなのうたおどり♪」活動の様子



写真4 「ボン劇場」活動の様子(提供:筆者)

のうたおどり」を実施した。プログラムの内容は、絵本の読み聞かせや歌謡や舞踊といった芸能などについて参加者に対話を通して見せたり聞かせたりする活動である。

このプログラムの中で、押野は冬子フチから教わったホリッパ(踊り)やアペフチカムイ(火の神)のカムイユカラ(神謡)などを実演している。

「国立民族共生公園」では、アイヌ文化の芸能を観ることができるが、アイヌ文化において、こうした芸能をはじめとする儀礼やアイヌ語などの無形文化は、生活の中で生まれてきたものである。冬子フチがこれまで体験してきたイオマンテやユカラは、本来、こうしたステージ上で上演されたものではなく「生活の中の出来事」なのである(押野 2001:23)。

上記2つのイベントは、冬子フチが歩んできたアイヌ文化を、来館者自身にも「生活の中の出来事」と捉え、強いては「人々が文化を「コト」として共同体で共有」(小川 2021:16-19)してほしいと考えたプログラムである(押野 2001:23)。同様に、展示されている資料を「生活の中の出来事」として捉えてもらうため、基本展示室で押野が担当する「探究展示テンパテンパ」コーナー⁵⁾では、冬子フチから筆者らが受け継いでいるタマサイ(首飾り)を展示し、タマサイを通して来館者に現代を生きるアイヌ民族について解説を行っている。

3.2. 国立民族共生公園 体験プログラム

秋山は「国立民族共生公園」にある「伝統的コタン」にて、キッズ向けプログラム「ボン劇場」と「口承文芸実演」を実施している。「ボン劇場」は、来

園する子どもや親たちを対象としたプログラムで、アイヌ文化をテーマにしたオリジナルの物語を、アイヌの歌や踊りを交えた紙芝居と、エプロンを使った人形劇として上演している。口承文芸実演は、アイヌの暮らしの中で語られてきた物語や叙情歌などを、アイヌ民族である職員が交代で実演しており、秋山は冬子フチから教えてもらったヤイサマ(即興歌)を通して、アイヌ文化が、冬子フチから孫へと継承されることを紹介をしている。この2つのプログラムを実施している大きな目的は、来園者がアイヌ文化の世界観にふれ、多文化・多民族について知ってもらうことである。冬子フチが筆者に伝えた、鶴川地方のアイヌ語や歌踊りを多くの来園者や次世代に広めること、そして来園者に筆者が受けた小学校時代の出来事(2.3参照)や、冬子フチの経験(1.1参照)を伝えることで、多文化共生、多民族共生の理解に繋げてほしいと考えている。

4. 今後の課題

本研究ノートでは、冬子フチについて片山氏が採録したアイヌ語鶴川方言音声資料をはじめとする関連資料から、ライフヒストリーを整理した。これまで冬子フチが体験してきたイオマンテやユカラなどは、「生活の中の出来事」としてみてきたものであり、それは正しく冬子フチが触れてきたアイヌ文化の一端である。また筆者各自のプログラムでは、筆者は冬子フチから教わった「コト」を多くの人々に伝えている。

本研究の今後の課題としては、冬子フチの祖父サカンリトクたちが歩んできたアイヌ文化についても調査し、それをアイヌ民族をめぐる大きな歴史的背景と照らし合わせることで、さらに冬子フチが継承してきたアイヌ文化を明確にすることである。そして筆者の家に伝わる「ウパシクマ」(言い伝え)として、筆者各自のプログラムにも繋げていきたい。

本研究ノートは、「鶴川地方のアイヌ文化伝承者、冬子フチの教え」を「ウパシクマ」として継承していくための第一歩である。

本稿は、国立アイヌ民族博物館令和3年度調査プロジェクト「芸能の持続的な継承と発展に関する研究：保存会の実態調査と担い手の人材育成」(課題番号：2021A02、研究代表者：押野朱美・谷地田未緒)の一環として発表されています。

注

- 1) 本研究ノートで記すアイヌ語は、千葉大学人文公共学府地域研究センターホームページ、デジタルアーカイブ『アイヌ語鶴川方言 日本語-アイヌ語辞典』を参考にアイヌ語の表記と意味を記している。
- 2) 片山資料は、故片山氏が鶴川方言辞典作成を目的に採録したもので、同資料の辞書項目になるアイヌ語は、千葉大学人文公共学府地域研究センターホームページ、デジタルアーカイブ『アイヌ語鶴川方言 日本語-アイヌ語辞典』で視聴することが出来るが、その他の音声については未公開である。本研究ノートの執筆者は、同資料の採録対象者の子孫になるため片山資料を聴くことが出来る。
- 3) 事業の展開は「1. アイヌに関する総合かつ実践的な研究の推進、2. アイヌ語の振興、3. アイヌ文化の振興、4. アイヌの伝統等に関する普及啓発、5. アイヌ文化の伝承者育成」と、5つの柱からなっている(財団公式WEBサイトd)。
- 4) 故鍋沢強巳氏 鍋沢エカシは、沙流川流域富川(現日高町富川)の出身であり、冬子フチ、セイノフチとは親交が深かった。
- 5) 「探究展示 テンバテンバ」は、子どもから大人まで、さわって楽しく学べるコーナーである。18個の体験キットがあり、各テーマごとに分かれた基本展示室を行き来しながら学びを深めることができる。テンバテンバはアイヌ語で「さわってね」という意味である。

参考文献

- ウポポイ(民族共生象徴空間)公式WEBサイト「ウポポイについて」
<https://ainu-upopoy.jp/>(2021年10月28日閲覧)
- 小川義和 2021「社会の変化と「発信する博物館」の意義」『発信する博物館 持続可能な社会に向けて』:16-19。
- 押野朱美・押野里架 2012『平成24年度「アイヌ語ラジオ講座」テキスト』(1):23。
- 押野朱美 2021「アイヌ民族の芸能から考える博物館の今後のあり方」『第69回全国博物館大会資料Ⅱレジュメ』
- 片山龍峯 1996-2002 アイヌ語鶴川方言・アイヌ文化聞き取り調査(音声資料)
- 片山龍峯 2001「(4) 言い伝えとアイヌの世界観」『平成12年度普及啓発セミナー報告』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
<https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/business/details/post-129.html>(2021年10月28日閲覧)
- 公益財団法人アイヌ民族文化財団公式WEBサイトa「ラジオ講座」
<https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/business/language-spread.html>(2021年10月28日閲覧)
- 公益財団法人アイヌ民族文化財団公式WEBサイトb「平成13年度アイヌ文化賞」
<https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/business/details/1384.html>(2021年10月28日閲覧)
- 公益財団法人アイヌ民族文化財団公式WEBサイトc「平成16年度アイヌ文化奨励賞(個人)」
<https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/business/details/1677-1.html>(2021年10月28日閲覧)
- 公益財団法人アイヌ民族文化財団公式WEBサイトd「事業紹介」
<https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/business/index.html>(2021年10月28日閲覧)
- 公益社団法人北海道観光振興機構アイヌ文化分科会ワーキンググループ 2019『アイヌ文化・ガイド教本』:128-129。
- 国土交通省河川局 2007『鶴川水系の流域及び河川の概要(案)』
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinikai/kihonhoushin/070731/pdf/ref1-1.pdf(2021年10月28日閲覧)
- 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 1998『第1回アイヌ語弁論大会イタカンロー 大会プログラム』札幌:財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構

- 社団法人 北海道ウタリ協会 1994『アコロ イタク AKOR ITAK[アイヌ語テキスト1]』札幌:(株)クルーズ
- 社団法人 北海道ウタリ協会 2007「恵庭会場」『世代間交流報告書』:67-70。
- 千葉大学人文公共学府地域研究センター「アイヌ語鶴川方言 日本語-アイヌ語辞典」
<https://www.gshpa.chiba-u.jp/cas/Ainu-archives/index.html>(2021年10月28日確認)
- 中川裕編 2014「アイヌ語鶴川方言の音声資料による記述的研究」(2011-2013年度科学研究費助成事業研究成果報告書、研究代表者中川裕)
<https://kaken.nii.ac.jp/en/file/KAKENHI-PROJECT-23320080/23320080seika.pdf>(2021年10月28日閲覧)
- 北海道教育委員会 1988「昭和63年度調査報告書(鶴川地方)」『昭和63年度 アイヌ民俗文化財調査報告書(アイヌ民俗調査Ⅷ)』:75
- 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター 1996「鶴川に伝わるアイヌ文化:吉村冬子さん【映像資料】」甲地利恵採録
- 鶴川町 1991「第7節 ウタリの福祉」『続鶴川町史通史編』むかわ町:鶴川町 p705-707,1085
- 谷地田未緒・押野朱美 2020『芸能の継承 — 「アイヌ古式舞踊」の保存継承をめぐる文化政策研究』文化政策研究 第14号抜刷 日本文化政策学会 p145

アイヌ民族の伝承を活用した災害教育の実践と課題 －白老における津波に関する口承を例に－

Practice and Challenges in Disaster Education Using Ainu Traditions:
The Case of Ainu Oral Traditions Concerning Tsunami in Shiraoi

シンウオンジ (SHIN Wonji)

国立アイヌ民族博物館エデュケーター (Educator, National Ainu Museum)

八幡巴絵 (YAHATA Tomoe)

国立アイヌ民族博物館 学芸主査 (Senior Fellow, National Ainu Museum)

奥山英登 (OKUYAMA Hideto)

国立アイヌ民族博物館 研究主査 (Senior Fellow, National Ainu Museum)

要旨

国立アイヌ民族博物館では、教育普及活動としてトークイベント「伝承から自然災害を記憶する－津波」を企画・実施した。災害に関する地域固有の伝承を活用した災害教育は各地で行われているが、本学習プログラムは先住民族であるアイヌ民族の伝承を対象にした。本稿は、学習プログラムの概要やその内容、参加者による評価をまとめたものであり、参加者による評価に基づいて科学と先住民族の伝承を合わせた災害教育の効果について考察する。

キーワード：Indigenous knowledge、先住民族の知、津波、災害伝承、災害教育、防災

Abstract

In 2021, the National Ainu Museum designed and held a talk event “Remembering Natural Disasters from Traditional Teachings: Tsunami” as part of its educational program. Examples of disaster education using local traditions are conducted in various institutions, but this program focused on the traditions of the Ainu, indigenous people of Japan. This article summarizes the outline of the program, its contents, and evaluation from the participants. Based on the evaluation, we examine the effects of disaster education combining science and indigenous knowledge.

Key Words : Indigenous Knowledge, Tsunami, Disaster Knowledge Transmission, Disaster Education, Disaster Prevention

1. はじめに

2011年の東日本大震災から10年が経過した。その間に、2016年には熊本地震、2018年には北海道胆振東部地震が発生しており、他にも地理的・地形的・

気象的な特性から数多くの災害が繰り返されている。そして、その度に多くの人命が犠牲になり、甚大な被害を受け続けてきた。こうした中、2013年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」が公布・施行された。そして、その前文で掲げられて

いるように「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、2014年から「国土強靱化基本計画 — 強くて、しなやかなニッポンへ —」に沿って取り組みが推進されてきた（内閣官房国土強靱化推進本部 2018）。この基本計画では、国土強靱化を推進する上での基本的な方針の一つとして、災害リスクや地域の状況などに応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせることが進められている。近年ではソフト対策として、過去の自然災害の景観や教訓に関する伝承に注目し、災害教育あるいは防災政策に活用した実践や研究が蓄積されつつある（例えば、金井ほか 2007; 石原・松村 2013 など）。

海外においても、主に気候問題に対する防災政策として災害伝承を取り組んだ研究が各地で行われており（例えば、Hiwasaki et al. 2014; Munsaka & Dube 2018 など）、これらの研究で「Indigenous knowledge」という概念が挙げられている。Indigenous knowledgeとは、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）のLINKS (Local and Indigenous Knowledge Systems) では local knowledge とともに、長い歴史を持つ社会が自然環境と相互作用して発展してきた理解、技術、哲学をいい、日常生活の基本的な側面についての意思決定に役立つと定義されている。また、この概念は、traditional knowledge、indigenous knowledge of the environment、traditional ecological knowledge、narrative science などとも表現され（Whyte 2018）、和訳も「地域知」（宮崎ほか 2020）、「在来知」（山越 2006）、「土着的知識」（小川 2007）、「土地固有の伝統的知識」（Eneji 1999）、「地域・民族固有の知」（三島 2016）などの表現が採用されている。これら和訳については、いくつかの研究で議論されている（例えば、稲村 2017）。笹木ほか（笹木ほか 2021）が指摘している通り、「在来知」や「土着的知識」はそれぞれ時間概念や地理概念を含意しているため、先住民族に限らず、「ある地域、集団が昔から育んできた知恵」と解釈する可能性がある。例えば、津波でんでんこのような日本各地の津波の伝承や災害伝承碑などが挙げられるであろう。本稿では、先住民族であるアイヌ民族の災害伝承を対象にするため、Indigenous knowledgeを「先住民族の知」としてとらえることにする。

災害対策を検討する上で過去の災害履歴は最も基本的な情報であり、特に大規模の災害を対象にした場合には、その発生頻度が低いことから明治以前の歴史記録も重要な情報になる。北海道においては明治以前の情報として、松前藩の記録や蝦夷地探検の記録など和人¹⁾による記録を含め、アイヌ民族の口承が各地に残っている。これら口承の多くは、20世紀前半にアイヌの古老からの聞き取り調査などによって収集が行われてきた。近年では、アイヌ民族の口承に注目して、津波（清水 2005）、地震（新里 2006）、火山災害（地徳 2019）など、北海道の各地における過去の災害履歴やその規模を推測するなどの研究が行われている。

アヌコロ アイヌ イコロマケナル 国立アイヌ民族博物館（以下「当館」）は、北海道白老郡白老町に2020年7月に開館した国立の博物館であり、先住民族であるアイヌの歴史・文化などに関する正しい知識と理解を促進することを目的に、様々な教育普及活動を展開している。当館では、人類の歴史の中で甚大な被害をもたらした津波に対して、アイヌ民族の伝承を結びつけることで、地質・文化・防災の学祭的領域を扱う一般向けのトークイベント「伝承から自然災害を記憶する — 津波」を開催した。本稿は、学習プログラムの概要やその内容、参加者による評価をまとめたものであり、参加者による評価から科学と先住民族の伝承を合わせた災害教育の効果を考察する。

2. 学習プログラムの概要

東日本大震災から10年を迎えるにあたり、津波に関連するトークイベント「伝承から自然災害を記憶する — 津波」を企画し、2回実施した。プログラムの概要は以下のとおりである。

【タイトル】 伝承から自然災害を記憶する — 津波

【開催日】 [1回目] 2021年3月6日（土）

[2回目] 2021年4月28日（水）

【所要時間】 [1回目] 30分 [2回目] ②40分

【参加人数】 [1回目] 31名 [2回目] ②29名

【ねらい】 津波に関するアイヌ民族の伝承について話をきくことで、くらしの場に津波災害が起こりうることに気づき、災害に備える心構えをもつことを意図して企画した。

内容は、当館の所在地である北海道白老町周辺の津波災害を中心とした3部構成とした。第1部「むか

表1 「伝承から自然災害を記憶する — 津波」の内容および活動

構成		提示した資料・内容	活動
第1部 科学	①古文書 (歴史津波 ²⁾)	1611年慶長三陸地震津波	過去の津波を調べる方法の例として、地震・津波に関する北海道最古の古文書の記録を確認する。
		1640年北海道駒ヶ岳噴火に伴う山体崩壊による津波	白老周辺を襲った可能性のある津波についての記録を確認し、その被害が大きかったことを知る。
	②地層 (津波堆積物)	白老周辺における津波堆積物の分布図	古文書にみられる津波が実際あったのか、津波の痕跡である津波堆積物の分布から確認する。
		白老周辺の17世紀津波堆積物の断面図	津波堆積物を含む地層断面図を見て、白老周辺を襲った津波が17世紀のものであることを知る。
	津波規模のシミュレーション結果図	津波の規模を推定したシミュレーションの結果を、現在の地形図の標高と合わせて確認し、被害規模を実感する。	
第2部 伝承	①津波の伝承：文献	満岡伸一著『アイヌの足跡』	白老アイヌに関する文献に記録されている津波を表すアイヌ語や津波除け儀礼について話を聞き、アイヌ民族の津波についての考え方に触れる。
	②津波の伝承：口碑	宮本家の口承	白老で言い伝えられている津波除け儀礼について話を聞くことで、アイヌ民族の津波についての考え方に触れる。
		白老コタンの歴史と津波*	白老コタンの始まりに関するいくつかの伝承の中で、津波によってコタンが全滅したという内容が共通して登場することに注目し、過去巨大津波が白老を襲った可能性について考える。
	津波の避難場所	聞き取り調査から分かった白老周辺の4ヶ所の津波の避難場所を確認し、アイヌ民族の津波対策について知る。	
第3部 防災	①東日本大震災と白老	東日本大震災時の白老に関する経験談	当時の被害や避難状況について話を聞いて、災害時の自分の経験を振り返り、現在における災害伝承の意味について考える。
	②ハザードマップ	津波防災マップの見方	白老町の津波防災マップを中心に、用語や浸水予測図の想定条件について理解し、マップの情報を読み取る能力を身につける。
		津波避難マップの利用方法	当館を例に津波避難マップの利用方法を確認し、日頃から災害に備える行動のきっかけにする。
	③アイヌ民族の伝承と防災	津波避難マップと伝承の中の避難場所	津波避難マップ上で伝承の中の避難場所を照らし合わせて確認し、津波が稀であると言われる白老に津波に関する伝承が言い伝えられてきた意味について考える。

* 2回目実施のみ

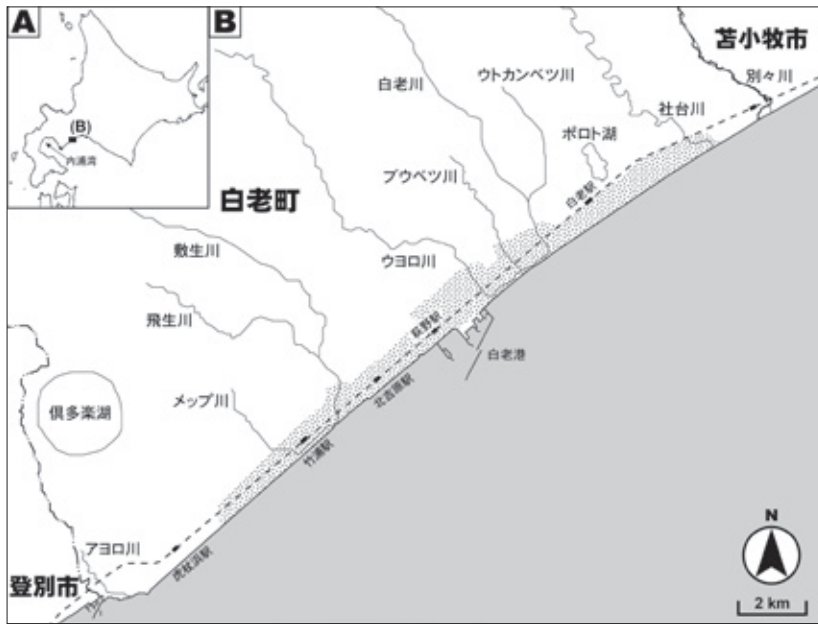


図1 A：対象地域の位置図 B：白老町の位置関係および主要河川。斑点で示した領域は白老町における津波堆積物の分布（中西ほか 2014）

しの津波を調べる方法」では、古文書の記録と津波堆積物の研究の紹介を通して、17世紀に白老周辺を含む太平洋沿岸を襲った巨大津波について学んでもらった。第2部「津波についての伝承」では、白老における津波に関する口承や津波時の避難場所についての紹介を通して、津波に対するアイヌ民族の考え方について触れてもらった。第3部は現在の津波災害に関する内容で、白老町の津波避難マップとアイヌ民族の伝承を合わせて見る活動を行った。白老町の協力を得て、イベント参加者に白老町のハザードマップを含む防災グッズの配布を行い、自分が生活している地域のハザードマップを改めて見直してもらう活動につながった。それぞれのセクションでの内容と活動の詳細を【表1】に示す。本プログラムの実施は、科学・防災について語る者と伝承について語る者の2人によるトークイベントの形式で行った。

3. 対象地域の概要

対象地域である白老町は、北海道の南西部、胆振総合振興局管内のほぼ中央に位置している（【図1】）。地形的には、北東から南西にかけて、太平洋沿岸に広がる平野になっており、海岸線の延長は約25kmである。東端から苫小牧市と境になる別々川をはじめ、社台川、白老川、ブウベツ川、ウヨロ川、敷生川、メップ川、アヨロ川など大小の河川が流れ、その流域

に市街地、集落が形成されており、西端は登別市と隣接している（白老町町史編さん委員会編 1992a: 3-9）。白老町の海岸の地質は、苫小牧市、むかわ町と連続して太平洋側沿岸に発達する勇払平野に属する。勇払平野は、概ね標高10m以下の低地で、北西側は胆振山地の火山群と支笏火砕流台地を、北東側は早来丘陵や静川台地などを配する。勇払平野の東部および北部には湿原が、中央部から西部には波によって打ち上げられた小高い浜堤列がよく発達している（尾崎・小松原 2014）。

白老町は東から社台、白老、萩野、北吉原、竹浦、虎杖浜地区などで構成されている。白老地区の

アイヌは、1620年にイベニツクルが日高のアベツより、少数の部下を率いてウトカンベツ川付近（今の仙台藩元陣屋付近）に集落をつくったことから始まる言い伝えられている。その後、数回の移住者があり、これら一族がウトカンベツ、ブウベツ、ウヨロ、クシュンコタンなどに散在したが、松前藩の会所が白老にでき、散在居住している各小集落の者に海岸に集合移転を命じたことで、初めて白老コタン〔村〕ができたという（白老町町史編さん委員会編 1992b: 1267; 満岡 2003: 219-221）。白老における戸数および人口についての調査では、明治以前には常住する和人は皆無であり、全てアイヌの戸口であったが、明治からは和人の移住が多くなり戸口が激増した。昭和に入り工業施設の進出や虎杖浜臨海温泉、アイヌコタンのような観光事業の本格化などにより人口は2万人に達したが、1984年をピークとしてその後は減少傾向を示しつつある（白老町町史編さん委員会編 1992a: 941-952）。

4. 白老周辺における17世紀の巨大津波

過去の津波について調べる方法としては、文献資料を対象として津波に関する歴史記録を収集する方法と、津波堆積物の空間分布や形成時期を調査する方法などが挙げられる。

4.1. 北海道における津波に関する歴史記録

北海道における最古の津波に関する記録は、1611年に発生した慶長三陸地震津波である。『福山秘府』の年歴部には以下のような記述が確認できる。

冬十月、東部逆浪、海水溢、人夷死者多矣（『福山秘府』北海道序 1936: 28）。

冬の十月、東部地方に逆波があつて、海水があふれ、アイヌの死者が多かつた。

1611年10月28日に東部地方に津波が起り、和人とアイヌを含めた多くの溺死者を出した。この時、三陸地方も強震を感じ、大津波が起り、溺死した者が仙台藩領で1783人、南部藩領で1000人余りに上つたという（北海道序 1937: 131）。

地震による津波だけではなく、1640年の北海道駒ヶ岳噴火に伴う山体崩壊による津波についても、『福山秘府』や『松前年々記』などに記録されている。

六月内浦嶽発火動山海。蒼海水溢、人夷溺死者甚多、人里破壊船一百余隻。十四日自早旦封疆近里不異黄昏、雨硫黄及白灰天地震動、毛降或虫降。至十五日天漸晴、日月見（『福山秘府』北海道序 1936: 32）。

6月に内浦岳が噴火を起し、山海を揺るがした。蒼海があふれ、溺死したアイヌが多く、人里は破壊され、100隻余りの船が壊れた。14日は朝から封疆付近では黄昏に違いなく、硫黄及び白灰が雨のように降り、天地が震動し、毛が降り、また虫も降った。15日になると天気だんだん晴れ、日月が見えてきた。

六月十三日午時打浦ヨリ下マテ津浪打、商舟者共並蝦夷人共二人数七百余死、同時ニ打浦之嶽焼崩、打浦ヨリ松前上之国蝦夷地マテ焼灰フリ、クラヤミ十四日ヨリ十五日ノ朝マテクラヤミ入、辰ノ時少宛晴ル、十五日十六日マテハ少シ、降、右之焼灰松前ニテ見候雲ノ様子丑寅ヨリ紫雲色々ニ出、其雲四方エチリ頓而少宛灰フル、其前松前ニテハ海ノ様子少宛塩ノ差引有之、蝦夷之國ニテハ津浪前ニ事之外山鳴無程津浪打毛虫ナトモフル（『松前年々記』松前町史編集室 1974: 58）

6月13日昼12時ごろ、打浦より下まで津波

が打ち、商船の者並びにアイヌを合わせて7百余人が犠牲となった。同時に打浦の火山が崩壊し、打浦より松前・上ノ国・蝦夷地まで火山灰が降り、暗闇が14日より15日の朝まで続き、朝8時ごろ少しずつ晴れた。15日、16日までは、火山灰が少し降り、右は松前まで見えた。雲の様子は北東より紫色の雲になり、その雲が四方に散り、少し火山灰が降った。その前、松前では海の様子が少し潮の差し引きがあり、蝦夷地では津波の前に、事のほかに山鳴りが止まらなく、津波が打ち、毛虫なども降った。

1640年6月13日正午に松前の東部にある駒ヶ岳が噴火し、海水が動揺して津波を生じ、西は亀田村から東は十勝まで及んだという。この時、流失した人家や船舶が少なくなく、和人とアイヌを含め700人以上が溺死したという。津波の高さについては、海水が有珠善光寺如来堂の後方にある丘陵まで上つたという（北海道序 1937: 132）。津波の後も噴火は続き、地震や膨大な火山灰の降下や、ペレーの毛とも呼ばれる火山繊維のような噴出物など、3日間にわたる激しいプリニー式噴火の様子が記録から確認できる。

4.2. 白老周辺の津波堆積物研究史

北海道に襲った直近の巨大津波は17世紀のものと考えられている。北海道太平洋沿岸および内浦湾沿岸では、17世紀の巨大津波の痕跡が津波堆積物として広い範囲で確認されている。清水（2013）は、2011年東北地方太平洋沖地震による巨大津波発生を受け、北海道内の津波堆積物に関する研究成果をまとめた際に、17世紀の巨大津波は、①道東海岸の“500年間隔地震”による津波、②1640年北海道駒ヶ岳の山体崩壊起源津波、③胆振地方沿岸の波源不明17世紀津波の3つであるとまとめた。地震性および火山性の2つの津波堆積物はその存在や波源が明らかになるに対して、白老から日高地方のむかわ町に至る沿岸は、近年津波堆積物の存在が認められているものの、その波源については未だに解明されていない。

白老地域においては、Nishimura and Miyaji（1995）によって、社台で津波堆積物の存在が報告されている。また、清水ほか（2007）によって、苫小牧東部からむかわ町までに至る海岸線に沿って、約20kmにわたる範囲で津波堆積物が認められている。これら津波堆積物は、1663年有珠山噴火による降下

火山砕屑物の有珠bテフラと10世紀白頭山噴火による白頭山苦小牧テフラの間の泥炭層中に介在する砂層として特徴づけられ、有珠bテフラの直下に厚さ数mmの腐植層を介して堆積している(中西ほか2014など)。波源の候補としては、上記にまとめられた北海道太平洋沿岸において500年周期で発生するプレート境界型地震、1640年北海道駒ヶ岳噴火に伴う山体崩壊の他、1611年慶長三陸地震などが挙げられている(高清水ほか2007)。中西・岡村(2019)は、内浦湾沿岸から日高地方沿岸にわたる津波堆積物が1640年北海道駒ヶ岳噴火に伴う津波で説明可能かどうかを検証するために、推定された遡上高と山体崩壊による津波数値シミュレーションの結果と比較検討した際に、白老では5mから8m未満の波高で津波が到達したと推定した。白老一部地域における津波堆積物の分布を【図1】に示した。

5. 白老における津波に関するアイヌ民族の伝承

5.1. アイヌ民族の津波に関する認識

津波は、白老地方のアイヌ語ではオハコベツ³⁾といい、海のウエンカムイ〔悪神〕のルルプルケクル〔潮を湧かす者〕がアイヌモシリ〔人間世界〕に危害を加えるための悪戯であるとされる。このウエンカムイは非常に大きな力を持っており、津波を起こそうとするときは大きな口を開けて海水を一時に飲み込む。このため海水が急に減って潮が引く状態になるという。そしてしばらくして、それをまた一時に吐き出すため、これが怒濤となって陸地まで襲う大津波となると言い伝えられている(満岡2003: 175)。また、日高地方ではオレブンベ〔それ・沖・住む・者〕といい、沖に住んでいて、しばしば陸地へ来るものと思われた(萱野2002: 186)。

津波は、海辺で生活するアイヌにとっては大きな脅威であった。宮本イカシマトク氏の口承によると、白老周辺では津波は極めて稀で、現在生きているアイヌの中では津波を経験した者はいないとされているが、津波に関する言い伝えは残っている。

白老方面では津浪は極めて稀で現在生きてゐるアイヌでこれを経験した者はなく、従って津浪除けの呪をした者はないが、宮本家にウバシクマ〔口碑〕として残っている話では、津浪は津浪の

神(悪神)である夫婦の神オレブンベカムイの起こすものでその前兆は、エカシ〔老翁〕が見れば直ぐ判り、海の水が波もなくどろんとして気味悪く静かで、岸には小さい波がどぶどぶ躍ってゐる時で、これを見たら直ぐ浜に出て、鵜川の如く古道具を並べて波に攫はせ、オレブンベカムイに与へる。然し鵜川と異なることはウバシクマに従って、昔オレブンベカムイが海から来た時に、同時にアイヌの神なるシリカップ〔カジキマグロ〕が現はれアイヌはシリカップの導くままに流れてみたら樽前山に引掛って命が助かったと云ふ話があるから、この津浪除けの呪の時にエカシは樽前山の山の神にイナウ〔木幣〕を作ってカムイノミ〔神への祈り〕して酒を供へる(白老、宮本氏)(犬飼1942)。

満岡伸一は、大正から昭和にかけて白老アイヌの風習を聞き取りした際に、実際に津波除けの儀礼に参加し、その詳細を記録している。

近く津波があることを予知(神のお告げまたは老人の経験による予測)すると、全部落の者が集まって、津波除けの祈祷式を執行する。もちろんこの祈祷式は、定期的に行われる行事でもなく、毎年のように頻繁に行われるものでもない。十年に一度か二十年に一度稀に行われるものである。ちょうど昭和六年四月二十日、白老コタンで行われ、著者自身参列の機会を与えられ、この珍しい儀式を目撃した(満岡2003: 175)。

津波来襲の予知があると、集落中の長老などが首長宅に集まり津波除けの儀礼の相談をする。若者2、3人は山にイナウの材料となる木材を取りに行き、また他の数人は集落の各家を回り、供物の品々を集めるなど儀礼の準備をする。津波除けの儀礼において祈祷の主な対象は、祭神のトマリコロカムイ〔海の神〕と悪神のルルプルケクルの二人である。祭神のトマリコロカムイは悪神をなだめてくれる善良な神で、供物として酒や粟、干魚などを供える。津波を起こす悪神のルルプルケクルに供えるために、ムリリ〔葬式のとき死者を包む縄〕、肌着の古いものなど、古くて汚れた使用に堪えない廃物に等しいものを用意する。儀礼の式場は2ヶ所設ける。海岸の小高い砂丘にイナウを並べ祭壇を設けた砂丘の式場と、別の海岸の波打ち際に汀と平行に細長く砂を盛り波の形にした汀の盛り砂の



図2 津波除けの儀礼の様子：砂丘の式（公益財団法人アイヌ民族文化財団蔵）

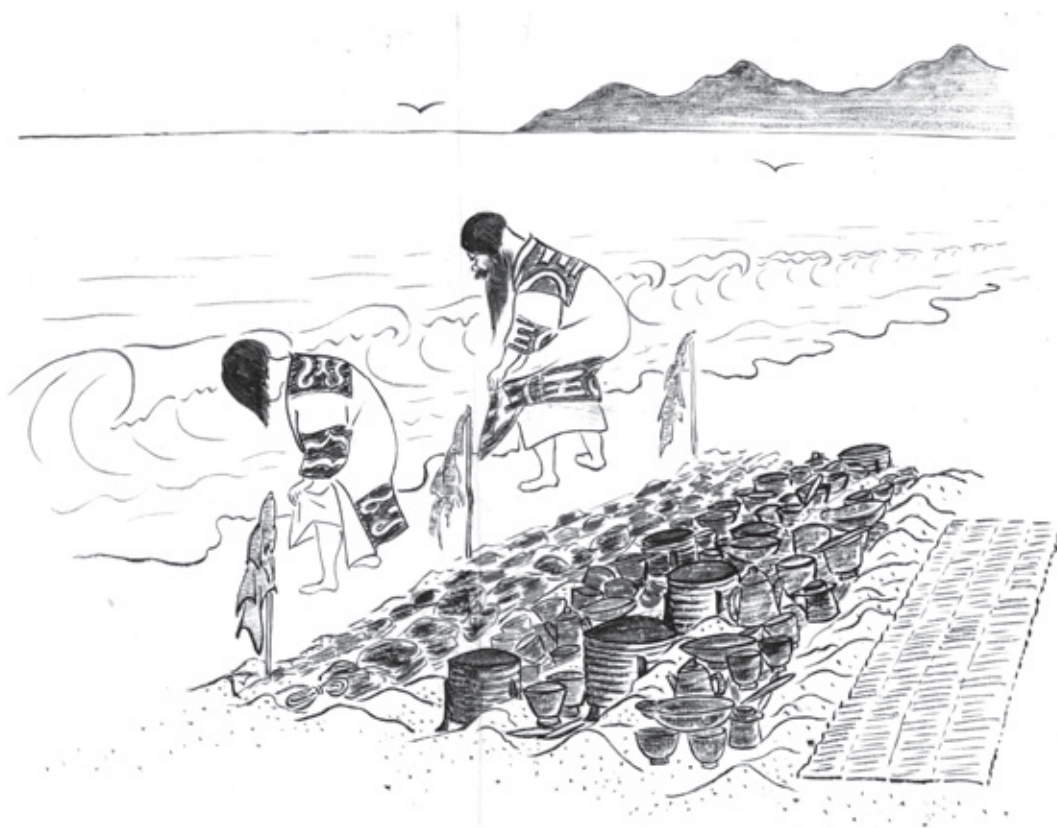


図3 津波除けの儀礼の様子：汀の盛り砂の式（公益財団法人アイヌ民族文化財団蔵）

式場である。

砂丘の式場では、トマリコロカムイに神の力により悪神をなだめ、災害を未然に防ぐように祈る（【図2】）。砂丘の式が終われば、一同汀の盛り砂の式場に行き、悪神のルプルケクルに対する祈祷式を行う。この盛り砂の間に、集落中から集めた悪神への供物を事前に陳列し、海寄りの端にモウル〔女の腰巻の古いもの〕の旗を三本立てる（【図3】）。このとき、ルプルケクルに向かって「何とぞ津波を起こすことを思いとどまって頂きたい。部落中にある宝物の全部をここに集めて、貴神に奉納するために、汀に陳列してあります。どうぞお受け願いたい」と祈願した後、供物をそ

のまま満潮の波にさらわれるように放棄する。その後、当分経過を見て、もし津波がなければ、祈願式が成功したこととなり、改めて砂丘の式場で感謝の式を行う（満岡 2003: 176-180）。

宮本家の伝承（犬飼 1942）と満岡の記録（満岡 2003: 175-180）は、祈りを捧げる善良の神の対象が、それぞれ樽前山の山の神とトマリコロカムイという海の神で異なるが、海岸に祭壇を設けて古い道具を波にさらわせ悪神に捧げることは共通している。白老地域では津波は稀であるが、度々津波に襲われるコタンにおいても津波除けの儀礼の伝承は残っており、むかわ町の場合も、イナウを並べ祈祷を行い、古い道具を海

水にさらわせるなど、白老と類似した儀礼が言い伝えられている。

5.2. 白老コタンの歴史

現在の白老町内においては、白老駅周辺をはじめ、いくつかのコタンが存在していたが、社台、萩野、北吉原、竹浦、虎杖浜などのコタンの起源については、言い伝えや文献などの記録は残っていない。しかし、白老コタンの起源については、いくつかの伝承が残されており、伝承の中には巨大津波による被害が述べられている。

その昔、この広い北海道の大地を、すべて飲み込んでしまうような津波が襲いました。その津波は、海岸にあるコタンはもちろんのこと、山のほうにあるコタンをも飲み込んでしまうほどで、今まで経験したこともない、大きなものでした。突然襲った大津波に、逃げることもできず、多くの人々が津波に飲まれ、その命を失いました。その大津波の中を、日高地方のコタンに住んでいた数名の人々が、運良く船に乗り、難を逃れることができました。大津波による海水が、全ての大地を覆い隠したために、しばらくは大地さえ見ることができず、大海原をあてもなく流された舟が、やっと島に上陸してしばらくすると、さしもの大津波も引き始め、元の大地が現れるまでになりました。すっかり水も引いたので、頂上から下の方を見渡すと、太平洋の海岸線に、コタンをつくる場所として、ちょうどよさそうな平地が広がっていました。その場所に元から住んでいた人々は、大津波に全滅したらしく、人のいるようすはありません。そこで山を降り、その場所へコタンをつくり、移り住むことにしました。それがシラオイコタンの始まりです（北海道ウタリ協会白老支部 1998: 4-5）。

それまで住んでいた人々を、すべて飲み込んだ大津波の後、しばらくたってコタンは再建されましたが、舟に乗って逃げた人々が少なかったために、コタンは寂しいものでした。そのころ、コタンには3軒の家しかなく、細々と暮らしていました。あるとき、日高地方で勢力争いの末に敗北した一群が、追っ手を逃れて西へと敗走する途中で、白老川筋のウトカンベツに、しばらく

く隠れ住んでいました。それをコタンの人々が見つけて哀れに思いコタンへ来て住むように勧めました。そして、もし追っ手が来たら、コタンの人々も一緒に戦うので、今後はシラオイコタンを守り立てるために、力を貸すように話しました。日高の人々はそれを承諾し、シラオイコタンで一緒に暮らしました。更にその後、どこから別の人々が通りかかり、シラオイコタンで暮らしたいと申し出ましたが、そのころまでには、コタンも栄えて大きくなり、人数も増えていたので、コタンの中ではなく、白老川を越えた向こう側、現在の石山地区に住むことを許しました。そして、プーベツ川筋を生活の領域とし、そこでのみ獲物を捕り、漁をし、山菜を採ることを許しました。しばらくは、そこにコタンをつくり、暮らしていたのですが、やがて時代も変わり、そこの人々もシラオイコタンで一緒に暮らすようになりました。このようにして、今の白老の基礎ができたのです。だから白老には、津波の後に住みついた人々（シラオイウングル）と、ウトカンベツに逃れて来た後に、白老に住むようになった人々（ウトカンベトゥングル）と、石山に住んでいた人々（クシュンコタンウングル）の三つの家系があります（北海道ウタリ協会白老支部 1998: 5-6）。

シラオイコタンの始まりや、その後の家系については、文献などにもいくつか紹介されています。それによると、イペニツクルという人が、日高のアッベツより移住したのが、シラオイコタンの始まりとする話や、イペニツクル以前にも、元和6（1620）年6月に、日高のヌセパイヌという人が、ウトカンベツ付近にコタンをつくり、その後下流にもコタンをつくり、更にマクンベツ（ウトカンベツ下流部）の傍らにもコタンをつくったが、それらの人々は、大島の噴火による津波で全滅したとする話があります（北海道ウタリ協会白老支部 1998: 5-6）。

これらの伝承に共通している内容は、白老には古くからアイヌ民族が生活していたが、大きな津波がコタンを襲い、それまでのコタンが崩壊し、その後再建されたという点である。ただし、コタンを全滅させるほどの津波が白老を襲った時期についてはわかっていな

い。いずれの伝承も、内容に違いはあるが、共通する点が多いことから、元の話は一つである可能性についても推定されている（北海道ウタリ協会白老支部1998: 4-7）。

5.3. 避難場所

苫小牧駒澤大学客員教授の岡田路明氏が、1970年代に実施した聞き取り調査で、津波に関する口承がある。これは大正生まれの女性の口承で、津波が起こった場合、逃げたとされる場所が白老周辺に4ヶ所あったという。その女性は、自分は大きい津波を経験したことがないため、実際逃げたことはないが、先祖から聞いた場所として紹介していた。白老周辺の4ヶ所の避難場所のうち、白老町内における3つの避難場所を【図4】に示す。

(1) ツメの山（【写真1】）

【位置】北緯42度33分33秒 / 東経141度21分23秒

【標高】51m（2021年現在）

地形図から見ると海に向かって鋭角に伸びており、ここに津波が迫ると山の東側に流れ込み、海に戻ったという。この場所は、白老コタンからとても近く、まっすぐ逃げるならば最適な場所であったとされる。地元ではかつて「ツメの山」と呼ばれていた。

(2) 塩釜神社（【写真2】）

【位置】北緯42度33分56秒 / 東経141度20分28秒

【標高】神社跡は31m、頂上は51m（2021年現在）

ウトカンベツ川沿いのチャシ〔砦〕跡の高台で、現在は仙台藩元陣屋資料館の敷地内にある塩釜神社の場所にあたる。この場所に避難すれば、大体の津波は大丈夫だと言われていた。

(3) おむすび山（【写真3】）

【位置】北緯42度33分39秒 / 東経141度21分39秒

【標高】23m（2021年現在）

ポロト湖の横にあるおむすび山と呼ばれた高台も避難する場所として知られていた。現在は、国立アイヌ民族博物館が位置している民族共生象徴空間ウポイ整備のため切り崩され、「ポロト稲荷大明神跡」という名称でみることができる。

(4) キラウシ（【写真4】）

【位置】北緯42度36分31秒 / 東経141度26分39秒

【標高】標高64m（2016年現在）

さらに大きい規模の津波が来ると予想された場合は、樽前近くのキラウシと呼ばれる高台まで逃げるようになっていたという。地名の「キラ」はアイヌ語で「逃げる」、「ウシ」は「場所」の意味で、逃げる場所という意味である。2016年当時の標高は64mであったが、現在は山の切り出しが継続して行われている。

6. 学習プログラムの実施結果

学習プログラム「伝承から自然災害を記憶するー津波」は、2021年3月6日に一般来館者向けのホリデーイベントとして実施し、さらにしらおい防災マスター会⁴⁾の講演依頼を受けて2021年4月28日に実施し、計2回実施した。本プログラムは所要時間30分として構成されたが、2回目の実施では、白老アイヌの歴史と津波の関わりについて触れてほしいという要望に従い、内容を追加して40分構成で実施した。

各回の実施後、アンケートを回収した。1回目のホリデーイベントでは、来館者31名が参加し、24件のアンケートを回収した。2回目の講演では、29名が参加し、16件のアンケートを回収した。合計60名が参加し、40件のアンケート回答が得られた。アンケートでは、プログラムの満足度に関する項目では、「とてもよかった」と「よかった」で合わせて94.6%を占めた（【図5】）。

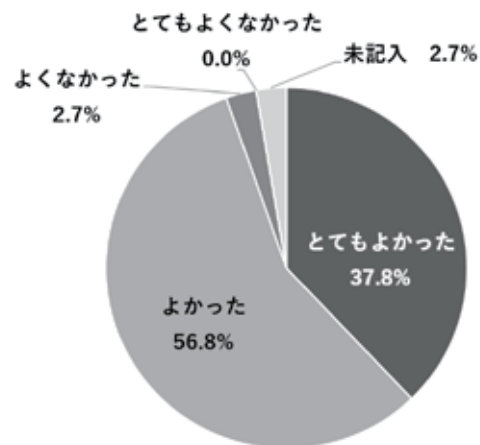


図5 アンケート結果「今回のイベントに参加してどうでしたか。」
（満足度、回答数37）



図4 アイヌ伝承の中の津波の避難場所の位置 (国土地理院の標準地図を加筆修正)



写真1 ツメの山
(2016年10月12日執筆撮影)



写真2 塩釜神社
(2021年4月20日執筆撮影)



写真3 おむすび山
(2021年4月20日執筆撮影)



写真4 キラウシ
(2016年10月12日執筆撮影)

7. 考察：科学と先住民族の伝承を合わせた災害教育の効果

白老町における2009年以降の地震による主な被害は、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震（M9.0、白老町震度3）、2014年7月8日の石狩地方南部の地震（M5.6、白老町震度5弱）、2018年9月6日の胆振東部地震（M6.7、白老町震度5弱）などがある。その中で2011年の東北地方太平洋沖地震のときは、津波警報および避難勧告が発令され、町内の10ヶ所の避難所に最大644人が避難した（白老町2020）。白老町の2010年度の人口の19,444人のうち約3.3%が避難場所に避難した（白老町2021）。白老港において観測された潮位は【表2】に示す通り1.8mであり、潮位補正を行った痕跡高の標高は2.13mに達した（岡崎・地質研究所津波調査班2011）。当時の白老港における浸水被害の様子および平常時の様子を【写真5】と【写真6】にそれぞれ示す。東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえた太平洋沿岸における津波浸水予測図が新たに公表されることになり、その結果を踏まえて、白老町では2012年に津波防災マップの改正を行った。

2021年3月6日に一般来館者向けのホリデーイベントとして実施した「伝承から自然災害を記憶する—津波」は、東日本大震災から10年が経過したことや、1ヶ月前に東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震の余震と考えられるM7.3の地震が福島県沖で発生し、地震に伴う津波と防災対策への関心が高まっていた中での開催となった。また、2回目の実施の対象となったしらおい防災マスター会は、地域住民が主体となり「みんなで作る災害に強い町づくり」をテーマに活動を展開しているボランティア団体であるため、地元の白老のことや防災について関心が高かった。

本学習プログラムは、くらしの場に津波災害が起こりうることに改めて気づき、日頃から災害に備える心構えをもつことを意図して企画された。同様のねらいの事業は、全国各地で行われているが、本プログラムは先住民族であるアイヌ民族はどのように災害に備えて対応していたかという視点で実施した。本プログラムのねらいが参加者にどのように伝わったかを評価するために、アンケートの自由記述の回答に基づいて考察する。

アンケートの自由記述のうち、「上記（満足度）の

表2 白老町における2011年東北地方太平洋沖地震の津波調査結果
（岡崎・地質研究所津波調査班2011より一部抜粋；各測定地点の位置は図6に示す）

地名	北緯			東経			測定対象	測定高 (m)	根拠	津波高 (m)	備考
	度	分	秒	度	分	秒					
(A) 字社台	42	34	10	141	24	11	河川堤防	1.85	浸水痕	2.18	社台川の河川堤防（蛇籠）に漂着物
(B) 白老港	42	31	32	141	19	17	港内敷地	1.80	目撃証言	2.13	岸壁上に冠水しただけ。聞き取り。



写真5 2011年東北地方太平洋沖地震による津波の被害を受けた白老港の様子（提供：白老町）



写真6 通常時の白老港の様子（提供：白老町）

表 3 アンケートの自由記述の抜粋（満足度の理由、印象に残ったこと。原文のまま表記）

カテゴリ	コメント
科学	<ul style="list-style-type: none"> ・ とても分かりやすかった。科学的根拠や事実からの考察がとてもよかった。 ・ 口承でうけつがれてきたものが、今になってしっかりとした根拠と共に裏づけされていたということが印象に残った。 ・ わかりやすく、フィールドワークによる具体的な数値があった。 ・ 過去の津波の高さが 5-8M ・ アイヌ文化について地層学等様々なアプローチがある事を再確認できました。 ・ アイヌの歴史から津波を学んだこと。地層学との関連で学べたこと！！
伝承	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌの伝承から津波の記録を調べるのがおもしろかった ・ アイヌの時代から、津波対策がなされていたことを知ることができた ・ 世代を越えた伝承。子供の頃に教わったことは覚えており、自分の子供にも伝える子供への教育が大事だなと感じました。 ・ 自分の体感（昔から白老に住んでいる）と伝承と一致しているなど感じたこと。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白老町に住んでいるので実際に想像しながら話をきくことができた。 ・ 最近地震多く不安強かったので聞いて良かった ・ 地元で大きな津波は経験したことはないが、過去には大きな津波があったことを確認でき、改めて日頃の備えが必要と感じた。 ・ 東日本から 10 年目の今年当時の事を思い出し、恐ろしさを再認識した ・ 白老は津波が来ないという事になってはいますが来るという前庭でないとダメだと再確認しました ・ 伝承による避難場所がハザードマップ上でも安全な地点であったこと

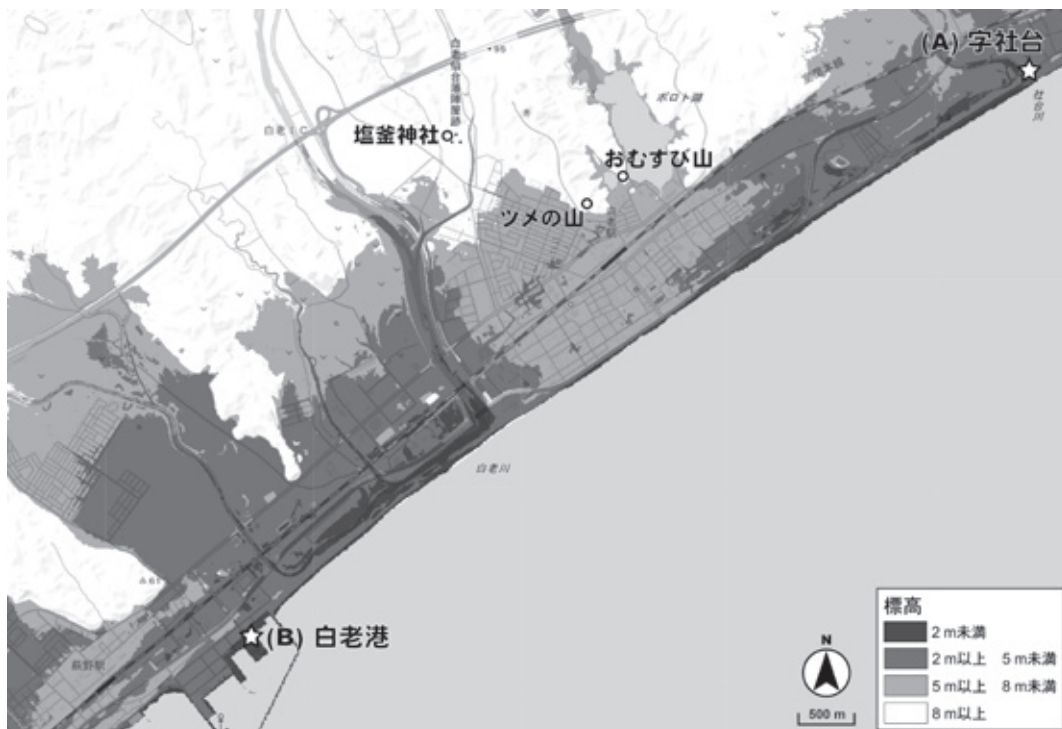


図 6 1640 年北海道駒ヶ岳噴火による津波のシミュレーション結果（中西・岡村 2019）を現在の地形図上に反映した浸水域およびアイヌ民族の伝承の中の避難場所（国土地理院の色別標高図を加工修正）

ように答えられた理由を教えてください。」および「今回のイベントで最も印象に残ったことを教えてください。」の2つの質問に関する回答を、第1部科学、第2部伝承、第3部防災のカテゴリに分類し、【表3】に示す。第1部「むかしの津波を調べる方法」では、古文書や津波堆積物のような具体的な根拠を提示して、対象地域の白老周辺を過去巨大津波が襲ったことを確認させることを意図した。アンケートからは、具体的な数値が提示されたことやアイヌ民族の伝承を科学的にアプローチしたことが高く評価された。第2部「津波についての伝承」では、自然災害に対するアイヌ民族の考え方に触れながら、対象地域の白老に津波に関する伝承が残っている意味について考えさせることを意図した。アンケートでは、過去の災害履歴をアイヌ民族の伝承から調べたことが満足度の理由となり、また伝承を自分化した意見もあった。第3部防災では、過去から現在の時点に戻り、東日本大震災の経験談からは自分の被災経験を振り返ることや、ハザードマップの利用を通して日頃から災害に備えることを意図した。アンケートでは、津波についての自分の記憶を振り返ったという意見や、日頃の備えの必要性を感じたという意見がみられる。学習プログラムの最後では、アイヌ民族の伝承の中の避難場所を、17世紀の津波のシミュレーション結果に反映した標高図（【図6】）や津波避難マップ上に照らし合わせることで、科学や防災における伝承の意味について考えさせた。その結果、世代を越えた伝承の必要性や大事さを感じたという意見もあった。以上を踏まえてみると、科学・伝承・防災の各テーマで設定したねらいやプログラム全体のねらいは参加者に効果的に伝わったと考えられる。

8. おわりに

東日本大震災から10年を迎えるに当たり、津波災害について、科学・文化・防災の学際的領域を扱う学習プログラム「伝承から自然災害を記憶する—津波」を企画・実施した。災害に関する地域固有の伝承は全国各地にあるが、本プログラムは、先住民族であるアイヌ民族の伝承を対象にした。伝承を科学的根拠と合わせて示し、現在の防災対策につなげることで、過去の伝承を現在につなぎ、日頃から災害に備えるというねらいを設定した。海外事例においては、先住民族の知を気候変動に関する学習や政策に活用している。今回の学習プログラムは、災害教育の観点からアイヌ

民族の伝承を活用してみたが、今後は地震・津波だけでなく、他の自然現象を扱っているアイヌ民族の伝承についても自然科学的な視点から考察していきたい。

謝辞

本学習プログラム実施に当たり、白老町の協力をいただいた。ここに記して感謝の意を表する。

注

- 1) 19世紀までは本州などから渡来してきた人々を指し、現在はアイヌ民族に対して日本の多数者のことを指す。
- 2) 地震計を始めとする観測機器を用いる前伊の時代に属するもので、なおかつ、記録で確かめられる地震を「歴史地震」という。これに対応して本稿では、記録で確かめられる津波のことを「歴史津波」とする。
- 3) 白老方言では、半濁音を濁音で発音する傾向があるが、意味は同じである。
- 4) しらおい防災マスター会は、2014年に発足し、北海道地域防災マスターを受講認定した人々が入会して防災知識などの普及・啓発活動を展開しながら、町内会の防災力向上に向けて活動を行っている。

参考文献

- 地徳力 2019「アイヌの伝承から地質現象を推測する—オプタシケ山の伝説と火山災害—」『地球科学』73(1): 35-45。
- 土居繁雄 1953「5万分の1地質図幅『白老』及び説明書」北海道地下資源調査所。
- Eneji, A.E. 1999「アフリカ地域の土壌劣化に対する土地固有の伝統的知識の利用」『熱帯農業』43: 199-205。
- Hiwasaki, L., Luna, E., & Shaw, R. 2014 Process for integrating local and indigenous knowledge with science for hydro-meteorological disaster risk reduction and climate change adaptation in coastal and small island communities. *International journal of disaster risk reduction* 10: 15-27.
- 北海道庁編 1936『新撰北海道史 第五巻 史料一』札幌:北海道庁。
- 1937『新撰北海道史 第二巻 通説一』札幌:北海道庁。
- 北海道ウタリ協会 白老支部 1998『白老支部の50年——白老支部設立50周年記念誌——』白老:社団法人北海道ウタリ協会白老支部。
- 犬飼哲夫 1942「天災に対するアイヌの態度(呪ひその他)」『北方文化研究報告』6: 141-162(復刻:北海道大学北方文化研究室編 1987『北方文化研究報告 第三冊』京都:思文閣出版)。
- 石原凌河・松村暢彦 2013「津波常襲地域における災害伝承の実態とその効果に関する研究—生活防災に着目して—」『土木学会論文集 D3(土木計画学)』69(5): I_101-I_114。
- 金井昌信・片田敏孝・阿部広昭 2007「津波常襲地域における災害文化の世代間伝承の実態とその再生への提案」『土木計画学研究・論文集』24: 251-261。
- 萱野 茂 2002『萱野 茂のアイヌ語辞典 増補版』東京:三省堂。
- 国土地理院:地理院地図(電子国土 Web) <https://maps.gsi.go.jp> (2021年10月31日閲覧)
- 松前町史編集室編 1974『松前町史 史料編 第一巻』松前町(北海道):松前町。
- 三島亜紀子 2016「ソーシャルワークのグローバル定義にみる知の変容——「地域・民族固有の知(indigenous knowledge)」とはなにか?——」『社会福祉学』57(1): 113-124。

- 満岡伸一 2003『アイヌの足跡』白老:財団法人アイヌ民族博物館(初出は1924年,白老:真正堂)。
- 宮崎 唯・喜多雅一・近森憲助 2020「サブサハラアフリカの理科教育における地域知(İK)の課題と展望」『日本科学教育学会第44回年会論文集』385-388。
- Munsaka, E., & Dube, E. 2018 The contribution of indigenous knowledge to disaster risk reduction activities in Zimbabwe: A big call to practitioners. *Jāmbá: Journal of Disaster Risk Studies* 10(1): 1-8.
- 内閣官房国土強靱化推進本部「国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/kk-honbun-h301214.pdf (2021年10月28日閲覧)
- 中西 諒・岡村 聡 2019「1640年北海道駒ヶ岳噴火による津波堆積物の分布と津波規模の推定」『地質学雑誌』125(12): 835-851。
- 中西 諒・岡村 聡・高清水康博・嵯峨山積・仁科健二 2014「北海道胆振海岸,白老地域に見られる17世紀津波堆積物の分布と波源の検討」『地学団体研究会専報』60: 169-178。
- 新里忠史・重野聖之・高清水康博 2006「北海道における地震に関するアイヌの口伝伝説と歴史記録」『歴史地震』21: 121-136。
- Nishimura, Y., & Miyaji, N. 1995 Tsunami deposits from the 1993 southwest Hokkaido earthquake and the 1640 Hokkaido Komagatake eruption, northern Japan. *In Tsunamis: 1992-1994*: 719-733.
- 小川正賢 2007「科学教育の文化研究にコミットする(プラザ)」『科学教育研究』31(1): 42-43。
- 岡崎紀俊・地質研究所津波調査班 2011「北海道太平洋沿岸における2011年東北地方太平洋沖地震の津波調査」『北海道地質研究所報告』83: 1-15。
- 尾崎正紀・小松原 琢 2014「石狩低地帯及び周辺地域の20万分の1陸域地質図及び説明書」『海陸シームレス地質情報集,石狩低地帯南部沿岸域,海陸シームレス地質図S-4』産業技術総合研究所地質調査総合センター。
- 笹木一義・奥山英登・シンウォンジ 2021「多民族共生,多文化共生,地域に根ざした知識体系と,サイエンスコミュニケーション」『日本サイエンスコミュニケーション協会誌』11(2): 10-13。
- 白老町 2020「白老町強靱化計画(令和2年12月)」
<http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/docs/2020121800028/files/kyojinkakeikaku.pdf> (2021年10月30日閲覧)
- 2021「白老町住民基本台帳人口及び世帯数集計表(2021年8月13日)」
<http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/docs/2013012800436/> (2022年3月15日閲覧)
- 白老町町史編さん委員会編 1992a『新白老町史 上巻』白老町(北海道):白老町役場。
- 1992b『新白老町史 下巻』白老町(北海道):白老町役場。
- 高清水康博 2005「北海道における津波に関するアイヌの口伝伝説と記録」『歴史地震』20: 183-199。
- 2013「北海道の津波堆積物研究の現状と課題:17世紀巨大津波による堆積物の研究を中心に」『地質学雑誌』119(9): 599-612。
- 高清水康博・嵯峨山積・仁科健二・岡孝雄・中村有吾,・西村裕一 2007「北海道胆振海岸東部から確認された17世紀の津波堆積物」『第四紀研究』46(2): 119-130。
- 田中 岳・渡部靖憲・中津川誠 2013「2011年東北地方太平洋沖地震津波に対する北海道沿岸域住民の避難行動調査」『土木学会論文集 B2(海岸工学)』69(1): 48-63。
- UNESCO: Local and Indigenous Knowledge Systems (LINKS).
<https://en.unesco.org/links> (2021年10月28日閲覧)
- 山越 言 2006「野生チンパンジーとの共存を支える在来知に基づいた保全モデル——ギニア・ボソソウ村における住民運動の事例から——」『環境社会学研究』12: 120-135。

国立アイヌ民族博物館の教育普及ツール開発 I : 着物のぬりえワークシート

Development of the Educational Tools of National Ainu Museum Vol. I:
A Worksheet of Colouring and Learning the Ainu Garments (coat) and Ainu Patterns

笹木一義 (SASAKI Kazuyoshi)

国立アイヌ民族博物館 研究主査 (Senior Fellow, National Ainu Museum)

要旨

国立アイヌ民族博物館の開館前後にかけて、基本展示「探究展示 テンパテンパ」の開発と並行して、館内外で使用する教育普及のためのツールの開発を行った。ここでは、着物のぬりえワークシートを実例として、アイヌ民族の歴史と文化に対する教育普及のツールとしての留意点、ワークシートのねらいと体験内容の検討過程、開発時の課題、開館前後に館内外で行った試行と評価のプロセスについて述べる。

キーワード：博物館教育、ワークシート、ツール開発、展示評価、プログラム評価、ぬりえ、展示連携、着物

Abstract

Before and after the opening of the National Ainu Museum in 2020, the Education Team of the museum, including the author who is a member, developed an educational tool that could be used inside and outside of the museum, and a permanent educational exhibition titled “Interactive Station *tempatempa*”.

As part of these efforts, this article analyzes the process involved in the development of an educational worksheet that through colouring in people can learn about Ainu garments and Ainu patterns. Through examining the development of this worksheet as a case study, the paper illustrates the process of creation, the consideration of sensitive issues, and the establishment of learning goals when developing educational tools and programs about the history and culture of the Ainu. It will conclude with the result of a formative evaluation of this worksheet, which was held both inside and outside of our museum.

Key Words : Museum Education, Worksheets, Development of Educational Tools, Evaluation of Exhibitions, Evaluation of Educational Programs, Colouring, Relationship Between Educational Tools and Exhibitions, Garments

1. はじめに

博物館にて、館側がその館の活動を行う際に使う媒体として、常設展示、特別展示などの「展示」があるが、博物館での教育普及活動を行う際に、利用者と展示、エデュケーター・研究員・学芸員などの館のスタッフ、そして館のメッセージをつなぐ役割の媒体

として、教育普及活動で用いる「ツール」が挙げられる。また、それらの教育普及ツールは、館内のみでの使用だけではなく、退館後に家に持ち帰られること、また館外で行うアウトリーチ活動で使用されることなどもあり、物理的・時間軸的な「館内」での「滞在時間」を越えたところでも利用されるものである。

2020年に開館したばかりの国立アイヌ民族博物館（以下、「当館」）の、今後の教育普及活動の展開にお

いていくつも開発されていくであろう教育普及ツールについて、その開発と試行のプロセス、そして展示や教育普及活動にどのようにツールが関わり、利用者と館をつないでいくか、という視点で論が蓄積されていくことが必要と考える。本稿ではその嚆矢として、開館前後にかけて開発されたぬりえのワークシートを取り上げ、アイヌ民族の歴史と文化に対する教育普及のツールとしての留意点、ワークシートのねらいと体験内容の検討過程、開発時の課題にふれるとともに、開館前後に館内外で行った試行と評価のプロセスについても述べる。

2. 背景と目的

2.1. 博物館におけるワークシートと、当館の状況

博物館におけるワークシートは、展示情報を構成する要素としてのハード面・ソフト面¹⁾の「ソフト面」のひとつとしてとらえられ(齊藤 2019: 254-255)、展示解説ツールのひとつとして、解説シート、セルフガイド、ワークシートなどに分類されたり、呼称されたりするツールである(佐藤 2019: 394-395)。博物館の体験は、展示、プログラム、パンフレット、売店、案内図、など様々な要素全体が一体となってはじめて質が高められるものと考えられており(Falk and Dierking 1996: 149-153)、ワークシートもその一翼を担うものと考えられる必要がある。

ワークシートは国内外の様々な館で実践されており、事例の蓄積も多い。「学校で使えるミュージアム一覧」として全国の館の一覧とともに、「書き込み可能なワークシート」があるか／「無料の配布物」があるか、など、ワークシートの所在有無が一覧化されるほど、多種多様な事例がある(公益財団法人日本博物館協会 2013: 106-145)。利用者の対象も、一般来館者、学校団体、館外での利用など、様々な幅を持ち、多様な利用者への対応にメリットがあるものと位置づけられている(木下 2009: 128-129)。

実践事例の蓄積は多く、自然史系博物館、美術館には展示内容と合わせた事例が多いが、人文系博物館では種類、数が少ないと考えられる。しかし方法論として、どの館種にも摘要できる「概論」²⁾の部分とともに、館や展示の持つ特性、そして館の利用者の動向や特性に合わせたワークシート開発が必要となる「カスタマイズ開発」の要素の両方が必要なものでもあり、

ワークシート開発の方法論や理論については国内では未だ十分に議論されていないとも言える³⁾。

博物館内、展示室内で用いるワークシートなどの教育普及ツールを開発する際には、ワークシートを通じて行う体験と行動が、館のミッション、展示の目的とどのように関連しており、どのようなメッセージを伝える体験となるかが重要であり、その要素が詰められていないワークシートは、ただ移動するだけのスタンプラリー以上の博物館教育の効果を望むことはできない。木下と横山(木下・横山 2012: 87)は、ワークシート利用の学習効果は、資料についての知識を一つ増やすということだけでなく、資料の見方とそのおもしろさを知り、ミュージアムの楽しみ方を知ることにある、と指摘しており、そのような機能を達成するための検証も必要となる。

次に、当館の状況と背景についてふれる。当館が持つミッションである⁴⁾、「新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」ためには、受動的な展示観覧だけでなく、来館者が自発的・自律的に展示体験を行い、スタッフとの対話を誘発するなどの仕組みを設けていく必要がある。また、当館の基本展示室は自由動線の設計となっており、展示フロア全体の領域把握を助ける仕掛けを行いつつ、展示資料同士、別テーマ同士をつないでいきながらメッセージ伝達を行わなければならない場面もある。そのため、当館基本展示室の教育普及ツールとしては、俯瞰型とトピック型の双方からのアプローチが求められると考えられる。

また、コロナ禍の影響で、タッチパネル映像の停止⁵⁾、モニタ上のインタラクティブコンテンツの停止、一部展示物の接触運用中止など、稼働できる展示コンテンツ量が減っている状態のなかで、展示の体験とねらいの伝達、館のミッションの伝達のために本来の機能を発揮できていない部分が出てきていた。今後のコロナ禍の動きにもよってくるが、運用制限下と平時の両方に対応する、来館者のセルフガイドによる博物館体験のアクティビティとしてもワークシートが求められている。

2.2. ぬりえワークシート開発の背景と目的

当館で基本展示に連携した教育普及ツールを開発する場合、ツール全体として目指す目的は、1) アイヌ文化に親しみを持つこと、2) アイヌ文化につ

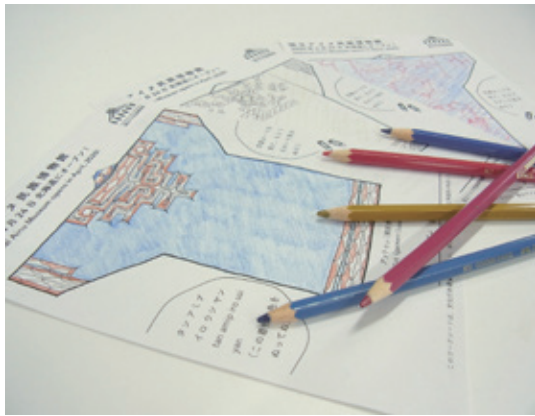


写真1 着物のぬりえワークシート(2020年1月22日 筆者撮影)

いてなんらかの理解を得て持ち帰ること (take home message)、3) 自文化への自覚、4) 多文化共生への意識を持つこと、であり、これらの点を伝えるため、博物館体験を通じて支援することが挙げられるであろう。ツールによっては、ひとつの教育普及ツールでこれらの要件を全て満たすことが難しい場合があるが、大きな目的としてはこれらを念頭に置いて開発する必要がある。

開館前である博物館準備室時代の2019年から開発を行った、着物のぬりえワークシート(【写真1】、以下、「ぬりえワークシート」)は、まだ館の建物がない状況から開館後に向けて使用できるワークシート、という特殊事例ではあるが、開館後、そして館外での働きも念頭に置いたうえでのツール開発の事例として取り上げる。

当館の基本展示室には、体験型の教育展示「探究展示 テンパテンバ」(以下、「探究展示」)がある。この展示は、18の体験ユニットとワークショップスペースから構成され、多様なアイヌ文化の要素を取り上げ

つつ、周囲の展示の実物資料と体験ユニットを歩き来しながら、アイヌ文化への理解を深めることを目的とした展示である(笹木 2021: 110-116; 国立アイヌ民族博物館設立準備室 2020:17)。その開発の詳細については別稿を持ちたいが、ぬりえワークシートは探究展示の構成群のツールのひとつとして、探究展示、そして基本展示室の6つのテーマとの連携も念頭において開発されたものである。

基本展示ならびに探究展示の試行・開発を続けていた2019年初夏に、毎年夏休みに東京の霞が関の各府省庁で行われる「こども霞が関見学デー」(以下、「見学デー 2019」)が開催されることとなった。新しく開設される国立博物館の周知が出展の主目的ではあったが、探究展示の試作中のユニットを、展示評価(開発段階評価)として実際に来館者の子どもと大人に体験してもらい試行ができる重要な機会ととらえ、出展と展示評価を行った(SASAKI, OKUYAMA, OSHINO, SATO 2019)。その出展の際に、開館後に展示室内で靴を脱いで座って体験するワークのためのエリアである、探究展示のt.3エリア(【写真2】)で行うアクティビティのひとつとして、ワークシートの開発も併せて行い、試行を見学デー 2019で行うこととした。

見学デー 2019における、このぬりえワークシートの主な役割としては、持ち帰り可能なツールとして、当時の開館予定日である「2020年4月開館⁶⁾」のPRであったが、開館後の使用を見据えて、後述する目的と機能の設計を行った。

2.3. ぬりえワークシートの目的

ぬりえワークシートは、A5判モノクロ片面のワークシートで、4種類を用意しており、開館以降、基本



写真2 「探究展示 テンパテンバ」 t.3 エリア (2020年7月3日 国立アイヌ民族博物館撮影)

展示室内「探究展示 テンパテンパ」t.3 エリア前に設置、配布している（【図1】、3.2.6の【写真6】）。

[シート A-1] 着物の背の面で、文様・模様・紋様が入ったもの（柄あり）、【図1】の左上

[シート A-2] 着物の前の面で、文様・模様・紋様が入ったもの（柄あり）、【図1】の右上

[シート B-1] 着物の背の面で、柄のない無地のもの、【図1】の左下

[シート B-2] 着物の前の面で、柄のない無地のもの、【図1】の右下

先述のとおり、主目的のひとつは新博物館開館のPRであり、そのための持ち帰り媒体と位置づけ、体験ならびに配布を行った。教育ツールとしての主目的は、当然ぬりえの体験を通じてアイヌ文化への興味関心を深化させることを意図しており、下記のパターンを想定してねらいの設定を行い、設計を開始した。

- 1) 文様・模様・紋様（以下、「文様」）をなぞって着色することで、文様の作り方、文様の細かさを体験する。[→シート A-1, A-2]
- 2) 見本や文献等を見ながら文様をなぞって着色

することで、文様の一筆書きの作成方法を体験する。[→シート A-1, A-2]

- 3) 手を動かして簡易に疑似体験することで、文様を作るときの細かさ、繊細さ、「大変さ」を実感する。[→シート A-1, A-2]

- 4) 無地の着物の型枠のなかに、自分自身で文様を描いてみることで、無地の状態から文様のデザインを構成することの難しさを実感する。[→シート B-1, B-2]

- 5) ぬりえを行う際に、見本や参考文献等を参照することで、着物の素材、かたち、文様などに、様々なバリエーションがあることに気づく。また、ぬりえをぬるために参考資料をじっくりと観るようになる。[→全シート共通]

- 6) 手を動かして簡易に疑似体験することで、周囲のテーマ展示やプラザ展示にある実物資料の着物を見るときに、着物自体と文様の美しさやデザインに関心を持つだけでなく、それらを作るときの「大変さ」に思いを寄せられるようにする。[→全シート共通]

- 7) 他の人と完成したぬりえ作品をシェアすることで、着物についてどの部分に興味関心があるかを、他者と共有する。[→全シート共通]

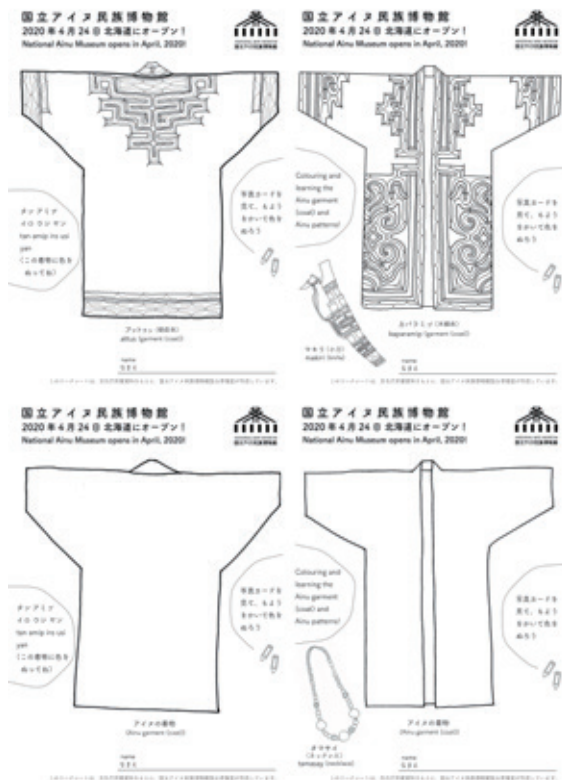


図1 ぬりえワークシート配布形態4種 [開館前版]
(開館後版は3.2.4の図3に示す)

2.4. 探究展示ユニットとの関連

上記目的を達成するために、どのようにワークシートの設計を行ったか、について述べる前に、このワークシートが関連する探究展示のユニット2件について概要を述べる (SASAKI, OKUYAMA, OSHINO, SATO 2021)。ぬりえワークシートの企画が出る以前から、探究展示については設計と開発が進められており、探究展示の設計とリサーチがあったうえで、ぬりえワークシートの開発やアクティビティが構成されているためである。

見学デー2019の試行の際には、探究展示ユニットの試作モックアップ4種を持参して検証した。その中には下記2ユニットのモックアップも含まれており、モックアップを用いて、展示ユニットとワークシートを連携させる解説についても試行した。ぬりえワークシートと下記ユニットとの連携点については、後述する。

2.4.1 ユニット3 [テケカラベ：シリキ手しごと：文様 tekekarpe: sirki Handicrafts: Patterns]

「手しごと：文様」のユニットは、解説グラフィックと、6種類の文様の体験アイテムが設置されたユニットである。解説グラフィックでは「この模様、どうやってみよう？」という投げかけがなされ、彫り、刺繍、編み、の3種類の素材でユニットに固定された完成品に近いものと、それらの制作過程・技法を間近で手に取って体感できる手持ちアイテム3種から構成される（【写真3】）。

ユニットのねらいとしては、文様の技法を複数提示すること、各アイテムをじっくり観ながら各々の文様の作り方を推察すること、観察を通じてつくりの繊細さを感じることを、文様の制作には人の手がかかっていることを伝えること、を設定した。

刺繍の制作段階を5段階のめぐりで伝えるようにした制作過程資料（6.1.の写真11）や、ガマと染色した木綿を編み込んでいく、ごぎの制作過程資料は、どちらも技術伝承をしている博物館の学芸員が制作したものである。

2.4.2 ユニット4

[アミフ 着物 *amip* Garments]

「着物」のユニットは、3種類の特注のミニ衣装実物3種と、着せ替え人形と対で構成される、遮光ツイルへの印刷による着せ替え衣装10種、そして見本となる博物館資料の着物の写真のカードパウチがある。解説グラフィックでは「着物にふれてみよう」「衣服のかたち、素材、刺繍をじっくり見てみよう」という投げかけとともに、普段着のアイヌ民族の女性の写真が示される（【写真4】）。

こちらのユニットのねらいとしては、ミニ衣装実物の繊細さ・質感を感じる、衣服の多様性を知る、普段着と晴れ着の違い、「毎日文様入りの着物を着ている」というステレオタイプの補正、樹皮（靱皮）からアットゥシ（樹皮衣）の布がどう作られるかを知る、を設定した。ミニ衣装実物は二風谷民芸組合のかたがたに依頼して制作していただいたカスタム複製品であるが、約5分の1のサイズのなかに、実物の着物と同じ素材、同じ製法、そして小さいサイズでは再現困難な刺繍の文様が細密に再現されており、またその刺繍文様やミニ衣装実物の素材をさわることが



写真3 探究展示ユニット「テケカラペ：シリキ手しごと：文様」
(2020年10月12日筆者撮影)



写真4 探究展示ユニット「アミフ着物」(2021年1月10日筆者撮影)

できる。

3. ぬりえワークシートの設計

3.1. ワークシート設計時のポイント、留意点

教育普及ツールとしてのワークシートを開発する際は、物理的なツールの開発、ではなく、ワークシート体験者の行為を含めたデザイン、アクティビティとしてのデザインが求められる。佐藤（佐藤 2019: 394-395）は、解説ツールを開発する際のポイントとして、利用者に何を伝えたいのか、展示にどのような情報を付加したいのか、それにはどのような道具が適しているのかを整理することが肝要、と述べている。

また、ワークシートの運用の形態として、利用者が一人でワークを行い完結することもあるが、それはごく一部の例であり、ワークシートの記入内容について回答をどう提示するか、エドゥケーターら館のスタッ

フとどのように記入前・記入中・記入後のコミュニケーションを行うか、などの設計も重要である。一般利用者、学校団体に対して、来館の事前と事後も含めた、ワークシートの利用・フォローも含めた運用のかたちもありうることも、木下は指摘している（木下 2009: 130）。

そして、ワークシートの項目の設定として、開かれた質問（オープンエンド・クエスチョン）と、閉じられた質問（クローズド・クエスチョン）の両者をどのように効果的に設計するかが重要であり、それは先述の運用体制によるフォロー、連携が必要であることもポイントとして類出するものである（木下・横山 2012: 84-85、木下 2009: 131-133）。ぬりえワークシートの事例でも、好きな見本を探してぬる、自分でオリジナルの柄や文様を想起してぬる、という場合はオープンエンドだが、ある見本について見本の通りできる限り正確に再現して文様や柄をぬろうと試みることも一種のクローズド・クエスチョンのかたちとも言えるのではないだろうか。このぬりえワークシートでは、オープンエンドとクローズドの両者それぞれから得られる効果があると想定しており、先述 2.3. のねらいの中にも併記されている。

また、ワークシートの想定対象として、設定対象層ごとにワークシートを設計する方法と、ひとつのワークシートで複数の体験者像を設定する方法がある。前者については、東（東 2018: 227-236）は、あるワークシートの対象を年齢層で 5 段階のレベルに分け、それぞれの目標と理想となるワークシートのタイプの組み合わせを提示している。一方、本稿のぬりえワークシートは後者であり、配布対象者を制限できない場合、もしくは多くのパターンを用意したとしても確実に対象想定層に配布できないことがあることをふまえ、ひとつのワークシートに複数の利用者像・体験者像を想定したうえで、体験内容、事前知識、take home message の内容を複数レベル想定している。

さらに、館の物理的な空間と人流のキャパシティ、ワークシートの記入や回答の場所があるかどうか、などの物理的要件も関わってくる。これらの物理要件は館でコントロールできる範囲とできない範囲があるため、現実的な運用の落としどころをどのように工夫するかもポイントとなる。

そしてこれらの要件を包含するように、ワークシートに伴う活動をひとつの教育普及プログラムとしてとらえたうえで、ワークシートの開発段階では内部ス

タッフの試行と利用者調査によるフィードバックと改善、チューニングが必要となる。村井は、ワークシートやセルフガイドを含めた各種のツール、プログラムの評価の重要性とその方法論を提示している（村井 2012: 160-165）。

筆者ら探究展示の担当チームは、ぬりえワークシートの開発も含めて、外部監修者の佐藤と議論を繰り返しながら開発を行った。同外部監修者とは当館の 2020 年度の調査研究プロジェクトとして、「展示室における展示体験深化のためのワークシート開発」について研究を実施しており⁷⁾、そこでのレクチャーと議論も、間接的にぬりえワークシートの開発に反映されている。佐藤からは、ワークシートはただのツールではなく、時間軸も含む体験者にとってのワーク、プログラムであること、ここでは「デザインの条件」と「take home message」と「うながしたい行為」を組み込むことが必須とされることが強調された。そしてプログラムのデザイン要素として、コンセプト、活動（時間）、場（空間）、コミュニティ（人）、道具があり、その「道具」（＝ここではワークシート）の開発には、「経験、コミュニケーションをデザインすること」、「全ての行為の意味を検証すること」、「情報の階層化、取捨選択」、「居場所としての博物館」のノウハウの蓄積が必要なことが述べられた。これは本ぬりえワークシートのみではなく、共通する開発方法論のひとつとして今後の教育ツール開発にも適用できることであろう。

3.2. 要件の設計と検討

今回のぬりえワークシートに求められる役割として、先述したように館のオープンの PR ツールの機能を持ったうえで、持ち帰りツールの機能と現場（館内・館外）でのワークに両方に対応し、かつ既出 2.3. に記載したような多層的なねらいを満たすように、要件の設計を行った。

3.2.1 紙面の仕様

こども霞が関見学デーは 1 日に 3000 人以上の親子の来場があるイベントと聞いていた。そのため、数がそれなりに必要なこと、アイヌ文化の着物と文様の特徴と多様性を示すうえで、ぬりえの版が単一ではなく複数必要になること、開館後も継続して配布・使用していくこと、コスト

面で負荷を下げつつ内製も可能なものであること、などが求められた。持ち帰りの手軽さ、完成品を掲示するときのハンドリングのよさも含めて、A4判に面付けをして半分に裁断するA5判モノクロ片面の紙面仕様とした。

紙面構成としては、当然ながらぬりえ部分が主となるが、持ち帰りツールとして持つべき情報として、館がオープンする旨の文章とオープン日の文言、博物館ロゴマーク、体験行為の投げかけの多言語文言、着物以外のもうひとつの民具のぬりえ、体験者の名前の記入欄、使用資料のクレジットをA5判の中に収めるデザインとした(【図1】、【図3】)。

3.2.2 着物の選定と枚数

ぬりえワークシートで取り上げる着物は、着物の特徴とともに、文様の特徴がわかるものである必要がある。先述2.4.2の探究展示の「着物」ユニットでは、多種多様なかたち、素材、文様を示すため、アイヌ文化に関わる衣服を10種類に整理した。衣服(木綿)4種、衣服(樹皮)、衣服(草皮)、衣服(魚皮)、衣服(鳥皮)、衣服(獣皮)、小袖である。木綿衣の文様には大きく分けて3種類あり⁸⁾、アットウシの文様の作り方に似た木綿衣を含めて4種となっている。その中から、博物館収蔵資料から写真画像が使用できるもの、色や文様のバリエーションを見本として提示できるもの、また、文様構成が適度な複雑さを持ったもの、という視点で選定し、収蔵資料から木綿衣1点(カパラミツ)と樹皮衣1点(アットウシ)を選定した。

着物には前面と背面があり、どちらの面にも文様が施されていることから、展示する際にもどちらの面を展示面を選ぶかの検討が毎回必要である。どちらの面も特徴があり、ぬりえワークシートにどの面を載せるかは難しい点であった。両面を載せるのがよいのであるが、ぬりえの版が際限なく増えてしまい運用の負荷も増えていくため、検討の結果、片方の衣装は前面を、もう片方の衣装は背面を載せることとし、この2種類のワークシートを併置することで、着物の前面と背面の両方に興味を持ってもらう意図とした。

3.2.3 柄があるものと柄がないもの

上記の着物の選定の検討のなかで、このぬりえワークシートが持つねらいを鑑みた際に、もともと文様の柄があるワークシートをぬっていくことと、ある程度着物や文様のイメージを持っている人が自分で無地から文様を構成していくような、複数のレベル設定が必要なのは、という議論になった。全く見本がないなかでぬりえや線を描いていくことは一般の体験者には困難なことであるため、後述する見本集をワークシートとセットにして用意をしていたが、見本を見ながら描いたとしても、無地シートに文様を描いていくのは容易ではない。だが、本来着物に文様を施す際には、はじめは無地のまっさらな生地の状態から始めるものであり、また自由に自分でデザインを考えてぬりえを行うような使い方も尊重されるべきでは、という整理となった。そのため、柄があるもの2種類(木綿衣の前面と、樹皮衣の背面)、そして着物の外枠と前身頃の線だけが書かれた、無地の柄がないもの2種類(前面の枠と、背面の枠)の、計4種類を標準のセットとして用意することとなった。

また着物は種類やサイズによって、身頃の長さ・幅、袖の長さ・幅・形、襟の形状が異なるため、実際は「着物の外枠の線」はある着物の一例になってしまい、見本写真等と比べると全体のシルエットが異なることがあるが、版の種類をある程度抑える必要があるため、外枠の線は限られた事例のみの提示となった。実際に見本と見比べながらぬりえをぬる過程のなかで、体験者にもじり袖や筒袖などの袖の形状の違いなどを発見してもらうことができるならば、着物のデザインの多様性をより感じてもらえるのではないかと考えている。それは同時に、ぬりえをぬるうえで必要となる資料や参考図書の見かたを深めていくことも意図している。

3.2.4 ぬりえ図版の制作と文様の監修

選定した着物の写真をもとにして、ぬりえの線画を描く作業について、単純に写真から文様を含む着物の全ての線を取り出そうとすると、線が非常に細くなりすぎてしまうため、調整が必要となった。選定した木綿衣は、切り伏せの布に縫われた刺繍だけでなく、切り伏せの布の



写真5 ぬりえワークシートの原案となった着物の写真
〔上段：木綿衣、下段：樹皮衣〕（2019年6月18日、21日 国立アイヌ民族博物館撮影）

種類が複数あり、細かい柄がもたらしている布が切り伏せされた部分も複数ある（【写真5】）。それらの細部の線の集まりをどこまで残すか、どこまで省くか、の調整が必要である。

また、文様についても全てを含めて線に変換すると情報量が多すぎてぬりえとしてのハードルが高くなりすぎる部分があった。アイヌ文化の文様は最小の構成単位が製法上あるため、その理解がないまま文様をトリミングしたりすることは、適切ではないアイヌ文様を表現・発信してしまう危険性がある。そのため着物と刺繍の伝承者である当館学芸員に監修と線画の案を複数検討してもらい、どこまでの文様の情報量を

入れ込むか、文様の構成単位をどこまで線画で再現するかをともに検討した（【図2】）。

また、刺繍で縫われている文様の部分を、ぬりえ上で線をどのように表現するか、についても検討が必要となった。具体的には、カバラミと呼ばれる木綿衣は貼り付ける布が白地のことが多いため、細かい刺繍線をぬりつぶすことはないと思われるが、アットゥシ（樹皮衣）や、チヂリ、チカラカラペと呼ばれる木綿衣の多くは、切り伏せの布の色をぬると刺繍線がぬりつぶされることがあるので注意が必要となる。実際には刺繍も色がついているので色鉛筆で刺繍の線をぬることができるように、線を細くする案、点線

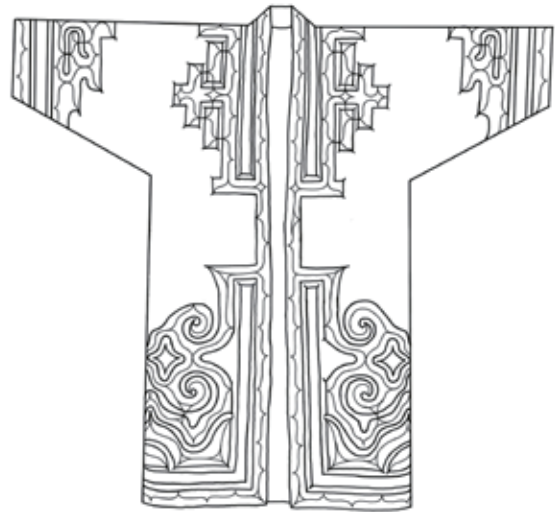
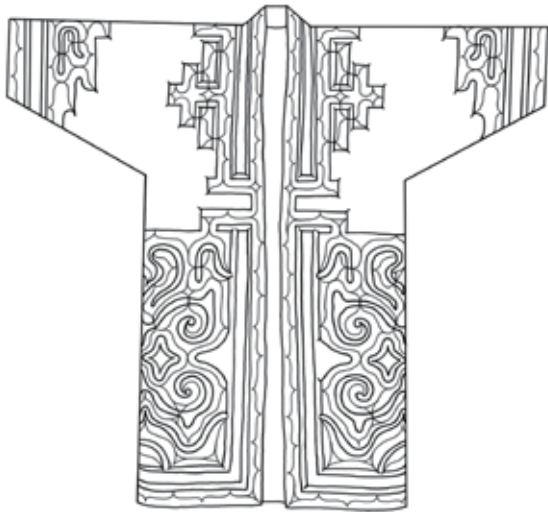
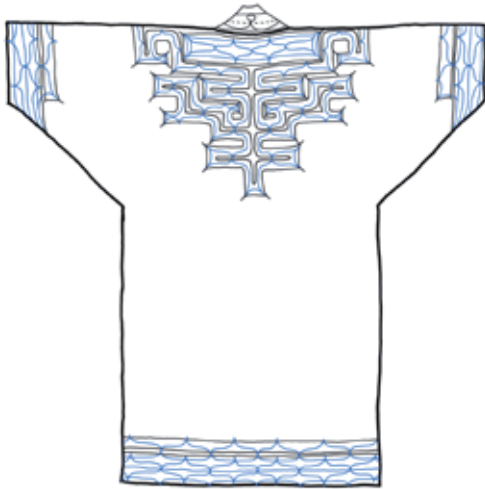


図2 文様の最小構成単位、線の量、太さの検討過程



で描写する案などを検討し、選定した。

適切な文化表現のためのツールを作るためには、これらの伝承者との確認の工程は必須となる部分であり、当館では館内に学芸員・研究員に伝承者がいることが強みと特徴となっている。

3.2.5 着物以外のもうひとつのぬりえ

2.4.1の探究展示「手しごと：文様」ユニットでも述べたように、文様は刺繍だけでなく、木彫、ごぎ編みなどの手法で作られるものでもある。そのため本ワークシートでは、あくまでメインのぬりえは着物であるが、小さく別の民具のぬりえも入れることとした。ここではマキリ（小刀）とタマサイ（首飾り）のイラストを入れ込んだが、線画に関する注意事項としては、着物と同様に文様の作り方や最小単位への配慮が必要である。マキリの文様の線がぬったときに見えなくな

らないように、線画、線の太さ、解像度の調整を行った。

3.2.6 体験行為の投げかけの文言（多言語）

ワークシートはあくまで体験をうながすためのツールであるので、このぬりえワークシートで体験者に行ってほしい行為の投げかけを、シンプルな文言で記載した。

当館はアイヌ語を第一言語としているので、最低でもアイヌ語、日本語、英語を同時表記すべきところであるが、A5判の紙面の都合上、種類ごとに2カ国語（アイヌ語＋日本語／英語＋日本語）の組み合わせで文言を記載した。まず、日本語で「写真カードを見て、もようをかいて色をぬろう」という共通の文言を入れた。そのうえで、「ぬりえ」という単語もアイヌ語辞書にはない語であるため、アイヌ語専門の研究員に相談し、「この着物に色をぬってね」という意味のアイヌ語の文章「タンアミパイロウシヤン *tan amip iro usi yan*」を記載した。

また、ぬりえを設置するアクリルラックにも、「どうぞ（ぬりえの紙を）お持ちください」という意味のアイヌ語「タンカンピエチコロヤッカピリカ *tan kampi eci=kor yakka pirka*」を記載し、アイヌ語、日本語、英語の3カ国語表記とした（【写真6】。「アイヌ語を使っていくこと」という「コト」も、ワークシートという「モノ」とともに持ち帰ってもらい思い起こしてもら



写真6 ぬりえワークシートの、館内での設置の様子（2021年10月28日（左）、2021年6月19日（右）筆者撮影）

ことを想定している。

3.2.7 筆記具の選定

ぬりえのワークということで、色をぬる筆記具についても、国内外の複数の色鉛筆などを入手し、適切な筆記具を検証した。特に文様部分や刺繍部分は細かいぬりが想定されるため、クレヨンなど柔らかめで塗り幅が大きくなるものは不向きであった。色鉛筆も比較してみると、芯の柔らかさ、発色、色のラインナップ、すなわちアイヌ文化の着物で見本写真に頻出するような色が揃っているか、などが異なり、試行を重ねて選定した。また、見学デー2019など、館外で行ったテストの際に、色鉛筆の減りの速さを参考に、どの色が一番使われているかについても、把握を試みた（【写真7】）。



写真7 色鉛筆の比較テストの様子（2019年7月16日筆者撮影）

の着物の前面・背面が入った写真のパウチを作成した。パウチのサイズ、形態についても、A3サイズ、A4サイズ、ハトメとリングで12×12cmの単語カード状にしたもの、など、複数の形状を試作した。タマサイについての見本写真も、探究展示「タマサイ」ユニットでピックアップしていた資料写真から見本パウチを用意した。

また、着物や文様、刺繍の見本として、参考図書も必須である。一筆書きで刺繍を行う手順等の参考になるように、アイヌ衣装と文様の刺繍の書籍（津田2014）を併置するとともに、アイヌ民族の服飾を取り扱った展覧会図録等をぬりえとともに複数配置した。

完成したぬりえは、本人判断で記名してもらい、会場に用意した掲示スペースに体験者自身が貼

3.2.8 ぬりえを行うための補助ツール

ぬりえシートと色鉛筆があれば、ぬりえができないことはないが、2.3.のねらいで想定した体験ができるような環境整備がもう少し必要である。【写真8】は、補助ツール群の一覧である。

具体的には、まずはじめに、ぬりの見本となる写真集が必要となる。先述2.4.2の探究展示「着物」ユニットでピックアップしていた着物の資料写真に、木綿衣と樹皮衣の種類を増やしたもの、そして無地の柄にぬる際のバリエーションとして、樺太地域の草皮衣の写真も用意し、全12着

国立アイヌ民族博物館
2020年7月12日 オープン!
National Ainu Museum opens in July, 2020!



タンアミプ
イロウシヤン
tan amip iro usi
yan
(この着物に色を
ぬってね)

写真カードを
見て、もよう
をかいて色を
ぬろう

衣服 (樹皮)
garment (bark fiber)

name
なまえ

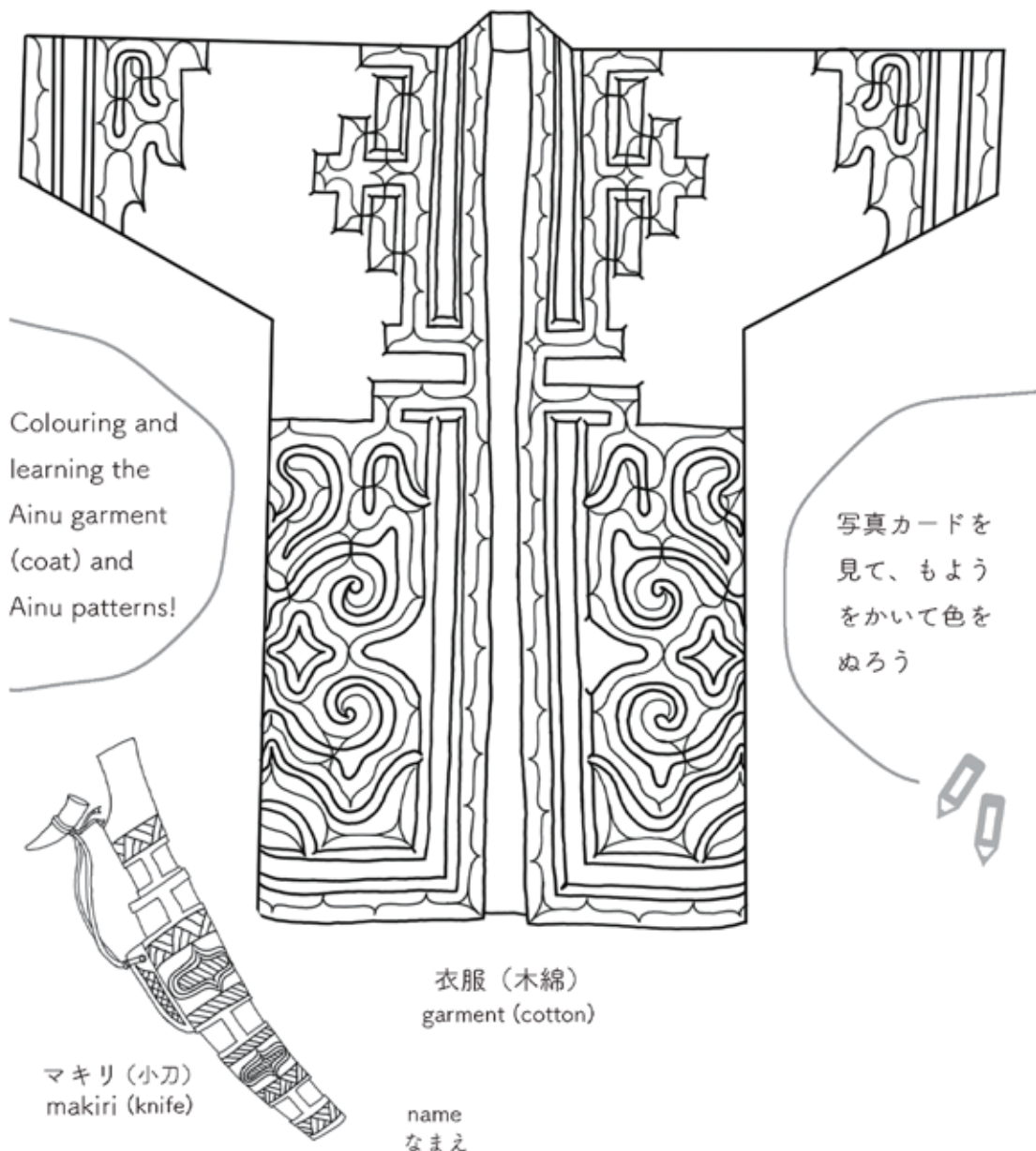
このワークシートは、文化庁所蔵資料をもとに、国立アイヌ民族博物館が作成しています。

図3 むりえワークシート [開館後版、A-1]

国立アイヌ民族博物館

2020年7月12日オープン！

National Ainu Museum opens in July, 2020!



このワークシートは、文化庁所蔵資料をもとに、国立アイヌ民族博物館が作成しています。

図3 ぬりえワークシート [開館後版、A-2]

国立アイヌ民族博物館
2020年7月12日オープン!
National Ainu Museum opens in July, 2020!



アイヌの着物
Ainu garment (coat)

name
なまえ

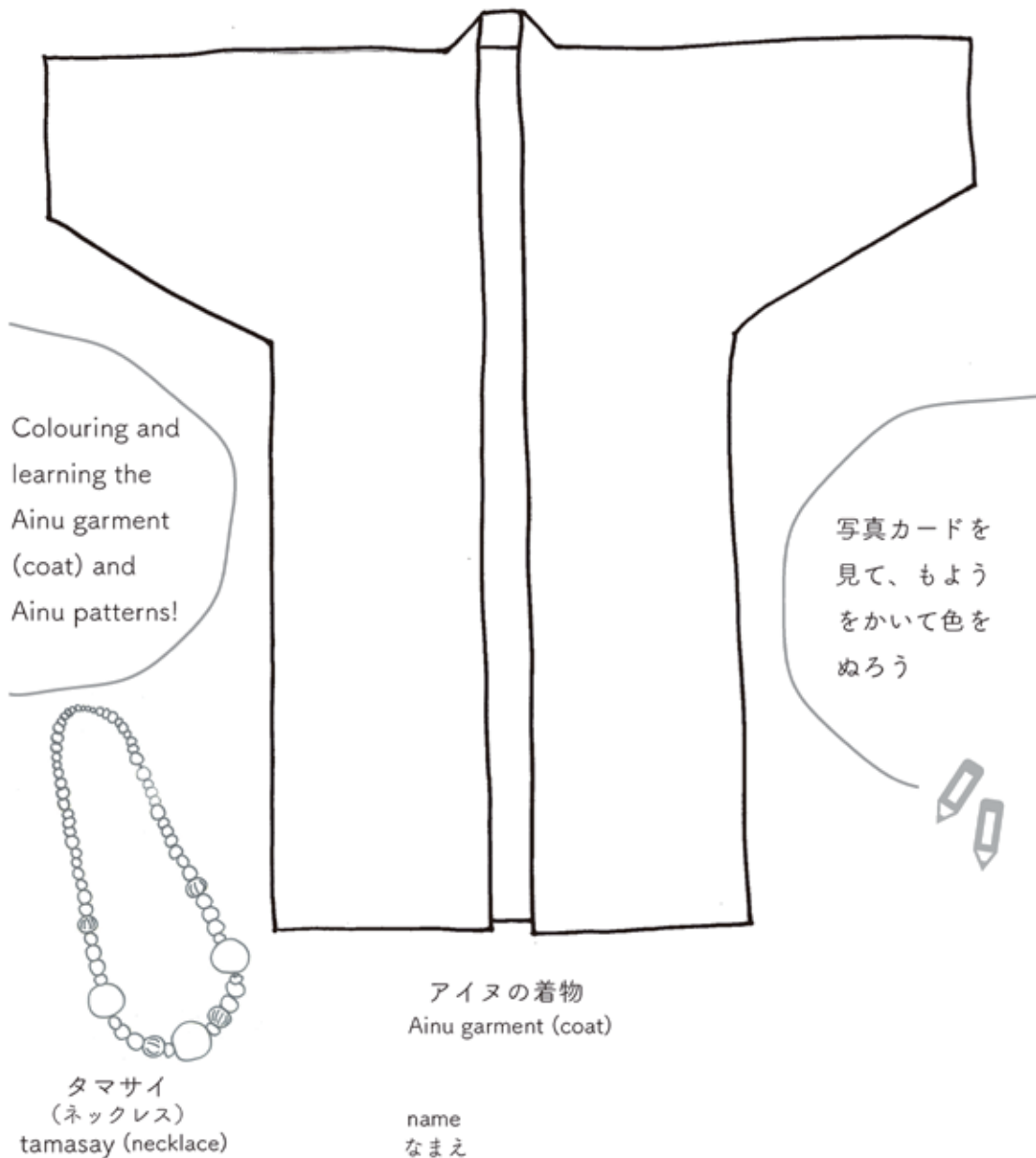
このワークシートは、文化庁所蔵資料をもとに、国立アイヌ民族博物館が作成しています。

図3 むりえワークシート [開館後版、B-1]

国立アイヌ民族博物館

2020年7月12日オープン!

National Ainu Museum opens in July, 2020!



このワークシートは、文化庁所蔵資料をもとに、国立アイヌ民族博物館が作成しています。

図3 ぬりえワークシート [開館後版、B-2]



写真8 めりえのための補助ツール群 (2021年10月28日(左)、2019年12月21日(右)筆者撮影)



図4 解説パウチ「木綿衣の呼び方」

りだして作品が共有できるよう、自立壁面を各会場に用意していただいた。貼る際にはアイヌ文様が描かれたマスキングテープを複数種用意して貼ってもらった。このマスキングテープについても、伝承者のかたが監修した文様となっているものを選んで購入、使用している。

後述のこども霞が関見学デーの2021年度は

オンラインでの開催となったが、オンラインでめりえワークシートをダウンロードしてもらう際には、上記の見本写真等も併せてダウンロードできるように、使用許諾に配慮しながらpdfデータも作成している。

3.2.9 着物の名称の解説パウチ

アイヌ民族の着物の名称については、地域、製法、材料、技法等で様々な組み合わせによってアイヌ語の呼称があり、同じアイヌ語名称でも違う形態の衣服を指すこともしばしばある⁹⁾。作られた地域、製作者がわかっており、その製作者が呼んでいるアイヌ語呼称がその衣服の最も適切な呼び方となると解釈されるが、非常に複雑であるため、解説のためのパウチを学芸員が作成し、名称の説明や質問があったときの解説用として用意した(【図4】)。しかし開館前後の基本展示の議論のなかで、現況では呼称については研究途上であること、広く誤解のない呼称を現時点では採用する、という館の方針で、着物のアイヌ語名称は表記せず、「衣服(木綿)」「衣服(樹皮)」という呼び方となっている。呼称の方針については今後も議論が必要な部分と考えるが、その方針に合わせているため、このパウチは現在積極的には使用していない。

4. 試行

4.1. 館外会場での試行

めりえワークシートの開館前の試行としては、ま



写真9 見学デー 2019 での、ぬりえワークシート試行の様子¹⁰⁾
(2019年8月7日、8日、筆者撮影)

ず先述の見学デー 2019 で実施した。2019 年 8 月に 2 日間出展したが、会場全体で 1 日 3,500 人ほどの親子連れの来場者があったなかで、ぬりえワークシートも試行を行った（【写真 9】）。当方側の意図としては、先述の見本集等の補助ツール一式を用意したうえで、基本はぬりえをどのようにぬるかは体験者の自由とした。ぬりえの種類は 4 種類あることを伝え、柄があるものとないものどちらを選ぶか、一人で何枚ぬるか、は運用状況を観ながらも、体験者の意向を尊重し自身で判断してもらったようにした。

また、会場の掲示スペースに貼るか、持ち帰るか、も基本は任意としたが、完成した作品をシェアしてお互い楽しんでもらうねらいも含めていたので、掲示スペースへの掲示を声かけしつつ試行運用した。掲示にぬりえ作品を貼ったうえで、スマートフォン等で写真を撮って帰る、という体験者も多く観られた。掲示コーナーに貼る際のアイヌ文様入りマスキングテープについても、用意した 7 種類から好きな色・柄を選んでもらい、自身で貼ってもらった（【写真 10】）。時



写真 10 道内の会場での試行の様子
(2019年12月7日、2019年11月3日、2019年11月3日 筆者撮影)

間がない人には 4 枚セットでぬりえを渡し、自宅でぬることも可とした。

同様の試行会を、開館前の北海道内各地で行った開館 PR のプレ展示の巡回先のなかで、3 回実施した（函館市、比布町、札幌市）。各会場で掲示コーナーに張り出された作品は、終了後に回収、保管し、分析の資料とするとともに、探究展示 t.3 スペースの作品コーナーに入れ替わりで掲示している。

4.2. 館内研修での試行

ぬりえワークシートは館内外の利用者に体験してもらうものとして開発しているが、岩崎ら（岩崎・

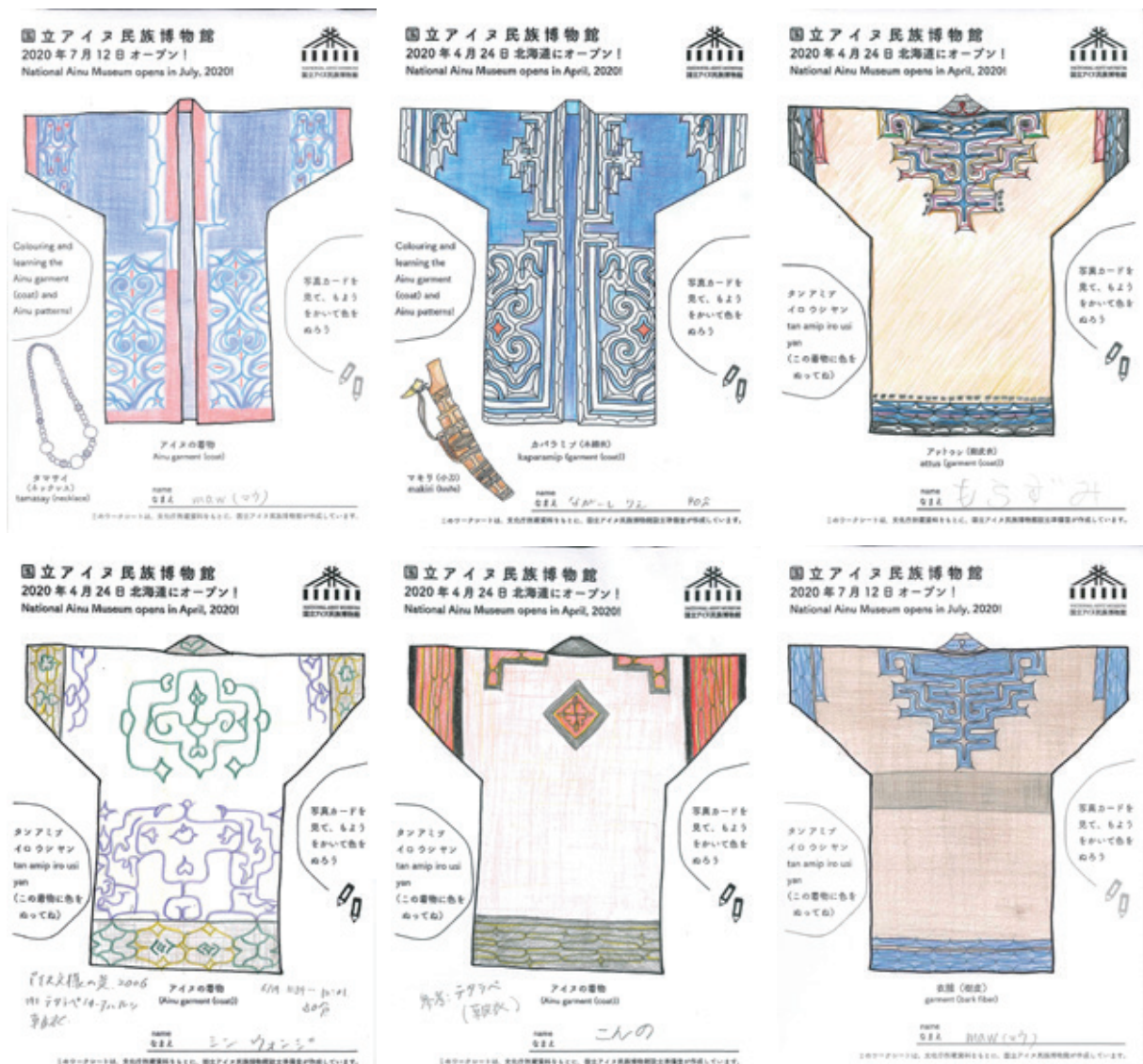


図5 館内スタッフの研修で試行したぬりえ作品

可見・寺島・半田 2013: 23) が、「まずは先生自身が実際にワークシートをやってみることをおすすめします。」と述べているように、実施する側、ワークシートを作成した側自身による試行も必要である。2020年の4月より、探究展示の全体概要や各ユニットについての研修を継続して行っていたが、その研修のなかで、当館エディターやスタッフにもぬりえワークシートを試行してもらった。内部スタッフなので、ぬるのにかかった時間も記入してもらおうようにして試行した。一般のかたよりはアイヌ文化への知識があり、着物や文様についてふれる機会や様々な例を見る機会が多い立場から試行を行った。細かくぬって完成させようとすると30分以上かかることもあるワークシートでもあり、実際に完成させるのにどれぐらいの時間と労力を必要とするか、に気づいてもらう目的もあつ

た。概ね30分から50分ほどかかったスタッフが多かった。

これらスタッフの作品も、探究展示t.3スペースの作品コーナーに一部入れ替わりで掲示している (【図5】)。

4.3. オンラインでの試行

新型コロナウイルス感染症の影響で、こども霞が関見学デーの2020年度は中止、2021年度はオンラインでの参加となった。その中で、後々のオンラインコンテンツの開発・拡充を想定したうえで、ぬりえワークシートをダウンロードして自宅でも体験できるかたちを2021年8月に2日間限定で試行した¹¹⁾。補助ツールとして、着物の見本写真集も併せてダウンロードできるように用意し、完成した作品をスキャンも

しくは撮影して博物館へ投稿できる手段（ファイル転送システムで受信する体制）を試行した（【図6】）。2021年度は周知方法等が限られ期間が短かったこともあり、実際のオンライン投稿は残念ながらなかったが、オンライン／オンサイトを問わずに実施できる体制を整える機会となった。

5. 分析

5.1. 開館前の試行での傾向分析

開館前の4会場（霞が関、函館市、比布町、札幌市）で行ったぬりえワークシートの試行から傾向を分析した。各会場で開催時間、開催時期、来場者数、来場者層、会場のキャパシティなどが各々異なるため、定量的な分析ではなく、現場の観察と記録映像から見いだせる全体の傾向の提示とする。スタッフによる試行についても、傾向分析の補足として用いた。

参加者の傾向としては、親子連れの場合、子どもだけでなく保護者も一緒になって自分のぬりえを行う姿が多数観られた。また、大人一名での来場者がぬりえを熱心に体験していく事例も多く観られ、性別を問わず幅広い年代の体験が見受けられた。

また、体験時間についても年齢層を問わず、早くぬりえを終わらせてしまう人、ぬるよりは図書等参考文献をじっくり読む人などがあるが、一定程度の長い時間、30分から50分程度をかけて、1枚をじっくりぬる、もしくは複数のぬりえに挑戦する事例も幅広い年齢層で観ることができた。ある程度母数があれば、記録映像からももう少し詳細にぬりえ体験時間や一人で何枚ぬりえを行ったかを分析することもできたと思われるが、本稿ではこの傾向分析に留めておく。

次に、掲示コーナーに掲示されたぬりえの体験内容についてカテゴリー分けを行うと、大きく下記のような傾向が観られた（【図7】）。先述の3.1.でふれたように、このぬりえワークシートは、オープンエンド・クエスチョンとクローズエンド・クエスチョンの両方の性質を持った体験になっていると解釈できる。

- a) 柄あり+完全に見本を模写するタイプ
- b) 柄あり+見本、参考図書から探して参考にしたうえで、色等をアレンジするタイプ



図6 オンラインぬりえ体験の説明資料

- c) 柄なし+見本、参考図書から探して参考にして無地から描くタイプ
- d) 柄なし+完全にオリジナルでアイヌの着物・文様をイメージして描くタイプ
- e) 柄なし+アイヌ文化の文脈以外のものを自由に描く

また、スタッフ向けに行った研修でのぬりえの場合は、館内で行ったので、c'とも言える、

- c') 柄なし+展示室から着物を探して参考にして無地から描くタイプ

のぬりえ体験も複数観られた。

ぬりえ完成後にエドゥケーターと体験者が対話を行うことができる場合、ぬりえの体験からどのような話題につなげていくかを考える際に、これらのぬりかたのタイプをもとに対話の想定・検討を行う材料になったと考えている。

5.2. 館内での利用状況

本来開館後は、探究展示 t.3 エリアにある丸テーブルで、靴をぬいで座りながらぬりえの体験を行い、t.3の作品コーナーに相互に作品を貼りだしてコミュニケーションを誘発するよう設計を行っていた（2.2.の写真2）。しかし、新型コロナウイルスの感染防止のため、探究展示 t.3 エリアは開館以来運用できておらず、残念ながらぬりえワークシートの配布に留まっている。

しかし、開館日から2021年10月30日の時点で、ぬりえワークシートは全体で39,135枚が来館者に



図7 ぬりえのぬりかたのタイプ別の例

よって持ち帰られている。柄ありと柄なしの比率としては、見た目の興味を引く部分と、アクリルラックの前面のほうに柄ありを置いていることから、柄ありが27,085枚(69.2%)、柄なしが12,050枚(30.8%)という比率となっている。おおよそ7:3の割合ではあるが、無地の柄なしワークシートをセットで持ち帰る人も一定数いると考えられる。1日あたりの枚数としては、季節や特別展の有無、学校団体等で入館者数の波があるが、1日平均としては92.1枚(柄あり63.7枚、柄なし28.4枚)¹²⁾となっている。持ち帰られた後のアクティビティについての追跡調査はできていないが、一定数規模の来館者が持ち帰る教育ツールとして定着しつつある。また、学校で作られた教育旅行のしおり

の1ページに、ぬりえワークシートを掲載している事例もあった。

6. 発展と結び

コロナ禍の影響もあり、現況で開発と評価、分析について言えることは以上の内容となり、ここから先は実際のぬりえワークシートの館内外での稼働が必要となるが、終章として、ぬりえワークシートからつながる基本展示室内の連携と、今後の発展についての構想を述べる。

6.1. 探究展示のユニット、プラザ展示、 6テーマ展示との連携

館外利用のほかに、館内基本展示室に標準で設置、運用することを想定していたぬりえワークシートであるため、ぬりえの完成前後で基本展示室内でどのようにアクティビティとアイヌ文化への理解の深化につなげていくかを、下記のように整理している。

2.4. で述べた、探究展示のユニット2点「手しごと：文様」と「着物」との連携として、ぬりえをある程度の密度で完成させた体験者は、柄があるぬりえであれば、すでに柄が描かれた上をぬる、刺繍をたどることだけでも、相応の細かく神経を使う作業であることは感じ取れると思われる。柄がないぬりえを体験した人は、無地の着物の前面・背面のキャンバスを前に、どのような手段で繊細かつ系統だった、かつところどころで作り手のアレンジの入った文様を構成していくか、という圧を大小感じられるのではないか。またぬりえワークシートはA5判で小さいサイズであるが、それをぬるのに30分以上かかるとしたときに、「着物」ユニットにある、約5分の1サイズの実物資料のミニ衣装に施された細密な刺繍を行うのにどれぐらいの時間がかかるのか、さらに実際の人間の大きさである着物に文様を施していくことが、どれぐらい大きな規模の制作になるのか、について、少しでも思いをはせることができるのではないかと考えている。

また、基本展示のプラザ展示と、6テーマ展示の「ウレシパ 私たちの暮らし」では、様々な種類の着物が展示されており、「すごいきれいで細かい文様の着物だ」という感想だけでなく、その驚きをもとに、自分の手を動かしてぬりえを行ったからこそ、実物資料をよりじっくりと深く観察し、各々の感想・発想につなげていくのではないか。例えば、「きれいな文様だが、これだけ大きい範囲に文様を作っていくのは一体何日ぐらいかかるのだろう」、「範囲が広いがどうやって文様の位置やかたちを決めていくのだろう」、「刺繍の長さもすごい量になるが、これだけ手で均一に刺繍を縫い続けていくことができるだろうか」などである。そして刺繍の実際の縫い方、文様の設計についての意識を持ったうえで、探究展示「手しごと：文様」のユニットに行くと、5枚めぐりで刺繍の縫い方をたどる展示物があり（【写真 11】）、グリッドや一筆書きの手順を見ることができる。また、とりにある木彫の彫り文様の見本、花ごさの編みの文様の見本を見つけることで（2.4.1の写真 3）、それぞれのほかの文様技

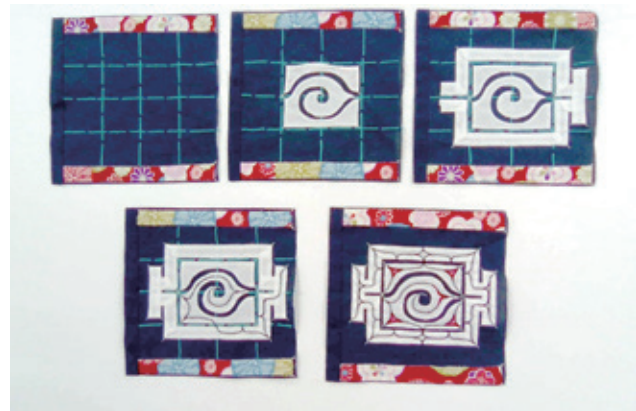


写真 11 探究展示「手しごと：文様」のユニットの、刺繍の手順の解説展示。
当館学芸員による制作。（2020年2月26日筆者撮影）

法への興味へとつないでいくルートも想定して、探究展示とぬりえワークシートを設計している。

このように、このぬりえワークシートは単なるぬりえではなく、様々な行為への可能性を開いている教育ツールである。「なぜぬるのか」には理由があり、その理由として、観察とぬる行為が上述の「理解の深化」につながることであり、と考えている。

6.2. 館内外の博物館利用者に向けて

4.3. のこども霞が関見学デー 2021 のところでも述べたように、ぬりえワークシートのオンラインコンテンツとしての対応も今後必要な展開となる。投稿受け入れ、シェアの仕組みなどは、ぬりえだけでなく、他のワークシートやプログラム開発にも共通する内容であり、コロナ禍の収束有無にかかわらず、展示室とオンラインのハイブリッドな対応ができる教育普及ツールとプログラムへの展開につなげていきたい。それはひいては、「博物館の利用者＝来館者のみ」とは限らなくなってきている昨今において、来館者と非来館者の両方に対応できるアクティビティとなりえるものである。

展示とワークシートを密接に連携させた設計のもと、ワークシートをフックとした、基本展示室とのつながりを見せるアクティビティとして展開、応用することを見据えて、今後も教育ツールを開発していきたい。

コロナ禍の影響が薄れ、手指消毒や色鉛筆等の消毒等の運用手段が解決され、探究展示 t.3 エリアが開かれたときに、本来想定していたぬりえワークシートを軸とした体験がもたらされることを期待し、また本稿で述べた開発のねらいや意図が達成されたかどうかの

プログラム評価、検証を行っていききたい。

謝辞

本稿は、国立アイヌ民族博物館 2020 年度調査研究プロジェクト個別研究 B10「国立アイヌ民族博物館基本展示室における展示体験深化のための、ワークシート開発機能の研究」の内容をもとに一部を構成している。

同調査研究プロジェクトならびに当ワークシート開発について議論の時間とアドバイスをいただいた、展示ワーキング委員、探究展示監修者、文化庁ミュージアム・エデュケーション研修企画委員でもある、東京大学情報学環客員研究員の佐藤優香にお礼を申し上げます。

ぬりえワークシートの開発には、当館準備室時代からの各専門分野の学芸員、研究員の協力があり開発が可能となっている。改めて各員に謝意を表す。

また、館外の各会場でプレ展示イベントを主催していただき、ツールの試行の機会をいただけた各館主催者のかたがたと、試行にご協力いただいた体験者のかたがたに改めて謝意を表す。(敬称略)

注

- 1) ハード面：館の器となり空間を構成する建築物・展示室・展示ケースなど。
ソフト面：伝達情報を構成する実物資料・解説グラフィック・模型・映像など。(齊藤 2019: 254-255)
- 2) ワークショップ開発の方法論の概論としては、(木下 2009)、(木下・横山 2012)、(佐藤 2019) などがある。
- 3) 2020 年からの科研基盤 C (北村 20K01134)「実施者の経験を起点とした博物館でのワークショップ評価指標と手法開発」にて、その議論も取り上げられると思われる。
- 4) 当館の設立経緯、ミッション、設立目的については、下記 web サイトにまとめられている。
・文化庁 web サイト「アイヌ文化の振興等」<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/> (2020 年 10 月 29 日閲覧)
・国立アイヌ民族博物館 web サイト「博物館について：館長からのご挨拶」<https://nam.go.jp/about/> (2020 年 10 月 29 日閲覧)
- 5) 2021 年 10 月時点では、映像モニタを映像のタッチ選択再生ではなく、ループ上映にすることで一部映像は上映を行っている。
- 6) 当初の開館予定日は 2020 年 4 月 24 日だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開館延期となり、実際の開館日は 2020 年 7 月 12 日である。ぬりえワークシートの記載も改版時に更新している。
- 7) 国立アイヌ民族博物館 2020 年度調査研究プロジェクト個別研究 B10「国立アイヌ民族博物館基本展示室における展示体験深化のための、ワークシート開発機能の研究」を 2020 年度下期に行い、佐藤からのレクチャー、議論を行いながら、ワークシートのプロトタイプとして、「テーマに焦点を合わせたもの」、「展示室全体を回り館のミッションにふれるもの」、「オンラインで自宅で印刷して体験するもの」などを試作した。
- 8) 1) テープ状に裂いた布の端を折って縫い、その上に刺繍を施したもの。

- 2) 布を模様のに切り抜きその端を折って縫い、その上に刺繍を施したもの。3) 刺繍のみを施したもの。このほかにも模様を組み合わせたものがある。模様も呼び方も地域差や個人差がある。(国立アイヌ民族博物館基本展示室のプラザ展示ケース 6 の解説より)
- 9) 北原の論考を参照。北原次郎太「『シンリウレシバ (祖先の暮らし) 14』アイヌの衣服文化 (1) 木綿衣の呼び名」『月刊シロロ』2016.6
<https://ainugo.nam.go.jp/siror/monthly/201606.html#01> (2020 年 10 月 29 日閲覧)
- 10) ぬりえワークシートの名前欄は、記入は任意であり、かつ各会場での掲示コーナーへの掲示を前提とした記名となるように試行運用していたため、ぬりえ体験者本人の公開への同意は取れており、かつ個人を識別できない情報として取り扱っている。だが、本稿がオンライン上で公開されいつでも閲覧可能になることを想定したうえで、名前欄がフルネームで記載されている場合は、念のため名前の一部を匿名化する処理を行って写真を掲載するものとする。
- 11) 2021 年 8 月に行った、こども霞が関見学デー 2021 以降、2021 年 10 月 31 日時点では、基本展示室でのぬりえワークシート配布は行っているが、博物館 web サイトからのワークシートのダウンロードと、完成品の投稿受け付けは実施していない。
・博物館 web サイト「こども霞が関見学デー」オンラインプログラムを実施します」
<https://nam.go.jp/2021/08/16/kasumigasekiday2021online/> (2020 年 10 月 29 日閲覧)
- 12) 緊急事態宣言による二度の臨時休館期間中の日数を除き、かつ通常の休館日を含む日数で計算した数値。平日と土日祝の両者を含めて計算。

参考文献

- 東俊佑 2018「北海道博物館におけるワークシートの開発と学校利用」『北海道博物館研究紀要』3: pp.219-252。
- Falk, John H. and Dierking, Lynn D. 1996『博物館体験—学芸員のための視点—』高橋順一訳、東京：雄山閣。
- 岩崎誠司、可見光生、寺島洋子、半田昌之 2013「ミュージアムってどんなところ？」公益財団法人日本博物館協会編『子どもとミュージアム 学校で使えるミュージアム活用ガイド』pp.14-31、東京：ぎょうせい。
- 木下周一 2009『ミュージアムの学びをデザインする 展示グラフィック & 学習ツール制作読本』東京：ぎょうせい。
- 木下周一、横山千晶 2012「ワークシートなどの教材作成法」小笠原喜康、並木美砂子、矢島國雄編『博物館教育論 新しい博物館教育を描きだす』pp.82-89、東京：ぎょうせい。
- 国立アイヌ民族博物館設立準備室 2020「国立アイヌ民族博物館の展示概要について」文化庁文化財部監修『月刊文化財』、令和 2 年 4 月号 (679 号)：pp.10-17、東京：第一法規出版。
- 公益財団法人日本博物館協会編 2013「学校で使えるミュージアム一覧」公益財団法人日本博物館協会編『子どもとミュージアム 学校で使えるミュージアム活用ガイド』pp.106-145、東京：ぎょうせい。
- 村井良子 2012「博物館教育プログラムの評価」小笠原喜康、並木美砂子、矢島國雄編『博物館教育論 新しい博物館教育を描きだす』pp.158-169、東京：ぎょうせい。
- 齊藤克己 2019「展示のコンポーネント (構成要素)」日本展示学会編『展示学事典』pp.254-255、東京：丸善出版。
- SASAKI, Kazuyoshi; OKUYAMA, Hideto; OSHINO, Akemi and SATO, Yuka 2019 Challenge for Development of the Interactive Exhibits for National Ainu Museum, poster presentation, ICOM CECA (International Councils of Museums International Committee for Education and Cultural Action) Conference, Kyoto, Japan.
- 笹木一義 2021「多民族共生に向けて博物館ができること—国立アイヌ民族博物館の開館とその社会的役割—」小川義和・五月女賢司編『発信する博物館 持続可能な社会に向けて』pp.94-

117、東京：ジダイ社。

SASAKI, Kazuyoshi; OKUYAMA, Hideto; OSHINO, Akemi and SATO, Yuka 2021 Co-creation between the National Ainu Museum and source communities in developing the educational role of museums focusing on indigenous culture, theme paper presentation, ICOM CECA (International Councils of Museums International Committee for Education and Cultural Action) Conference, Leuven, Belgium.

佐藤優香 2019「展示解説ツール」日本展示学会編『展示学事典』pp.394-395、東京：丸善出版。

津田命子 2014『伝統のアイヌ文様構成法によるアイヌ衣装と刺繍入門』ミニサイズ・チヂリ編、私家版。

「アイヌ民族の〈現在〉／〈日常〉を展示する」¹⁾

Exhibiting the "Present" / "Everyday Life" of the Ainu People

関口由彦 (SEKIGUCHI Yoshihiko, Dr.)

国立アイヌ民族博物館 研究主査 (Senior Fellow, National Ainu Museum)

要旨

博物館でアイヌ民族の「現代(現在)」を展示(表象)することの意義や課題について考察する。従来の「未開」／「文明」という二分法に基づく展示を乗り越えようとするのが「伝統」／「現代」といった二分法の固定化に横滑りしかねないという課題について、首都圏への移動という暮らしの変化を経た、先住民族アイヌの文化伝承活動の〈現在〉の事例を踏まえて考察する。

キーワード：表象、展示、「伝統」／「現代」、生活世界、他者性

Abstract

This paper will discuss the significance and challenges of exhibiting (representing) the "present (contemporary)" of the Ainu people in museums. The attempt to overcome the conventional dichotomy of "uncivilized" and "civilized" may lead to the fixation of the dichotomy of "traditional" and "modern". This issue will be discussed through the example of the "present" of the activities to pass on their own culture by indigenous Ainu people, who have undergone changes in their daily lives through migration to the Tokyo metropolitan area.

Key Words : Representation, Exhibition, "Traditional"/"Modern", Living World, Otherness

序論 アイヌ民族の〈現在〉と博物館

本稿では、博物館でアイヌ民族の「現代(現在)」を展示(表象)することの意義や課題について考察する。先住民族の「現代(現在)」を展示することは、単に歴史的な時間軸に基づく、「古代」、「中世」、「近代」、「現代」といった時代区分の一つを扱うということ以上の意味をもっている。それは、従来の「未開」／「文明」という二分法に基づく展示を乗り越えようとするのが、「伝統」／「現代」といった二分法の固定化に横滑りしかねないという状況のなかで、「現

代(現在)」を展示することはいかに(不)可能かという問題を突き付けているのである。このことについて、本稿は、筆者が研究テーマとしてきた首都圏への移動という暮らしの変化を経た、先住民族アイヌの文化伝承活動の〈現在〉の事例を踏まえて考察していく。

本多と葉月の研究(本多・葉月 2006)によれば、博物館における先住民族の文化の展示は、1970年代以降、そこに含まれるまなごしの政治性が問題化されるようになった。1960年代以前の博物館展示では、少数・先住民族は「文明」を引き立てるための「未開」を演じる役割を負わされていたのに対して、1970年代になると、アメリカの公民権運動などの影

響を受けて「『伝統』と称される昔の様子を展示することによって、その民族を過去に閉じこめ、永遠の未開性を演じさせる仕掛け」が批判されるようになった。すなわち、昔の様子だけにこだわることでその民族が現在、生きているという事実を隠ぺいしてはならず、また、「伝統」を強調する展示では、その民族が直面している差別や同化政策によるアイデンティティ喪失、文化的、社会的な崩壊という現実を隠蔽してしまうということが問題化されるようになったのである。以下では、これらの課題について国立アイヌ民族博物館の展示から見ていき、他館の事例を参照する。その上で、浮かび上がってきた課題を筆者のフィールドワークに基づく事例から考察し、今後の展望とする。

1. 国立アイヌ民族博物館の展示から

先に引用した本多と葉月の研究では、(それが執筆された2006年の時点で)「アイヌ民族はどのように表象されているのか」ということについて国内の21の博物館を調査した結果、「いわゆる伝統的な様子を展示する施設が圧倒的に多く、ごく一部の例外を除いて、アイヌ民族の『現在』を展示する施設はなかった」と述べられている。また、「…近世(江戸期)後半から近代(明治期)前半にかけてのアイヌ民族に関する展示は『伝統』的な様子にとどまり、近代後半から現代までの様子に関する情報がなく、アイヌ民族のおかれている現状に関する情報はほぼ皆無である」という状況であった。ただし、アイヌ民族の「現代(現在)」の展示が必要だという認識は、各館に共通するものだったと言えよう。このような状況の中で、国立アイヌ民族博物館の展示がこの課題にどのように向き合っているかを見ていこう。

まず、国立アイヌ民族博物館を含む「民族共生象徴空間」について見ていく。それは、北海道・白老町に2020年7月12日に開業し、体験交流ホール、体験学習館、伝統的コタン(集落)、工房等から成る体験型フィールドミュージアムとしての国立民族共生公園と、先住民族アイヌを主題とした初めての国立博物館である国立アイヌ民族博物館、アイヌの方々による尊厳ある慰霊を実現するための慰霊施設から構成されている。この民族共生象徴空間の「理念」は次の通りである。

象徴空間は、単にアイヌ文化を振興するための空

間や施設を整備するというものではなく、我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、我が国が将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴という、重要な意義を有する国家的なプロジェクトとして、長期的視点に立って取り組むべき政策である(アイヌ総合政策推進会議2016:3)。

ここで重要なことは、単にアイヌ文化を紹介するだけの施設ではないということであり、「我が国の貴重な文化」として位置づけられるアイヌ文化を継承・発展させ、「先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていく」ことをも使命とした施設なのだということである。したがって、前述の「未開」／「文明」という二分法を乗り越える「現代(現在)」の展示を検討するという本稿のテーマは、このような民族共生象徴空間の「理念」の中心に位置づけられるであろう。

博物館の基本展示、いわゆる常設展示は、「私たちのことば」、「私たちの世界」、「私たちの暮らし」、「私たちの歴史」、「私たちのしごと」、「私たちの交流」、の6つのテーマから成っている。「私たちの～」というテーマの設定の仕方は、当館の展示がアイヌ民族の視点で語られるものであることを示している。ただし、博物館を含む民族共生象徴空間は、アイヌ民族に限られることのない多様な民族的出自をもつ職員によって構成されており、そのこと自体が「民族共生」の理念に沿うものであるとするなら、「私たち」=「アイヌ民族」というカテゴリーの固定化は、今後も考えつづけなければならない課題となっている。民族集団をはじめとするカテゴリーの固定化という問題については、後述する。

6つのテーマの中で特に「現代(現在)」を大きなテーマとしている「私たちの歴史」と「私たちのしごと」について取り上げよう。「私たちの歴史」で、「現代(現在)」を扱っているのは、「近現代核」(1)(2)と呼ばれている部分である。「近現代核」(1)——「私たちのまわりが大きく動く」——の方は、「アイヌの社会が大きな衝撃を受けた明治維新から昭和戦前期に相当する1870年頃～1930年代を扱う。近現代のアイヌに、決定的といってよい大きな影響を与えた、日本国家による北海道の「内国」化、日露の国境画定

等を取り上げる」という方針になっており、「近現代核」(2)——「現在(いま)に続く、私たちの歩み」——の方は、「1930年代以降の、第二次世界大戦と戦後の世界、日本における高度経済成長、世界的な先住民族の権利回復の動き等、これらの要素を押さえつつ、現在までを対象とした展示とする」という方針になっている。

次に、「私たちのしごと」では、「激動の時代のなかで」——【明治～昭和】——という部分が、以下のような方針になっている。

近代化の中で「しごと」も変化してきた。その中で苦しい生活や差別があっても、農林水産業や畜産業等、これまでなかった新たなしごとに就きながら時代を生き抜いてきたことを伝える。また、山菜採り等、現代も生業(なりわい)として伝統が受け継がれていることを紹介する。それぞれの業種について、象徴的な道具1～3点を取り上げ、それぞれの道具の背後にあるストーリー(物語)を伝えることを主眼とし、「モノ」・「語り(できれば映像)」・「当時の写真」がワンセットとなるブースを複数配置することで構成する。

「私たちのしごと」の「現代のしごと」——【平成～】——の部分では、「国内外を問わずあらゆる場所で、多様なしごとに就いているアイヌの人々がいるということ、身近な隣人として暮らしていることを、同時代性を意識させながら観覧者に伝える展示とする。その際、アイヌの民族としての多様性、いわゆる「伝統文化」にこだわらない民族意識の存在にも留意する」という方針になっている。

2. アイヌ民族の〈現在〉を展示することの課題

さて、あらためて上述のアイヌ民族の〈現在〉を展示することをめぐる課題を振り返ってみよう。1970年代になると、「伝統」と称される昔の様子を展示することによって、その民族を過去に閉じこめ、永遠の未開性を演じさせることが問題視されるようになった。そして、昔の様子だけにこだわることでその民族が現在、生きているという事実を隠ぺいしてはならないと指摘される。このことから、アイヌ民族の「現在」を

展示することが課題として浮かび上がるが、それはいかにして可能となるのか。本多と葉月は、そもそも『「現在」をどのように展示するか、何を展示するかという未解決な問題がある』と指摘していた。「現代(現在)」とは、「近代」の次の時代を指す単なる時代区分として実体化できるものではないため、そもそも、何をどのように展示することで「現在」を展示したことになるのかという難問が厳然として存在している。いわゆる「伝統」とは異なるものを「現在」として捉えようとするなら、「伝統」ではないもの、すなわち「伝統」の残余カテゴリーとして「現在」を捉えることになり、「伝統」／「現代(現在)」という固定的な二分法に陥ってしまう。「文明」／「未開」というオリエンタリズムの認識様式が植民地主義を支える思想的基盤となっていたことに対して、それを乗り越えようとするのが「伝統」／「現代」という二分法を招き寄せてしまうとすれば、問題の本質に何ら変化はないと言わざるを得ない。そして、そのような二分法に基づいて「伝統」の残余カテゴリーとしての「現代(現在)」を実体化してしまうと、「伝統」とは異なるものとされるものを網羅的に羅列することにつながってしまう。

その時には、次のような多様性に直面することになるだろう。「アイヌ民族の『現在』について一まとめにすること自体が難しい。商売に成功しているアイヌ、地域社会に貢献しているアイヌ、大学院へ進学し研究者として活動しているアイヌなどさまざまな人びとがいる。一方、学校で『アイヌの子だ』と蔑まれ、就職や結婚に際して差別を受け、地元で自らアイヌであることを隠さなければならないという社会的な状況などの深刻な問題をアイヌ民族はかかえている」。この種の多様性は、民族集団を一人一人の事情を抱えた、個性豊かな個人に細分化することに至るが、そのような多様性(=複数性)をもってオリエンタリズムの認識様式を乗り越えることはできない。なぜなら、そのような複数性は、細分化されたカテゴリーないしは個人のいずれかの段階でオリエンタリズムの認識様式を招き寄せてしまうからである。したがって、アイヌ民族を「伝統」や「未開」といったカテゴリーに閉じ込めることなく、同時に「伝統」／「現代」といった固定的な二分法に陥らないようにするには、現在の日常生活に注目する必要があるのではないだろうか。本稿では、生活世界における流動性に、あらゆる二分法に基づくカテゴリーを乗り越えていく可能性を見出したい。

しかしながら、アイヌ民族の現在の日常生活に注目するといっても、本多らが指摘するように、「○△町の工場で働いているアイヌやその家の中を展示することの意味がはたしてあるかどうか」、という疑問が湧いてくる。たしかに、そのような展示は、現在のアイヌ民族がいわゆる「伝統」とどまることのない生活を送っていることを明らかにするという利点がある一方で、単なる事実を羅列するだけの展示は、民族誌でいうところの「薄っぺらな記述」²⁾にならざるを得ない。文化人類学者が描く民族誌は、「薄っぺらな記述」とは異なる「(分)厚い記述」であることが求められる。厚い記述について、佐藤郁哉は次のように述べている。「見たままの姿を一枚の写真のように記述するという程度を越えない『薄っぺらな記述』とは違って、『分厚い記述』は、人びとの発言や行動に含まれる意味を読み取り、それを書きとめていきます。カメラのような機械とは違い、フィールドワーカーは見たままの姿を記述するだけでなく、その奥に幾重にも折り重なっていた生活と行為のもつ意味の文脈をときほぐしていきます。その作業を通してはじめて明らかになる行為の意味を解釈して読み取り、その解釈を書きとめていく作業が分厚い記述なのです」(佐藤 2006: 111)。〈日常〉を記述することは、単なる事実の羅列ではない。日常生活の文脈の中で人々にとっての生活と行為の意味を読み取ることである。それでは、日常生活の文脈の中におかれた意味は、どのように見出され、読み取られるのか。

3. 生活世界から

現象学の見地から生活世界のありようを捉えたアルフレッド・シュッツの議論をとりあげよう。一人の人間は複数の現実を生きるものであり、数学的な論理整合性をもつ科学的世界は、その一つである。だが、その中でも、日常の生活世界は、「現実についてのわれわれの経験の原型であり、他のすべての意味領域はその変様と考えることができる」ような、至高の現実である。生活世界に固有の認知様式は、それが「至高の現実」であるがゆえに、自明なものとして現われ出るとおりの世界に疑問を差し挟まないという自然的態度に由来する。合理性の理念は、生活世界に固有の認知様式の特徴ではない。そこでは、実践的な関心が支配的となるのである。

生活世界が人間の認識においてどのように構成され

ているのか。生活世界は、最初からカテゴリー化された世界として経験される。日常の生活世界におけるカテゴリーは、いかなる科学的判断や厳密な論理的命題も伴わずに、日常的な世界経験の内に自明なものとして現われる(シュッツ 1980: 85-92)。そのような自明なものとしてのカテゴリーは、論理的思考という合理性の理念を退け、習慣性、自動性という特徴をもつのである。カテゴリー化はまず平板化という方向性を持ち、シュッツはそれを「固有性の抑圧」(「suppression of primes」)という原理として論じる(李 2005: 258)。すなわち、我々は諸経験としてのA、S、R、KやA'、S'、R'、K'のprime = 固有性を切り捨て、A、S、R、Kというカテゴリーを経験するのである。そこには、経験の固有性を切り落として、経験を意味づける力が働いており、李晟台はそれを〈周縁から中心へと働く力〉と呼ぶ(李 2005: 78)。しかし、これに対して逆向きの力が生活世界には存在する。それは、我々を経験の固有性へと立ち返らせ、カテゴリーの平板化を許さない他者の他者性から生じる否定の力であり、〈中心から周縁へと働く力〉といえる。この力は、カテゴリーの分節化を妨げ、我々を分節化以前の連続的全体性の次元へと立ち返らせるものであると言えよう。生活世界におけるカテゴリーは、この二つの相反する方向性をもった力に晒されているのである。

我々が生活世界において固有性をもった他者の他者性を捉える時、反省的思考によって過去時制において他者を捉えるのではなく、生き生きとした同時性として、全体性を帯びた他者の意識の流れを経験する。そして、そのような同時性を前提として自己と他者が向き合う状況を「対面状況」とよぶ(シュッツ 1980: 175-177)。対面状況において他者の意識の流れを捉えることは、他者の特殊な性質や、他者の心の中で起こっていることの完全な把握を意味しない。それは、生きた他者が「分節されていない連続的全体性」(「捉えきれない全体性」(李 2005: 86))として自己と共に存在していることの知覚である。ただし、対面状況において他者の「純粋な存在」と共に在ることは、理念的な原理に過ぎない。生活世界のリアリティにおいては、固有性をもった他者の意識の流れを生き生きとした同時性において経験することと、他者の特殊な性質をカテゴリー化することとは、常に同時に起こっているからである。生活世界においては、人種や性や権力関係等にもとづくカテゴリーを固定化して他者理解

を閉ざすことを防ぐ〈中心から周縁へと働く力〉と、構造的差異を生み出す〈周縁から中心へと働く力〉の交錯が存在するのである。我々は、このような二つの方向性をもつ力が交錯する場にとどまって、他者の存在のリアリティを見極めつづけなければならない。そして、対面状況とは、他者を理解するためのカテゴリーが常に作り直されていく現場であるといえる。生活世界におけるカテゴリー化のあり方は、次のような李晟台(2005)の言葉によってよく表わされているといえるだろう。

「日常」は捉えきれない全体性としての他者を前にして、それを当面のプラグマティックな課題設定において制限し、他者を典型的に捉え、その類型化された他者に働きかけるよう要求する。しかし、当の類型化や典型的に捉えられた他者への実践的働きかけがリアリティを獲得するのは、まさしくこの類型化が全体性としての他者につき合うものであるかぎりにおいてなのである。捉えられたものにリアリティを与えるのは捉えられないものである。そして、この捉えられないものは捉えられたものを通してのみその捉えられなさを開示する。健康でめざめた成人にとって〈日常という審級〉は、〈捉えられた〉と〈捉えられない〉との関係においてものを捉えること、すなわち類型化を可能にし、また要求するものとして与えられ生きられるのである(李 2005: 96)。

4. 〈日常〉における新たな意味の生成と「境界」

ここで上述の国立アイヌ民族博物館の「私たちのしごと」の中の「現代のしごと」の部分で紹介されている一人の人物に関する展示について見ていくことにする。その展示は、前節で検討した生活世界の文脈の中での固有性がアイヌ文化に関する新たな意味付けを生成していく様子を観覧者に伝えるものとなっている。

家具工房を営む館下直子氏に関する展示は、象徴的なしごと道具とその背後にあるストーリー(物語)と写真のセットから構成されている。彼女は、家具職人の夫と共に家具工房 *nikom* を営む。“*nikom*”とは、“木の芽”を意味するアイヌ語であるが、それが彼女の生活世界の文脈の中に持ち込まれ、新たな意味の生成につながっている。*nikom* では、家具のオーダー

を受けると、まず1/5「スケール・モデル」(模型)を作る。そして、それを見ながらお客さんとじっくりと話し合い、お互いのイメージを形にしていく。それはあたかも、対話の中から“木の芽”を育てていくかのようなものである。そして、家具を長く使ってもらうために、修理のできないような作り方はしないという。そこには、“木の芽”が末永く育っていくことを願う気持ちが込められている。また、“*nikom*”というアイヌ語を工房名に使うことについては、小学3年生より帯広のカムイトウウボポ保存会で踊りを習ってきた館下直子氏が、神奈川に引っ越してきたときに、首都圏ではアイヌ民族を知らない人たちがたくさんいることに気づき、“*nikom*”という言葉がアイヌのことを知るきっかけの一つになってほしいと望んだことも深く関わっている。ここでは、“*nikom*”というアイヌ語が生活世界の文脈におかれることで固有性を帯び、新たな意味づけを生じさせている。この展示は、生活世界における新たなアイヌ文化の意味の創造に触れるものとなっているのである。

次に取り上げるのは、北海道大学グローバル COE プログラム「境界研究の拠点形成」と北海道大学アイヌ・先住民研究センターの共催による〈先住民と国境——アイヌと境界〉展(会期:2011年2月18日~5月8日、会場:北海道大学総合博物館二階 GCOE ブース)、及びその展示のメインコンテンツとなる映像作品『アイヌと境界——pet kamuy nomi ペツ カムイノミ 川の神への祈り』である。山崎(2015)によれば、アイヌの事例から概念的な「境界」³⁾に関するトピックが取り上げられ、そこでは、観覧者に普段意識していない複数の概念的な「境界」の存在を意識させ、揺さぶることを目的としていたという(山崎 2015: 173)。展示のメインコンテンツとなる映像作品の撮影日は、「伝統」儀礼の執り行われる日とされた。このことは、「観覧者が抱いていると推測される伝統文化に偏ったアイヌ・イメージにまず寄り添い、その上で日常の生活を提示することで、観覧者のアイヌ・イメージを揺さぶるという戦略であった」という(山崎 2015: 174)。そして、撮影の前に次のような「撮影の概要」をまとめている。

儀礼の場のみではなく、各協力者の自宅から儀礼の場まで、また儀礼終了後に帰宅するまでも含めて網羅的に撮影したいと考えています。伝統文化だけでも日常生活だけでもなく、その両者が

現代において共存していることを示すための動画コンテンツの作成を目指します。これは、しばしばアイヌの伝統文化のみに限定された博物館におけるアイヌ文化展示（表象）がもたらす弊害を修正するとともに、現代に生きるアイヌ文化を紹介することになると考えています（山崎 2015: 175）。

ここで重要なことは、「伝統文化」だけでも「日常生活」だけでなく、その両者が生活世界の中で「共存」していることを示すことで、「伝統」／「現代（＝非-伝統）」という二分法を回避し、その「境界」を揺さぶることで二分法自体を問い直すことを目指している点であろう。このような撮影のねらいに基づいて、当日の撮影は被写体の起床シーンから始まり、電車を乗り継いで儀礼の場に到着し、儀礼に参加、そして再び電車で帰宅するまでを撮影している。そして、次のような指摘がなされていることは、きわめて重要である。撮影者と被写体が「映像作品を撮影するという実践を通じて、これまでの関係性のなかでは知りえなかった相手の新たな一面を互いに発見し、対話し、そこでの経験を両者の共通の記憶とした」（山崎 2015: 178）。

われわれが生活世界において他者を認識する時、他者は、合理性に基づく論理的思考によって理解されるのではなく、習慣性、自動性といった特徴をもつカテゴリーとして現われる。これは、他者に対する理解を平板化させること、すなわち経験の固有性を切り落として、経験を意味づけることであり、〈周縁から中心へと働く力〉が卓越している状態である。これに対して、我々を経験の固有性へと立ち返らせ、カテゴリーの平板化を許さない〈中心から周縁へと働く力〉が優越した時、自己は生き生きとした同時性の次元において全体性を帯びた他者の意識の流れに直面する。換言すれば、生きた他者が「分節されていない連続的全体性」（「捉えきれない全体性」）として自己と共に存在している「対面状況」となる。この時、反省的思考によって捉えられた他者の平板なカテゴリーは、絶え間ない生成変容の状態におかれることになるのである。こうして撮影者と被写体は互いに新たな他者理解を生み出したのである。

5. 日常を生きる生活者がもつ他者性

生活世界の対面状況における生きた他者は、「分節されていない連続的全体性」（「捉えきれない全体性」）として自己と共に存在していることが知覚される存在である。そのような他者を理解することは、他者の特殊な性質や、他者の心の中で起こっていることの完全な把握を意味するものではなく、むしろ、反省的思考によって分節化された平板なカテゴリーによって捉えられない他者性を了解することになる。そして、このことは、平板なカテゴリーの存在意義を否定するものではなく、そのようなカテゴリーの存在こそが捉えきれない他者性の存在を指し示してくれるのである。「捉えられないものは捉えられたものを通してのみその捉えられなさを開示する」。生活世界は、「捉えられた」と〈捉えられない〉との関係において対象を了解することが可能となる場である。つまり、逆説的ではあるが、〈捉えられた〉カテゴリーを賭け金として〈捉えられない〉他者性に向き合うことが、生活世界における他者了解の技法なのである。

そして、このような〈捉えられない〉他者性に向き合うことは、これまで一方的な表象の対象とされてきたアイヌ民族の当事者からの要請でもあった。少数・先住民族が「文明」を引き立てるための「未開」を演じる役割を負わされた、「文明」／「未開」というオリエンタリズムの認識様式が植民地主義を支える思想的基盤となっていたことに対して、それを批判する言説が「加害者」／「被害者」、「差別者」／「被差別者」といった二分法を固定化させる罠に陥ってしまう。それは、他者に「未開」というレッテルを貼り、「劣った」存在として捉えることが、自らを「文明的な優れた」存在として捉えることでもあったように、自らの内にあるほしくない属性を他者に投げ与えることで望ましい自己を確立するという点で同一の構造をもつ。つまり、自己像と他者像をコインの裏表の関係とする構造が、「文明」／「未開」という固定的な二分法を批判する言説にも繰り返されてしまうのである。この問題構造に気づいていたのは、佐々木昌雄であった。彼は、「被害⇔加害の図式」を乗り越えることについて、次のように述べていた。

誤解を避けるために、敢えて言っておこう。
『アイヌであることに誇りを持とう！』と叫ばざるをえない心情がどのようなものか、私は知って

いる。否、知っているというよりも、その心情はむしろ私の心情である。『おまえはアイヌである』という宣告によって、自分の全ての性向・所作・容姿・能力等が予め決められており、遂に人々に伍すことは不可能だ、と思い込んでしまった者が、たとえそれがどんなものであっても、誇りとなりえそうなものが提示されれば、一気にそれへ雪崩れてしまうのを、私の心情から遠いものであるかのように振舞えない。けれども、ある主張の底にある心情が尤もなものだからという理由で、その主張の当否を不問に付したり、かえって心情を宣しとするが故に、その主張を積極的に肯定するとしたら、私は無限にセンチメンタルな、被害者意識の怪物にならざるをえないだろう。『アイヌ』に関わる発言が、己れが『アイヌ』であるということにだけ正当性を確保していたり、『シャモ』であるということだけで罪責を担っていたりするのを、非としなければならない。今や徐々に声高に発言する者が増えてきているが、少なからぬ者たちの発言には、単純な被害⇔加害の図式が潜んでいる。それこそ、断罪⇔贖罪という、素朴であるが故に模瑚たる心情レベルへ、質されるべき問いと解かれるべき答えとを、移し消してしまうものであろう(佐々木 2008: 133-134)。

佐々木は、これまで「アイヌであること」が「未開」等の負の価値をもつと一方的に表象されてきた側の人間が、価値づけの正負を逆転させ、「アイヌであること」が正の価値をもつという表象を確立することで望ましく誇らしいアイデンティティを形成してきたことに一定の理解を示しながらも、「アイヌ」であるというだけで「正当性」を確保していたり、「シャモ」であるというだけで「罪責」を担っていたりするといった「単純な被害⇔加害の図式」、すなわち二分法的アイデンティティの固定化を否定している。

また、大谷洋一は、「差別話」にばかり目を輝かせている「シャモ」に対して辛辣な批判を加えている。

僕らの集会に来るシャモを、逆に僕の方からも観察させてもらっています。そうすると、『アイヌに同情することによって、善人としての自己存在をアピールする場』を見つけたと考えて喜んでるシャモ(和人)が多いように感じます。アイヌが

語る普通の生活話は退屈そうな顔をしてるくせに、差別話になると目が生き生きして身を乗り出す。そのシャモが何かすごいことをやってる満足感を得るためには、できるだけアイヌの生活や歴史は悲惨な方がやりがいが出てくるらしい。アイヌに対しては、いつまでも『自然保護』を叫ばせて『革命』を目指すことを押しつける。こんな人達に『共に生きよう』みたいに言われると気持ち悪くなってきます(大谷 1997: 44)。

大谷の言う「差別話」とは、「差別者」／「被差別者」という二分法に基づく語りであり、他者に対する理解を平板化させる力、すなわち経験の固有性を切り落として、経験を意味づける〈周縁から中心へと働く力〉を持つものである。これに対して、「普通の生活話」こそ、我々を経験の固有性へと立ち返らせ、カテゴリーの平板化を許さない〈中心から周縁へと働く力〉を秘め、生きた他者が「分節されていない連続的全体性」(「捉えきれない全体性」)として自己と共に存在している「対面状況」をもたらすものであるにもかかわらず、聞き取られ難いものであった。そのため、それが聞き取られないのであれば、「悲惨な生活と歴史をもつアイヌ」や「アイヌに同情する善人としての自己存在」といったカテゴリーが不自然に肥大化するばかりである。

また、筆者自身が首都圏でアイヌ文化伝承活動に関わる人びとへのフィールドワークの中で聞き取ったのは、次のような言葉であった。

研究されたりする人の意見が入ったものが、きれいな文章になって、その人のもってる本当の思いみたいなのが本当に伝わるのだろうか、わかってももらえるのだろうか、そういう気持ちがあるんですね。なんて言っていていかわからないけど、たとえば私のことに関していえば、これといって、たいしておもしろい話ではないと思うの、あの、いじめられたとか差別を受けたっていうのはっきりしたものがなくて、ただ漠然と私は嫌だったっていうだけで、で、嫌だ嫌だって言ってきて、ハッキリした理由もないのにね、ただ最近になって、急に楽しくなって参加しだして、今度はいろんなものを習ったり、縫い物を習ったり、踊りを習ったり、アイヌ語をならったりして(関口 2007: 233)。

ここで警戒されているのは、「被差別者」や「文化伝承者」の経験として意味づけられた「おもしろい話」が研究者による「きれいな文章」になって広まっていくことで、そうとは言えない漠然とした経験の固有性が切り捨てられていってしまうことであろう。曖昧さのない「はっきりした」文章が、「被差別者」や「文化伝承者」といった平板なカテゴリーを固定化させていくのである。ただし、このことは、差別の歴史を無化するものではなく、厳然として存在する「被害⇔加害の図式」を確認したうえでそこにとどまることのない関係を生活世界の中に見出すということである。

6. 首都圏におけるアイヌ文化伝承活動の〈現在〉——北海道から／への移動

本節では、これまでの議論で浮かび上がってきた課題を首都圏におけるアイヌ文化伝承活動⁴⁾に関する筆者のフィールドワークに基づく事例から考察し、今後の展望としたい。

『東京在住ウタリ実態報告書』（東京都企画審議室 1989）によれば、アイヌの人々の首都圏居住の契機は、1960年代の高度経済成長期における、全国各地から集団就職によって労働者が東京に集まるという全般的な動向の一環として、アイヌの若者たちが上京していったことである。首都圏居住のアイヌ民族の人口は2700人と推定され、一般都民と比べて生活、教育、就業の水準の低さが明らかであり、北海道を離れた理由の多くは、「経済・生計上の理由」および「差別・人間関係上の理由」であった（東京都企画審議室 1989）。首都圏のアイヌ民族の主な運動体は、「ペウレ・ウタリの会」（1964年設立）、「関東ウタリ会」（1980年設立）、「レラの会」（1983年設立）、東京アイヌ協会（1996年設立）である。

それぞれのグループが設立当初において会員相互の親睦を深めることを重視する活動を展開したことは、注目に値する。例えば、「ペウレ・ウタリの会」は次のような理念と会則に基づく活動を展開していた。

この会は昭和39年夏、阿寒湖畔アイヌ部落で共に働いた若い仲間の友情をもとにして発足したものである。我々が歴史を顧みるに、愛すべき北海道は和人とアイヌの圧制と闘争の場であった。その残滓は現在に及び、なお偏見と誤解の存

在を認めざるを得ない。われわれはこの現状に怒りと悲しみを覚え、同じ若い仲間として、日本人として、人間として集まり、その互いの心の壁を取り除き、理解し親睦を深めると同時に、社会に根強く残る無知と偏見を取り除くことに努力し、互いが心を傷つけ合うことのない住みよい社会を築こうとするものである（ペウレ・ウタリの会編集委員会編 1998: 310）。

しかしながら、実際にそこに集まっていた人びとの意識は、そのような理念や会則よりも「親睦の会」であることの方を重視していたようである。

俺は会則なんて少しも頭になくて、とにかく友情というか、日曜日になると新宿のある喫茶店に、毎週毎週そこへ行くと、必ずペウレ・ウタリの会員の誰かがいる。それから、飲みに行くにしても、食べに行くにしても、そこから始まるということが一番思い出に残っています。今こうやってみると、やっぱりペウレ・ウタリっていうのは、始まりが親睦の会であったと。それで今も残っているんだろうと思います（ペウレ・ウタリの会編集委員会編 1998: 13）。

また、「レラの会」の会長であった人物は、次のように語っている。

東京に出て来て、もう28年になります。好きで故郷を離れるウタリはいませんが、東京にいるアイヌウタリが一番願っていることは、よりどころが欲しいということです。心配ごとや困ったことがあっても、北海道と違って、頼れる人や知人もなく、和人の人たちに囲まれて、さびしくって叫びたくなる時があるんです。そんな時、心のよりどころになる場があれば、どんなにいいかと思うようになってきました。アイヌ料理店を作りたいと思うようになったのは、こんな理由からです（レラの会 1997: 18-19）。

このように首都圏の主なグループはその初期の活動において、共通の目的を掲げることによって形成される集団ではなく、まず先に人と人との結びつき（「親睦の会」）があり、その後で活動が始まるような集団を成していたといえる。それらは、活動の理念に照ら

し合わされた「アイヌ」や「和人」であることを会員たちに求めるばかりではなく、そのような「アイヌ」や「和人」であること以前の、人と人との結びつきを基礎とした活動を展開していたと考えられる。すなわち、「アイヌ」や「和人」であると同時にそれ以上の存在でもあることに基づいた「対面状況」において活動が展開されたということである。それが、やがてアイヌ民族の抑圧の現状の認識から、民族としての権利回復の運動や、アイヌ文化の啓発・普及の活動を展開し、90年代になると、社団法人北海道ウタリ協会の動きと連携して、アイヌ新法の「早期制定」という具体的な目標によって導かれていくことになる。

このような特徴をもつ首都圏のアイヌ文化伝承活動において、そこに参加する具体的な個人が北海道と首都圏の間での移動をどのように経験していたかを見ていこう。そこに見出されるのは、「移動」という文脈の中で固有性をおびた「アイヌであること」についての多様な意味づけの存在である。彼（女）らは、経済的理由や「アイヌから逃れたい」という理由などから、東京へ移動する。

東京だと、『あなたはアイヌだ』とか『外国人だ』とか言う人いないでしょ（関口 2007: 34）。

東京に出た動機も、アイヌはやめて日本人らしく生きようと。アイヌのことは一言も東京では喋らなかった（関口 2007: 84-85）。

東京では、アイヌのことを知らない人ばかりだから、よかったなあって思って。別にアイヌだよって言う必要もないし（関口 2007: 221）。

東京で、アイヌ差別から逃れられたと思い、もうアイヌでもなんでもいいって思って生きていた（関口 2007: 155）。

それがもたらすものは、「アイヌ」という自己意識の否定であるはずである。経済的理由で東京へ移動した者も、東京で改めてネガティブな自己意識に気づかされたり、嫌なものとして認識したりする。しかし、移動を経た後で猶、アイヌ文化伝承活動に関わる者もいて、その自己意識は継続する。

アイヌのことを否定してくせに、変なんですよ。否定してくせに、楽しくってね。行くとみんな若いしね（関口 2007: 156）。

私はアイヌの差別が嫌で東京に来たのにね、なんでアイヌのことを一生懸命やってんだらうって。これが嫌だから東京に来たんでしょって。この煩わしさから逃れたくて、ここに来たのに、わざわざね、自らそこに飛び込んでいって何をやってんのって（関口 2007: 191）。

一時的な中断を経て、再びアイヌ文化伝承活動に参加する者もいる。

トンコリとかやるようになって、アイヌだって胸張って言えるようになった、北海道にいたらそう言えなかったと思うけど。（関口 2007: 136）。

ためらいながら、参加したりする。

やっぱりアイヌというものをまだ胸を張って誇れない何かがあるんだよね（関口 2007: 208）。

誇りをもてるようになってたら苦しまないけど、なってないのに、どこかで力んでっていうかね。…アイヌ問題やってから、自分の老後ってことを考えて喫茶店をもつんですけど、そこにカラ元気を出すためにアイヌの着物を掛けておいたんですよ。でも、誇りではなかったんです。誇りをもってアイヌの着物を掛けたんじゃないくて、あの着物に対しては申し訳ないけども、針千本刺さったままだった（関口 2007: 172）。

ときには、それが抑圧をもたらすほどの強さにまで至る。

関東のアイヌは文化をすごく求めている。北海道の方は、求めなくても有るような気がする。それは地域によって違うけどさ。関東の方が、すごく切望しているっていうのがガンガン伝わってきて。だから、みんなとても真剣に取り組んでいるように見えたし、活動して訴えているように見えた。主張して、訴えて、求めている。そんな中、私は、生まれ育ったのがアイヌに関わる環境だったから、

こういうわたしがいて、でもそれは自分で求めたものじゃなくて、その場で私が無意識に育ってきて、それが私の周りであって、自分で選んだものではなかった。そういう感じでショックだったし、求めてる人たちは歴史、文化、情報色々知っていて。もともとそういう環境にいたけど何も知らなかったっていうのに気がついて、なんだか焦っていた気がする。それで自分が焦って周りに合わせようとした。人権関係のイベントにも参加したりしてたけれど、でも、だんだんちょっと違うな、って思いはじめていて。なんかこう考えた時期だったね。別にすべて知らなくても良かったのに、アイヌだから知っておかなくちゃいけないなんて、ねえ。アイヌの言葉や、歴史や、その他もろもろを知っているプロフェッショナルアイヌに一生懸命なろうとしていたのかも。あるイベントで踊ってたんだけど、急に空しさしか感じなくなってた（関口 2007: 76-77）。

一時的に北海道に帰省するという経験は、ネガティブ／ポジティブ双方の意味合いをもち得る。

北海道に行くのに、飛行機に乗るじゃない。そうすると、もう飛行機の中から差別がはじまっちゃうの。もうわかるわけよ、北海道の人は、私の顔を見ただけで。その辺は勝手に私がそういうふう思い込むのかもしれないけど。だからもう、北海道行きの飛行機に乗ったら、私はアイヌになっちゃうの。だから、北海道には行きたくなかったですね、親がいるからっていうぐらいでね（関口 2007: 158）。

やはり帰ると、うちの中にいろいろありますよね、ヌサとか、その、何て言うの、トゥキとか、シントコとか、ああいうのを見ると安心するとか。イチャルパしたり、お墓参りに行ったりとか。イチャルパはよく、母も、家でやってたから、日常的に。囲炉裏じゃなくても、ストーブで薪焚いてるでしょ。その時に、お酒注いで、パスイで捧げて、ね。私が帰ったからとか、なにかにつけて、そういう儀式はやってたからね（関口 2007: 221-222）。

北海道から東京への移動を経て猶、人びとは

「アイヌ」という意味づけにつきまといわれ、それとの距離・間合いを測りつづける（その多様さは、移動前後のライフストーリーに関わっている）。もちろん、北海道を離れることで、アイヌ文化伝承活動などにはまったく関わらなくなる場合も多い。しかしながら、ここで言うておきたいことは、「アイヌ」というものが「切っても切れない」ものとしてつきまとい人びとがいるということである。差別をきっかけとして「アイヌ」に関わることを嫌い北海道を離れた人びと、北海道から離れた後にあらためてネガティブな自己意識に気付いた人びとであるにもかかわらず、「アイヌ」というものと離れ難い状況があるのである。

それらの人びとにとって、「アイヌ」というもののへのスタンスは多様であるが、次の語りに見られるように、少なくとも何らかのためらいを感じながら活動に関わっているといえる。

私が別にアイヌって言わなくても、黙ってて一生懸命働けば食べていけるわけだし、アイヌって言われて馬鹿にされてもアイヌじゃないって言えばそれで生活ができるわけなのね。でも、…叔母さんが、「お前が生きて以上はアイヌというのは切っても切れないんだよ」って。そこに行くと勉強することが、これから自分がどうしたらいいのかって考えるうえで、必ず役立つって。「お前はこれから結婚して、子どもも産んで、その子どもはまだアイヌだよ、お前が何も知らないとその子どもはお前みたく悩むことになるよ」って（関口 2007: 209）。

彼（女）らは、「アイヌ」というカテゴリーにつきまといながらも、多様なスタンスをもって、自己と「アイヌ」との間合い（ズレ）を適切に保っているかのようである。ある人物においては、与えられた「アイヌ」という表象に自己をピッタリと合わせようとして、その努力が抑圧に感じられてしまい、「アイヌ」から離れる結果となる。「アイヌ」との間合いの距離は人それぞれであるが、そのズレを適切に保つことが「アイヌ」の活動にかかわり続ける原動力になっているといえよう。言い換えれば、「アイヌ」（という意味づけ）と生身の自己とのあいだで〈移ろい動く〉ことを続けるのである。それは、「アイヌ」という意味づけにそれぞれの人びとに固有のズレを付け加えていくことに等しい。そして、このような固有

のズレを生み出したのは、彼(女)らが生きる〈日常〉であった。

結論 〈移ろい動く〉生活世界の中で

博物館でアイヌ民族の「現代(現在)」を展示(表象)することの意義や課題について考察してきた。それは、従来の「未開」／「文明」という二分法に基づく展示を乗り越えようとするのが、「伝統」／「現代」といった二分法の固定化に横滑りしかねないという状況のなかで、「現代(現在)」を展示することはいかに(不)可能かという問題について考察することであった。

アイヌ民族の「現代(現在)」の展示が課題となる状況の中で、国立アイヌ民族博物館の基本展示では、主に「私たちの歴史」と「私たちのしごと」の部分でそれを扱っている。「現代(現在)」の展示は、いわゆる「伝統」とは異なるものを「現在」として捉えようとするなら、「伝統」ではないもの、すなわち「伝統」の残余カテゴリーとして「現在」を捉えることになり、「伝統」／「現代(現在)」という固定的な二分法に陥ってしまい、オリエンタリズムの認識様式を再生産してしまうという難題を抱えている。そして、そのような二分法に基づいて「伝統」の残余カテゴリーとしての「現代(現在)」を実体化してしまうと、「伝統」とは異なるとされるものを網羅的に羅列することにつながってしまうのである。このような困難な課題の解決のために、本稿では、生活世界における流動性に、あらゆる二分法に基づくカテゴリーを乗り越えていく可能性を見出した。

アルフレッド・シュッツが論じる生活世界は、経験の固有性がカテゴリーの分節化を妨げ、我々を分節化以前の連続的全体性の次元へと立ち返らせる契機をもつと同時に、捉えきれない全体性としての他者に向き合う「対面状況」において、他者を理解するためのカテゴリーが常に作り直されていく現場であった。このような観点から国立アイヌ民族博物館の「私たちのしごと」の中の「現代のしごと」の展示を再検討すると、生活世界の文脈の中での固有性がアイヌ文化に関する新たな意味付けを生成していく様子を観覧者に伝えるものとなっていた。また、〈先住民と国境——アイヌと境界〉展の映像作品は、「伝統文化」だけでも「日常生活」だけでなく、その両者が生活世界の中で「共存」していることを示すことで、「伝統」／「現代

(=非-伝統)」という二分法を回避し、その「境界」を揺さぶることで二分法自体を問い直すことを目指すものであった。

生活世界の対面状況における生きた他者は、「分節されていない連続的全体性」(「捉えきれない全体性」として自己と共に存在していることが知覚される存在である。逆説的ではあるが、〈捉えられた〉カテゴリーを賭け金として〈捉えられない〉他者性に向き合うことが、生活世界における他者了解の技法であった。そして、このような〈捉えられない〉他者性に向き合うことがこれまで一方的な表象の対象とされてきたアイヌ民族の当事者からの要請でもあったことを、佐々木昌雄や大谷洋一の言葉や、筆者がフィールドワークの中で聞き取った言葉から明らかにした。そして、首都圏におけるアイヌ文化伝承活動が生きた他者との「対面状況」において開始され、〈捉えられた〉「アイヌ」というカテゴリーが固有の意味づけに開かれることで〈捉えられない〉ものの存在を指し示すといった日常性を帯びていることが見えてきた。このような生活世界の捉えられなさ、すなわち表象の不可能性に向き合うことこそ、「未開」／「文明」、「伝統」／「現代」といった二分法の固定化に抗する表象のあり方を展望するものとなるであろう。

注

- 1) 本稿は、北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)沿岸環境課題と国立アイヌ民族博物館の共催によるシンポジウム、「暮らしの変化と文化伝承——グリーンランド・イヌイトとアイヌの事例——」(2021年6月19日)で報告した内容を加筆修正したものである。
- 2) 佐藤郁哉は「薄っぺらな記述」の例として、次のような記述を挙げている。「×月○日、16時34分50秒～53分23秒にかけての観察。○町五丁目三一五の富士見坂の街角。四十代後半とおぼしき額がやや上げ上がった男が両脚を肩幅よりやや広めに開き、バットを振っている。観察時間のあいだにバットが振られた回数は少なくとも三十五回。バットの商標は、□□。アルファベットのロゴが○〇センチ×〇〇センチほどの大きさに印刷されている。男の服装——ベージュのチノパン、グレーのスエット・シャツ……(以下、延々とディテールの記述が続く)」(111-112)。
- 3) 映像作品『アイヌと境界——pet kamuynomi ベツ カムイノミ 川の神への祈り』では、「日々の暮らし／伝統文化」「現在／過去」「日常／非日常」「職場／家庭」「被写体／カメラマン」「アイヌ／和人」「録画ボタンのオン／オフ」「正装／普段着」といった「境界」が焦点となっている。
- 4) ここでいう「文化伝承活動」は、いわゆる「伝統文化」の伝承に関する狭義の活動ではなく、当事者が「アイヌ文化」として認識するものの伝承にかかわる活動として広く捉えられている。そのため、その活動は、人々の交流を生み出す機能を果たしたり、生計の手段としての意味をもつなど、様々な機能や意味に開かれている。

参考文献

- アイヌ総合政策推進会議 2016 『民族共生象徴空間』基本構想』改訂版。
- 大谷洋一 1997 「道外に住むアイヌとして」『[公開講座] 北海道文化論 13 アイヌ文化の現在』(札幌学院大学人文学部編)札幌学院大学生生活共同組合。
- 小田亮 2003 『野生』の他者化を回避するために ノスタルジアとアンビヴァレンス』スチュアート ヘンリ編 『野生』の誕生——未開イメージの歴史』世界思想社、pp.218-240。
- サイード、エドワード・W 1993a 『オリエンタリズム (上)』(板垣雄三・杉田英明監修、今沢紀子訳)平凡社。
- 1993b 『オリエンタリズム (下)』(板垣雄三・杉田英明監修、今沢紀子訳)平凡社。
- 佐々木昌雄 2008 『幻視する〈アイヌ〉』草風館。
- 佐藤郁哉 2006 『増訂版 フィールドワーク——書を持って街へ出よう』新曜社。
- シュッツ、アルフレッド 1980 『現象学的社会学』(森川真規雄・浜日出夫訳)紀伊國屋書店。
- 東京都企画審議室 1989 『東京在住ウタリ実態調査報告書』。
- ペウレ・ウタリの会編集委員会 (編) 1998 『ペウレ・ウタリ——ペウレ・ウタリの会 30年の軌跡』ペウレ・ウタリの会。
- 本多俊和・葉月浩林 2006 「アイヌ民族の表象に関する考察：博物館展示を事例に」『放送大学研究年報』第24号、pp.57-68。
- 山崎幸治 2015 「映像作品をめぐる対話——北海道における〈アイヌと境界〉展」高倉浩樹編 『展示する人類学——日本と異文化をつなぐ対話』昭和堂。
- 李晟台 2005 『日常という審級——アルフレッド・シュッツにおける他者・リアリティ・超越』東信堂。
- レラの会 (編) 1997 『レラ・チセへの道——こうして東京にアイヌ料理店ができた』現代企画室。

「アイヌ古式舞踊」の文化財指定の経緯に関する考察 －知里真志保と本田安次の原稿から－

A Study on the Designation Process of "Traditional Ainu Dance" as Japan's Cultural Property:
Examination of the Manuscripts of Chiri Mashihō and Honda Yasuji

谷地田未緒 (YACHITA Mio)

国立アイヌ民族博物館 アソシエイトフェロー (Associate Fellow, National Ainu Museum)

要旨

1984年に国の重要無形民俗文化財に指定された「アイヌ古式舞踊」について、文化政策の視点からその経緯を検証する。それまで多くの先行研究が「音楽」や「文学(口承伝承)」の分野でされてきたにもかかわらず、「古式」「舞踊」という文化財名称となった背景について、文化財行政に影響のあった二人の著者、知里真志保と本田安次の原稿をもとに検討した。本田のテキストが知里らの先行研究を単純化している点と、「舞踊／踊り」という概念に注目している点を指摘し、結論として文化財指定に当時の民俗芸能研究が内包していたイデオロギーが強く影響している点を指摘した。

キーワード：アイヌ古式舞踊、重要無形民俗文化財、民俗芸能、知里真志保、本田安次

Abstract

This paper examines the designation process of "Traditional Ainu Dance (*Ainu Koshiki Buyo*)" as Japan's Important Intangible Folk Cultural Property in 1984. Despite the fact that most of the previous studies had been conducted in the fields of music and/or literature (oral tradition and language), the cultural property was named "*koshiki* (traditional or ancient) dance". This paper examines manuscripts by two authors, Chiri Mashihō and Honda Yasuji, who were influential in the administration process of the designation of Traditional Ainu Dance. It has shown that Honda's text simplified the previous research, and has a strong focus on the concept of "dance." In conclusion, the paper pointed out that the ideology of "folk" performing arts research at the time strongly influenced the designation of cultural properties.

Key Words : Traditional Ainu Dance (*Ainu Koshiki Buyo*), Important Intangible Folk Cultural Property, Intangible Cultural Heritage, folk performing arts (*minzoku geinō*), Chiri Mashihō, Honda Yasuji

1. 問題意識の所在と本稿の位置づけ

本稿は、アイヌ民族の文化に関する研究のうち、特に文化や芸術に関する政策や制度的とりくみについて、文化や芸術の振興を専門的に行う「文化政策」の観点からとりあげるものである。その背景には重要な

問題意識がある。それは1997年に「北海道旧土人保護法」が廃止され「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（通称アイヌ文化振興法）」が制定されて以来、アイヌ民族関連政策の中核を成しているのが文化に関する政策であるにもかかわらず、文化政策の分野でアイヌ民族の文化が取り上げられることがほとんどないことであ

る。同法や、2019年に初めてアイヌ民族を「先住民族」と法的に規定した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（通称アイヌ施策推進法）」は、文化振興や観光ばかりを優先し、同化政策によりアイヌ民族が受けたトラウマの回復や、社会的・経済的環境の改善、同意なく奪われた先住権などへの議論を先送りしていると批判されている（中村 2018、モーリス＝スズキ 2020、東村 2019 等）。

筆者もこうした問題に背を向けて文化振興ばかりが優先されるべきだとは考えていない。しかしアイヌ民族の人権・社会活動においては、遑星北斗や砂澤ビッキのように、制度的課題や社会的状況に真っ向から向き合った文学者・彫刻家の活動・作品が議論を牽引することも少なくなかった。現代における文化政策研究は、20世紀に文化や芸術が国威発揚や戦意高揚のために多くの国で利用されたことを反省点として出発しており、現代において国や社会が文化を振興することの目的は、文化の多様性を尊重し、社会に作用し、人々に誇りや活力をもたらすものであると考えられている。実際、アイヌ施策推進法における文化振興は、人権や尊厳が尊重される社会を作る戦略として位置づけられている。こうした国際的な潮流を鑑みると、アイヌ民族の文化に関する政策は、少なくとも理念的には、最先端の文化政策であるときえいうことができる。にもかかわらず現状の政策では、特に芸能や手芸・工芸などの文化活動においては、短期的・単発的な活動支援が多く、持続可能な文化専門職の育成や、長期的な制度設計がなされているとは言い難い。文化の伝承や振興を長期的に行う為に、芸術支援や文化政策の分野が培ってきた、文化・芸術に特化した知見を活用することができないだろうか。本稿は、そのような問題意識をもとに、これまで「より深刻な問題を覆い隠す」、「当たり障りのない支援」として批判の対象となってきた文化の振興を、文化政策の視点から見直すことで、アイヌ民族の人権や尊厳を回復するための重要な政策として積極的に位置づけることを最終的な目的としたい。

以上の問題意識をもとにまず、「アイヌ民族の人権や尊厳の回復に寄与するような積極的な文化政策とはどんなものか」という大きな問いをたてる。本稿ではそのうち特に、アイヌ民族の文化的な活動に最も大きな影響を与えた文化政策のひとつであり、また「文化政策」と「先住民族関連政策」の直接的な交差点であ

る「重要無形民俗文化財：アイヌ古式舞踊」を中心に取り上げる。上記の問いを掘り下げるにあたり、「現在の文化政策を、アイヌ民族の先住民族としての権利を反映し、〈自由意志による、事前の、十分な情報に基づいた合意 (Free, Prior, Informed Consent)〉に基づいて再構築するためにはどうしたら良いか」という文化的な権利に基づく点と、「文化政策の本来の効果期待するには、何を対象とし、どのような目的のために、どのような内容の政策がとられるべきか」という効果的・効率的な政策運営の視点の両方から検討する。

2. 先行研究

アイヌ民族に関連する「文化政策」について専門的に取り上げた研究は多くない。アイヌ民族に関する全般的な法制度に関しては中村（2018）等が、また1997年の通称「アイヌ文化振興法」や2019年の通称「アイヌ施策推進法」についてはさまざまな主体が論じているが、そのうち文化に関する事項について、例えば踊りや音楽、刺繍や工芸に対する政策的支援や長期的な専門家・専業従事者の育成枠組みの検討といった内容について、中心的・専門的に取り扱ったものはごく少ない。「アイヌ古式舞踊」を文化財との関連で検討している近年唯一とも言える研究は、東村岳史による「『文化財』としての「アイヌ古式舞踊」」である（東村 2001）。この論文で東村は、アイヌ古式舞踊が重要無形民俗文化財に指定されるに至った経緯とその後の当事者たちの反応を、当時の新聞記事などをもとに、その時々における声を多分に参照しながら紐解いており、本稿にとっても重要な先行研究と位置付けられる。特に、文化財指定に向けた流れの中で、教育委員会や新聞投稿、文化財委員会などからアイヌの舞踊に対し、「古態」「古式」「舞踊の発生」「芸能史的な価値」等のイデオロギーが向けられている点について、批判的に検討している。

また、2020年に発表された谷地田・押野による拙稿では、重要無形民俗文化財として指定を受けている「アイヌ古式舞踊」について、その実態や制度的枠組みについて文化政策の観点から検討している（谷地田・押野 2020）。同論文では、アイヌ民族に関連する政策の多くが文化振興に集約されているにもかかわらず、文化や芸術に関する政策を専門的に扱う「文化政策」の分野で検討されていないことを指摘し、先住民

族政策としてのアイヌ関連政策と、文化庁などが実施する文化芸術に関する政策との間に非整合性がある点について指摘している。そのうえで、以下の三つが今後の課題として提示されている。一つ目は、「無形の文化財を支える伝承者の人材育成」について、現在それぞれ個別に実施されている（重要無形民俗文化財などへの）「文化財指定」、専門的な人材を後世まで確保する「伝承者育成事業」、伝承者への恒常的な「公演機会の提供」（専門職業として従事する機会）が、一連の政策として検討される必要があるのではないかという点。二つ目は「文化の変容」について、同化政策による文化の喪失や、強制的に移住を迫られたことによるコミュニティの離散を原因としてもたらされた「変化」は、生活の変化の中で自然と生まれた変化や表現の近代化とは別に検討する必要があるという点。また、いかなる社会的背景があろうとも、先住民族が自身の伝統や表現の変化を自己決定していくことは、理想論ではなく国際的に認められた権利であるという点。三つ目は、アイヌ古式舞踊と「無形民俗文化財」制度について。アイヌ民族に関する研究はこれまで主に「民族学」の分野でなされ、主に日本国内の文化を研究する「民俗学」の分野からは疎外されてきたにもかかわらず、アイヌ民族の文化財が「重要無形民俗文化財」に分類されている点について。この混乱は、2019年にアイヌ民族が日本の「先住民族」と法律に明記されたことでさらに深まっている。文化財政策と先住民族関連政策との整合性を図り、日本国内における多民族・多文化を反映した文化政策へと議論を進めていくことの必要性を指摘している。

本稿は上記2本の論文を最も中心的な先行研究と位置付け、2つの論文が積み残した議論を進めていく。

3. 「古式舞踊」という文化財名称について

アイヌ民族の舞踊は、1984年に「アイヌ古式舞踊」として国の重要無形民俗文化財に指定され、2009年には「Traditional Ainu Dance」として国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産となっている。後者はユネスコ加盟国である日本の推薦に基づいて決定されるので、「アイヌ古式舞踊」が日本の文化財制度において文化財指定を受けていることがその土台となっている¹⁾。

ところで、「古式舞踊」という名称は、重要無形民俗文化財の名称として広く使われてはいるものの、

「舞踊」という枠組みでなされた研究は、実は近年に至るまでほとんどない。アイヌ民族の文化や芸能²⁾は、これまで多くは音楽や口承文芸（文学）、あるいは儀礼や生活習慣の一部として研究されてきている³⁾。実際「アイヌ古式舞踊」には、踊りを伴わない歌だけの演目（ウポボ等）や、楽器（ムックリ等）も含まれており、節を伴う口承文芸の語り（ユカラ等）が上演演目として追加されることも多い。では歌や楽器を含む芸能の総称として「古式舞踊」という言葉が使われる様になったのはいつ頃からだろうか。

この具体的な疑問について、本稿ではいくつかの試論を記載していく。しかしその前になぜ「古式舞踊」という名称の源泉を辿る必要があるのかという点について再度確認しておきたい。それは、端的にいうと前項で述べた「現在の文化政策を、アイヌ民族の先住民族としての権利を反映し、〈自由意志による、事前の、十分な情報に基づいた合意 (Free, Prior, Informed Consent)〉に基づいて再構築するためにはどうしたら良いか」という視点のためである。いわゆる大和文化を中心に構築されている現在の文化政策の体系を、多民族・多文化を前提とし、当事者の視点を重視した体制に抜本的に再検討していくためには、現行の制度における異和や矛盾について、ひとつひとつ解きほぐしていく必要がある。そのため「アイヌ古式舞踊」においても、文化財指定がどのように行われたのか、「古式舞踊」という名称や分類がどのように生まれ、どのような影響を及ぼしているのか、現状の文化政策の経緯や影響を確認していく必要がある。その際、特に重要なのは、誰が主体となって「踊り」を体系とする文化財名称が与えられ、指定が進められたのかという点と、「踊り」を体系とする文化財指定の形は、アイヌ民族にとってどのような意味や影響を持っているのかという点を明らかにすることである。

以上の問題意識をもとに、まずアイヌ民族の舞踊をはじめとする無形文化がどのように文化財として扱われてきたのかを整理したい。

3.1. アイヌ古式舞踊の文化財としての変遷について

アイヌ古式舞踊は現在、「重要無形民俗文化財」という分類で国の文化財指定を受けている。「民俗文化財」という制度の成り立ちについては数多くの研究がなされているので詳しく扱わないが、その概念自体、文化財政策と民俗学の発展とともに生み出されたものであり、法改正のたびに少しずつその制度的位置

	1950年 文化財保護法制定 「無形文化財」という 分類が生まれる	1954年 改正、「無形文化財」の指定 制度開始、「民俗資料」追加	1975年 改正、「民俗資料」は 「民俗文化財」となり 指定制度が始まる	現在
「アイヌに関連する詞曲、歌 舞、祭礼等」	--	1953年：助成の 措置を講ずべき 無形文化財		
「アイヌのユーカラ」			1956年：記録作成等…無 形の民俗資料	(改) 記録作成などの措置 を講ずべき無形民俗文化財
「アイヌの建築儀礼及び習俗」			1960年：記録作成 等…無形の民俗資料	(改) 記録作成などの措置 を講ずべき無形民俗文化財
「阿寒のアイヌ古式舞踊」				1975年：記録作成などの措置 を講ずべき無形民俗文化財
「春採のアイヌ古式舞踊」				1975年：記録作成などの措置 を講ずべき無形民俗文化財
「アイヌ古式舞踊」				1984年： 重要無形民俗文化財
* 参考： 「大日堂舞楽」(秋田) (記録作成の措置を講ずべきもの)		1953年：助成 の措置を講ずべ き無形文化財	1970年：記 録作成等…無 形文化財	1975年：記録作成などの措置 を講ずべき無形民俗文化財
「大日堂舞楽」(秋田) (重要無形民俗文化財)				1976年：重要無形民俗文化財

表1 アイヌ民族の無形の文化財指定の変遷

付けを確立させてきた。「アイヌ古式舞踊」が「重要無形民俗文化財」に指定されたのは1984年。これは1975年の文化財保護法改正により、「重要無形民俗文化財」の指定が始まってから9回目に当たる指定であった。「アイヌ古式舞踊」が指定される年までに「重要無形民俗文化財」は約120件が指定されており、2022年現在では日本全国で320件が指定されている。「アイヌ古式舞踊」の文化財指定にあたって尽力した民俗芸能研究者で文化財審議委員であった本田安次は、1952年8月に初めて「アイヌ舞踊」の調査を実施している。表面的には、本田が初めて調査を行ってから「アイヌ古式舞踊」が「重要無形民俗文化財」に指定されるまで、30年以上の年月が費やされている。しかし実際には、「無形民俗文化財」という分類自体が、「民俗芸能」という名称の成立とともに揺れ動く文化財行政の渦中にあり、そうした体制の中でアイヌ民族の無形文化は何度も文化財として登場している。

まず、1953年に「アイヌに関連する詞曲、歌舞、祭礼等」(以下「アイヌに関連する詞曲…」)が、「助成の措置を講ずべき無形文化財」として選定されている。この時には、「無形民俗文化財」というカテゴリーはまだ存在せず、他の多くの民俗芸能とともに「無形文化財」として選定されている点に注目したい。現在「民俗芸能」は「(無形)民俗文化財」の一部として分類されているが、この当時はまだ文化財保護法の規定に「民俗芸能」という言葉も「無形民俗文化財」という言葉も存在せず、「アイヌに関連する詞曲…」は、「文楽」や秋田県の「大日堂舞楽」などと

もに、「国が保護しなければ衰亡の虞のあるもの」として「無形文化財」として選定されたのである(俵木2018:22、東村2001:106)。端的にいうと、文化財保護法の成立当初は、現在のような「芸術性」や「型の継承」をもとにした「無形文化財」と、「文化の発生や起源を知る資料」としての「無形民俗文化財」という仕分けがなく、両者は同じ制度の中に存在していたのだ。

「アイヌに関連する詞曲…」が選定された翌年の1954年、文化財保護法が改正され、「民俗資料」という分類が登場する。その中に、「無形文化財」とのあいだに曖昧さを残したまま「無形の民俗資料」という新たな分類が生まれる。「無形文化財」は「衰亡の虞」のないものも含め文化財指定制度が導入され、「助成の措置を講ずべき無形文化財」は一度選定を解かれた(俵木2018:24)。また新たに設立された「無形の民俗資料」のうち、「記録作成等の措置を講ずべき」ものとして、「アイヌのユーカラ」(1956年)、「アイヌの建築儀礼及び習俗」(1960年)が選択された。その後1975年の法改正と同時に、「阿寒のアイヌ古式舞踊」と「春採のアイヌ古式舞踊」の2件が追加登録されている。これら4件は、現在でも「記録作成などの措置を講ずべき無形民俗文化財」としての選定が継続している。

一方、「アイヌに関連する詞曲…」は1954年の法改正に合わせて一度選択を解消されたが、「民俗芸能」に関する様々な議論と、アイヌ文化の保存・継承に関する様々な運動を経て、1983年に「アイヌ古式舞踊」

という名称で国の「重要無形民俗文化財」に指定されている。実は、当初「無形文化財」とされながら数年でその選択を解かれ、のちに「(重要)無形民俗文化財」となった民俗芸能は他にもある。例えば秋田県の「大日堂舞楽」は、1953年に「アイヌに関連する詞曲…」とともに一時的に「無形文化財」に選定されているが、1975年の法改正に向かって「民俗文化財」への議論が高まる中、1970年に33件の民俗芸能とともに「記録作成などの措置を講ずべき無形文化財」に指定され、1976年に「重要無形民俗文化財」として第一回指定を受けている。1953年に無形文化財に一度選定されているが、1975年の法改正まであいまいに立ち置かれていたのは「アイヌ古式舞踊」だけではない。揺れ動く制度の中で、「民俗芸能」と呼ばれる分野全体がその居場所を探していたのである。

「無形文化財」と「無形の民俗資料」の定義の曖昧さや制度確立の経緯については多くの先行研究が指摘するところであるが、本稿が目指したいのは、文化財の名称が当初は「アイヌに関連する詞曲、歌舞、祭礼等」であったにもかかわらず、のちに「アイヌ古式舞踊」と、全く別のものとも取れる名称になっている点である。これは通常であれば、1950年には指定の対象となっていなかった新しい事象が文化財として頭角を表したと考えるのが自然だろう。しかし、冒頭で述べたとおり「アイヌ古式舞踊」には舞踊以外にも楽器や歌が入っており、場合によっては「詞曲」に相当する口承文芸や、「祭礼」として総合的に実施される踊り・祈り・歌などが入る場合もあり、実質的に同じものであると考えられる。一方、同様の制度的混乱の経緯をたどった「大日堂舞楽」は、途中で名称が変化することはなかった。アイヌの芸能が、長い時間をかけてやっと「重要無形民俗文化財」に指定を受けたことの功績は疑うべくもないが、この30年の間に、なぜこのような名称変更が起り、「アイヌ古式舞踊」という名称が現れてきたのであろうか。次項ではその名称について、当時の知里真志保の研究と、文化財行政に深く関わっていた本田安次の言説から分析してみたい。

3.2. 文化財行政に影響を与えた研究：

知里真志保と本田安次

冒頭で述べたように、現在「アイヌ古式舞踊」に分類されているものは、これまで音楽、文学、言語、生活慣習などの分野で主な研究がなされてきており、そ

もそも「踊り」を総括的な名称としてなされた研究は数少ない。文化財政策においても、「詞曲、歌舞、祭礼等」という名称、またその後「記録作成」の措置が必要な文化財に「アイヌのユーカラ」が選定されたことを鑑みると、当初無形の文化財として注目をされていたのは「舞踊」よりはむしろ、口承文芸の分野であったことが推察できる。このことは、当時の研究動向をみてもごく自然なことである。文化財保護法が成立した1950年当時、金田一京助は68歳。『ユーカラの研究 アイヌ叙事詩』を発表してから既に20年経っており、柳宗悦が日本民藝館でアイヌ工芸の特別展示を開催してから約10年後のことである。アイヌ文化といえば「ユーカラ」(ユカラ)やアイヌ模様に入った民芸品が知識人の中では知られていた時期である。ちなみに1950年は、金田一の元で学んだ久保寺逸彦・知里真志保はそれぞれ48歳と41歳、また更科源蔵も同世代の46歳、そして文化財審議委員であった本田安次は44歳、後に本田安次に協力をした萱野茂は24歳という時代である。このうち、初期の文化財政策に直接的な影響をもたらしたテキストを執筆した人物として、知里真志保と本田安次を上げることができる。

3.3. 知里真志保による研究

知里真志保(1909～1961)は周知のとおり、アイヌ民族の研究者として博士号を取得し、北海道大学教授を務めた言語学者・民族学者である。知里が残した数多くの著作の中で、初めて「歌謡」について出版した原稿は、1948年に出版された『アイヌの歌謡(第一集)』(以下『歌謡第一集』と表記)であり、これはアイヌの芸能が初めて文化財として登場する5年前に出版されている。このテキストは、1947年に開始されたNHK放送文化研究所が行った現地調査と録音を、26枚のSPレコードとしてコロムビアレコードから刊行されたものに、解説として執筆された文章である(谷本2000:6)。ここでは知里は「I 歌謡」「II 詞曲」「III 散文の物語」「IV 祈詞・祭詞・会見の辞等」「V 楽器」の5項目に分けて解説をしている。うち「I 歌謡」の詳細は以下のような構成になっている。このテキストでは、「シノッチャ(sinótcha)踏舞の歌」⁴⁾、「リムセ(rimse)踊り歌」、「ヘチリ(hechiri)樺太の踊歌」、「イユタウポポ(iyúta-upopo)」など、現在では「アイヌ古式舞踊」の演目として上演されることもあるものが「歌謡」に分類されていることがわ

かる。

1. 総説／2. サケハウ (sakéhaw) 酒の声／3. シノツチャ (sinótcha) 踏舞の歌／4. ウポポ (upópo) 祭り歌／5. リムセ (rimse) 踊り歌／6. ヘチリ (hechiri) 樺太の踊り歌／7. イユタウポポ (iyúta-upopo)／8. チポハウ (chipó-haw)／9. 木やり歌／10. イフムケ (ihumke) 子守歌／11. シノツチャ (sinócha) 叙情歌／12. イヨハイオチシ (iyóhayochis) 哀傷歌／13. ヤイサマ (yáysama)／14. ヤイカテカラ (yáykatekar) 恋の歌

その後知里は1960年(昭和35年)に『アイヌに伝承される歌舞詞曲に関する調査研究』(以下『歌舞詞曲』と表記)を発表する。これは1952年(昭和27年)に文化財保護委員会が委託した調査の報告書であり、「アイヌの芸能の研究資料となるのみでなく、広く民俗芸能保存に関する施策の上に参考資料として活用される」ことが期待されている(文化財保護委員会事務局長清水康平の巻頭言より、知里1973[1960]:5)。この資料で知里は、7年前に登録された文化財名称とも一致する「歌舞詞曲」という言葉をタイトルに用いたうえで、以下のような項目で報告をしている。

- 第1章 アイヌの呪法と呪文の歌：35項目
- 第2章 踊と踊歌：7項目
- 第3章 労働歌：2項目
- 第4章 遊戯歌：1項目
- 第5章 鳥虫歌：2項目
- 第6章 子守歌：1項目
- 第7章 叙情歌：4項目
- 第8章 詞曲：8項目

この様にこの報告書も「歌」を中心に編纂されているが、一部「踊」が登場する。その第2章「踊と踊歌」についての項目は以下の通りである。

- I タプカル (tapkar 踏舞)
 - 85. 酒宴の余興に演じられる長老の踏舞／86. 男女の連れ舞い／87. 女のタプカル - 北海道の用語例／88. 女のタプカル - 樺太の用語例 (1)／89. 女のタプカル - 樺太の用語例 (2)／90. タプカルの起源

- II タプカル・シノツチャ (tapkar-sinotcha 踏舞歌)
 - 91. 踏舞の歌／92-95. 踏舞の歌 - 近文コタンの例 (1)-(4)／96-99. 樺太のシノホチャ (1)-(3)

- III サケハウ (sake-haw 酒声)
 - 100. 踏舞の歌声／101. 歌詞の伴うサケハウ／102-103. サケハウの歌詞

- IV イコイキ・シノツチャ (ikoyki-sinotcha 熊狩歌)
 - 104. 美幌の熊狩の歌

- V リムセ (rimse 踊歌)
 - 105. 踊と踊歌／106. リムセの起源／107. 剣の舞／108. リムセの服装／109. 胆振のリムセ／110-111. リムセの例 - 白老、幌別の伝承／112. 模倣的な踊／113. 種々の動物踊

- VI ウポポ (upopo 祭歌)
 - 114. 坐歌から踊歌へ／115. サケカルウポポ (sakekar-upopo 酒造り歌)／116. イユタウポポ (iyúta-upopo 物搗き歌)／117. イヨマンテウポポ (熊祭歌)／118. セテカリウポポ／119. ツ°セカリウポポ (綱を廻る歌)／120. クルミまきのウポポ／121. 提子 (ひさげ) の投げ合い／122. エルムウポポ (ネズミ踊)／123. ネズミ踊から祭の坐歌へ／124. 日高国沙流郡平取村の「ネズミ踊」(erum-sinot)／125. ケヨマンテウポポ (山の神の霊を送り出す踊歌)／126. 鯨祭の歌／127. モシカルウポポ (moskar-upopo 葦刈り歌)／128. イユクウポポ (菱とり歌)／129. ヒルガオの根を掘る時の歌／130. コオホネを取る時の歌／131. ヤブマメ掘りの歌／132-3. マイタケを取る時の歌／134-5. 水難のウポポ／136. ウポポの唱和／137. ウポポの歌い方 (斉唱 uwopuk、輪唱 ukouk、一人が音頭をとって他がそれについて歌う uwekaye 等)

- VII ヘチリ (hechiri 踊歌)
 - 138. ヘチリという語／139. 熊祭の踊とその歌／140. トンコリヘチリ／141. レクッカラという歌い方

この2つの原稿を比較すると、『アイヌの歌謡』における分類系統が『歌舞詞曲』にも引き継がれていることが分かる。例えば、いずれの原稿も、冒頭で「に

ごり水下がれ」というような「呪文」(おまじない)等を紹介し、それと歌・踊をつなぐ要素として、タブカルとサケハウが次に紹介されている。その後、リムセ／ウポポ／ヘチリと「踊り」と関連する歌が続く、それに続いて労働歌・子守唄等目的のある歌、叙情歌・哀傷歌など即興的で歌詞が重要な意味を持つもの、そして最後に口承文芸と呼ばれる「詞曲」が紹介されるという構成になっている⁵⁾。谷本は『歌舞詞曲』の論文に見られるこうした説明について、「一般に歌や踊の起源を、呪術的・宗教的動機を重視する立場から説く人は、他にも多く見られるが、歌・踊の名称や断片的な囃しことばの分析をふまえ、生活習俗に関する豊かな知見を縋いませながら核心に迫ってゆく論証の仕方は、知里独自のものである」と高く評している(谷本 1973:467)⁶⁾。

上記二つの調査は、いずれも外部からの依頼によるものであり、それまで知里自身が専門としてきた「文学」や「言語」の視点からではなく、依頼を受けた「歌謡」や「芸能」⁷⁾といった観点から歌・踊りを見直そうとしている姿が窺える。これ以前にも知里は、1936年に『アイヌ民俗研究資料 第一』「アイヌ民話と唄」、1937年に『アイヌ民俗研究資料 第二』「謎・口遊び・唄」などを執筆しているが、それらはどちらかというと言語学あるいは民俗研究として書かれており、上記のような「歌謡」や「芸能」という視点では必ずしもなかった。多くの著作の中で、『アイヌの歌謡』において唯一「楽器」が扱われている(谷本 1973:470)ことから、これらの著作では「音楽」というそれまで知里が意識してこなかった視点が反映されていることがわかる。

このように、知里の著作では「舞踊」は主に「踊り歌」として「歌・音楽」に包摂されるものとして記載されていることにも注目したい。『歌舞詞曲』の執筆においても全体は「歌」を基準に構成されている。ここに「踊り歌」として例示されている演目は、現在で

は「アイヌ古式舞踊」として上演されているものも数多い。この説明だけを見る限りでは、「アイヌ古式舞踊」ではなく「アイヌの歌(謡)」が文化財名称となっていたとしても不思議ではない。

ただし、知里は音楽が踊りの包摂概念であると思っていたわけではない。むしろ、歌と踊りの境界は極めてあいまいなものであることが詳細に説明されている。例えば知里は歌と踊りの関係について、以下のように述べている。

祭りの夜など、屋内の一隅に夫人ばかりが集まって、中には子供なども交え、円座をつくって、その真中に^{ほかい}行器の蓋など据えて、右のてのひらでそれを叩いて拍子をとりながら、賑やかに歌を廻して行く。その歌を、胆振地方や日高の沙流地方では「ウポポ」(upopo)と称している。(中略)行器の蓋を叩きながらそれらの唄を次から次と歌い続けているうちに、興が乗ってくると、ついには一同立ち上がって踊りになってしまう。(中略)この踊り、及びその踊りに合わせて歌う歌を、胆振地方では「リムセ」(rimse)と云って、座って行器の蓋を叩きながら歌う前記のウポポとは厳密に区別する。日高の沙流地方でも踊りは「ホリッパ」(horippa)と云って、やはり座って歌う前記のウポポから区別している。ところが、この区別は北海道の中東北部から樺太へかけては、あまり重要な意味をもっていない。本来は一つのものだったからである。

北海道の中東北部一帯にわたって、座って行器の蓋を叩きながら歌う坐唄も、立って踊りに合わせて歌う踊歌も、どちらもウポポと云っている。強いて区別するときは、一方を「ロクウポポ」(rok-upopo「坐る・歌」)(中略)と称し、他方を「ロシキ・ウポポ」(roski-upopo「立つ・歌」)、或いは「リムセ・ウポポ」(rimse-upopo

	樺太	北海道北半	北海道南半 (日高沙流)	北海道南半 (胆振)
坐歌	hechiri	upopo	upopo	upopo
踊歌	hechiri	upopo	horippa	rimse

知里による「坐歌」と「踊歌」の名称の地方差(出典:知里 1973[1960]:75)

(アイヌ語表記は引用元のまま記載)

「踊る・歌」と称する。阿寒のフプシナイ地方では、胆振や日高と反対に、ウポポとだけ云えば立って踊るものだと心得ている。樺太では、坐歌も踊歌も区別なしに「ヘチリ」(hechiri)と称し、特に踊りから区別して歌だけ云う場合——坐歌もその一つである——は、「ヘチリ・ユーカー」(hechiri-yukara「踊りの歌」)とも云う。

(知里 1973[1960]:74)

このように知里は『歌舞詞曲』において、歌と踊りの間の境界があいまいであったことを示す一方で、坐歌は踊りの「準備行動として二次的に発生した」ものであったという独自の論を展開している(知里 1973[1960]:75)。知里は、人がそろそろ拍子をとりながら合唱しているうちに徐々に人が集まり、場が盛り上がると踊りに発展していくという慣習や、立ち上がって踊ることを仲間に促す歌などを例に上げ、「本来踊りに持って行くまでの準備行動」であった坐歌が、「歌い方などにいろいろ技巧をこらしているうちに、音楽的な興味が次第に高まって、ついに踊りから独立して別なものになってしまったのが坐歌である」と説明している(知里 1973[1960]:74-75)。

歌と踊りのどちらが先に発生したのかという問いは、ほとんど検証のしようがなく、この知里独自の理論の是非について論じることは本論の目的から大きく外れてしまう。しかし興味深いのは、前述のように全体の構成は「歌」を軸に作られていながら、知里が(少なくとも祭りでは歌われる場合において)歌を踊りに付随する「二次的な」ものとしてとらえているという点である。つまりこの点において、「アイヌ古式舞踊」という文化財に踊りを伴わない「歌」が含まれていることには矛盾がないということになる。

このように、『歌舞詞曲』が発表された1960年の時点で知里は、「音楽」あるいは「歌」という概念で芸能について記述しているが、いずれの場合も「歌(唄・歌謡)」と「踊り(踊歌)」の境界は非常にあいまいかつ複雑で、明確に二分される概念ではなかったことがわかる。『歌舞詞曲』を執筆したのち、1965年には、知里真志保、更科源蔵、谷本一之、増田又喜などが関わり3年をかけて2000曲近い楽曲をまとめた『アイヌ伝統音楽』(日本放送出版協会 1965)が出版され、後世におけるアイヌ音楽の代表的な基礎研究となり、その後も「音楽」を主軸とした研究が続いていく。しかし、この調査が始まった初年度の1961年、

知里真志保は52歳という若さでこの世を去ってしまう。知里の死後、特にアイヌの芸能に関する文化財行政において存在感を増してくるのが、本田安次である。

3.4. 本田安次による調査

次に、和人の民俗芸能研究者であり、民俗芸能に関する文化財行政に深く関わった本田安次の論考を見てみたい。本田安次(1906-2001)は日本全国の「民俗芸能」を網羅的に調査した研究者であり、芸能に関する文化行政にも深く携わった人物である。宮城県石巻中学への赴任を契機に東北の民俗芸能の調査を手がけ、1949年より早稲田大学、1950年から文化財保護審議会の専門委員を務め、1973年には同会芸能会長に就任している(松尾 1993、伊藤 2011)。本田は60年以上にわたって日本全国を訪れ、現在の文化財行政における「民俗芸能」の体系を形作るとともに、200近く民俗芸能が国の重要文化財に指定されるのに尽力し、また民俗芸能大会などの公演・記録の場を積極的に運営するなど、民俗芸能の保存継承に誰よりも貢献した人物である。

1952年の3月、北海道教育委員会から文化財保護委員会に「アイヌ舞踊が今衰退に瀕しているが、このままでよいのか」⁸⁾という主旨の「意見書」が届き、同年8月、文化財専門審議会のメンバーであった本田が初めての北海道調査を実現している(本田 1987:3)。後にこの調査旅行について「私はまだアイヌの舞踊は調べてない。せめて先づ自分が行って調べてこよう」と決心し、「河竹(引用者注:繁俊)先生に相談し、國劇向上會から旅費を二万円程利子なしで借金したが、あとでこの金がなかなか返せないで苦しんだことをよく覚えている」(本田 1961:180)と回顧しており、個人的な意欲にも支えられた調査であったことがわかる。またこの初回の調査において、札幌で知里真志保、河野廣道、更科源蔵に会い、知里には特に「夕方までおつき合を願ひ、書店にもご案内いただいた」と、手厚い協力を得たことが書かれている(本田 1961:180)。その後も本田は、今度は文化庁調査事業として1975年以降数度にわたって「アイヌ舞踊」の調査を実施している。以下は主に本田が北海道へ出向いて行った調査の概要と、首都圏への公開と記録保存のため全国民俗芸能大会へ数度にわたって保存会を東京に招聘した経緯である。

こうした文化財審議会メンバーとしての本田の尽力もあり、「アイヌ古式舞踊」は1983年度(1984年)

	調査の概要・きっかけ	調査地
1952年8月	北海道教育委員会からの意見書が3月に届く	札幌で知里真志保、河野廣道、更科源蔵に会い、知里には特に書店などにも案内をしてもらう →春採で佐藤直太郎の仲介により山本多助に会う →翌日図書館を会場に踊りを見る →川湯で近文の栗山老人夫妻に話を聞く →白老を訪れ宮本イカシマトクに話を聞く
1955年11月	第6回全国民俗芸能大会(日本青年館(東京)、第10回文部省芸術祭主催公演)	「春採アイヌの舞踊」として出演。演目は以下 酒つくり唄・剣舞・弓舞・座唱・リムセ・タブカル・鶴の舞・狐の舞・棒踊・色男・アラフックン
1975年9月	第1次文化庁調査	白老、網走、阿寒、春採 阿寒でくま祭りのハミリ映画を見せてもらう
1976年10月	第2次文化庁調査 まりも祭り見学(山本多助からの連絡)	白老→帯広→阿寒湖畔(見学した踊りは阿寒、帯広、平取、浦河、春採のもの。祭りにはそのほか、札幌、静内、芽室、幕別、白糠、弟子屈、美幌、上川、旭川からも参加しており合計190人) →上川、近文
1981年?	第3次	白老、平取、静内、春採、阿寒、旭川
1982年11月	第4次	帯広、浦河、平取、上川、常呂(樺太アイヌ)
1983年1月	第32回全国民俗芸能大会(日本青年館(東京)、文化庁後援・企画)	「静内のアイヌ舞踊」として出演。演目は以下。 ムックリ・イウタウポボ・ホンチカプ・イセポリムセ・シノッチャリムセ・エレムンコイキ・チャッピーヤ・カムイウカリ・エサイ・マナイタタンケ・ホイヤオー・シキシッ・チミンチシノッチャ・タツカル・ポロリムセ
1983年7月	指定に漏れたところの調査(ウタリ協会の希望、山本多助の助言、道庁の案内)	「指定には漏れたが弟子屈も復活したので来て欲しい」と連絡があり弟子屈と屈斜路へ。屈斜路コタンのアイヌ民俗資料館で弟子豊治に話を聞く。
1983年11月	梟祭り	梟送り(祭り)を見学。「老幼ともに大勢が梟を囲んで大輪をつくり、囃子言葉を唱えながらリムセを踊っていたが、その情深い踊りに、これこそ本もののリムセであると、ひどく感動したことを覚えている」(本田1987:5)
1985年2月	アイヌ古式舞踊鑑賞会	昭和60年2月7日札幌教育文化会館大ホールにて昼夜。 旭川、白老、平取、静内、浦河、帯広、春採、阿寒の順。 早大演劇博物館の撮影班とともに近文で収録に立ち合い、その後常呂で須藤武子一行と合流(須藤らは1982~87年にかけて調査を実施し、舞踊や歌を採譜した) ¹⁰⁾ 。

表2: 本田安次による「アイヌ舞踊」調査(出典: 本田1961、本田1987、中村1989)

に「重要無形民俗文化財」に指定される。これ以降、文化財指定を記念する冊子や、指定を受けて実施された調査報告書などが発行されていき、その中で経緯として本田の尽力が文化財指定の直接の契機となった事実が記載されていくようになる⁹⁾。

本田安次が書いた文章のうち、アイヌ文化に関するものは決して多くない。それは本田が専門としていたのは主に本州以南の日本の民俗芸能であり、アイヌの芸能に関する分類や考察などは、その多くは他の研究者(金田一京助や知里真志保など)の研究の引用・参照したものを、調査における実見とを照らし合わせて書かれたものが多い。そのため本田のテキスト自体がアイヌ文化を理解するための原資料として参照されることはほとんどない。しかし本論で本田のテキストを敢えて扱うのは、文化資料としての内容そのものよりも、そうしたテキストが文化財行政に影響をもたらしたという点で重要であるためである。文化財指定に直

接的な影響のあった本田が、どのようにアイヌの芸能を見ていたのか、以下の主に(2)と(3)のテキストから検証したい¹¹⁾。

(1)「アイヌの舞踊」*

初出:「文學散歩」七(1961年3月)
掲載:『民俗芸能採訪録』日本放送出版会(1971年)。

(2)「アイヌ舞踊鳥瞰」*

『文化財国庫補助事業調査報告書 北海道アイヌ古式舞踊』日本民俗舞踊研究会(1987年)。

(3)「アイヌの藝能」*

初出:不明(1989年~1994年の間か)
掲載:『本田安次著作集 日本の伝統藝能 第二十卷日本の祭り、アイヌの藝能、アジア採

訪』錦正社（2000年）。（以下『本田安次著作集 第二十巻』2000年と表記）

(4) 「まりも祭りと熊送り」

初出：『民話と伝説』1（1977年）

掲載：『本田安次著作集 第二十巻』（2000年）。

(5) 「アイヌ舞踊とヤッチキ踊り」

初出：『民俗芸能』63（1983年）

掲載：『本田安次著作集 第二十巻』（2000年）。

(6) 「アイヌの神概念と舞踊」

初出：『民俗芸能研究』3，民族芸能学会（1986年）

掲載：『本田安次著作集 第二十巻』（2000年）。

以下では、アイヌの芸能について網羅的に記載した上記(2)「アイヌ舞踊鳥瞰」と(3)「アイヌの芸能」について内容を実際に検討してみたい。1987年の「北海道アイヌ古式舞踊」の調査報告書に記載された(2)「アイヌ舞踊鳥瞰」では、本田は調査で見聞したアイヌの舞踊を以下のように分類している¹²⁾。

以下3種に分類できる（名称は便宜上、春採、阿寒のものとする）

(1) ウポボ・リムセ（イカムッカ サンケ／イカホーハ ウコトウルセ／ハーレヘー／ウタリ ルウン バレ ワ ルンセ レヤン）

(2) 周囲の囃子にはやされての模擬舞踊、或いはドラマティックな遊び
（狐、バツタ、鶴、燕〔その他の鳥〕、鼠、馬、鯨、色男など）

(3) なお注意すべき各種の踊り
踏舞／踊り比べ（アラフクン、フックチヨ、ヘイフフン）／剣の舞、弓の舞、棒の舞／ニエンアプカシ

労働歌（杵つき歌、酒かもし歌等）、樺太のアイヌ舞踊（イソコヘチリ、トンコリヘチリ）

この文章のうち、以下のように白老と春採の踊りや

歌における振りや手の動きを比較したオブザーベーションは、身体的表現を伴う「舞踊」に着目してきた本田ならではの視点である。「春採流」「白老流」と流派であるように記載している点、2種類と断定している点などに疑問はあるものの、本田が目撃した所作についての詳細な記述は、現代においても参考となる情報である。

春採では2、3の用器の蓋をもちだしこここにくみができ、平手でうちながらうたう。白老では蓋は一つだけ、平手ではなくこぶしにして小指の側で打ち、寄せなかったものは適宜板の間などを打つ。

踊りの手振りの変え方に、春採流と白老流の2通りがある。春採では、一つの囃子歌の間に、例えばABどちらかの頭が手拍子をやめて、両手をいただき上げる振りをすれば、次のものもすぐそれにならう。やがてまた振りを変える。こうして幾度か頭の気の赴くままに振りを変えるのである。次に歌を変えると、はじめの手拍子に戻り、その歌の間、また頭の気持ち次第で色々な振りに変えてゆく。手拍子以後の振りは思いのまま、皆はそれに習えばよい。

白老では、一つの歌の間は振りを変えず、いつまでも続ける。歌が変わると、それにしたがってふりも変える。

（本田1987:7）

一方で、ウポボの説明のところでは、歌詞の言葉には「別に意味はない」と説明をしており、さらに「白老では奇矯な叫び声を時々交えたりもする」と追記してある（本田1987:6）。最初の点について知里は、こうした歌には古い言語が使われていること、また「伝播するうちに成立の事情が忘れられ、土地ごとの訛り」が加わったことにより、「今では意味の不明に帰したものも多い」と説明している（知里1973[1960]:76）。また「奇矯な声」について知里は、「神を呼ぶ儀礼的な叫び」と題した約3ページにわたる説明の中で、高い声で叫んだり、男性が低い声で叫び声を出すことを各地でホコクセ／オコクセ、ペウタンケ、リミムセ、マツリミムセなどという名称で呼ばれる行為であることを説明し、最後に「従来はあっさりと「無意味な音声群」と片づけられていたも

の中には、実はこの危急の際に神を呼ぶ儀礼的な叫びだったものがあるにちがいない」と考察している(知里1973[1960]:45-47)。このように、本田のテキストは、文化背景を見落としている部分、あるいは一時的に見聞きしたものを本田の解釈で記述している部分も散見される。また、歌について本田が「一節ずつ遅れて、Bの組がAの組と同時に歌うこともある」と説明している内容は、知里は「歌い方には斉唱するもの(ウオブック uwópuk)、二部に分かれて輪唱するもの(ウコウック ukóuk)、一人が音頭をとって他がそれについて歌うもの(ウエカエ uwékaye)等がある」とし、より詳しい説明を展開している(知里1973[1948]:304、1970[1960]:92-93)¹³⁾。このように、知里の解説は本田のシンプルなテキストと比べて格段に詳しく網羅的であり、本田はそれを参照しながらも、ごく単純化して記載していることがわかる。

もう一つのテキスト、「アイヌの藝能」(1989-1994年か?)もみてみよう。こちらでは、アイヌの歌謡と舞踊に分けて以下のように解説されている。

(1) アイヌの歌謡：即興歌／労働歌／詞曲

引用者注：知里真志保の「アイヌの歌謡第一集」を参照した、とある

(2) アイヌの舞踊：

タブカル／ウポポ・リムセ／模擬舞踊(チリルップ・リムセ〔狐の舞〕、チカップ・リムセ〔鳥の舞〕、サルルン・プリ・リムセ〔鶴の舞〕、バツタ・リムセ〔バツタの踊〕)／イチャリッコ・リムセ(箆踊)／棒・剣・弓の踊／色男／鼠／踊比べ(フックチョ、アラフックン)／ニエンアブカシ
樺太の踊り

興味深いのは歌謡の「即興歌／労働歌／詞曲」という分類であるが、これは本田が参照しているという知里の『歌謡第一集』とも『歌舞詞曲』とも似て非なる分類になっている。例えば「即興歌」の項目では、本田は悲しい時や辛い時に「ひとりでに歌になって口に出る」ものをシノッチャ、それに内包されるものとしてイヨハイチシ、ヤイサマネナ、ヤイカテカラがあると記載している。この記載自体は『歌謡第一集』等で知里が記載している説明に拠っているが、知里はそ

れを「叙情歌(叙情詩)」と分類している。興味深いことに、知里のテキストを参考にして本田が執筆した、レコード『アイヌ・オロッコ・ギリヤークの芸能』(2008[1976])の「解説」では、本田自身がこれらを「抒情歌」と記述しているにもかかわらず、本テキストでは「即興歌」となっている。確かにこれらの歌は即興性を伴う物であり、知里もその即興性について特に言及している(知里：1973[1948]:302)が、1948年の『歌謡第一集』でも1960年の『歌舞詞曲』でもこれらを「即興歌」とは記載していない。本論は、アイヌの芸能の分類を議論することを目的としているわけではないので深くは立ち入らないが、「叙情歌」以外の多くの項目でも即興性について触れられていることを考えると、知里がイヨハイオチシやヤイサマのみを「即興歌」と分類しなかったことは不思議ではない。本田は即興性に特に興味を示していたのかもしれないが、どのような意図を持ってこれらを「即興歌」としているか、これまでのテキストにはその説明は見当たらない。

本田はまた『アイヌの藝能』で、「労働歌」として「イユタウポポ(杵つき歌)」と「サケカルウポポ(ざるこし歌)」の2例をあげている。このうち前者のイユタウポポについては、『歌謡第一集』で知里が「動作、すなわち広い意味の労働に伴う仕事歌」と説明をしているので、本田はこれを参照した可能性がある¹⁴⁾。しかしその12年後に発行された『歌舞詞曲』では、知里は「イユタウポポ」を「ウポポ(祭歌)」に分類し、「イユクウポポ(菱とり歌)」についての説明では「今の祭りの際に歌われるウポポと称する踊り歌の中には、その時の労働歌だったと思われるものがふくまれている」と説明している。一方同じ原稿内で知里が「労働歌」としてあげているのは、「舟歌」と「木やり歌」の2種類のみである¹⁵⁾。つまり、1960年に『歌舞詞曲』を発表するにあたって知里は、祭りの中で歌だけが伝わるもの、あるいは祭りの準備として歌われるものと、日々の労働のために歌われるものを区別しており、前者のうち踊りや動作があるものも含めて総称して「祭歌」として説明している。

本田のテキストでは、叙情歌／即興歌／祭歌／労働歌などの分類はしばしば固有の物であるかのように説明される。こうした後付けのカテゴリーについて、実際には分類しきれない複雑な要素があるという点や、知里がイユタウポポを労働歌ではなく祭歌に分類しなおしている点は考慮されていないようである¹⁶⁾。ま

た、知里が『歌舞詞曲』でページを割いて説明をしたような、音楽と踊りの境界のあいまいさについて、本田自身も調査当初に「ここ（引用者注：旭川〔近文〕）ではウポポとリムセの區別はなく、すべてウポポと云つてゐた。白老ではやはり兩者を區別してゐた」（本田1961:184）と書き記しているにもかかわらず、後の多くのテキストでは「歌謡」と「踊り」をはっきりと分けて記載している。このようにアイヌの芸能をめぐる本田のテキストには、知里をはじめとする先行研究を大まかに解釈し単純化している点と、「舞踊／踊り」という概念に明確に意識が向いているという二つの点を指摘することができる。

ここまで、本田の功績を確認するだけでなく、2つのテキストの内容について指摘される点を詳細に確認してきたが、それは必ずしも本田自身を批判するためではない。1950年当時から北海道の調査を重ね、30年の年月をかけてアイヌの舞踊を「重要無形民俗文化財」に位置付けた本田の功績は甚大で、これにより多くの文化継承者がより一層誇りをもって踊りを見せることができるようになった。また、現代のように簡単に情報が手に入らない時代に、大枠を理解した上で記憶を頼りに概要を説明するという作業の中で、細かな点に誤りが出ることはあるであろうし、当時のアイヌ民族に対する一般的な理解の浸透度を考慮しても、本田がアイヌ民族の文化を紹介することに大きく貢献したことは間違い無い。加えて、「舞踊」や「舞台芸術」を専門とする本田であったからこそ気がつくことのできた踊りの所作についての記載は現在では貴重な記録の一つである。何より、文化財指定を通じてアイヌ文化研究に「踊り」という分類が確立したと言っても過言ではない。それは自然にできた分類ではないが、研究分野として、また行政的文化支援の対象として「踊り」という側面に注目が集まったことはそれ自体が大きな貢献でもある。

そう思いながらも、本田のテキストを詳細に検討したのは、過去も現在も、これらの文章が文化財行政の下地を形成する影響力を持っているからである。知里真志保については、1960年に文化財審議会の委嘱で書かれた『歌舞詞曲』論文が発表されているが、「アイヌ古式舞踊」の文化財成立までごく部分的に引用されるにとどまっている。それは舞踊が行政によって本格的に調査され始めた時期に知里が亡くなっているというタイミングもあろうが、文化行政への影響力

が大きかった本田の言説に人々の注目が集まったという要因も大きい。今後「アイヌ古式舞踊」について、あるいはアイヌ民族の芸能について政策が検討されていく際には、最新の研究状況を踏まえた正しい情報が参照される必要があり、また当事者・伝承者の視点が尊重されるべきだろう¹⁷⁾。そのためにも、本田の言説を検証すること、またアイヌ民族であり研究者として文化財保護委員会へも貢献していた知里の功績や、東村論文にあるようなアイヌ民族自身の文化復権活動が見直されていくことが必要である。

4. 本田安次の研究成果への批判的検討

本田の長年に渡る超人的なフィールドワークの成果は、主に民俗芸能をめぐる文化行政の根幹となって結実し、本田は無形民俗文化財の第一人者であり最大の功績者として知られている。一方、一時代を築いた巨匠の逝去から20年以上経過した現在、本田のホームグラウンドとも言える民俗芸能研究の分野においても、大きな功績を残した氏の活動を客観的・批判的に検討する動きも少なからず現れている。以下では「アイヌ古式舞踊」との比較対象として、アイヌ文化以外の芸能について、本田の功績に対する批判的検討がなされている例を見てみたい。

4.1. 本田の傾向と文化行政への影響

民俗芸能研究者の山路興造は、本田が創出した民俗芸能や神楽の分類について、複数の分類基準が混在していることや、分類根拠に現在では異論が出ていること、またそうではありながらもこの分類案がそのまま文化財行政に直接反映されているために「行政の力によって全国的に定着し、今日に至っている」ことを指摘している（山路2019:84-87）。また本田の「民俗芸能観」について分析した論文の中で伊藤純は、本田による民俗芸能の分類が「日本の民俗芸能のアカデミックな分類案の歴史はイコール本田分類に依っているといても過言ではない」と説明するほど定着しているにもかかわらず、「本田分類は少なからず批判されてきて」と分析している（伊藤2011:2-3）。その問題点のひとつとして、本田の分析は「広範な芸能の歴史的展開に力点」を置いており、「所作や衣装や唄」に注目していた一方で、「担い手や観客などの社会構造や祭具・祭場も記録・分析の対象」とした早川孝太郎等の研究とは方向性が異なることを指摘してい

る(伊藤 2011:13)。同時に、「全国規模でのフィールドワークを行った」こと、「文化行政人として、全国規模で俯瞰的・平等的に見ていくという職責があった」であろうことから、地域における特色を軽視し一般論化する傾向にあったことを批判している(伊藤 2011:13-15)。

いち研究者の考えが後の研究で覆ることは珍しいことではないが、それが本田の場合、本田の考案として提示した分類や名称が文化財行政の一部となることによって全国的に普及・定着してしまっている。この状況は「アイヌ古式舞踊」の名称についても同様である。また所作や唄など芸能の内容に注目する一方で地域差や伝承を支える社会構造などが見過ごされる傾向にあり、芸能の分析自体も大局的な視点から徐々に単純化されていることなども、北海道における調査にも共通した傾向である。

4.2. 文化財の名称と当事者

興味深いことに、混乱がもたらされたのは研究の現場だけではない。神田より子は、現場主義であったがゆえに生まれた本田による定義の「ファジーさ(曖昧さ)」と、行政による不可逆的かつ強力な概念の普及がもたらした結果として、伝承者自身が自称する芸能の名称と文化財行政上の名称が一致しなくなってしまう例を上げている。神田は、岩手県花巻市大迫町に伝わる神楽について、「山伏神楽という名称は本田先生によって発見されたにもかかわらず、すでに流通しているものとしてひとり歩きを始め、今では早池峰山麓の神楽が山伏神楽のルーツであるがごとく地域では流通しています」と発言している(神田 2009:26)。また元町長の言葉として「我々大迫人に取り、岳の神楽、大償の神楽であって、山伏神楽も早池峰神楽もそういう呼び方はなかった。山伏神楽というジャンルは、昭和の初期に折口信夫や本田安次先生など研究者が訪れるようになり、学問的分類をしてからだと思う」という発言を引用したうえで、「山伏神楽に限らずどの地方でも包括的な名称で呼んでいる場合には、外部の学問的あるいは政治的な、あるいは観光的なそれぞれの思惑があって名づけられた場合が多いと思います。それが悪いと言うのではなく、なぜその名称をつけたのか、当事者にはその定義を明確にしておいていただきたいかった」と説明している(神田 2009:27)。

これは、「アイヌ古式舞踊」という名称で保護されている芸能が、実際には口承文芸や楽器演奏を含んで

おり、研究者が用いた分類や実際に演じられている演目と文化財名称が必ずしも一致していない状況と類似している。アイヌ民族に舞踊や音楽、口承文芸などの高度に発展した豊かな芸能があることは間違いない。しかし「アイヌ古式舞踊」という名称自体が自明のものとして存在するわけではなく、知里の研究などが示すように芸能の呼称・分類は時代や地域によってさまざまに異なっている。以前は固定化されていなかった「古式舞踊」という名称が、本田をはじめとする研究者や実践者によって名付けられ、文化財行政の影響として定着した可能性を裏付けるものである。

4.3. 「民俗芸能」が内包するイデオロギー

分類や名称だけでなく、その根底にある思想に迫った研究も発表されている。その代表的なもののひとつは、橋本裕之による指摘である。橋本は、「民俗芸能」という戦後に誕生した学術用語について、「始原」「古風」「伝統」「素朴」などのイデオロギーが初期の頃からうかがえることを指摘している(橋本 2006)。橋本はさらに、広島県に伝承され、重要無形民俗文化財に指定されている「花田植」において、相当数の牛を駆使する「代掻き」がよびもののひとつとされてきたが、戦後の農業技術の発展のため現在では牛は使われておらず、文化財としての「民俗芸能」の姿を保つために牛を「八方手を尽くして借り受け」ているエピソードを紹介している。その上で「今日の『民俗芸能』は近代化の過程をも含む社会の構造的な変動にさらされているため、もはや前掲したイデオロギー群からすっかり隔離してしまっている」と述べている(橋本 2006:10)。このように、「民俗芸能」という研究分野が確立していく過程でほとんど自明の物として共有されていたこうしたイデオロギーが、アイヌの芸能が「古式舞踊」と名付けられたことに影響しているであろうことは想像に難くない。

東村は、こうした「純粹」「起源」などのイデオロギーが、文化財保護委員会専門審議委員として訪れた本田だけではなく、1950年代からアイヌ文化を文化財として保存する計画を立てていた北海道教育委員会や、記録映像の作成に携わった研究者等からも向けられていることを当時の新聞記事や資料から示している(東村 2001:100)。また、「舞踊は「古式」であり起源論的価値を持つものであるがゆえに「文化財」として指定されたことは明らか」であり、文化財指定が伝承者自身へも前向きな効果をもたらしている一方で、

「とはいえあくまでも「古式」に限定されていることも事実である。また「古式」=起源論的なものを他の「アイヌ文化」要素にもさがし求めるような和人側の視線には共通したものがある」と指摘している（東村2001:115）。

橋本はまた、こうしたイデオロギーが民俗芸能を現代の事象から断絶させていることについて、次のように指摘している。

「始源」「古風」「伝統」「素朴」「美」といったイデオロギー——あえてそう呼んでしまいたいと思う——を前提としたときに、おのずと立ち上がってくる芸能の形式を、われわれは「民俗芸能」と呼んできたのであった。しかし、あらかじめ準備されたこのようなイデオロギーをとおしてしか対象を認識できなくなった瞬間、眼前で生じつつある無数の出来事を記述するための言語は、どこまでも失われてゆくばかりである。

（橋本 2006:46）

このことについて、北原次郎太モコットウナシは、本田が解説を執筆した「アイヌ・北方民族の芸能」（1976 初版）の2008年の再販に際して掲載した「本田安次氏の解説について」という文章の中で、アイヌの芸能に向けられているイデオロギーについて以下のように指摘している。

本田氏は、アイヌ口承文学のうち、ストーリーを持つ物語が、巫者託宣歌から発生してきたと考えています。（中略）これは本田氏が参照した知里真志保氏の研究で述べられていることであり、金田一京助氏や久保寺逸彦氏など、アイヌ口承文学の主要な研究者も同様の考えを持っていました。

しかしながら、こうした発生の過程を想定することについては、実証の難しさはもとより、現在知られているジャンルだけを並べ替えて議論をしており、過去に別のジャンルが存在した可能性を想定していない点、議論の背景に社会進化論的な前提があるといった点に、疑義や異論が出されています。

（中略）

本田氏の解説からは（中略）きわめて牧歌的に

あたかも「そこに自然な形であった伝承」が記録されたかのように受け止められます。しかし、演者たちは、近代以降の日本による植民地政策や、新来の芸能、そして移住を経験してきたのであり、研究者の求めに応じて芸能を演ずることも含めて、すべて「人為的な状況」での上演であることを見落とすことはできません。

いうまでもなく人間の暮らしや価値観は常に変化しているものです。北方民族の芸能も、近代以前においてもさまざまな要素を取り入れてきたでしょうし、現在も刻々と変わり続けています。それらを記録しようとした研究活動自体も（必ずしも否定的な意味ではなく）そうした変容の契機となってきた側面もあります。

（北原 2008 : 15）

このように、民俗芸能研究やその出発点である民俗学が内包していた「始原」「古風」「伝統」「素朴」などのイデオロギーは、個人や研究分野を超えて敷衍しており、本田をはじめとする民俗芸能研究者のみならず、知里や金田一京助等アイヌの文化を研究していた専門家や、文化財行政に携わる様々な主体もその例外ではなかった。こうした当時の影響が、文化財行政の体系として、また文化財に指定された芸能そのものの名称となって固定され普及されることで、芸能の「変化」や「現代」についてとらえることを難しくさせている。こうしたことが背景となり、伝承者や彼らを取り巻く環境の現代的な状況については考慮されないまま、「古式」であることに文化財としての意義が求められる状況が生み出されてしまっているといえないだろうか¹⁸⁾。

4.4. 国外との対比で現れる<日本>文化

では、なぜ当時の研究は「起源」や「発生」を求めたのか。この疑問について松尾恒一は「本田安次の方法と思想」と題された論文において、本田をはじめとする初期の民俗芸能研究者には、こうした起源や伝統を回顧するイデオロギーの要因として、近代国家としての日本に向けられる「外国の目」に対する意識があったことを指摘している。

本田が、各地に残る民俗芸能の地域的な偏差や郷土性よりは共通性を重要視していたこと、また、その共通性から抽出された祖形は歴史上の

実態ではなく、極めて理念的なかたちであるということはずでに指摘したところであるが、さらにここで看過できないのは、民俗芸能が「言語を同じゅうする同じ民族内」といった範疇に括られるもの、すなわち〈日本民族〉の芸能といった概念に包摂される、といった認識である。本田にとって民俗芸能は、伝承地域の文化として以上に、〈日本〉の文化として意味をなすものであったわけである。

(松尾 1993: 68)

松尾はさらに、本田や同時期の研究者たちが、「〈日本〉の民俗芸能にアイヌや沖縄まで含めるのには驚くばかりだが、種々多様なはずの各地の芸能を〈日本民族〉といった文化(国家?)概念の元に括り、さらにそうした〈民族文化〉に倫理的な価値を抽出もしくは付与するといった民俗芸能観」を持っていたと述べている。そしてそうした観点は「『日本人の誇るべき民族性』といった外国の存在が前提となっはじめて意義を持つ認識」であることを指摘している。「民俗芸能」というものを体系的で洗練された文化形態の一部として位置づける作業によって、西洋に対する日本のイメージ改善を狙うという作業が、明治初期に風俗取り締まりの名のもとに盆踊りやねぶた祭りへ禁止令が出された流れと表裏一体であるという松尾の鋭い指摘は、「民俗芸能」や「民俗文化財」という制度のあり方を根本的に捉え直す作業を私たちに促している。

歌舞伎や能を頂点とする〈日本民族〉のための文化的ヒエラルキーの中で、「民俗文化」というカテゴリーに置かれている限り、アイヌ民族の文化は日本の中で「周縁的な文化」でしかあり得ない。アイヌ民族の芸能は、こうした構造の中で、民俗芸能の体系においても外野におかれ¹⁹⁾、二重に周縁的なものと仕分けされている。こうした状況の中で、民俗芸能をめぐるイデオロギーから生まれた「古式」という名称が、文化行政の制度として不可逆的に定着した。なぜ「歌舞詞曲」や「芸能」、「歌(謡)」「詞曲」等ではなく「古式舞踊」という言葉が使われたのか。それは必ずしも本田個人の意図だけには還元できない、当時の社会動向を反映した結果である。日本の文化(財)行政が、民族の多様性を反映し、先住民族政策との整合性をとっていくためには、松尾が指摘する「〈日本民族〉の芸能といった概念に包摂される」民俗芸能・文化財の体系を再検討する必要がある。ある一つの文化が中

心にあり、その形態とは異なる民族や歴史を持つ文化が例外なく「周縁」となってしまう政策体系は、急いで見直されるべきではないだろうか。

5. ひとまずの結論

本論はここまで、「アイヌ古式舞踊」という名称が成立するまでの過程を、知里真志保と本田安次のテキストを中心に検討してきた。一方、本論で決定的に欠けているのは、アイヌ民族自身による文化復興活動の視点である。本論はあくまで文化財指定前の調査を検討することを試みているが、本論で扱ったテキストだけを見ていると、徹底的に非政治的視点で調査が進められているような印象を与えるかもしれない。しかし実際には1950年代以降は、戦後に北海道アイヌ協会が設立され、支部を増やしていく時期でもあり、アイヌ民族の文化復興運動や人権活動などが活発に行われた時期であった(竹内 2020)。東村論文にはこうした視点が多く紹介されており、本田の記録にも、弟子豊治が「ふくろう送り」に本田の参加を呼びかける様子、釧路で図書館長を務めていた佐藤直太郎が現地を案内する様子なども記載されている(本田 1987:4-5)。また、1975年以降の文化庁による4回にわたる調査が始まった経緯として、阿寒と春採の古式舞踊が先んじて文化財指定されたことを受け、北海道ウタリ協会(現アイヌ協会)、山本多助、北海道庁等が他の地域についても調査を呼びかけ、案内を申し出た様子が記録されている(本田 1987:5)。このように、本田の調査は、山本多助のようなアイヌ民族の文化伝承者やその協力者からの呼びかけから始まっていることも少なくない。それは1952年の初回調査も同様である。白老、阿寒、旭川を訪れた後、本田自身が後日「離れ離れの三箇所をしらべたわけだが、これで先づよいのだろうか。出来ればもう一度は採訪の機会があればよいが…」(本田 1961:183)と回顧しているように、1952年の段階では本田のアイヌの舞踊に関する関与は多くない。にもかかわらずアイヌの芸能を受け継ぐ保存会は50年代を契機に次々と組織化し、研究会などが開催されている²⁰⁾。これは、同時期にアイヌの人権活動や文化の保存活動の必要性が謳われるようになり、北海道アイヌ協会の支部が各地に設立されていったような、戦後のアイヌ民族自身による文化復興活動の結果である。

アイヌ民族自身が、文化の復興や保存についての

ような考えを持ち、どのようなアクションを起こしていたのかを知ることなくしては、アイヌ古式舞踊が重要無形民俗文化財として指定されていった経緯を本当に知ることはできない。アイヌ民族自身による文化復興活動において、舞踊がどのような位置付けをされていたのか、また文化財指定がなされたのちの影響はどのようになっているかという点を、次稿の課題とした。

本論はまた、「アイヌ古式舞踊」という名称で文化財指定がなされた背景に、本田の尽力があった一方で、本田をはじめとする当時の民俗芸能研究が内包していた舞踊や芸能への希求と「古風」「始原」などのイデオロギーが強く影響し、それが行政制度上の名称となることで定着したのではないかという点を指摘した。ただし、本文でも再三示しているように、本稿は文化財指定に貢献した本田の功績を軽んじようとするものではない。「アイヌ古式舞踊」が重要無形民俗文化財に指定されたことによって伝承者や当事者が獲得することのできた誇り、伝承活動への承認、社会的注目、経済的支援などを考えると、本田安次だけでなく、指定に至るまでにさまざまに尽力した各地の保存会、北海道アイヌ協会、北海道教育委員会等を含む多くの諸氏へ敬意の念を感じずにはいられない。本論で試みているのは、そうした関係者の声や現代における伝承の状況をアップデートし、文化政策を次に進めていくため場を開き、議論を進めていくことに他ならない。北原が萱野茂の業績を称賛しながらも客観的な分析を積み上げていくことの必要性を訴えているように（北原2017:238-239）、先人の功績をたたえるだけでなく、その仕事を客観的・批判的に検討していくことが議論を発展させ、その先人の業績の価値を認識し、継承・発展させていくために必要であると筆者は考える。

謝辞

本稿は、国立アイヌ民族博物館令和3年度調査プロジェクト「芸能の持続的な継承と発展に関する研究：保存会の実態調査と担い手の人材育成」（課題番号：2021A02、研究代表者：押野朱美・谷地田未緒）の一環として発表されています。執筆に当たり、共同研究者のみなさんから特に重要な気付きや情報を頂戴しました。記して感謝申し上げます。ただし本稿で述べられている見解や情報は著者にのみ文責があることを申し添えます。

本研究はまた、その一部にJSPS 科研費 22K00234「アイヌ民族の〈舞踊〉に関する文化政策的研究：民俗文化財から民族文化遺産へ」（研究代表者：谷地田未緒）の助成を受けています。本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

注

- 1) なお、「アイヌ古式舞踊」は「重要無形民俗文化財」としては制度開始から9年目の遅い指定であったにもかかわらず、無形文化遺産には2年目に国からユネスコへ推薦されている。これは同時期に「重要無形民俗文化財」に指定された他の民俗芸能と比べてもかなり早い。この措置は、2007年に国連で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、その翌年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で可決されたことを受けての特別措置であることは、谷地田・押野（2020）が指摘するところである。
- 2) なお「芸能」という用語自体についても様々な検討が必要であるが、本稿では、歌や踊り、口承文芸、音楽、演劇などを総称する「パフォーマンス・アーツ（実演芸術）」と代替可能な用語として使用している。
- 3) 例えば久保寺逸彦はアイヌ民族の芸能を数多く録音・研究したが、それらは舞踊ではなく「歌謡」として、神話などとともに『アイヌの文学』（1977年）の一部として出版されている。民族音楽学者の田辺尚雄や小泉丈夫も、踊りに伴う歌や語りを含めた芸能を「音楽」として記述している。
- 4) ここでのアイヌ語表記は、現在主に使用されている表記とは異なるものも多く含まれるが、引用元の知里の原稿に表記されている形式をそのまま採用して掲載している。
- 5) いずれの原稿においても、「詞曲」が最後に置かれているのは、「歌謡に於ては文芸要素は従である」という知里の考え方からであろう（知里1973[1948]:302）。知里は歌と詞曲の違いについて、『アイヌの歌謡』の「総説」において「歌謡から、歌詞を除いても、なお歌として存在し得るが、歌曲を除けばそれらはもはや歌として存在し得ない」と説明しており、その点で「歌」は「詞曲からは明らかに区別される」としている（同上）。
- 6) ただし後述するように北原は、金田一京助や知里、後に本田にも影響を与えたこうした「起源」を想定する説明が口承文学に付されていることについて、疑義や異論が出ている点を指摘している（北原2008:14）。
- 7) 文化財保護委員会は『歌舞詞曲』の巻頭挨拶で「アイヌに伝承される歌舞詞曲は、その特異性と希少性によってわが国芸能史上きわめて高く評価」されているとし、この報告書が「アイヌの芸能の研究資料となるのみでなく、広く民俗芸能保存に関する施策の上に参考資料として活用されること」を望んでいるとある（下線部引用者）。「民俗芸能」という言葉が文化財保護の規定上に初めて明記されたのが1954年であることを考えると（俵木2018:25）、文化財保護委員会が知里に調査を委託した1952年から報告書が刊行される1960年までの間に、「アイヌの歌舞詞曲」が「民俗芸能」の範疇のものであるという認識が広まってきたことが伺える。
- 8) この文書の原本は未確認であるが、この「アイヌ舞踊」という言葉の引用元は本田のテキストである。
- 9) 例えば『浦河地方のアイヌ古式舞踊』（北海道ウタリ協会浦河支部1985）では日高教育局長の挨拶に「昭和50年に浦河ウタリ保存会を設立し、伝承活動に取り組んでいたところ、昭和57年、文化庁無形文化財保護審議会の本田専門員、榎本調査官の現地調査の結果、アイヌ民俗の唄や踊りの原形が伝承されていることが確認され（中略）文化財に指定されました」とある。春採（1984）、旭川（1984）の冊子でもそれぞれ、「指定までの経緯」というページで本田・榎本の視察・調査が指定につながったことが挙げられている。また「アイヌ古式舞踊」の重要な基礎資料である1986年度（昭和61年度）の調査報告書

- 「北海道アイヌ古式舞踊」(本田1987)も巻頭で本田の解説文を掲載している。
- 10) 本稿は「アイヌ古式舞踊」という文化財指定がなされた背景を追うため、1984年の指定より前に出版されたテキストを中心に検討してきたが、指定が実現して以降は、須藤武子らによるアイヌ舞踊調査を始め複数の舞踊調査が行われている。こうした「指定後」の調査の影響についてはまた稿を改めることとした。
 - 11) (1)「アイヌの舞踊」は1952年の調査記録をもとにしたものであり、(2)「アイヌ舞踊鳥瞰」の一部引用されている。特に(2)「アイヌ舞踊鳥瞰」と(3)「アイヌの藝能」は重なるところが多い。(3)「アイヌの藝能」は初出が不明であるが、「平成元年六月ウタリ協会から、追加指定を希望する旨申し出るに至った」として樺太を含む10の保存会について、団体名と保持する舞踊名が挙げられているので、この原稿は1989年(平成元年)から「アイヌ古式舞踊」の追加指定がなされる1994年(平成6年)の間に書かれたものであるようだ。このほかにも、『藝能辞典』(早稲田大学演劇博物館:1953)に「アイヌの歌謡」と「アイヌの舞踊」という項目を執筆した原稿や、それをもとにまとめられたとされるレコード『アイヌ・オロッコ・ギリヤークの芸能』(1976)の「解説」があるが、本文中で本田本人が断っている通り、内容のほとんどを知りのテキストに依拠しているためここでは省いた。また、日本の民俗芸能の概説の中に、若干アイヌの舞踊について記載しているものがあるが、それぞれ短く、また上記と重複するためこれも省略した。
 - 12) 本田のテキストについても、アイヌ語表記は原文をそのまま引用している。
 - 13) 『歌舞詞曲』にも同様の記載がある。甲地によると、同時期に谷本一之、近藤鏡二郎なども歌唱分類について記述しているものがある(甲地2012:60)。またこうした歌唱方法の名前は記録が少なく、現用が確認できないものもあり(甲地2012:63)、この部分に限らず知りのテキスト自体の検証も必要であることは言うまでもない。
 - 14) ただし上記の説明には「木やり歌」や「イフムケ(子守歌)」の他、「ウボボ(祭り歌)」や「リムセ(踊り歌)」、「サケハウ(酒の声)」も含まれているので、祭りの踊りや準備も含めて「広い意味の労働に伴う仕事歌」としているのかもしれない、その真意ははっきりとしない。
 - 15) さらにこの舟歌の項目で説明されているチボシノツチャは、「ヤイカテカル(恋の歌)を舟歌にして歌」うもので、叙情歌であったことなども説明されており、こうした「労働歌」「叙情歌」などの分類ははっきりとしたものではなく、実際には少しずつ要素が入り混じっている様子も説明されている。
 - 16) なお「イユタウボボ」が、祭りなどと関連する呪術的性格(「悪霊から遠ざける」「穢れの無い神への奉酒をつくる」)が強いという指摘は谷本(1985)が、それと労働歌としての役割と比較は進藤(1987)がそれぞれ指摘している。ただしここで議論したいのは、どちらのカテゴリーが正しいかという点ではなく、本田の議論がいかに詳細を看過し大枠で進められているかという点である。知里をはじめとする研究者が歌や踊りを多角的にとらえ、継続的に理解を深めようとしているのになら、本田は1953年に執筆した内容を1976年のレコード解説として発表する際、「その後、別に新しい発見もないので(…)」と追記している(本田1976)。
 - 17) 先住民族の遺産を含む有形・無形の遺産をめぐる評価において、一部の専門家・非当事者に価値づけの意思決定や理論形成が委ねられることを、スミスらは「権威的遺産理論(Authorized Heritage Discourse)」と称している。本田の影響が強く反映された文化財指定は、まさにそのような状況であり、非当事者(かつ旧植民者側)の専門家が先住民族の遺産について価値づけをしていく構造となっている(Smith 2006)。
 - 18) 日本の文化財制度における「無形民俗文化財」では、こうした民俗芸能の変化はあらかじめ想定されている(俵木2018:64-90)。また、ユネスコは2015年に締結国からの要請により「無形文化遺産保護の倫理原則」を策定したが、その中で、無形文化遺産の「動的で生きた性質は継続して尊重されるべきである」こと、また遺産の価値はその担い手が評価するべきであり「外部からの価値判断の対象とされるべきでない」ことが明記されている(UNESCO)。
 - 19) 国が指定する重要無形民俗文化財の種類のうち、「民俗芸能」はさら

に次の7種類に分類されている:神楽、田楽、風流、語り物・祝福芸、延年・おこない、渡来芸・舞台芸、その他。「アイヌ古式舞踊」と沖縄県の民俗芸能はすべて「その他」に分類されている。

- 20) 1952年に市立釧路図書館で実施された舞踊鑑賞の会は、本田安次の来訪を契機としてはいるものの、その後図書館が中心となり研究冊子「アイヌ古代舞踊の研究」(77)としてまとめられている(市立釧路図書館:1952)。なお、座談会形式による本田のコメントも掲載されている一方で、「本田安次氏を始め二・三の専門家に依頼した研究も、期日に間に合わなかったのは遺憾であった」と記載されている。

参考文献

- 旭川市教育委員会(編)1984『重要無形民俗文化財 アイヌ古式舞踊』。
- 伊藤純 2011「本田安次の民俗芸能観とその課題」『民俗芸能研究』第51号。
- 神田より子 2009「本田安次の人と学問——そのファジーさをどのように継承するのか——」、『民俗芸能研究』第47号。
- 北原次郎太モコットウナシ 2008「本田安次氏による解説文について」、『アイヌ・北方民族の芸能』(CD付属冊子)、日本伝統文化振興財団。
- 2017「記録から保持、復興へ——萱野茂のアイヌ文化研究」萱野茂『アイヌ歳時記』筑摩書房:229-239。
- 久保寺逸彦 1977『アイヌの文学』岩波新書。
- 甲地利恵 2012「伝統的なアイヌ音楽のモノフォニーの歌唱形式におけるポリフォニー的要素」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』18:51-90。
- 市立釧路図書館(編)1952『アイヌ古代舞踊の研究——附・アイヌ古代舞踊見学記——』市立釧路図書館。
- 進藤貴美子 1987「アイヌ古式舞踊の復権——生活文化としての伝承をめざして——」『文化財国庫補助事業調査報告書 北海道アイヌ古式舞踊』、日本民俗舞踊研究会。
- 竹内渉 2020『戦後アイヌ民族活動史』解放出版社。
- 谷本一之 1973「解題」『知里真志保著作集 第2巻』平凡社。
- 1985「アイヌの歌と踊り」『月刊言語』(14-3)大修館書店:82-86。
- 2000『アイヌ絵を聴く—変容の民族音楽誌』、北海道大学出版会。
- 知里真志保 1936「アイヌ民話と唄」、『アイヌ民俗研究資料 第一』(再録:1973『知里真志保著作集 第1巻』平凡社。)
- 1937「謎・口遊び・唄」、『アイヌ民俗研究資料 第二』(再録:1973『知里真志保著作集 第2巻』平凡社。)
- 1948『アイヌの歌謡(第一集)』(再録:1973『知里真志保著作集 第2巻』平凡社。)
- 1960「アイヌに伝承される歌舞詞曲に関する調査研究」『文化財委託研究報告』文化財保護委員会(再録:1973『知里真志保著作集 第2巻』平凡社。)
- 中村茂子 1989「伝統芸能の保存組織のあり方の研究——民俗芸能保存会の事例を中心に——」『芸能の科学』(17)東京国立文化財研究所:41-86。
- 中村睦男 2018『アイヌ民族法制と憲法』北海道大学出版会。
- 日本放送協会編 1965『アイヌ伝統音楽』日本放送出版協会。
- 橋本裕之 2006『民俗芸能研究という神話』森話社。
- 春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会 1984『春採アイヌ古式舞踊』東村岳史 2001「文化財」としての「アイヌ古式舞踊」、『解放社会学研究』(15)、日本解放社会学会:98-118。
- 2019「いま、なぜ「アイヌ新法」なのか:「日本型」先住民族政策の行方」『nippon.com』
<https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00479/> (2022年2月28日閲覧)
- 俵木悟 2018『文化財/文化遺産としての民俗芸能:無形文化遺産時代の研究と保護』勉誠出版。
- 北海道ウタリ協会浦河支部 1985『浦河町アイヌ民俗文化財伝承活

- 動事業 浦河地方のアイヌ古式舞踊』(共同刊行：北海道教育庁日高教育局, 浦河町教育委員会)。
- 本田安次 — 「アイヌの藝能」(初出：不明(1989年～1994年の間か)) 再録：『本田安次著作集 日本の傳統藝能 第二十巻日本の祭り、アイヌの藝能、アジア探訪』錦正社, 2000年。
- 1961「アイヌの舞踊」、「文學散歩」七。(再録：1971『民俗芸能探訪録』日本放送出版会)。
- 1976「解説」本田安次・萱野茂(監修)『アイヌ・オロッコ・ギリヤークの芸能』[LP盤](再版 2008『アイヌ・北方民族の芸能』[CD]日本伝統文化振興財団)。
- 1977「まりも祭りと熊送り」、『民話と傳説』1、再録：『本田安次著作集 日本の傳統藝能 第二十巻日本の祭り、アイヌの藝能、アジア探訪』錦正社, 2000年。
- 1983「アイヌ舞踊とヤッチキ踊り」、『民俗藝能』63、再録：『本田安次著作集 日本の傳統藝能 第二十巻日本の祭り、アイヌの藝能、アジア探訪』錦正社, 2000年。
- 1986「アイヌの神概念と舞踊」、『民俗芸能研究』3、民族芸能学会、再録：『本田安次著作集 日本の傳統藝能 第二十巻日本の祭り、アイヌの藝能、アジア探訪』錦正社 2000年。
- 1987「アイヌ舞踊鳥瞰」、『文化財国庫補助事業調査報告書 北海道アイヌ古式舞踊』、日本民俗舞踊研究会。
- 松尾恒一 1993「本田安次の方法と思想」『課題としての民俗芸能研究』、ひつじ書房。
- モーリス＝スズキ, テッサ 2020「演出された民族共生」北大開示文書研究会編『アイヌの権利とは何か——新法・象徴空間・東京五輪と先住民族』かもがわ出版：19-57。
- 谷地田未緒・押野朱美 2020「芸能の継承 — 「アイヌ古式舞踊」の保存継承をめぐる文化政策研究」『文化政策研究』第14号、日本文化政策学会：145。
- 山路興造 2019「「佐陀神能」再考——「佐陀神能」は慶長期以降の改革神楽である——」『民俗芸能研究』第67号。
- 早稲田大学演劇博物館(編)1953『藝能辞典』東京堂。
- Smith, L. 2006. *Uses of heritage*. Routledge.
- UNESCO. *Ethics and Intangible Cultural Heritage*.
(<https://ich.unesco.org/en/ethics-and-ich-00866>) (2022年2月28日閲覧)。

ハイパースペクトルカメラによる染料分析の測定方法 ——アイヌの繊維資料を前提とした分析方法の検証——

Measurement Method of Dye Analysis by Hyperspectral Camera
——Verification of the Analysis Method for Ainu Textile Materials——

赤田昌倫 (AKADA Masanori, Dr.)

国立アイヌ民族博物館 研究員 (Research & Curatorial Fellow, National Ainu Museum)

要旨

国立アイヌ民族博物館ではアイヌの繊維資料に用いられた染料の調査を検討しており、ハイパースペクトルカメラを導入した。染料分析に適した分析条件を策定するため、試料と装置の距離と分析範囲に着目し、機器の精度に関する検証を行った。その結果、複数の条件で染料分析に有効な結果が得られた。また、この結果を基にアイヌ文化に特徴的な染色試料について分析を行った結果、イチイ染めの試料については特徴的なスペクトルを得ることができた。

キーワード：ハイパースペクトルカメラ、染色、可視分光分析、オヒョウニレ、シナノキ、イチイ、ハンノキ

Abstract

Since its opening in 2020, the National Ainu Museum has investigated dyes used in Ainu textile materials and has installed a hyperspectral camera. In order to formulate suitable analysis conditions for dye analysis, the author conducted a verification on the accuracy of the device, with a focus on the distance between the sample and the device, and the analysis range. As a result, effective results for dye analysis were obtained under several conditions. Based on these results, an analysis of dyed samples typical within Ainu culture was conducted, and characteristic spectra were obtained for yew-dyed samples.

Key Words : Hyperspectral Camera, Dyeing, Visible Spectroscopic Analysis, Manchurian Elm, Japanese Lime, Japanese Yew, Japanese Alder

はじめに

時代や地域におけるアイヌの文化を知るためには、人々の日常生活に密着したものについて深く追究し明らかにすることが重要である。衣服などの繊維資料はその代表的なものであり、繊維や染料などの材質に係る調査、織りや編みなどの構造調査、模様やデザインに係る調査など多角的なアプローチから当時のアイヌ

文化を知るための研究が行われている。国立アイヌ民族博物館においても収蔵品である近世近代のアイヌの繊維資料について繊維や染料の調査を行い、材質に係る情報を付与することが重要であると考えられている。材質に係る情報の中で、繊維や染料の材質情報は、収蔵品の復元や修理時の材料や技法の選択、収蔵品の展示方法や保管環境といった資料管理の判断根拠に役立ち、さらには時代ごと地域ごとの材料または技法によって製作したものかを明らかにするための足掛かり

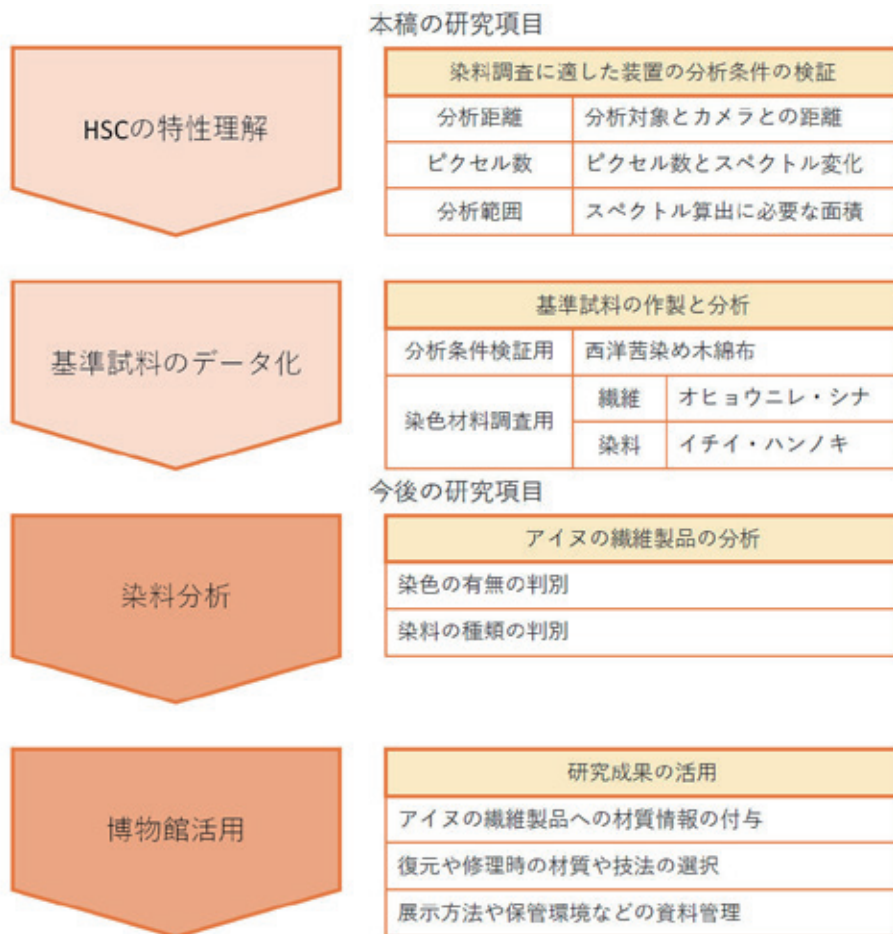


図1 研究フローチャート

となりうる。このことはアイヌの繊維資料の価値の明確化に繋がり、当時のアイヌ文化の理解に大きく役立つと考えられる。

近世近代のアイヌの繊維資料の材質に関する先行研究は複数あるが、代表的なものとして以下の報告がある。河野広道氏は文献資料の活用や聞き取り調査を行い、染料とその染色方法について地域ごとに詳細にまとめている（河野 1971）。齋藤玲子氏はハンノキを中心にアイヌを含む複数の北方民族における染料の使用例などを信仰や色の意味と合わせて報告している（齋藤 1992:134-148）。大坂拓氏はアイヌの繊維資料について繊維種や織構造の調査を行い、資料の年代観の推測と合わせて報告している（大坂 2019:25-60）。著者は、上記の研究などに染料の材質情報が加わることによって、当時使用されていた染料が明らかになるだけでなく、調査結果の蓄積によって時代による染料の変遷や染色方法といった研究への派生が期待できると考えた。また複数の先行研究において、近世近代の染色材料が示されていることから、実際の染料分析を

行う上で無数にある天然染料の中から絞り込んで比較することができ、様々な研究の進展が見込めると考えた。そして文献や聞き込み調査等の先行研究で示された染料を分析によって確認することは、先行研究に対するクロスチェックとなり、極めて重要な調査になるといえる。

本館ではこのような背景のもと、当館の収蔵品である近世近代のアイヌの繊維資料について、ハイパースペクトルカメラ（以後、HSC）による染色の有無や、染料の種類判別といった染料分析を行うことを検討している。HSCは面分析が可能であるという点から、壁画の顔料分析などへの応用が進められているが、染料分析の報告例はほとんどなく染料分析に

必要な精度などの検証もほとんどなされていない（小原 1999:230-234; 末森 2021）。そこで本稿では、実際にアイヌの繊維資料について染料分析を行う前段階として、染料分析に適したHSCの分析条件の策定を行った。またその結果を基にアイヌ文化で多く使用されるイチイとハンノキの染色試料について染料分析を行ったので報告する。【図1】に装置特性の研究からアイヌの繊維資料の染料分析を行い、その結果に関する展示活用までを図示した研究フローチャートを示す。

2. 分析手法と使用機器

2.1. 可視分光分析法

染料分析が可能な分析装置や分析手法は複数あるが、当館ではHSCによる可視分光分析を行うことを検討している。可視分光分析とは、測定対象である物質について波長ごとの光を吸収または反射するかを調べる手法である。例として、りんごは青色や緑色にあたる光を吸収し赤色の光を反射することから、人の目には

赤色として映る。どの光を吸収または反射するかは物質によって異なるという特性をもつため、この特性を調べることで染料の判別を行うことができる。ただし、染料は様々な原因で劣化し変退色していることが多く、得られるデータ（スペクトル）もピークや変曲点が不明瞭であり、染料の判別が困難になることがある（佐々木 2007:172-182）。

可視分光分析の装置にはHSC以外に、光ファイバーを用いるものもある。これは分光器本体に取り付けた光ファイバーを伸ばし、分析位置の数ミリから数センチ離れた状態で測定を行う。試料採取の必要がない非破壊非接触式の分析手法であり、一か所の分析が短時間で済むという特徴があるため染料分析では普遍的に用いられている（吉田 2011:207-215; 大下 2017:17-25）。測定範囲は円形で光ファイバーの直径に依存し、複数の調査ポイントがある場合は、その都度装置本体に付属する光ファイバーを移動させ、位置調整する必要がある。また複数の色の染糸を用いた織物や編み物に対して染料分析を行う場合、光ファイバーの直径によっては測定範囲の中に複数の色の染糸が入ってしまう可能性がある。特に緻密な織りや編みでは糸の太さは1ミリに満たないこともあり、測定対象の染糸と隣接する染糸が異なる色である場合、測定し得られたスペクトルが測定対象のみのデータであるかの判断が困難となる。これはアイヌの繊維資料においても同様であり、着物や編袋、刀掛け帯などを中心に様々な繊維資料について、経糸と緯糸で異なる染糸が用いられていることがある（北海道教育庁社会教育部文化課編 1986）。このような繊維資料の染料分析では、糸の太さによってはそれぞれの糸における染料判別は困難になることが考えられた。

2.2. ハイパースペクトルカメラ

HSCとは、前述の可視分光分析が可能な装置の一つである。デジタルカメラ（RGBカメラ）と同じく、レンズに入ってきた資料からの反射光を捉え、そのデータをデジタル画像（以後、ハイパースペクトルイメージ）とする装置である。【図2】にRGBカメラとHSCの波長の分離性能のイメージ図を示す。RGBカメラと異なる点は、RGBカメラは赤、緑、青を中心とする3つの波長で画像を構成するが、HSCは紫から赤までの400以上の波長に分けて画像を構成することができるため、RGBカメラよりも色の正確性や再現性が高い。

ハイパースペクトルイメージはカメラに映った範囲全てが分析対象となることから、資料全体が入るような画像を得ることで調査を完結することが可能となる（ケイエルブイ(株) 2019:71-73）。画像に写る範囲は、カメラと同じくレンズから資料までの距離が長いと広範囲のデータとなり、距離が短いと狭い範囲のデータとなる。ハイパースペクトルイメージには1ピクセルごとにスペクトルデータが含まれていることから、ピクセルを多く選択すればスペクトルは平均化され、ノイズと色むらの影響が少ない正確な色情報を含んだデータを得ることができる。一方でピクセル数を多くするために資料とレンズの距離を近づけると分析範囲が小さくなり調査時間は増大する。

ハイパースペクトルイメージからスペクトルを算出するにあたって、任意の範囲と形状のピクセルを選択することが可能である。前述のような1mmに満たない糸に対しても糸の形状に沿って調査範囲を選択することができるなど、これまでの可視分光分析装置にはない特徴を持つ。

当館では、このような装置特性は絵画や染織品と

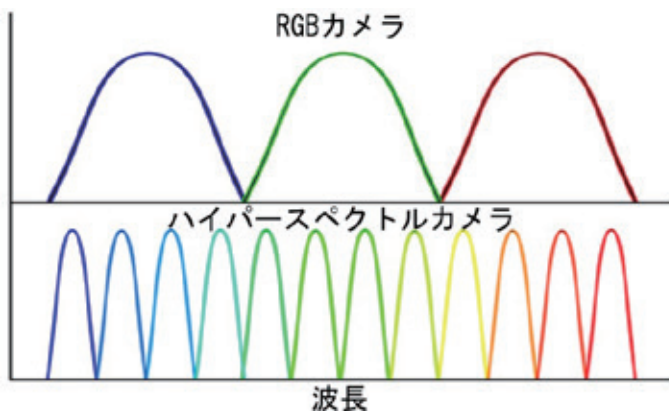


図2 RGBカメラとHSCの波長の分離性能

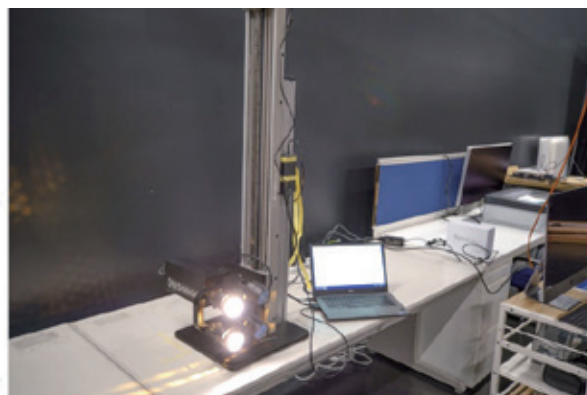


図3 HSCの装置外観

いった多数の色が点在するような資料に対して特に有効であると考え、ハイパースペクトルカメラの運用を検討している。【図 3】にハイパースペクトルカメラ（以後、HSC）の装置外観と分析の様子を示す。今回の調査では RESONON 社製「Pika XC2」を使用した。

3. 調査方法

3.1. 試料作製

3.1. (1) 装置特性検証用試料

装置の検証用試料は天然染料の中で色の濃淡の差が現れやすく、天然染料として様々な研究や検証で用いられているものが適していると考え、西洋茜で染色した木綿の染色試験布を使用した（柏木 1971:43-47）。染料としての西洋茜は繊維の種類によって鮮やかな赤色から紫がかった赤色に染着する。古代よりヨーロッパから西アジアにかけての広い地域で用いられており、染着性が良いという特徴がある。染色試験布は㈱田中直染料店の綿ファイン未晒で、幅 50mm、長さ 100mm で裁断し試料とした。【図 4】に装置特性の検証に使用した試料の画像を、【表 1】に試料一覧を示す。染色方法については、布の 1 枚の重量は約 1.6g であったため、水 490g と西洋茜の粉末 0.16g から染液を作製した（柏木 1971:43-47）。染色作業は、水温が 80℃ まで上昇した後に西洋茜の粉末を入れ、30 分間温度を維持させた後、60℃ まで温度を下げ染色試験布を浸漬させた。なお、先行して HSC における色の濃淡の差による可視スペクトルの検出限界について予備調査を行っており、調査用試料として染色時間を 3 秒（木綿布試料②）、10 秒（木綿布試料③）、20 秒（木綿布試料④）、30 秒（木綿布試料⑤）、60 秒（木綿布試料⑥）、90 秒（木綿布試料⑦）とした試料と、15 分間の染色を行った後、一度乾燥させ再度 15 分間の染色を行った試料（木綿布試料⑧）を作製した（花田 2014: 27-36; 花田 2015: 33-41; 黄川田 2016: 74-81）。これらの試料の中で、最も色の濃い木綿布試料⑧は肉眼でも鮮やかな赤色が見られ、可視スペクトルも西洋茜の特徴が明確に見られた。一方で最も色の薄い木綿布試料②は染色時間が 3 秒と非常に短かったため、【図 5】の西洋茜染め木綿布の可視スペクトル（レンズとの距離 400mm、スキャンスピード 0.01578mm/s、ピクセル数 19000）で示したように、肉眼でも

可視スペクトルでも西洋茜染めによる染着は認められなかった。木綿布試料⑧のような色の濃い試料は HSC では問題なく分析できることと、木綿布試料②のような極端に淡い色の試料の判別は不可能であることから、以後の検証にはこれらを除外し、色の濃淡による比較には木綿布試料③と木綿布試料⑦（染色時間 90 秒）を選択した。

3.1. (2) アイヌの染色材料への適用調査用試料

【図 6】にアイヌの染色材料への適用調査の画像を、【表 2】に試料一覧を示す。本研究で使用したオヒョウニレとシナノキの繊維は、内皮を繊維化するために樹皮を沸騰した水に木灰を入れ数時間かけて軟化させ、ぬめりをとる作業などの精練がなされているものであるが、一部の繊維についてはその精練方法は不明であり、色調が一定ではなくオヒョウニレ未染色試料③のように褐色に近いものもあった。そのため実際のアイヌの繊維資料の色調観察だけでは、繊維が褐色であっても、これが染色されたものなのか、未染色で繊維自体の色であるのかの判別が困難であることが考えられた。そこで、繊維については色調が異なるものを複数準備し、その中で最も淡い色調の繊維について染色を行った。なお繊維によって大きさにばらつきがあるため一定の幅の試料を作製することが困難であった。そのため、試料は幅 5mm 以上、長さ 20mm 以上とした。上記の繊維を西洋茜、イチイ、ケヤマハンノキ（以後、ハンノキ）で染色し、染色材料調査用試料とした。西洋茜による染色は上記の木綿布と同じである。イチイやハンノキは、先行研究から熱水で色素を抽出し染色を行ったとされている（河野 1971）。そこで、イチイとハンノキは樹皮片 10g に対して水 1000g とし、樹皮片投入後 15 分で約 90℃ まで加温した。蓋をしてこの温度を維持しつつ 165 分経過後に繊維を投入した。60 分後に保温をやめ、さらに 60 分漬け置きした。

3.2. 染料分析に適した分析条件の検証

HSC は、ハイパースペクトルイメージ内で選択した範囲内にどれだけのピクセル数が含まれているかによってスペクトルの精度が大きく変化する。また 1mm²あたりのピクセルの大きさとピクセル数はレンズと試料との距離（以後、WD）やスキャンスピードによって変化する。そのため、調査が必要な範囲や資



図4 装置特性検証用試料

表1 装置特性検証用試料の一覧

繊維の種類	染料	番号・試料名	染色時間
木綿	-	木綿布試料①	未染色
	西洋茜	木綿布試料②	3秒
		木綿布試料③	10秒
		木綿布試料④	20秒
		木綿布試料⑤	30秒
		木綿布試料⑥	60秒
		木綿布試料⑦	90秒
		木綿布試料⑧	15分2回

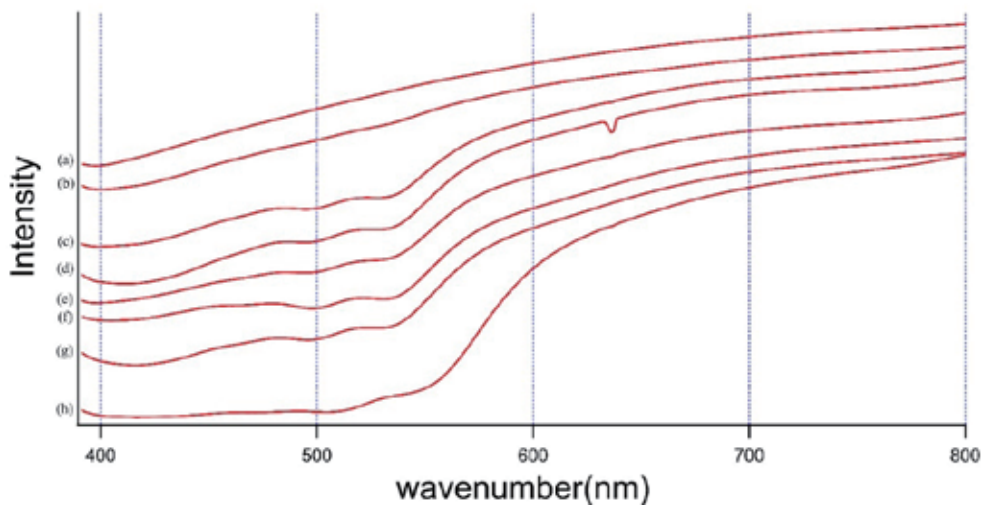


図5 西洋茜染め木綿布試料の可視スペクトル

- (a) 木綿布試料①、(b) 木綿布試料②、(c) 木綿布試料③、(d) 木綿布試料④
(e) 木綿布試料⑤、(f) 木綿布試料⑥、(g) 木綿布試料⑦、(h) 木綿布試料⑧



図6 アイヌの染料材料への適用調査資料

表2 染料調査用試料の一覧

繊維の種類	染料	試料名
オヒョウニレ	未染色	未染色オヒョウニレ試料①,②,③,④
	西洋茜	西洋茜染めオヒョウニレ試料⑤
	イチイ	イチイ染めオヒョウニレ試料⑥
	ハンノキ	ハンノキ染めオヒョウニレ試料⑦
シナノキ	未染色	未染色シナノキ試料⑧,⑨,⑩
	西洋茜	西洋茜染めシナノキ試料⑪
	イチイ	イチイ染めシナノキ試料⑫
	ハンノキ	ハンノキ染めシナノキ試料⑬

料の色の濃淡に応じた最適な分析条件の策定が必要である。そこで、ピクセル数とスペクトルの相関性と、WDごとのピクセル数の相関性を調査項目とし、各種パラメータを変えて検証を行った。試料は西洋茜で染色した木綿布を用いた。なお、HSCにはステップモードと非ステップモードを選択することができる。ステップモードはモーションブレンダーなどのブレの要素がなく、1mm以下の微小な部位の分析に効果的である。予備調査から染料分析には非ステップモードの連続スキャンでも十分な分析精度が得られており、ステップモードのパラメータの検証は行っていない。

スキャンスピードの数値は0.0158mm/sから3.175mm/sまで調整でき、スキャンスピードが遅すぎるとイメージは縦長に引き延ばされ、早すぎるとイメージは圧縮されて横長になる。特に縦方向に圧縮された横長のイメージは、イメージを構成する縦方向のピクセルの数が少なくなり、特定の範囲を選択するために必要なピクセルの取得が困難になる。ハイパースペクトルイメージ内で範囲選択を行う場合、実資料やその写真を見比べながら進めることがあるためイメージ内資料と実資料はアスペクト比を揃えることが望ましい。アスペクト比を揃えるためには、WDに対して適切なスキャンスピードを設定する必要がある。WDはレンズと試料との距離であるため数値の制限はないが、レンズ先端からハロゲンランプの先端までの距離が約150mmであるため、それよりも離れた位置でハロゲンランプの光が当たるように調整する必要がある。予備調査の結果から、WD400mmではスキャンスピード0.0158mm/sが、WD1000mmではスキャンスピード0.3100mm/s±0.010mm/sの分析条件で資料のアスペクト比を最も反映することがわかっている。

3.2. (1) ピクセル数とスペクトルの相関性の検証

1ピクセルに割り当てられたスペクトルはノイズが多く、ピークとノイズの判別が困難である。スペクトルはピクセル数が増えるほど平均化されSN比が良化することから、ピクセル数によるスペクトル変化を検証し、染料分析に有効なピクセル数の基準作成を行った。分析条件は非ステップの連続スキャンモードでWD400mm、スキャンスピード0.0158mm/sとした。

スペクトルの特徴を理解するためには最も吸収の強い波長(吸収極大波長 λ_{max})または波長の変曲点について求める必要がある。そこで、本報告で

は可視スペクトルに対して二次微分の計算を行った。二次微分スペクトルの微分値は、もとなるスペクトルの半値幅の逆数の二乗に比例する(尾崎2005:9-12)。微分によりピークの存在が強調されることで、ノイズとピークとの判別を効果的に行うことができ、ピークの判別が難しい微小ピークやショルダーピークの判別といったピークサーチに有効な手法である(佐々木2008:36-44)。なお、微分のスムージングポイントは17とした。

3.2. (2) WDとピクセル数の相関性の検証

WDとピクセル数の相関性について検証するため、WDを400mm(撮影幅163mm)と1000mm(撮影幅408mm)とし、それぞれのハイパースペクトルイメージから実資料の25mm²にあたる面積のピクセル数を算出した。さらに3.2.(1)の検証で算出した値から、それぞれのピクセル数に必要な実資料の面積を算出した。なお試料には西洋茜で染色した木綿布試料③を用いた。

3.3: アイヌの染色材料への適用調査

3.3. (1) 未染色試料とイチイ、ハンノキ染め試料の判別調査

近世近代のアイヌの繊維資料で多く用いられるオヒョウニレとシナノキの繊維は、精練によってやや白色に近い色にはなっているものの、苛性ソーダ等による脱色作業を行っていないため黄褐色から黄白色を呈しており、繊維自体の色素成分が含まれていると考えられた(眞岡1996:641-646;長坂2000:60-62)。また近世近代のアイヌの繊維資料は長期間の使用による染料の退色や、当時の様々な作業によって汚れの付着などがあると、現在のアイヌの繊維資料の色が当時の染色によるものかの判別は困難になると考えられた(杉山1939:427-443)。このような背景から、染色材料の調査には材料の判別とともに、染色の有無の判別が求められる。そこで本稿では試験的に【図6】と【表2】で示した未染色のオヒョウニレとシナノキ試料と、イチイとハンノキの樹皮で染色したオヒョウニレとシナノキ試料についてHSCで分析し、これらの試料に対して染料分析が適用可能かどうかの検証を行った。なお、分析条件はWD400mm、スキャンスピード0.0158mm/sとした。またピクセル数はノイズが少なく再現性が高いスペクトルであることが望まし

いと考え、繊維の染色部を可能な限り選択した。なおオヒョウニレのピクセル数は約3000、シナノキのピクセル数は約2000となった。

3.3. (2) 同系色染料の判別調査

繊維資料について、その染料の種類を特定するには比較対象となる染料とのスペクトル比較が必要である。しかしながら同系色の染料のスペクトルは近いものになることが多い。そこで今回はオヒョウニレとシナノキに対して西洋茜及びイチイで染色した試料について可視スペクトルと二次微分スペクトルを比較し、判別が可能か検証を行った。

4. 結果と考察

4.1. 分析条件の策定結果

4.1. (1) ピクセル数とスペクトルの相関性の検証結果

【図7】に西洋茜で染色した木綿布のハイパースペクトルイメージを示す。このイメージは【図4】で示した木綿布と比べるとやや横長になったが、装置パラメータの限界があり、これよりもスキャンスピードを遅くすることができない。またイメージ内で試料を拡大してみてもピクセルの重なりやピクセルの潰れなどは見られていないことから検証に用いた。

【図8】と【図9】は木綿布試料③（染色時間10秒）、【図10】と【図11】に木綿布試料⑦における、ピクセルごとの可視スペクトルと二次微分スペクトルを示す。ピクセル数は上から順番に(a)10、(b)50、(c)100、(d)300、(e)500、(f)1000、(g)5000、(h)10000、(i)50000、(j)190000である。なお(j)のピクセル数は木綿布のほぼ全域を選択したものである。分析の結果、淡い色を呈した木綿布試料③（染色時間10秒）では、ピクセル数が10の可視スペクトルについてノイズ量が多く、全体的なスペクトルの強度も低いため400nmから600nmの小さなショルダーピークの判別が困難となることがわかった。ピクセル数が50や100になると、このショルダーピークの判別は可能となるが、二次微分スペクトルをみると、480nmと515nmの2つの下向きのピークについてはピークトップの波長位置がノイズによって不明瞭であった。ピクセル数が300を超えると二次微分スペクトルの480nmと

515nmの2つのピークが明瞭になり、ピクセル数が1000を超えると二次微分スペクトルの430nmから440nm付近の微小なノイズも見られなくなった。またピクセルの選択数が10000を超えると600nmから800nmまでの波長域について、ノイズが少なく良好な可視スペクトルと二次微分スペクトルが得られることがわかった。木綿布試料⑦（染色時間90秒）は木綿布試料③（染色時間10秒）よりも濃く染まっていることから、ピクセル数が10の可視スペクトルでもピークを判別することができた。また、ピクセル数が100を超えると二次微分スペクトルの480nmと515nmの2つのピークが明瞭になり、ピクセル数が1000を超えると二次微分スペクトルの430nmから440nm付近の微小なノイズも見られなくなった。両者の結果から、600nmまでのピークや変曲点の判別に必要な可視スペクトルを得るには300以上のピクセル数が必要であることがわかった。また詳細なピーク判別にはピクセル数が1000以上必要であることがわかった。

4.1. (2) WDとピクセル数の相関性の検証結果

【図12】にWD400mmとWD1000mmのピクセル範囲を示す。また、【表3】に分析条件一覧と試料における面積ごとのピクセル数を示す。WD400mmのハイパースペクトルイメージにおける25mm²のピクセル数は2500、100mm²で10000である。またWD1000mmのハイパースペクトルイメージにおける25mm²のピクセル数は289、100mm²で1225である。再現性の高い可視スペクトルの算出には300ピクセルが必要であることから、このピクセル数を実資料の分析範囲に換算すると、WD400mmでは約3mm²、WD1000mmでは約25mm²となることがわかった。また詳細なピーク判別を行うための二次微分スペクトルの算出には1000ピクセル以上が必要であることから、同様に実資料の分析範囲に換算すると、WD400mmでは約10mm²、WD1000mmでは約100mm²となり、この面積を超える範囲選択が必要であることがわかった。

この結果から、WDが400mmの時、幅1mmの染糸のような微小部について染料分析を行うには糸の長さ10mmまで分析範囲として選択すると可視スペクトルと二次微分スペクトルで有効な



図7 西洋茜で染色した木綿布のハイパースペクトルイメージ

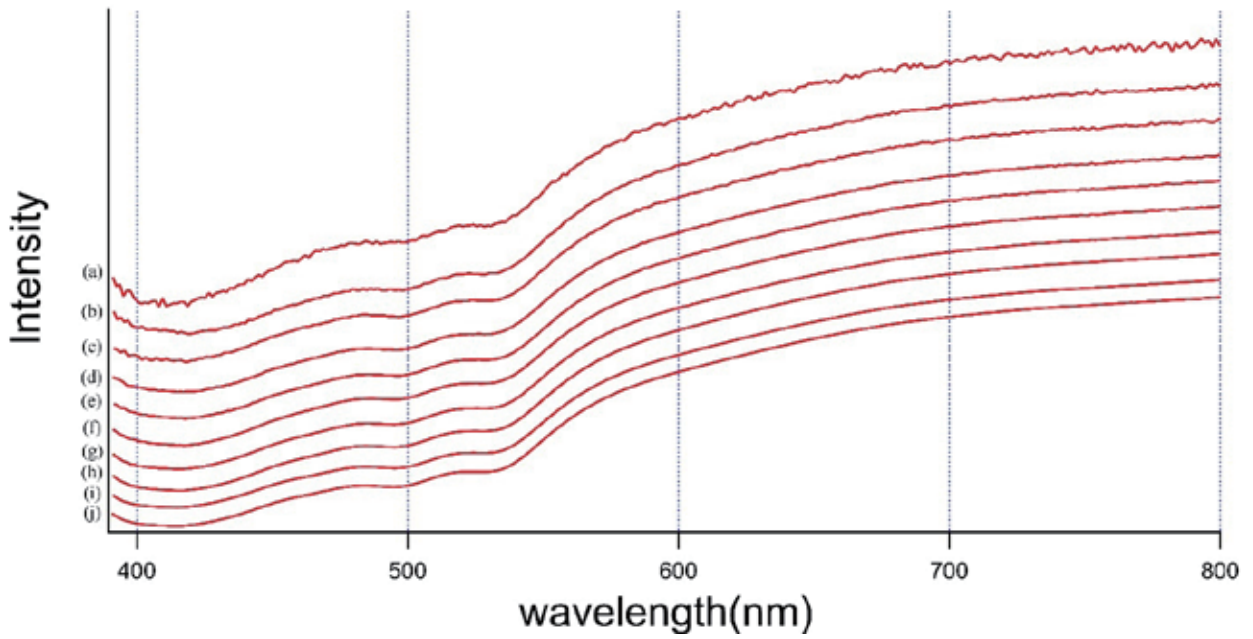


図8 木綿布試料③ (染色時間 10 秒) の可視スペクトル
ピクセル数 (a)10、(b)50、(c)100、(d)300、(e)500、(f)1000、(g)5000、(h)10000、(i)50000、(j)190000

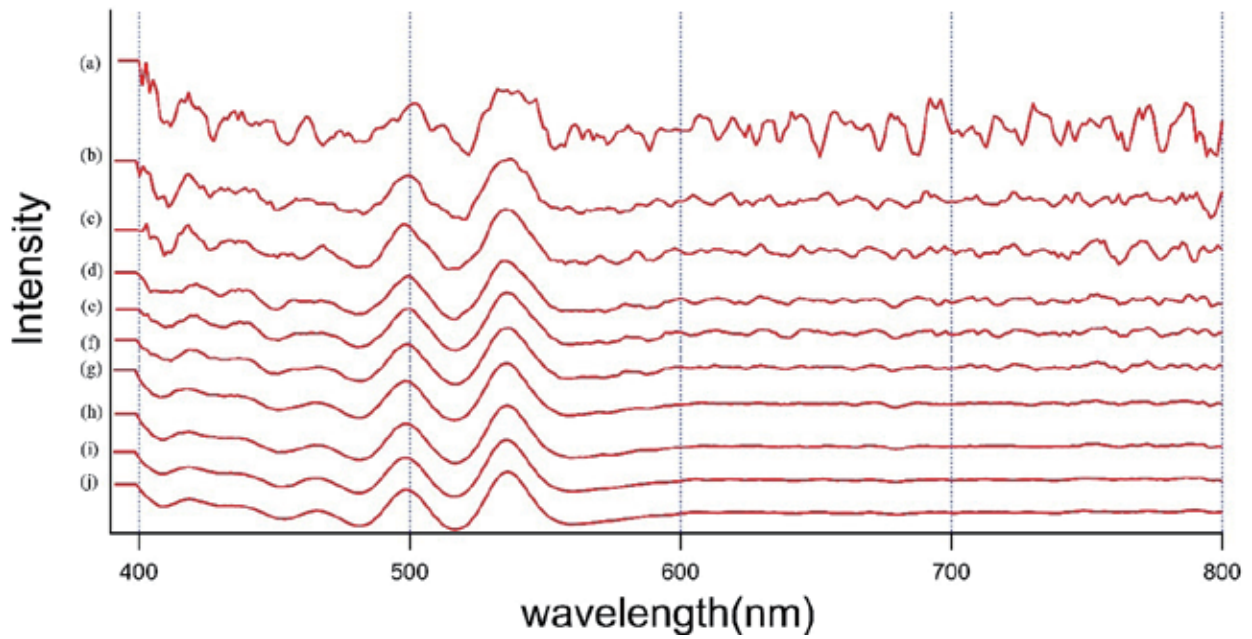


図9 木綿布試料③(染色時間10秒)の二次微分スペクトル
ピクセル数 (a)10、(b)50、(c)100、(d)300、(e)500、(f)1000、(g)5000、(h)10000、(i)50000、(j)190000

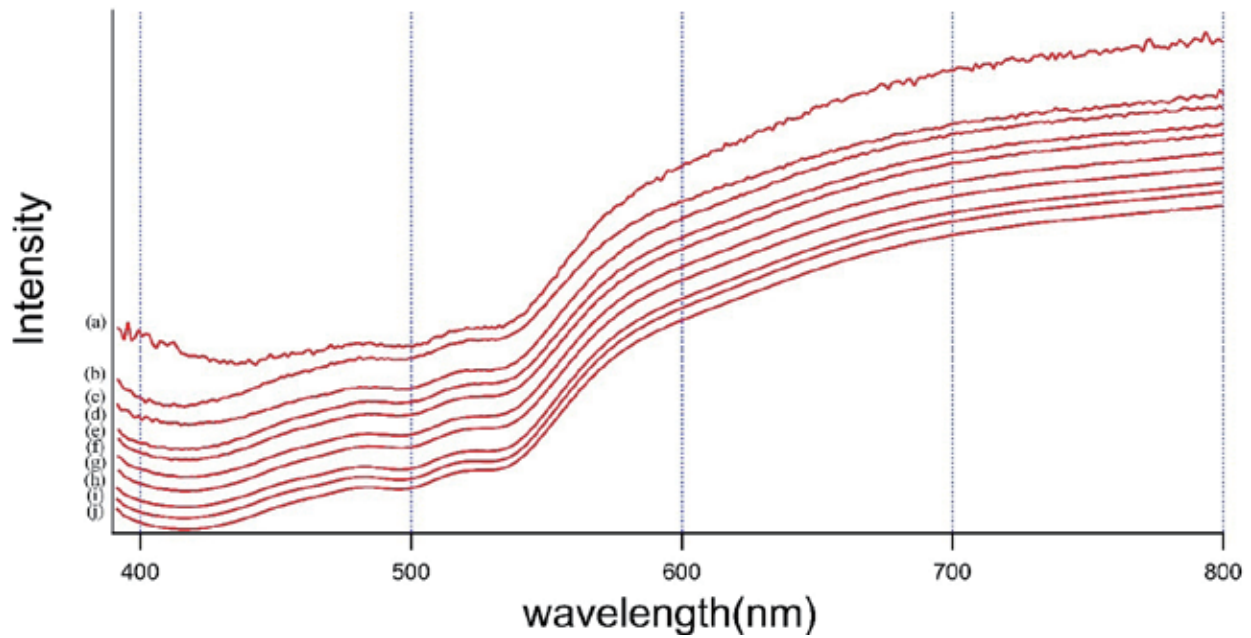


図10 木綿布試料⑦(染色時間90秒)の可視スペクトル
ピクセル数 (a)10、(b)50、(c)100、(d)300、(e)500、(f)1000、(g)5000、(h)10000、(i)50000、(j)190000

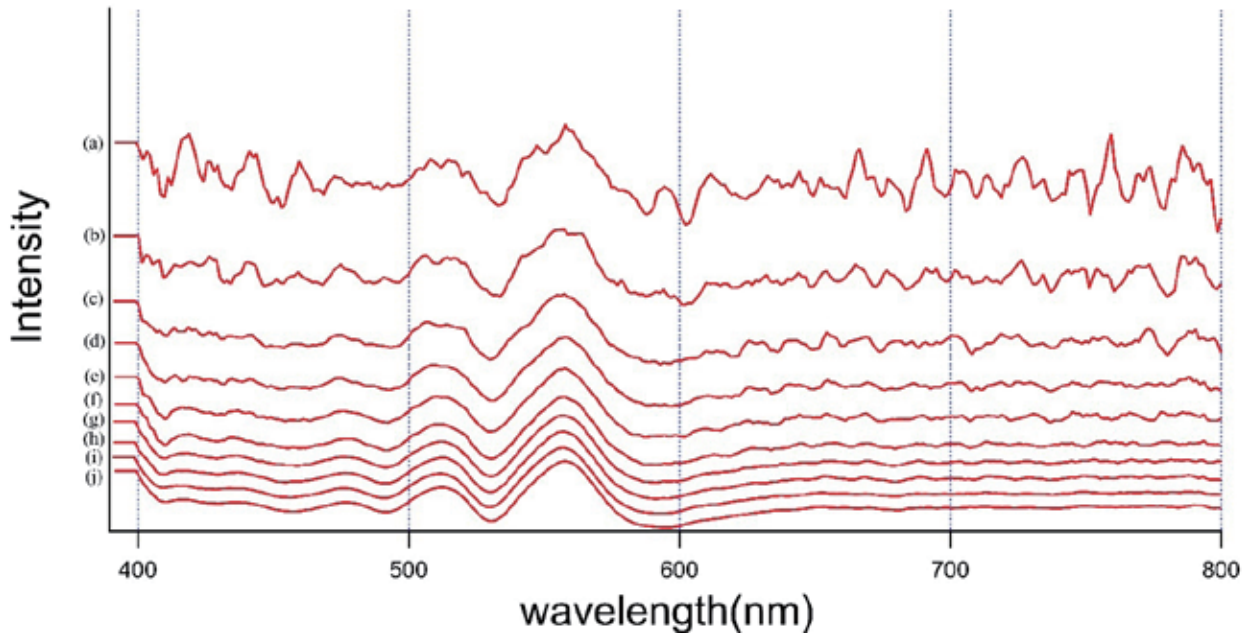


図 11 木綿布試料⑦ (染色時間 90 秒) の二次微分スペクトル

ピクセル数 (a)10、(b)50、(c)100、(d)300、(e)500、(f)1000、(g)5000、(h)10000、(i)50000、(j)190000



図 12 WD400mm と WD1000mm のピクセル範囲 (木綿布試料③)

Working Distance(mm)	Scan Speed(mm/scan)	Pixel(25mm ²)
400	0.0158	2500
1000	0.031	289

Working Distance(mm)	Scan Speed(mm/scan)	Pixel(100mm ²)
400	0.0158	10000
1000	0.031	1225

表 3 分析条件一覧と面積ごとのピクセル数

分析結果が得られることがわかった。また WD が 1000mm でも 10mm 四方の範囲を選択することができれば可視スペクトルと二次微分スペクトル分析結果を得ることができると言える。

4.2. 染色材料の適応調査結果

4.2. (1) 未染色試料の分析結果

【図 13】と【図 14】に未染色のおヒヨウニレ試料の可視スペクトルと二次微分スペクトルを、【図 15】と【図 16】に未染色のシナノキ試料の可視スペクトルと二次微分スペクトルを示す。未染色おヒヨウニレ試料①、②、③、④の可視スペクトルは高波長側に右肩上がりになる特徴が見られたが、スペクトルのばらつきが大きい。未染色おヒヨウニレ試料③のみ、精練不足のためか褐色が顕著であり、可視スペクトルも他の未染色のおヒヨウニレ試料とは異なるスペクトルが得られた。次に、二次微分スペクトルをみると未染色おヒヨウニレ試料①、②、③では 460nm から 470nm に下向きのピークが見られ、特に未染色おヒヨウニレ試料③の 465nm のピークは顕著であった。その他、未染色おヒヨウニレ試料②、③について 550nm から 560nm にピークはみられず、同じようなスペクトルを示した。なお、変曲点については 650nm から 680nm にあると思われるが、不明瞭であり判別で

きなかった。

未染色シナノキ試料⑧、⑨、⑩も高波長側に右肩上がりの特徴が見られたが、直線に近い形状であった。これらの試料も同じようなスペクトルを示した。二次微分スペクトルをみると、540nmと555nmに下向きのピークが、さらに600nmから700nmにかけて5つの下向きのピークが見られた。シナノキ繊維に含まれる特徴的な色素成分の可能性が考えられたが、不明である。また変曲点については650nm以降にあると思われるが、不明瞭であり判別できなかった。

4.2. (2) イチイ染め試料の分析結果

【図17】と【図18】に未染色オヒョウニレ試料とイチイ染めオヒョウニレ試料の可視スペクトルと二次微分スペクトルを示す。イチイは煮出すことによって赤褐色から茶褐色の染液となる。未染色のオヒョウニレ試料をイチイ染めした結果、繊維は茶褐色に呈色した。イチイ染めオヒョウニレ試料⑥の可視スペクトルからは520nmに赤色成分の増加によるスペクトルの変曲点が見られた。二次微分スペクトルからは、485nmと550nmに下向きのピークが見られた。

【図19】と【図20】に未染色シナノキ試料とイチイ染めシナノキ繊維の可視スペクトルと二次微分スペクトルを示す。未染色のシナノキ試料をイチイ染めした結果、繊維は茶褐色から赤褐色に近い色に呈色した。イチイ染めシナノキ試料⑫の可視スペクトルからはイチイ染めオヒョウニレ試料⑥と同じく520nmに赤色成分の増加によるスペクトルの変曲点が見られた。二次微分スペクトルからは、490nmと553nmに下向きのピークが見られたが、未染色シナノキ試料⑨などからも近い波長位置にピークが出現するためイチイ染めによるものかどうかは判断できなかった。

各繊維のイチイ染め試料は赤褐色から茶褐色に呈色したが、オヒョウニレ試料の方がシナノキ試料よりも濃く染まる結果が得られた。各繊維の染色方法は同じであることや、色調に大きな差がないことから、色の差は繊維の染着性の違いによるものと考えられる。各繊維のイチイ染め試料と未染色試料(未染色オヒョウニレ試料①～④、未染色シナノキ試料⑧～⑩)の可視スペクトルを比較すると、可視スペクトルは比較的似たスペクトルを示すことがわ

かった。次に各繊維のイチイ染め試料と未染色試料の二次微分スペクトルを比較すると、イチイ染めによって未染色試料では見られなかったピークが現れることがわかった。このことから、イチイ染めの有無については二次微分スペクトルから判別できる可能性があると言える。

4.2. (3) ハンノキ染め試料の分析結果

ハンノキは煮出すことによって茶褐色の染液となる。本試験でのハンノキ染めは各繊維試料に対する染着性が非常に悪く、未染色試料との色の差はわずかであった。

ハンノキ染めオヒョウニレ試料⑦、ハンノキ染めシナノキ試料⑬の可視スペクトルからは、ハンノキ染による特徴的なピークや変曲点については確認できなかった。また、ハンノキ染めオヒョウニレ試料⑦は未染色試料②と近いスペクトル形状を、ハンノキ染めシナノキ試料⑬は未染色試料⑧と近いスペクトル形状を示した。二次微分スペクトルも未染色試料と近いスペクトル形状を示し、ハンノキ染めに由来する特徴的なピークは確認できなかった。

ハンノキ染めによる繊維の染着性の悪さについては、ハンノキから抽出した染液の濃度不足や各繊維試料の染着性の向上のための前処理が不足していたことが考えられた。しかし、今回使用した繊維試料は他の染料でも染色を行っており問題なく染色できていることから、繊維試料の前処理方法よりも染色に用いるハンノキの樹皮の量や色素成分抽出のための加熱時間不足などに問題があると思われる。また、染色方法については他の赤色系の天然染料の染色方法を参考に行ったが、それらの方法ではハンノキ染料に対しては不十分であった可能性が考えられた(花田 2014: 27-36)。

4.2. (4) 同系色染料の判別調査結果

【図21】に茜染めオヒョウニレ試料⑤とイチイ染めオヒョウニレ試料⑥のスペクトルを、【図22】に茜染めシナノキ試料⑪とイチイ染めシナノキ繊維⑫のスペクトルを示す。また【表4】にピークの波長一覧を示す。可視スペクトルと二次微分スペクトルから、茜染めオヒョウニレ試料⑤からは変曲点が543nm前後に、また483nm、520nmに明瞭な下向きのピーク、560nmには小さい下向きのピーク、590nmには幅広で下向きのピークが見られた。

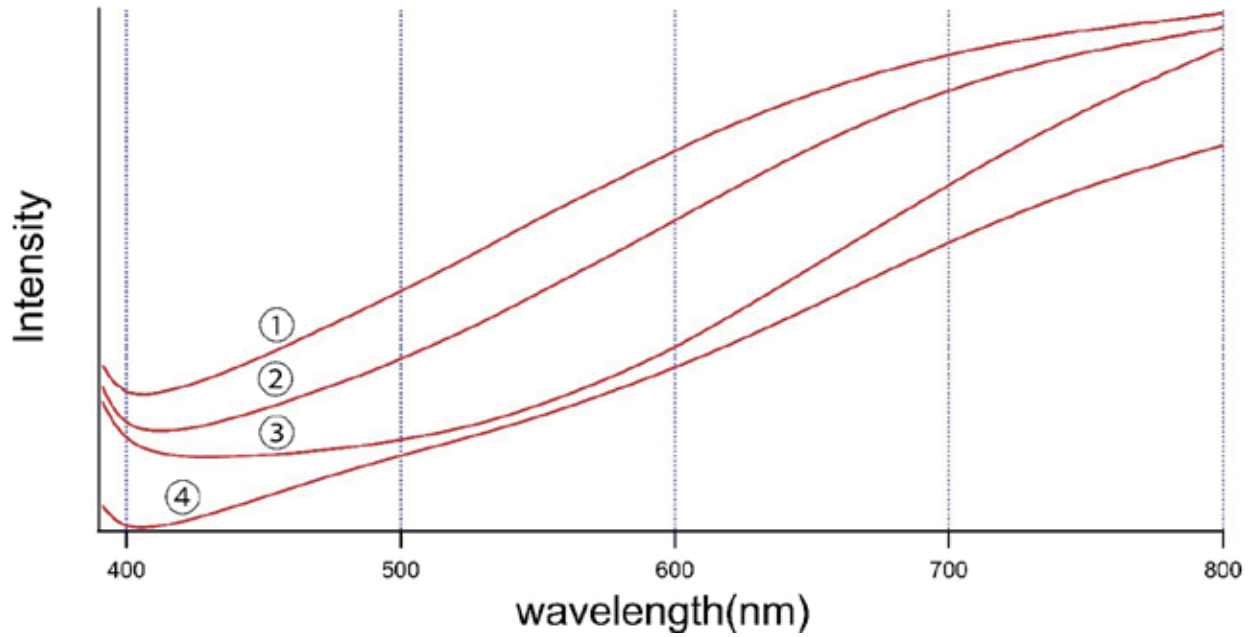


図 13 未染色オヒョウニレ試料の可視スペクトル

未染色オヒョウニレ試料①、未染色オヒョウニレ試料②、未染色オヒョウニレ試料③、未染色オヒョウニレ試料④

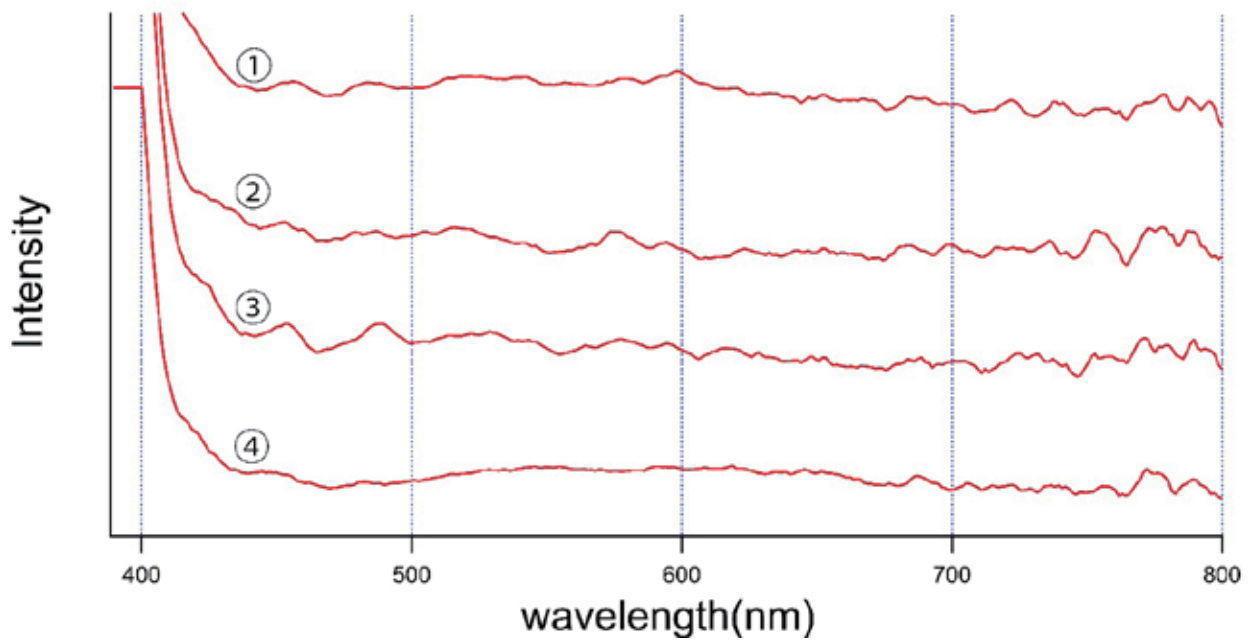


図 14 未染色オヒョウニレ試料の二次微分スペクトル

未染色オヒョウニレ試料①、未染色オヒョウニレ試料②、未染色オヒョウニレ試料③、未染色オヒョウニレ試料④

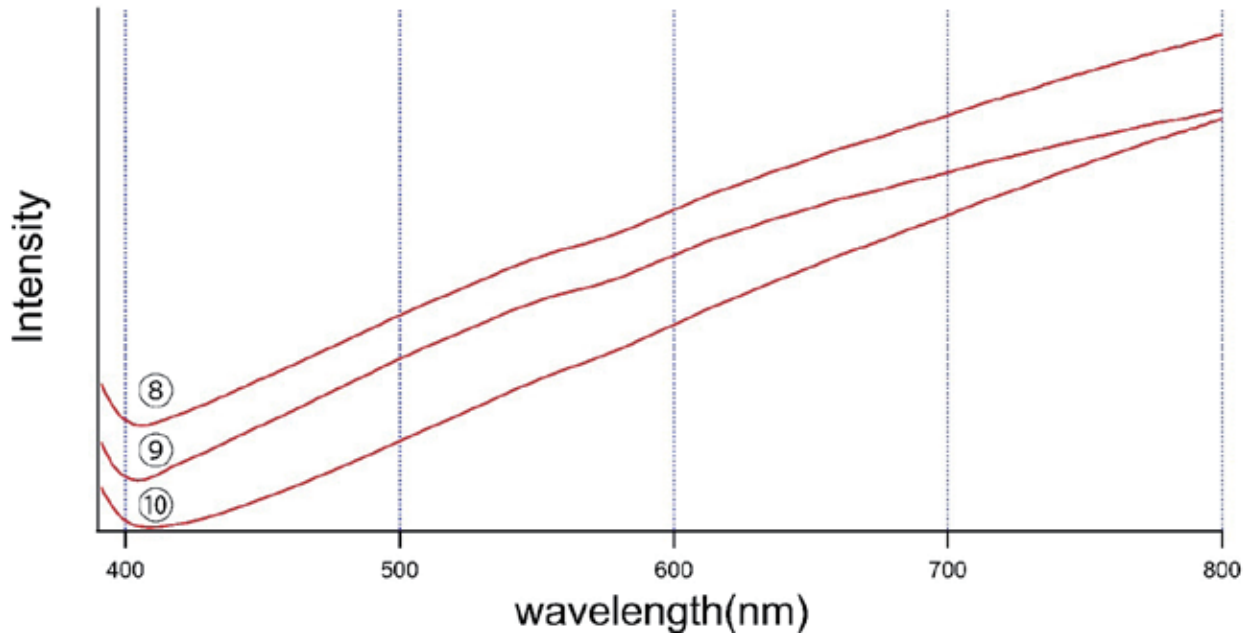


図15 未染色シナノキ試料の可視スペクトル
未染色シナノキ試料⑧、未染色シナノキ試料⑨、未染色シナノキ試料⑩

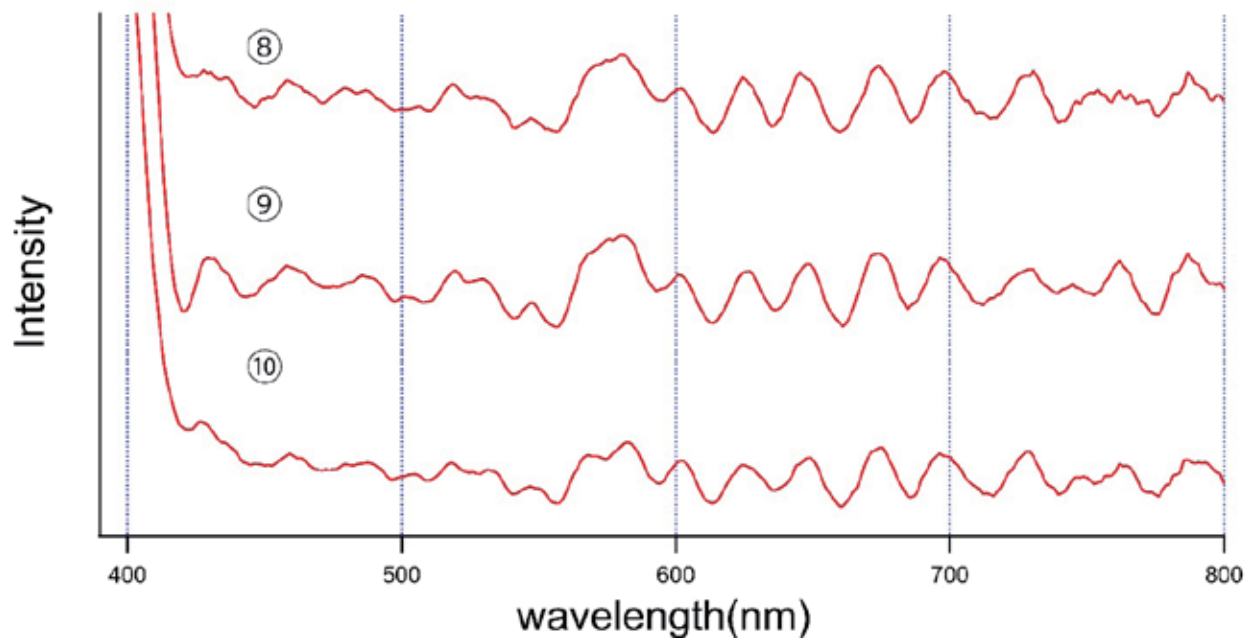


図16 未染色シナノキ試料の二次微分スペクトル
未染色シナノキ試料⑧、未染色シナノキ試料⑨、未染色シナノキ試料⑩

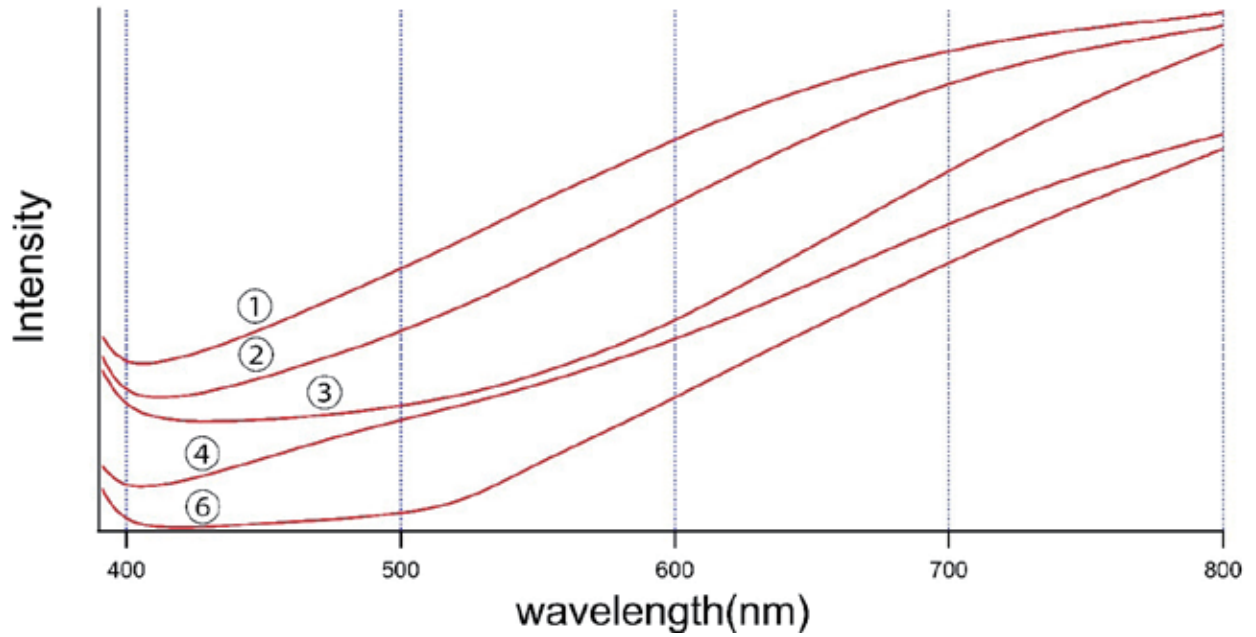


図 17 未染色オヒョウニレ試料とイチイ染めオヒョウニレ試料の可視スペクトル
未染色オヒョウニレ試料①、未染色オヒョウニレ試料②、未染色オヒョウニレ試料③、
未染色オヒョウニレ試料④、イチイ染めオヒョウニレ試料⑥

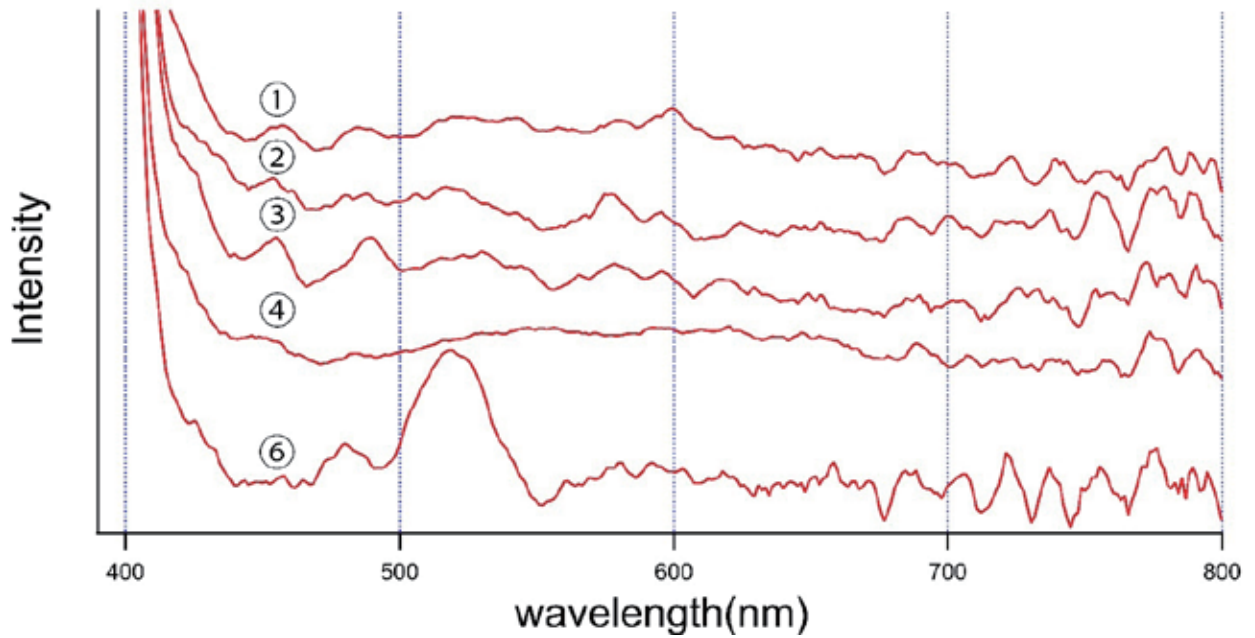


図 18 未染色オヒョウニレ試料とイチイ染めオヒョウニレ試料の二次微分スペクトル
未染色オヒョウニレ試料①、未染色オヒョウニレ試料②、未染色オヒョウニレ試料③、
未染色オヒョウニレ試料④、イチイ染めオヒョウニレ試料⑥

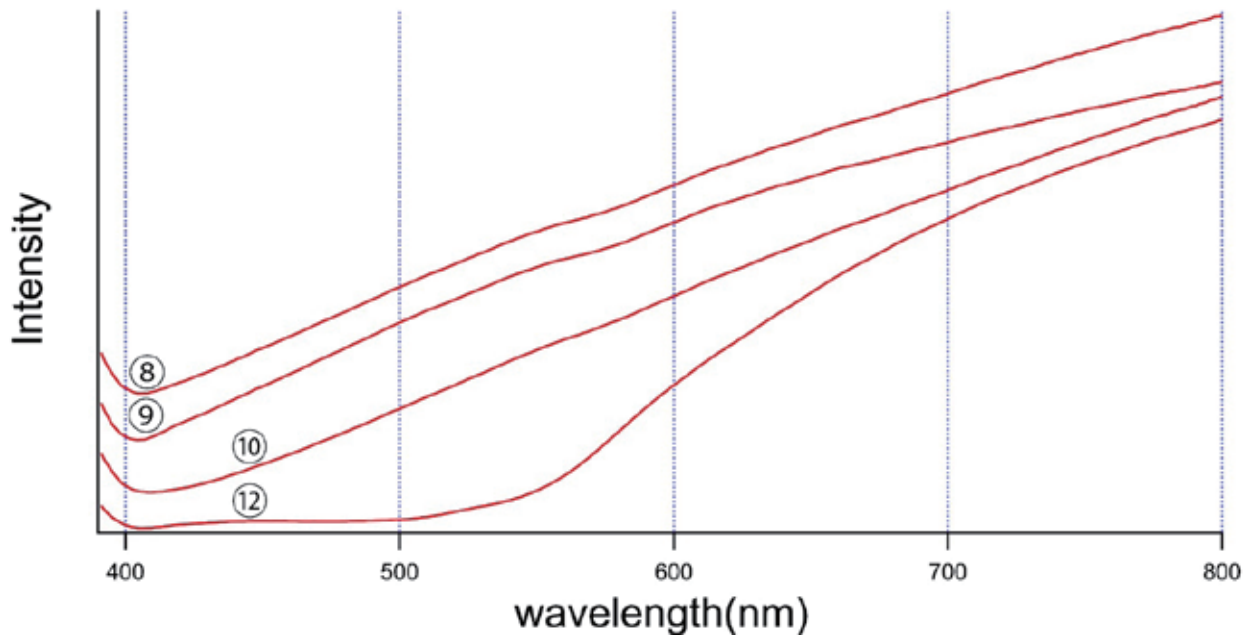


図19 未染色のシナノキ試料とイチイ染めシナノキ試料の可視スペクトル
未染色シナノキ試料⑧、未染色シナノキ試料⑨、未染色シナノキ試料⑩、イチイ染めシナノキ試料⑫

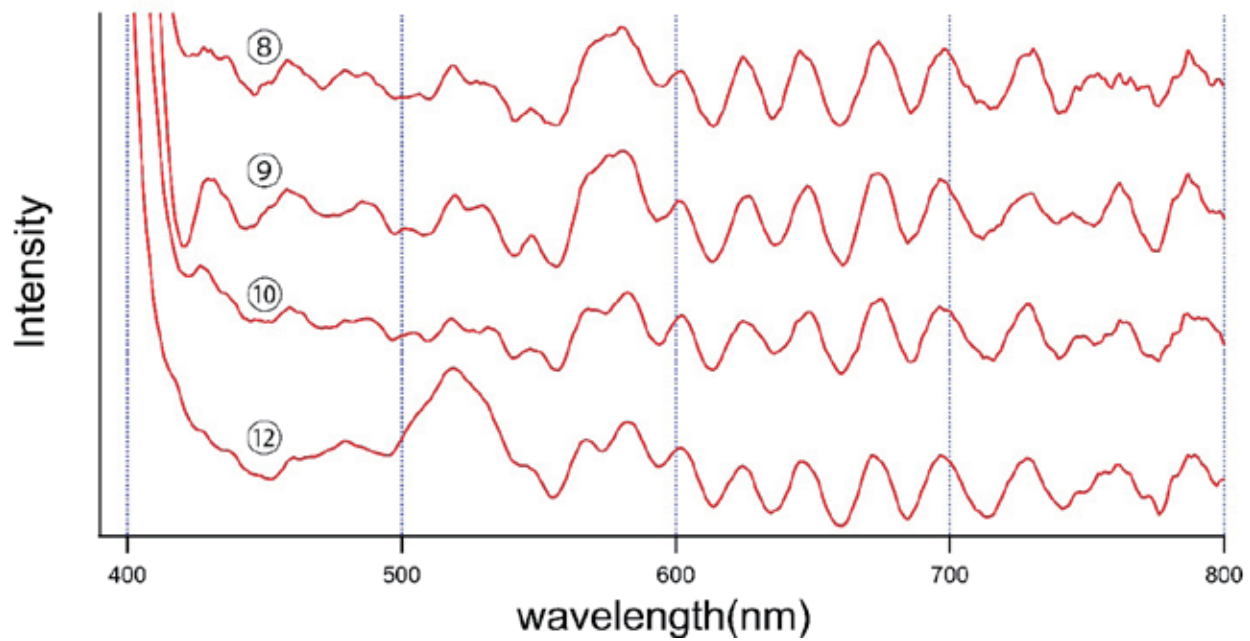


図20 未染色のシナノキ試料とイチイ染めシナノキ試料の可視スペクトル
未染色シナノキ試料⑧、未染色シナノキ試料⑨、未染色シナノキ試料⑩、イチイ染めシナノキ試料⑫

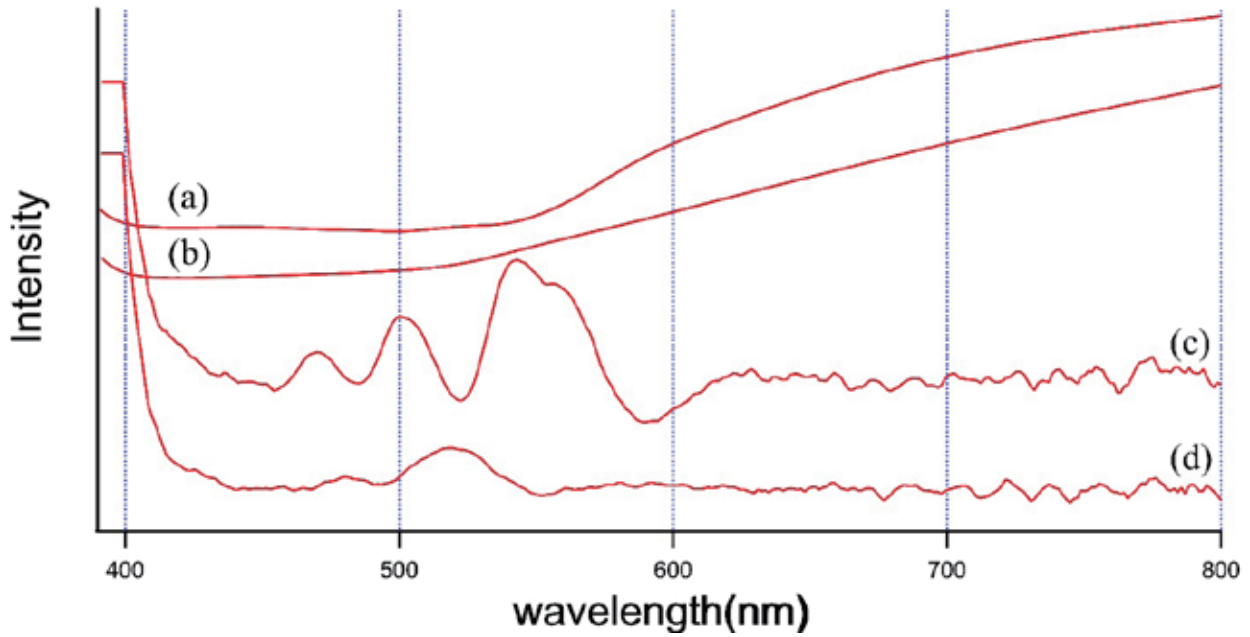


図 21 西洋茜染めとイチイ染めのオヒョウニレ繊維のスペクトル

- (a) 西洋茜染めオヒョウニレ繊維⑤の可視スペクトル、(b) イチイ染めオヒョウニレ試料⑥の可視スペクトル
- (c) 西洋茜染めオヒョウニレ繊維⑤の二次微分スペクトル、(d) イチイ染めオヒョウニレ試料⑥の二次微分スペクトル

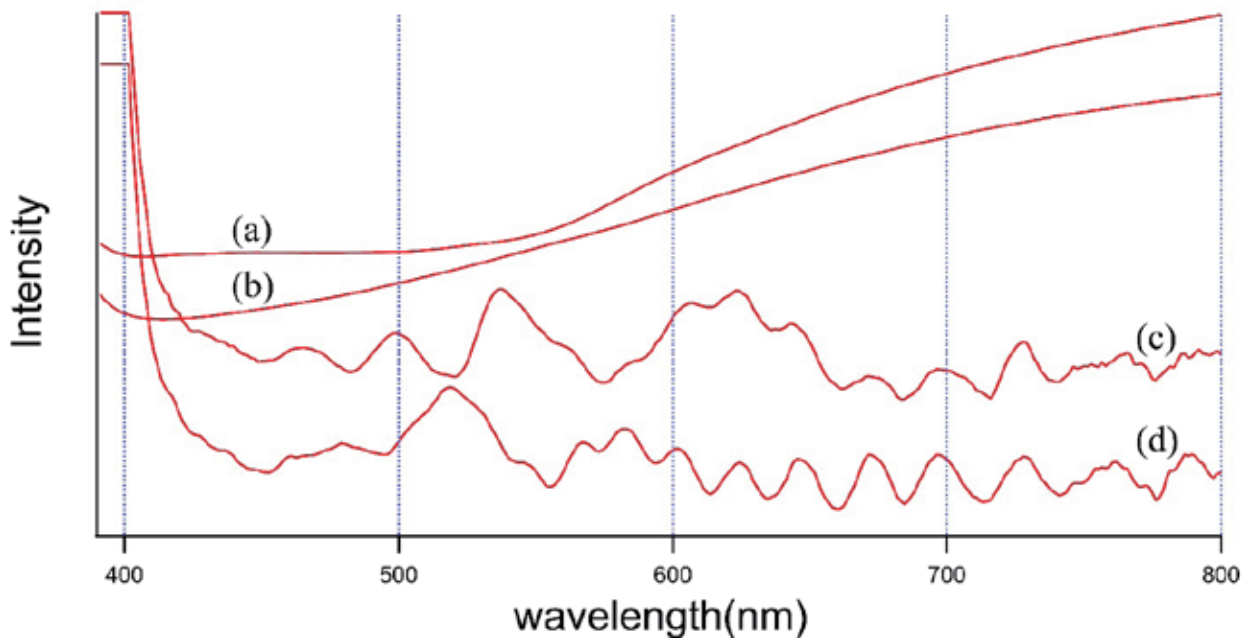


図 22 西洋茜染めとイチイ染めのシナノキ繊維のスペクトル

- (a) 西洋茜染めシナノキ繊維⑪の可視スペクトル、(b) イチイ染めシナノキ繊維⑫の可視スペクトル
- (c) 西洋茜染めシナノキ繊維⑪の二次微分スペクトル、(d) イチイ染めシナノキ繊維⑫の二次微分スペクトル

表4 変曲点及びピーク位置一覧

繊維名	オヒョウニレ		シナノキ	
染料名	イチイ	西洋茜	イチイ	西洋茜
変曲点	520	543	520	537
	490	483	490?	490
	555	520	553?	525
		560		550
		590		

また茜染めシナノキ試料⑩では537nmに変曲点が、490nm、525nm、550nmに幅広い下向きのピークを確認した。

西洋茜染め試料とイチイ染め試料は同色の結果であることから、可視スペクトルは比較的近いスペクトルパターンとなるが、西洋茜染め試料はイチイ染め試料より変曲点が約15nm高波長側に現れることと、二次微分スペクトルから各ピーク位置に大きな違いが見られたこと。これはオヒョウニレ試料もシナノキ試料も同様の傾向であり、繊維を問わず西洋茜染めとイチイ染めは区別化が可能であることがわかった。

5. まとめ

HSCによる染料分析の有効性についての検証を行った。具体的には染料調査に適した分析条件の策定を行い、染料分析に最適なパラメータを得た。WDは、WD400mmではスキャンスピード0.015mm/s前後が、WD1000mmではスキャンスピード0.31mm/s前後の分析条件で試料のアスペクト比を最も反映するハイパースペクトルイメージが得られることがわかった。染料分析に必要な再現性のある可視スペクトルの取得には300以上のピクセル数が、二次微分スペクトルの取得には1000以上のピクセル数が必要であることを明らかにした。また、ピクセルの選択数が10000を超えると全体的にノイズが少なく良好な可視スペクトルと二次微分スペクトルが得られることがわかった。特に可視スペクトルは600nm以降の波長域についてもノイズが軽減され良好なスペクトルが得られることがわかった。

次にWDごとのピクセル数の変化について検証を行った。ハイパースペクトルイメージはWDが変わると撮影範囲も変化することから、WDが異なるデー

タに対して同じピクセル数を選択しても、実際の資料において選択された範囲は異なる。そこで、可視スペクトルと二次微分スペクトルに必要なピクセル数を300ピクセル、1000ピクセルと定め、それぞれのピクセル数に対応する実資料の面積範囲を算出した。その結果、ハイパースペクトルイメージの300ピクセルは、WD400mmで約3mm²、WD1000mmでは約25mm²の面積となることがわかった。また、ハイパースペクトルイメージの1000ピクセルは、WD400mmでは約10mm²、WD1000mmでは約100mm²の面積となることがわかった。この結果から、WDが400mmであれば、幅1mmの染糸のような微小部について染料分析を行うには糸の長さ10mmまで分析範囲として選択すると有効な分析結果が得られることがわかった。またWDが1000mmでも10mm四方の範囲を選択することができれば有効な分析結果が得られることがわかった。WD1000mmは着物のような比較的広範囲に同じ染料が用いられていると考えられる資料の調査で特に有効であると言える。このことから、HSCによる調査は、調査時間に応じてできるだけ広い範囲が分析できるような距離を基本としつつ、細かく分析したい部位のピクセル数が300以上になるようにWDを調整することが重要となることがわかった。

この結果をもとに、近世近代のアイヌ文化に用いられるイチイ染めとハンノキ染めについて調査を行った。ハンノキ染めは濃度不足のため判別が困難であったが、イチイ染めの有無の判別には選択するピクセル数を増やすことで二次微分スペクトルから判別できることがわかった。また、同系色染料との区別についてはサンプル数が少ないものの、西洋茜染めとイチイ染め試料は可視スペクトルと二次微分スペクトルを比較することで区別化が可能であることがわかった。

ファイバー式の可視分光分析装置による染料分析では、分析範囲はファイバー径に依存してしまうため、ファイバー径よりも細かな部位を狙って分析を行うと分析対象周辺の色を含むデータになってしまう。HSCでは、WDを調整しこのような微小部を含む範囲について面分析を行うことで、ハイパースペクトルイメージにおいて特定の細かな部位のみのピクセルを多く選択することができ、可視スペクトルと二次微分スペクトルを算出することができる。このことは可視分光分析による染料分析の可能性が広がったと言える。

6. おわりに

本研究は近世近代におけるアイヌの染織品に対して科学分析を行い、当時の染料利用を明らかにするだけでなく、博物館資料に材質情報を付与することで資料の活用を図ることを目的としている。本稿ではその研究のとりかかりとして、使用する分析装置であるHSCの染料分析への有効性の検証を行った。HSCの導入は、調査漏れや追加調査、調査による文化財の破損汚損リスクの軽減や調査時間の短縮につながり、限られた時間で分析による成果を出す必要がある文化財調査において大いに役立つと考えられてきた。本稿では分析によって得られた各種スペクトルから、HSCは数ミリ程度の微小部の分析にも有効性があることを明らかにした。このことから実際のアイヌの染織品を調査する時に資料の大きさに応じたパラメータの設定ができるようになるなど、基本的な分析計画などが立てられるようになった。このようにHSCの活用によって、これまで以上に文化財の材料分析の精度上昇につながり、より詳細で正確性のある成果がもたらされることが期待できることから、当館でも積極的な活用を検討している。

また、HSCの検証結果を基に近世近代のアイヌ文化において多く使用されるイチイとハンノキの染料分析を行ったが、試料点数も少ないことから試験的な意味合いが強い。また染色方法の精査も十分であるとは言えず、さらなる検証が必要である。現在、イチイやハンノキ以外のハマナスといった当時のアイヌ文化で使用されていたと考えられる染料についても試料を作製し各スペクトルの蓄積とデータベース化を進めている。なお、延喜染鑑(上村 1986)などの市販されている100点を超える染色試験布の染料分析とデータベース化は完了しており、実際のアイヌの繊維資料の分析時にこれらのデータとの比較を行う予定である。

その他、染料データとの比較についての新たな試みとして、分析対象のスペクトルと比較対象となる基準のスペクトルをベクトル間角度から類似性を検証するスペクトルアングルマップパー法や主成分分析法などの多変量解析について試行している。これによって可視スペクトルや二次微分スペクトルの比較に客観性を持たせ、染料分析の精度を上げることが期待できる(ZHU Chunmao 2020:1-9; 横矢 2014:357-365)。今後はこのような分析や解析によって得られた結果についても精査し、アイヌの染色文化の解明に役立て、

当館の展示や資料管理に活用することにつなげていきたい。

引用文献

- 河野広道 1971「北方文化論 河野広道著作集1 1931」北海道出版企画センター。
- 齋藤玲子 1992「北方地域における植物性染料、特にハンノキの利用と信仰について」『北海道立北方民族博物館研究紀要』1: pp.134-148。
- 大坂拓 2019「アイヌ民族の編袋」『北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要』4: pp.25-60。
- 小原奈津子 1999「考古学と繊維材料学の接点」『繊維学会誌』55(7): pp.230-234。
- 末森薫、川口拓哉、森田吉嵩、安室喜弘 2021「光源選択式輝度変換プログラムを用いたハイパースペクトル画像彩色情報の可視化——敦煌莫高窟再現壁画が有する視覚情報の検証——」: 日本文化財科学会第38回大会
- 佐々木望、長縄美香、眞鍋佳嗣、千原國宏 2007「染織物の分光反射率計測に基づく退色過程のモデル化と原色推定」『日本色彩学会誌』31(3): pp.172-182。
- 吉田直人 2011「可視反射スペクトルと二次微分スペクトルによる青色色材の判別に関する検討」『保存科学』(50): pp.207-215。
- 大下浩司 2017「光ファイバー分光蛍光光度計を用いた反射スペクトル測定の最適条件」『文化財情報学研究』(14): pp.17-25。
- 北海道教育庁社会教育部文化課編 1986「アイヌ女性が伝承する衣文化」『北海道教育委員会』
- ケイエルブイ(株) 2019「人間の目を超えるハイパースペクトルカメラ」『画像ラボ』31(8): pp.71-73。
- 柏木希介、近藤憲子 1971「草木染の研究(II)」『家政学雑誌』22(4): pp.43-47。
- 花田美和子、金井千絵 2014「神戸・六甲山系の植物による染色に関する研究」『木材化学』(3): pp.27-36。
- 花田美和子、金井千絵 2015「神戸・六甲山系の植物による染色に関する研究(第2報)」『木材化学』(4): pp.33-41。
- 黄川田翔、吉田直人、佐野千絵 2016「美術館・博物館の資料保護に向けた光曝露量の評価方法——染色布を事例に」『照明学会誌』100(2): pp74-81。
- 尾崎幸洋 2005「近赤外分光法による毛髪中の自由水、結合水の非破壊構造解析」『コスメトロジー研究報告』(13): pp.9-12。
- 佐々木良子 2008「科学の目で文化財染織品を視てみると……」『繊維学会誌』64(1): pp36-44。
- 眞岡孝至、伊藤義博、藤原靖弘、橋本圭二 1996「日本産イチイ(Taxus cuspidata)果実のレトロタイプカロテノイドの構造と酸化作用」『日本油化学会誌』45(7): pp.641-646。
- 長坂有 2000「オヒョウ種子の発芽と休眠について」『日本林学会北海道支部論文集』48(0): pp.60-62。
- 杉山壽榮男 1939「原始服装としてのアイヌのハヨクベ」『人類学雑誌』54(10): pp.427-443。
- 上村六郎 1986「昭和版延喜染鑑」岩波書店。
- ZHU Chunmao, et al. 2020 Characterization of microplastics on filter substrates based on hyperspectral imaging: Laboratory assessments. *Environmental Pollution*. (263): 114296.
- 横矢直人、岩崎晃 2014「ハイパースペクトル画像処理が拓く新しい地球観測」『人工知能』29(4): pp.357-365。

「二風谷のフチ萱野れい子とカッケマツたち」補遺

Additional text for “A Nibutani *huci*, Kayano Reiko and *katkemat*”

笹村律子 (SASAMURA Ritsuko)

民族共生象徴空間運営本部文化企画部体験教育課専門員 (Specialist for Cultural Programs, Educational Program Division, Culture Promotion Department, UPOPOY)

キーワード：聞き取り調査、個人史、女性史、萱野れい子、二風谷

Key Words : Interviews, Personal History, History of Women, Reiko Kayano, Nibutani

本稿は、2019年にアイヌ民族文化財団の助成を得て実施した調査「二風谷のフチ萱野れい子とカッケマツたち」について、調査を実施した背景や手法を明らかにし、報告書では記載できなかった内容を補うものである。カッケマツとはアイヌ語で淑女の意味である。

はじめに

私がこの調査を行ったのは2019年（令和元年）5月から9月までで、主に北海道日高地方にある平取町二風谷に暮らすアイヌ民族の方々を含む計17名で、私自身が普段から交流している方々が多く含まれている。

私がなぜこの調査を行うことになったかと言うと、私が尊敬してとてもかわいがっていただいた、釧路市阿寒湖温泉でアイヌ彫刻を生業としていた故藤戸竹喜氏が2018年10月に病のため亡くなったのがひとつの大きな引き金になった。尊敬し親しく交流をしていたフチ（おばあさん）、エカシ（おじいさん）の生い立ちなどを余りにも知らずに来ていたことを痛感した。大切な方々が一人ずつ突然亡くなっていき、私の両親の時も何も聞かずして亡くなってしまい後悔をしていた。このままでは同じ失敗を繰り返すことになるのではないかと思い、私にとっては無謀な挑戦ではあったが敬愛するフチ、エカシの聞き取り調査を初めて行うことにした。

アイヌ民族である私自身がウタリの方々に聞き取りをすることによって和人研究者に語る内容とはまた違った内容が聞けるのではないかと考えた。私自身がアイヌ差別に苦しんだ経験上、同じ痛みを持つものと

して胸懐きょうかいが聞けるのではと考えたからである。聞き取り調査を行うことによってアイヌ民族の内側からの体験や経験を後世に残すことが必要と考えたのだ。

いまを生きるアイヌの古老たちの体験してきたアイヌ文化、伝承、歴史を知ること、平取町二風谷の歴史を知ることにもなるだろうと思っている。私は、生活をするなかでのアイヌの習慣や思い出が一番大切だと考えたのだ。一般的に名前は知られていない方々の生活の中にあるアイヌブリ（アイヌの習慣）などを聞き取った。

萱野れい子さんとの関係

私と萱野れい子さんとの出会いは、私が31歳の2月（2001年）だったと記憶している。萱野茂氏（1926年～2006年）の著書『アイヌの碑』を読み、故萱野茂氏に会いに行ったことから始まる。私自身、両親の離別により父親に育てられ母親との関わりをあまり知らずに育ってきたので萱野れい子氏のことは、自分の母親の様に慕っては心を開いて話すことができるフチなのである。

萱野れい子氏の略歴

1931年（昭和6年）

奥尻島出身。8人兄弟の上から6番目。姉が3人、兄が2人、弟が2人。生まれたのは奥尻島だが後すぐに両親の故郷である沙流郡平取町二風谷で暮らすことになり、それから90年以上二風谷で暮らしている。20歳で後にアイヌ文化研究者で参議院議員となる萱野茂氏と結婚し二男一女をもうける。1971（昭和46）年日胆地区ウタリ民芸制作技術コンクール大

会織物の部第2位入賞、1985（昭和60）年職業訓練指導員免許（織布科）取得、2004（平成16）年平取町教育文化功労賞受賞、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構より平成22年度アイヌ文化賞を受賞し女性の手仕事の復元や伝承活動が高く評価されている。

インタビューについて

調査は令和元年5月から9月半ばまで行い、平取15名、阿寒湖1名、札幌1名のインタビューを行った。萱野れい子氏を中心に、彼女と親しくお付き合いをしている方や、彼女の連れ合いである萱野茂氏と交流があった方々を選んだ。

インタビューの時間や場所は話し手の生活の邪魔にならないように都合のいい場所を選んでもらい、ほとんどの場合、体力的な問題を考え1時間とした。講義前の二風谷アイヌ語教室や話し手の方のお宅、さらに萱野れい子氏宅もお借りして数名の方の聞き取りをさせていただいた。インタビューは必ず事前に承諾を得て録音した。

インタビューで、まずご自身の生い立ちなどをお聞きし、学歴などは余り聞かずに、幼少期の両親の職業や、アイヌ式の儀式を観たり参加したりした経験を聞くことにしていた。さらにいま現在のアイヌ文化への取り組みや関わり、二風谷のアイヌ社会の流れ、なぜアイヌ文化に関わるようになったのかなど心の変化なども質問した。最後には必ず萱野家の思い出や関わりなどを聞いた。できるだけ今現在の日々のアイヌの生活を聞くことに努めた。萱野家の思い出などを聞くとやはり二風谷の歴史の流れにも繋がってくるのである。例えば、チッサンケ（舟おろしの儀式）に参加した話やアイヌ語教室参加、二風谷ダムの話などが出てきた。

さて、この聞き取り調査で初めて私がインタビュアーとなり立場が逆転したのだ。幾度となく私もあらゆるインタビューに答えて来た経験上、アイヌウタリ（アイヌ民族）でメディアに露出したことのある者なら多く経験したであろうが、私自身もアイヌの被差別体験に関する偏見に満ちたインタビューによって傷ついた経験もあったことから、あえて私から差別の話は聞かないことをまずひとつの信条とした。話し手に聞き、文字化してもいいかなども確認した。

初期の聞き取り調査では敬語を使い聞いていたが、話し手を緊張させてしまったのでいつもの雰囲気のまま

までいくことにし、口調もラフなものにしてお互いが緊張しないように努めた。

一番注意を払ったのは、出来るだけ調査対象者が嫌がる質問を避けたことである。私が聞きたかったのは、生活の中で経験し生きてきた素朴なアイヌの思い出であり、アイヌの精神文化や地域のウタリ（同族）の関わりが聞きたかったのだ。この調査は当時のアイヌ民族の生活水準を測るものなどではない。過去の辛い思い出を書き連ねるだけの報告書などにはしたくなかった。この聞き取り調査報告書を話し手の家族が数十年経ってアルバムのように開き、思い出のひとつとしてもらいたいと考えた。同時に、インタビューの内容は平取町二風谷のアイヌ民族の歴史であるわけで、アイヌ民族の生活を興味本位でのぞくものにはしたくなかったのである。

インタビューをしてみて、普段はほとんど表に出ないアイヌ民族の方がとても鮮明に儀式などを覚えており、失礼ながら、いつも表に出ている方のように話は洗練されているわけではないのだが、とても心を打たれる話が多かった。ほとんどのアイヌウタリの方々が直接ご自身の言葉で話してくれ、表に出ることが少ない方の人生を垣間見ることができた。取材をとおしてアイヌ式の葬式や儀式などを経験した方がいて、その時の心情を直接聞くことが出来たのは私自身貴重な体験であった。もはや歴史として書かれた本の中でしか読んだことがないような体験を直接聞くことで、生きたアイヌ民族の生の声とアイヌ文化を大切にしてい残そうとしているその姿に畏敬の念をも感じたのだ。そして話し手の方々の強く静かなる差別や偏見への怒りも感じたのだ。

この聞き取り調査を行う上で苦慮したことが多々起こったことも事実である。「この聞き取り調査をしてお金儲けをするつもりなのか？」や「個人情報なぜあなたに話さねばならない」などの言葉もかけられ聞き取り調査をしてアイヌ民族の歴史を残したいという意図を理解してもらうまでかなり苦労した。それはアイヌ民族の悲しい歴史の中で、研究者やマスコミに良いように使われてきた経験が多かったためか、ウタリのことも信じられないほどの人間不信によるものだ。2020年に一冊目の報告書を出すまで、本心では私を信じてはいない話し手の方もいたのは確かである。この報告書を実際に手に取り読んで、やっと私を信じて涙を流した方や感謝の声まで頂いた。アイヌウタリをも信じられない人間不信を抱えているのだろう。

草薙美壽子さん

2020年の報告書ではページ数の都合により一人一人の聞き取り内容を全て書くことが出来なかったが、ここで私が最も印象に残った方のお一人として草薙美壽子さんがいる。

草薙美壽子さんは1938(昭和13)年生まれ夕張市紅葉山出身。5歳で平取町荷負(におい)本村に暮らすことになる。子どものころからアイヌブリの儀式などを多く見て育つ。父親が晩酌時に囲炉裏で濁酒を捧げてカムイノミ(儀礼)していた。子どものころに西島てるさんや近所のフチやエカシにユカラ(英雄叙事詩)を聞かせて貰う。自身は流暢にアイヌ語を使うことは出来ないが何となく話の内容は解っていた。冬、霜柱の立つ中、裸足で薪を拾いにも行った。靴を買うことも出来なかったのだ。12歳から奉公に出て恵庭で働くが、体が弱く入退院を繰り返して20歳で病気のために肺も摘出したのだという。二風谷ダム(沙流川ダム)では発掘の作業員として働き、発掘現場で人骨が出ると萱野茂さんら呼んで来る係でもあった。萱野茂さんら男性らが供養をしていた。発掘現場周辺には昔アイヌの墓地があった。発掘現場では18年間務めた。

1972年の札幌冬季オリンピックでは二風谷のウタリと一緒にアイヌ舞踊も披露している。「ホリッパ(踊り)して来たんだよ」と懐かしそうに話して頂いた。この聞き取り中には唄や口承文芸レパトリーを披露してくれアイヌの節回しとその独特の唄声を聞いた。カムイユカラ(神謡)「螢の婿選び」、ヤイサマネナ(即興歌、叙情歌)、男性が唄うカムイユカラを唄い聞かせてくれたのだ。萱野茂二風谷アイヌ資料館の前にある縁結び石のお祭りやシンヌラッパ(先祖供養)でイユタ(穀物を臼と杵でつく)をし、高きび、稗、粟でシト(団子)も作った。

草薙美壽子さんとは私自身この聞き取り調査の時まで挨拶程度の会話しかしておらず、この調査で初めてじっくりとまでは言えないがプライベートな話を聞くことが出来た。アイヌの方々は皆さんそうであるが、かなりの苦勞をして来ている。その中でも草薙美壽子さんの生い立ちは過酷とも言えた。また引き続き話を聞きたいと連絡を取りたかったのだが、2021(令和3)年5月に病気のために平取町の病院で亡くなられた。今回の報告では、娘さんから承諾を得ることがで

きた。このように尊敬するエカシやフチが亡くなることは寂しくも悲しいことである。

貴重な話を聞けたことに心より感謝する次第である。草薙美壽子さんは聞き取り調査途中に涙を流し、声を詰まらせ生い立ちを話して頂いた。

草薙美壽子さんのご冥福をお祈りいたします。

貝澤ユリ子さん

貝澤ユリ子さんは、1942(昭和17)年生まれ、5人兄弟の上から2番目。平取町上貫気別で生まれ、現在地名は平取町旭となっている。2歳で平取町芽生(めむ)に引っ越し17、18歳ぐらいまでそこで暮らす。父親は福島県郡山から入植した和人で、母親は沙流郡日高町倉富出身(旧門別町倉富)のアイヌ民族女性である。幼少期葎葎きの簡単な作りの家に住んでいたという。父親が炭焼きの窯を3カ所持っていたので、木材を求めては窯の場所を変えて暮らしていた。母親はヤイサマ(即興歌)の名手でその音声は現在、平取町立二風谷アイヌ文化博物館に遺されており、ご自身でも母親の音源を持っている。

ユリ子さんは17歳で二風谷のアイヌの男性と結婚。結婚後に河東郡士幌町に開拓農家として入植し、延べ6、7年士幌町で「大正金時(豆)」、ビート、牧草などの生産をする。1965(昭和40)年ごろに再び二風谷に戻り現在に至る。アイヌ舞踊を40年位前から始める。平取アイヌ文化保存会には設立当初から関わっている。入会当初から主に踊り手として活躍していたが、60歳からは歌手になった。それからは唄を唄っている。平取アイヌ文化保存会で各地に招聘されて行くのが楽しいという。保存会設立当初の歌手としていつも萱野れい子さんら二風谷のフチ5名が唄っており、その歌声の何とも言えぬ深みがありそれが忘れられないという。一時期ではあるが保存会でユリ子さんの母親と娘とで親子三代揃って活動している時もあり、感慨深い思い出となっている。

平取町立アイヌ文化博物館前の二風谷コタンのチセ(家)でトマ(ゴザ)編みやサラニャ(袋)編みの実演を三年間行っていた。海外客や日本各地から来る観光客と話すのが何より楽しかったという。トマ編みやサラニャ編みの講座の講師も務める。子どものころはトマの材料となるガマも二風谷に沢山自生していたが、最近ではめっきり見かけなくなったという。そして現在二風谷の自宅と同居している孫が(2018年当時4歳)

二風谷コタンにあるバッテリー（精米用具）を気に入り、毎日バッテリーを見に行くのだという。そしてバッテリーにおやつをあげると言い出し、これもまたアイヌプリの物にも感謝しカムイとしてあがめているように私は思えてならない。それが現代を生きる孫にまで伝承されていることに驚きそして嬉しく思った。その昔は二風谷にはバッテリーが20台以上あったという。2021（令和3）年現在二風谷にバッテリーは2台設置してある（萱野茂二風谷アイヌ資料館と二風谷コタンに在る）。なお、バッテリーとは川の水を引き水力により稗や粟などを脱穀する杵と臼を兼ね備えた機械である。水力により水車が回り杵を持ち上げ、臼の中にある穀物を脱穀する。その音がバッテリーバッテリーと聞こえるのでバッテリーと呼ばれるようになった。

萱野茂さんとの思い出は、ユリ子さんが60代後半の時に大阪府吹田市にある国立民族学博物館展示室のチセのカムイノミのために同行したことだ。その時萱野茂さんが「みんぱくに行くのは今回で26回目だ」と言っていた言葉をよく思い出すのだと。そして私にとってユリ子さんの一番の思い出は2018（平成30）年12月に行われたアイヌ語弁論大会イタカンローで最優秀賞を受賞した時である。そのイタカンロー発表当日にユリ子さんの車が盗難に遭い、直前には親族の不幸などが重なった受賞であった。イタカンローの最優秀賞発表時に、ステージではマイクで何度も貝澤ユリ子さんの名前を呼ぶも姿が見えずに当の本人はすでに控室に戻り帰り支度をしていたというのだ。朝には車を盗まれ、午後には最優秀賞をもらうという天国と地獄を味わっている。その後の聞き取りでもこの時車を盗んだ犯人にさえ逮捕時に所持金も無かったと警察から聞き「お腹減っていただろうに」と犯人をも心配する心根がユリ子さんらしいのだ。

山本栄子さん

山本栄子さんの聞き取りは阿寒湖の娘さんのご自宅で行われた。栄子さんは、私と同じ十勝アイヌであることから勝手に私は親近感を持ち尊敬している。インタビュー当時、栄子さんは74歳。栄子さんの旧姓は清川という。父親は白糠郡白糠町のアイヌで母親が中川郡本別町のアイヌである。栄子さんが幼少のころに父親は海の事故で亡くなり、父親の顔も知らないのだという。実家は農家でいつも沢山の人が集まる家であった。お昼にはお茶を飲み「シチョチョイチョイ

ナ」と唄う豊年踊りを踊ったり、夜、大人たちはお酒が入って輪踊りが始まったりと賑やかな家庭だった。

結婚後は阿寒湖アイヌコタンで民芸品店マツネシリ（雌阿寒岳）を経営していた。ご主人の山本文利さんがペンダントなどを制作していた。昭和40年代当時の阿寒湖のアイヌ民芸は飛ぶように売れる観光ブームであった。栄子さんがアイヌ舞踊を始めたのは30代のころに阿寒湖に嫁いできてからで、本別に暮らしていた時はアイヌ舞踊を踊ってはいなかった。当時の阿寒湖は観光ブームで各お店から一人踊り子を必ず出さなければならぬ、必要に応じてアイヌ舞踊を始めた。1981～1982（昭和56～57）年は、夏は踊りで冬は阿寒湖のホテルでパートとして働いていた。

1992（平成4）年から阿寒口琴の会を仲間3名と設立し長く活動している。口琴の会では世界各地を訪れることになる。ウィーン（オーストリア）などヨーロッパ各地、モンゴル、アルタイ（ロシア）、キルギスタン、トルクメニスタン、ベトナム、アラスカなどアメリカ各地、台湾、北京（中国）にも行った。サハは、国をあげて口琴に取り組んでいて口琴博物館などもあり、学校の授業でも口琴の授業があるのだという。サハの子どもたちは皆口琴が出来るのだと話してくれた。口琴の素材では、ロシア、アメリカなどは鉄製の口琴が多く、ヨーロッパは竹製が多いのだという。3～4年に一度、世界のどこかで口琴大会が行われている。

1995（平成7）年、中国北京で行われた第4回世界女性会議でもアイヌ女性としての現状を話し、ムックリ（口琴）も弾いてきた。世界女性会議には各国の女性が集まって来ていた。きらびやかな民族衣装を身にまとっていたアフリカ女性などと記念撮影を撮るなど交流を深められたことが思い出になっている。

1964～1965（昭和39～40）年の冬季間だけ東京都台東区浅草橋の装飾問屋に出稼ぎに出かけていた。その1965（昭和40）年に東京都世田谷区で庭石の展示会が行われた時に、萱野茂さんがその会場に来るのを新聞で知り出かけて行き、萱野さんとお話することが出来た。一緒にお食事までして、その会話の中で萱野さんが当時アイヌ語研究をしていた金田一京助氏の元で働いており、金田一氏がペウレウタリの会で講話をされると聞き、どうしても会いたくなり、友人づてに聞き、やっとペウレウタリの会にたどり着く。

当時、東京を拠点として活動をしていたペウレウタリの会に入会することとなり、会員になって50年

以上が経った。入会当初はアイヌと和人の仲間同士のいざごぎもあつたりもしたが、単なる親睦会ではなく差別をなくすために活動をすると決めてからは上手く行くようになったという。ペウレウタリの会員となってから自分に自信を持てるようになったという。「アイヌだからと差別されるいわれは無い」と思うようになった。若いころの差別の悔しさなども才能溢れる方々との出会いで大きく変わり、自身をも肯定出来るようになり、現在はそのアイヌ民族の伝承を若いウタリに伝える立場となり人材育成に力を注ぐ立派なフチとなり、2022(令和4)年1月にはウポポイ内にある体験交流ホールのイベントで私は初めて栄子さんのムックリ演奏を直接聴いた。その力強く美しい音色のムックリ演奏にベテランの域を見た。

木幡サチ子さん

私と木幡サチ子さんとの出会いは、萱野茂さんの自宅かアイヌ語教室だったと記憶している。その当時すでに70代後半だったように思うが萱野家に来るときはいつも自家用車であつた。36歳で自動車免許を取得し、車の運転が得意で4トントラックの運転手もしていて、当時女性のトラック運転手は非常に珍しかったという。本人曰く「とてもモテたんだよ」とのことだ。いつまでも私の名前を覚えてくれずに「帯広の娘」と呼ばれている。

一度だけ私はサチ子さん宅に泊まらせて頂いたことがある。2012(平成24)年度アイヌ文化賞を受賞した祝賀会の夜である。サチさんは当時82歳。冬の寒い日に平取町貫気別の自宅近くのカラオケ店で二次会をしたのだ。サチさんはご機嫌で天童よしみなどの歌を歌いビールを飲んでた。サチさんは若いころから愛飲家だったという。いまはお年のせいかビールを飲むこともなくなったようだ。

サチさんの両親はともにアイヌ民族である。子どものころ、家庭では父親のことは「たけやん」と呼び母親のことはアイヌ語で「ハポ」と呼んでいた。なぜたけやんと呼ぶのかと質問すると近所の大人たちが皆たけやんと呼んでいたので自分も真似をしたそうだ。父親は働き者ではあったが、お酒を飲み時折母親を殴るのでどうしても好きになれなかったという。父親がお酒を飲んで帰ってくるのが分かったと炉縁に有った火ばさみなどを急いで隠したりもした。子どものころは仕掛け罠を作って鳥を捕り羽も自分でむしって食べ

たり、近所で飼っている馬が亡くなると、その肉を貰いに近所中のみんなが行き肉を貰い、あばら肉は焼いたり、煮て塩で味付けをして食べたりもしていた。

サチさんが16歳の時に母親が43歳で亡くなり、その1ヶ月後に47歳の父親も病気で亡くなった。父親の酒癖の悪さを見ていたことから自身が結婚するときはお酒を飲まない人と結婚すると若いころから決めていたので本当にお酒を飲まないご主人と結婚をした。両親亡き後は親戚の家で暮らす事となるが、朝3~4時から農家の日雇いに行きとても苦勞した。貧乏になるとは大変なことだと痛感したという。その時に初めて貰った24円の給料と白足袋がとても嬉しかった。その時の白足袋は今も記念に大切に保管しているという。

1990(平成2)年ころに萱野茂さんご夫婦と一緒に登別ケーブル株式会社の仕事に行き寮での食事作りをした。料理は得意ではないが、萱野れい子さんと茂先生が居たので引き受け、サチさんは車の運転手が主な仕事であったが、れい子さんにおからの煮物の作り方を教えてもらったことが懐かしいという。サチさんは平取アイヌ文化保存会の一員として北海道各地に招聘されて、踊った後にあちらこちらのアイヌ料理を食べてきたが、やはり萱野れい子さんが作ったアイヌ料理が一番おいしいという。萱野れい子さんが昔、サチさんの車に乗せてもらうといつもアイヌ語のCDでユカラが流れ「いくつになっても勉強をして大したものだよ」と感心していたことを思い出す。そして90歳を超える今現在、サチさんは足がちょっと不自由になり車椅子となったが、夏季には二風谷コタンで行われる、「ユカラと語り部」で上演し、平取町二風谷アイヌ語教室の講師も務める。いまも平取町立二風谷アイヌ文化博物館から音源を借りてユカラなどを練習しているのだという。「人生はいつまでも学び」を実践している方である。現在、国立アイヌ民族博物館基本展示室の6つのテーマ「私たちのことば」にある囲炉裏の展示ブースで、サチさんがウウエペケレ(散文説話)を語っているゾーンがある。

萱野れい子さん

私が萱野家に入入りするようになってから、れい子さんはいつも私の好きな食べ物を用意しておいてくださっていた。私がアイヌ料理で1番好きなシト(餅)を作っては、私が二風谷に到着するのを待っていてく

れた。シト作りは前日からイナキビを水に浸け、炊いてからも捏ねて餅にする作業がかなりの肉体労働であるので、「最近シトが作れなくなったよ」と言う。そのつぎには私が好きなカレーライスを作ってくれるようになった。そしていまは出来るだけ私がいり子さんに手料理を作り恩返しをしている。そして、れい子さんが作るアイヌ料理は本当においしいと評判である。昔のチマサンケ（舟おろしの儀式）などのアイヌ関連のお祭りではほとんどれい子さんが仕切って料理を作っていたものだという。

今回れい子さんの聞き取りを行い、思いがけずイギリス人医師マンロー氏の名前が出てきた。れい子さんが4歳のころに囲炉裏に鍋を吊るそうとし鍋の耳がスワック（炉鉤）に引っ掛かり右手の甲に大火傷をしたときにマンロー医師に診てもらったことを記憶している。その治療の帰りにマンロー医師からひとつのクッキーを貰った。当時クッキーなど見たこともなかったのでも嬉しかったそうだ。

若いころ、カンカン沢近くで開墾の作業をして就寝しようとするのと体が痛くて痺れたが、朝になったら治ったという。気力で治したのであろう。「それぐらい働けるだけ働いた」という。あの小さな体で畑起こしをしていたのかと思うと胸が痛くなる。その開拓当時の楽しみのひとつとして町のお祭りがあった。カンカン沢から馬車に乗り、義経神社や富川の浜まで行ったことがあるという。

昆布を採りながら遊んでいたとき、急に足元が深くなり溺れかけた。れい子さんは、あの海は「おっかない（恐ろしい）ところ」だと思い、その経験から以後、海には入っていない。当時、昆布は生のまま持ち帰っていたという。生なのでかなりの重量があったろう。どのように持ち帰ったのかは記憶にないという。

同じ開拓当時の思い出に、自宅で綿羊を飼っていたことについて話をしてくれた。「兄貴が外でストーブを直していたらその後ろから走り飛んで突いていき、飛ばされる兄貴を見て笑っていたの」その綿羊で姉はセーターや靴下などをよく作っていた。れい子さんの子どもが幼稚園に通う通園路にも綿羊がいて、子どもが突かれたことがある。「綿羊はふさふさしていて可愛いよ、でもあれからは綿羊はおっかない」と思い、近付かなくなった。れい子さんも綿羊の毛で靴下や手袋など小さな物を作っていた。

れい子さんが茂さんと結婚をして、いきなり大家族の食事作りが日々の大事な日課になった。朝は皆で食

事をとる形ではなく一人一人起きてくると食事を出していたので、まだ起きて来ない家族の為におかずなどを隠したりもした。更には毎日の水汲みも大変だった。家はなだらかな高い場所にあり、下に流れる沢まで水汲みに出掛け、お風呂用の水まで汲みに行っていた。ある時、れい子さん宅でも井戸を掘って水が出たときの嬉しさはいまも覚えている。沢から水を台所にひいたこともあった。

当時、水汲みは女性や子どもの大事な仕事であったが、冬は手がかじかんで子どもの力では大した量の水を運ぶことなど出来なかったであろう。大変重労働な家事でもあった。私が初めて萱野家に行った当時はまだ萱野家の水道は沢から引いていたので、れい子さんが台所の蛇口からザブザブと水を出して洗い物をしていたこともまた思い出される。

話は変わるが、その昔、二風谷には民宿が一軒も無かった。それゆえ萱野家を宿代わりにして泊まる方が多かった。多いときは萱野家に最高で22人が泊まったという。はじめのころは家族の布団まで貸して、家が狭かったので、玄関の方まで布団をひいてお客さんに寝てもらうことがあった。いつかお金が出来たらお客さんに布団で困らせないようにしたいと考えていた。そんな萱野家の二階には大きな布団部屋が出来、いまは布団が山積みになっている。れい子さんは泊まるお客さんの丹前や浴衣も一枚一枚全て手作りをして揃えた。

萱野れい子さんは、若いころから夫である茂さんとともに当時すでに伝承者がいなくなっていたアイヌ民族の着物の復元のために古い着物をほどこき、縫い方などを再現した。茂さんはアイヌ男性の、れい子さんはアイヌ女性の手仕事にとりかかり、複製をして伝承を守ってきたのだ。90歳を超えた今現在でもれい子さんは手を止めることなく日々アイヌの手仕事を続けている。十数年前には長年手仕事を続けたことによる腱鞘炎で両手の手のひらの手術もしている。

れい子氏が先日も私に話してくれたのだが「わちは話は上手くできないよ。手だけ」と言って手仕事の手を休めることをしなかった。90歳になるれい子さんだがいつも手仕事を続けており、今年（2021年）も地元のウタリ女性に自宅で着物（カパラミツ）作りを教えている。私にはとうてい真似ができないことで頭が下がる思いである。

私は何か人生の壁のような物に突き当たると何故かいつもれい子さんに会いたくなる。それはれい子さん

がいつも静かに優しく包んでくれるからだ。れい子さんは愛情に溢れた素晴らしい人だ。出しゃばることもせずいつも静かに見守ってくれる人である。これからもお元気で暮らしていて欲しいと願うばかりである。

おわりに

いま私は2年ぶりにこの調査での聞き取り調査の録音テープを聞いている。亡くなった方もいてすでに貴重な肉声記録ともなっている。

出来るだけ今後も萱野れい子氏などの記録を残し、また古老の方々の話を聞いていきたい。これからもあるが、何度聞いてもこれで終わりとは思えず、またフチやエカシの話聞きたいと思うのだ。やはり私は聞き取り調査が好きである。

いままなおアイヌ自身が精神文化を受け継いでいることを改めて感じたものだ。ほとんど母親の幼少期の話は聞いておらず知らないのだが、「子どものころ靴が無く裸足で歩いて学校に行った」と母親自身から聞いたことがある。私は子どもだったのでそんなことはない！ そんな人はいない！ と思っていたが…実際はそんな時代だったのであろう。いま両親が生きていたら、もっとアイヌ文化や地域のアイヌの話聞きたかった。私の父親は帯広のアイヌであり、狩猟免許を持ち鹿猟をしていた。母親は音更のアイヌで若いころは阿寒湖アイヌコタンでアイヌ舞踊と唄を披露していた。

アイヌ民族の先人は、アイヌ文化の宝物。

私はこのようなインタビューをとおして、つくづく痛感する。

これからもインタビューを続けていきたいと考えている。

謝辞

本調査にあたり快く応じ話をしていただき場所を提供して下さった萱野れい子氏やウタリ（同族）の方々ならびにシサム（和人）の方々心より感謝申し上げます。

調査記録の再編集を進めるようアドバイスをくれた国立アイヌ民族博物館のアソシエイトフェロー谷地田未緒氏、是澤櫻子氏にご協力いただきありがたい限りです。

校正には国立アイヌ民族博物館展示企画室長田村将人氏が担当してくださり心強く安心して報告書をまとめることができました。

たくさんの方々のおかげでこの報告書が、またこれまで以上に大きな日の目を浴びることができ、私の背中を押してくれています。

まだまだ未熟で不勉強な私ではありますが、これからも聞き取り調査を続けていき諸先輩の言葉を微力ながら残していきたいと思えます。

ソノソノ イヤライケレ（本当にありがとうございます）。

雪がふる白老にて。

参考文献

- 朝日新聞社アイヌ民族取材班 1993『コタンに生きる』 岩波書店
在本彌生 村岡俊也 2017『熊を彫る人 木彫りの熊が誘うアイヌの森 命を紡ぐ彫刻家・藤戸竹喜の仕事』 小学館
『エカシとフチ』編集委員会 1983『エカシとフチ 北の島に生きたひとびとの記録』札幌テレビ放送株式会社
内田順子 2020『映し出されたアイヌ文化 英国人医師マンローの伝えた映像』吉川弘文館
貝澤正 1993『アイヌ わが人生』岩波書店
萱野茂 1975『おれの二風谷』すずさわ書店
1978『アイヌの民具』すずさわ書店
1987『アイヌの里二風谷に生きて』北海道新聞社
1990『アイヌの碑』朝日文庫
1994『妻は借りもの』北海道新聞社
2002『萱野茂のアイヌ語辞典増補版』三省堂
2002『アイヌのイタタクサ 言葉の清め草』冬青社
2003『五つの心臓を持った神 - アイヌの神作りと送り -』小峰書店
2005『イヨマンテの花矢』朝日新聞社
2005『アイヌ・暮らしの民具』株式会社クレオ
2017『アイヌ歳時記：二風谷のくらしと心』筑摩書房
2020『アイヌと神々の物語 炉端で聞いたウウエベケレ』山と溪谷社
萱野れい子 2008『写真で綴る 萱野茂の生涯 アイヌの魂と文化を求めて』農山漁村文化協会
茅辺かのう 1984『アイヌの世界に生きる』筑摩書房
北の生活文庫企画編集会議 編 1997『北の生活文庫 2 北海道の自然と暮らし』北海道新聞社
計良智子 1995『アイヌの四季 - フチの伝えるこころ』明石書店
笹村律子 2020『二風谷のフチ萱野れい子とカッケマッたち』（令和元年度公益財団法人アイヌ民族文化財団研究・出版助成事業報告書）
菅原幸助 1966『現代のアイヌ：民族移動のロマン』現文社
遠山サキ+弓野恵子 2019『アネサラ シネウッソロ～アイヌとして生きた遠山サキの生涯～』地湧社
田村すず子 1996『アイヌ語沙流方言辞典』草風館
高畑直彦 七田博文 1988『いむ - アイヌの一精神現象』高畑直彦
鳩沢佐美夫 1995『沙流川 鳩沢佐美夫遺稿』草風館
ペウレ・ウタリの会 50年記念誌編集委員会 2016『ペウレ・ウタリの会 50年記念誌』ペウレ・ウタリの会 50年記念誌編集委員会
平取町 1974『平取町史』平取町
2003『平取町百年史』平取町
藤村久和 1995『アイヌ、神々と生きる人々』小学館

【資料】

(発行当時の原文のまま掲載しています。イラスト、一部写真は掲載していません。)



画像：発行された報告書の表紙

令和元年度
公益財団法人アイヌ民族文化財団
研究・出版助成事業報告書

『二風谷のフチ萱野れい子とカッケマツたち』
著者 笹村 律子
公益財団法人 アイヌ民族文化財団

はじめに

この報告書は、私が2019年5月～9月までの間に、^{びらとり}平取町^{にふたに}二風谷に暮らすアイヌウタリを中心に、17名の方々から聞き取った内容をまとめたものです。

私が^{びらとり}平取町^{にふたに}の二風谷に通い始めてから、かれこれ20年になります。通い始めたきっかけは1冊の本との出会いでした。

その頃は父を亡くしたばかりで、一人ぼっちになり寂しい思いをしていた時期でした(母は先に他界しています)。

一人になってこれからのことを漠然と考えたり両親との思い出に耽る日々を過ごしている中で、自分は何

者なのだろうかと考えるようになって、生前の両親からはアイヌである自分のルーツについては何一つ聞かぬままにいたことに気が付き、そのことを後悔しました。

それからは、自分のルーツが知りたくて毎日のように図書館へと足を運ぶようになりました。

はじめの頃は図書館で目についた著名なアイヌ研究者の本から読み始めたのですが、共感できる場所は多くはありませんでした。それでもアイヌと名の付く本を手当たり次第に読んでいたら、ついに萱野茂さんが著した『アイヌの碑』(朝日新聞社、1980年)という本に出会えました。

私はこの本を夢中になって読んで、ページをめくるたびに涙があふれ止まりませんでした。理不尽な差別に苦しんでいるのは私だけではないことを知りました。

この本と出会って以来私は萱野さんに会いたくて仕方がなくなり、思いきってドキドキしながら萱野さん宅に電話を掛けてしまいました。

その一週間後には萱野さんのお宅にお邪魔していて、初対面にもかかわらず萱野さんは私を温かく迎え入れてくれました。会ったばかりの萱野さんに、これまで受けた差別のことや父親の死からこれまでの出来事を聞いてもらっているうちに、私は泣き出してしまいました。

泣いている私に萱野さんはニコニコと穏やかに微笑みながら「律子さんはアイヌ嫌いのアイヌなんですね。私も昔はアイヌが嫌いなアイヌでしたよ。でも私に会ったらアイヌのことが好きになったでしょう」と声をかけてくれました。

それ以来、度々萱野さん宅を訪れるようになって、泊めてもらうようにもなりました。あるとき萱野さんから「うちには好きな時に来て、帰りたくなったら帰りなさい。お腹が減ったら勝手に釜を開けてご飯を食べて、お客さんが来たからお茶を出しなさい。あなたのことは家族だと思っています」と嬉しい言葉をかけて頂きました。それからは本当に自分の家のようにさせてもらっています。

萱野さんとの奇跡的な出会いをきっかけに、二風谷にたくさん友人、知人が出来ました。すべて萱野さんのお陰だと感謝しています。

そんな萱野さんとの日々でしたが、萱野茂さんは

2006年5月に肺炎のため亡くなってしまいました。

ここで、またしても私は後悔することになります。と言うのも、萱野さんから「二風谷に来て私の資料館を手伝いなさい」と声をかけて頂いていたのに、「山奥で暮らしたくない」とか「携帯電話が繋がらないのがイヤ」ということを理由にして断り続けていたからです。

萱野茂さんが亡くなったことで、アイヌ文化を学ぶ道標も失ったように思えて、しばらくは父を亡くした時と同じように途方に暮れていました。

2015年に、萱野茂先生の活動には足元にも及ばない、私なりのやり方ではありますが、帯広市で「アイヌ勉強会ラムピリカ」という会を始めました。

アイヌ文化に触れてアイヌの理解者になって頂きたい、そしてアイヌのお友達を作って欲しいとの思いからです。

帯広市にはシサム（和人）の方がアイヌの事を知りたいと思っても実際にアイヌ文化に触れられる場所がなかなかありませんでした。

そこで私が友人3人を誘ってラムピリカを始めました（2015年4月ラムピリカ立上げ）。

その会員も2019年現在で15名ほどになりました。

私の会ラムピリカでは、アイヌ料理やアイヌ刺繍、アイヌ語、アイヌの歴史、アイヌ彫刻などの体験講座を月に2回開いています。

講師には出来るだけウタリの方を招いて、色々なお話を聞きながら直接アイヌ文化に触れて頂くようにしています。

地道な活動ではありますが、このような活動をすることで少しでもアイヌの仲間を増やしていきたいと思っています。

北海道に住んでいる多くの人たちは、以前の私と同じように開拓期以前の北海道の歴史を知らずに生活していると思います。私自身も学校などで教わった憶えはありませんので仕方がないのですが、そのような歴史や文化を知ることは大事なことだと思っています。

師と仰いでいた萱野茂さんから直接お話を伺うことはかなわなくなってしまいましたが、茂さんと長年連れ添ってきた大好きな萱野れい子おばあちゃんをはじめ、長年二風谷に住んでいるエカシやフチの方々からお話を伺うことで、二風谷の歴史を学べるのではないかと思立ち、重い腰を上げて、今回この聞き取り調査に取り組んでみることにしました。

聞き取り調査にご協力いただいた方々は、全部で

17名です。聞き取りに要した日数は17日間で延べ29時間に及びました。振り返ると、この夏の休日はほとんど二風谷に通っていたことになります。

聞き取りの内容ですが、私はアイヌ研究者ではないので専門的なことはほとんど聞いていません。主にご自身の生い立ちやアイヌ文化との関わり、萱野家との思い出などを話して頂きました。

萱野家との思い出話を聞いたかったのは、二風谷の歴史を萱野家と二風谷の皆さんとの関わりを通じて、より身近なものとして学ぶことができるのではないかと思ったからです。

お話を伺っている間は終始録音もさせて頂いていたので、私とのたわいのない会話も録音されています。今から20年、30年も経てば、これも何かの役に立つかもしれませんので、大事にとっておこうと思います。

聞き取り調査に取り組んだのには、萱野茂さんやれい子おばあちゃんへの恩返しのお気持ちもありました。私は20代で両親を亡くしており、萱野夫妻を時には親のように思っていました。アイヌ文化に導いてくれた師でもあり、言葉では言い尽くせないくらい感謝しています。

今回の調査では、両親からは聞くことが出来なかったアイヌの先人たちの想いなどをたくさんの方々から聞くことができ、私はたくさんの方のイコロ（宝物）を頂くことができました。

このイコロを大切にこれからも育てていきたいと思っています。

今回は私が出会った17名の方々から伺ったお話のごくごく一部しか載せることが出来ませんが、この報告書にまとめさせていただきました。

藤谷るみ子さん



写真：令和元年5月12日 平取町二風谷の藤谷民芸店にて

昭和23年生まれ。平取町^{にふたに}二風谷出身。

二風谷小学校、平取中学校を卒業されています。

子供の頃から常に織物が家の中であって、小学校低学年から母親の織機の横糸づくりを手伝っていたそうです。

その頃からアットウシ（樹皮による織物）を作り始めていて、かれこれ60年くらいになるのだそうです。

萱野茂資料館の横のチセで実演販売の店を経営されていました。藤谷さんで3代目になるそうです。

萱野家とのエピソード

30代まではアットウシばかりを織っていたそうですが、当時は毎日のように萱野茂さんへの取材があって、その際に萱野れい子さんが実演された、「シナの生皮を使った袋作り」を見る機会があったそうです。

翌日、同じものを作って茂さんに見てもらったところ、「そうやって、技術は目で盗むものなんだよ」と言ってくれたことが心に残っていると教えてくれました。

昔は萱野さんのチセ（家）でチツサンケ（舟おろしの儀式）を行っていたので、れい子さんの手伝いで200人分の料理を作ったこともあったそうです。

萱野れい子さんは、茂さんの体調が悪い時にコサヨ（粉粥）を作ってあげていて、消化が良くて栄養があつていいのだよと教えてくれました。

「わたしも、れい子さんのように現役で仕事を続けながら歳を重ねて行きたい」と思っていることも話してくれました。

このほかにも、茂さんのおかげで倉本聰さんや立松和平さんにお会いすることができたことや、茂さんが国会議員だった頃の思い出、れい子さんのご両親の思い出なども話してくれました。

れい子さんのご両親の家にはバッテリー（水力を使った穀物脱皮機）があつて、いつも雑穀を挽く音が聞こえていたそうです。

アイヌ文化との関わり

子供の頃はベネイモ（イモ団子）を薪ストーブの上で焼いて、よくおやつに食べていたもので、焼けるときの匂いが懐かしいと話してくれました。家でボタモチを作った時は近所に配って歩いたそうで、ボタモチにアペフチカムイ（火の神さま）の炭の燻を置いて、火が消えないように息をフーフーかけながら急ぎ足で配ったそうです。当時は街灯もなく真っ暗だったけれ

ど、「アペフチカムイが守ってくれているから大丈夫だからね」と母親に教えられたことを思い出して安心して歩いていたのだと懐かしいエピソードも話してくれました。

萱野れい子さん



写真：令和元年6月3日 平取町のご自宅にて

昭和6年、奥尻島生まれ。

ご一家は、れい子さんが生まれてすぐに二風谷に引っ越したそうです。

8人兄弟の上から6番目で、姉が3人、兄が2人、弟が2人いたのだそうです。

父の名前は二谷善之助さんで、母は、はなさんだと教えてくれました。

父親の仕事は、ウエンナイ沢の渡船場の仕事をしていたそうです。その渡船場は、現在は沙流川ダムの下になってしまっているのだそうです。

昔は炭焼きの仕事をしている人が多かったので、川向へ炭焼きの方々を渡したり、色々な仕事をしていたようだと教えてくれました。

当時はウエンナイ沢の下の方に自宅があつて、チセで暮らしていたそうですが、弟が生まれたころに現在の二風谷小学校の辺りに引っ越して、木造の蔵のような建物で暮らしていたのだそうです。

当時はその辺りが一番大きな集落だったのだそうです。

れい子さんが12歳になった頃に、姉のはつめさんの旦那さんが亡くなったのに続いて、姉、母と2ヶ月間に3人の家族が次々と亡くなってしまい、とても悲しい思いをしたことも話してくれました。

茂さんとは恋愛結婚だったそうです。れい子さんが10代の頃から3年間お付き合いをして、れい子さん

が20歳、茂さんが26歳で結婚されたそうです。

萱野家は二風谷一の貧乏人だったと言われ、こうした経済的な理由から、れい子さんのご両親からは結婚を強く反対されたそうで、最後まで賛成されぬまま嫁いできたのだそうです。

嫁いで来た萱野家は大家族で、茂さんとその両親、弟3人に妹が1人いたそうで、れい子さんを入れて8人となり、ご飯支度も大変だったそうです。

家が小高いところにあつたので水が引けないため、下の方に井戸を掘って、毎日水汲みをしていたのだそうで、ポンプで自宅前に水を引いた時は、本当に嬉しかったそうです。

当時の萱野家では、白っぽい芦毛の雄馬を飼っていて、茂さんの弟さんがお酒を飲みに行ったまま帰ってこなくても馬だけは帰って来るような本当に賢い馬だったそうで、とても可愛がっていたのだそうです。

「ある日、その馬が脚を引きずっているの、脚の裏を見てみたら長い釘が刺さっていたのよ、可哀想に。あの馬には本当に助けて貰ったの。身体はおっさいけど優しくね」と懐かしそうに話してくれました。

茂さんとの結婚生活では、いつも茂さんは外に働きに出ていて、自宅には余り居なかったそうで、「山の仕事では飯場暮らしが多くて、家に居る時にはひっきりなしに来客があつて、アイヌ文化に目覚めてからは、アイヌの民具を購入するために色んなところに出かけて行っていた」と教えてくれました。

茂さんが、稼いだお金をアイヌ文化を取り戻すためや、残す為に使っていたことについて尋ねてみたところ、れい子さんの答えは「男の人の決めることだものね、なんも心配してなかったよ。ちゃんと生活費は入れてくれていたし、互いに信じ合わなければ暮らせないべき」というものでした。

茂さんが安心して家を空けることが出来たのも、れい子さんがいたお陰なのだろうなと思いました。

ただ、二風谷の方々からのお話を聞いてみると、茂さんは出張で海外に行っている、毎晩れい子さんに電話していたようで、とても愛妻家だったこともうかがえます。

茂さんに関しては、れい子さんも「私があの人のお面倒をみたのは病院にいた時だけだよ」と話されており、茂さんは何でも出来る人だったのだそうです。

れい子さんが留守のときは、茂さんがお客様に自らお茶を入れたりしていたそうで、国会議員を辞めた後も変わることはなかったそうです。

茂さんはまた、仲人をするのが本当に好きだったそうで、50組ぐらいの仲人をしたのだそうです。

実は私も30代の初めころに、茂さんから「トマト農家でいい若者がいるから会って見ないかい?」と勧められたことがありました。その時お見合いをしていたら、私も今頃は平取でトマトを作っていたのかも知れません。

れい子さんは、平取の方々や茂さんと一緒に、仕事や旅行でよく海外にも行かれていました。

フィリピンを訪問した際は、大統領主催のレセプションでアイヌ舞踊を披露したのですが、そのときに、アイヌの衣装に着替えた後、それまで着ていた服や靴、お財布なども盗まれてしまったのだそうです。アイヌ民族初の国会議員の奥様ですというような紹介もされていたので、まさか大統領主催の、警備もしっかりしている場所で盗難にあうとは夢にも思っていなかったと話してくれました。

パスポートと少しのお金だけは懐に入れてあつて無事だったそうですが、履物は舞踊を披露する為の草履しか残っていなかったの、その後の観光は草履のままに続けたのだそうです。

落ち込むし早く帰国したいと思っていたそうですが、手帳も一緒に盗まれたので、国会の議員会館に居る茂さんに電話をしたくても番号がわからず、連絡するのも大変だったと話して苦笑いを浮かべていました。

その他にもれい子さんにはたくさんのお話をお聞きしましたが、とても強く私の心に残ったのは、「あの人(茂さん)と一緒にあって幸せだったよ」の一言でした。

時には声を詰まらせながら思い出話をしてくださりました。どれだけの愛や絆で結ばれていたのでしょうか?

そしてれい子さんのお話を聞けば聞くほど私はれい子さんをどんどん好きになっていきました。

茂さんもそうでしたが、愛らしくて、驕りのない心の人だからです。

貝澤ユリ子さん

昭和17年生まれ。平取町^{あさひ}旭出身。

現在は平取町^{にぶたに}二風谷にお住まいです。

父親が炭焼きの仕事を営んでいたの、炭を焼く窯を3ヶ所くらい持っていたそうで、窯を変えるたびに近くに家を建てて暮らしていたのだそうです。



写真：令和元年6月8日 平取町の萱野れい子さん宅にて

今とは違って簡単な造りの家で、屋根は^{まさき}桎で壁が板張りの家だったそうです。

父親は福島県郡山から入植して来た人で、母親は旧門別町の^{くらとみ}庫富の出身だったそうです。

母親はヤイサマ（即興歌）の名手だったそうで、母親の声を、今も二風谷アイヌ博物館に残されている音源で聴いて感動したそうです。

「本当に声が良くて上手だね。だからいろんな人に『母親はあんなに上手いのに何であなたは出来ないのよ』って怒られていて、必死になって練習している」と話してくれました。

萱野家とのエピソード

ユリ子さんのお母様は、50代の頃に登別のアイヌ資料館の「ユーカラの里」で茂さんと一緒に働いていたことがあって、アイヌ舞踊を披露したりヤイサマ（即興歌）を唄ったりしていたそうです。

ユリ子さん自身は、40代の頃に一度、二風谷アイヌ語教室に通い始めたのですが、その後、家事や仕事で忙しくなって教室から離れていて、今から4、5年前にまた通うようになったのだそうです。アイヌ語教室の雰囲気が好きなのだと教えてくれました。

ユリ子さんがアイヌ語教室に通った成果は、2018年のアイヌ語弁論大会イタカンローで最優秀賞の受賞という形であられました。私もその会場で聞いていましたが、ユリ子さんも母親譲りの綺麗な声の持ち主です。

ユリ子さんの初めてのアイヌ着物づくりも萱野れい子さんが指導したそうです。その着物を樺太でアイヌ舞踊を披露した時に初めて着たのですが、土砂降りの雨に当たってしまい、カパラミッ（切りぶせ着物）の白地に藍色が移ってしまったそうで、帰国後に色々

処置したけれど元には戻らなかったそうです。

アイヌ文化との関わり

2019年夏のNHKのTVドラマ「永遠のニシパ」では、フチ役として出演されています。

アイヌ語での台詞もあって大変だったそうです。松浦武四郎役の松本潤さんからは、「カメラに映らないので台本を下に置いたら良いですよ」とアドバイスがあったけれど、「緊張していてそれもままならなかった。でも、いい思い出になった」と話されていました。ユリ子さんは松浦武四郎も大好きで、武四郎さんの本を買っては勉強していたそうです。北海道命名150年の記念に北海道博物館で開かれていた松浦武四郎展で踊ったことも記念になったと話されていました。

ユリ子さんはいつもチャームングで可愛い女性で、私の質問にも一つ一つ丁寧に答えて頂きました。



写真：女性たちによるシンヌラッパ（先祖供養）の様子

豊田礼子さん

昭和25年生まれ。北海道三笠市出身。

6歳で札幌市に引っ越して、大学卒業までは札幌市にお住まいだったそうです。

高校卒業後に1年間和裁学校で和裁を学んでいたそうで、その後に江別の酪農学園大学に進学して、農業経済学を専攻したそうです。

大学卒業後は公立小学校事務職として、日高管内の小学校、中学校に勤務していたそうです。

子供の頃は、近くにアイヌの方がいなかったの、アイヌ文化との関わりは、博物館の展示を見る程度だったそうです。

初任地の^{みつし}三石の小学校ではアイヌの子供さんもいて、普段はなんでもないのだけれど、運動会のフォークダンスの時にアイヌの児童が手を繋いでもらえないなど、子供同士の差別があるのを見て、やるせない気持ちに

なつたと話してくれました。

萱野家とのエピソード

三石に住んでいた頃は、萱野茂さんが始めたアイヌ語教室に興味を惹かれていたそうですが、遠くて通えないのであきらめていたそうです。後に平取小学校に転勤となり、知り合いの萱野春美さんからアイヌ文化保存会へのお誘いがあった、入会を決めたと話してくれました。

また、シャクシャイン法要祭に行くときに木幡サチ子さんと知り合い、アイヌ語教室にも通い始めたそうで、以来15年以上アイヌ語教室に通い続けているのだそうです。

アイヌ文化保存会で最初にアイヌ着物を作った時の講師が萱野れい子さんだったそうで、「保存会で借りられる着物は私には小さかったので、個人的にれい子さんに講師をお願いしたら、とても親切に教えてもらえた」と話してくれました。



写真：令和元年6月8日 平取町の萱野れい子さん宅にて

アイヌ文化との関わり

アイヌ文化保存会に入った当初は伝統舞踊も踊っていたそうですが、足を痛めてからは唄専門で、アイヌ語で唄も唄うのだそうです。

イタカンロー（アイヌ語弁論大会）に出場して優秀賞を2回受賞されています。自然の一員として生きていくアイヌの文化が好きで、心地いいと話されていました。

樺太アイヌの楽器トンコリも手作りして月2回トンコリチーム「ノト」（アイヌ語で風の意味）で練習したり、町の文化祭などにも出られています。今現在

も萱野家とは家族ぐるみのお付き合いをしているそうで、最近、れい子さんにエムシアッ（刀掛け）作りなどの指導をしてもらったのだそうです。

豊田礼子さんは平取に住む素敵なシサムだと私は思いました。

山内正子さん



写真：令和元年6月9日 平取町の萱野れい子さん宅にて

昭和18年生まれ。平取町^{おさちない}長知内出身で旧姓は日川さん。

父親の名前は久太郎さんで、母親はきよさんだと教えてくれました。

兄弟は7人で正子さんは上から3番目なのだそうです。

父親は長知内生まれで、母親は二風谷出身で旧姓は貝澤さんだと教えてくれました。

父親はアイヌ協会が出来るときに農業委員などの役員を担当していて、貝澤正さんとアイヌ協会の会議などにも参加していたそうです。

父親はとても世話好きで、代筆業務なども無料で引き受けていたのだそうです。

萱野家とのエピソード

萱野れい子さんとは、各国の先住民間交流のために平取アイヌ協会が主催した旅行で一緒にカナダへ旅行に行ったことがあるそうです。

現在は萱野茂さんが作ったアイヌ語教室に通っており、イタカンロー（アイヌ語弁論大会）には毎年出演していて、令和元年11月で4回目になったそうです。

前回までは原稿を読みながら出演していたそうです

が、これではいけないと思い、今は心を入れ替えて、原稿に頼らず話せるように取り組んでいるとも話されていました。

アイヌ文化との関わり

正子さんの幼少の頃は、お正月頃にウタリ（同胞）のエカシ（おじいさん）、フチ（おばあさん）らが各家を回ってカムイノミ（神への祈り）を行っていたのだそうです。

火（アペフチカムイ）に向かってカムイノミを執り行うお父様を見たことがあるとのこと。

夏にもカムイノミを行っていた記憶があり、正子さんが小学校3年生の頃までは行われていたことなども話してくれました。

木幡サチ子 さん



写真：令和元年6月10日 平取町のご自宅にて

昭和5年生まれ。平取町貫気別^{ぬきべつ}出身。

父は武次郎さんで、母はてよさん。

子どもの頃から貫気別で暮らしていて、その頃の貫気別コタンには、ウタリ（同胞）の家が15軒あったそうです。

住んでいた家は茅葺屋根で壁が板張り、床も板で作られていたのだそうです。

サチ子さんは、小学校3、4年生の頃から、近所の農家で子守りをして働いていたそうです。

子供の頃の一番の思い出は、「5歳の時にハポ（アイヌ語で母のこと）が色鮮やかな和服を買ってくれたこと」だそうです。お母様が無理を押し働いてま

で買ってくれたものだったそうです。

萱野家とのエピソード

サチ子さんは、萱野れい子さんよりも年上なのですが、いつもれい子さんを頼りにしていたそうで、まるでお姉さんのような存在と考えていたそうです。

れい子さんが子供の頃に裸足で二風谷小学校に通っていた話をサチ子さんも知っていて、「れい子さんは苦勞して育ったけど、今は大したもんだよね」と感慨深げに話してくれました。

サチ子さんは、そんなれい子さんとオーストラリアのシドニーへ旅行に行ったことがあって、一緒に遊覧ヘリコプターに乗ってシドニー上空を飛んだのだそうです。

その時のヘリコプターの操縦士に流ちょうな日本語で「あんたアイヌか？ 本当にアイヌか？ 俺、アイヌの女性と結婚したいんだ」と口説かれたサチ子さんが「もう私、お嫁に行く気ないから。大丈夫だよ」と軽口で返した話をはじめ、旅の思い出話を面白おかしく聞かせてくれました。

アイヌ文化との関わり

平成20年～25年頃まで、二風谷コタンのチセでトマ編み（ゴザ編み）の実演を披露していました。

サチ子さんは今では数少ないアイヌ語話者の一人でもあります。

現在も精力的に地元の小、中、高校や各地の大学に赴いて、アイヌ文化の講師をなされています。

サチ子さんは今回の取材中、私のリクエストに応えてくれてアイヌ語でたくさん話してくれました。もちろん解説を交えながらです。

次ページにその一部を紹介いたします。

取材中にサチ子さんが話してくれたアイヌ語

自己紹介

アイヌモシリタ

Aynumosir ta

アイヌの大地・で

カニ アナクネ アイヌモシリ イタカナツカ（<イタカンヤツカ）

Kani anakne Aynumosir itak=an yakka

私・は・アイヌの土地・人が言う・ても

シシリムカ ペツ ホントモ、ノカピラ ホントモ
Sisirmuka pet hontomo, Nokapira hontomo
沙流川・川の・中流、額平川の・中流、

ヌキベツ コタン コアパマカ
Nukibetsu kotan koapamaka
貫気別・村・に生まれる

エカシクヌワレコロカトゥエトンプピアネワ
ekasi ku=nu wa rekor katu Etompia ne wa
祖父・私が聞く・して・名前を持つ・様子・エト
ンピア・である・して

フチクヌワレコロカトゥオイネワ
huci ku=nu wa rekor katu Oi ne wa
祖母・私が聞く・して・名前を持つ・様子・オイ・
である・して

オナクヌワレコロカトゥタケジロウ
ona ku=nu wa rekor katu Takejiroo,
父・私が聞く・して・名前を持つ・様子・武次郎

ウヌクヌワレコロカトゥテヨネワ
unu ku=nu wa rekor katu Teyo ne wa
母・私が聞く・して・名前を持つ・様子・テヨ・で
ある・して

クレコロ…クレヘ 木幡サチ子
ku=rekor... ku=rehe Kibata Sachiko
私が名前を持つ…私の名前・木幡 サチ子

オチツネルプネマツクネコロカ
ocitne rupnemat ku=ne korka
至らない・老婆・私である・けれど

クニネネワタナントオッタ
kuninenewa tananto otta
成り行きで・今日・に

ピリカメノコアイヌイタクヌルスイセコロハ
ウェアンコロ
pirka menoko Aynuitak nu rusuy sekor hawean
kor

美しい・女性・アイヌ語・を聞く・したい・と・言
う・ながら

エクペネクスアイヌイタカニクハウエアンコロ
アンルウェネナ。

ek pe ne kusu Aynuitak ani ku=hawean kor an
ruwe ne na.

来る・もの・である・ので・アイヌ語・で・私は言
う・ながら・いる・の・である・よ。

[木幡サチ子さん自身の解説(翻訳)]

「私はアイヌモシリといっても北海道沙流川の中ほど、
額平川の中ほど、貫気別村というところに生まれました。

おじちゃんの名前がエトンプピアで、おばあちゃん
の名前がオイと言います。

父親の名前は武次郎で、母親の名前はてよ。私の名
前は木幡サチ子。

至らない老婆の私ですけど、今日の日、美人のお姉
ちゃんがアイヌ語を知りたいと言って聞きにきました
ので、アイヌ語で御挨拶申し上げます」

私に掛けてくれた言葉

サンベピリカノネツキシナ
sampe pirka no nepki SINA
「心・良く・て・仕事・しな」

[木幡サチ子さん自身の解説(翻訳)]

「心優しくお仕事しなさい」

※アイヌ語表記・翻訳：阪口 諒

草薙美壽子さん



写真：令和元年6月23日 平取町の自宅にて

昭和13年生まれ。夕張市^{もみじやま}紅葉山出身。
5歳の時に^{におい}荷負本村に引っ越してきたそうです。
両親ともにアイヌの方で、旧姓は木村さん。

子供の頃は、山菜などを採りに山に入るときには必ずお酒や米などを持って行って、沢の神さまや立木の神さま、山の神さまに「これから足を踏み入れますのでどうぞよろしくをお願いします」と挨拶をしてカムイノミ（神への祈りの儀式）をしていたそうです。

萱野家とのエピソード

萱野夫妻との思い出に、大阪の国立民族学博物館に連れて行ってもらったことがあるそうです。

貝澤正さんが亡くなった際に、正さんの枕もとで茂さんがアイヌ語で引導渡しをしていたことは今でも印象に残っていると話してくれました。

二風谷ダム（沙流川ダム）を造るときも皆でカムイノミをしたり、現場での遺跡発掘の手伝いをしたそうです。



アイヌ文化との関わり

お母さまは、男の子を妊娠したまま33歳で亡くなったそうですが、亡くなって間もなく錆びた鎌でお腹を裂いて、赤ちゃんの魂も神の国へ行けるようにとアイヌブリ（アイヌ式）の儀式を行ったそうです。草薙さんが12歳か13歳の頃の出来事です。

子供の頃は、荷負本村の神社の下に自宅がありましたが、ある時、桜の木の下に蛇が溜まってしまっていて、知り合いの方が蛇の上にゴミを置いて焼いたところ、半分焼けてしまった蛇がチセの下に逃げ込んだため、自宅のチセが全焼してしまったそうです。着の身着のまま弟たちと逃げたのだと話してくれました。

草薙さんは、長年にわたってアイヌ文化活動に参

加して、アイヌ文化振興に貢献してきたことが評価されて、令和元年度のアイヌ文化奨励賞（公益社団法人アイヌ民族文化財団）を受賞されています。

阿部義男さん



写真：令和元年6月24日 平取町のご自宅にて

昭和16年生まれ。平取町^{しゅうんこつ}紫雲古津出身。

紫雲古津小学校、富川中学校を卒業されています。

中学まではずっと鍋沢と名乗っていたのだそうですが、高校進学時に役場に行ったら戸籍は阿部になっていたそうです。もともと阿部だったらしいと教えてくれました。

学生時代は同級生ばかりでなく、教師からも酷い差別を受けていたそうです。

昭和47、8年頃に二風谷に引っ越して結婚なされています。

二風谷で暮らし初めて50年近くになるそうです。

萱野家とのエピソード

二風谷に住居を構えてから、萱野さんと近しくお付き合いしていたそうです。

萱野夫妻と大阪の国立民族学博物館に行ってカムイノミ（神への祈りの儀式）をしたこともあるそうです。「萱野茂さんは一番大切な方だったと思う。萱野さんがいなければ裏の町立博物館も出来ていない」と話されました。

貝澤正さんもウタリ（同胞）に貢献した方で、亡くなった時は藤谷憲幸さんと一緒にアイヌブリ（アイヌ

式)で墓標を作ったそうです。

萱野茂さんと貝澤正さんは二風谷ダム反対運動でも闘ってくれて、正さん亡き後は貝澤耕一さんが運動を引き継いでくれたことも教えてくれました。

アイヌ文化との関わり

チッサンケ(舟おろしの儀式)には第1回目から参加していたとのこと。

毎年チッサンケでは船頭を務めています。最近はおもっぱら和船の方の船頭をしているそうで、丸木舟は若くないと操るのが難しいのだとか。

昭和52年のイオマンテ(熊送りの儀式)では、準備作業でカムイノミに使う木を山に採りに行かれています。とても寒い冬だったのを憶えているそうです。

チセ(家)造りのために、登別温泉の「ユウカラの里」や愛知県犬山市の野外民族博物館「リトルワールド」の民族資料館を萱野茂さんや尾崎剛さんと一緒に見て回ったことや、現在ではチセの材料となるカヤの入手が難しくなっていることも話してくれました。

昭和33、4年の紫雲古津でのウタリの墓地整理も手伝ったりしたそうです。

阿部さんはアイヌ協会の理事を30年近く務められており、表彰を受けられています。

川奈野一信さん



写真：令和元年7月28日 平取町の自宅にて

昭和9年生まれ。平取町長知内^{おさちない}出身。

二風谷アイヌ語教室の運営委員長を平成16年から務められています。

萱野夫妻のお話

※川奈野一信さんには、主に萱野夫妻にまつわる話をお聞きしました。

茂さんの人物像を尋ねると「萱野茂さんが食うや食わずのどん底暮らしの中から、アイヌ文化を消さないためにお金を貯めて、アイヌの道具を買い戻したりしていた。意地があったんだ」と話してくれました。

夫妻の印象については、「先生は温厚で他人に優しい、人にモノを教える。れい子さんは利口な人だから先生が話している時に口を挟まない」と話されていました。

一信さんの母親の上田としさんは、茂さんと一緒に本州各地を講演して回って、茂さんのお陰で世に出られたと感謝しておられたそうです。

母親が懇意にしていたお陰で、一信さんも萱野さんの家に入りしやすくなったのだそうです。

萱野茂さんと言えば、よくキューピッド役されていたことが思い出されるようで、二風谷に一人旅をする女性と二風谷の若者を上手く結びつけていたことを話してくれました。

ある時などは、萱野茂アイヌ資料館前にある縁結びの石に手を合わせている女の子を見つけて、「お姉さんどこから来たの？ そんなに北海道好きなら北海道にお嫁に来たら？」と話しかけたら「いい人いますか？」と返って来たので、すぐに一信さんの息子さんの勤める会社に電話して「ちょっと溶接してもらいたい所があるから若いものかしてくれないか？」と言ったそうです。何も知らない息子さんは油で汚れた作業服のまま出かけて行くのですが、こんな具合で若い者同士の出会いの演出をしていたのだそうです。

息子さんはこのことが縁で後に結婚することになって、今では一信さんのお孫さんが3人いるそうです。

萱野夫妻は結婚式の仲人もたくさん引き受けておられたことも話してくれました。

一信さんもまた、若い頃のれい子さんが裸足で歩いていたのを見たことがあって、強く印象に残っているのだそうです。

後日、そのことをれい子さんに聞いてみたところ、「靴は持っていたけど、もったいなくて履かずにいたのよ」と教えてくれました。れい子さんらしいエピソードだなと私も思いました。

一信さんは85歳になった現在も月に2回アイヌ語

教室に通い、萱野茂さんの遺志を継いで運営委員長、エカシとして指導に励んでおられます。

貝澤美和子さん



写真：令和元年7月29日 平取町のご自宅にて

昭和23年生まれ。

熊本県熊本市南阿蘇村出身。

17歳のときに交通事故で母親を亡くしているそうです。

21歳の時（昭和45年）に二風谷の貝澤耕一さんとご結婚されました。

結婚した当初は慣れない農作業にとっても苦労したそうで、朝4時に起床して7時には畑で作業していないと姑さんに強く叱られたそうで、当時はがむしゃらに働いていたと話してくれました。

貝澤正さんはお舅さんに当たります。

※美和子さんには、貝澤正さんの思い出を中心にお話を伺いました。

貝澤正さんの思い出

正さんはいつもウタリ（同胞）のために働いていて、私利私欲が無く、人を疑うことを知らないような人だったそうです。

晩年には平取周辺の山林が三井財閥の所有物になっていることに憤って、三井の会長宛に手紙を出して亡くなる前までその返事を待っていたのだそうです。

二風谷はアイヌのイオルでアイヌの大切な狩猟の場でした。

正さんは、亡くなる前まで新聞に目を通していて、いつもウタリの心配をしていたそうで、自分の家族よりもウタリのために生きた人だったと話してくれました。

美和子さんは、そんな正さんが大好きだったのだそうです。

正さんが大腸がんを患って、美和子さんの運転で病院通いをしていたのですが、道中の車の中で、正さんと色んなおしゃべりをするのが楽しかったのだそうです。

食事制限もあったので、外食などは本当は良くなかったのだけれど、病院帰りに寿司とビールを飲むことが唯一の楽しみだったそうで、「本当に美味しそうにビール飲むのよ。でも病気だったからお寿司だってほんのちょっとなの、でもねそれが正しいちゃんの楽しみだったのよ」と教えてくれました。

正さんと萱野茂さんは、二風谷ダム（沙流川ダム）反対運動でもたった二人きりで闘ってくれて、決して他の住民を巻き込むことはなかったそうで、そんな正さんを妻のしずさんは心の底から尊敬していたようだと話してくれました。

正さんはダム裁判の判決が出る前に亡くなってしまったのですが、葬儀はアイヌ語で執り行われて、祭司を務めた萱野茂さんがアイヌ語で印導渡しをされたのだそうです。

現在の美和子さんの日課は、家業の農家を手伝いながら、空いた時間でアイヌ着物を作ったり、サラニブ（編み袋）を作ったりすることだそうです。そんな美和子さんは、食文化や伝統工芸品作りを通じて行ってきた、アイヌ文化の普及啓発や人材育成への貢献が評価されて、令和元年度のアイヌ文化奨励賞（公益社団法人アイヌ民族文化財団）を受賞されています。

萱野志朗さん

昭和33年生まれ。平取町二風谷出身。

萱野茂、れい子夫妻の次男にあたります。

亜細亜大学法学部を卒業後は、東京でサラリーマンをしていました。

1992年に萱野茂二風谷アイヌ資料館に副館長として勤め始めて、2006年には館長に就任しています。

両親の思い出

父親の茂さんは勤勉で、お酒も飲まなかったそうで



写真：令和元年7月29日 萱野茂二風谷アイヌ資料館にて

す。

志朗さんが子供の頃は、茂さんが仕事でほとんど自宅に居ることがなかったので、勉強を教えて貰ったことはなかったそうです。

茂さんから聞いたという戦時中の話では、茂さんが室蘭八丁平で飛行場整備に従事していた時に、米軍のグラマン戦闘機から機銃掃射されたことがあって、茂さんはスコップで頭を隠したままで腰が抜けて、その場を動くことが出来なかったのだそうで、「あんなの当たったらイチコロなのに」と茂さんがよく話しているのだそうです。

茂さんは子供の頃に押切（草を切る器具）に挟まって右手の人差し指がないため、徴兵検査で不合格にされたそうです。人差し指が無いと鉄砲が撃てないからなのだそうです。

茂さんは八丁平で仕事をしている時もずっと日記をつけていたのですが、終戦時に米兵が来て、何かの証拠に使われては困ると言って日記を燃やされたのだと話されていたそうです。

茂さんはとても記憶力が良かったので「日記が残っていたらとても貴重な資料になったに違いない」と志朗さんは残念がっていました。

志朗さんが二風谷で父親の跡を継ぐことになったのは、1987年に茂さんから「カナダのアラトゲに研修旅行があるので行かないか?」と誘われたのがきっかけだったそうです。

そこで少数民族のクワクワカク族の方と交流して、独自の言語を残していく必要性を感じたのだそうです。

母親であるれい子さんについては、「あの年になっ

てもウタリ、シサム、どなたにでも分け隔てなく、アイヌの手仕事を教えているところが素晴らしいと思う。いつまでも元気でいて欲しい」と話してくれました。

一度だけ父と母が喧嘩しているのを見たことがあるそうで、小学生だった頃のクリスマスに買ってきてくれたケーキが原因だったらしく、父も母も良かれと思ってケーキを買ってきたのが、2重になってしまって揉めていたのだそうです。当時の2人にとっては大問題だったのだらうと振り返りながら「アイヌなのにそんなの祝うなということだよ、多分」と笑顔で話されていました。

石原イツ子さん



写真：令和元年8月15日 札幌市のサッポロ堂書店にて

昭和27年生まれ。平取町本町出身。

生家は義経神社の真横にあったそうです。

母は荷負^に出身のアイヌで父は和人だと教えてくれました。

中学校卒業まで平取町で育ち、その後苫小牧の美容学校に進学したそうです。卒業後は5年間、美容師として静内や平取で働いた後、勉強し直そうと思い立ったそうで、美容師の仕事に区切りをつけて札幌に移って定時制高校に通ったのだそうです。

高校卒業は25歳だったと教えてくれました。

アイヌ文化との関わり

子どもの頃を過ごした平取本町では、アイヌ文化に触れる機会は多くなかったけれど、近所のお婆さんで

アイヌ語を話したり口にシヌイエ（口の周りに刺青）を施している方が4人程居たことを憶えているそうです。

イツ子さんのお母さんは共稼ぎで家計を支えていたそうで、お祖母さんからアイヌ文化に関する事柄は継承していないのだそうです。ただ、お祖母さんが存命中は、ゴザ編みの材料のガマ等は、お母さんが採って来ていたのだそうです。

お母さんは大正15年の生まれで、8歳から働き始めて亡くなる前の年まで選果場等で働いていたそうで、大変な働き者だったのだそうです。

平取でイツ子さんが育った頃は、アイヌの子が虐められるようなことはなかったけれど、それは表面的なことで、いざ結婚とか就職とかの場面ではいくばくかの差別があったのを見てきたのだそうです。

イツ子さん自身は全く差別を受けたことはないのだそうですが、そのような経験もあって、20歳頃からアイヌ関係の本をたくさん読んだのだそうです。そのきっかけとなったのは『近代民衆の記録 5 アイヌ』（新人物往来社、1972年）という本を買ってからののだそうで、とても高価な本だったそうです。その本を読むまで、親にも周りにも言えなかったのですが、アイヌって凄く悪い印象を持っていたのだそうです。ところが「近代民衆の記録 5 アイヌ」に登場する森竹竹市や知里幸恵のようなアイヌの先人たちは、パチンコ屋に通ったり大学に行っている人もいて、今まで抱いていたアイヌのイメージと違う、そんな同胞がいることに衝撃を受けたのだそうです。

本好きが高じてか、イツ子さんは夫とともに、1981年に北海道大学前で古書店サッポロ堂を開業しました。現在は札幌市南区真駒内緑町に移って営業しています。

アイヌ関係の書籍を数多く揃えており、アイヌ研究者や私なども大変お世話になっています。

そんなイツ子さんが「アイヌ文化とか、色々なものに触れている人たちは、私たち以前の人間の、先人の生きた時代の本を読むことが大事だよ」と話してくれました。

川奈野元子さん

昭和15年生まれ。日高町（旧門別町）^{ひろとみ}広富出身。

4歳まで広富に住んでいたが、父親が亡くなったのを機にペナコリ（荷負）に引っ越したのだそうです。



写真：令和元年8月18日 平取町のご自宅にて

母親の身体が弱かった為に幼少の頃から母親の手伝いや農家の仕事などをしていました。

一信さんからご飯炊きを頼まれて、そのまま16歳で一信さんと結婚したそうです。

「押しかけ女房なのよ」とか「喧嘩ばかりしているのよ」と話されていましたが、本当に仲睦まじくて、私は羨ましく思いました。

萱野家とのエピソード

アイヌ着物を初めて作った時に指導してくれたのはれい子さんでした。

出来上がった着物を見て、萱野茂さんが「50万出すからその着物売ってくれないかい?」と言ってくれ、横に居たれい子さんが「苦勞して作ったんだもの、売れないよねえ」というやり取りがあったのをその時の着物を見るたびに思い出して懐かしく感じるのだそうです。

アイヌ文化との関わり

元子さんの母親はトマ編み（ゴザ編み）をしていたそうですが、自分では作ったことがなかったそうです。

平取のアイヌ文化保存会に入会してからトマ編みの技術を習得したのだそうです。

今では二風谷コタンのチセでサラニ（編袋）作りの実演などもなされているそうです。

元子さんが初めてお産をした時は、二風谷の青木愛子さんが産婆さんをしてくれたのだそうです。

青木愛子さんはトウスをなさる方として有名だったそうです。

（※トウスとはシャーマニズムのような巫術をするひとのこと。）

青木愛子さんは不思議な方だったそうです。元子さんの身体を触っただけで悪い所が分かり、治してもらったこともあるそうです。

元子さんには6人のお子さんがいますが、出産は本当に楽しかったそうで、「もうポンポン生まれた」のだそうです。

本人の弁によると「20分～30分で生まれた。『お腹が張ってきた』と一信さんに伝えたと、慌てて産婆さんと呼ばれて行ってくれるのだけれど、産婆さんが着く前にポンと出ちゃう」のだそうで、元子さんのお母さんには「鶏だって卵産むとき苦しい顔するのにお前だったら」と呆れられていたそうです。

そんな元子さんのお母さんは、数年前に他界してしまいました。100歳まで生きての大往生だったのだそうです。

貝澤留治さん



写真：令和元年8月19日平取町の自宅にて

昭和10年生まれ。平取町二風谷出身。

萱野茂さんの実弟で9人兄弟の上から6番目になります。

茂さんは年齢が10歳も上なので、兄でもあり父親的な存在でもあったのだそうです。

兄の茂さんは多くを語ることはなく、ぼつぼつと物を言う人だったと話されていました。

茂さんからは商売の鉄則であるお金の事を教えられたそうです。

萱野家とのエピソード

れい子さんが茂さんのお嫁さんになって、留治さんから大家族の中に入って来てくれたことは本当に有難かったそうで、苦勞も掛けたしすごくお世話にもなっ



写真：貝澤留治さん取材中のひとこま（撮影：前沢卓）

たと話してくれました。

食べ盛りの留治さんら大家族の食事は、大鍋で毎回作るので大変だったと思うと話されていました。

留治さんが10代の頃、茂さんと一緒に営林署の仕事をしていたとのことで、木を伐る仕事は伐れば伐るほどお金になったので朝から夜まで働いたそうです。

山仕事では茂さんに敵わなかったそうで、茂さんは鋸の使い方が上手かったのだと教えてくれました。

若い頃は、本州にも仕事に行き、地下鉄の仕事などもしていたそうですが、ヤンチャをして26歳でお酒を止めたのだそうです。

その頃、庭石ブームが来て桂造園土木を始めたとのことで、今では6町歩の石置き場一杯に石が置いてあるのだそうです。

桂造園土木を株式会社にしたのは、平成8年8月8日で、語呂が良いのでこの日にしたのだそうです。今は娘さんの旦那様が跡を継いでくれていて、孫娘も造園学校に通って庭師に成りたいと言ってくれるのが嬉しいのだと話してくれました。

アイヌ文化との関わり

阿寒町の彫刻家だった藤戸竹喜さんとは親戚の関係だったそうで、よく留治さんの家に遊びに来てくれていたのだそうです。

留治さんは藤戸さんがハーレーダビッドソンに乗っているのを見て自分も欲しくなり、同じハーレーダビッドソンを買った思い出なども話してくれました。

留治さんの奥様が100食近くの蕎麦を作り、焼肉パーティなどもしたことがあるそうで、藤戸さんやびっくりドンキーの社長も参加していたのだと教えてくれました。

そんな関係から、びっくりドンキーの関連会社が経

営している恵庭のえこりん村では、すべての庭園を留治さんが手掛けているのだそうです。

土屋美枝子さん



写真：令和元年8月19日 平取町の自宅にて

昭和27年まれ。平取町本町出身。

萱野夫妻とのエピソード

2007年に平取でのアイヌ刺繍の上級者コースがあり、参加したのですが、その時の講師が萱野れい子さんだったそうです。

美枝子さんが子供の頃は、萱野茂さんから「平取のお嬢さん」と呼ばれていて、優しいおじさんだったと教えてくれました。

アイヌ文化との関わり

「生まれも育ちもこの場所なのよ」と笑顔でお話を始めてくれました。

美枝子さんは今もずっとアイヌの手仕事を毎日しています。

アイヌ着物を作ったり、刺繍をしたり、サラニツ（編袋）を作ったりと、自宅の居間がギャラリーのように飾られていました。

多い日は1日10時間ほど手仕事をするのだそうです。

手仕事が趣味で、楽しくて仕方ないのだとお話してくれました。

「手仕事をしている時は時間も忘れてしまうほどです

よ」とも話していました。

こうしたアイヌ文化の楽しさを教えてくれたのは貝澤美和子さんで、今はお二人で貫気別小学校などでもアイヌ文化講師をしているそうです。

もともと手仕事が好きで、パッチワークなどの趣味があったので、アイヌの手仕事もめきめきと上達して、今では美枝子さんの作ったサラニツが、千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館に展示してあるのだそうです。

トマ編み（ゴザ編み）もするそうです。「アイヌの手仕事を50歳から始めたけど、何かを始める時に早い遅いは関係がない」と話されていて、自分がやりたいと思った時がその人のスタートのときなのだそうです。

チツサンケ（舟おろしの儀式）での美枝子さんの最近の役割は、お料理担当で、2019年のチツサンケではラタシケツ（混ぜ煮）とコサヨ（粉粥）作りに腕を振るったそうです。

私もお馳走して頂きましたが、とても美味しかったです。

毎年5月には貝澤耕一、美和子夫妻は平取町二風谷で「チコロナイ」（私たちの沢）を開催しており、今現在は森を残す為にオヒョウの苗木作りを美枝子さんがお手伝いしているそうです。

このチコロナイでも美枝子さんが食事作りの担当で、もはや50人分ぐらいなら簡単に作れるようになったと話してくれました。

そのせいもあって、「ケアハウスでの20人分の食事の準備がへっちゃらになりました」と笑っておられました。

山本栄子さん

昭和20年生まれ。十勝管内本別町出身。

24歳で阿寒町の山本文利さんとは結婚。

山本文利さんは阿寒町の山本多助エカシの息子さんに当たります。

阿寒町にお嫁に来てから本格的にアイヌ舞踊をはじめたそうで、昔はオンネチセなどで毎晩踊っていたのだそうです。

阿寒口琴の会にも入会して、オーストラリア、ウイーン、アラスカなど、世界各地を回ったそうです。

その他、世界の口琴の素材や地域差などについても話してくれました。



写真：令和元年8月26日阿寒町のご自宅にて

萱野家とのエピソード

昭和40年2月に東京世田谷で庭石の展示会が開かれて、そこに萱野茂さんも来場することを新聞で知ったそうで、出かけて行った会場で茂さんから話しかけて頂いて、帰りには茂さんと弟さんにスパゲッティをごちそうになったそうです。

スパゲッティを食べたのはその時が初めてだったので、とても感動したことを話してくれました。

当時から茂さんは有名人で、金田一京助先生にアイヌ語を教えていたりしたので、凄く尊敬していたのだそうです。

茂さんのお孫さんの公裕さんと、栄子さんの娘のりえさんが結婚するなんて夢にも思っていなかったと話され、縁とは不思議なものだとも話されていました。

萱野茂さんの「妻は借りもの」という本も読んでいたそうで、「萱野さんのところは夫婦喧嘩もなかったと聞いているし、公裕さんもいい人だしさ、姑さんもいい人だし、おばあちゃんもいい人だからね、幸せだよ、りえは」と笑顔を見せてくれました。

アイヌ文化との関わり

阿寒湖アイヌシアター「イコロ」で上映している阿寒ユーカラ「ロストカムイ」の写真撮影の時の苦労話も伺いました。

マイナス28℃の日の出前から日没まで、阿寒湖の湖上でアイヌ衣裳を着て、三日間撮影をしたのだそうで、身体は凍えブルブル震えながらの撮影で、とても辛かったのだと話してくれました。

それでも阿寒町のあちこちに、「ロストカムイ」のポスターが貼られていることは嬉しく思っているそうです。

栄子さんは、東京のペウレウタリの会にも入会していて、50年以上活動を続けておられます。

溝口尚美さん



写真：令和元年9月17日平取町の萱野れい子さん宅にて

昭和43年生まれ。兵庫県加東郡東条町出身。

現在は米国ニューヨークに在住しています。

地元の教育大学を中退した後、大阪の音響の専門学校に進み、卒業後は兵庫県の映像制作会社に就職したそうです。

※溝口さんには「AINU・ひと」を撮影するきっかけについて伺いました。

映像制作会社での仕事は、例えば下水処理場の見学者向けの説明用映像だとか市制75周年の映画とか多岐に渡っていたそうです。その中に短編文化映画というジャンルがあって、そのアシスタントもしていたそうですが、その時の師匠（映像ディレクター）から被差別部落のドキュメンタリーを観せてもらったそうです。そのドキュメンタリーでは、被差別部落の女性が語り部となって本当にありのままを語っていて、「ああ本当に部落差別ってこういうことなのか」ということが解ったのだそうです。以降、師匠と一緒に在日のドキュメンタリー等、語り部のシリーズを手掛けるようになったそうです。

その後、国内の景気が下向きになるのに伴って企業からの説明用の映像制作の類の仕事が減って、代わりにTV局の仕事が増えてきたそうなのですが、TVの



画像：溝口さんの監督作品「AINU・ひと」のポスター

場合はスポンサーの意向もあって、思うような映像が作れないこともあり、悶々としていた時期があったそうです。そんな時期に、米国では今まで撮られる側だった人たちが映像を撮る、例えば障がい者が自分で自分たちの映像を作る、というような活動があることを知って、興味を持ったことが渡米のきっかけだったと話してくれました。

渡米後、ご自身でもNPOを立ち上げて海外の先住民族を取材されているときに、海外の先住民族を取材しておきながら、日本の先住民族のことを全く知らないでいる自分に気が付いたそうです。

それをきっかけに2008年から平取町二風谷に通いはじめるようになって、ある夜、二風谷のアイヌ語教室の見学が終わったタイミングで川奈野一信さんに話しかけられて、今後は川奈野さん宅に泊まるように誘って頂いたのだそうです。お陰で二風谷の色々な方たちと知り合うことが出来たのだそうです。

翌2009年に二風谷を訪れた際には川奈野さん宅にお世話になりながら、口承文芸でまだ映像化されていなかった木幡サチ子さんのヌタブカタ（カムイユーカラ）やチセづくりの際の地鎮祭を撮って、海外の先住民族の映像と併せてビデオにまとめて、役場や町立博物館に置いて行ったのだそうです。

2015年に一時帰国した際に町立博物館で置いて行ったビデオの話をしたところ、アイヌの言葉や文化、暮らしの様子などを映像に残して継承して行くことが

望まれていることを知って、二風谷の皆さんへの恩返しとして取り組んだのが「AINU・ひと」の撮影だったそうです。

「AINU・ひと」は2018年に完成して、2020年現在、日本各地で上映されています。平取町のエカシである川奈野一信さんや故・鍋沢保さん、萱野れい子さん、木幡サチ子さんなどの日常や二風谷のお祭りの様子が収録されています。

感謝の言葉

2019年に「二風谷のフチ 萱野れい子とカッケマツたち」を平取町二風谷周辺の方々に聞き取り取材させて頂きました。

聞き取りを始めた当初は、何をお聞きしたらいいのか分からず、時には録音に失敗したりと戸惑うことばかりでした。

はじめの頃は、改まって敬語を使ってお話を伺っていたのですが、聞き手の私の方が普段と違った態度で接することで皆さんを緊張させてしまっていたようで、普段の顔が隠れてしまうことに気がつきました。

それ以降は、あえて普段の口調で接することにして、皆さんにも「いつも通りで」とお願いして聞き取りをするようになりました。

そうすることでようやく、いつも通りの飾り気のない素顔の皆さんになって頂けて、お話が伺えるようになりました。

始めの頃は、胃が痛む程苦痛な取材でしたが（自分の取材が下手でイヤになっていました）、取材を進めて行く中で少しずつ楽しくなってきました。

たくさんの方々が経験した苦勞をお聞きしましたし、時には涙を流してお話して下さったり、心が温まるお話や、お腹を抱えて笑ったりと本当に素敵なお時間を与えて頂きました。

自宅に戻ってもう一度録音を聞き返すと、「あれも聞けばよかった」とか、「これを聞くのを忘れた」ということが出てくることも度々ありました。

今回の「二風谷のフチ 萱野れい子とカッケマツたち」にご協力頂いたフチ、エカシの方たちは、萱野れい子さん、木幡サチ子さん、藤谷るみ子さん、貝澤ユリ子さん、豊田礼子さん、山内正子さん、草薙美壽子さん、阿部義男さん、川奈野一信さん、萱野志朗さん、貝澤美和子さん、石原イツ子さん、川奈野元子さん、貝澤留治さん、土屋美枝子さん、山本栄子さん、溝口

尚美さんの17名です。

貴重なお話を聞かせて頂きまして、本当に有難うございました。

録音からの文字起こしには、阪口諒さん、北沢実さん、平野明さん、樋口博志さん、久保ともえさん、山田慎太郎さん、石井正樹さん、末下美穂さんの8名の方たちに力を貸して頂きました。

期限がある中で、ご無理を言って引き受けて頂きまして、本当に有難うございました。

阪口諒さんには、木幡サチ子さんが話してくれた、アイヌ語の部分の文字起こしと翻訳まで付けて頂きました。本当に有難うございました。

更に、私のイラストを描いてくれた伊藤菜央さん、有難うございます。いつも名刺代わりに使わせて頂いています。

その他、文章の校正にご協力くださった帯広百年記念館の皆さんにもお礼を申し上げます。

皆さんのお力添えがなければ、今回のこの報告書は出来上がりませんでした。感謝の気持ちでいっぱいです。

そして私は引き続きこの聞き取り調査を続けて行こうと思っております。

またどんなお話が聞けるのかと楽しみにしています。

これからも宜しく願いいたします。

帯広にて 2020年1月吉日
笹村 律子

※この事業は、公益財団法人アイヌ民族文化財団の研究出版助成を受けて行いました。

北海道アイヌ協会創立当時の請願書等について

Petition from the time of the establishment of the Ainu Association of Hokkaido

マーク・ウィンチェスター (Mark WINCHESTER, Dr.)

国立アイヌ民族博物館 アソシエイトフェロー (Associate Fellow, National Ainu Museum)

田村将人 (TAMURA Masato)

国立アイヌ民族博物館 資料情報室長 (Manager of Collection Management Division, National Ainu Museum)

キーワード：北海道アイヌ協会、GHQ、向井山雄、小川佐助、農地改革

Key Words : Ainu Association of Hokkaido, SCAP, Mukai Yamao, Ogawa Sasuke, Land reform

1946年2月24日、北海道アイヌ協会（理事長向井山雄）が創立され、翌3月には社団法人として知事の認可を得、法人登記された。同団体は、1961年、北海道ウタリ協会に改称し、2009年、ふたたび北海道アイヌ協会と名称を変更し現在に至っている。この名称の変遷は、「アイヌ」という言葉が被差別体験に結び付き、当事者が名乗りにくい時代が長かったことを物語っている。2009年の改称までの間にも、毎年のように議論が繰り返されていた。

さて、敗戦直後の混乱の中、北海道内各地のアイヌ民族の有志が連携し組織化を急いだのには、当時はGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の占領下においてアイヌ民族としての意思表示が必要だったということがある。とりわけ、北海道旧土人保護法による給与地が農地改革の適用を受けて没収されないよう陳情活動を行うことは、大きな目的だったと言えるが、結果として給与地も農地改革の対象となった。このような中、『アイヌ新聞』を発行した高橋真（1920-1976）が、GHQの幹部数人に接触し、さらに連合国軍最高司令官マッカーサー元帥宛てに手紙を送っていることから、当時のアイヌ民族にとって現状打破の活動だったと言える（伴野 2012）。

文化庁に設置された国立アイヌ民族博物館設立準備室（以下「準備室」とする）は博物館（2020年7月12日開館）の開館準備を進める過程で、言語学者であり民族学者でもあった知里真志保（1909-1961）に関連する資料を入手した。その中に、1946年の日付の入った資料が含まれていたため、まずは概略を紹介

し、いくつかについて翻刻して資料紹介を行う。

解題

1) GHQスウィング少将宛て向井山雄理事長1946年5月10日付書簡

これは、すでに各省庁に送っている嘆願書を送付するのでアイヌ民族の現状を理解し解決に尽力されたい旨が請願されている。なお、当時の北海道アイヌ協会幹部が、スウィング少将より日本からの「独立」の意思の有無を尋ねられたとするエピソードがある（社団法人北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会 1990：925-931）が、本稿で紹介する資料がその契機となった可能性があることも考えておきたい。

2) 「アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願」

原稿用紙にペン書き（一部、黒鉛筆）で書かれ、そこに黒や赤の鉛筆で推敲された形跡が読める。北海道立図書館および北海道大学付属図書館に所蔵されている「アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願書」（タイプ打ち）は本資料と同じ内容である。したがって、本資料が原文で、両図書館所蔵の資料はそれを清書したものであるといえるだろう。また、1947年に各省庁およびGHQ宛てに送付された文書の基になったことが推察される（社団法人北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会 1990：859-900）。

文書の差出人は「北海道庁厚生課内 社団法人北海道アイヌ協会 理事長 向井山雄」の名前で締めくくられており、文中に「御庁」とあるも具体的な宛名は

表1 関係する資料5点の概要

1	スウィング少将 (GHQ) 宛て向井山雄 (北海道アイヌ協会理事長) 1946年5月10日付け書簡	英文タイプ、1枚、カーボン複写。
2	表題「アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願」。 文末に「昭和二十一年 月 日〔空白〕／北海道庁厚生課内 社団法人北海道アイヌ協会 理事長 向井山雄／〔空白〕殿」。	手稿、ペン書き (黒、青インク、一部、黒鉛筆)、赤鉛筆で校正。「昭和 年 月 日」入り11行青色罫紙、15枚。
3	表題「Petition for Promotion & Relief of Ainu race / Hokkaido Ainu Association (Foundational Juridical person)」。 文末に、1946年、月日空白、「President of the directors Y. Mukai Hokkaido Ainu Association」、ただし署名無し。	英文タイプ、6枚、カーボン複写。
4	表題「社団法人 北海道アイヌ協会定款」〔全33か条〕	謄写版、6ページ。
5	表題「The Articles of the Ainu Association (Corporate Judicial person)」〔北海道アイヌ協会定款全33か条の英文〕	英文タイプ、3枚、カーボン複写。

書かれず、当時の国内の各省庁へ共通した文面で作成されたことを想像させる草稿である。内容は、主に明治に施行された北海道地券発行条例 (1877年) で官有地に編入された土地の解釈、さらに北海道旧土人保護法 (1899年) では農業用の土地が未開地に限るとされたため、それまでアイヌ民族が「占有」してきた耕作地が該当しなかった問題点が指摘されている。さらに、給与地の下付面積が専業農家となるには不足であること、とくに浦河や新冠の農場創設で強制移住を余儀なくされたアイヌ民族の権利回復などを例に挙げている。

使用されたものと同じ罫紙が、山本多助 (釧路支部長) 宛ての小川佐助 (北海道アイヌ協会常務理事) による1946年5月16日付け書簡 (竹内2006: 397-398) でも使用されており、筆跡が酷似していることから、小川によって書かれたものと推測できる。3) 「Petition for Promotion & Relief of Ainu race」はその要約英文と考えられる。

この後、5月31日には小川佐助、文字常太郎らが上京して内務省に対して新冠御料牧場解放とアイヌの入地を陳情。6月には北海道アイヌ協会幹部が、7月9日には高橋真が、7月23日には文字常太郎がそれぞれスウィング少将に面会している。このような動

きは翌年にかけて頻繁に行われており、当時の衆議院議員選挙、北海道庁長官選挙、北海道議会議員選挙にアイヌ民族の立候補者 (いずれも落選) があったことから (竹内2006: 500-502)、戦後の新生日本への期待と積極的な行動とみることができる。

翻刻にあたり、旧字は新字に変更し、訂正された箇所には抹消線を付加した。判読不可の文字は□で示した。編者による誤読の可能性もある。現在では不適切な表現もあるが、歴史的資料を把握するためであり、差別等を助長する意図がないことを理解いただきたい。

3) Petition for Promotion & Relief of Ainu race / Hokkaido Ainu Association (Foundational Juridical person)

本資料は2) 「アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願」の要約英文であるが、各箇所が日本語の原文とは異なる箇所があり、英語を母語とするGHQスウィング少将の理解を得るためにいくつもの工夫がなされていることがわかる。ところどころ英単語のつづりの誤りも見られるが、おそらく辞書等を使用せずに一気に打ち込んだ形跡があることから、きわめて流暢な英語を使いこなしていた人物によるものだと言える。翻刻するにあたり、誤字脱字等はすべて原文のママとした。

「北海道ノ先住民族デアリ」の訳語として「the pre-occupying race of Hokkaido」の使用がまず目を引く。国際法上の概念としての indigenous peoples や、その訳語としての「先住民族」が定着する前の時代だが、アイヌ民族に関しては「先住民族」という言葉がはやくも使われている。ただし、このことばの初期の著名な例としては遠星北斗の「アイヌの姿」(1927年)での使用が挙げられる(遠星 1984:115)。

第4行には、原文の「水草ヲ逐フテ原始的生活ニ沈淪スルノ余儀ナキニ至ツタ」に「majority of Ainu had to become like those bedouins」(大多数のアイヌはベドウィンと同じようにならざるをえず)という例えが付け加えられている。いわゆる「遊牧」生活で著名なアラブの民族をここで比較の対象として挙げていることに、英語圏の人を相手に、アイヌの歴史と現状をわかりやすく伝える努力が読み取れる。「和人ノ搾取奸詐」が「the cunning Japanese」(「狡猾な日本人」とも訳せる)になっていることも興味深い。

以下、原文と訳文にいくつもの相違が見られ、これらの詳細な分析や訳語の選択の分析等から、訳者の特定が可能と思われる。また、当時の北海道アイヌ協会の活動方針を伝える上で訳者がもっとも重視したものや、訳者の原文に対する自身の考え方の投影を読み取ることができる。

さて、これらの資料を知里真志保(およびその周囲)が持っていたことをどう解釈するか。1946年当時、知里真志保は北海道アイヌ協会の参与、兄・高央は理事であった。さらに、知里高央、真志保兄弟とも英語を得意としており、ここに紹介した資料の英訳(英文作成)を行った可能性はある。少なくとも、この文書が作成されたころは、知里真志保はアイヌ協会の活動に積極的に関わった時期であった(竹内・小坂 2007)。また、これらの資料の他に、準備室は高橋真の『アイヌ新聞』の第3、5、8号も同時に入手しており、その第5号には「知里高央先生」との鉛筆書きの献呈辞が見られる。また竹内は、北海道アイヌ協会の設立総会より常務理事を務めた小川佐助や縁威者の証言と、1946年のアイヌ協会昭和21年度収支決算書の人事費欄に定款の「起草等への謝礼として支払われたと理解できる『知里高央百円』の記載があることから」(竹内 2020:26)、定款起草者を知里高央としている。このことから、これらの資料と知里高央、真志保兄弟の関わりを想定しておくに留めておこう。

いずれにせよ、これらは日本の敗戦と、アイヌ民族の権利回復への期待が入り交じった1946年当時のアイヌ史を探っていく上で重要な資料といえよう。今後、詳しい分析の成果報告も含めて、資料の活用を図っていききたい。

なお、国立アイヌ民族博物館では、常設の基本展示室にて定期的な展示替えを行っているが、当該資料もその一環として展示している時期がある。資料保存の観点から、とくに手稿や衣服等は2か月を目途に展示替えを行っていることをご理解いただきたい。また、北海道内のテレビ局(NHK、HBC)がこの資料を取り上げた番組があったことを付け加える。

本稿は、田村(2021)にて資料の存在に関する一報を『北海道・東北史研究』の紙上にて紹介したものに加えて、具体的な資料紹介を行うものであることを付け加える。

参考文献

- 遠星北斗 1984『コタン 遠星北斗遺稿』草風館
小川正人 2003「北海道アイヌ協会浦河支部創立当時のこと：富菜愛吉」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第9号
竹内渉 2020『戦後アイヌ民族活動史』解放出版社
竹内渉編 2006「北海道アイヌ(ウタリ)協会史研究1報告書」結城庄司研究会(財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構『アイヌ関連総合研究等助成事業報告』第6号、2007年、所収)
竹内渉、小坂博宣 2007「北海道アイヌ(ウタリ)協会史研究2ノート」結城庄司研究会(財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構『アイヌ関連総合研究等助成事業報告』第7号、2008年、所収)
田村将人 2020「ウポポイのお宝 7 GHQへの書簡」朝日新聞朝刊、2020年8月21日付け
田村将人 2021「GHQ幹部宛て北海道アイヌ協会関係資料について」『北海道・東北史研究』pp.1-3。
伴野昭人 2012「マッカーサーへの100通の手紙 占領下北海道民の思い」現代書館
社団法人北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会 1990『アイヌ史資料編3 近現代史料(1)』北海道出版企画センター
マーク・ウィンチェスター
2021「ここに注目! 私たちの歴史」『国立アイヌ民族博物館ニュースレター アヌアヌ』第3号、p.7。

資料紹介1) GHQスウィング少将宛て向井山雄理事
長1946年5月10日付書簡

May 10 1946
Hokkaido Ainu Association
The Promotion Sec. the H. P. O.
Sapporo

Your excellency Gen. Swing

May we very humbly beg you to be interested in this our Ainu letter of petition to you.

We have already sent over copies of our petition for protection & Relief of Ainu as the attached paper states to the authorities concerned such as Home Ministry, Dept. of Imperial Household, Welfare Ministry, Agriculture & Forestry Ministry and the Government of Hokkaido.

We have stated the present situation & the brief history of Ainu race in the petition & we beg you kindly to work out proper counter-measures.

Will you please be interested in our petition & be very kind to us.

Yours truly

Yamao Mukai
Director of Hokkaido Ainu Ass.,
Promotion Sec., H. P. O.

資料紹介2) 「アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願」

【1枚目】

アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願

北海道ノ先住民族デアリ、十一州ガ未ダ皇化ニ浴セザリシ、古昔カラ、自力自営テ開拓ノ使徒ニ任ジ、皇国ノ進運ニ寄与セル我等アイヌ民族ノ父祖ガ、嘗テ、松前封封建三百年ノ非同化的藩政ニ禍サレ、祖先以来占有シ続ケテ居ッタ、良好ナル農地ヤ漁場ヲ没収セラレ、飽クナキ被圧ヲ蒙リ、為メニ幕末頃マデハ水草ヲ逐フテ原始的生活ニ沈淪スルノ余儀ナキニ至ッタ次第デアリマス。

明治初年以降、本土方面ヨリ移住スル和人ガ急激ニ増加スルニ及ビ、之等ト対等ノ文化ト智育ナキ我等同族ノ父祖ハ、常ニ和人ノ搾取奸詐ニ陥リ、遂ニ今日猶ホ

悲惨極ル生活状態ニアルモノ其大部分ヲ占メルハ誠ニ悲シムベキ、現象デアリマス。

【2枚目】

斯ル社会ノ欠陥ハ国家ノ御理解アル御同情ニヨリ其対策ヲ仰グベキデスガト共ニ、我々モ又、自ラノ進ムベキ道ヲ打開セザルベカラズトシ、全道アイヌ民族ノ総力ヲ結集シ、自ラノ向上発展、福利厚生ヲ図ルベク、過般社団法人北海道アイヌ協会ヲ設立スルニ至ッタ次第デアリマス。

本協会ノ終局存立ノ目的ハ、アイヌ民族ヲシテ、農業、或ヒハ漁業等職域的部門ニ於テ、其生活水準ガ和人ト稍々併行スルマデ向上セシムルニアリマス。

今ヤ国家ハ「ポツダム宣言」ヲ受諾セラレ、民主主義国是ヲ確立セラレタノデアリマス。此ノ秋ニ際シ、松前藩政以来、約四百年間、安居楽業ヲ奪ハレ、被圧、暴政ニ沈淪シ来ッタ、我等アイヌ民族ヲシテ、其生活上、真ニ皇国民タルノ体面ヲ保全シ得ラルル様、御庁ノ御理解アル御同情ト

【3枚目】

御援護ヲ賜リ度ク、左記現況ト沿革其他ノ一端ヲ具シ、此段御願ニ及ビタル次第デアリマス。

記

一、北海道ニ現住スル我々アイヌ民族ハ、戸数約三千五百戸、人口約一万七千デアリマス。

此内、高等教育ヲ受ケタルモノ僅カ数名、中等教育ヲ受ケタルモノ数十名程度デ、其他ハ国民学校修了程度カ若シクハ無学文盲ナモノデアリマス。

住宅ニ於テハ三千五百戸ノ内、草小屋ト称シ、茅葺キ狭溢ナ家屋ニ居住スルモノ二千六百十五戸、其内床ナキモノ単ニ地面ノ上ニ藁類ヲ敷キソレニ藁ヲ覆フテ起居シ臥寝シ居ルモノハ五百五十八戸デアリマス。

経済的ニ於テハ、数十万ノ富ヲナスモノ数名、農業或ヒ

【4枚目】

ハ漁業等職域的部門ニ於テ其生活水準ガ和人ト稍々併行スルモノ約二割程度デ、其他ノ大部分ハ至ッテ生活程度ガ低ク、殊ニ一般和人ト比較シテハ其水準ニ甚ダシキ差ガ子ヲ経庭〔徑庭〕アリ、如何ニ悲惨ナ生活ニ放棄セラレアルカハ、前記家屋ノ数字ヨリ見マシテモ、実状ハ推知シ得ラルルノデアリマス。

二、嘗テ我等ノ父祖ノ多数ハ、松前三百年ノ非同化藩

政ニ禍サレ、文化ノ恩恵ニ浴スルコトナク、文化的智育ニ劣ルトハ云へ、生活豊カニシテ、和人ニ比シ毫モ遜色ガナカッタ時代ガアツタノデアリマス。然ルニ文化的、教養ニ恵レテヲル、和人ト何等対策ナク同一条件ノ経済機構ノ下デ統治セラルハニ及ンデ、我々ノ先祖代々カラ占有シ、開墾シ耕作シ来ツタ生活保全ニノ為ノ唯一ノ財産デアツタ土地モ、

【5枚目】

文字ヲ解セズ、国法ヲ弁ヘズ、所有権擁護ノ法律的ナ手續キヲ知ラザリシ結果、奸智ニ丈夫長ケタ和人ノ併呑ニ任セザラル、ニ至ツタ次第デアリマス。

斯クシテ我等ノ父祖ガ成墾シ占有シ来ツタ広夫ナル耕地、牧場及ビ漁場ハ始メテ全部ガ和人ノ所有ニ帰シ、或ヒハ占有スセラレルルニ至ツタコトハ是等ノ事実ヲ雄弁ニ証明シテ余リアルモノト云フベキデアリマス。

三、尙ホ国家ハ明治十年十二月十三日第十五号達北海道地券発行条例ヲ發布シ、我等ノ父祖ガ多年占有シ来ツタ土地一切ヲ官有地第三種ニ編入シ、其既得権ヲ保管スルニ至ツタノデアリマス。

モト元ヨリ此ノ立法精神ハ我等ノ父祖ガ和人ニ其所有地ヲ掠奪サル、ヲ防止スル親心デアツタト推察サレマス。

【6枚目】

即チ同条例第十六条ニ『旧蝦夷人居住地所ハ、其種類ヲ問ハズ当分総テ官有地ニ編入スベシ、但シ地方ノ景況ト蝦夷人情態ニ依リ成規ノ処分ヲナスコトアルベシ』トアルヲ見テモ明カデアリマス。

然ルニ、超テ明治二十二年法律第三号ヲ以ッテ同地券発行条例ハ廃止セラル、ヤ、当局ハ曩キノ立法精神ヲ無視シ之ガ処分ニ関シ、我等生活上ノ脅威ヲ毫モ考慮セズニ又々和人ノ乗ズルニ任セ、利権争奪ノ資ニ供シトコロトナリタルハ誠ニ慨恨ニ堪ヘヌ次第デアリマス。

四、斯クシテ次デ国家ハ屢次ニ亘ル我等アイヌ民族ノ保護政策ノ失敗ヲ考慮シノ確立ヲ企図シ遂ニ◎〔追記ノ記号〕、明治三十二年法律第二十七号北海道旧土人保護法ヲ制定シタガ、其第一条ニ『旧土人ニシテ農業ニ従事スルモノ、又ハ従事セントスルモノニハ、一戸ニ付キ

【7枚目】〔この便箋のみ鉛筆書き〕

一万五千坪（面積五町歩）以内ニ限り無償下附スルコトヲ得』トアリマスガ、是レニ関係ノ土地処分法ニハ

無償下附スル土地ハ未開地ニ限ルト規定ガアル為メ、従来永住シ占有中ノ既墾地ハ折角ノ保護法ニヨル恩典ニ浴スル能ハズト云フ矛盾ガ生ジタノデアリマス。

而シテ實際ニ下附サレタ土地ハ山岳、丘陵ナドノ劣悪地ガ多く、面積モ形式的ナモノニ過ギズ即チ昭和十年北海道庁調査（其後数字ニ変更ナシ）ニヨルト、同族ノ最モ多キ日高支庁管内ニ於テ、同保護法ニヨリ、給与サレタ土地ヲ参考ニ供シマス、戸数三千壹千五百十六戸ニ対シ、総面積壹千八百三十八町四反四畝十九歩ニシテ、一戸当り平均一町二反一畝弱トナッテ居リマスカラ、少イモノハ一戸当り三反歩カ五反歩ヨリ給与ヲ受ケテ居ラヌ者ガ沢山アル訳デス。此内山岳、丘陵等全々〔ママ〕不可耕地ノ給与ヲ受ケ開墾不能ノママニアル面積百〇八町五反七畝二十歩トナッテ居リマス。

【8枚目】

当リ四反乃至五反歩ヨリナイコトニナリマス。

本道ノ農家ハ沃土デアツテモ、面積五町歩以下デハ経営経済ガ成立セヌ実態デアリマス。従ッテ以上ノ小面積ノ旧土人給与地デハ、到底専農ヲ以ッテ生存シ得ラレヌコトハ自ラ明デアリマス。依ッテ多数ノ同族ハ有力農家ノ日雇カ、或ヒハ漁場デ稼働スルカニヨッテ露命ヲ繋グノ外ナク、好ムト好マザルトニ不拘、転々ト居住ヲ移スニ至リ、随テ下層ノ生活ニ追ヒ込マルル事ニナツタ次第デアリマス。

現在同族ノ中ニモ、相当面積ヲ有シ、専農経営ノ出来ル者ハ、和人ニ伍シテ其水準以上ノ生活ヲ営ンデ居ル事実ヲ見マシテモ、専農トシテノ必要量ノ土地ヲ与へ、其指導ヨロシキヲ得ルニ於テハ毫モ和人ニ劣ルコトナク、必然皇国民トシテノ体面ヲ保全シ得ラル、民族ナル

【9枚目】

コトヲ証明出来得ルモノデアリマス。

即チ法ノ直接運営ニ当ル当時ノ官吏ガ、アイヌ民族ニ対シ真ノ指導精神モニ欠ケ理解アル同情モヲ有シナカッタ証左ガ今日、斯ル社会ノ欠陥トシテ残留スルコトヲ篤ト実状御明察ヲ願ヒゲマス。

五、就中、最モ重大ナル社会問題タルハ次ニ、日高国浦河町ト新冠村ニ居住スル同族ニ加ヘラレタルノ享ケタル土地ノ処置デアリマスニ言及セントス。

即チ往年、農林省ガ浦河町字西舎ニ、日高種馬牧場ヲ創設スルヤ、同地内ニ居住スル同族ガ、其占有地ニシ

テ、未ダ所有権獲得ノ手續キヲセザリシモノハ、是レヲ高圧的の命令ヲ、無償没収シ。旧主人セラレタノデアリマス。又旧土人給与地トシテ既デニ所有権獲得ノ手續キヲ了シタルモノハ、旧土人保護法ニヨリ売買ヲ禁ジラレテアル為メ、如

【10枚目】

何ニ農林省トハ云ヘ是ヲ強制的ニ買上サゲル道ヲ、併呑ノ手段トシテハ替地ト称シヲ与ヘラレタルモ、農耕全々〔ママ〕不可能ナル同町東幌別ノ山岳地ニ移サレルノ止ムナキニ至リ、斯クシテシ云ハバアイヌ同族ノ生存権ヲ奪ツタモノデアリマストモ称スベキデアリマス。

一方、新冠村デハ、新冠御料牧場ノ創設ニ際シ、是レ又、アイヌ同族ガ父祖以来占有シ安住シ来ツタ、広大肥沃ナ農耕地ハ勿論、放牧地モ如何ナル理由モ嘆願ヲモ取上ゲズ、一方的強権ヲ以ッテ御料地ニ編入シ、百数十戸ノアイヌ同族ハ農耕ニヨリ生活不能ナル遠隔ノ地、沙流郡上貫気別ノ深山、高岳地帯ニ転住ヲ強ヒラレタ次第デアリマス。

然レ共、斯ノ事実ハ皇室ニ関係アルダケニ皇国ノ臣民デアル我々同族ハ先祖代々墳墓ノ地ト定メテ永住シテ

【11枚目】

来マシタ。総テノモノヲ提供シタノデアリマス。道内デモ、浦河ト新冠ト同族ガ有シテ居ツタ土地ハ極メテ肥沃ナ土地デアッタダケニ、之等犠牲ニ供セラレタ同族ノ一同〔ママ〕ノ打撃ハ、将ニ致命的ヲモノデアリ、今日之等関係ノ同族ガ住ムニ土地ナク漂流同様ニ生活ヲ続ケテ居ルノハ、其ノ結果デアリナモノガアルト云フベキデアリ、為メニ子弟ノ教育モ思フニ委セズ、知育ノ進マヌヲ以ッテ、心ナキ和人ハ事毎ニ侮蔑シ、劣等視シ、自己ハ大和民族トシテ世界ニ冠タル優秀民族ナルガ如キ、誤ツタル優越感念〔觀念〕ニ捉ハレアイヌ民族ニ加ヘタル圧迫暴挙ハ枚挙ニ遑ナイ程デアリ、社会門〔ママ〕題トシテ、人道問題トシテ、由々敷キ問題デアリマス。

六、現在アイヌ民族中、農業経営体験ト労力トヲ

【12枚目】

有スルモ、土地ト資力ナキタメ各地ニ漂流のニ日雇ヲ以ッテ生活シ居ルモノ多数アリ、又近ク同族専農家ノ子弟デ分家ノ上、自力自営ノ必要ニ迫ラレツ、アルモノモ多数アリ、之等合算スルト□概算□□約二千戸ト

ナリマス。

而シテ之等ヲ専農トシテノ必要地積一戸ニ付キ五町歩ヲ与ヘルト計画スルニ於テハ、茲ニ農耕地壹万町歩ヲ必要トシ、又将来是レニ附随シ混畜農業ヲ必要ト致シマスノデ、一戸当り十五町歩ノ放牧地ガ必要トスルハ常識ニシテ、是レ又三万町歩ヲ要スル次第デアリマス。即チ我等アイヌ民族ガ農業ノ部門ニ於テ、其生活水準ヲ和人ト併行スルマデ向上セシムルニハ、先ヅ以ッテ農耕適地壹万町歩ト、放牧地叁万町歩トヲ最少必要量トスルモノデアリマス。

【13枚目】

仄聞スル処、今回日高種馬牧場並ニ新冠御料牧場ハ廃止セラレ、全面的解放サレルヤニ承リマシタ。時恰モ狭溢ナル国土ニヨッテ、食糧増産ノ必要ニ迫ラレツ、アル時、大局の見地ヨリシテ、誠ニ機宜ヲ得タルモノト思考セラレマス。果タシテ事実トセバ、先ヅ新設当時、犠牲ニ供セラレタルアイヌ民族ノ沿革、現在ノ生活状況等ヲ御考慮相仰ギ、是レガ厚生ノ対象ニ全地域ノ内ヨリ農耕適地壹万町歩ト放牧地三万町歩、計四万町歩ヲ、我々等社団法人北海道アイヌ協会ヘ同族ニ御下附相仰ギ度ク出御願ニ及ビタル次第デアリマス。幸ニシテ御聴許ヲ得ルニ於テハ、我ガ協会ハ其配分ヲ適正ニシ、国ノ施策ニ協力シテ農業経営方針ト其指導ニ万全ヲ期シ、アイヌ民族ヲ以ッテ最モ理想的ナ郷土ヲ作り、食糧生産ヲ以ッテ、国家社会ニ貢献スルト共ニ、北海道ノ先住民族トシテ、

【14枚目】

今猶ホ悲惨ナ生活状況ニアル同族ヲ、蔑視、差別的冷遇、社会的圧迫等ヨリ起ル幾多悲劇ヨリ救済シ、和人ト併行スルマデ、其水準ノ向上発展ニ全力ヲ注ギ、真ニ皇国民タルノ体面ヲ保全シ得度キ所存デアリマス。△其水準、和人ト併行スルニ於テハ、蔑視モ、差別的冷遇モ、社会的圧迫モ、自ら解消スルコトハ、自明ノ理ニシテ△斯ル明朗ナル、理想郷ノ実現ハ我等一万七千同族ガ等シク夢ニダニ忘レ得ラレヌ、唯一ノ希望デアリマス。

以上情状御明察ノ上、而御庁ノ御理解アル御同情ニヨリ御聴許相仰ギ度、此段及嘆願候也御願ニ及ビタル次第デアリマス。

追申、本願書、頭書ニ陳述ノ如ク本協会ハ別紙添附ノ寄附行為定款ノ如ク、智育程度モ、特殊ノ事情ニアル同族ニハ、教育方針ニモ改善ヲ加ヘ特殊教育ノ必

要ヲ痛感致シテ居リマス。

【15枚目】

又、荒廢セル住宅ノ改善、漁業ノ助成、療養施設等、
其他急ヲ要スル懸案山積セルモ事案ニ関シ、何レモ遠
大ナル計画ヲ要スルモノニシテ、日下本会ニテ立案中
ニ付キ、具体的成案完備ノ上ハ、同族向上諸般施策ニ
御援助ヲ仰ギ度ク追而請願仕ル可ク候也所以存デアリ
マス。以上、

昭和二十一年 月 日〔月日空白〕

北海道庁厚生課内

社団法人北海道アイヌ協会

理事長 向井山雄

殿〔宛名空白〕

資料紹介3) Petition for Promotion & Relief of Ainu
race/Hokkaido Ainu Association(Foundational
Juridical person)

【1枚目】

Petition for Promotion & Relief of Ainu race

Hokkaido Ainu Association

(Foundational Juridical person)

【2枚目】

A Petition for protection & regeneration of AINU
Race

We, the pre-occupying race of Hokkaido, had
been working hard in opening the land, by own
power & management and same contribution in the
advancement of the Imperial destiny.

However, our Ainu ancestors had very much
suffered by the 300 years' un-co-operative bulwark
of the Throne.

The good farms and fishing bases had been
usurped by them, which our ancestors continually
owed for very long period.

Owing to this, majority of Ainu had to become
like those bedouins, always having lived in most
primitive way until the fall of Shōgunate.

Down from the Meiji area, large quantity of

Japanese begun to flow in. And so our primitive
ancestors, not being cultured & educated, they had
to guard themselves against the cunning, Japanese
& could not help being thrown into the most
miserable way of life. It is indeed and fact.

We, not only expect the Government to help
us, but we ourselves have begun to awake to do
our best to solve the impending problem, having
collected all strength of the Ainu race.

The result, happy to say, is to have organised an
association for improvement & regeneration of the
Ainu race.

Its purpose is to develop up to the standard of
Japanese in agriculture, fishery & other business.
The country has accepted "Potsdam Declaration"
& she has started a democratic policy at once. May
we beg the Government to help us, who have been
suffering by 400 years' oppression and usurption,
being out off every easy means of livelihood?

Kindly think over the fact of the following present
circumstances.

【3枚目】

Item

1. There are Ainu 3500 families & population is
some 17,000.

A few Ainu got collage-education, some
dozen, high school & all the rest have just
finished that of primary school. There are
ignorant.

These 3,500 family live in small hay huts,
thatched, & some 2,165 family out of the
above have smaller ones, no floor, spreading
straw mats righ on the ground. 558 family
sleep in straw mats.

Sconomically [sic socioeconomically] there
are several rich-men, possessing some 20 or
30 hundred thousand yen.

Some 20%. of Ainu live on the Japanese
standard of living & they are farmers &
fishing people.. majority live in far below the
standard of Jap. The real fact is clear by the
numerals of the above mentioned housing.

2. The Shōgunate of 300 years ever has

ruined our ancestors, without any cultural privillages, they were really inferior, but there were many Ainu who were in fact clever than many Jap. planters.

Still ordinary ill-bred Ainu under the same control of economy have get to have the new planters occupied the land for cultivation.

They failed to hold the right of ownership of land because of their ignorance. And gradually almost of all cultivated fields, meadows & fishing bases have been occupied by the owning Japanese.

3. Moreover, the Government issued a regulation (No. 15, Title-deed regulation of Hokkaido Pref. Office) on 13th of Dec. 1847) & has put all pieces of our ancestors' owned land in the 3rd sort of the Government land to in order to take charge of it.

Of cause this action was done from Mothers' heart to protect the ancestor's ownship from the subtle planters.

Article 16 says "All the former inhabited land, including every sort of land shall be put in the Government land for the time being."

However, any land shall be managed by the official management according by the circumstances & situation of Ainu."

On the other hand No. 3, the law-1899 annuled the above mentioned title-deed

The Authority begun to disregard the spirit of the regulation & has given opportunity to the planters to do what they liked to occupy any land they desired to posses.

4. Owing to the failures on the side of the Government of ten, they composed a new regulation, No. 27, the Law of Protection of Ainu 1899.

【4 枚目】

Would you please understand the reason that the direct officials have had no instructing spirit & sympathy towards Ainu?

5. Here is most serious social problem which is connected with those Ainu at Niikappun or

Urakawa.

When the ministry of agriculture planed to open up in Nishiya, Urakawa Town, they canfiscated all plots of land of which the application for ownership had not sent in insipte that already possessed them, without any reparations.

As those who have got the right of ownership were prohibited to sell their lands, so the ministry forced to trade their's for the plots of land which were impossible to cultivate.

In this way they had to move to this rocky hill, losing the right of existence.

Again, when the Imperial stock-farm started all the dwellers in the ancestors' fertil plots of land were compelled to move to the far rocky upland. They had not listened to any petition & reasons. Their plots of land were put into the Imperial estate.

Yes, they had to move to Kaminukibetsu, Saru County, they willingly had offered all these plots the fore tathers' grave yard, knowing these would have been put into the Imperial estates.

As these lands in Urakawa & Niikappu were fertile, so their sacrifice was great.

The result of it was the fatal blow to the Ainu. The sufferers were in the exiled condition. The ordinary Japanese thinking themselves superior looked down those miserable Ainu as ignolant & uneducated.

They do often violence or misdeeds upon the Ainu.

6. There are at present many day-laboureres, though they have farming experience and will to till because they have not suitable field & financial resources.

There are also some 2000 family which members have to live out by themselves.

The 1st article 'The former inhabitants, when they do farming or like to do, shall posses only a piece of land, 1,5000 tsubo (about 12a) without any payment.'

However, the sort of land which they wanted

to manage to the applicants without payment by the regulation was, limited to uncultivated land, there we had to see a contradiction against the already cultivated land which we possessed for years, so we did not enjoy any privillage at all.

Accordingly these pieces of land for the Ainu applicants were hillside or high land very lean, there areas were simply on the map. The report of investigation in 1935 (no change in the numerals since) by the Hokkaido Pref. Office is as follows. By the protection law an area of 1838, 2, 4, 19, (4506a) for 1516 family was selected.

【5 枚目】

A family's portion was 1chō, 2 tan & 1 se (3a) on average.

But some has had only 3/4a a family or 5 tan. (1 1/4a)

Until this day there are some 266 acres which are entirely impossible to till though they are their allotted space.

It is situation in Hokkaido that our livelihood does not run well with less than 12 acres. According by the Ainu farmers who own so small land cannot live on as full farmers. Many of Ainu have be come "daymen" to the rich farmers or labourers at the fishing bases. They live in the lowest condition. Many around constantly. It does n't matter whether they please not!

Of cause there are a few rich Ainu full-farmers & their standard of living is better than some Japanese. This fact shows you clearly the ability of Ainu it they can have the necessary plot of land with good instruction & shall soon have the dignity of good civilians.

Many younger ones must be branch-family.

If they want to become full-time farmers, they have to get 5 chobu(12a) per family.

There must be some 1,0000 chobu (about 8a)

If they want to be "cultivator & raiser of

domestic annuals, there must be another 5 chobu (12a) for pasturing. This necessary land is so wide as 3,0000 (24a)

It is necessary to supply 4,0000 chobu (32a), that is 1,0000 chobu (8a) for farming field & 3,0000 (24a) for pasturing if you expect to elegate that Ainu up to the standard of the ordinary Japanese.

We have heard that those Hidaka & Niikappu stock-farms are going to be given up & be given over as it is the time when every kind of food is very short.

If it is true, very kindly think over the Ainu people who have suffered for many, many years with inexpressible sacrifice in connection with land-problem.

May we beg you to allot us 4,0000 chobu (1,0000 chobu of suitable fertile land for farm & 3,0000 for prasturing?

When this petition is granted, our Association honestly promises to instruct the Ainu race to build up the ideal district, by food production for contribution to the nation & society. And also we shall try to do our best to uplift them to the standard of the Japanese in salvation of most miserable Ainu race & be good members of the Empire.

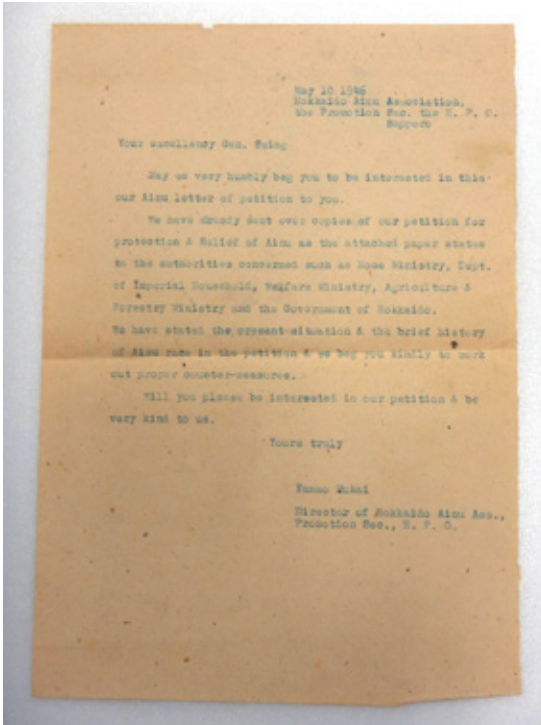
We all Ainu have had such a vision for long time to be realized Very kindly help us by hearing our petition.

【6 枚目】

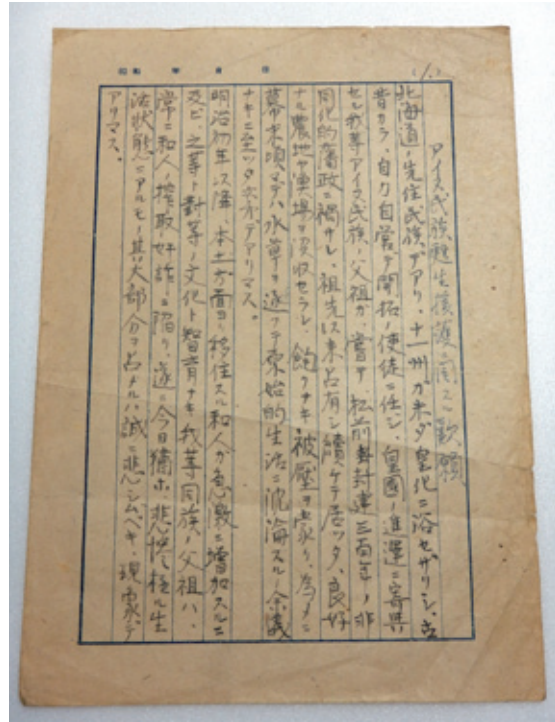
We are planning to educate, re-build the desolate huts, help the fishery & set up medical enters. Also can we ask you kindly help us when the plans are really done?

Month day 1946
President of the directors
Y. Mukai
Hokkaido Ainu Association
The public welfare section,
Hokkaido Pref., Office

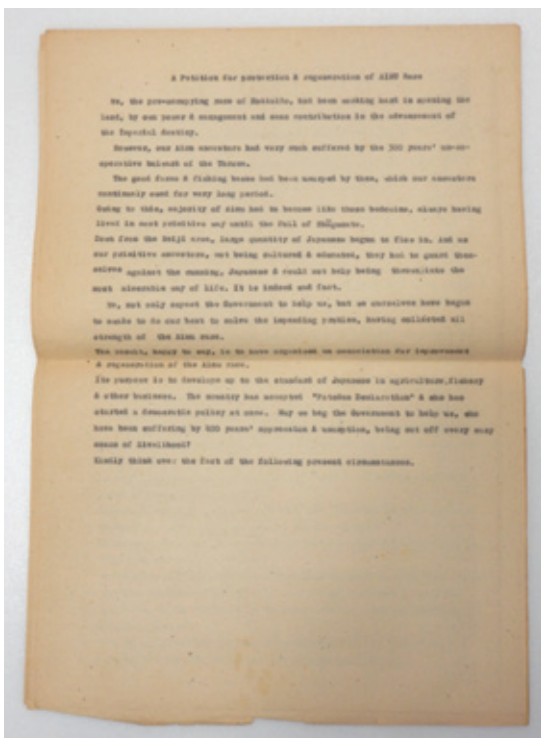
1) GHQ スウィング少将宛て向井山雄理事長
1946年5月10日付書簡



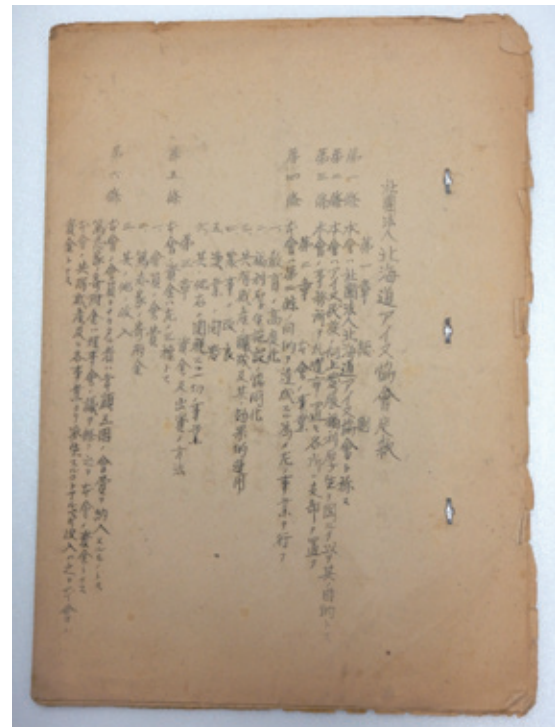
2) 「アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願」



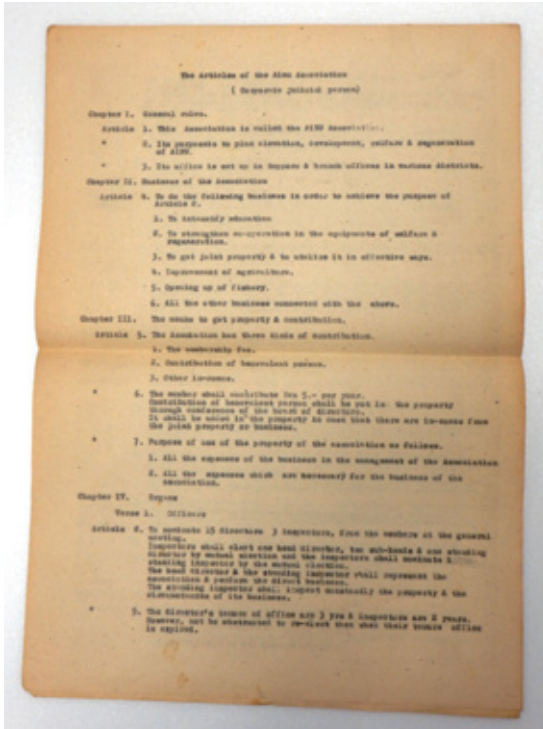
3) Petition for Promotion & Relief of Ainu race /
Hokkaido Ainu Association(Foundational Juridical person)



4) 「社団法人 北海道アイヌ協会定款」〔全 33 か条〕



5) 「The Articles of the Ainu Association
(Corporate Judicial person)」



石田収蔵の野帳等資料の紹介 - 20世紀前半の樺太先住民族の暮らしの風景 -

Fieldnotes of the 20th Century Anthropologist "Ishida Shuzo"
- Sketches and Notes About Indigenous Peoples' Life in Sakhalin in the First Half of the 20th Century -

是澤櫻子¹⁾ (KORESAWA Sakurako)

国立アイヌ民族博物館 アソシエイトフェロー (Associate Fellow, National Ainu Museum)

細縦雄貴²⁾ (HOSOMOMI Yuki)

板橋区立郷土資料館 学芸員 (Curator, Itabashi Historical Museum)

キーワード：石田収蔵、野帳、樺太先住民族

Key Words : Ishida Shuzo, Fieldnotes, Indigenous Peoples in Sakhalin

1. はじめに

本稿は、20世紀初頭から中頃にかけて樺太の先住民族を調査した石田収蔵の野帳資料の翻刻を通して、そこに記録された民族誌的情報を整理することを目的とする。石田収蔵（明治12〔1879〕年－昭和15〔1940〕年）は生涯で計5回、樺太調査を行った。最初の調査が行われた20世紀初頭は、調査ノートによる詳細な記録や写真機材による近代的な学術調査が始まった時期であった。石田の写真は当時の本格的な機材と優れた技術力を以て、樺太先住民族の生活風景を捉えたという点で学術資料として高い価値を有しており、全3冊ある野帳資料にも詳細な記録がみられる。本稿は、石田の野帳資料のうち、明治42（1909）年から大正元（1912）年の調査を中心に記録したと考えられる「野帳2：北海道、樺太調査野帳」（板橋区立郷土資料館所蔵）（以下、野帳2とする）を翻刻し、関連する写真資料（公益財団法人アイヌ民族文化財団所蔵）を添付した。これらの情報は、20世紀前半の樺太南部におけるアイヌ、ニヴフ、ウイльтаの暮らしに関する民族誌を充実させるという点で意義がある。

2. 石田収蔵について

2.1. 経歴

石田収蔵は、20世紀初頭から中頃にかけて活躍し

た人類学者である。明治12年（1879）年3月に秋田県鹿角郡柴内村（現、秋田県鹿角市花輪）に生まれ、明治34（1901）年に東京帝国大学理科大学動物学科に入学した。明治38（1905）年に大学院進学過程で人類学へ転向し、日本の人類学の草分け的存在である坪井正五郎に師事した。石田は、坪井が東京帝国大学で担当していた人類学教室に大学院生として在籍しながら樺太調査に同行したほか、東京人類学会の幹事などを務め、学会誌『東京人類學會雑誌』（後の『人類學雑誌』、現在のAnthropological Scienceの前身誌）の編集を担当した。大正9（1920）年に北豊島郡赤塚村徳丸（現、東京都板橋区徳丸）に住まいを構え板橋で余生を過ごし、昭和15（1940）年1月に生涯をとじた。

石田は明治40（1907）年から昭和14（1939）年にかけて計5回、樺太調査を行っている（【表1】）。明治40（1907）年の坪井正五郎の調査では、写真係として調査に参加した。その後も個人調査を含め4回樺太に渡り、多くのメモ類や写真資料を残した。

2.2. 石田収蔵資料の位置づけと本稿の意義

20世紀前半の樺太の先住民族の暮らしについて豊富な資料を残した石田だが、博士論文を執筆する前に逝去したため、自らの手で研究の全貌が公表されることはなかった。その功績に光が当てられるようになったきっかけは、平成5（1993）年に石田が余生を過ごした板橋の家屋の整理に伴い、軽トラック1台程

表 1 石田収蔵の樺太渡航歴と概要、関連する野帳資料（小西（2012）に基づき著者作成）

	期間	内容	関連野帳
第 1 回	明治 40 (1907) 年 7 月～10 月	坪井正五郎の調査に写真係として参加	野帳 1
第 2 回	明治 42 (1909) 年 7 月～9 月	個人調査	野帳 2
第 3 回	大正元 (1912) 年 8 月～9 月	人類学教室代表として拓殖博覧会に伴う調査、出演交渉	野帳 2
第 4 回	大正 6 (1917) 年 7 月～9 月	個人調査か	野帳 2
第 5 回	昭和 14 (1939) 年 7 月～9 月	『内外土俗品図集』資料収集と自身の博士論文の集大成か	野帳 2, 3

の資料が板橋区立郷土資料館に寄贈されたことである（小西 2000：6-7）。その後、平成 12（2000）年の特別展『石田収蔵 謎の人類学者の生涯と板橋』や平成 16-17（2004-2005）年の巡回展『樺太アイヌ民族誌——工芸にみる技と匠——』により、石田が残した各資料が分析されたほか、樺太調査の行程が明らかにされた（野帳 1 の概要〔佐々木 2000〕、採録されたウイльта語資料〔池上 2000〕、足型資料〔河内・持丸 2000〕、吉田巖関連資料〔小西・内田 2002〕、調査行程〔小西 2004〕）。また、2012 年には資料の中でも膨大な量を占めるはがき資料が翻刻され、石田と関わりのあった当時の研究者とその交流の様子が明らかにされた（守屋〔編〕2012）。同年にはアイヌ文化振興・研究推進機構が収集した 252 点の写真資料の紹介と分析が行われた（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構〔編〕2012）（小西 2012）。

以上の先行研究により、石田が樺太南部の先住民族の文化や生活について質の高い記録を残したことが明らかにされ、人類学者としての功績が評価されつつある（例えば岸上・佐々木 2011）。しかし、筆者らは更なる研究の余地があると考え。石田の資料は、当時の和人研究者のみならず樺太に関心を寄せた海外研究者（プロニスワフ・ピウスツキ、ヴィクトル・ヴァシーリエフなど）とも時代を共にしており、同時代資料の比較研究というテーマに貢献できる。それらのデータと補完し合うことで、樺太の先住民族の暮らしの風景を再現するとともに、当時の資料収集の様子を再考することができる。と考える。

特に後者（資料収集の経緯）の観点は、博物館資料と植民地主義の歴史的な関係を考える上で重要である³⁾。資料収集は、所有者である先住民族の協力や同意なしには成立しないはずだが、経済的、社会的な立場の違いが所有者の意にそぐわない形の収集につながる場合もあった。例えば、石田の第 3 回調査と同じ

明治 45・大正元（1912）年に北海道と樺太を調査したロシアの民族学者ヴィクトル・ヴァシーリエフの旅記には、当時の資料収集の様子が詳細に書かれている。彼の購入の申出を快諾し自ら品物を売りに来る人々、値段を交渉する人々、自分たちの大切なもの、神聖なものを何としても渡そうとしない人々など、地域によって対応が大きく異なっていた（ヴァシーリエフ 2004）。果たして、我々が現在見ている資料はどのような交渉を経て残されたものなのだろうか。これは生活道具などのモノの収集に限らず、現地の生活の様子など民族誌的な情報を書き伝えた資料にも共通する視点だと考える。当時の海外研究者の資料と石田の野帳、日記類、雑記類、資料購入の価格表などを合わせて分析すると、資料収集に際してどのような交渉があったのかが同時代的な文脈でみえてくるかもしれない。

以上の研究動向と問題意識を背景に、筆者らは石田の野帳資料の翻刻と整理を試みた。野帳資料は、板橋区立郷土資料館が所蔵しており、「野帳 1：1907 年の調査に関する野帳」「野帳 2：1909 - 1939 年の調査に関する野帳」「野帳 3：台湾・樺太調査に関する野帳」の全 3 冊がある。野帳 1 については佐々木利和氏（2000）の部分的な紹介がある。野帳 2 はスケッチと翻刻の一部が CD-R 化されたが、年代や描かれた内容の特定などいくつかの課題を残している（佐々木 2002:15）。以上のことから、本稿は野帳 2 の年代の特定と全頁の翻刻を試みた。加えて、広く活用を図るため、野帳 2 の全頁を写真と翻刻文付きで掲載した。

3. 野帳 2：北海道、樺太調査野帳について

3.1. 資料概要

野帳 2 は横 18.5cm×縦 14.5cm、厚さ 1.5cm で、合計 96 ページある。そのうちメモやスケッチの記載が確認できたのは 77 ページあった。また本文とは別

に、人物の似顔絵、景色のスケッチ、トナカイと橇のスケッチと各部位の名称、古写真3枚、野帳2の破れたページが同封されていた。破れたページ以外の同封物は今回の翻刻の対象から除外している。

野帳の記述内容等から総合的に導くと、野帳2は明治42(1909)年から昭和14(1939)年にかけて書かれたものである⁴⁾。年代や地名の記載が断片的であるため、複数年にわたって使用されたメモ帳のようなものだったのであろう。1から16は主に第2回調査(明治42〔1909〕年)、17から28は第3回調査(大正元〔1912〕年)の内容⁵⁾が中心に書かれており、34,35は第4回調査(1917〔大正6〕年)の記録、36は第5回調査(昭和14年〔1939〕年)の記録だと推定できる。

3.2. 民族誌的情報

野帳2にはアイヌ、ニヅフ、ウイльтаの住居、信仰などに関する民族誌的情報が記述されていた。民族名称について、野帳2では主に「ギリヤーク」「オロッコ」が用いられていた。翻刻では石田の記述通りに記したが、本節では現在の民族名称との関連を分かりやすくするため、ギリヤークをニヅフ、オロッコをウイльтаとして記述する。また、地名は野帳の記載に合わせてカナ表記で記述する。

〔住居と間取り〕アイヌ、ニヅフ、ウイльтаの家の外観や間取りに関する情報が記載されていた(5,6,19,22,24,30,31,33,34)。この内、地名が分かるのは19(ナヨロ)、22(シララカ)、24(シララカ)、30(旭川)、34(ホーエ)である。また、19,24,30,33には当時使用されていた生活道具の名称が記されている。5は「ガス s キー」(棟木)の単語から判断して、ニヅフの冬の家の外観と内部構造かと考えられる。19はナヨロのアイヌの冬の家(トイチセ)の内部である。24はシララカの「酋長」の家で、家具の配置がスケッチされている。30は旭川のアイヌの「酋長」の家の間取りと家具がスケッチされている。33は円錐形の丸小屋であることからウイльтаの冬の家かと考えられる。34はニヅフの夏の家の外観と寸法などが記されている。

〔信仰〕アイヌ、ニヅフ、ウイльтаの信仰に関する木偶やイナウなどのスケッチ、「シャーマン」に関するメモが記載されていた(8,9,10,11,14,16,17,24,25,33,34,35,38,39)。8「女ハ腹悪キ時」、14「オロッコ 子供病

気ノ時父ノ作タレモノ三ヶ頭ニ下ゲ 置き或ハ時々頭ヲナメル」など、用途が記されている場合もある。また、39のようにシャーマンが太鼓を叩き、腰をふりながら炉の周りをまわる様子を記したメモもある。

〔仕掛けわな〕(2,10)について、2は仕掛け弓の構造が描かれており、部位ごとの寸法とアイヌ語、ニヅフ語、ウイльта語の名称が記されている。10はテンの罟を仕掛ける場所などを説明している。

〔トンチ〕(19,20,24)は、当時の人類学界で注目されていた「コロボックル」の樺太での名称である。トンチの記述について、19はナヨロのワレラから、24はマヌイのトヤテノから聞いたトンチに関する話が記述されている。20は北海道の「コロボクグル」と樺太の「トンチ」の違いについてのメモである。

〔衣服〕(17,24,32,36)について、17はニヅフのズボンについてのスケッチ、24はニヅフ、ウイльтаの男女の服装、素材について述べている。32はウイльтаの衣服かと思われる。36はアイヌの帽子の色と寸法が描かれている。

他にも、ゆりかご(14,15)、食(20)、ソリ(24)、植物(37)、トナカイの生態(39)、魚(41,42)に関する記述があった。

3.3. 野帳2から読み取れる石田の調査の様子

野帳資料には、先述のように暮らしの道具のアイヌ語、ニヅフ語、ウイльта語名称や家の間取り、構造などが記されていた。イラスト付きの短いメモが多く、現地住民とどのような交流をもったのかを伺える記録はごくわずかであった。しかし、数少ない記述でも石田のはがき資料(板橋区立郷土資料館蔵)と合わせると調査の詳細な様子が分かるものもある。例えば野帳2_34の記述は、石田が第4回調査の際に、ニヅフのポーコン氏の家を訪れ滞在したときの記録だと考えられる。その時の調査の様子を、石田は家族や自分に宛てたはがきに詳細に記している(守屋〔編〕2012)。以下にはがき資料(No.0756-0758)に記された内容をまとめた。

大正6(1917)年8月下旬、石田はシスカから丸木舟でポロナイ川を上ってホーエに行くことを決めた。通常は5泊6日かかるころ、石田たちは2泊3日という速さでたどり着けたという。3日間の移動がはじまる前夜、ポロナイ付近に野営した石田は蚊除けの用意がなかったため眠れず、かなり疲弊していた。翌朝

6時に出発し川を上り、午後4時半頃に川岸に丸木舟を止めると、舟の漕ぎ手をしていた先住民族たちは柳の木を柱にして周辺の草を集めて天幕をつくり、火をたいて夕食を準備してくれたという。おかげでその日は蚊に悩まされることなく朝を迎えた。3日目は川の流れが強く、漕ぎ手たちは櫂の使用をやめて流れにあわせて舟を進めた。漕ぎ手たちのその手腕に石田は感嘆の意を表している。3日目の午後4時には快晴のなかホーエに到着した。石田は通常の前より大幅に早く到着したことに対し、いかに漕ぎ手たちが自分のために舟を急いでくれたかを証明しているとし、喜びを表している。

ホーエにはニヅフのポーコン氏が住んでいた。ポーコン氏は明治42(1909)年以降、石田の調査の案内をした人である(小西2012:128)。石田の突然の来訪に対し、ポーコン氏は「意外なる来客にて驚き且つ喜び直ちにそのヤカタに荷を運ばせ」た。石田はホーエに3泊し、川を下ってシスカに戻った。下りだったため帰りは1泊2日で着いたが、その間の1泊は肌寒い夜で、川岸近くの3坪ほどの空き家に宿泊し、蚊に悩まされながら夜を過ごした辛さを綴っている。野帳2_34は、石田が訪れたポーコン氏の夏の家の外観のスケッチ、内部の構造、作り方を記したものだと思われる。

これらの記述からは、樺太の慣れない自然環境に対し、石田が先住民族に大きく助けられて調査を遂行した様子が分かる。このように、石田の資料は今後十分に検証すべきものが多くある。

4. おわりに

今回、野帳2の翻刻により20世紀前半の樺太先住民族の暮らしに関する民族誌的情報を整理した。それぞれ断片的な記述ではあるが、アイヌ、ニヅフ、ウイルトラの暮らしの道具や名称を詳細に記し、スケッチをした点は、当時の生活像に迫れるという点で意義がある。石田の調査の様子は野帳だけで読み解くことは難しく、はがき資料と合わせることで詳細な様子が分かる場面もあった。これらは未だ翻刻されていない日記資料と合わせると、さらに鮮明な姿が浮かび上がるかもしれない。今後は言語学的なアプローチを含めた分析を行うとともに、残りの野帳の公開に向けて翻刻を進めたい。

謝辞

本稿は、令和2年度国立アイヌ民族博物館の個別研究(B)7の「石田収蔵の野帳等資料を中心とした20世紀初頭の樺太先住民の民族誌に関する文献研究」(代表者:是澤櫻子)の成果に基づくものである。本稿を執筆するにあたり、内田祐一氏、神子美涼氏、小西雅徳氏、佐々木享氏、笹倉いる美氏、志田奈津紀氏、杉山宗悦氏、田村将人氏、中村新之介氏、樋口五月氏にご協力やご助言を頂いた。また、博物館と収集資料をめぐる議論について、Daan Kok氏、北原モコットウナシ氏、谷地田末緒氏から様々なアイデアを頂いた。末筆ながら記して感謝申し上げます。

注

- 1) 国立アイヌ民族博物館 アソシエイトフェロー
- 2) 板橋区立郷土資料館 学芸員
- 3) 博物館と脱植民地化をめぐる議論では、博物館資料の来歴を明らかにすることの重要性が長らく指摘されてきた(Macdonald et al.2017)。資料の来歴を明らかにすることは、博物館の歴史的な責任を再考し、資料の現代的な意義を引き出すためにも重要であり、フランスやオランダ、カナダなど積極的な姿勢を示す国や機関もある(例えば Sarr and Savoy2018; NMVW2019; Jisgang et al. 2019)。国内でも文字記録や写真、映像資料については、ニール・ゴードン・マンロー資料をめぐる一連の実践のように資料の協働分析やデジタル化による知識の返還が議論されてきた(手塚2011; 出利葉2011; 内田2020)。
- 4) 年代は、主に翻刻文に記された情報を基に判断した。具体的には、野帳2_9(以下、「野帳2」省略):写真90022(裏書「42年」と一致、17.25:「45年8月13日」、30:「43年6月に写」、35:「大正6年9月」、36:「昭和14年7月」である。また、場所についても地名や風景画などから判断できるものがあつた(2[栄濱]、13[タライカ、ナヨロ:水彩の風景画]、18[シスカ]、19[ナヨロ]、20[サクコタン]、21[シルトル岬]、22,23[シララカ]、24[シララカ~マヌイ]、26[アラコイ]、28[ラクマカ]、28[コルサコフ]、29[陸奥(八戸か)]、30[カモイコタン]、34[ホーエ]、36[豊原])。
- 5) 従来、第3回調査の行程はコルサコフから西海岸、東海岸へ行きシスカへ北上するルートだとされていたが(小西2004:121)、はがき資料と野帳2の記述を読むとコルサコフからサカエハマを経由しシスカへ行き、東海岸、西海岸へ南下していく行程である可能性が出てきた。はがき(No.0773、0673)では8月10日にサカエハマから「今晚乗船北進」し、8月15日にシスカからはがきを送っている。野帳2_18ではシスカから「南下ノ途」に記載したメモがある。これらの記述に基づき、本稿はシスカから南下した行程であることを想定して17から28頁を第3回調査の記述だと判断した。

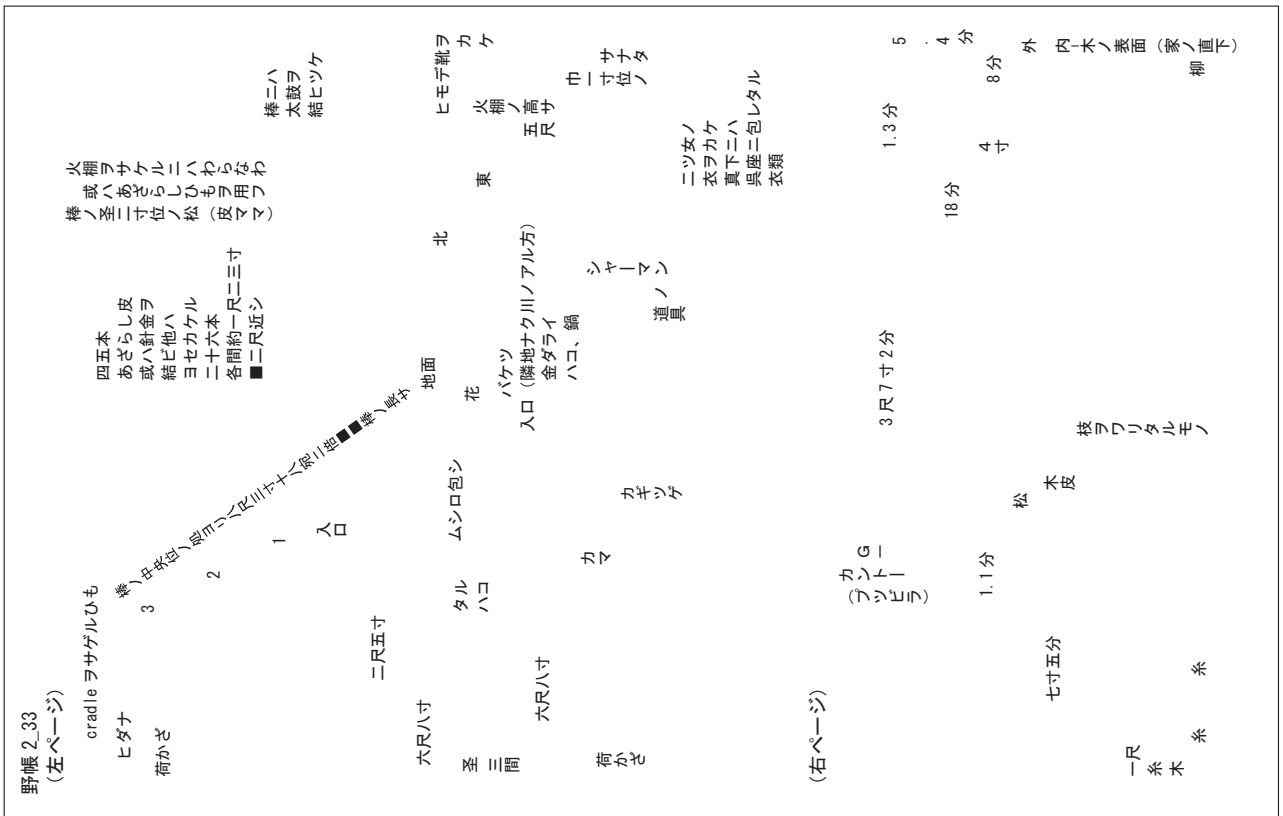
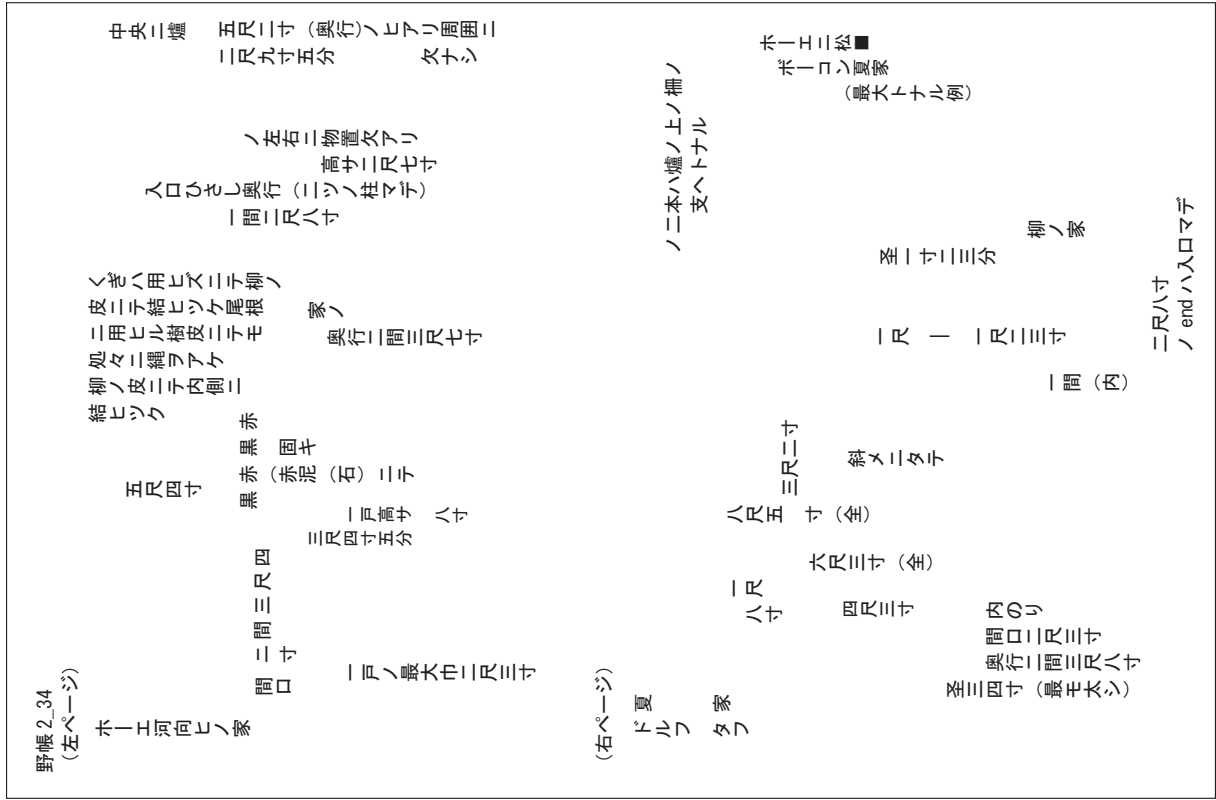
参考文献

- ヴァーシリーエフ、V.N. 2004 「エゾおよびサハリン島アイヌ紀行」、萩原真子訳『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』10:153-177
- 池上二良 2000 「二十世紀初期石田収蔵氏採録のウイルトラ語資料について」、小西雅徳(編)『石田収蔵 謎の人類学者の生涯と板橋』pp.87-91、東京:板橋区立郷土資料館

- 内田順子(編)、国立歴史民俗博物館(監修)2020『映し出されたアイヌ文化:英国人医師マンローの伝えた映像』吉川弘文館
- 河内まき子、持丸正明 2000「石田収蔵の集めた明治時代末期のサハリン南部における少数民族の足型」、小西雅徳(編)『石田収蔵 謎の人類学者の生涯と板橋』pp.100-105、東京:板橋区立郷土資料館
- 岸上伸啓、佐々木史郎 2011「19世紀末から20世紀前半にかけてのアイヌ研究とアイヌ資料の収集——ドイツコレクション展示の背景として——」、財団法人アイヌ文化振興・推進機構『千島・樺太・北海道 アイヌのくらし——ドイツコレクションを中心に——』pp.127-134、札幌:財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
- 小西雅徳 1996「石田収蔵とカラフトの調査」『北方博物館交流』9、北海道博物館交流協会
- 2000『石田収蔵 謎の人類学者の生涯と板橋』東京:板橋区立郷土資料館
- 2004「東京人類学会と樺太調査行」、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(編)『樺太アイヌ民族誌——工芸に見る技と匠——』pp.118-123、札幌:財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
- 2012「石田収蔵と写真記録」、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構『収蔵品目録7 石田収蔵旧蔵写真』、pp.120-131、札幌:財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
- 小西雅徳、内田祐一 2002「板橋区立郷土資料館所蔵の石田収蔵資料に含まれていた吉田巖関連資料について」『帯広百年記念館紀要』第20号:57-62
- 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(編)2012『収蔵品目録7 石田収蔵旧蔵写真』札幌:財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
- 佐々木亨(編)2002『北海道大学大学院文学研究科 平成13年度プロジェクト研究 サハリン少数民族の文化に関する文学的研究——石田収蔵資料のデジタル化——報告書』北海道大学大学院文学研究科 北方文化論講座
- 佐々木利和 2000「隠れたる先達石田収蔵先生」、小西雅徳(編)『石田収蔵 謎の人類学者の生涯と板橋』pp.106-112、東京:板橋区立郷土資料館
- 手塚薫 2011「伝統的知識の公開と「社会関係資本」としての活用:UKにあるマンロー書簡の社会ネットワーク分析を中心に」『国立歴史民俗博物館研究報告』(168)pp.33-62、千葉:国立歴史民俗博物館
- 出利葉浩司 2011「マンロー・テキストはなにを「返還」するのだろうか マンロー関係資料デジタル化プロジェクトの今日的意義」『国立歴史民俗博物館研究報告』(168)pp.63-82、千葉:国立歴史民俗博物館
- 守屋幸一(編)2012『明治・大正期の人類学・考古学者伝 板橋区立郷土資料館所蔵 石田収蔵氏 旧蔵はがき資料集』東京:板橋区立郷土資料館
- 山本祐弘 1948(1997)「樺太原始民族の生活」『アルス』(谷川健一(編)『日本民俗文化資料集成 第23巻 北の民俗誌——サハリン・千島の民族——』pp.165-186、東京:三一書房)
- Jisgang Nika Collison, Sdaahl K'awaas Lucy Bell, and Lou-ann Neel (prepared) 2019 Indigenous Repatriation Handbook, Victoria: The Royal British Columbia Museum
<https://royalbcmuseum.bc.ca/first-nations/repatriation-handbook> (accessed January 30,2022)
- Macdonald Sharon, Lidchi Henrietta, and von Oswald Margareta. 2017. Introduction: Engaging Anthropological Legacies toward Cosmo-optimistic Futures? *Museum Worlds*, 5(1),pp.95-107.
- NMVW (The National Museum of World Cultures) 2019 Return of Cultural Objects: Principles and Process Nationaal Museum van Wereldculturen
<https://www.volkenkunde.nl/en/about-volkenkunde/press/dutch-national-museum-world-cultures-nmvw-announces-principles-claims> (accessed January 30,2022)
- Sarr Felwine and Savoy Bénédicte 2018 The Restitution of African Cultural Heritage. Toward a New Relational Ethics.
<http://restitutionreport2018.com/> (accessed January 30,2022)

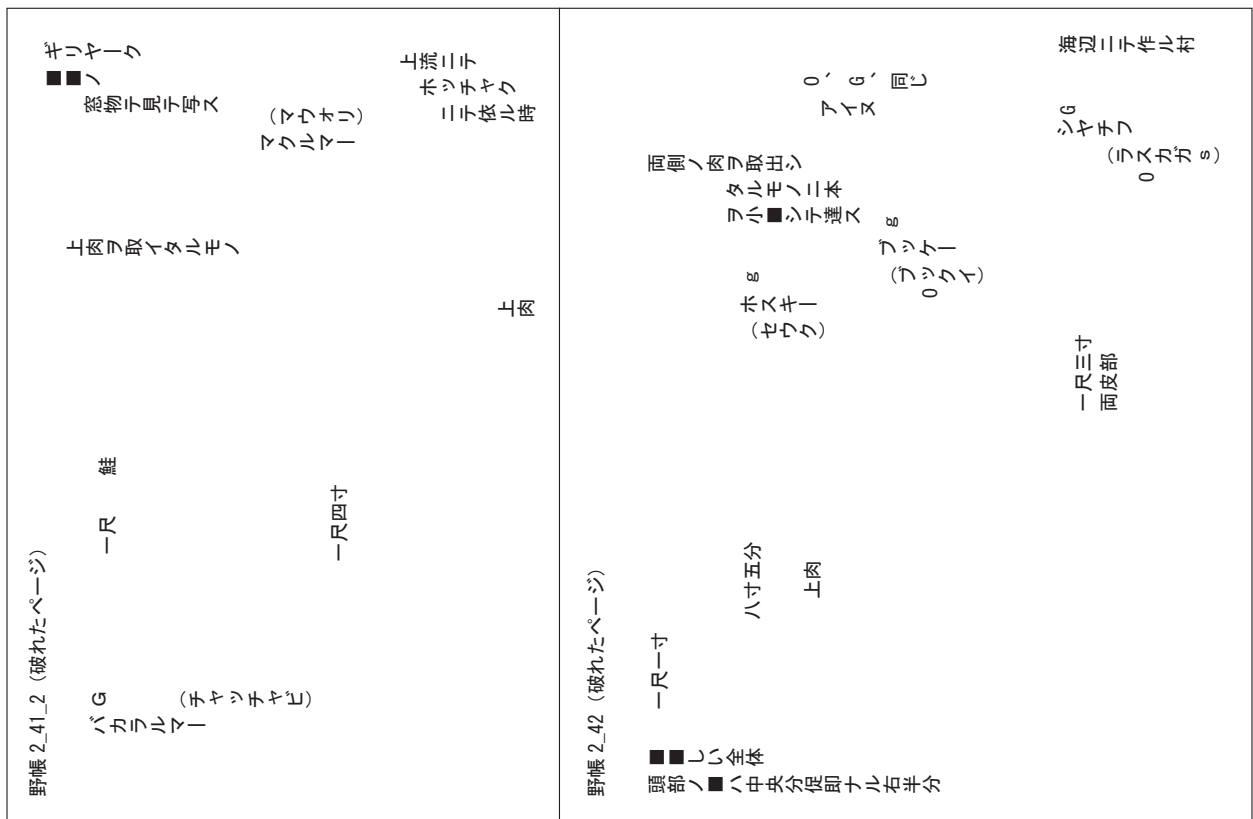
<p>(右ページ)</p> <p>タイカ部 オロツコ</p> <p>病氣ノ時</p> <p>アザラシ</p> <p>月二見ユル人形</p> <p>一尺、五分</p>	<p>野帳 2_12 (左ページ)</p> <p>トヤク</p> <p>峠</p> <p>峠</p> <p>峠</p> <p>アイヌ村マテ十町</p> <p>野帳 2_13 (右ページ)</p> <p>遠ク見ユル山ハナヨロ以南ノ 連山</p>
<p>(右ページ)</p> <p>内三二 一尺四寸</p> <p>川柳</p> <p>八寸位</p> <p>三寸五分</p> <p>軽ノ大ナル ギリコフシ大ニテ可ナリ</p> <p>長キ棒</p> <p>旧 月ヨリ初メ九月ノ中頃ニテ止ム</p> <p>冬ハ臣あと見 夏ハ其異々ヲ見テわなラカケル川ノイタルトコロニ自然 ニ倒レタ木カケレハワサワサ渡シテカケル 一ヶ処ニ共同ニテスルコトアリ 各自ノヤリ方ハ多少異ル故聞違ヘルコトナシ 小サイあまほニテ 捕アルアリ てんハ山鳥ヲ食ス、木ノ繩トカ木ノ根ノ下ナドニ棲ム 三三間カクニテ各 自ノ持物ヲキス、四日 目位毎ニ其間ヲ巡廻 シテ見ル</p>	<p>野帳 2_11 (左ページ)</p> <p>一寸八分</p> <p>二寸三分 厚サ二分</p> <p>病氣ノ時</p> <p>三寸七分</p> <p>熊ノ皮ヲ付セルモノハ山ニ行ク時身ニツケ護神トス 六十八熊神ハ六寸五分</p> <p>四寸五分</p>

<p>野帳 2_20 (左ページ) ウブーニ 物置ナリ</p> <p>北海 遼ノコロボクタルハ小ナルガ此島ノトシトハ別ナリ トシチハアイヌ ヨリ大ナリシカヤナラシカ聞カス ノ村 夏子モ御馳走トシテ食ヒ、諸々方々ニ持ツ行キテ食ス 油 必、さく、敷ノ子、ゆりニナド、ヨクマゼ小サクシクウ食ス ナルアイヌ カニ米川ニエマレ米 居る其ノ近辺ニ人ノ食スル土アリ (チエートイ)</p> <p>サク 渡 船 場 コ タ ン</p>	<p>野帳 2_21 (左ページ)</p> <p>シルトル岬</p>	<p>野帳 2_22 (左ページ)</p> <p>42 歩</p> <p>高サ三丈余</p> <p>モト穴ノ深サ胸布マテ 今ハ一尺或ハ一尺五寸位 巾ハ今三尺位</p> <p>シラハカ古戦場</p> <p>太陽ニ棒ケタルモノハ 悪漢ノ年ナイ 様ニ顔ヲモノ 輪ノナキモノ多寡ノ近クニアル ハ家ノ神 少ヒク離レテ沢山アルハ 海ノ神ニテ魚ノ沢山 来ル様ニト願フ</p>
<p>(右ページ)</p> <p>シラハカ穴居跡 今日ノ土人ノ跡ナラズシテ 今ノ土人村ニテモ西南ニ 昔ノ住民ノモノナリ アリテ川ノ左岸小高キ 昔ノ穴ハ深ク 処 西南方ニハ山ヲヒカヘ 今ノモノハ浅シ 此処ノ土人 土人ト一 極ナリ 暖カナル場所、葦 巾ニ於テハ大魚ナミ 近シ 至五間深サ 今日ノ穴ハ長方形 五尺 敷多シ 水油ヨリ 三百位 海岸ヨリ 二丁位 今ノ村ヨリ 五六丁</p> <p>オロ、サンダンノ イナラハ昔ヨリ ナラサレハ形ハ別ナリ オロノ 敷ニテ屋根ナシ オロツ子ヲ負フニハ crad●●●●●負フ 頭ニカ少ク ■ヲ負フ様 北倉長</p> <p>入口</p> <p>カマ</p> <p>廻 構右ヲコタシト云ヘリ モスリ 嶋</p> <p>必ズエラカケ 革カ木材ヲカケ其上ニ 今ノアイヌ一層ト等シク 巾四間トスレリ 興行三間トス</p> <p>熊ヲツナギタル 木一疋ニ一本 ナリ</p>	<p>野帳 2_23 (左ページ)</p> <p>シラハカ岬ヨリ北ヲ望ム</p> <p>ワール</p> <p>チカホロ</p> <p>(右ページ)</p> <p>ケカス?</p> <p>アイヌ</p> <p>シラハカ岬</p> <p>カシボ?</p>	



<p>野帳 2_37 (右ページ)</p> <p>カポト (0) 甘味アリ</p> <p>ガツコフ (g)</p> <p>ドウシエクタト (0) チャーノ (g)</p> <p>白粉 酸味アリ</p> <p>黒いどろろノ如ク</p> <p>ちるまかせ</p> <p>ルウツトウ (0) チャハルガスウスキー (g)</p> <p>地衣</p> <p>ゴソルゲスラントウ (g)</p> <p>ホツヨト (0)</p> <p>ライウイクタ (0) ガノワハ (g)</p> <p>バーマ (0) ウグフ (g)</p> <p>未熟ノ方ハ赤白ノ皮赤ニナル シンヨキトセトフ (0) バーラングスエスクト (g)</p>	<p>野帳 2_38 (左ページ)</p> <p>A B 秋ころ麥移セリ B古■ひつ</p> <p>B (D)</p> <p>(E)</p>
---	--

<p>野帳 2_35 (左ページ)</p> <p>内</p> <p>ニシン時字ノ アイヌ家五ツ 四ハ眞 一ハ丸太 庫ハ五ツ (ニシンアリ) 物置ムシルアリ</p> <p>ホヌツプ旧アイヌ部落 大正六年九月訪問ノ時ハ アイヌ家庫ニ室トナリ 傍ララニニ広大ナル漁場出来 数年前ノ觀ニ興ニナシ</p> <p>外</p> <p>G</p> <p>(右ページ)</p>	<p>野帳 2_36 (左ページ)</p> <p>昭和十四年七月濃樺中</p> <p>イカマツカ (アイヌ帽) 撮影セル分 (豊原博物館ニ于)</p> <p>深黄糸 白糸 黒糸 赤糸 無色 白 赤</p> <p>紺地</p> <p>巾一十二分 長五寸</p> <p>コソ 赤 コソ 赤 赤白 赤白</p> <p>(右ページ)</p>
---	--



関連する写真資料

野帳2に関連する資料として、石田が撮影した古写真を掲載する（所蔵：公益財団法人アイヌ民族文化財団）。90043については小西（2012）を参照した。

- ・ 90022 1909年撮影。野帳2_9に描かれた像2体。
- ・ 90043 1907か1909年、タライカ湖周辺にて撮影。左は石田収蔵、右がニヅフの案内人のポーコン氏か。ポーコン氏の夏の家は野帳2_34。
- ・ 90101 1912年ナヨロにて撮影。野帳2_19のアイヌのトイチセ（冬の家）の内部。
- ・ 90187 撮影年、場所不明。野帳2_14に描かれたゆりかごに類似。



90022



90043



90187



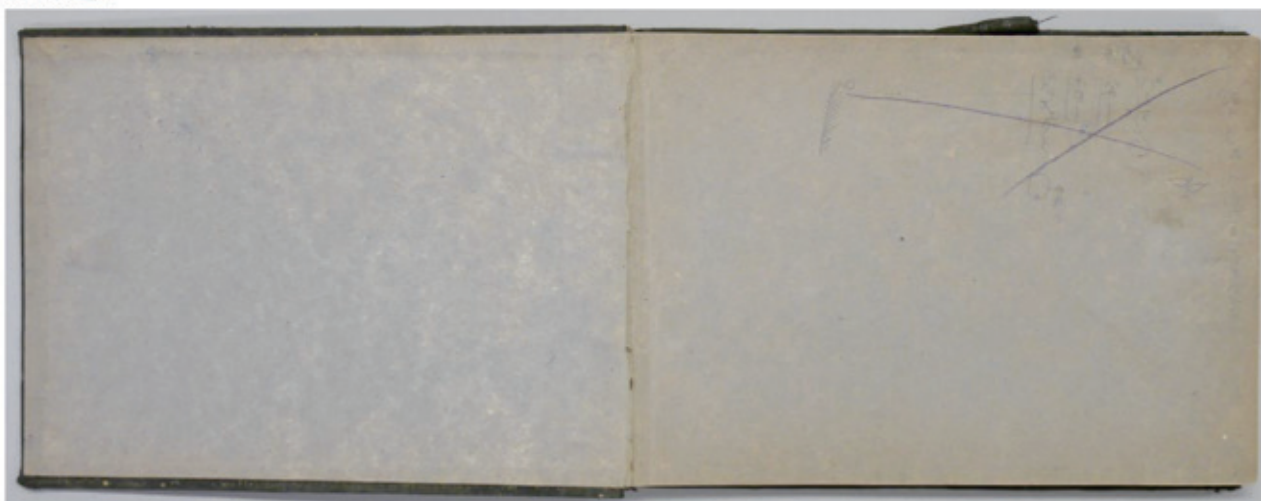
90101

野帳 2 の資料画像

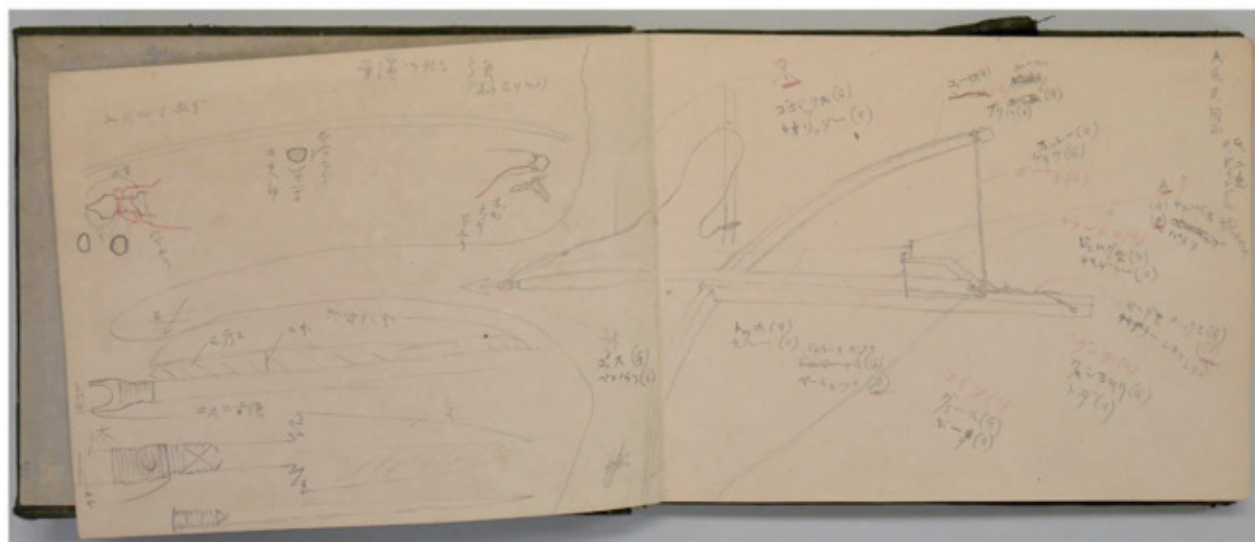
野帳 2_表紙



野帳 2_1



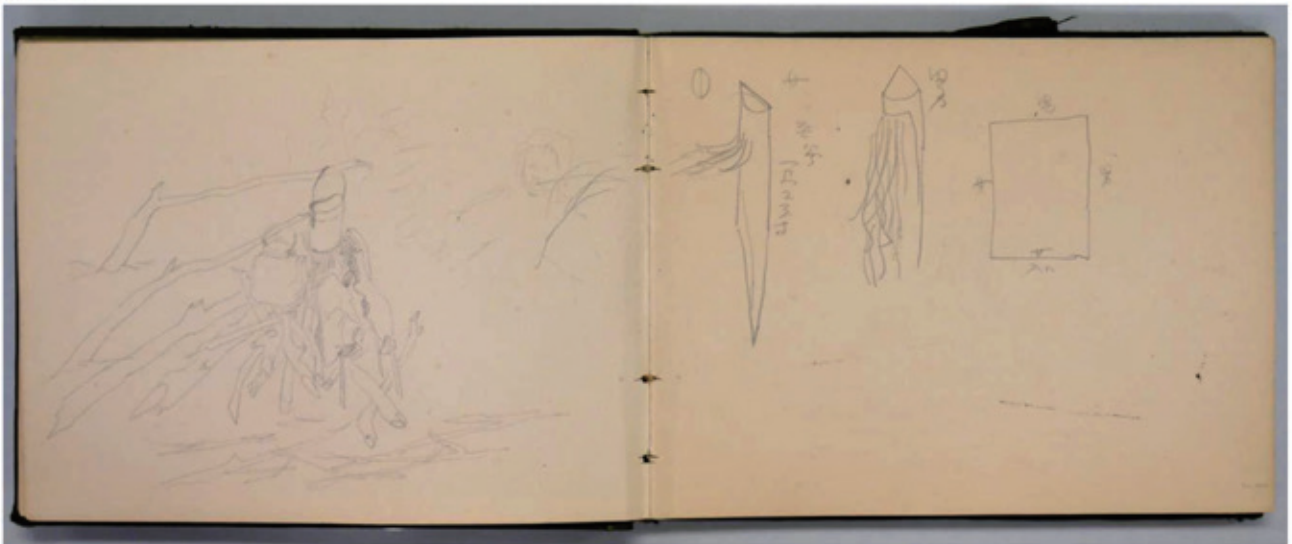
野帳 2_2



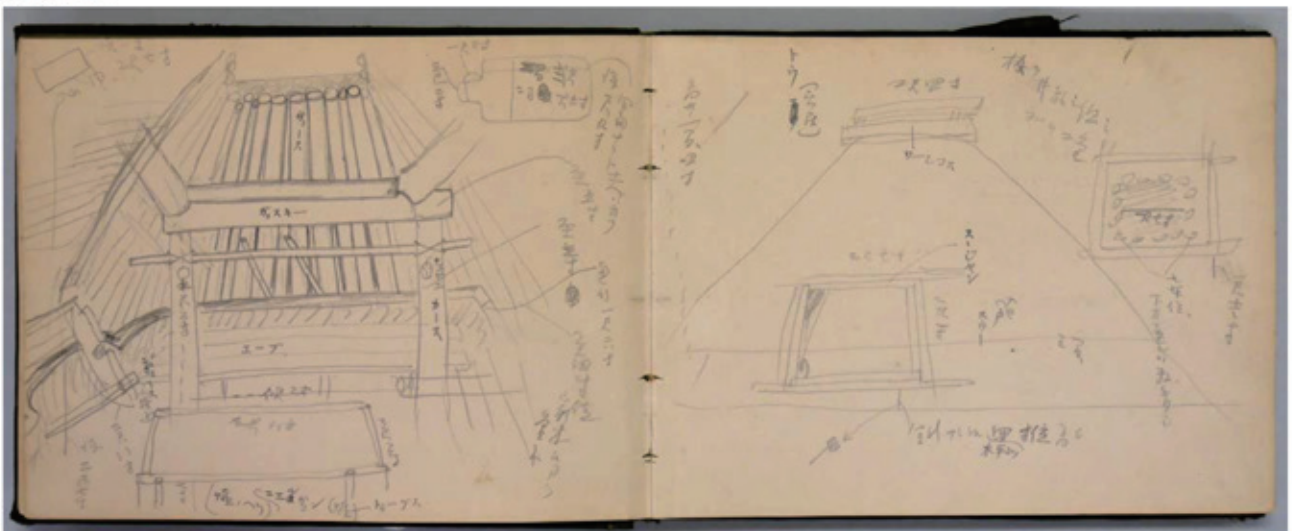
野帳 2_3



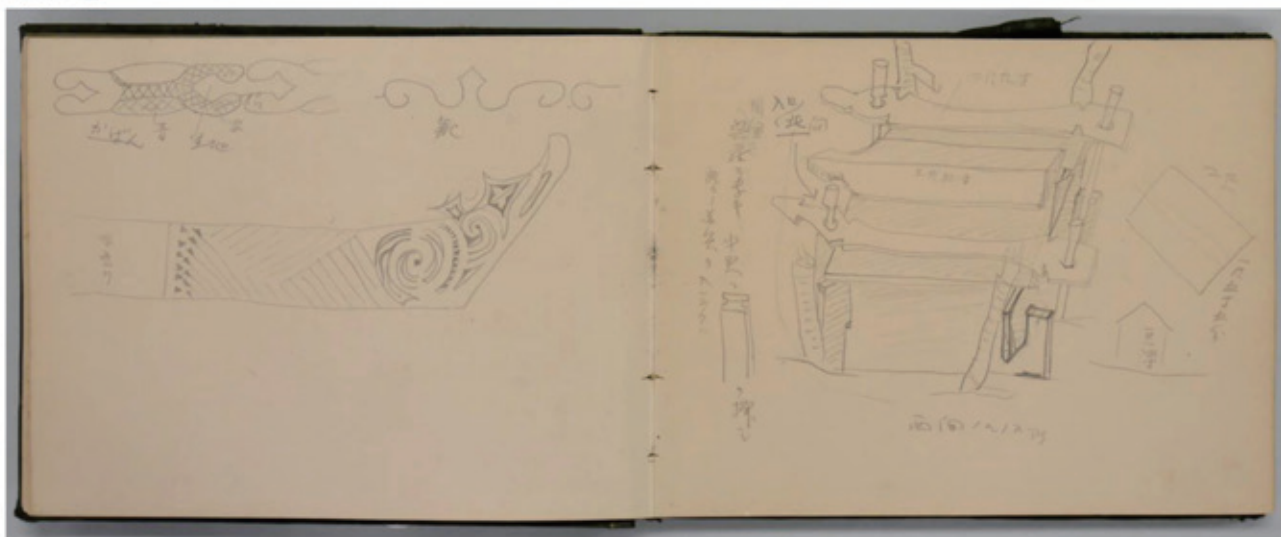
野帳 2_4



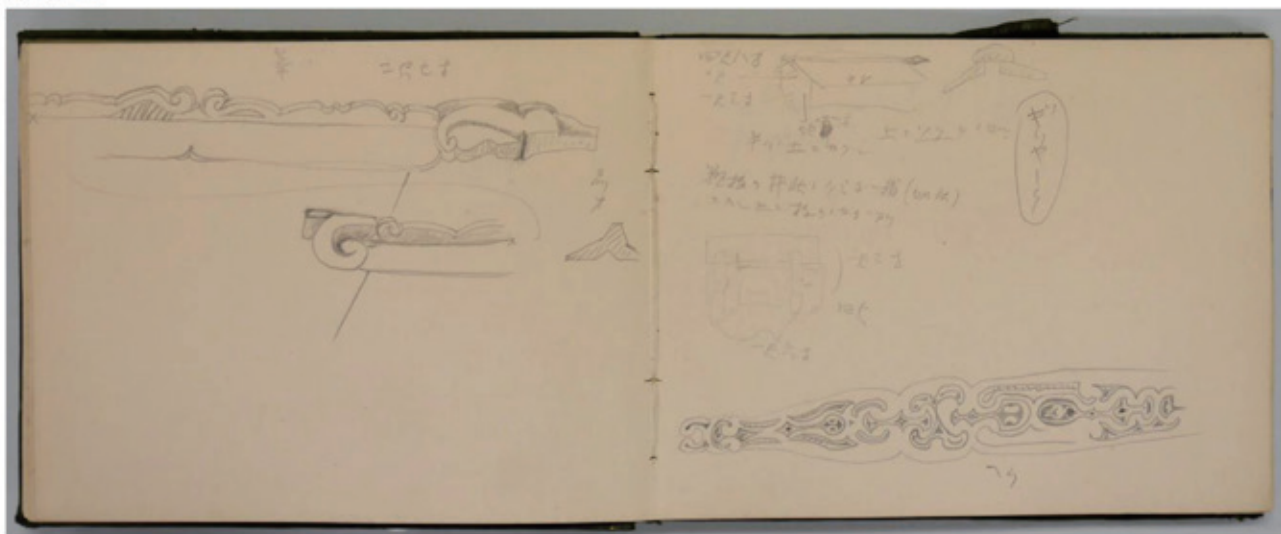
野帳 2_5



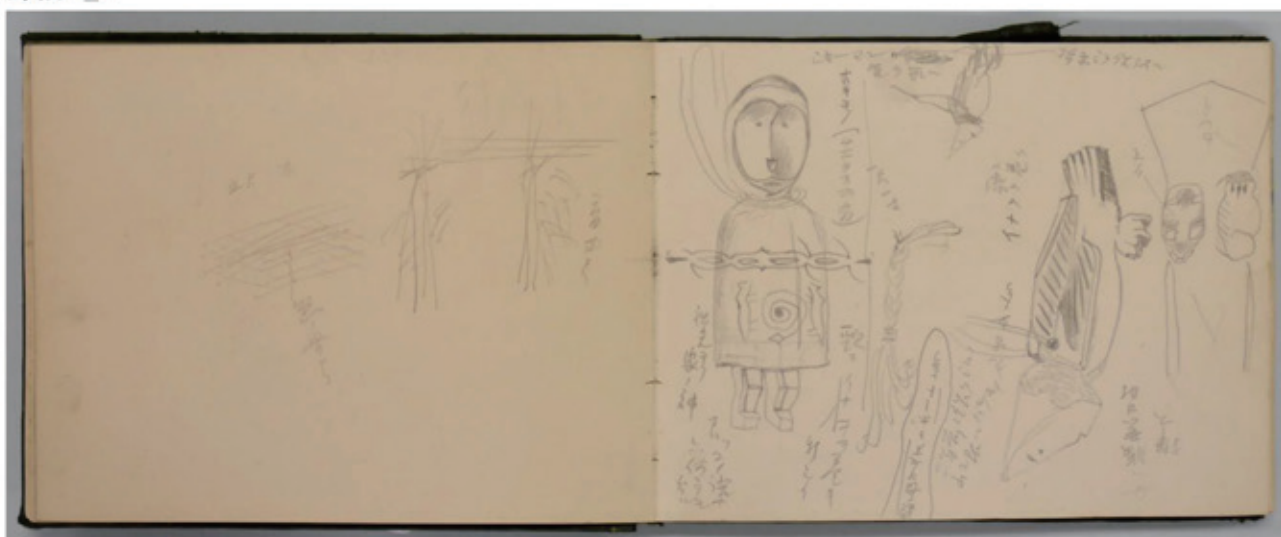
野帳 2_6



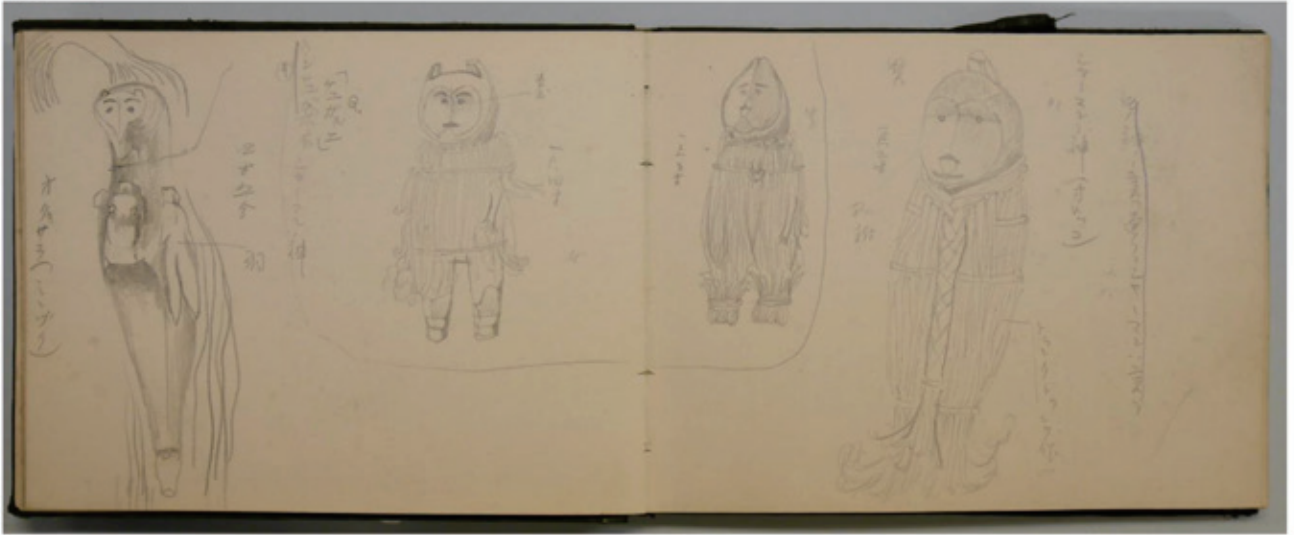
野帳 2_7



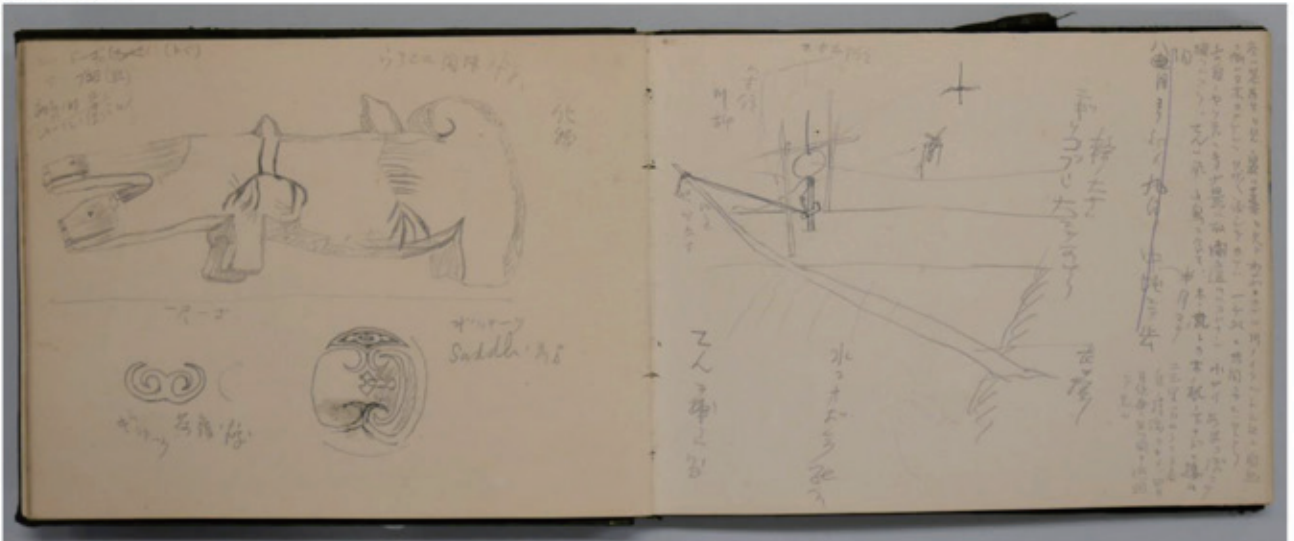
野帳 2_8



野帳 2_9



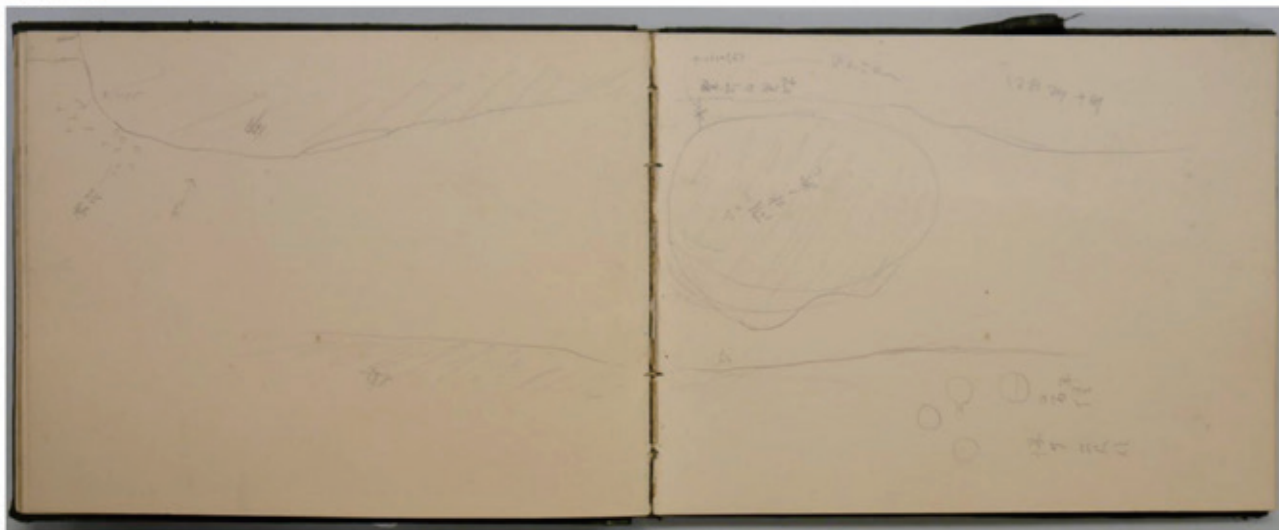
野帳 2_10



野帳 2_11



野帳 2_12



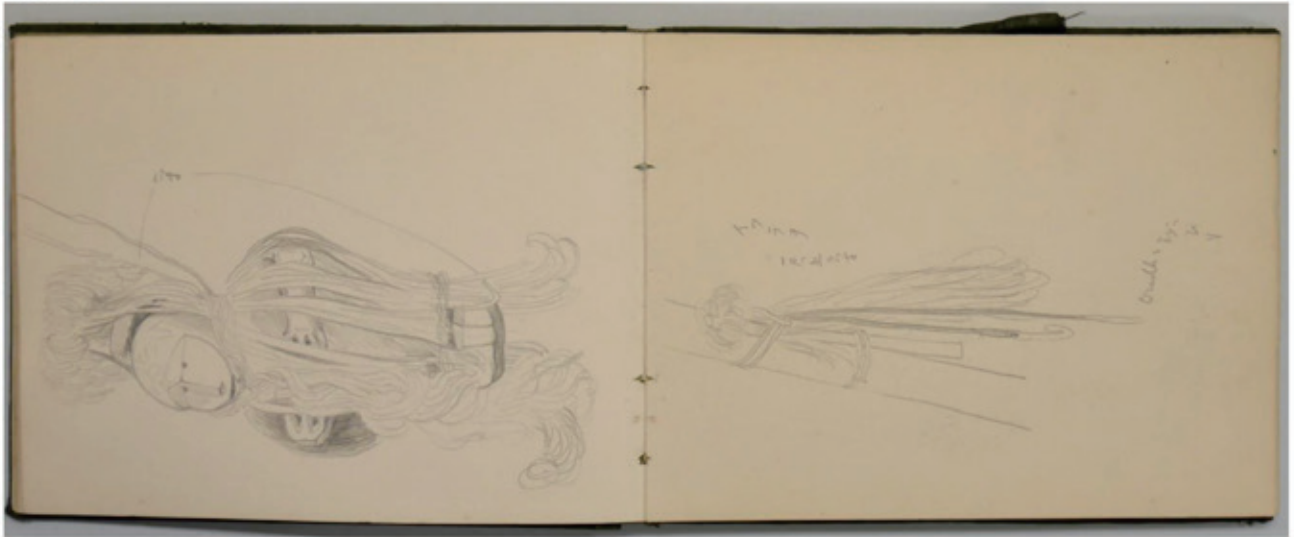
野帳 2_13



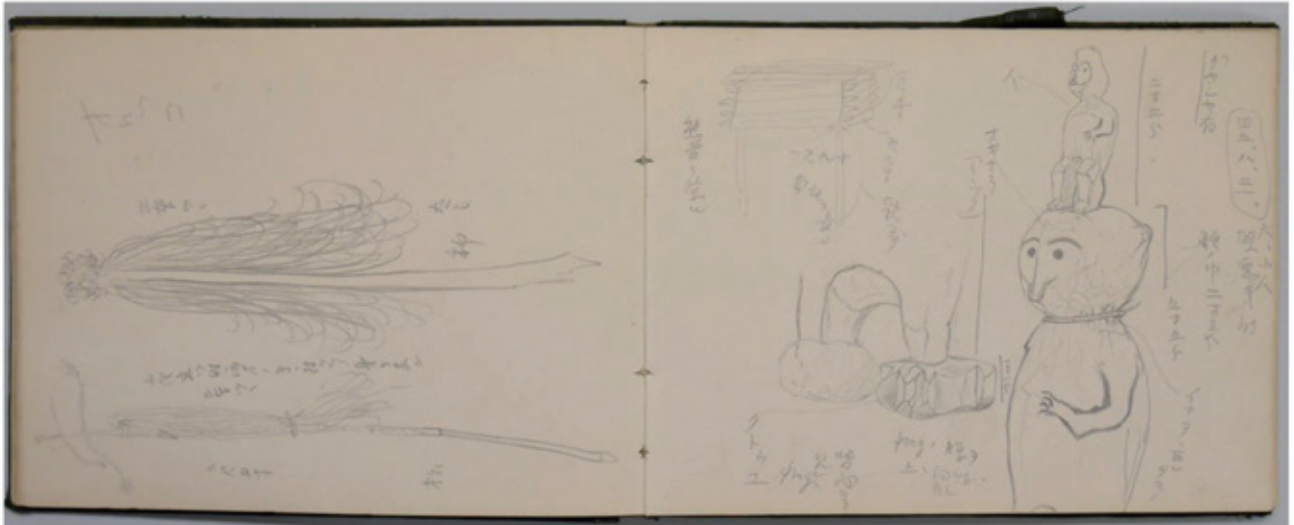
野帳 2_14



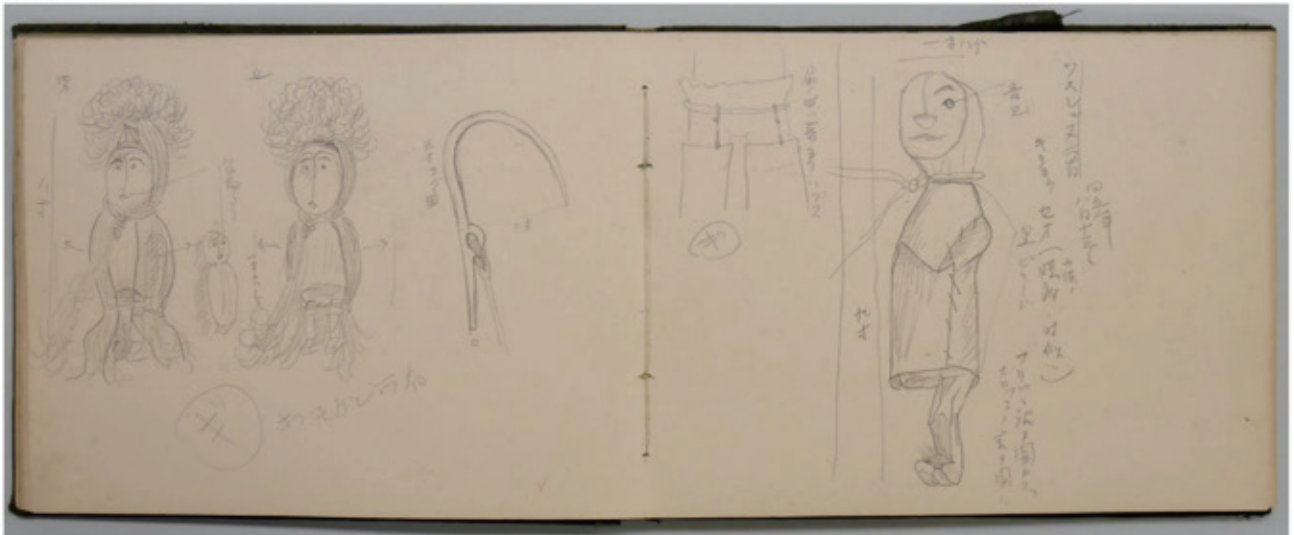
野帳 2_15



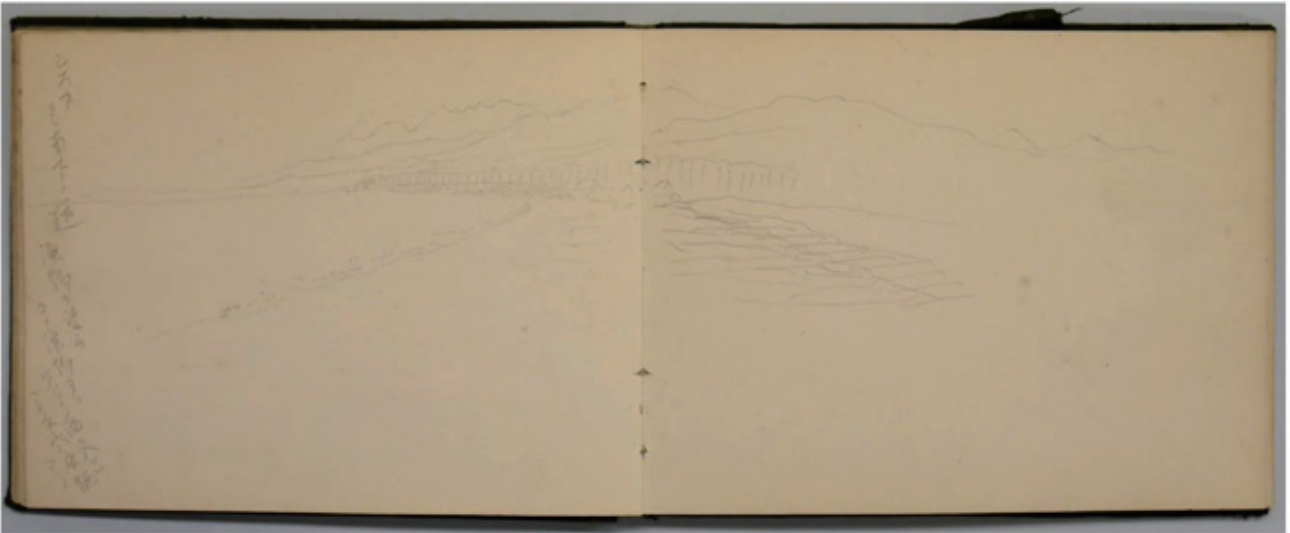
野帳 2_16



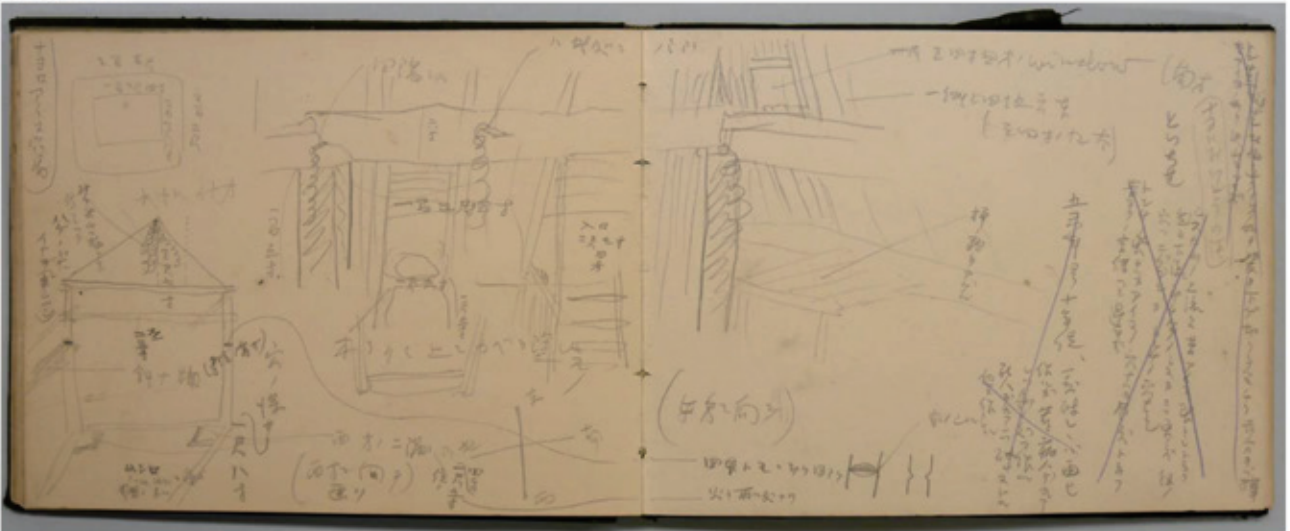
野帳 2_17



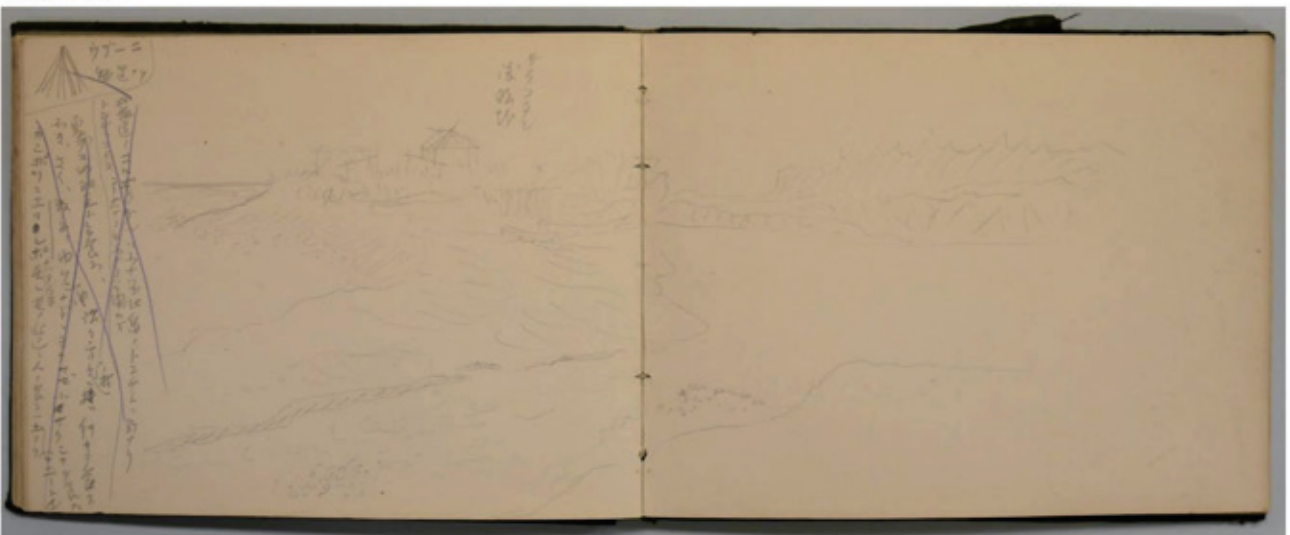
野帳 2_18



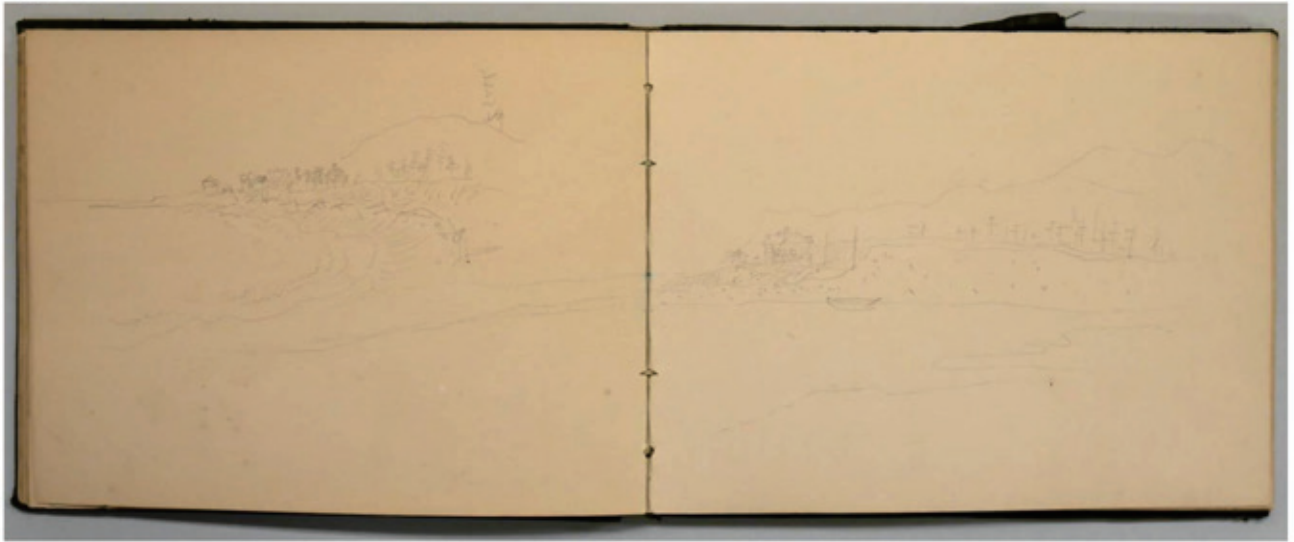
野帳 2_19



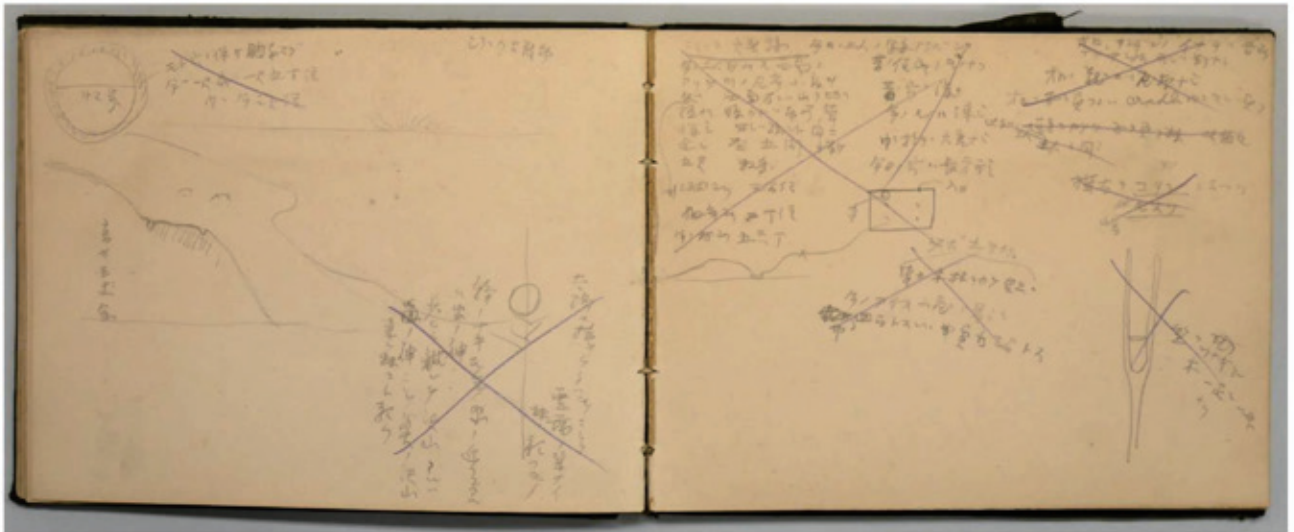
野帳 2_20



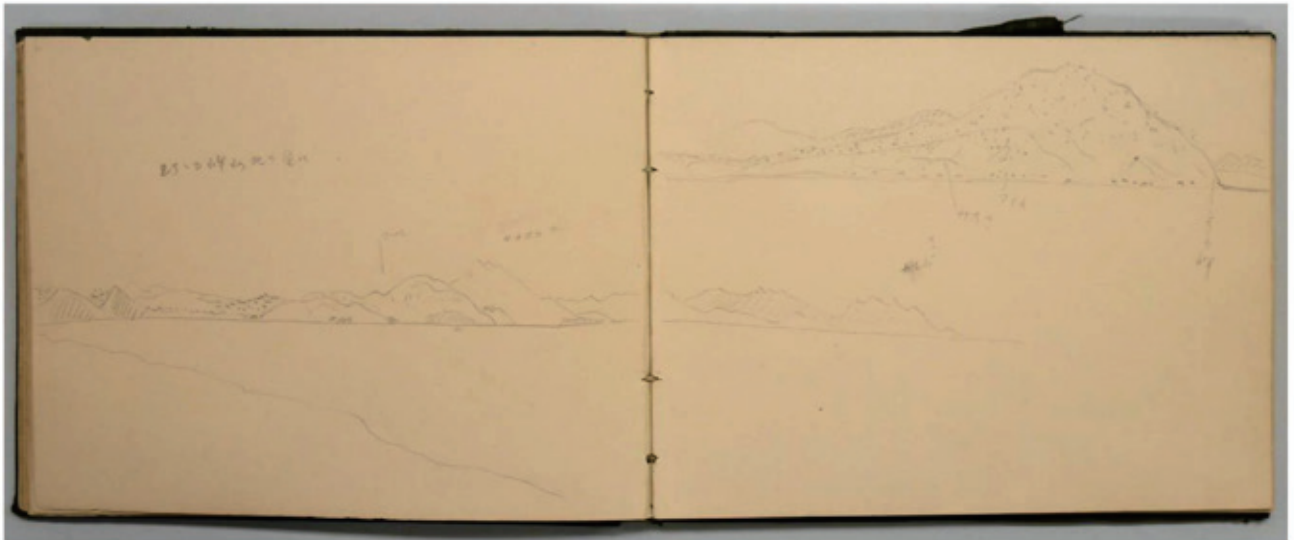
野帳 2_21



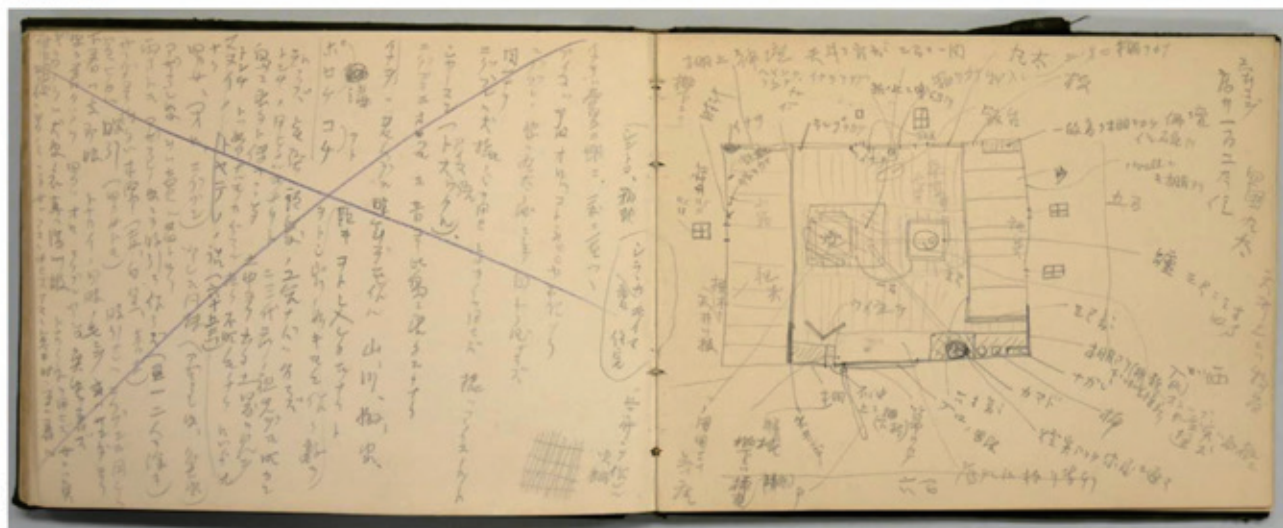
野帳 2_22



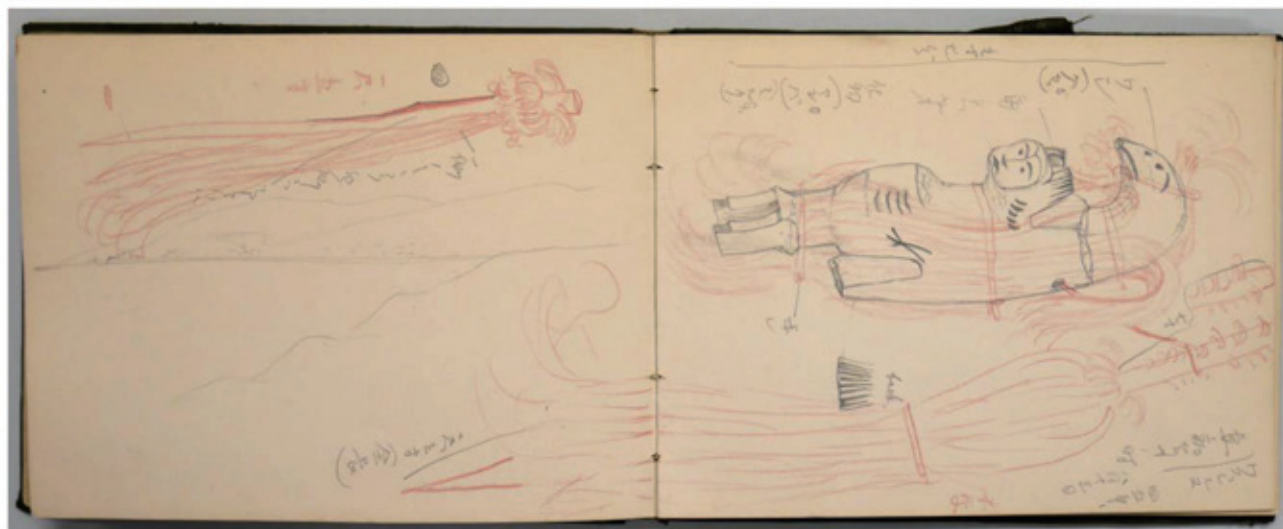
野帳 2_23



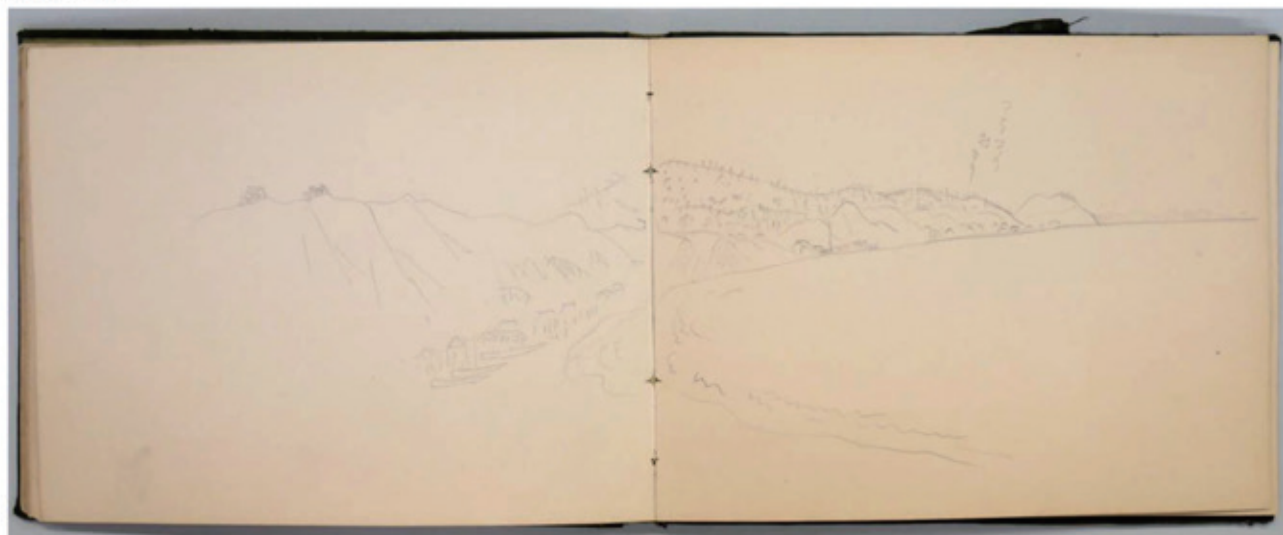
野帳 2_24



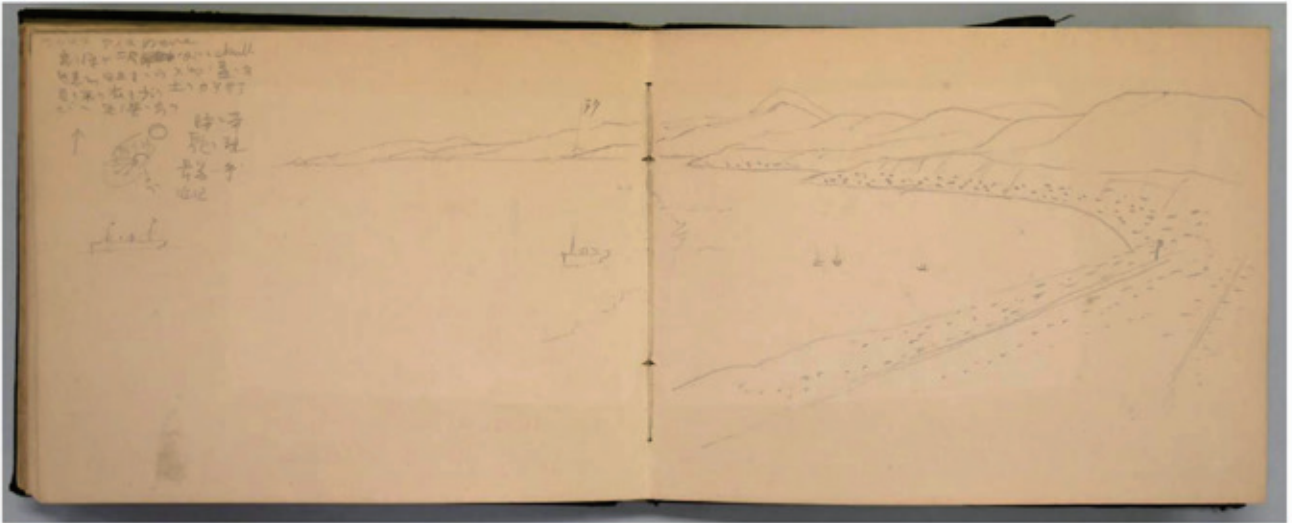
野帳 2_25



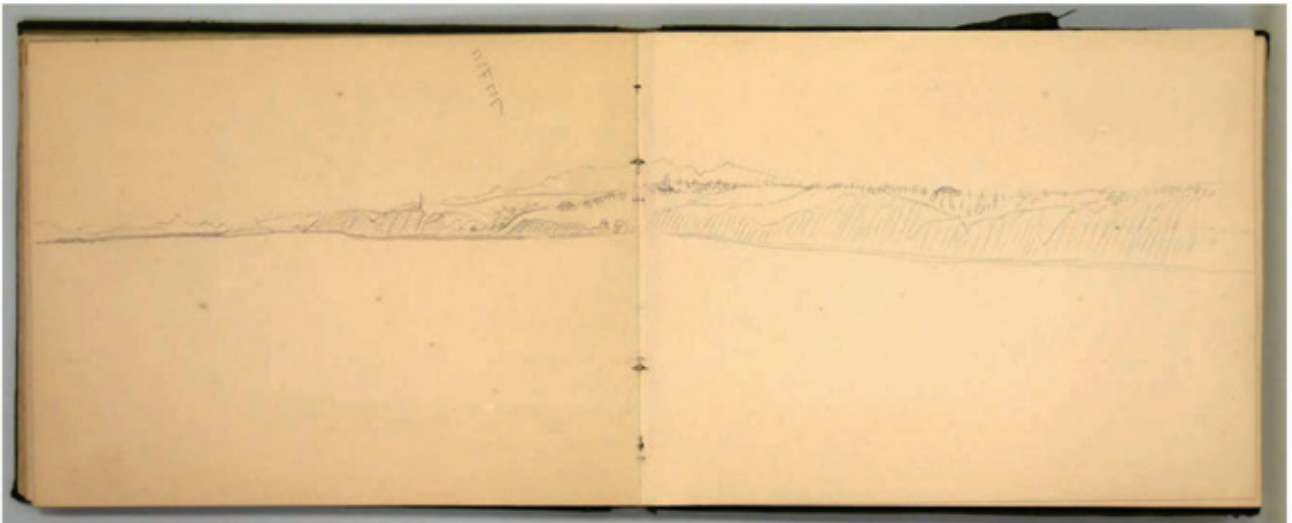
野帳 2_26



野帳 2_27



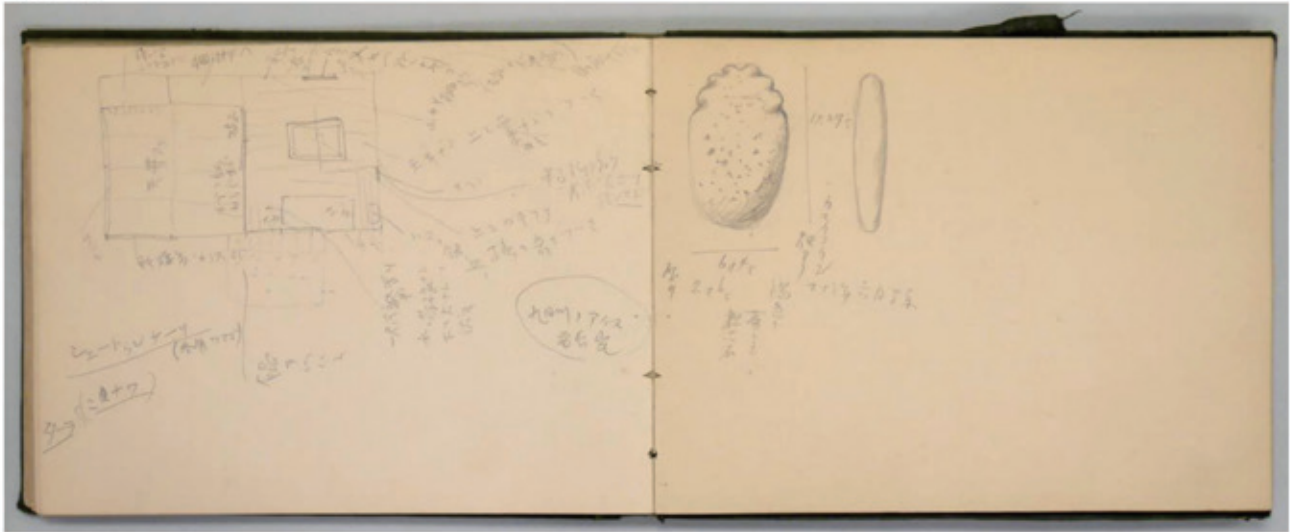
野帳 2_28



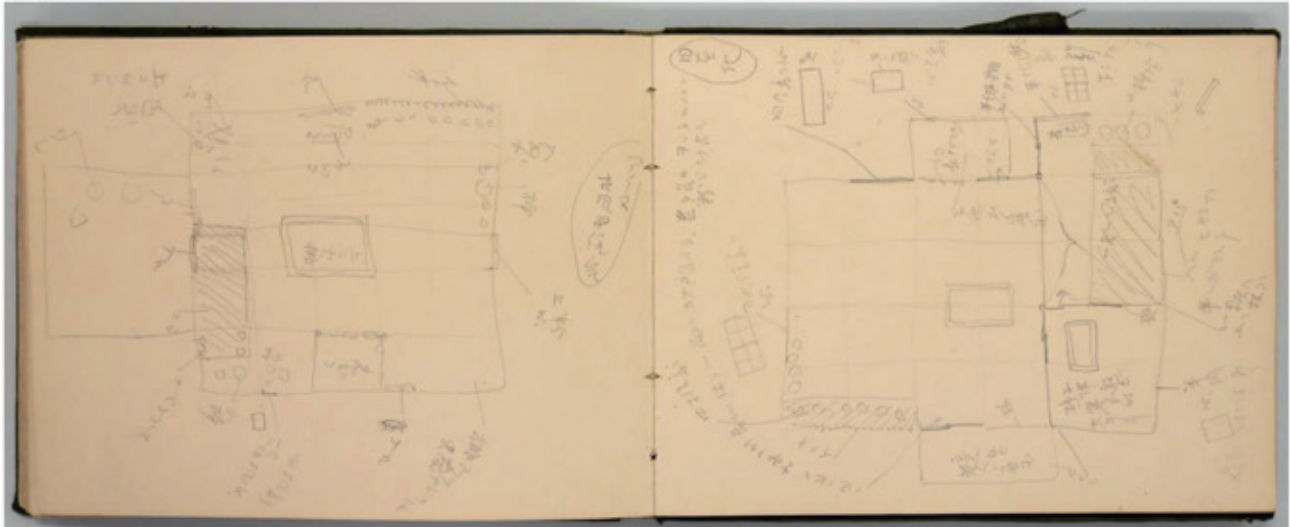
野帳 2_29



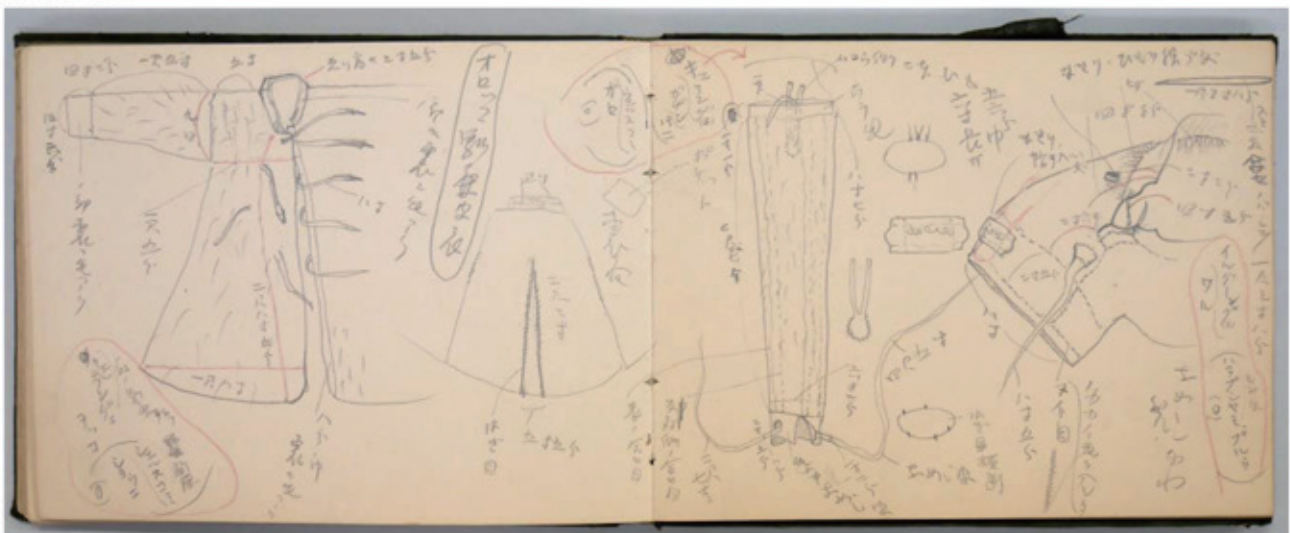
野帳 2_30



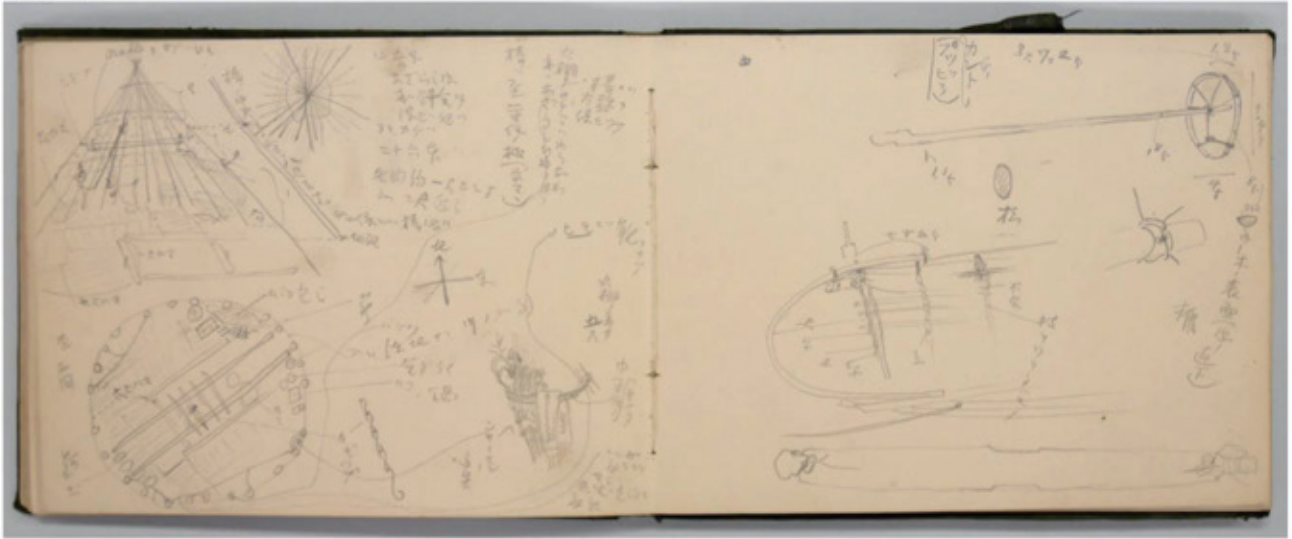
野帳 2_31



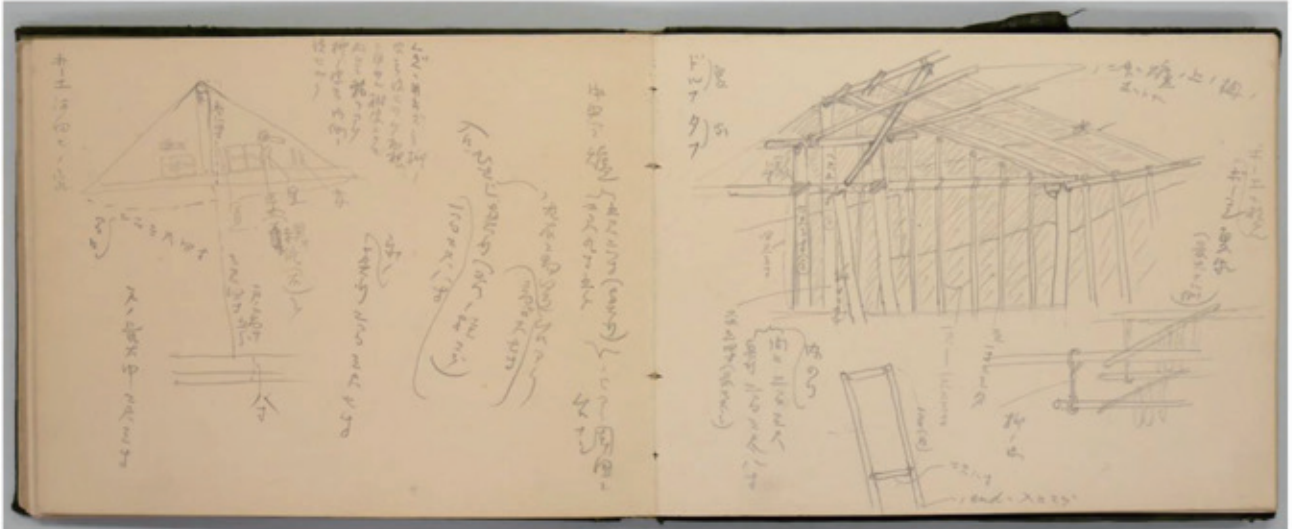
野帳 2_32



野帳 2_33



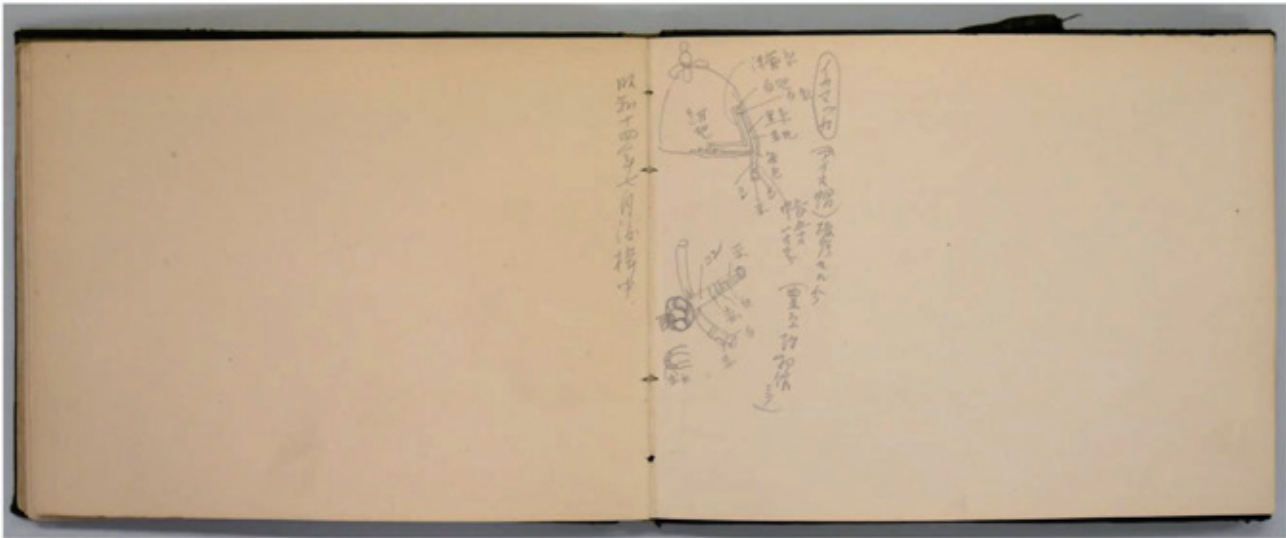
野帳 2_34



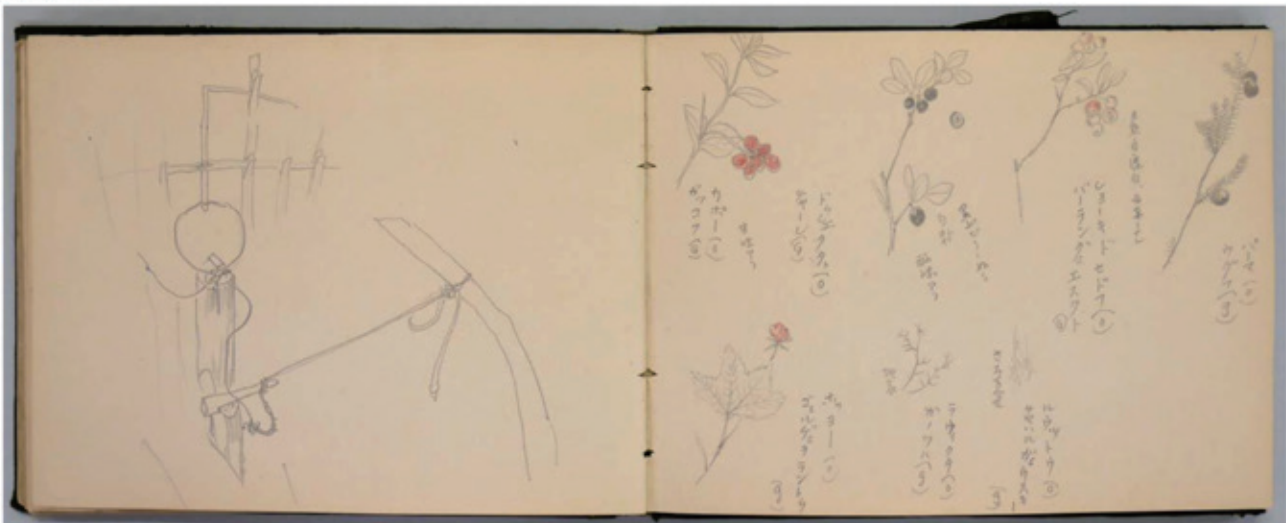
野帳 2_35



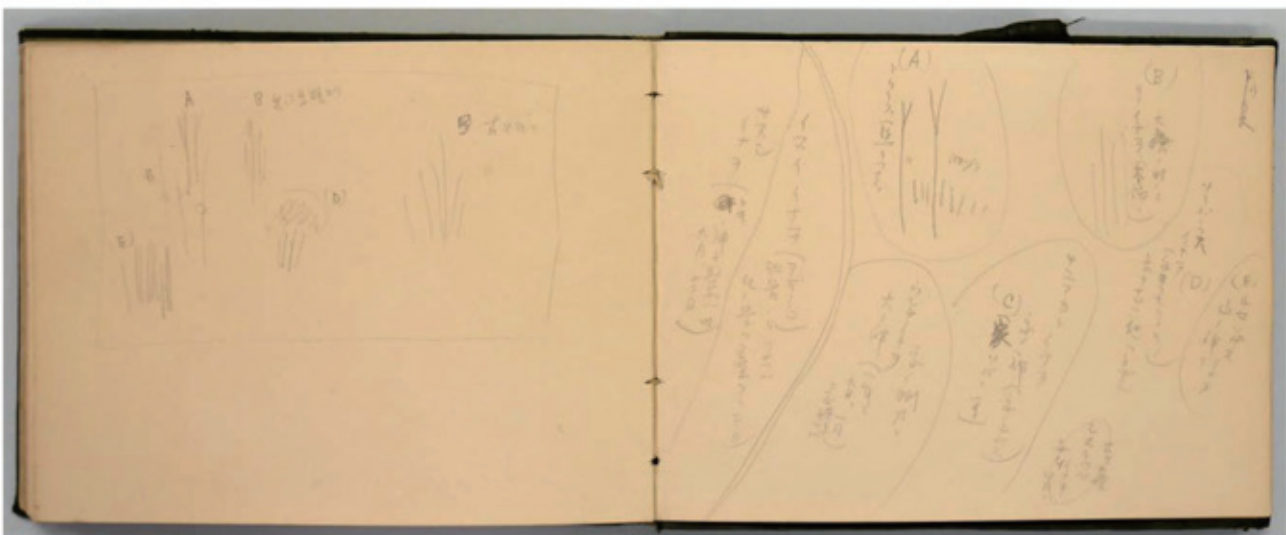
野帳 2_36



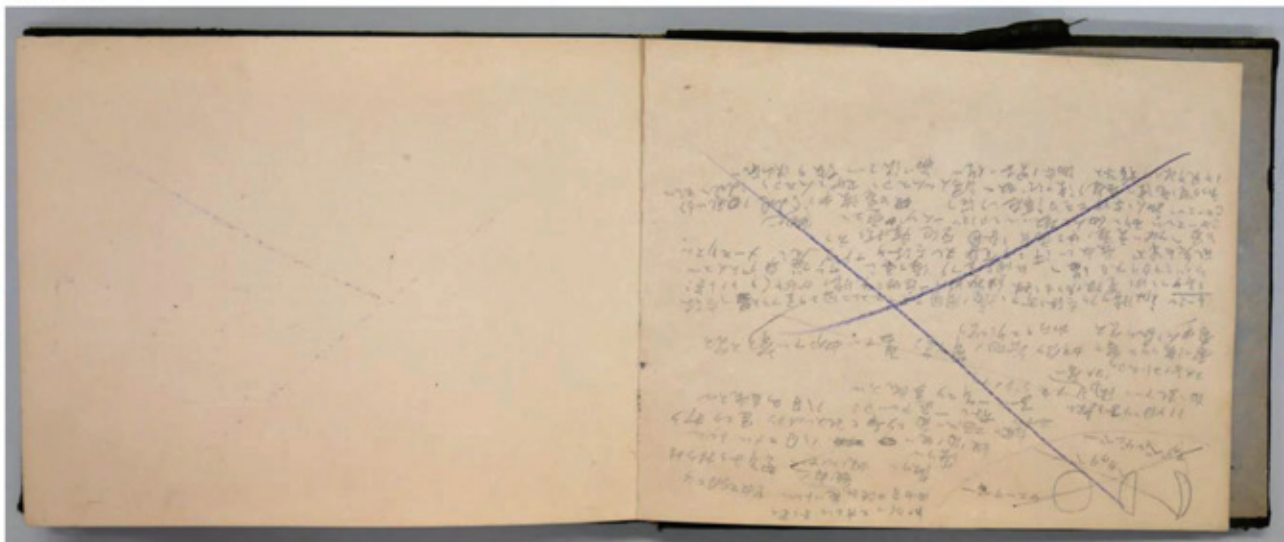
野帳 2_37



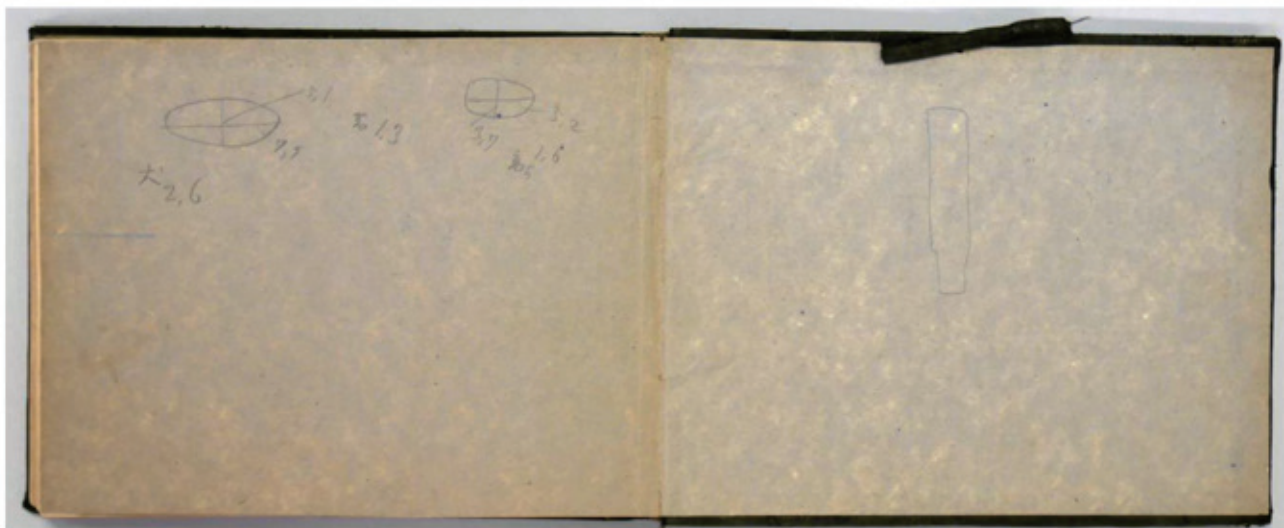
野帳 2_38



野帳 2_39



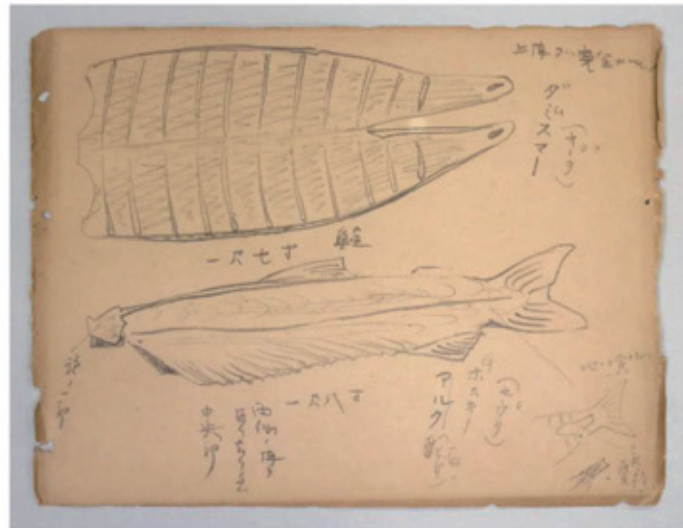
野帳 2_40



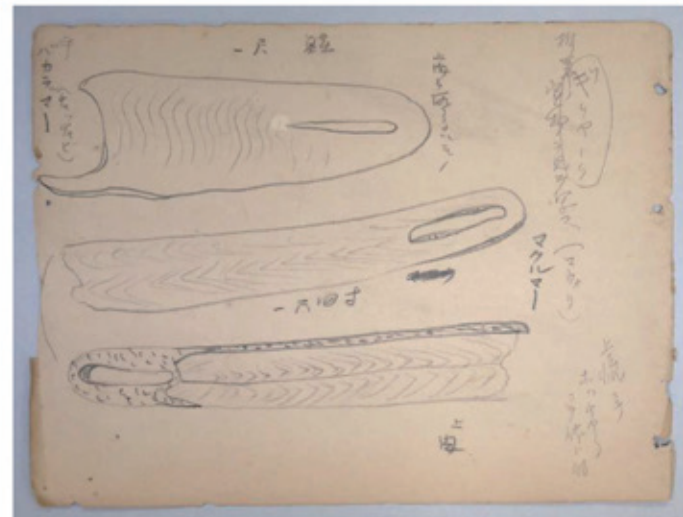
野帳 2_裏表紙



野帳 2_41_1



野帳 2_41_2



野帳 2_42



さわる展示の実施と課題

－「ケレヤン、ヌカラヤン、ヌヤン さわる、みる、きく、
国立アイヌ民族博物館」を通じた実証的検討－

The Implementation and Issues involved in Tactile Exhibitions:
The Exhibition “*kere yan nukar yan nu yan* (touch, look, listen) to the National Ainu Museum”

立石信一 (TATEISHI Shinichi)

国立アイヌ民族博物館 学芸主査 (Senior Fellow, National Ainu Museum)

今野彩 (KONNO Aya)

国立アイヌ民族博物館 エducator (Educator, National Ainu Museum)

キーワード：さわる展示、ユニバーサル・ミュージアム、音の展示、ハンズ・オン、点字、フィールドミュージアム

Key Words : Tactile Exhibition, Universal Museum, Sound Exhibition, Hands-on, Braille, Field Museum

1. はじめに

国立アイヌ民族博物館（以下、当館とする。なお、必要に応じて〈博物館〉と記す）の交流室で2021年8月21日から10月3日まで「ケレヤン、ヌカラヤン、ヌヤン さわる、みる、きく、国立アイヌ民族博物館」（「付録：開催概要」参照）を開催した。本来であれば2020年の同時期に開催する予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大により開館が延期される中、本展も一年延期され開催されることとなった。

本展は、展示している資料にさわることによって、見ることだけではわからない資料の特徴やその本質について知る機会とし、そうした体験を通して博物館のあり方を問い直すことを目的とした。したがって、本展では、直接的に資料にさわること以外に、音を聞くこと、あるいは民族共生象徴空間（以下、ウポポイとする）について理解を深める行為などは「触れる」に含意させる。

本稿ではまず近代的な博物館とハンズ・オン展示の歴史的経緯をまとめた上で、当館の基本展示室における現状とさわる展示の状況について概観する。そして、こうした点を踏まえて、当館でさわる展示を実施する意義について検討を加える。その後、本展に向けて計画、実施した内容について整理し、本展について考察する。最後に本展の課題を踏まえ、今後の展望について言及することでまとめとする。

なお、本稿では直接的な接触を伴う場合は「さわる」を用い、より広義の場合は「触れる」を用いることとする。また、本論については立石が、「付録：開催概要」については今野が執筆を担当した。

2. 開催にいたる経緯と基本展示室における展示状況

2.1. 歴史的な博物館の位置づけとハンズ・オン展示の展開

ヨーロッパにおける博物館の祖型といわれるような施設と、近代以降の博物館との大きな違いの一つとしてあげられるのが、一般に公開することであった（今村 2017:29）。それまでの施設は一部の階級の人々の間だけでのものだったが、近代的な博物館は「あらゆる人々（市民たち）に公開される民主的な施設として」（大堀 1997: 44）運営されたのである。そうした近代的な市民社会の到来に対応する形で形成された博物館は、より多くの人々に公開する目的のため、効率的、合理的な鑑賞方法がとられるようになっていった。すなわち展示する資料をケースの中に入れることによって、来館者が視覚によってのみ展示を理解することができるようにしたのである。

「ミュージアムという装置は、その成立時から、人間のさまざまな感覚の中でも視覚だけを特権化するかたちで営まれて」（吉田 2021: 4）きた、あるいは「博物館・美術館は、視覚優位の近代社会を象徴する『見

せる／見る』文化施設」(広瀬 2016: 13)と言われるほど、来館者が見ることを通して博物館体験をすることが前提とされている。国立民族学博物館の吉田憲司館長は、同館の特別展「ユニバーサル・ミュージアム—— さわる！ “触”の大博覧会」に寄せた文章の中で、「博物館、美術館の原型は、16、17世紀にヨーロッパの王侯貴族が競って築き上げた驚異の部屋、珍品陳列室」であり、「そこでは、常にコレクションを見せることに意義が求められ」た。「西欧近代というのは、視覚を特権化した時代であり、博物館・美術館はその申し子ということになる」(吉田 2021: 4)と述べている。そして、大英博物館やルーブル美術館が開館した時代に「手を触れることなく展示物を見るという習慣」(吉田 1999: 27)がすでに成立していたという。また、博物学とは「一八世紀のヨーロッパが編み出した新たな世界認識の方法が、ものをその本来の意味から切り離し、目に見える特徴だけを基準にして分類し、並べ、整理する」(吉田 1999: 20)ことも指摘している。

このような成り立ちをもつ博物館にあって、視覚情報だけに頼らない展示の鑑賞方法として開発されたのがハンズ・オン展示であり、その手法は、1960年代半ばのボストン子ども博物館からだとされている(渡邊 2016: 171)。しかし、科学館においてもハンズ・オン展示の試みがなされてきたとされており(渡邊 2016: 171; 仙波・小川 2000)、ハンズ・オン展示は1925年のドイツ博物館(ミュンヘン)や1937年の発見博物館(パリ)の延長上にあるものだという(コルトン 2000: 6)。また、理工系の博物館での取り組みによって、ハンズ・オン展示のみならず、「『もの展示』から『こと展示』への変化」(大堀 1997: 107)も引き起こしたと言われている。両者から出発したハンズ・オン展示は、定義は一定ではないものの、程度の差はあるが教育的効果を目的とした展示手法であるといえる。そして、教育を主たる目的とする子ども博物館において積極的にハンズ・オン展示が試行されてきたことからわかるように、対象が子ども向けの教育とされることが多いのも特徴と言える。

2.2. 当館の展示概要とさわる展示について

当館では、ユニバーサルデザインやバリアフリーという観点から、展示室内外におけるハード面の整備が進められてきた。こうした取り組みについては、「国立アイヌ民族博物館展示計画」(平成28年5月文化

庁)において、「展示の特色」で「ハード・ソフトの両面からユニバーサルデザインに配慮し、あらゆる人に開かれた展示環境を実現する」(文化庁 2016)とされている。展示室内については車椅子ユーザーの利便性から、資料の高さ、動線の幅などが検討された。また、展示室内に点字解説はないものの、貸し出し用の音声ガイド機は整備されている。その一方で、グラフィックカラーについてはカラーユニバーサルデザイン化がさらに必要な状況である。

次に、当館の基本展示室における資料の展示状況を概観する。基本構成である6つの大テーマによる展示(以下、6テーマ展示とする)とそれを総覧的に見学できるプラザ展示においては、資料の多くが展示ケースに入れられておりさわる展示とはなっていない。一部、露出展示を行っているものの、これらに関してもさわることはできない。他方で、「私たちのことば」コーナーでは、アイヌ語を聞けるよう映像資料が展示されている。また、各テーマの展示スペースには映像モニターが設置されており、そこでは映像に合わせて、音声による解説を聞くことができる。ただしタッチパネル式の映像モニターが多く、映像を選択して視聴するようになっており、視覚障害者のアクセシビリティという点で課題が残る。

上記6テーマに加えて、基本展示室内には探究展示テンパテンパというコーナーが設置されている。テンパテンパはアイヌ語で「さわってね」の意味であり、文字通り資料にさわることができる。また、探究展示という名称が付いているように、探究的な理解を深めるための展示として組み立てられており、教育型の展示といえる。

以上のような展示構成となっているが、開館当初から新型コロナウイルスの感染拡大予防対策の一環として、タッチパネル式の映像モニターについては、現時点では自動ループ再生可能なもののみ運用している。一方で、音声ガイド機や、探究展示テンパテンパなどの来館者の直接的な接触を伴うものは運用を制限している。

2.3. 開催の経緯とコロナ禍におけるさわる展示の扱いについて

本展は当館が開館する前の2018年頃から準備を進めてきた。開館する2020年は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催年でもあり、パラリンピックの期間に合わせて、視覚情報中心の基本展示室

を体験することが困難であると考えられる視覚障害者が、直接資料にさわることによってアイヌ文化や当館を体験することを目的として、本展が発案された。したがって初期段階においては、新型コロナウイルスはまだ問題となっていなかったこともあり、本展の目的は、常設展ではさわってみることができない資料にさわられるようにするという明確なものであった。

同時に、視覚障害者だけを対象とするのではなく、資料にさわることを通して、様々な人たちに新たなアイヌ文化、あるいは博物館体験をしてもらうこともテーマとした。すなわち、障害者、子どもなどの特定層を対象とするのではなく、誰もが楽しめる博物館＝ユニバーサル・ミュージアムを目指したのである。なお、本稿で用いるユニバーサル・ミュージアム¹⁾は、国立民族学博物館の広瀬浩二郎准教授らが提唱する前述の「誰もが楽しめる博物館」という意味合いにおいて使用する。

しかし、コロナ禍によって、さわるという行為自体が避けられる社会情勢のなかで、さわることを促す展示を行うことは、その展示の意味、あるいは開催することの是非自体が変容するような状況であった。

当館の開館にあたり参考とした新型コロナウイルス感染拡大予防対策は、公益財団法人日本博物館協会の「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」があげられる。同ガイドラインを参考に、ウポポイ及び当館への入場時のマスク着用、検温、手指消毒の勧奨、入場の日時指定による事前予約制と入場制限といった対策を取った。

これらの対策に加えて、本展は会場入口での手指消毒を必須とし、入場者数の制限、展示物や音声ボタンをはじめとした来場者がさわる箇所の定期的な消毒などを徹底した上で開催した。また、会場が約80㎡とコンパクトなうえ、会場出入口が一カ所に限られていたため管理が容易であったことも開催の後押しとなった。

しかしながら、日本博物館協会のガイドラインでは「展覧会の実施に当たって特に留意すべきこと」として、「直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いため展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。また、屋外展示の場合は、鑑賞者が作品に直接手で触れることのないよう注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う」（公益財団法人日本博物館協会 2020: 6）と規定している。コロナ禍においては、「止むを得ない場

合」を除いては、資料にさわる展示は行わないこととされているのである。

こうした状況でも実施した本展からは、どのような意義が見いだせるかを次節以降で考察する。

2.4. 本展示における「さわる」ことの意義と目的

本来、「モノにさわる」という行為は、子どもや視覚障害者のみならず、大人や晴眼者にとっても魅力的であるとともに、意義の大きい行為である。そして、本展のねらいは博物館のあり方そのものを問い直すことにあり、その観点から、みることと同義にさわることやきくことを体験できるようにすることで、特定の世代や属性にかかわらず、「誰もが楽しめる」展示体験の機会創出を目的としたのである。つまりハンズ・オン展示のように、さわることを手段としてその先に教育的ねらいを設定するのではなく、さわること、みること、そしてきくことそのものを体験する機会としたのである。

本展を開催した直後は、来場者の一定の割合で、資料にさわらないまま出て行くということが起こった。あるいは、さわるまでに一定の時間を要することも見受けられた。こうした行動の背景にはどのような理由があるかは追って調査が必要であるが、一般論として博物館・美術館では展示物にはさわってはいけないという前提が浸透しているからとも考えられる²⁾。なお、こうした事態を受けて、会場入口で係員が来場者に向けて展示してある資料にはさわられることをアナウンスするようにした。このことによってまったくさわらずに会場を出て行くといった来場者は減少した。

広瀬によると「ミュージアムとは、視覚優位の近代文明の象徴」であり、「UM運動は、近代に対する強烈な異議申し立てを内包している」（広瀬 2020a: 134-135）という。そして、ユニバーサルとは、「バリアフリー的な障害者対応とは異なる」とし、「社会の多数派である健常者とミュージアムの関係をどうやって、どこまで変えていけるのかを検討すること」が、「誰もが楽しめる」を具現化することにつながるとしている（広瀬 2021）。

こうした状況で、ユニバーサル・ミュージアムの「誰もが楽しめる」とは、当館においてはどのような意味を持ち得るだろうか。そして、当館においてさわる展示を行う意義はどこにあるだろうか。

当館は、「アイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差

別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴」とされているウポポイの中核施設としてある。「多様で豊かな文化を持つ」社会の実現とは、「誰もが楽しめる社会」ということにもなり、広瀬の提唱するユニバーサルと通じる試みであるといえる。したがって、まず資料にさわることを通じてアイヌ文化や〈博物館〉を体験すること、さらに物理的にさわることだけではなく、〈博物館〉、ウポポイ体験のあり方、あるいはアイヌ文化自体を今までとは異なる観点から捉えられるような機会とすることを目的とした。

3. 本展開催に向けた試みと実践

3.1. 博物館と公園の協力による展示の実施

ウポポイは「アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンター」としての「空間」とされている。そしてその主要施設として〈博物館〉と国立民族共生公園（以下、公園）、そして慰霊施設がある。〈博物館〉と公園はポロト湖畔エリアの同じ敷地内にあり、公園内には複数の施設が点在し、それらがフィールドミュージアムとも位置付けられている。

ウポポイに入場すると最初に来場者が認識するのは〈博物館〉という立地構成になっている。したがってまず〈博物館〉を見学し、その後公園内を見学、散策するという、ゲートウェイとしての〈博物館〉という役割もある。そして、ウポポイは展示・調査研究機能など六つの機能を掲げている。これらの機能をすべて〈博物館〉、あるいは公園が個別に担えるわけではなく、機能・役割が異なる両者が結びつくことによって個別には成し得ない機能を持つのである。

こうしたウポポイにあって、本展に向けて公園との協力関係のもとに進めた企画がある。

公園との協力は大きく二つに分けられる。一点目は本展で展示する資料の製作で、二点目は会期中のワークショップの実施（【写真6】、231頁参照）である。本稿は主に展示についての考察のため一点目の展示資料の製作について論じる。

本展に向けて公園職員のムカラ（山道陽輪）の協力のもと、ヤラニマ（樹皮の器）を製作し、展示することとした。ムカラ自身がアイヌ文化の伝承者として普段から物作りなど様々な伝承活動に携わっており、現在では作り方が伝承されていないために、残された資料を調査、研究し、作り方の技術を復元することに

も取り組んでいる。なお、そうした技術を活かして、基本展示室に展示されている「クマつなぎ杭」などの製作にも携わった。

ウポポイの運営団体である公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下、財団）は、ウポポイの所在する自治体である白老町と「アイヌ文化伝承等のための森林の活用に関する協定書」を締結しており、定められた町有林でアイヌ文化伝承等のための植物素材の採取ができる。そこで、本展に向けてどのような資料を製作するかを検討した際には、材料を白老町内で採取できる資料にすることとした（【写真4】、230頁参照）。これは、材料の採取から製作しているところまでを一貫して記録するためであるとともに、上記のような環境があるからでもあった。そして、ヤラニマ作りは公園内のチセで行い（【写真5】、230頁参照）、こうした環境も記録、公開することとした。

こうした材料を採取できる環境があり、そこで得た材料を使ってモノを作れる職員がいること。そして、作られたモノや記録を展示する〈博物館〉があることは、ウポポイならではの特性である。さらに本展ではこうした活動を音と映像によって伝えている。そして来場者が映像の中で作られている実際のモノを手にとって、材料の質感や作りの細部について触察することは、アイヌ文化のみならずウポポイの現状に触れることにもつながる。こうしたウポポイでの取り組みと、そのプロセスを公開することは、視覚情報だけを頼りにモノを分類し、並び替える、モノ本意の展示とは異なる展示につなげることにもなり得る。

3.2. 音の展示について

本展では、音を重要な要素として展示した。見ることが主である博物館の展示において、音に注目することは、文化の見せ方、捉え方を異なる角度から提示することになり、ひとつの感覚だけではなく、様々な感覚を同時に使って体験することにつながる³⁾。つまり音を展示することのねらいとしては、第一に音と音に対応する資料を組み合わせることで複合的な捉え方につながる。第二に展示空間を音によってひとつのまとまりとすることで、音とは直接的な関連付けのない資料についても、資料それだけを観察／触察しているのとは異なる、予期せぬ見方にもつながり得ることである。

前述のように音は本展において重要な要素になるため、音の制作を映像・音響作家の春日聡氏に依頼し

た。展示空間では、映像と組み合わせた音の作品を二点展示した。「私たちのことば」におけるカムイユカラ（カムイの物語）とウポポイ（座り歌）と、映像作品としての「ウポポイに音でさわる」である。前者は、アイヌ文化を直接的に表す展示と言える。一方で後者は、ウポポイのなかで聞こえる電車が走る音や、川や湖の音、あるいは基本展示室や公園で聞こえる映像の音や来場者の話し声などから構成されている。実は、「私たちのことば」の映像中にも微かに来場者の声が混じっている。これは、ウポポイの開業時間中に録音したためである。

また、ヤラニマの製作においても、一連の工程を記録撮影・録音した。アイヌ文化についての技術伝承などの映像は多く制作されているが、音に注目した記録はあまり例がないからである。木から樹皮を剥ぐ音や、樹皮を縫い合わせて器にしていく音などは、文化を構成する重要な要素である。さらに、それをどのような環境下で行っているかを知るのに、視覚と聴覚では得られるものが異なる。

一本の作品のなかに複数の要素が入っているため、常時、特定の資料と「映像と音」が対応しているわけではないが、ヤラニマのほか、「私たちの交流」のテーマで展示した模型のチップ（丸木舟）に対応するように、ポロト湖でチップを漕いでいるシーンも収めた。チップの内部に仕込んだマイクが拾った船体と櫂の擦れる音がリアルに響き、湖岸から収録した音は水や風が際立って聞こえる。この展示で、資料と映像、そして音に触れることによって、ウポポイにおけるアイヌ文化を体験できるようにしたのである。

現在のウポポイのあり方を記録し、展示するために、極力環境には手を加えずに録音を行った。静謐なポロトの映像を撮る目的で休業日に撮影したが、現実には公園内を何台もの大型の草刈り機が作業をしていたため、機械音が入り込んでいる。前述のウポポイなどを録音する際にも、アイヌ文化だけに注目するのであれば、来場者の声が入らない環境を選ぶべきであるが、そのようなことは行わなかった。展示空間でこうした音が聞こえることは、聞く側の聞きたいものとは異なる音を流すことになるかもしれない。しかし、現在のウポポイのあり方に触れてもらうためにもあえてこのような手法をとることにしたのである。

なお、「ウポポイに音でさわる」の展示には、映像モニターのスピーカーを使わず無指向性のスピーカーを用いることによって、より「自然な音」に近い環境

の再現を試みた。

3.3. 資料の性質と展示構成

本展の展示資料は、教育教材と、本展に向けて製作したもの、そしてこれら以外の用途で製作されたもので構成した。このため、収蔵資料や他館から借用した資料などは展示していない⁴⁾。教育教材については、アイヌ文化伝承者に製作を依頼した資料、あるいは旧アイヌ民族博物館で複製事業として製作した資料などであり、同様な来歴を持つ資料が基本展示や特別展示でも展示されている。また、本展に向けて製作した資料については、前述のようにウポポイの職員自身がアイヌ文化の伝承者ということもあり、文化伝承の意義も込めて資料を製作したのであり、そのプロセスを記録・公開することにも意義があるといえる。そして、これ以外の用途で製作した資料としては模型のチップがあげられる。公園で実際に使うチップを作るための試作として作られたものであるため、実際のチップの形状になっており、製作時の試行錯誤した形跡も感じることができる。製作者であるムカラは、作る過程での木のわずかな凹凸は見てもわからないが、さわってみるとわかることがあると言ひ、それを「手で見る」という言葉で表現している。これはさわらなければわからない感触であり、こうした資料を展示することの意義でもある。したがって、当館及びウポポイが持つ機能などに照らし合わせれば、収蔵資料以外の複製品や職員自身が製作した資料を展示することにも大きな意義を見出せる。

展示した資料の詳細は「付録：開催概要（3）展示資料一覧」の通りであるが、前述した資料群により展示を構成した。一方で、6テーマに即した資料を展示することが本展の趣旨だったため、各テーマを資料で特徴付け、差異を生むにはどのような資料がよいかを検討された。展示する資料点数が少ないために、各テーマに見合った資料一点から二点を担当者が選定する際にも、各資料の選定意図をより明確にする必要があった。しかし、ほとんどの資料が民具資料であるために素材や形状が似ているものがあり、各テーマの差異が明確にならないことも考えられた。また、ある資料がどのテーマに即しているかは、展示のコンセプトによるところが大きく、例えば、基本展示ではアイヌ文化を構成する要素として6テーマを立て、この点からマキリ（小刀）を「プラザ」、「私たちの世界」、「私たちのしごと」で展示しているが、「私たちのくら

し」で展示することもコンセプト次第では可能である。一方で、こうした各テーマの差異を本展の趣旨であるさわることから見いだそうとした場合、基本展示のコンセプトとは一致しない場合もあることが検討の過程で明らかになった⁵⁾

したがって、各テーマとの関連付けとともに、さわることとそこで感じる差異に着目し、各資料の素材の違いや、刺繍がほどこされているものと、彫刻がほどこされているものといった違いが明確になる資料を展示することとした。

4. おわりに

本展では、入口の「ごあいさつ」パネルを含めて、すべての展示台に音声解説を設置した。加えて、「私たちのことば」の映像(カムイユカラとウポポ)と映像作品「ウポポイに音でさわる」がループ再生されていた。このため、音声解説が複数台でプレイされているときは音が混線してしまい、個々の解説が聞き取りにくい状況が発生することがあった。音の展示は展示室の状況に応じて構成を調整するなどすれば改善される可能性はあるものの、音声解説自体は設置する数に応じてこのような問題が起こることが避けられない。こうした音が混じり合ってしまう問題は音の展示では博物館や美術館において以前から指摘されている問題なので(加藤 2003: 30)、他館の展示環境なども調査していく必要がある。

当館及びウポポイの存在意義に照らし合わせれば、必ずしも収蔵資料を展示することだけが博物館としての展示に対する価値付けとはいえないのは前述した通りであるが、こうした点も加味してさわる展示においてどのような資料を展示するべきかについては今後議論されていくべきであると考え。さらに、今回の展示では資料点数を十三点としていることによって、来館者が見たいものを見られなかった可能性が考えられる。来館者が主体的に選択して展示を見ることが望まれる(鳥・土屋・佐々木 2021: 40)状況においては、規模も含めてどのような展示を行っていくべきかが今後の課題としてあげられる。

そして、本展を一過性の取り組みとするのではなく、基本展示や特別展示での試みにも広げていき、博物館として一体的に展開させていくことが望ましい。したがって、当館としてさわる展示、あるいはユニバーサル・ミュージアムの活動を継続させ、その先にどのよ

うな博物館像を描くのか議論する必要がある。

付録：開催概要

本展の開催報告として、展示の構成・特徴から、準備段階や関連イベントの様子についてまとめる。

- ・タイトル：第1回交流室展示
「ケレヤン、ヌカラヤン、ヌヤン
さわる、みる、きく、国立アイヌ民族博物館」
- ・会期：2021年8月21日(土)～10月3日(日)
*当初の会期は9月12日(日)までとしていたが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令に伴い、当館は8月31日(火)から9月30日(木)まで臨時休館となった。そのため会期を10月3日(日)までに変更した。なお、こうした事態を受けて、冬期間に第2期として本展を再度開催することで調整を進めている(2021年10末日現在)。
- ・会場：国立アイヌ民族博物館 交流室 B
- ・主催：国立アイヌ民族博物館
- ・協力：苫小牧市社会福祉協議会、苫小牧身体障がい者福祉連合会、苫小牧市点訳赤十字奉仕団
- ・音・映像：春日聡(映像・音響作家、映像人類学者、国立歴史民俗博物館 客員准教授)
- ・観覧料：無料
- ・来場者数：1,623名
- ・本展担当者
シナリオ主担当：立石信一(歴史社会グループ)
副担当：宮地鼓(物質文化グループ)
押野朱美(教育グループ)、カサド・パルド・ケラール(教育グループ)、今野彩(教育グループ) *展示企画室主担当：小林美紀(言語儀礼芸能グループ)、副担当：劉高力(言語儀礼芸能グループ)

(1) 展示の構成

本展は、基本展示をより理解し、体感する機会とするために、基本展示の6テーマ展示に即した展示構成とした。

本展では一テーマについて一点から二点の資料を展示した。展示資料は、教育教材資料、本展に向けて製



図1 テーマの解説文の一例「私たちの暮らし」

作した資料、そのほかの用途で製作された資料により構成した。展示資料は自由にみたり、さわったりできるように、テーマごとの展示台に展示した。このほか、各展示台にはそれぞれのテーマの解説文も設置した（【図1】）。また、さわる資料の展示だけではなく、音や映像による展示も行った。

以上のように、本展全体で「さわる」「みる」「きく」など様々な感覚を使って展示を体験・体感できるような構成とした。

(2) 展示の特徴

前項のとおり、展示の構成においては、来場者に基本展示の6テーマ展示の理解を深め、アイヌ文化をより体感してもらうことを目的とし、6テーマに即して、さわる資料とテーマの解説文を設置した（【写真1】）。本項では具体的な展示の内容と、どのような方法を用いて展示を行ったのかについてまとめる。



写真1 会場の様子
(2021年9月30日カサド・バルド撮影)

1) 資料にさわってアイヌ文化を感じる

6テーマのうち「世界」「暮らし」「歴史」「しごと」「交流」では、資料を一点から二点展示した。例えば「しごと」で展示したマキリ（小刀）とイタ（盆）にほどこされた精巧な木彫りは、みることだけではなくさわることによってその技術を感じることができる。

また「歴史」で展示したチェブケレ（サケ皮のくつ）は、さわったりにおいをかいたり、視覚以外の感覚でもサケ皮を感じることができる（【写真2】）。このように資料にさわることによって、資料の細かな装飾や材質を感じ取ることができる。



写真2 チェブケレをさわっている様子
(2021年10月2日カサド・バルド撮影)

2) 音と映像で感じるウポポイ

「ことば」の展示では、鶴川地域のカムイユカラ（カムイの物語）とウポポ（座り歌）を映像で紹介した。映像には、歌い手がチセ（家）の囲炉裏端でうたう姿がおさめられている。歌い手は、当館職員の押野朱美と公園職員の秋山里架である。両者とも鶴川出身で、実際に受け継いだカムイユカラとウポポを演じた。以上より、音と映像を通して、現在に語り継がれているアイヌ語に触れられるような展示を試みたのである。

このほか、公園や〈博物館〉にある様々な「音」を収録した映像作品「ウポポイに音でさわる」を会場内で上映した。映像作品は公園や〈博物館〉にある多様な音に注目し、様々な角度からウポポイやアイヌ文化に触れられるような作品を制作した。

3) 多言語と音声による「ごあいさつ」

会場入口に「ごあいさつ」パネルを設置した。あい

さつ文は、アイヌ語・日本語・英語・中国語・韓国語の多言語で表記した。日本語のあいさつ文には、日本語の文章を点訳した点字シールを貼り付けた。また、館長の佐々木史郎がアイヌ語・日本語であいさつ文を読み上げた音声解説（ボタンを押すことで音声が出る仕組み）も設置した。これはウポポイの第一言語と位置付けられているアイヌ語を、音声資料の展示ではなく、館長の「あいさつ」として来場者に聞いてもらうことを目的に設置した。アイヌ文化の復興・発展を目指す当館の理念を体現する一機会となったのではないだろうか⁶⁾。

4) 会場案内の設置

会場入口付近に「会場案内」を設置した。会場案内では「会場マップ」「6テーマの展示の見方」「展示の楽しみ方」を表示した（【図2】）。会場案内は文字による案内だけではなく、音声解説も設置した。音声解説では「展示台の正面に解説文を置いている」、「展示台の正面右側に音声で解説を聞くためのボタンがある」、「展示台の中央に資料を展示している」ことを案内した。

5) 点字と音声解説

会場にあるすべての解説には点字や音声解説を設置した。点訳は、苫小牧市点訳赤十字奉仕団の協力を得た。解説やキャプション、会場案内など、会場で掲示していたほぼすべての日本語の点訳を行い、各所に点字シールを貼り付けた。点字シールは、同奉仕団と本



図2 会場案内

展の担当者が打ち合わせを行い、内容を検討しながら作成した。このほか、点字のみを使用した「点訳パンフレット」（紙製）も作成した。点訳パンフレットは、あいさつ文・会場案内・6テーマ展示の各テーマの解説文を点訳したものを7枚1セットにして配布物とした。

音声解説は、各展示台に設置した（【写真3】）。音声解説ボタンを押すことで音声による説明が流れる仕組みである。音声は、当館の職員がすべて日本語で吹き込みをした。音声解説の内容は、基本的には解説を読み上げたが、音声で聞いたときに聞きやすい順番や時間を考慮した内容に再編し、録音した。



写真3 「音声解説ボタン」を押す様子
(2021年10月2日カサド・バルド撮影)

6) 「アイヌ文化学習トランク」紹介コーナー

財団の「アイヌ文化学習トランク」は、伝統的な衣服や工芸品、民具などの資料をセットにした貸出用のキットである。トランクの中身はすべてさわったり、使ったりすることができる。財団が使用を希望する団体にトランクの貸し出しを行っている。本展の会場でもトランクの資料をいくつか展示した。

7) ユニバーサルデザインを取り入れた構成

ユニバーサルデザインとは、国籍や年齢、障害の有無にかかわらず多様な人々が使いやすいように製品・環境をデザインする考え方である⁷⁾。本展ではユニバーサルデザインを取り入れることとし、今回は特に展示にかかわるグラフィックデザインで色とフォントを検討した。

色を識別する感覚（色覚）は様々なタイプに分けられる。どの色覚のタイプでも判別できるような色の使い方がされているデザインを、カラーユニバーサルデザインという（教育出版 CUD 事務局 2012: 10）⁸⁾。

本展では、前述のとおり基本展示の6テーマ展示に即した展示構成を取ったが、チラシや会場で使用する配色は、多様な色覚のタイプでも見分けがつくように6テーマ展示のシンボルカラーを踏襲しながら調整した（【図3】）。

チラシや解説文、会場案内などで使われる文字には、ユニバーサルデザイン書体の「A-OTF UD 新ゴ NT Pro」（モリサワ社）を使用した。



図3 6テーマ展示の色彩調整

8) 衣服と触図

伝承者が複製した刺繍が施された木綿の衣服を本展では展示した。刺繍がほどこされた衣服は、ほとんどの場合、展示ケース越しに鑑賞することが多い。したがって、本展では衣服を直接手に取って刺繍をじっくりとさわり、確認することができるようにした。また、

衣服や刺繍の全体像を把握できるように、小さく図式化した触図を作成し、特殊プリンタ・用紙で出力し、配布物とした。

(3) 展示資料一覧

本展の展示資料は【表1】のとおりである。

(4) 展示に向けての準備

本展の開催にむけて、事前の打ち合わせや準備、作品の制作活動を行った（【表2】～【表4】）。

(5) 関連イベント

本展の期間内に関連イベントを4件企画した。8月に開催を計画した2件は実施したが、9月に開催予定の2件（ワークショップ「さわる、みる、きく、そしてはなす」、ユニバーサルミュージアム & パーク「民具をつかってみよう！」）は、緊急事態宣言の発令による臨時休館のため開催中止とした。

1) 講演会「未開の知」に触れる——ユニバーサル・ミュージアムとは何か——

講師に国立民族学博物館の広瀬氏を招いた講演会を、会場・オンライン配信で開催した。新型コロナウイルス

表1 展示資料一覧（13点、映像含む）

テーマ	種類	展示資料名（アイヌ語、日本語）	備考
ことば	映像	カムイユカラ 鷓川のカムイユカラ「火のカムイの物語」	語り手 押野朱美 映像・音源制作 春日聡
		ウポポ 鷓川のウポポ（座り歌）	歌い手 押野朱美 秋山里架 映像・音源制作 春日聡
世界	資料	エムシアツ 刀掛帯	
暮らし	資料	チシボ 針入れ	
		ヤラ ニマ 樹皮の器	製作 ムカラ（山道陽輪）
歴史	資料	チェブケレ サケ皮のくつ	
しごと	資料	マキリ 小刀	
		イタ 盆	
交流	模型	チップ 丸木舟（模型）	製作 ムカラ（山道陽輪）
全体	映像	ウポポイに音でさわる（43分30秒）	映像・音源制作 春日聡
	資料	衣服（木綿） *（2）8で詳述	
	触図	衣服（木綿） *（2）8で詳述	
	資料	「アイヌ文化学習トランク」	

表2 春日聡氏滞在 音と映像の録音と設営

日程	作業内容
2021年 7月29日(木)～8月6日(金)	音と映像の収録(写真4、5)
8月19日(木)～8月21日(土)	展示作業



写真4 町有林での作業の様子
(2021年8月3日立石撮影)



写真5 製作の様子
(2021年8月3日立石撮影)

表3 苫小牧市社会福祉協議会、苫小牧市点訳赤十字奉仕団 打ち合わせ日程

日程	内容	会場
2021年 6月2日(日) 10:00～11:00		
7月28日(水) 13:00～15:00		
8月6日(金) 11:30～12:00	点字シール・点訳パンフレット制作の打ち合わせ	苫小牧市社会福祉協議会
8月12日(木) 13:30～14:30		
8月18日(水) 13:30～14:00		

表4 苫小牧身体障がい者福祉連合会 打ち合わせ日程

日程	内容	会場
2021年 7月28日(水) 15:00～15:30	本展の説明と協力依頼	苫小牧市福祉ふれあいセンター
8月6日(金) 13:30～14:00	展示台等について相談	

ス感染拡大の影響により、接触することやさわるものがマイナスに捉えられている現在において、さわる展示を開催することの意義について話された。また、広瀬氏が10年以上に渡り活動してきたユニバーサル・ミュージアムについても触れられ、「ユニバーサル」に対する考えが深まる講演となった。

- ・講師：広瀬浩二郎氏(国立民族学博物館准教授)
- ・開催日時：8月21日(土) 13:30～14:30(会場：当館1階交流室A)
- ・参加者数：42名

2) ユニバーサルミュージアム & パーク「音楽を体験してみよう！」

「音楽を体験する」をテーマに、公園と連携して企画したイベントである。参加者は、司会進行役の演奏・歌をききながらリズムを取ったり、楽器のムックリ(口琴)やトンコリ(弦楽器)に実際にさわったり、じっくり観察するなど、「きく」「さわる」「みる」ことを通して音楽にふれた。また、エント茶を参加者に提供し、音楽を体験するだけでなく、味覚や嗅覚な



写真6 ユニバーサルミュージアム&パーク
「音楽を体験してみよう！」様子
(2021年8月28日宮地撮影)

ど様々な感覚を使ってアイヌ文化に触れるイベントと
なった。

- ・開催日時：8月28日(土) 13:00～14:30 (会
場：伝統的コタン ポンチセ)
- ・参加者数：20名
- ・司会進行：押野朱美、石田慈久恵

注

- 1) ユニバーサル・ミュージアムという用語は和製英語であり、「21世紀
に入るところから、『人に優しい博物館』の含意」(広瀬 2020: 136) で用
いられるようになったという。また、吉田によると、英語由来のこの
語は、英語では「universal survey museum, つまり世界全体を俯瞰し
探究するミュージアムをさし、(中略)世界をカヴァーする総合博物館・
美術館を」指すという(吉田 2021: 3)。
- 2) 資料にさわらないという傾向は、他の博物館でも報告されている。「展
示物に積極的にさわろうという人はそれほど多くなく、特に大人ほど
資料にさわらない傾向があるようだ」(黒澤 2021: 194)。
- 3) サウンドスケープを展示に導入することは、「単に視覚に替わる聴覚の
特権化を有効とするのではなく、ミュージアムにおける総合的な体験
性を重視することにより、ミュージアムにおける音の活用可能性を示
唆するもので」(寺田 2021: 54) もあるという。
- 4) アイヌ文化学習トラックについては、ウポボイの運営主体であるアイヌ
民族文化財団が製作・管理し、貸し出しを行っている。
- 5) 広瀬は、国立民族学博物館の資料をもとに「世界の各地域の特徴を手
触りにより探究・分類」の調査を行い、展示に反映する予定だったと
いう(広瀬 2020b: 20)。
- 6) 館長のアイヌ語あいさつ文取録にあたっては、京都大学河原達也教授
より参考資料としてアイヌ語合成音声をご提供いただき、札幌学院大
学奥田統己教授より発音のご指導をいただいた。
- 7) 提唱者のロナルド・メイス (Ronald L. Mace, 1941-1998) によるユニ
バーサルデザインの原則
“Universal design is the design of products and environments to be
usable by all people, to the greatest extent possible, without the need
for adaptation or specialized design. — Ron Mace” (ユニバーサル
デザインとは、すべての人が可能な限り最大限利用することのできる
製品や環境のデザインであり、人が適応を迫られたり、特殊なデザイ
ンを必要とするものがないものである。 — ロナルド・メイス)
The Center for Universal Design. Universal Design Principles: About
UD
https://projects.ncsu.edu/ncsu/design/cud/about_ud/about_ud.htm
(2021年10月29日閲覧)

- 8) カラーユニバーサルデザインのポイントとして「できるだけ多くの人
に見分けやすい配色を選ぶ」「色を見分けにくい人にも情報が伝わるよ
うにする」「色の名前を用いたコミュニケーションを可能にする」の3
つがあげられる(教育出版 CUD 事務局 2012: 14)。

参考文献

- 今村信隆 編著 2017『博物館の歴史・理論・実践 1 — 博物館と
いう問い』京都造形芸術大学 東北芸術工科大学 出版局 藝
術学舎。
- 大堀哲 編著 1997『博物館学教程』東京：東京堂出版。
- 加藤修子 2003『博物館における「音の展示」と「音による環境づ
くり」：全体報告と館種別比較分析およびレベル別分析』『文化
情報学：駿河台大学文化情報学部紀要』10 (1)：29-54
- 教育出版 CUD 事務局 編著 2012『カラーユニバーサルデザインの
手引き』東京：教育出版株式会社。
- 黒澤浩 2021『「さわる展示」の意義と苦悩 — 南山大学人類学博
物館の実践から —』広瀬浩二郎編『ユニバーサル・ミュージ
アム—さわる!“触”の大博覧会』pp.194-197、京都：合同会
社 小さ子社。
- 公益財団法人アイヌ民族文化財団「アイヌ文化学習トラック」
[https://www.ff-ainu.or.jp/web/application/lending/details/
ainubunka_gakushu_tr.html](https://www.ff-ainu.or.jp/web/application/lending/details/ainubunka_gakushu_tr.html) (2021年10月21日閲覧)
- 公益財団法人日本博物館協会「博物館における新型コロナウイルス
感染拡大予防ガイドライン」(令和2年9月18日)
<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/200918setgaid3.pdf>
(2021年10月31日閲覧)
- 公益財団法人日本博物館協会「博物館における新型コロナウイルス
感染拡大予防ガイドライン」(令和3年10月14日)
[https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/jam_covid_
guideline_20211014.pdf](https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/jam_covid_guideline_20211014.pdf) (2021年10月31日閲覧)
- コールドン, T. 2000『ハンズ・オンとこれからの博物館 — イ
ンタラクティブ系博物館・科学館に学ぶ理念と経営』染川香澄、
井島真知、徳永喜昭、芦谷美奈子、竹内有里訳、平塚：東海大
学出版会。
- 島絵里子、土屋順子、佐々木とき子 2021『科学博物館における「さ
わる展示」を紹介する点字冊子の作成と課題 — 視覚障害者へ
開かれた博物館への取り組み』『日本ミュージアム・マネー
ジメント学会 研究紀要』25：39-47
- The Center for Universal Design. Universal Design Principles:
About UD
[https://projects.ncsu.edu/ncsu/design/cud/about_ud/about_
ud.htm](https://projects.ncsu.edu/ncsu/design/cud/about_ud/about_ud.htm) (accessed October 29, 2021)
- 仙波愛、小川正賢 2000『科学博物館のハンズ・オン展示思想の原
点を探る フランク・オッペンハイマーの思想とエキスポラ
トリウムの理念』『日本科学教育学会研究会研究報告』14 (5):
29-32。
- 寺田鮎美 2021『ミュージアムと音 — 聴覚によるミュージアム体
験の新たな可能性に関する一考察〜』『日本ミュージアム・マ
ネージメント学会 研究紀要』25：49-55。
- 広瀬浩二郎 2016『ひとが優しい博物館：ユニバーサル・ミュージ
アムの新展開』東京：青弓社。
- 広瀬浩二郎 2020a『触常者として生きる — 琵琶を持たない琵琶
法師の旅』東京：伏流社。
- 2020b『それでも僕たちは「濃厚接触」を続ける！世界の感
触を取り戻すために』京都：合同会社 小さ子社。
- 広瀬浩二郎 2021『「ユニバーサル・ミュージアム」な仲間たち 1
あの手この手で博物館を開く』
『点字毎日活字版』2021年4月22日
文化庁「国立アイヌ民族博物館展示計画」(平成28年5月)
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/museum_
tenjikeikaku/pdf/tenjikeikaku.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/museum_tenjikeikaku/pdf/tenjikeikaku.pdf) (2021年10月18日閲覧)

吉田憲司 1999『文化の「発見」— 驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで(現代人類学の射程)』東京：岩波書店。

吉田憲司 2021「ごあいさつ」広瀬浩二郎編『ユニバーサル・ミュージアム— さわる!“触”の大博覧会』pp.3-5、京都：合同会社 小さ子社。

渡邊 智大 2016「ハンズ・オン展示の成立と定義の研究動向」『國學院大學博物館學紀要』40：171-180。

国立アイヌ民族博物館開館時の基本展示室キャプションについて

Captions in the Permanent Exhibition of the National Ainu Museum at the Time of Opening

小林美紀 (KOBAYASHI Miki, Dr.)

国立アイヌ民族博物館 研究員 (Research & Curatorial Fellow, National Ainu Museum)

キーワード：アイヌ語、方言差、多言語表示、民具資料、考古資料、文書資料、絵画資料

Key Words : Ainu Language, Dialect Difference, Multilingual Display, Folk Exhibits, Archaeological Exhibits, Historical Documents, Historical Pictures

1. はじめに

2020年7月に国立アイヌ民族博物館が開館した。開館に向け、基本展示室の展示方法等について検討が進められた。そのひとつに展示資料の基本情報を掲載するキャプションの構成についての検討があった。キャプションには、来館者に資料の基本情報を伝えるという重要な役割があるが、限られたスペースのなかで、わかりやすく情報を盛り込むことは容易ではない。開館時、基本展示室に設置したものは検討を反映したものであるが、現在もいくつかの課題を抱えており、今後もよりよいものを目指していくことが必要である。本稿はそのスタートとなる開館時のキャプションの掲載情報の構成について紹介する¹⁾。

2. 基本的な形式について

当館のキャプションは、大きくわけて2つの部分から構成されている²⁾。本稿では便宜的に「内容欄」と「情報欄」と呼ぶ。上部が内容欄、下部の線以下が情報欄となっている（【図1】）。資料によっては情報欄のないものもある（【図2】）。

2.1. 多言語表示

内容欄は最大でアイヌ語、日本語、英語、中国語（簡体字）、韓国語の5言語、最小で日本語、英語、中国語（簡体字）、韓国語の4言語となっている。また、内容欄の日本語については小学校5年生以上で習う漢字にルビを振っている。5言語のキャプションでは、当館の第1言語と位置付けられているアイヌ語を先頭に表示している。以上は当館の展示解説文全



図1 内容欄と情報欄で構成されるキャプションの例



図2 内容欄のみのキャプションの例³⁾

般と共通している。

情報欄はスペースの都合上、日本語のみで記載している。

アイヌ語欄については、アイヌ語が文献の記録等で確認できるものは掲載し、不明なものは記載はなしとしている。そのため、最大5言語、最小4言語となっている。また、資料そのものの収集地域、あるいは製作地域、使用されていた地域などが資料の付随情報から判明している場合は、その地域のアイヌ語の方言で記載し、不明な場合は各方言をできる限り併記してい

る。例えば、男性が儀礼時に着用する冠「儀礼用冠」は方言差があり、サパンペ、パウンペ、イナウルなどと呼ばれる。資料の地域が判明している場合は、その地域のアイヌ語を表示することとし、不明な場合は「サパンペ／パウンペ／イナウル」のように併記している（【図3】）。



図3 アイヌ語の方言を併記しているキャプションの例

ただし、アイヌ語が文献の記録等で確認できるものでも、アイヌ語の単語が指し示すものや範囲について今後の研究が必要な場合がある。現段階で適切なアイヌ語を表示することが難しいと判断したものについてはアイヌ語を記載していない。一例として鉢巻などがある。日本語の鉢巻に対応するアイヌ語としては、マタンブシ、マタンブシ、ヘコカリブ、チパヌブ、チエパヌブなど複数の単語がある。それぞれ、地域、形状、模様の有無、用途、使用者の性別などの点で違いがあるようだが、その違いについて現段階では詳細に把握しきれず、展示資料に対し、適切なアイヌ語を示すことが難しいと判断し、アイヌ語は表示していない。

2.2. 内容欄について

内容欄には、その資料の一番基本的な情報、つまり、資料が何であるかを記載している。

文書資料、絵画資料、書籍等はわかりやすさを考慮し、原資料名をそのまま記載するのではなく、できる限り説明的に紹介することを心掛けている⁴⁾。そして、原資料名は情報欄に記載している。一例として、松浦武四郎によって1859年に刊行された「東西蝦夷山川地理取調図」は、内容欄に「アイヌ語の地名が書かれた地図」と記載し、英語、中国語（簡体字）、韓国語でも表示したうえで、原資料名である「東西蝦夷山川地理取調図」は情報欄に記載している（【図1】参照）。

民具資料等については、基本的には5言語で表示

しているが、2.1. で述べた基準に従い、一部アイヌ語を表示していないものもある。日本語欄以下の多言語で民具類をどう表現するかは一番悩ましい部分でもあった。多くの来館者にとってなじみがないと推測される資料を、わかりやすく、かつ簡潔に表現するのは容易ではなく、他の言語での置き換えが困難なものもあった。アイヌ文化を理解するうえで重要であるイナウとイクパスイ／イクニシの2つについては解説文でも取り上げて説明したうえで、キャプションの日本語欄でもアイヌ語の単語をそのまま用いることとした。それぞれ「イナウ」「イクパスイ／イクニシ（酒を捧げる祭具）」のように表示している。その他の資料に関しては、開館時には基本的にアイヌ語をそのまま用いるのではなく、翻訳する形をとったが、多言語でのよりよい表現方法について引き続き検討を行っているところである。

2.3. 情報欄の基本情報について

情報欄には、資料の性質ごとに以下の基本情報が判明している場合には記載し、判明していないものや推定情報については原則記載なしとした。そのため、年代のみ表示されている場合や地域のみ表示されている場合もあり、一部資料に関しては情報欄がないものがある。また、所蔵に関しては他機関等の所蔵の場合にのみ明記している⁵⁾。したがって、当館蔵の資料やアイヌ民族文化財団所蔵資料については所蔵名は省略している。

民具資料：年代、地域、作者または使用者または旧蔵者⁶⁾、所蔵

考古資料：年代、地域及び遺跡名、所蔵

文書資料、絵画資料、書籍等：年代、作者、原資料名、所蔵

2.4. その他

その他にキャプション中で以下の3つのマークを使用している。

1つ目が「複製」マークである（【図4】）。元となる資料を忠実に再現してつくられた複製品には「複



図4 複製マーク 図5 復元マーク 図6 指定マーク（道指定の例）

製」のマークを記し、情報欄に元となる資料の情報、及びその所蔵先を記載している。文書資料、考古資料に該当のものがある。例えば、遺跡から出土した櫛の複製品などがある。

2つ目が「復元」マークである（【図5】）。ひとつの資料をもとにアイヌ文化伝承者等が復元したのものには、復元のマークを記し、情報欄には元となる資料の地域及び所蔵館、展示資料の製作年及び作者を記載している。イノウなどに該当のものがある。また、性質としてこれに近いものとして、伝承者等が複数の資料を参考に新たに製作したものがあり、これらには復元マークを記載していない。参考資料の地域及び所蔵館、展示資料の製作年及び作者を記載している。例えば、トゥクシシ（仔グマつなぎ杭）などがある。

3つ目が「指定」のマークである（【図6】）。指定有形文化財等に指定されている資料については、指定元に合わせ「道指定」「市指定」等を表示したマークを記載することとしている。

3. おわりに

以上、当館開館時の基本展示室キャプションの基本的な構成に関して紹介した。今後資料について研究が進んだ部分に関してはキャプションに反映させるとともに、来館者に対して、よりわかりやすく情報を提供できるよう、引き続き構成や表示のしかたについて検討を重ねていく必要がある。また、当館の設立趣旨にある「国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という役割を果たすべく、資料について日本語及びその他の言語でどのように表現し、説明するかの検討も取り組んでいくべき大きな課題である。

注

- 1) 筆者は展示企画室（旧展示企画グループ）の一員として、開館準備段階から展示解説文やキャプション作成の業務に携わっている。
- 2) 基本展示室の大多数のキャプションは【図1】のように文字で構成されている。本稿ではこのタイプのキャプションをもとに紹介する。その他に一部図入りのものもあるが、そうしたものを掲載している情報については文字のみのものと基本的に同様である。
- 3) 当館の基本展示室は、「私たちのことば」、「私たちの世界」、「私たちのくらし」、「私たちの歴史」、「私たちのしごと」、「私たちの交流」の6テーマから構成されている。キャプションの左上部分には各テーマのテーマデザインが入っている（私たちのことばを除く）。私たちのことばについては、テーマデザインに文字が含まれており、視認性の問題など

から、キャプションにはデザインを入れなかった。

- 4) 本稿でいう原資料名とは、文書、絵画、書籍等のタイトルである。
- 5) 所蔵についての情報は「〇〇蔵」と記載しているが、情報欄の氏名について一見すると作者なのか所有者なのかわかりにくいという声が寄せられた。そのため、開館時は作者の氏名を「□□」と表示していたが、「□□作」という表記に順次切り替えを行っている。
- 6) 一部資料に関しては、付随情報として記録されている氏名が作者、使用者、旧蔵者のいずれにあたるか判別が難しいものもある。

国立アイヌ民族博物館 研究紀要 編集・査読の体制

『国立アイヌ民族博物館研究紀要投稿要領』（2021年7月1日制定）では、本紀要の編集方針・体制を以下のように定めている。

『国立アイヌ民族博物館研究紀要』投稿要領（2021年7月1日制定）より抜粋

（目的）

第1条 『国立アイヌ民族博物館研究紀要』（以下「紀要」という。）は、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館の設立理念に則って、当館が行う調査研究の成果を公表することを目的とする。

（審査）

第9条 投稿された原稿の掲載可否については、別に定める査読要領に基づいて、委員会または委員会が指定する外部専門家で審査のうえ決定する。

（倫理的配慮）

第15条 委員会及び投稿者・執筆者は、本紀要を発行するにあたり、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館理念、及び民族共生象徴空間の設立理念である「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重する」という理念を遵守すること、及び当館「研究行動に関する倫理規程」を遵守することが求められる。論文の内容が倫理的考慮を要する場合は、必ず論文中に倫理的配慮をどのように行ったかを記載する。また、写真・図版等の著作権等使用許可に関しては執筆者が責任を負う。研究内容・手法に倫理的問題がある場合には、委員会において掲載不可とする。また後日判明した場合には掲載を取り下げるものとする。

『国立アイヌ民族博物館研究紀要査読要項』（2021年11月26日制定）では、本紀要の査読方針・体制を以下のように定めている。

（目的）

第1条 この要項は、国立アイヌ民族博物館（以下「当館」という。）が編集、発行する国立アイヌ民族博物館研究紀要（以下「紀要」という。）への掲載を目的に投稿された論文、研究ノート、資料紹介、事業報告及びその他紀要への掲載が適当と認められる文章（以下「論文等」という。）について、査読の方法、掲載基準等必要な事項を定めることにより、紀要の掲載内容の質を保証し、もって当館を含む民族共生象徴空間ウポポイの発展に資することを目的とする。

（査読者の匿名性）

第2条 原則として、査読者名は匿名とする。ただし編集委員会は、当該巻の編集終了後、紀要発行に際し、誌面で査読者を公開することができる。

（掲載基準）

第5条 紀要の掲載基準は以下のとおりとする。

(1) 編集委員会は、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館の設立理念に則って、当館及び民族共生象徴空間ウポポイが行う調査研究の成果として公表するにふさわしいと思われる内容の投稿を掲載する。

(2) 紀要に掲載される論文等について、研究倫理の遵守が徹底されていることを確認し、「先住民族であるアイヌの尊厳が尊重されること」を最優先事項として査読にあたる。

(3) 掲載の可否は、独創性、新規性、整合性、資料的意義等から判断され、投稿に含まれる発見、資料、考察、分析等の学術的価値及び記録・資料的価値が共有される意義を考慮して判断する。

(4) 掲載後に自由で闊達な議論が交わされるよう、著者が論文などにおいて表明する見解を尊重し、建設的・客観的な批判や見解を表明する機会となることを重視する。

(5) 掲載原稿は、原稿の分量、参考文献表記の方法等について執筆要領を遵守し、字句表現等が適切なものでなければならない。

（原稿掲載の決定）

第6条 編集委員会は、査読者による査読意見を参考にしながら、前条各号に示された掲載基準に則して、原稿掲載を決定する。

2 原稿掲載の決定は、編集委員会委員の過半数の賛成によって行う。

なお、論文の募集が行われた2021年度時点における「国立アイヌ民族博物館印刷物等編集委員会設置要項」では、本誌発行について次のように定められている。

(検討事項)

第2条 編集委員会は、次の事項について検討する。

- (1) ニュースレター「アヌアヌ」の編集・発行に関すること
- (2) 研究紀要の編集・査読審査・発行に関すること
- (3) 調査研究報告書の編集・発行に関すること
- (4) リーフレット等広報印刷物の編集・発行に関すること
- (5) ウェブページの編集・公開に関すること
- (6) 年報の編集・発行に関すること
- (7) その他、各種印刷物等発行及び公開に必要な事項について

(組織)

第3条 委員会は、次に定める委員長及び委員をもって構成する。

2 編集委員会は、事案ごとに次の委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 研究学芸部長
- (4) 事業課長
- (5) 研究学芸部室長

3 委員長は、館長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

3 編集委員会の下に、各種印刷物等発行及び公開に関し専門的な調査及び検討をするため、必要に応じて部会を設置することができる。

なお、紀要第1号の編集委員は以下の通り（肩書は2022年9月時点）。

館長 佐々木史郎

副館長 南健一

研究学芸部長兼展示企画室長 藪中剛司

研究学芸部 資料情報室長 田村将人

研究学芸部 研究交流室長 霜村紀子

研究学芸部 教育普及室長 森岡健治

事業課長 深澤博昭

紀要発行担当

谷地田未緒（研究交流室）、鈴木建治（展示企画室）

National Ainu Museum Journal Editorial and Peer Review Regulations

The "Guidelines for Submission to the National Ainu Museum Journal" (in Japanese/enacted on July 1, 2021) stipulates the editorial policy and system for this journal.

[tentative translation]

(Purpose)

Article 1.

The purpose of the Journal is to publish the results of research conducted by the Museum in accordance with the Museum's founding philosophy of "respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people, promoting correct recognition and understanding of Ainu history and culture in Japan and abroad, and contributing to the creation and development of a new Ainu culture".

(Review)

Article 9.

The Committee or outside experts designated by the Committee shall review and decide whether or not to publish the submitted manuscripts in accordance with the review procedures specified separately.

(Ethical Considerations)

Article 15.

In publishing this journal, the Committee and the contributors and authors shall be guided by the museum philosophy above, and the philosophy of the establishment of Upopoy National Ainu Museum and Park. The applicant is required to comply with the museum's philosophy of "respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people" and with the museum's "Code of Ethics Concerning Research Conduct". If the content of the paper requires ethical considerations, description of how those considerations were taken is required to be written within the paper. In addition, authors are responsible for copyright and other permissions for the use of photographs, illustrations, and other materials. If there is an ethical problem with the research content or methods, the committee will reject the article for publication. If the ethical issues are discovered at a later date, the publication of the article will be withdrawn.

The "National Ainu Museum Journal Peer Review Guidelines" (in Japanese/ enacted on November 26, 2021) defines the review policy and system for this Journal as follows.

(Purpose)

Article 1.

These Guidelines shall apply to the National Ainu Museum (hereinafter referred to as "the Museum"). The following are the methods of peer-review and the procedures for the publication of articles, research notes, introductions to cultural resources, program reports, and other writings deemed appropriate for publication in the Journal (hereinafter referred to as "Articles"). The purpose of this regulation is to guarantee the quality of the contents of the journal and thereby contribute to the development of Upopoy, including the Museum.

(Anonymity of reviewers)

Article 2.

In principle, the names of reviewers shall remain anonymous. However, the Editorial Board may disclose the names of the reviewers in the journal after the completion of the editing of the volume of the Journal.

(Review Criteria)

Article 5.

The criteria for publication of the Journal shall be as follows.

- (1) The Editorial Committee shall publish the results of research conducted by the Museum and Upopoy, in accordance with the Museum's founding philosophy of "respecting the dignity of the Ainu as an indigenous people, promoting correct recognition and understanding of Ainu history and culture in Japan and abroad, and contributing to the creation and development of a new Ainu culture".
- (2) The articles and other materials to be published in the Journal will be peer-reviewed to ensure that research ethics are thoroughly observed and that the editorial policy of "the dignity of the Ainu as an indigenous people is respected" is given the highest priority.
- (3) Acceptance or rejection for publication will be judged based on originality, novelty, consistency, material significance, among other criteria. It will also be taken into consideration that the academic value of the findings, materials, and analysis included in the article, as well as the significance of the resources and material.
- (4) To encourage free and vigorous discussion after publication, the views expressed by authors in their papers will be respected. The review will be based on a good will of providing an opportunity to express constructive and objective criticism and views.

(5) Manuscripts for publication should be written in compliance with the Guidelines for Writing Manuscripts in terms of volume, references, and should be appropriately worded.

(Decision to publish manuscripts)

Article 6.

The Editorial Board shall make a decision on the publication of a manuscript with the publication criteria indicated in the preceding article, while referring to the opinions of the reviewers.

2. The decision to publish a manuscript shall be made by a majority vote of the Editorial Committee members.

The "Guidelines for the Establishment of the Editorial Committee for Printed Materials of the National Ainu Museum " for the fiscal year 2021, when editorial of this journal started, stipulates the following regarding the publication of this journal.

(Article 2.)

The Editorial Committee shall consider the following matters.

- (1) Matters related to editing and publishing the newsletter "anu anu,"
- (2) Matters related to the editing, peer reviewing, and publication of the Journal,
- (3) Editing and publishing research reports,
- (4) Editing and publishing leaflets and other public relations materials,
- (5) Editing and publishing web pages,
- (6) Editing and publishing annual reports,
- (7) Other matters necessary for publication and release of various printed materials.

(Organization)

Article 3.

The Committee shall consist of a chairperson and members as specified below.

- (1) Executive Director
- (2) Deputy Director
- (3) Director of the Research and Curatorial Department
- (4) Manager of the Administrative Division
- (5) Managers of Divisions at the Research and Curatorial Department

The chairperson of the committee shall be the director of the museum.

(Meetings)

Article 4.

1. The chairperson shall convene meetings of the Committee.
2. The Chairperson may, when necessary, request the attendance of relevant persons and hear their opinions.
3. The Editorial Committee may establish subcommittees under the Editorial Committee as necessary to conduct specialized studies and deliberations on the publication of various printed materials, etc.

**The members of the Editorial Board of the Journal No. 1 are as follows
(titles are as of September 2022).**

SASAKI Shiro (Prof. Dr.),	Executive Director of the Museum
MINAMI Kenichi,	Deputy Director of the Museum
YABUNAKA Takeshi,	Director of Research and Curatorial Department cum Manager of Exhibition Planning Division
TAMURA Masato,	Manager of Collection Management Division
SHIMOMURA Noriko,	Manager of Research Management and Exchange Division
MORIOKA Kenji,	Manager of Museum Education Division
FUKAZAWA Hiroaki,	Manager of the Administrative Division

Secretary for the Publication of the Journal

YACHITA Mio (Research Management and Exchange Division), SUZUKI Kenji, Dr. (Exhibition Planning Division)

本誌に掲載した論文等はすべて、当博物館ウェブサイト上で電子版を公開しています。

<https://nam.go.jp/>

本誌に掲載されている論文の内容は、すべて著者の文責によるもので、発行者・資金出資元の意向を反映するものではありません。各論文の著作権は各著者に帰属します。

国立アイヌ民族博物館

研究紀要 第1号 2022

2022年9月30日発行

編集 国立アイヌ民族博物館印刷物等編集委員会

発行 国立アイヌ民族博物館

北海道白老町若草町2丁目3番1号

<https://nam.go.jp/>

ISSN 2758-2760

非売品

© 2022 国立アイヌ民族博物館

All the articles published in this journal are available online at the museum website below.

<https://nam.go.jp/>

The content of articles published in this journal is solely the responsibility of the author(s) and does not reflect the intent of the publisher or funding source. The copyright of each paper belongs to the respective author(s).

National Ainu Museum Journal Vol.1 2022

30th September, 2022.

Edited and Published by National Ainu Museum

2-3-1, Wakakusa cho, Shiraoui, Hokkaido, JAPAN

<https://nam.go.jp/>

ISSN 2758-2760

Not for Sale

© 2022 National Ainu Museum